

平成 28 年

第 1 回 定例会 会議録

奄美市議会

第 1 回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第 1 回定例会一般質問通告	7
2 月 18 日（木）（第 1 日目）	
出席議員及び欠席議員	17
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	17
職務のため出席した事務局職員	18
会議録署名議員の指名	19
会期の決定	19
報告第 1 号（1 件）上程	19
議案第 1 号～第 10 号（10 件）上程	20
議案等付託	36
2 月 22 日（月）（第 2 日目）	
出席議員及び欠席議員	37
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	37
職務のため出席した事務局職員	38
議案第 11 号～第 36 号（26 件）上程	39
3 月 3 日（木）（第 3 日目）	
出席議員及び欠席議員	49
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	49
職務のため出席した事務局職員	50
一般質問	
津畑 誠 君（無所属）	51
崎田 信正 君（日本共産党）	59
松山 さおり 君（無所属）	69
奥 輝人 君（自由民主党）	79
栄 ヤスエ 君（公明党）	90
3 月 4 日（金）（第 4 日目）	
出席議員及び欠席議員	101
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	101
職務のため出席した事務局職員	102
一般質問	

元野 景一 君（自由民主党）	103
平川 久嘉 君（自由民主党）	112
川口 幸義 君（自由民主党）	121
戸内 恭次 君（無所属）	130
師玉 敏代 君（自民新風会）	140

3月7日（月）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	153
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	153
職務のため出席した事務局職員	154
一般質問	
三島 照 君（日本共産党）	155
安田 壮平 君（自民新風会）	163
西 公郎 君（自民新風会）	174
橋口 和仁 君（自民新風会）	183

3月8日（火）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	193
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	193
職務のため出席した事務局職員	194
一般質問	
関 誠之 君（社会民主党）	195
与 勝広 君（公明党）	205
林山 克巳 君（自由民主党）	216

3月9日（水）（第7日目）

出席議員及び欠席議員	228
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	228
職務のため出席した事務局職員	229
議案第1号～第10号（10件）上程	230
発議第1号（1件）（付帯決議）上程	235
陳情第1号（1件）上程	238
議案第11号～第36号（26件）上程	239
議案付託	243
議案第37号（1件）上程	244
議案第38号（1件）上程	245

3月22日（火）（第8日目）

出席議員及び欠席議員	247
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	247
職務のため出席した事務局職員	248
議案第11号、第23号～第31号、第33号～第36号、38号（15件）上程 （一般会計予算等審査特別委員長報告）	249
議案第12号～第22号、第32号（12件）上程 （特別会計予算等審査特別委員長報告）	255
議案第39号～第42号（4件）（人権擁護委員候補者）上程	264
議案第43号～第58号（16件）（農業委員会委員）上程	265
議案第59号、第60号（2件）（教育委員会委員）上程	265
議員派遣について	268
閉会中の継続審査申出	268

別紙

各常任委員会審査報告書	269
各予算等審査特別委員会審査報告書	272
議員派遣について	274
閉会中の継続審査の申出について	275

参考資料（意見書等）	277
------------------	-----

会期・議事日程 付 議 事 件

平成28年第 1 回奄美市議会定例会議事日程

○平成28年 2 月18日 奄美市議会第 1 回定例会を招集した。

○会 期 34日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
2月18日	木	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（34日間） 3 報告第 1 号 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第1号～10号(10件) 上程 説明 質疑 付託 ☆付託区分 { 総務企画－議案第9号(1 件) 文教厚生－議案第2号～5号, 10号(5 件) 産業建設－議案第6号～8号(3 件) 全委員会－議案第1号 平成27年度一般会計補正予算（第 8 号） は、所管する各常任委員会に付託 ※請願・陳情付託報告(前議会からの継続審査事件を含む) 総務企画-陳情第2号, 平成27年陳情第17号 文教厚生-陳情第1号 産業建設-平成27年陳情第16号 ※全員協議会(本会議終了後) ※ 午後 1 時30分から各常任委員会審査（文教厚生, 産業建設）
2月19日	金	休 会	※ 午前 9 時30分から各常任委員会審査（総務企画）
2月20日	土	休 会	
2月21日	日	休 会	
2月22日	月	本会議	1 議案第11号～36号(26件) 上程 説明 （平成28年度関係議案・施政方針等） ※全員協議会(本会議終了後) 【議題】 平成28年度予算等審査特別委員会の構成・調整について ※一般質問通告（11：00まで）
2月23日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
2月24日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
2月25日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
2月26日	金	休 会	報告書整理・議案等調査
2月27日	土	休 会	
2月28日	日	休 会	
2月29日	月	休 会	報告書整理・議案等調査
3月1日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
3月2日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
3月3日	木	本会議	1 一般質問－津畑議員, 崎田議員, 松山議員, 奥議員, 栄議員（質問順）
3月4日	金	本会議	1 一般質問－元野議員, 平川議員, 川口議員, 戸内議員, 師玉議員（質問順）
3月5日	土	休 会	
3月6日	日	休 会	
3月7日	月	本会議	1 一般質問－三島議員, 安田議員, 西議員, 橋口（和）（質問順）
3月8日	火	本会議	1 一般質問－関議員, 与議員, 林山議員（質問順）
			1 議案第1号～10号(10件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 発議第 1 号（附帯決議） 上程 説明 質疑 討論 採決 3 陳情第 1 号 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第11号～36号(26件) 上程 質疑 付託

3月9日	水	本会議	☆付託区分 一般会計予算等審査特別委員会 議案第11号, 23号～31号, 33号～36号(14件) 特別会計予算等審査特別委員会 議案第12号～22号, 32号(12件) 5 議案第37号 上程 説明 質疑 討論 採決 6 議案第38号 上程 説明 質疑 付託
3月10日	木	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月11日	金	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月12日	土	休 会	
3月13日	日	休 会	
3月14日	月	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月15日	火	休 会	報告書整理
3月16日	水	休 会	報告書整理
3月17日	木	休 会	報告書整理
3月18日	金	休 会	報告書整理
3月19日	土	休 会	
3月20日	日	休 会	(春分の日)
3月21日	月	休 会	(振替休日)
3月22日	火	本会議	1 議案第11号, 23号～31号, 33号～36号, 38号(15件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 議案第12号～22号, 32号(12件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 議案第39号～42号(4件)(人権擁護委員候補者) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第43号～58号(16件)(農業委員会委員) 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第59号, 60号(2件)(教育委員会委員) 上程 説明 質疑 討論 採決 6 議員派遣について 7 閉会中の継続審査について

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について (専決第2号 損害賠償の額を定めることについて)			
(1)	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (専決第1号 平成27年度奄美市一般会計補正予算 (第7号) について)	H28. 2. 18	承 認	本会議
(2)	議案第1号	平成27年度奄美市一般会計補正予算(第8号) について	H28. 3. 9	原案可決	全委員会
(3)	議案第2号	平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) について	H28. 3. 9	原案可決	文教厚生
(4)	議案第3号	平成27年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号) について	H28. 3. 9	原案可決	文教厚生
(5)	議案第4号	平成27年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第4号) について	H28. 3. 9	原案可決	文教厚生
(6)	議案第5号	平成27年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第1号) について	H28. 3. 9	原案可決	文教厚生
(7)	議案第6号	平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) について	H28. 3. 9	原案可決	産業建設
(8)	議案第7号	平成27年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) について	H28. 3. 9	原案可決	産業建設
(9)	議案第8号	平成27年度奄美市水道事業会計補正予算(第2号) について	H28. 3. 9	原案可決	産業建設
(10)	議案第9号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 3. 9	原案可決	総務企画
(11)	議案第10号	奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 3. 9	原案可決	文教厚生
(12)	発議第1号	「議案第10号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」に対する附帯決議について	H28. 3. 9	原案可決	本会議
(13)	陳情第1号	住用町市湾の赤土汚染に関わる陳情	H28. 3. 9	採 択	文教厚生
(14)	陳情第2号	「奄美に大学を設置する審議会」の発足に関する陳情	H28. 3. 22	継続審査	総務企画
(15)	議案第11号	平成28年度奄美市一般会計予算について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(16)	議案第12号	平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について	H28. 3. 22	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(17)	議案第13号	平成28年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について	H28. 3. 22	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(18)	議案第14号	平成28年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について	H28. 3. 22	原案可決	特別会計等審査特別委員会

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(19)	議案第 15 号	平成 28 年度奄美市介護保険事業特別会計予算について	H28. 3. 22	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(20)	議案第 16 号	平成 28 年度奄美市訪問看護特別会計予算について	H28. 3. 22	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(21)	議案第 17 号	平成 28 年度奄美市公共下水道事業特別会計予算について	H28. 3. 22	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(22)	議案第 18 号	平成 28 年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算について	H28. 3. 22	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(23)	議案第 19 号	平成 28 年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について	H28. 3. 22	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(24)	議案第 20 号	平成 28 年度奄美市と畜場特別会計予算について	H28. 3. 22	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(25)	議案第 21 号	平成 28 年度奄美市交通災害共済特別会計予算について	H28. 3. 22	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(26)	議案第 22 号	平成 28 年度奄美市水道事業会計予算について	H28. 3. 22	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(27)	議案第 23 号	奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(28)	議案第 24 号	奄美市行政不服審査会条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(29)	議案第 25 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(30)	議案第 26 号	奄美市職員の退職管理に関する条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(31)	議案第 27 号	奄美市減債基金条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(32)	議案第 28 号	奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(33)	議案第 29 号	奄美市消費生活センター条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(34)	議案第 30 号	奄美市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(35)	議案第 31 号	奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(36)	議案第 32 号	奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(37)	議案第 33 号	奄美市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(38)	議案第 34 号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(39)	議案第 35 号	過疎地域自立促進計画の策定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(40)	議案第 36 号	奄美市道路線の廃止及び認定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(41)	議案第 37 号	平成 27 年度奄美市一般会計補正予算（第 9 号）について	H28. 3. 9	原案可決	本会議
(42)	議案第 38 号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 3. 22	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(43)	議案第 39 号	人権擁護委員候補者の推薦について	H28. 3. 22	承 認	本会議
(44)	議案第 40 号	人権擁護委員候補者の推薦について	H28. 3. 22	承 認	本会議
(45)	議案第 41 号	人権擁護委員候補者の推薦について	H28. 3. 22	承 認	本会議
(46)	議案第 42 号	人権擁護委員候補者の推薦について	H28. 3. 22	承 認	本会議
(47)	議案第 43 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(48)	議案第 44 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(49)	議案第 45 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(50)	議案第 46 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(51)	議案第 47 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(52)	議案第 48 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(53)	議案第 49 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(54)	議案第 50 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(55)	議案第 51 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(56)	議案第 52 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(57)	議案第 53 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(58)	議案第 54 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(59)	議案第 55 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(60)	議案第 56 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(61)	議案第 57 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(62)	議案第 58 号	農業委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(63)	議案第 59 号	教育委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議
(64)	議案第 60 号	教育委員会委員の任命について	H28. 3. 22	同 意	本会議

※前議会からの継続審査事件

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(65)	平成 27 年 陳情第 16 号	「商店版リフォーム助成制度の創設」を求める陳情	H28. 3. 22	継続審査	産業建設
(66)	平成 27 年 陳情第 17 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	H28. 3. 22	継続審査	総務企画

第 1 回定例会一般質問通告

3月3日（木）

◎無所属 津畑 誠

1 ふるさと納税制度について

- (1) 昨年の第4回定例会で質問した、ふるさと納税に関する事項について、その後の進捗状況を伺う。
- (2) 平成20年度から昨年度までのふるさと納税の寄附申込みにおける、①「一集落1ブランド事業」、②「定住促進対策」活力ある地域づくり、③「人材育成」今後の奄美市を担う人づくり④「地域文化の保存・継承」シマの文化を未来に受け継ぐ⑤ その他の各事業への使途指定状況に関し、その内訳件数及び寄付金額を伺う。
- (3) 奄美市において上記(2)の各事業費へ充当した寄附金額を伺う。

2 国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定された地方版総合戦略「奄美市 『攻め』の総合戦略」について

- (1) 「攻め」の姿勢に転換した趣旨を伺う。
- (2) 「攻め」の姿勢に関連し、ふるさと納税額に関し、平成31年度の数値目標を1億円としている趣旨を伺う。
- (3) ふるさと納税の活用では、特産品育成事業のみを計画しているが、それ以外の相乗効果の掘り起こしはないのか伺う。

3 世界自然遺産登録について

- (1) 世界自然遺産登録後に増大すると予想される観光客の受入れ体制について、奄美市の具体的な準備体制についての見解を伺う。
- (2) 世界自然遺産への登録は観光産業振興にとって大きなチャンスであり、地域での期待も大きい。世界自然遺産登録を活かした奄美市の地域活性化策を伺う。

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢

- (1) アベノミクスをどう評価しているか。
- (2) 公契約条例制定に向けた取組みは。
- (3) 市内中小零細企業の経営実態調査及び働くものの労働実態調査が必要ではないか。

2 社会保障制度について

- (1) 国保制度について
 - ① 「国保」は助け合いの制度と表現しているが、その意味はなにか。
 - ② 短期保険証と資格証明書の発行件数と発行要件
 - ③ 減免制度の活用状況と実績は。拡充が必要では。
 - ④ 国保法第44条の一部負担金減免制度活用実績は。
 - ⑤ 2015年度からの国に国保への財政支援1700億円が投入されているが、奄美市への配分はどうか。また、2018年度からは、3400億円が投入されるが、都道府県単位化と同時期になる。保

陰料軽減につながるか。

(2) 介護保険制度について

① 介護保険の理念は。

② 総合事業移行にむけての現状と課題は。すでに実施している自治体から教訓とするものはなにか。

③ 安倍政権は、「介護離職0」を掲げているが、事業所や介護職員の実態は把握されているか。

(3) 障害者総合支援法にもとづく障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法が4月から施行されるが、本市の取組状況と課題はなにか。

◎無所属 松山 さおり

1 福祉行政について

(1) 子ども子育て支援新制度について

① 奄美市の実情・子育てニーズに見合った制度設計となっているか。

② 地域型保育について

ア 新制度本格導入に対し、事業者や保護者の意見は。

イ 新年度の申請状況について

ウ 兄弟での入所、また新制度について、保護者への説明責任の所在

エ 待機児童解消の改善が図られるのかどうか。

オ 施設の安全安心と保育の質の確保について

カ 障がい児受入れの状況。また、本市の考え方について

キ マイナンバー制度を活用した子ども医療費の取り扱いについて

2 子どもの貧困対策について

(1) 関係各課でどのような施策を策定し、取り組みを行っているか。

3 就学援助制度の実施状況について

(1) 平成25年度から本年1月末までの各年度の受給数の推移

(2) 就学援助制度の周知

4 医療費助成制度の給付方式について

(1) 現物給付方式の導入についての奄美市の見解

5 市民後見人制度について

(1) 市民後見人養成講座の基礎編の修了者数、及び実践編の受講者数

(2) フォローアップ体制について

◎自由民主党 奥 輝人

1 ミカンコミバエ問題について

(1) 移動規制の解除について

① 杵外笠利地区について

② 杵外笠利地区のマンゴーの出荷について

③ 杵内スモモの解除について

- (2) 侵入警戒防除のマニュアルについて
 - ① 国・植物防疫所のマニュアルについて
 - ② 沖縄県・石垣市のマニュアルについて
- (3) 放任園地について
 - ① 放任園地の状況について（面積や地主との連携について）
 - ② 管理状況について（伐採や落下物の除去など）
- (4) 小売業者への支援について
 - ① 県が示している支援内容について
 - ② 奄美市単独での支援について

2 国保税の税率改正について

- (1) 低所得者の負担増について
- (2) 低所得者の負担する金額について
- (3) 医療費の適正化について

◎公明党 栄 ヤスエ

1 子供・子育て支援について

- (1) 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援について
 - ① 奄美市の現状を伺う。
 - ② 相談から支援までをワンストップで行える奄美市版ネウボラ（子育て地域包括支援センター）設置の予定はないかを伺う。
- (2) 新年度から新たに、地域型保育が始まるが、
 - ① どのように変わるのかを伺う。
 - ② 待機児童は解消できるのかを伺う。
 - ③ 保育・子育てホットラインは設置できないかを伺う。
 - ④ 認定こども園の設置予定はないかを伺う

2 市民生活について

- (1) 食品ロス削減に向けた国民運動の展開について
 - ① クリーンセンターに持ち込まれる、生ゴミの現状を伺う。
 - ② 本市でもゴミ減量のために「3010 運動」を取り入れられないか伺う。
 - ③ 生ゴミを家庭や事業所から回収し資源化する計画はないかを伺う。

3 世界自然遺産登録について

- (1) 希少動物の脅威となっている、ノネコ対策について伺う。
- (2) 飼い猫の適正飼養の市民への意識醸成への取り組みを伺う。
- (3) ノネコ捕獲後の収容施設設置の予定を伺う。

3月4日（金）

◎自由民主党 元野 景一

1 市長の政治姿勢について

(1) 奄美大島への自衛隊配備に関する奄美市の基本姿勢について

- ① 日本の現在の防衛体制について奄美市長として現実の今日における東アジアの状況をどのように感じておられるのか、併せて2月7日北朝鮮の弾道ミサイル発射の国連安保理無視の暴挙に対して奄美市長としてどう考えておられるのか。
- ② 自衛隊配備に関する住民説明会の開催時期を現時点で奄美市はどのように考えておられるのか。

2 ふるさと納税について

(1) ふるさと納税の庁内組織体制強化と積極的取組展開について

- ① 庁内組織体制をどのように整え、どのように強化して進めていくつもりか。
- ② 奄美市ふるさと納税目標額をどの様に設定しておられるのか。
- ③ 奄美市ふるさと納税を推進するにあたってどのような募集戦略を考えておられるのか。
- ④ 奄美ふるさと納税を推進するにあたって島内、市民の協力・理解が必要不可欠と思われるが、住民説明をどのように考えておられるのか。
- ⑤ ふるさと納税のお礼品の拡充を図るとあるがどのような対策を考えておるのか。
- ⑥ 企業版ふるさと納税を視野に入れた積極的展開を考えてあるのか。

◎自由民主党 平川 久嘉

1 施政方針について

- (1) 奄美市創立10周年の節目を迎える市政の実績を踏まえ、これからの10年、20年と子どもたちにつなぐ将来を見据えた重点施策について伺います。
 - ① 攻めの総合戦略としての地方創生の推進の取組みの現状と課題は。
 - ② しあわせの島をめざし策定された「奄美市『攻め』の総合戦略」（まち・ひと・しごと創生総合戦略）の実現に向けた決意及び市民等への周知は。
 - ③ 「しあわせの島」の実現度を示すアンケートの実施要領、設問検討、対象範囲及び施策への反映は。
 - ④ 陸上自衛隊の配備による南西諸島に位置する奄美の防衛上の空白地解消や災害支援体制の強化、経済活動による波及効果等への期待に関する、市民の理解・協力を得る方策は。

2 重点施策について

- (1) 豊かな福祉社会の形成について伺います。
 - ① 待機児童の解消にむけた保育所における体制の強化及び保育サービスに対する支援の内容は。
 - ② 新たな地域型保育事業の内容、子育て・健康増進・高齢者福祉が一体となった拠点施設の整備に向けた基本構想は。
- (2) 観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりについて伺います。
 - ① 奄美大島版DMO（観光連携組織構築事業）の構築を推進し5市町村と地域、民間企業などが一体となって観光振興に積極的に取り組んでいる観光地としてのブランド化を推進する奄美市の主な地域は。
 - ② 笠利地区では統一された一集落1ブランドの立派な看板が当該地域の要点に設置されており広報に寄与している。その他の看板を含め、用途や内容により看板の規格を島内で統一する必要があるのでは。

- ③ 市内全域の光ブロードバンド環境整備に併せて笠利・住用地域への光ファイバー設置，無料Wi-Fi環境整備などが情報格差是正になるのでは。

◎自由民主党 川口 幸義

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 教育長人事と任命権について
 - (2) 教育委員の任命と兼業について
- 2 と畜場建設への取組について
 - (1) 国・県・市町村の取組について
 - (2) 離島畜産活性化施設整備事業について
 - (3) 行政・農業協同組合・生産者・食肉販売業者等の共同出資の必要性
- 3 大浜海浜公園リニューアル事業について
 - (1) 今年度の事業規模と範囲について
 - ① 公園敷地内の「海の家」撤去について
- 4 農業委員会に関する法律改正について
 - (1) 農業委員の選出方法について
 - (2) 農地利用最適化推進委員について

◎無所属 戸内 恭次

- 1 観光業に関して
 - (1) 格安航空（LCC）のための基金創設について
 - (2) 成田一庵美間の利用状況について
 - (3) 低運賃への「奄振交付金」利用状況について
- 2 市民生活に関して
 - (1) 公園等に設置されたトイレについて
 - ① 高齢者の使用を考慮して洋式への整備は出来ないか。
 - ② トイレ清掃，補修等管理体制について
 - ③ 案内看板について
 - (2) クリーンセンター，ゴミ袋問題について
- 3 大学誘致について
 - (1) 実現のための課題について
- 4 ミカンコミバエ問題について
 - (1) 早期根絶への取組みについて
 - ① 放置果樹園の対策について
 - ② 落下果実の処理について
 - ③ 沖縄との比較について

◎自民新風会 師玉 敏代

1 農業振興について

- (1) ミカンコミバエの防除と流通業者への支援策について

2 福祉教育政策について

- (1) 子育て、保健・高齢者福祉施設構想について
- (2) 里親制度・奄美留学について
- (3) 在宅医療・介護連携事業について

3 公設民営の管理運営について

- (1) 指定管理者・第3セクターの管理運営と監査のあり方について
- (2) 内海バンガローの管理者と改修について

3月7日（月）

◎日本共産党 三島 照

1 市長の政治姿勢について

- (1) 自衛隊ミサイル基地建設に伴う説明会は、いつになるのか。
- (2) 議会・市民軽視にならないか。
- (3) 公正・公平な行政運営について
 - ① 奄美市本庁舎建設基本設計業者選定のあり方について。
 - ② 随意契約のあり方について
- (4) 市民の経済実態（暮らし）をどう分析して施政に生かそうとしているのか（成長戦略）。全ての事業所の実態調査をすべきではないか。
- (5) 奄美市「攻め」の総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）の中で奄美自然史博物館（自然遺産ミュージアム）建設について
- (6) 住用村市集落住民の安全・安心対策について

◎自民新風会 安田 壮平

1 新年度施政方針及び市長政治姿勢

- (1) 市長が就任以来言われてきた「市政の主人公は市民である」ということについて
 - ① この言葉の意図するところは何か。
 - ② これを実現するために、どのような施策を行ってきたのか。また、今後どのような施策を行うのか。
- (2) 少子化対策について
 - ① 婚活支援に関する事業のこれまでの成果と課題は何か。また、今後どのような施策を行うのか。
 - ② 新年度から始まる「不妊・不育治療支援助成金」事業の概要は。
- (3) 商工業の振興について
 - ① 「プレミアム商品券発行事業」の今年度の成果と課題は何か。また、今年度の事業概要は。
- (4) 世界自然遺産登録の推進について
 - ① 「飼い猫の適正飼養に対する住民意識の向上」のためにどのような具体策を考えているか。
 - ② 「ポイ捨て等防止条例の周知徹底」のためにどのような具体策を考えているか。

(5) 18歳以上への選挙権拡大について

① 本市として高校生等へどのような普及啓発活動を行うのか。

◎自民新風会 西 公郎

1 まち、ひと、しごと創生総合戦略について

(1) 地方創生総合基本方針での金融機関の役割について

(2) 創業(起業)支援事業について

2 陸上自衛隊部隊配備について

(1) 今年度末をもって基本計画が済まされる計画でいいのか。

(2) 民間所有者との土地の売買契約は締結されたか。

(3) 部隊配備に関する地域住民への説明会開催について

(4) 宿舎建設について

(5) 大熊～有良トンネル構想について

(6) 自衛隊配備、本庁舎建設と今後人手不足等が懸念されるが当局の見解を伺う。

3 奄美国体準備について

(1) 奄美国体における経済効果をどの様に試算しているか。

(2) 現時点で今後の準備等についてどの様に考えているのか。

(3) 市役所内での準備室等、体制はどの様になっているのか。

(4) 本市における今後の予算措置等はどの様になるのか。

(5) 奄美国体での報道機関への対応(光ファイバー整備)はどの様な計画か。

(6) 強化選手採用特別枠について

(7) ホテル集客数には限りがあるが、民泊について本市の考えは。

(8) 国体開催後の住用地区内海整備をどの様に考えるか。

スポーツアイランド構想との関連

(9) 笠利地区、サッカー、ラグビー場建設について

4 市政10周年について

(1) 合併功労者表彰制度について

◎自民新風会 橋口 和仁

町づくりにおいて

1 情報産業の振興

(1) 情報の振興において、今年度から未整備地区への光ブロードバンド環境の整備がなされるが、

① 事業計画として何年度までか。

② どの地区から整備され、優先的課題は。

③ 期待される事

(2) W i F i の取り組みについて

① 今後市内において増設の可能性はあるのか。

② 今後の観光振興においては、広域的な整備が望まれますが、今後の取り組みはあるのか。

- ③ 一元的な取り組みは検討すべきではないか。

2 既存施設の更新について

- (1) 歴史民俗資料館、宇宿貝塚史跡公園などの施設について

- ① 管理体制は、どのようになっているのか。
- ② 来館者への、対応と人員の配置は。
- ③ 施設の改修事業は考えているか。

3 地域再生に向けて

- (1) 一集落1ブランドへの今後の取り組みについて

- ① 維持運営はどのようになっているのか。
- ② 今後の維持・推進は、考えているのか。

- (2) その他の、集落の活性化に向けての取り組みは考えているのか。

- ① 集落の活性化に向けた取り組みは。
- ② 集落施設の改修等

4 福祉行政について

- (1) 児童福祉について

- ① 乳幼児医療費助成制度の拡充は。何歳児までか。
- ② 更なる拡充は考えているのか。

- (2) 高齢者福祉について

- ① 住宅改修費用の現状は。
- ② 制度上の改善は考えているのか。

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

- (1) 平成28年度の施政方針と予算編成について

(施政方針についての基本的考え方)

- ① 奄美市の経済状況をどう捉え、今年度予算にどのように反映させたか。
- ② 奄美市が着実に成長するための人づくり、モノづくり、まちづくりとこれらを有機的に結び付けて活用する仕組みとは具体的にどのようなことか。
- ③ 地域主導型社会への変化に対応できる行財政運営とはどのようなことをイメージしているのか。
- ④ 市長就任以来、特に成果のあった施策と重点的に力を入れてきた施策・予算は何か。

- (2) (予算編成で、特徴的な具体的施策は何か)

- ① 人口減少への歯止め対策(少子化対策)について
- ② 雇用の場の確保(産業基盤の整備)について
- ③ 観光交流人口増(離島航空路の充実強化)について

- (3) (予算編成と執行のあり方)

- ① 学校給食センター建設事業47,513千円は繰越明許費にし、小宿土地区画整理事業16,422千円は補正予算で全額を減額補正している。取り扱いが異なるのはどうしてなのか。また、繰越明許費の制度が安易に使われないように啓発はどうしているか。

- ② 繰越明許費にした予算の執行が年末・年度末までかかっている事業が多く散見されるが、15 か月予算という趣旨からも問題であると思うが、見解を。
- ③ 予算単年度主義から言って「理由もなく予算を流すことは、議会や住民に対する約束違反」と思うが、市長はどのように考えているのか。

2 改定奄振法について

(1) 改定奄振法の十分な活用について

- ① 第17条の通訳案内士法・第18条の旅行業法の特例は、実施され活用されているか、お答え下さい。
- ② 奄美群島振興交付金の実績を示すとともに、今年度の予算はどう措置され、拡充されたのかを示せ。
- ③ 定住環境の改善に向けた配慮規定が追加されていたが、具体的にどのような政策として反映され予算に取り入れられているのか。

3 教育行政について

(1) 教育予算編成の基本的考え方について

- ① 教育予算総額 24 億 5,223 万 5 千円は、市予算の 7.7%である。この額に対する教育長の見解を。
- ② 今回の教育予算で特に力を入れた施策は何か。
- ③ 26 年度計上した給食センター予算が繰越明許費となった事について教育長の見解を。
- ④ 今年度はさらに用地の造成工事として 51,300 千円を計上しているが、今後の事業スケジュール・予算執行はどうなるのか具体的に示せ。

4 市民生活に関する施策

(1) 陸上自衛隊警備部隊の配備について

- ① H27 年度の用地取得費・基本検討・測量・環境調査などに約 32 億円の予算を計上していたが、その執行はどうなったのか。また、住民に対する説明会はいつ開催できるのか。

(2) 小宿区画整理事業について

- ① H26 年度予算が最終補正予算で全額落とされ、今年度当初予算にも計上されていないが、今後の事業執行はどうなるのか。

◎公明党 与 勝広

1 市長の政治姿勢について

(1) 財政改革と次期財政計画について

- ① 合併後の義務的経費の推移と次の 10 年へ向けた予想推移について
- (2) 指定管理者制度の検証と総括について
- (3) 奄美市総合計画と奄美群島成長戦略ビジョンの整合性について
- (4) 軽減税率導入に対する市長の見解は

2 福祉行政について

(1) 国保データベース（KDB）システムの活用による医療費の抑制効果と成果について

- ① 高額療養費制度改善（昨年 1 月より）で中低所得者の負担軽減の実績は

3 奄美群島振興開発特別措置法について

(1) 平成 28 年度の奄振予算の評価は

- ① 改正奄振法による奄美群島振興交付金の活用成果をどのように考えているのか
- ② 関西・奄美間の格安航空機の就航実現について

◎自由民主党 林山 克巳

1 合併 10 周年の節目を迎え、奄美市の未来像について

(1) 人口ビジョンと総合戦略について

- ① 奄美市（旧名瀬・笠利・住用地区）における人口の推移状況について
- ② 一人当たりの奄美市民所得の推移を踏まえ、所得向上の対策と施策について
- ③ 産業振興における雇用の創出（第一次産業）農業・漁業・林業の取組みについて

2 自主財源（ふるさと納税）について

(1) 自主財源の重要性について

- ① 自主財源の内容と推移について
- ② ふるさと納税とは。
- ③ ふるさと納税 3 つの意義とメリットについて
- ④ 地方創生においてふるさと納税の役割

3 自衛隊誘致について

(1) 現実的視点から見た自衛隊誘致の重要性について

- ① 自衛隊誘致がもたらす奄美市におけるメリットとは。
- ② 平成 28 年度の住民説明会・討論会の開催の計画はあるのか。

4 教育の分野での人材育成について

(1) 連携する大学・専門学校の役割について

- ① 奄美福祉専門学校・奄美情報処理専門学校・日本語学校「カケハシインターナショナルスクール」奄美校に対する助成制度について
- ② 地域の企業との取組みについて

第 1 回 定 例 会
平成 28 年 2 月 18 日
(第 1 日 目)

2月18日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	21 番	奥 輝 人 君
22 番	平 川 久 嘉 君	23 番	里 秀 和 君
24 番	伊 東 隆 吉 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

20 番	橋 口 和 仁 君
------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

副 市 長	福 山 敏 裕 君	教 育 長	要 田 憲 雄 君
総 務 部 長	東 美 佐 夫 君	総 務 課 長	奥 田 敏 文 君
企画調整課長	三 原 裕 樹 君	財 政 課 長	前 田 和 男 君
総 務 部 参 事 (消 防 長)	小 松 和 行 君	市 民 部 長	則 敏 光 君
市民協働推進課長	金 森 広 子 君	保健福祉部長	泉 賢 一 郎 君
福祉政策課長	山 田 和 憲 君	商工観光部長	菊 田 和 仁 君
商水情報課長	久 保 信 正 君	紬 観 光 課 長	島 名 享 君
農 政 部 長	奥 正 幸 君	地域農政課長	新 納 一 一 君
建 設 部 長	砂 守 久 義 君	都市整備課長	本 山 末 男 君
土 木 課 長	戸 田 正 利 君	産業建設課長	福 長 敏 文 君
上下水道部長	上 島 宏 夫 君	水 道 課 長	佳 元 保 輔 君

2月18日(1日目)

教育委員会
事務局 森山 直樹 君

教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監

保浦 正博 君

選挙管理委員会
事務局 大江 和典 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 局長 元 優 君

議会事務局次長兼
調査係長事務取扱

上原 公也 君

議事係 係長 前田 賢一郎 君

議事係 主査 麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） ただいまの出席議員は23名であります。会議は成立いたしました。
これから、平成28年第1回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告いたします。

先の定例会で採択され、当局に送付いたしました陳情第15号、小規模起業振興基本法に基づいた小規模起業振興条例の早期制定を求める陳情について、報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりでございます。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員に、松山さおり君、多田義一君、川口幸義君の3名を指名いたします。

○

議長（竹山耕平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の議事日程表のとおり、本日から3月22日までの34日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの34日間とすることに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第3、報告第1号 専決第1号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長（福山敏裕君） おはようございます。ただいま議長からもございましたように、市長がインフルエンザのため出席がないますので、市長に代わりまして提案理由を御説明させていただきます。

それでは、ただいま上程されました報告第1号の専決につきまして、提案理由を御説明いたします。

報告第1号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第7号）につきましては、ミカンコミバエ防除対策及び農作物処分対策に伴う追加経費の専決処分について御報告するものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、歳出において農林水産業費の農業費に農産物の処分に要する経費をはじめ、関係経費の合計で1億5,000万円を計上いたしております。

また、歳入につきましては、県支出金において歳出と同額を計上いたしております。

今回の専決補正予算で、1億5,000万円を追加したことにより、平成27年度奄美市一般会計予算の総額は31億4,725万6,000円となっております。

以上、報告第1号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議のうえ御承認下さいますようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの報告第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これから、報告第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第1号については、承認することに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第4、議案第1号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第8号）についてから、議案第10号 奄美市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまでの10件について、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長（福山敏裕君） ただいま上程されました議案第1号から議案第10号までの提案理由の御説明いたします。

議案第1号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第8号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正予算は、関係する費目に人事院勧告に基づき、給与改定に係る人件費といたしまして、約2,000万円を追加計上いたしております。

総務費につきましては、総務管理費において地域振興資金積立金3億3,151万7,000円や、過疎地域自立促進特別事業基金1億3,590万円を積み立てるとともに、国の地方創生加速化交付金を活用した地方創生推進費として8,213万9,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉費において介護給付等事業費を6,000万円追加計上するほか、児童福祉費及び生活保護費においては、事務事業の確定見込みに伴う減額が主な内容でございます。

衛生費につきましては、保健衛生費において国民健康保険基盤安定事業費の増額に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額などが主なものでございます。

労働費から災害復旧費におきましては、事務事業の確定見込みに伴う減額が主な内容でございます。

公債費につきましては、市債借入利率の低下による利子償還金の減額を行うものでございます。

次に、歳入につきましては、地方譲与税及び各種交付金について今年度の見込み額に対する所要額を計上いたしております。

地方交付税につきましては、国税の増収に伴う国の補正予算措置により、普通交付税を1億1,735万4,000円、追加計上いたしております。

国・県支出金及び市債におきましては、主に歳出予算の事務事業確定に伴う所要額を計上いたしてお

ります。

また、繰越金につきましては、前年度剰余繰越金の未計上額2億3,474万3,000円を追加計上するとともに、諸収入におきまして残土処分収入として3,000万円などを計上するものでございます。

以上が、歳入歳出予算の主な内容でございますが、今回の補正で2億3,884万1,000円を増額することにより、平成27年度奄美市一般会計予算の総額は、320億8,609万7,000円となります。

次に、第2表、繰越明許費につきましては、地方創生事業や末広・港土地区画整理事業など、翌年度に繰り越す事業及び金額を計上いたしております。

また、第3表、地方債補正につきましては、過疎地域自立促進特別事業の追加や、事業費の確定等に伴う記載限度額の変更を行うものでございます。

議案第2号 平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費及び保険事業費におきまして職員に係る人件費をそれぞれ増額計上いたしております。

また、共同事業拠出金額の確定に伴い、482万4,000円を追加計上し、諸支出金におきまして国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金として26万7,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、共同事業繰出金及び繰出金の増額分に相当する国庫支出金、県支出金及び共同事業交付金を増額計上いたしております。

また、一般会計繰入金におきまして、基盤安定事業繰入金及び人件費の増額に相当する人件費繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ536万5,000円の増額となり、平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算の総額は82億4,320万7,000円となります。

議案第3号 平成27年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、委託料におきまして当初の見込みより笠利国民健康保険診療所の診療収入の減少が見込まれることから、597万円を減額計上いたしております。

歳入につきましては、診療収入を619万5,000円減額するとともに、特別調整交付金の増額に伴う他の会計からの繰入金を26万7,000円増額計上するものでございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ592万8,000円の減額となり、平成27年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は、2億5,320万7,000円となります。

議案第4号 平成27年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費を、保険給付費におきましては、これまでの実績をもとに見込み額をそれぞれ計上いたしております。

また、地域支援事業費におきましては、人件費及び事業の実績に伴う見込額を計上いたしております。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして、収納状況や保険給付実績から見込み額を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ9,881万9,000円の減額となり、平成27年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は、48億2,745万9,000円となります。

議案第5号 平成27年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、委託料につきまして当初の見込みより訪問看護収入の減少が見込まれることから、５７３万円を減額計上いたしております。

歳入につきましては、訪問看護収入におきましてこれまでの実績をもとに見込み額を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ５７３万円の減額となり、平成２７年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は３，３０４万４，０００円となります。

議案第６号 平成２７年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきましては、総務費の総務管理費及び事業費の維持管理費におきまして、人件費を増額計上いたしております。

建設費の公共下水道建設費におきまして、事業確定により工事請負費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の減に伴い繰入金諸収入及び市債をそれぞれ減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ１，２７５万４，０００円の減額となり、平成２７年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は、２１億１，４４４万８，０００円となります。

また、第２表につきましては、翌年度に繰り越す事業に係る繰越明許費を計上いたしております。

議案第７号 平成２７年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、建設費の農業集落排水事業費におきまして事業が確定したことにより、工事請負費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の減に伴い県支出金及び市債をそれぞれ減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ２，６０１万６，０００円の減額となり、平成２７年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、３億１，９４８万６，０００円となります。

また、第２表につきましては、翌年度に繰り越す事業に係る繰越明許費を計上いたしております。

議案第８号 平成２７年度奄美市水道会計補正予算（第２号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的収入におきまして、長期前受金戻入額など、合わせて５３３万８，０００円を増額計上し、収益的支出につきましては、水道事業費用の減価償却費など、合わせて１，３８５万７，０００円を増額計上いたしております。

また、資本的収入におきまして、事業費の確定により起業債と国庫補助金等を合わせて４億３，２２７万円を減額計上し、資本的支出の建設改良費につきましても、事業費の確定により３億５，５４７万９，０００円を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する３億７，８９９万３，０００円は、当年度分損益勘定留保資金２億８，８８４万１，０００円、過年度分損益勘定留保資金９，０１４万２，０００円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額１万円で補てんいたします。

議案第９号、奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、昨年８月に出されました人事院勧告及び地方公務員法等の改正に伴い、給料表の見直し及び職員の職務等級分類の基準の規定など、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第１０号、奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども子育て支援に係る制度改正に伴い、所得の多子世帯及びひとり親世帯の保育料の軽減を図るなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第１号から議案第１０号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議のうえ議決して下さいますようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから、質疑に入ります。

通告がありますので、順次質疑を許可いたします。

はじめに、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） おはようございます。私は先日の議会研修でも、今市民や全国的にも議会に対して何をしているか分からん、そして議会自体が市政の停滞の原因になっている。行政の追認機関になっている。これはこの前の本橋先生のお話の中身です。そういう点で、議会の役割を果たすために積極的に討論に参加をしていきたい、そういう思いです。

通告してありますように、今回、議案第1号、奄美市一般会計補正予算（第8号）について、2款の総務費、4項選挙費、4目市会議員選挙、選挙費の8,856万7,000円、これの減額の理由。なぜこれだけの減額が発生したのか。まず1点目には、この減額の理由を示していただきたいということです。

次は、労働費、第5款の3目緊急雇用創出臨時特例基金事業費の492万7,000円の減額理由と、13節で委託料として中心市街地活性化推進人材育成事業とあるんですけど、中心市街地活性化推進の人材育成事業とは、どういうことなのか、どういう人材を育成したのか。その成果はどうなっているのか示してください。

3点目は、8款土木費、都市計画費の5目の小宿土地区画整理事業費、13節の委託費ですね、これも恐らく3月の予算議会では議会の皆さんが採択された予算1,600万円、議会で採択した1,600万円がそのまま減額にされているということ。なぜこういうことが発生してくるのか。これについての減額の理由を分かるように説明してください。

もう1点は、9目、9款の消防費です。ここでも消防費が19節負担金補助及び交付金の大島地区消防組合負担金の2,274万円、予算では2億2,490万9,000円が組まれて、そのうちの約2,290,936万6,000円が減額にされていますし、ごめんなさい、ちょっと見間違えていました。消防組合の負担金の2,274万8,000円、なぜ負担金とか、補助金というのは、ほぼ年度初めにおおよそ検討はつくと思うんですよ。それがなぜこういうような状況になってきたのか。この4点について説明ください。

更に議案第8号、水道事業の補正予算で、資本的収入及び支出の1款資本的支出、1項建設改良費、4目で2億2,936万6,000円、及び5目で1億4,487万3,000円が減額されています。これについてもですね、予算は西部地区簡易水道再編推進事業ということで、2億7,200万円が計上されて、そのうち2億2,936万6,000円が減額される。ちょっと委託料とか工事請負費、事業を進捗する中でなったということかも知れませんが、しかし、予算でこれだけ計上して、これだけ今度は減額、その出発の段階というのか、なぜそういう予算計上や、そういうことがやられないのか。そして、平田浄水場更新事業についても、6億9,000万円のうちの1億4,487万3,000円が、これも事業の確定によるということになると思いますけど、しかし、予算で計上されて決算をする前に、もうこれだけの減額を出さなければならないということ自体が、私にはちょっと検討が付きません。市民への説明も含めて、どういうふうにするのか、こういった問題について質問をしておきます。

次に、議案第10号、奄美市幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定です。これについては、同じ奄美市でありながら、合併して10年、市長は一貫して3地域の一体化、そして3地域が一体化した発展を遂げるということで、この10年を迎えました。合併当時も少なくとも3年以内には行政の一元化を図るということが、合併特例の段階での状況だったと私は思っています。そういう状況の中で、合併して10年経った今回、改めてこういう議案が提案されること自体ね、私は議会をどう思っているんやと、市民をなめているのかと言いたい。今回10周年の祝賀式典に私は出席の葉書を出しましたが、このことについて、なぜこういうことになったのか。いつまでこれを続けようとしているのかについて、答弁してください。

あと、そうしてもう一つは、併せてなぜこの保育料が住用と名瀬と、住用と違う、名瀬と笠利だけしかないんですよ、これ。合併は3地域なんですよ。住用はどうなってるんやろ、これ。なぜ住用だけが名瀬に合併したということなら名瀬でいいですよ。片っぽうでは笠利地域は特別に表現しておきながら、なぜ住用地域は抜けているのか。まさに住用の住民を侮辱した議案書だと私は思っていますので、以上、答弁を求めます。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長（大江和典君） 皆さん、おはようございます。三島議員の質疑に対して答弁させていただきます。前回の市議会議員選挙の予算を参考に、今回選挙公営負担金を34人分で1,628万5,000円予算を計上しておりましたが、今回の選挙では26人の立候補者分1,106万8,000円で支出が確定したため、521万7,000円の減額及び投票所の統合や開票事務の効率化による選挙事務従事者の報酬減少による113万1,000円の減額が主な理由でございます。以上でございます。

商水情報課長（久保信正君） 緊急雇用創出臨時特例基金事業費減額の理由につきましては、事業の確定に伴う減であります。その主な理由として、中心市街地活性化推進人材育成費の217万3,000円の主な減額理由は、人材育成の一環として島外から講師を招聘し研修を予定しておりましたが、講師との日程調整がつかず、講師謝金、旅費の減になったこと。

それから、パソコン、複合機等のリース料について計上しておりましたが、委託先の事業所で対応できたのでリース料・使用料及び賃借料が減となったことによります。

情報通信産業エキスパート育成事業153万7,000円の主な減額理由は、事業の途中で雇用者が急きょ退職したためによる人件費の減によります。

ネットワーク管理者育成事業121万7,000円につきましては、当初、5名の新規雇用者を予定しておりましたが、4名しか集まらなかったための人件費の減によります。

市街地活性化推進人材育成事業育成業務は、具体的に何をしているか。その成果はとの御質問ですが、委託先の株式会社まちづくり奄美において、中心市街地活性化イベントの企画、運営や商店街への出店支援による商業集積促進など、奄美市中心市街地活性化事業を推進する人材の育成を目的に、平成26年12月から平成27年11月までの1年間、事業として実施しております。

株式会社まちづくり奄美において2名の人材を新たに雇用し、新規イベントの企画立案やインターネットを活用した商店街情報の発信、空き店舗の調査等を行うとともに、県外での商店街活性化に向けた研修会に参加するなど、商店街の活性化に資する人材育成に取り組んできております。

成果といたしましては、昨年11月末で緊急雇用事業自体は終了いたしましたところでございますが、引き続き委託先で継続雇用がなされ、商店街の活性化に向けて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

都市整備課長（本山末男君） おはようございます。それでは答弁させていただきます。8款土木費、5項都市計画費、5目小宿土地地区画整理事業費、13節委託料の設計委託料1,600万円を減額する理由についてお答えいたします。

これにつきましては、小宿土地地区画整理事業を実施するための事業区域を含め、都市計画決定なされた後に業務委託する予定でありました。しかしながら、事業区域決定にあたって土地や家屋所有者等の関係権利者から事業に反対や区域に反対の意見も出ており、現段階では事業を導入するという気運や合意形成が高まっていないと判断し予算を減額するものであります。土地地区画整理事業は減歩や移転など、関係権利者の負担が伴う上に長期にわたる事業となります。関係権利者の合意形成は重要なことに

なりますので、現在、小宿土地区画整理促進協議会の御協力をいただきながら、個別訪問等を行い合意形成の向上に努めているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

総務部参事（小松和行君） おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。大島地区消防組合負担金の2, 274万8, 000円の減額補正につきましては、人事異動及び平成27年7月31日付けで職員1名が退職したことで、前年度からの繰越金755万4, 000円により減額補正となっております。以上でございます。

水道課長（吉元保輔君） 1款資本的支出、2項建設改良費、4目西部地区簡易水道再編推進事業及び5目平田浄水場更新事業の減額について説明いたします。

4目西部地区簡易水道再編推進事業は、平成27年度分2億7, 200万円のうち、補助事業分2億6, 600万円を予算計上いたしました。その後、県との事業費の調整によりまして4, 740万円に減額して要望いたしましたが、最終的に国からの事業費の確定額が3, 344万円となったため、2億2, 936万6, 000円を減額するものです。

5目平田浄水場更新事業も、同じく補助事業分6億円を要望いたしましたが、国から4億3, 440万円の事業費の確定により1億4, 487万3, 000円を減額するものです。以上です。

教育委員会総務課長（保浦正博君） おはようございます。それでは、同じ奄美市で料金に差があるのかということについてお答え申し上げます。

現在、奄美市では笠利地区で赤木名幼稚園、名瀬地区におきましては名瀬幼稚園、小宿幼稚園、朝日幼稚園の計4園の公立幼稚園が運営されています。住用地区につきましては、公立幼稚園ではございません。保育料体系につきましては、合併協議会において幼稚園のニーズ、少子高齢化の進展度合、子育て環境などについて名瀬・笠利の両地区を比較検討し、慎重に議論を重ね、合併後の平成19年3月に奄美市として調整を行い、合併前のおりとするということにさせていただきました。このことから、今回の条例改正においても両地区の保育料が違っているということでございます。この保育料につきましては、28年度におきまして子ども子育て支援制度下における公立幼稚園の在り方について、その中に含めまして検討をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

議長（竹山耕平君） 三島 照君。2回目です。

16番（三島 照君） それぞれ答弁を頂きました。それじゃ、まず1点、選挙対策費の問題でいけば、昨年10月25日というのが市議会議員選挙で投票所が何か所か大きく変化していますよね。それについて、どこが、どの地域が、どこに、どう変わったのか。そして、投票率が前回と今回の違いをどう分析しているのか。まず、聞かせてください。後でまとめて、まとめて。

もう一つは、5款労働費の人材育成事業なんですけど、いわゆるまちづくり公社でということなんですけど、この新規雇用の顔が見えないんですよ。どこで雇用されて、どういう人を雇用して、それがどこでどう動いているのか。その割に商店街の活性化どころか、商店街は衰退の一途をたどっている。連合会や商工会議所や、そういった関係団体とも、どういう連携を取って、どういう取組をしているかというのが、もちろんまちづくり公社の社長は今も産振部長ですよ。これもなぜ民間や商工会議所じゃなくて産振部長かというのは、前のときも、当初、出発のときも私、言いましたけど、そういうのが見えてこない。その辺をどういうふうにして、これからどういうふうにあの商店街のために人材育成で予算まで組んでやっているんですから、考えているのか、意見があれば示して下さい。

そして、土木費です。事業の導入の目処が立たないということなんですけど、この問題は、この事業は末広と併せて進められてきて、もう何年も前からできて、一時、市長は90%の同意が得られたとい

うとも言われて、発言されたと思っています。そういう中で、また今度は、その地元との合意がもう一つ得られなくて、導入ができてない。最後は、地域に丸投げをせざるを得ない。ここには、なぜこういう問題が起きる。私は末広・港の区画整理事業のときから本当に導入するときにその地域の事業は区画整理でなければだめなのか。都市計画事業はなぜ導入されないのか。そのままいけば区画整理事業というのは何十年かかる、工事始ってから。その辺をこれからどのように市としては検討し、議論しているのか。今回、設計費が減額されましたけれど、来年以降、どのように考えているのか聞かせて下さい。

もう一つは消防費ですけど、退職のためということなんですけど、退職は、これは定年退職なんですか。じゃなくて、自主退職で辞めたから途中で分からなかったから、予算だけは計上したということなら、それで仕方ないと思いますけど、そこら辺について、もうちょっと聞かせてください。

水道事業の問題、国の補助金が落ちたということですけど、しかしね、ずっとこういう事業はやっているんですから、今やることで、なぜ1億も、何億近い、そういう減額が国から出てくるの。それがそのまま予算に計上されて、どうせ予算では議会上、採択されるだろう。それで、またこれもこのまま黙ってたら、意見もなく採択されるだろう。やっぱり、予算計上の段階で、もっと当局の皆さんは真剣に、市民の税金ですから、国の税金ですから、やっぱりむだ遣いを省く、そういう点でも真剣な予算編成の検討をしていただきたい。思いがあれば返事ください。

そして、幼稚園の問題です。いろいろ言うても、ね、いろいろ理屈を言いますが、私はこれはもう理屈では済まない問題。まるで、こんなこと言うたら怒られるかな。中国と台湾の一国二行政やんかこれ。奄美市の一自治体二行政なんですよ、これ。10年間経って、今日、市長いないから、市長には答弁求めませんが、副市長がやるんだったら副市長がやってもらったらいけど、なぜ10年間経ってこんなことが放置されるんですか。住用は幼稚園がないと言うけど、保育園はあるやんか。けど、ここには住用の住用も入っていないです。住用・名瀬地域と入るんだったらまだいいですよ。ここだけ、住用・名瀬だけが、均等合併して、片っぽうで笠利町だけがほったらかしされている。やっぱりこの二行政というのは、この議会で私は訂正して、もう一回議案を出し直してほしいという思いでいますので、その辺について聞かせて下さい。はい、以上です。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。通告にはないんですけどよろしいですか。範囲内ということをお願いします。

選挙管理委員会事務局長（大江和典君） 投票所の統合につきましては、投票区第34か所を33か所に変更いたしました。それで、第7投票区奄美小学校体育館北、それと第8投票区奄美小学校体育館南を統合しました。この理由につきましては、同じ投票所で投票区を二つに分けていたためでございます。次に第14投票区大川小・中体育館を農業研修センターに変更しました。この理由につきましては、大川小・中のほうで先にイベントが決まって入っていましたので、それによるものです。次に、第16投票区朝日中学校技術室を大熊集会所に変更しました。この理由につきましては、住民からの要望がございまして、雨天の、朝日中学校の技術室のほうは、雨天の場合は校庭の足場が悪く、トイレに遠いということで、大熊集会所に変更しました。次に、第22投票区住用体育館を住用小多目的ホール、これも先にイベントが決まっていたためでございます。次に、第33投票区手花部小体育館を手花部へき地保健福祉館に変更しました。これも同様でございます。

次に、投票率の件でございますが、金久中学校の第2投票区は、前回は46.06%、今回が35.75%、次に、奄美小学校の体育館がこれも両方含めてですが、50.87%から44.49%、農業研修センターにつきましては、47.68%から37.96%、大熊町の集会所につきましては、56.73%から49.05%、住用小学校の多目的ホールにつきましては、43.27%から33.33%、第33投票区手花部へき地福祉館につきましては、55.56%から44.50%、全体としま

しては、前回は77.80%から70.77%となっています。これらの分析につきましては、今後ともちょっといろいろと全体的に下がっているものですから、今後ともまた検討していきたいと思っています。よろしくお願いします。

商水情報課長（久保信正君） まちづくり奄美の二人の採用につきまして、ハローワークを通して公募をして、面接をして採用しております。また、その二人の新しい人材が研修やいろいろ提案が研修をしたことにより、提案などがありまして、イベントの新しいイベントや、また、今までやっていたイベントの充実が認められているところでございます。

それから、中心商店街とのまちづくりの連携の在り方ですが、この件につきましては、12月、議員の質問でもお答えさせていただきましたが、商店街組織との連携をした、連携を図るために、通り会連合会からまちづくり奄美への出資や、それから役員としての参画をお願いし、おおむね了解を頂いているところでございます。まちづくり奄美は商店街、それから商工会議所、行政が一体となった組織として、より一層活性化に向けた事業展開を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

都市整備課長（本山末男君） まず、小宿地区の合意率について説明させていただきます。先ほど説明ありました90%を超えた率につきましては、都市計画事業を説明した後に都市計画事業に対する合意率でございます。その後に事業を地区の課題等を検討し、地区区域を決定し、都市計画区域に関する合意率が低かったため、市のほうで3回ほど個別訪問を回ったことに78%とという数字が出ましたが、市が担当する分につきましては、これが最大と考え、促進協議会のほうでアンケートを、合意形成のアンケートを回るという形になっております。

次に、今後の予定につきましては、先日、促進協議会と合意形成のアンケートの打ち合わせ勉強会を行いまして、促進協議会のほうで2月末までに予定としては合意形成のアンケートを行うことが決定しました。アンケート回収が終了次第、できれば年度内には地権者説明会を開催し、最終的な土地区画整理事業区域に関する合意率等を地権者のほうに報告したいと考えております。以上です。

総務部参事（小松和行君） 職員1名の中途退職の理由につきましては、自己都合によるものでございますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。以上です。

水道課長（吉元保輔君） 4目の西部地区の簡易水道事業につきましては、先ほど話しましたが、28年度に完成の予定ということで、全体事業の事業費を見直しまして計算しましたら、最終年度までに係る費用が何億か少なくて済むということで、急きょ県と協議しまして、先ほど話したように4,740万円ということでやりましたけれども、その協議内容はもう既に予算計上された後でだったもので、このようなことになったので、実際問題は27年度は4,740万円ということで、実際問題は4,740万円の3割減で3,300幾らということですね。

それと、平田浄水場のことにつきましては、これは予算要求で要望しましたがけれども、国の内示により4月時点で決定しまして、その後、追加要望を待ってうちのほうとしては追加要望を6億円にしようということで待ってございましたけれども、その機会がなくてですね、今回、このように事業費の減、することになりましたということで、水道課としてはちょっと残念に思っております。

教育委員会総務課長（保浦正博君） まず御理解頂きたいのは、この条例はあくまでも公立幼稚園の、いわゆる事業料に係る条例でございまして、住用町には公立幼稚園がございませんので、この条例には今のところ入っていないということでございます。

続きまして、一つの行政区域で二つ、二重ということですが、当然、その地域の実情、例え

ば旧名瀬市におきましては私立幼稚園が２園ございます。笠利地区はございませんでした。合併前、合併後におきまして、そういう地域の実状等をですね、きちんと精査したうえで、この保育料となると私どもは認識しております。ただ、議員が御指摘のとおり、合併後１０年経過してございます。２７年度から子ども子育て支援制度がスタートしております。私どもといたしましては、この新制度のもとで公立幼稚園がいかにあるべきかということを、２８年度において検討をしたいと考えております。その中で、議員御指摘の保育料についても、きちんと再度、精査検討させていただきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁漏れはございませんか。先ほどの三島議員からの質問で、まちづくり会社奄美の社長への、これにつきましてはちょっと範囲が広がりますので、答えられる範囲でということをお願いはしたいと思いますが、どうでしょうか。

商水情報課長（久保信正君） まちづくり奄美の社長は私でございます。私もですね、やりたくてやっているわけではございませんで、活性化協議会というものがございまして、その会長は商工会議所の会頭、それからまちづくり奄美が私ということになっておりますが、やっぱりいちばんいいのはですね、商店街のリーダーが早く育って頂いて、まちづくり奄美の社長までやって頂くのがいちばん理想的だと思っておりますが、それ以前に、まだ出資、あるいは役員にも商店街のほうがついていただけておりませんので、今、出資議員、それから役員に入っていただくよう準備を進めているところでございます。早く私も社長の名前を新しい方に変えていただけないかと希望しているところです。以上です。

１６番（三島 照君） いろいろお聞きしましたけど、後は昼からの常任委員会も一緒ですから、そこでもうちょっと聞きたいと思います。

先の、最後私、委員会が違うから、教育委員会の関係で言いますと、やっぱりね、ちょうどあなた保育園と言うたけど、ここには幼稚園と保育料の条例ですよ、これ。２枚目は保育料になっているんです。そうか、幼稚園になっているのか、保育所ではないんか、分かりました、ごめん。しかしね、これは教育長もいますから、事務局長もいますから、是非ね、早急に、本当に一体化に、行政も一体化になっていかなければ、どこかでこの大事な子どもの問題、保育園の問題など、大きな問題で２行政が続いているようなことは、やっぱりこれは困る。やってはならないこと。後は委員会での議論があると思いますからいいですけど、その辺は十分検討して頂いて、後それなりの対応をしてもらうことをよろしく。終わります。答弁はいらん。

議長（竹山耕平君） 答弁は要らないということでありますので、よろしくお願いします。

次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

１５番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は社会民主党の関 誠之でございます。私は議案第１号 平成２７年度奄美市一般会計補正予算（第８号）について、質疑をさせていただきます。

まず最初に、７ページの第２表、繰越明許補正予算明許費について質疑をいたします。

繰越明許、御承知のとおり当年度内でこの事業が完了しない場合、その次の年に繰り越して、その次の年でこれを完成させるという、制度的には認められた方法でありますけれども、基本的に言いますと、毎年１１億円から２０億円程度の繰越明許が出てきているようであります。中にはその理由がしっかりしたものもありますけれども、私どもが見て、これはいかがかなというものもございまして、そう言った中で次の予算審議も始まりますが、そこにつなげてまいりたいというふうに思っております。

まず最初に、７款１項商工費の３事業、予算措置はいつなされて、執行額、現在の残高、繰越明許費

は幾らであるのかお答えを頂きたいと思います。

二つ目は、その３事業の繰越明許費の理由と来年度の事業執行計画についてお示しを頂きたいと思います。

８款、３点目は、８款２項道路橋りょう費の住用地区内水対策事業費９９５万６、０００円の事業内容と繰越明許になった理由、そして今後の予算執行の見通しについて答えをいただきたいと思います。

四つ目は、１０款６項保健体育費の名瀬・住用地区学校給食センター建設事業４、７５１万３、０００円が繰越明許となっているが、その内訳と繰越明許のなった理由、なぜ予算の出なおしでなくて、繰越明許に計上したのかを含めてお答えお示しをいただきたいと思います。

五つ目は、事業と同時に計上した名瀬・住用地区学校給食センター運営委員会の謝金８、０００円の予算は、どのような取り扱いが行われているのか。減額されたのか、またほかに流用したのか、その辺を含めてお答えを頂きたいと思います。

それに、学校給食地場産活用推進協議会などの設置をとということでありましたが、見えないようですけれども、どうなったのかお答えください。

建設事業の来年度の進捗について、どのように計画をされているのか、お答えをいただきたいと思います。

大きな二つ目は、３ページ、２款１項１１目自治振興費、１節行政協力員の報酬について、行政協力員の定義及び現況と、設置した目的についてお答えをください。２年間だったと思いますけれども、２５年度でしたかね、から始まっていると思いますが、よろしくお願いします。

二つ目は、その費用対効果、メリット、デメリットを含めてどのように総括をいたしておるのか、お答えをいただきたいと思います。

三つ目は、自主防災組織の組織率は行政協力員設置の前と後では、どのような変化があったのか、お示しをいただきたいと思います。数値があれば数値を用いてよろしくお願いをいたしたいと思います。

大きな３番でありますけれども、Ｐ２８ページ、３款２項３目保育所費、１９節負担金補助金及び交付金について、保育師等処遇改善臨時特例事業補助金１、５２１万５、０００円の減額について、どのように分析をされておるのか、お答えをいただきたいと思います。事業の内容についても、若干の説明をお願いいたします。

４番目、４６ページの調査費に関する調書についてであります。①財政規律における年度中の起債発行上限を２９億円、一般会計であります、としております。当該年度中、起債見込みが４０億４、０００万円となっておりますけれども、２９億に換算されない特殊要因を具体的にお示しをいただきたいと思います。また、特別会計、企業会計等の起債の総額は幾らになっているのか、それぞれ幾らになっているのか、それぞれお答えをいただきたいと思います。以上であります。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

産業建設課長（福長敏文君） おはようございます。ただいまの閣議員の質問についてお答えをさせていただきます。

明許繰越の１番目の２番目の質問を合わせて回答させていただいてもよろしいでしょうか。

それではまず、平成２７年度森と水のまち住用観光プロジェクト事業予算につきましては、当初予算で内海中核施設やトイレ建設に係る測量設計に１、５００万円、観光まちづくり業務レンタルサイクル実証事業に５００万円、観光スポットへの誘導サインや観光スポットの整備に１、０００万円、合計３、０００万円を計上しておりましたが、マングローブパーク屋根付きバス停を整備する費用といたしまして、１２月補正で２、０００万円を増額いたしまして、全体予算額は５、０００万円となっております。執行額は１、８４３万円、現在残高及び繰越明許額が３、１５７万円となっております。

続きまして、繰り越しの理由についてでございます。内海中核施設やトイレ建設に係る測量設計業務

は、昨年発注をいたしまして、内海中核施設を中心とした建設計画を進めているところでございます。当初は並行して観光まちづくり業務や観光スポットへの誘導サイン、併せまして整備を進める予定でしたが、測量設計業務の計画変更や関係機関への協議に時間を要し、また、実証事業の期間を6か月程度予定していましたことから、これも関係機関との準備に時間を要したため、着手が遅れているものでございます。

来年度の事業施行計画につきましては、今年度中にレンタルサイクル実証事業、観光スポットの整備、それから、マングローブパーク屋根付きバス停整備など発注を行いまして、来年度6月から8月までの間にすべてを完了させたいというふうに考えております。

商工観光部長（菊田和仁君） おはようございます。先ほど産業建設課長のほうからお答えありましたように、1番目と2番目を同時にお答えさせていただきます。

まず最初に、平成27年度歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト事業予算につきましては、当初予算であやまる岬観光公園内のトイレ建設などに3,145万円を計上いたしておりましたが、あやまる岬観光公園全体の改修計画を進める中におきまして、老朽化していました管理棟及び倉庫、トイレ棟を併設し、建設する費用といたしまして12月の補正で2,520万円を増額いたしまして、全体の予算額といたしましては5,665万円となっております。執行額は560万2,000円、現在残額及び繰越明許額が5,104万8,000円となっております。

続いて2番目でございますが、歴史回廊のまち笠利観光プロジェクトの繰り越し理由についてでございます。あやまる岬観光公園園地、それから、測量設計業務を昨年度発注いたしまして、あやまる岬観光公園の全体的な改修を計画いたしております。当初は、公園内にトイレのみを建設する予定でしたが、園地内にある管理棟及び遊具などを格納しております倉庫が老朽化していることから、公園内の管理業務を集約する目的を考慮いたしまして、公園中心部分にトイレ棟を併設して、管理棟及び倉庫を建設することに計画を変更いたしております。そのため、計画に協議日数を要していたため、着手が遅れているものでございます。

来年度の事業執行計画につきましては、先日、施設建築の実施設設計が完了いたしておまして、今年度中に工事を発注いたしまして、来年度8月までには工事を完了させたいと考えております。以上でございます。

紬観光課長（島名 享君） 続きまして、奄美の魅力満喫海エリア総合整備事業についてお答えいたします。

最初に、予算措置につきましては、平成27年度の当初予算にて事業費8,000万円を計上いたし、執行額が3,276万9,000円で、現財産高が4,723万1,000円となり、その額を繰越明許額として計上しております。

次に、繰り越し理由についてでございますが、年度当初、4、5月で基本計画の協議を行い、測量設計業務、建物詳細設計業務を早々に発注し、先行して小浜地区の管理棟など、建物の整備工事を年度内に完了する予定でしたが、改修箇所、面積、建物の配置、規模などの検討に不測の日数を要し、設計業務の発注が3か月遅れたため、工事費の一部を翌年度に繰り越すものです。

また、来年度の事業執行計画につきましては、繰り越した小浜園地バースハウス新築工事、バースハウス機械設備工事、休憩棟新築工事を8月中には完了、8月中旬には完了し、早めに施設ができますよう努めてまいりますので、御理解頂きますようよろしくお願いいたします。

土木課長（戸田政利君） 住用地区内水対策事業に関しましてお答えいたします。

住用地区内水対策事業は、西仲間、石原地区の浸水対策として用水機場を設置する事業で、県の施行する2級河川住用川改修事業と高低について調整を図りながら、今年度から事業を実施しております。

現在、排水機場の予備設計を行っており、年度内完成の予定となっております。

繰越明許となった今年度の工事施行箇所は、内水を河川へ排水する排水機場のうち、県が河川堤防内で施工する水門と接続をする箇所で、県と協議の結果、水門改修工事と一体として施工する必要があることから、市の工事について県へ委託をすることとしております。また、県側溝の工事が3月に発注契約し繰り越しを予定していることから、市が県へ委託する工事についても繰り越しを予定しております。

なお、予算執行の見通しについてですが、県に確認をいたしましたところ、11月末に工事は完了予定とのことであります。以上です。

教育委員会総務課長（保浦正博君） 10款教育費、6項保健体育費、名瀬・住用地区学校給食センター建設事業に係る4,751万3,000円の繰越明許費の内訳についてお答えいたします。

名瀬・住用地区学校給食センター運営委員会及び設計等選定委員会に係る経費が5万3,000円、基本実施設計及び地質調査業務委託料が4,700万円となっております。

続きまして、繰越明許費になった理由でございますが、名瀬・住用地区学校給食施設整備検討委員会での議論、検討を経て策定いたしました基本構想に対します学校や保護者説明会でいただきました御意見、御要望等を基本実施設計にでき得る限り反映させ、よりよい給食センターを整備するためには、継続性を持ってしっかりと進めていく必要があると判断させていただきましたことによりまして繰り越しという手続きを取らせていただいております。御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、名瀬・住用地区学校給食センター運営委員会委員謝金8,000円につきましても、先ほどお答えしましたとおり翌年度への繰り越しとさせていただきます。本委員会については、食器、食管等の選定に向けて、鋭意準備を進めているところでございます。

また、学校給食地場産物活用推進協議会、仮称でございますが、につきましては、平成28年度をめぐりに設置し、学校給食における地場産食材について、安定的な調達、納入体制などを協議してまいりたいと考えております。

建設事業につきましては、まずは今年度取得いたしました用地の造成工事を計画しているところでございますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

市民協働推進課長（金森広子君） それでは、行政協力員についてお答えします。

まず、行政協力員設置の目的から申しますと、市民への行政情報の周知徹底と行政の円滑な運営を図るためとしております。このための委嘱事務としまして大きく二つございまして、一つは行政事務に関する連絡、伝達、周知、普及及び調査報告に関すること、二つ目は自主防災組織の確立と訓練等に関することとなっております。主にこの2点について、行政の一翼を担っていただきまして、行政の円滑な運営を図ろうとするものです。

次に、その職種としましては、特別職の非常勤として委嘱しておりまして、名瀬区域内の単位区域内に居住するもので、住民が推薦するものとしております。業務遂行に支障のない範囲内で他の職との兼務も可能でございます。

委嘱の現況ですが、移植事務の内容がこれまでの町内会、自治会長のコミュニティづくりと重なる部分が多いことから、原則自治会長ということでお願いしておりまして、現在委嘱しております56人のうち49人が自治会長となっております。配置状況としましては、名瀬区域で自治会を105地区想定している中で、およそ53%の配置ですが、現在のように生活形態、価値観が多様化し、求められるコミュニティの形が一とおりではない中で、安易にこの職を引き受けられない、また、委嘱をお願いできないという現状がございます。

次に、2番目の質問の費用対効果についてです。まず先に、こうした政策について費用に対する効果が、なかなか数値で図りたいということをお汲み取り頂きまして、昨年5月1期目の任期終了前に行

政協力員のアンケートを基に検証した結果を質問への答弁とさせていただきたいと思います。

業務量、報酬、自主防災組織に関する取組状況等についてアンケートをしましたところ、多数意見が寄せられた中で、地域づくりの難しさを率直に述べられながらも、熱心な取組が伺えました。報酬については、世帯数によって区別が望ましいとする意見も1件頂きました。事由意見では、地域で問題点を話し合う機会が多くなった。また、自主防災について意識が高まったなどの意見があり、特段否定的な御意見は頂きませんでした。

多くを紹介できませんが、地域づくりの意識の高まりこそが成果であると感じたところです。制度施行からここまでおよそ3年、この間で4件の自治会が立ち上がりましたのも、この意識の醸成が形になったものと考えております。こうした結果を受けて、特に自分の地域を自分たちで住みよくしていこうとする地域コミュニティの基礎部分について、寄せられた御意見を勘案しながら、当制度を行政と行政協力員と協働で今後も進めていこうと総括した次第でございます。

デメリットについて触れますと、やはりそれは町内会、自治会の自主的活動に行政が過剰に入りこまないことであろうと考えるところですが、アンケートの中でそのようなことへの言及はございませんでした。

次に、3番目の質問の自主防災組織率についてです。名瀬地区内で申しますと、制度前の25年度当初は25か所で、組織率は41.1%でしたが、今年度2月現在では31か所で組織率46.4%となり6か所の増となっております。今後も関係課連携しまして取り組んでまいります。以上でございます。

福祉政策課長（山田和憲君） それでは、今回減額いたしました福祉、保健士等処遇改善臨時特例事業補助金1,521万5,000円について御説明いたします。

平成27年度からスタートいたしました子ども子育て支援制度に移行することになりましたので、これによりまして平成27年度におきましては、処遇改善加算として同等の額が各保育所へ給付費として支払われるようになりました。平成25年度から始まりました保育士等処遇改善事業は、市内の民間の認可保育所に勤務する正職員、臨時職員等を対象にするもので、その対処の仕方につきましては、年末の一時金で支払いしたり、あるいはその賃金等に月々加算したり、支払い方法は各保育所で異なった対応となっております。各保育所から賃金改善計画書を提出をして、それをもとに支給をし、年度末には実績報告を求めた支給を確認しているところでございます。保育士等処遇改善事業に、そしてこの加算におきまして民間保育所におきましては、処遇改善が図られているものと分析しております。

平成27年度の実績見込みでございますが、対象人数は市内名瀬地区で6か所、笠利に1か所保育所がございますが、保育士等186名に対しまして1,899万円で、平均では1人当たり10万2,000円となっております。以上でございます。

財政課長（前田和男君） おはようございます。それでは、御質問の1点目、補正予算書46ページの当該年度中起債見込額40億4,000万円のうち特殊要因ということについてお答えをさせていただきます。

まず、この起債見込額40億4,000万円には、平成26年度から平成27年度へ繰り越した事業に係る起債、これが3億1,780万円含まれてございます。この繰越計算額を差し引いた平成27年度の起債借入額は37億2,220万円となっております。これは補正予算書の2ページの市債の額と一致いたしております。このうち、特殊要因といたしましては、まず、100%交付税措置がなされている臨時財政対策債、借入額の範囲内において基金へ積み立てた額、更に展開債として相手貸付先から元金償還がある地域総合整備資金貸付金に係る起債を考えております。また、通常の事業債のうち有利起債などを活用した交付税措置分を除く実際の一般財源償還分について、減債基金などで担保した事業債について特殊要因として考えているところです。この合計額が平成27年度は13億6,391万

7,000円となっております。内訳でございますが、まず、臨財債の範囲内の額ということで積み立てた基金といたしまして、過疎地域自立促進特別事業基金、これが2億1,720万円、庁舎整備基金積立金が5億円、地域振興基金積立金が、今回補正で計上しております3億2,351万7,000円でございます。通常債の中では、庁舎建設に係る起債、これが3,700万円、名瀬・住用給食センター建設に係る起債、これが1億4,140万円、平田浄水場整備に係る水道事業会計への出資分1億4,480万円となっております。したがって、一般会計における27年度中の起債枠29億円の対象額として計算しますと、23億5,828万3,000円ということで、29億円の枠内でございます。

質問の2点目の特別会計、企業会計等の起債額でございます。まず、公共下水道事業会計でございますが、補正予算書2ページの市債の額6億4,750万円、農業集落排水事業会計補正予算書の2ページにこれも書いてありますが市債の額1億940万円、合計特別会計としての合計は7億5,690万円でございます。企業会計のほうでございます。これも今回補正予算がでておりますので、2ページの起債額の2億6,370万円でございます。なお、この水道企業会計の中でも一般会計と同様平田浄水場を建設事業を特殊要因としておりますので、この分が9,660万円、したがって水道事業会計の起債枠対象額は1億6,710万円となっているところでございます。以上です。

15番（関 誠之君） まず、繰越明許の関係でありますけれども、今聞いていてもですね、細かいことは委員会でそれぞれやって頂けると思いますが、やはり計画の段階でしっかりとこの計画を詰めて、またいろいろ予想される事柄について、話し合いが十分にされたのかどうか、非常に疑問に思うものもあります。そういう中で、先ほど申し上げましたけれども、毎年度11億円余りの繰越明許費が計上されておりますけれども、その中には努力をすることで年内の執行ができるものもあるだろうと思われそうですが、この繰越明許の在り方に関して、基本的な、もう制度があるから、もうちょっとややこしくなると、来年度に少し回しておけば、8月9日には完成するよねというような甘い考えはないと思いますけれども、結果としてこれだけの事業が繰り越されるということについてですね、当局の基本的考え方をお示しいただきたいと思っております。

それと、二つ目の行政協力員、もう2年1期終わって、2期目の1年目、今度また予算を計上するわけですが、結果としては非常にいい結果が出てきているなというふうに思いますが、一番危惧しておりますのは、そういった意見はなかったというふうに言われますけれども、自治会でありますから、行政がやはり、あまりそこにコミットしますと、その自主性が失われるというように思っております。そういう中で、自主的な活動に入り込まないような対策をしているようではありますが、やはり、貴重な税金が自主防災組織があるところには月2万8,000円、年額では33万6,000円、またないところには1万5,600円で18万7,200円の年額、支払われるわけですから、やはりこういった重みと、また活動の地域づくりの意識向上があったということはよく分かりますけれども、そういった費用対効果におけるものをどのように、やっぱり総括していくのか、そしてまた、そういったふうに導いていくのかとことは、しっかりやっていただきたいなというふうに思います。

そこで、行政協力員が奄美市の特別職非常勤職員の身分だというふうに、今おっしゃっていましたが、そのことで活動を、例えば公職選挙法などに縛られる、制約されることはないのかどうか、これについてお答えをいただきたいと思っております。

保育所の関係、かなり数値的には26名で1,899万円ですか、1人当たり10万2,000円の改善があったというふうに、今報告があったわけですが、現場に聞きますと、ほとんど自分の懐には入っていないというような声が多く聞かれます。それと、一番大事なことは、この処遇改善をすることによって、そういった人材を確保定着をして、雇用していくという目的があるかと思っておりますけれども、そういったところも本当にあるのかなと、あの新聞を見て御承知のとおり、保育士の募集、かなり

人的にはマンパワーは不足しているようであります。これはもう介護士も同じような状況で、同じようなことしておりますけれども、そういったことについて、先ほど、数字的な処遇改善のことはありましたけれども、このマンパワーの確保ということについて、しっかりと現場のほうの方が足りているかどうか。ほとんどが臨時職、また、資格も持たない人もお願いをせざるを得ないような状況になっているのではないかというふうにも思いますので、その辺について当局の考え方なり、現状をお答えを頂きたいと思います。

詳細に関する調査については、あの数値ですから、そのようなことでしっかり起債の上限枠を守っているということがしっかりとこの数値で表されておりますので、今後もそういった中でですね、しっかりとやっていただきたいと。今年度少し地方交付税も増えておるようでありますが、その辺については、また委員会等でしっかりと答えて頂きたいというふうに思います。

以上のことについて当局の考え方をよろしくお願いをいたします。

議長（竹山耕平君） 3点ほどございましたと思いますが、答弁を求めます。

産業建設課長（福長敏文君） ただいま繰越明許費の件についてでございます。計画をしっかりと詰める際に、予測される事柄についての話し合いをしっかりと、事業がスムーズにいくような努力が足りなかったのではないかと御指摘でございます。

これにつきましては、この事業に移るに当たりまして、先に基本計画、それから基本設計等を前年度で終了いたしまして、それに基づいて仕事を進めているところでございます。ただ、実際に設計を始めて、実施に即した進捗状況の確認をしている中で、どうしてもこれが終わらないと次の事業に移れないという、やっぱりそういった順序を立てて進める必要が出てまいります。その辺りのほうで時間を要したということが現実でございますが、今、御指摘をいただきましたので、また来年度に向けてこういったことが少なくなるように、あらかじめ予測される分については、県や、補助をいただく県とか、それから関係機関としっかりと事前に話し合いを行いまして、こういったことが少なくなるように、努力してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 繰越明許の全体的な話ということになるかと思いますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

努力で年内にできるものもあると、あるんじゃないかという御指摘でございますが、事業ごとの実情の違いもございますので、当初の計画に沿って、できるだけ執行していきたいというふうに努力をしていきたいというふうに思います。

もう一つは、事業の平準化という考え方もございますので、その点については御理解を頂きたいというふうに思います。以上です。

市民協働推進課長（金森広子君） 公職選挙法との関わりということでございますけれども、議員がこの職を兼ねることについて、支障はないということです。またかつその地域のほうで自治会の中で議員活動をしているというようなことも聞いております。以上です。

福祉政策課長（山田和憲君） 先ほど議員がおっしゃいました1, 899万円は、今年度の見込みの額でございます。予算上で1, 521万5, 000円出しておりましたが、これが変更がありまして1, 899万円で、1人当たり年額10万2, 000円という形になります。ちなみに、この事業は26年度で終わっておりますが、平成25年度から2か年ありました。平成25年度は対象者が196名で1, 545万円、1人平均年で7万8, 000円の加算、平成26年度は187人が対象で金額が総額1, 506万9, 000円、年額で1人当たり約8万円の増額でございます。加算でございます。実

際、保育士の賃金というのが、全国的に低いというのが、この加算のなった要因でございまして、全国的な制度でございまして。この分につきましては、国・県の補助金等がありますものですから、こういった実績等については個人への賃金加算という形で実際に支払われているものと認識いたしております。

それと、マンパワーの確保でございまして、保育士が全体的に足りないというのは、重々承知しているところでございまして、なかなか職員の募集をしても各民間の保育所も人数が少ないと。保育の需要はあるけれども、それに対してマンパワーが足りなくて、入所者の制限が増えないというようなのも事実でございまして。この部分につきましては、今後とも我々も課題として十分認識しておりますので、対処して行きたいというふうに考えております。以上でございまして。

議長（竹山耕平君） 3回目の質問。

15番（関 誠之君） 今の保育士の問題は、全国的な問題でもありますけれども、特に大海離島であります、また奄美市の課題でもないかというふうに思っておりますので、是非そういった視点からですね、行政を推し進めていただきたいと、いわゆるマンパワー確保に対する子ども子育て、そういったものに対する施策をしっかりと出していただきたいなというふうに思います。要望しておきます。

あと、行政協力員の問題ですけれども、あまり介入してもいけませんけれども、少なくとも先ほど言った金額を税金として投入しているわけでありまして、その活動についての、今おっしゃったいわゆる伝達とか、行政委員に含めて、その活動とかについては、ある意味把握をしていただきたいと思いますが、その辺について、少し考え方があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

先ほどのこの繰越明許についてであります、私はやはり自治体の予算というのは、基本的に年度単位で編成執行されておるわけでありまして、会計年度の独立の原則というのがあるわけですから、やはりその年に執行しようと思って予算を組むわけでありまして、しっかりとその年でこれを消化していく、これはその地域の経済の活動にも直接結びつく公共事業でありますから、そういった重要性をしっかりと考えてやっていただきたいというふうに思います。議会は首長に支出の権限を与えると同時に、首長は議会や住民にその執行を約束をしたということになると思うんですね。やはりそこんところが大事で、年度内に予算を執行できなかったということは、議会や住民に対するその約束を破る、約束違反、ちょっと強い言い方ですけども、になるのではないかとこのように思いますが、副市長、今日、市長はおられませんから、是非、そういったことに対する見解をお伺いして、私の質疑を終わりたいと思います。以上です。

副市長（福山敏裕君） 今、関議員からありましたとおり、予算につきましては単年度で執行するというのが大原則でございまして、私たちが予算計上をし、また、議会の皆さんの議決をいただいた予算につきましては、その年度内に執行できるように全力を挙げてこれからも取り組んでまいりたいと思います。そして、それがかなわなかったもの、できなかったものが繰り越しとなっていくわけですが、そのようなことができるだけ起こらないようにということで、予算を執行してまいりたいと思います。

市民協働推進課長（金森広子君） 行政協力員の活動状況の把握ということでございまして、今のところ月ごとの活動状況を半年に1遍ずつ提出して頂きまして、その中で地域の事情等、細かく記載していただいております。これで私どものほうは把握しているということに、今のところはしております。以上です。

議長（竹山耕平君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程されました議案第2号 平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から、議案第5号 平成27年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第1号）、議案第10号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第1号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第8号）中の関係事項についての6件は、これを文教厚生委員会に、議案第6号 平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてから、議案第8号 平成27年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）について及び議案第1号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第8号）中の関係事項の4件は、これを産業建設委員会に、議案第9号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第1号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第8号）中の関係事項についての2件は、これを総務企画委員会にそれぞれ付託いたします。

本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。

常任委員会審査及び報告書整理のため、明日19日から21日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日19日から21日まで休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

2月22日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前11時16分）

第 1 回 定 例 会
平成 28 年 2 月 22 日
(第 2 日 目)

2月22日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	笠利総合支所長	元 多 政 重 君
総 務 部 長	東 美 佐 夫 君	総 務 課 長	奥 田 敏 文 君
企画調整課長	三 原 裕 樹 君	財 政 課 長	前 田 和 男 君
総 務 課 参 事	圓 和 之 君	市 民 部 長	則 敏 光 君
税 務 課 長	柴 一 夫 君	保 健 福 祉 部 長	泉 賢 一 郎 君
福祉事務所長	中 元 幸 立 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商水情報課長	久 保 信 正 君	農 政 部 長	奥 正 幸 君
土地対策課長	山 田 春 輝 君	建 設 部 長	砂 守 久 義 君
土 木 課 長	戸 田 正 利 君	上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君
下 水 道 課 長	市 田 利 郎 君	教 育 委 員 会 長	森 山 直 樹 君

2月22日(2日目)

教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監

保 浦 正 博 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 元 優 君

議 会 事 務 局 次 長 兼
調 査 係 長 事 務 取 扱

上 原 公 也 君

議 事 係 長 前 田 賢 一 郎 君

議 事 係 主 査 麓 浩 登 志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。日程第1、議案第11号 平成28年度奄美市一般会計予算についてから、議案第36号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの26件について、一括して議題といたします。

この際、市長に新年度に臨む施政方針並びに各会計予算その他、各議案等に関する提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。本定例議会が開催されました去る2月18日、議会初日でありながら欠席いたしましたことを、まず、この場を借りてお詫び申し上げたいと存じます。

それでは早速、平成28年の施政方針と予算編成の概要を申し述べさせていただきたいと思います。

平成28年第1回奄美市議会定例会が開会し、ここに平成28年度奄美市一般会計及び各特別会計、予算案並びに関連議案の提案を行い、市政運営に臨む所信の一端を申し述べ、市民と議会の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

さて、本市は来る3月20日に市制施行10周年を迎えます。この10年間を振り返りますと、その道のりは決して平たんではありませんでした。まず、合併当初は大変厳しい財政上強化からのスタートとなり、市民や議会をはじめ、多くの皆様に御心配をおかけいたしました。また、平成22年には、これまで経験のない豪雨災害にも見舞われました。本市はこのような困難に職員一丸となって取り組み、財政規律を遵守し、市民や議員の皆様、そして国・県など、多くの関係機関の御理解と御協力を賜りながら乗り越えてまいりました。その結果、財政状況は平成27年度末見込みで合併当初と比較して、起債残高を約40億円減額するとともに、基金残高を約70億円増額させ、合計で約110億円の財政健全化を達成する見込みでございます。

このような中、防災機能を備えた住用・笠利新庁舎や小・中学校をはじめとする文教施設を整備し、地域の防災力向上と教育環境の充実などに取り組んでまいりました。産業振興におきましても、新たな奄振法のもと、奄美群島共通の課題でありました航路・航空路運賃低減や輸送コスト支援制度が実現し、交流人口の拡大が着実に図られてきております。また、インキュベート施設の整備や積極的な雇用施策の展開、3地域における直売所機能の充実により、有効求人倍率の改善や、地産地消の推進が図られてきております。情報発信という点におきましては、積極的なトップセールスのほか、昨年の第30回国民文化祭のオープニングフェスティバルなど、様々な機会を通して奄美の伝統文化の魅力を全国に広く発信してまいりました。更に、行政だけでは解決し得ない課題に対しましては、大学をはじめとする高等教育機関や島内外の民間事業所などと、地域振興や防災をはじめとする幅広い分野での協定を締結させていただきました。

この10年間で、奄美市は様々な困難や課題を一つずつ乗り越え、奄美の魅力を発信し、連携体制を整えることで確実に力をつけ成長を遂げてきております。そして、奄美市のこれからの10年を考える上で、決して避けて通れることのできない試練が人口減少問題であります。約30年前の昭和55年、旧3市町村で約6万人だった人口が今や4万5,000人を切り、30年後には3万人まで減少するという民間の推計もございます。奄美市だけではなく、多くの自治体が同じ課題を抱える中、国においてまち・ひと・しごと創生法が制定され、全国の自治体で地方創生に向けた総合戦略の策定作業が進められています。いつの時代も日本を変えてきたのは地方であります。地方創生においても、地方が自ら考え、責任を持って取り組んでいくことが何よりも重要であり、これまで以上に地域主導型社会への変化に対応できる強く行財政運営が地方に求められています。

本市におきましても、昨年の12月に総合戦略を策定し、本市が目指すべき島の姿を、経済的に自立

した島、子育てに適した島、皆が知恵を出し、実行する島、豊かな自然と伝統を守る島と位置付け、しあわせの島の実現に向けて取り組むことといたしました。これらの実現のために、観光と仕事づくり、少子化対策において、従来の取組レベルから一歩踏み込んだ攻めの姿勢で取り組むこととしています。また、奄美大島総合戦略推進本部を設立し、5市町村がおのおの異なる目標を持つのではなく、奄美大島人口ビジョンにおいて共通の将来目標人口を設定し、人口減少問題に連携して取り組むことを申し合わせました。奄美大島の自然や文化を5市町村が共有する観光資源、経済資源として捉えて有効活用し、観光振興や移住、定住促進などスケールメリットが発揮できる事業を今後も積極的に推進してまいります。

今、まさに国・地方においても、大きな変革の時期を迎えております。本市におきましても、今後10年のうちには本庁舎建設事業や末広・港土地区画整理事業、マリンタウンプロジェクト、森と水のまち住用観光プロジェクト、歴史回廊のまち笠利プロジェクトなど、本市が進めてきた大きな事業が形になってまいります。奄美・琉球の世界自然遺産登録につきましても、実現に向け国・県と一体となった取組が着実に進められております。また、平成32年には、東京オリンピックと併せて鹿児島国体の相撲競技が本市で開催され、奄美の伝統文化を世界に発信する絶好の機会が訪れます。更に陸上自衛隊の配備によって南西諸島の防衛上の空白地解消だけでなく、離島における災害支援体制の強化や、隊員と家族の経済活動による波及効果も期待されます。我々には奄美の未来を担う子どもたちが島に生まれたことを誇りに思い、豊かな自然と文化に育まれた、更にすばらしい奄美市の未来を切り開く責任があります。地方創生の取組と本市の羅針盤たる奄美市総合計画や奄美群島成長戦略ビジョン、奄美群島振興開発計画などを重層的に捉えて、奄美市がこれからの10年、着実に成長するためのひとつづくり、ものづくり、まちづくりと、これらを有機的に結び付けて活用する仕組みづくりに取り組んでまいりたい決意であります。

奄美市長としてその責務を担うことに、私自身、改めて身を引き締め、市民の皆様の声なき声にも耳を傾け、職員とともに知恵を絞り、多くの関係機関からの御支援と御協力をいただきながら、全身全霊で取り組んでまいります。そのまず第一歩となります平成28年度における重点施策について御説明申し上げます。

第1点目は、健康で長寿を謳歌するまちづくりの実現についてであります。少子高齢化の進展に伴い、福祉分野を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。本市におきましても、結婚、妊娠、出産、子育てに関する課題に対し、きめ細かく対応するとともに、包括的に少子化対策に取り組んでまいります。併せて、子どもからお年寄りまで、また障害のある方々など、すべての市民が健康で安心して暮らすことができ、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。

児童福祉の向上と子育て支援につきましては、子ども子育て支援事業計画に基づいて各種施策を推進してまいります。その中で、子どもの医療費助成につきましては、新たに助成対象を現在の未就学児から小学生まで拡充いたします。また、待機児童の解消に向け、保育所における体制の強化や保育サービスに対する支援に加えて、新たに定員19名以下の地域型保育事業を実施するほか、子育て、健康増進、高齢者福祉が一体となった拠点施設の整備に向けた基本構想策定に取り組んでまいります。子は島の宝の考えのもと、行政はもとより、市民、事業所、関係団体が連携し、働きながら子育てしやすい地域全体で子育て支援する環境づくりに積極的に取り組んでまいります。ひとり親家庭の自立支援につきましては、医療費助成、就業支援などを通じた様々な生活支援策を行ってまいります。障害福祉につきましては、障害者福祉計画の基本理念である自分らしく輝き、いつまでも暮らせるまちづくりに基づき、障害のある方々の生活支援の充実に関係機関と協働して取り組んでまいります。

青少年問題や児童虐待、DV関係につきましては、早期発見に努めるとともに、地域や学校、関係機関と連携を図りながら対応してまいります。また、子育て支援員など、関係機関からの情報提供により、新たに療育に関する支援、相談支援や育児、家事援助を実施いたします。

高齢者福祉につきましては、第6期の高齢者保健福祉計画と介護保健計画に基づき、今後も健全な介

護保険制度の運営に努めてまいります。特に地域での生活支援体制づくりのために、新たに生活支援コーディネーターを配置するとともに、在宅医療と介護の連携、認知症総合施策の推進など、住みなれた地域で生活を継続するための取組を推進してまいります。更に、平成27年度から実証実験として実施いたしました高齢者の交通機関利用補助事業につきましては、平成28年度は介護予防の視点から、外出機会の支援に加えて、新たに介護予防につながる施設利用にも拡充してまいります。

生活保護行政につきましては、関係機関と連携しながら引き続き保護受給者の自立支援と永住帰国の中国残留邦人の支援に努めるとともに、生活困窮者自立支援制度によるきめ細やかな自立の支援に努めてまいります。

市民の健康づくりに関しましては、引き続き健康奄美21に基づき、誰もが健康で住みやすい地域づくりを推進いたします。特に、妊娠時期から出産、産後、早期における支援につきましては、新たに子育て世代包括支援センターの設置や、妊娠・出産包括支援事業を実施するほか、不妊治療につきましても新たに治療費助成を行い、妊娠、出産、子育てに係る施策を重点的に実施してまいります。加えて、健康づくり事業につきましては、すべての市民を対象とした各種保健事業や受診率向上と早期発見に向けた各種がん検診推進事業、更に感染症予防対策として小児から高齢者までの各種予防接種事業を引き続き実施し、健康増進と早世予防に努めてまいります。

国民健康保険医療費の適正化につきましては、特定健診の受診率向上、各種保健事業の実施による疾病予防の推進、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の利用推進、重複頻回受診者に対する生活指導に取り組んでまいります。また、国保税収納率につきましては、毎年向上しているところではございますが、今後ともきめ細やかな納税指導、相談を実施し、更なる収納率の向上に努め、累積赤字の解消と国保財政の健全化を図ってまいります。

第2点目は、観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりの実現についてであります。農業、観光交流、情報の奄振重点3分野を基軸とした産業の振興に取り組み、相互連携による新たな価値の創出、産業経済の全体的な底上げ及び各産業の事実的助成を促すことで雇用の創出を図ってまいります。特に、幅広い産業への効果が期待される観光産業につきましては、受入体制をプロモーションを充実し、交流人口を拡大させることで産業全体への波及効果を高めてまいります。

農業基盤の整備につきましては、引き続き県営畑地帯総合整備事業や、農山漁村地域整備交付金事業などを実施するとともに、住用地区においては県と連携し中山間地域総合整備事業による基盤整備を進めてまいります。また、農地の有効活用を図るため、人・農地プランに基づき農地中間管理事業による農地の流動化を推進してまいります。

農業の担い手育成につきましては、農業研修事業の充実を図り、新規就農者の育成に取り組むほか、青年就農給付金を活用した就農後の定着を図り、担い手農家や認定農業者の確保に努めてまいります。サトウキビの振興につきましては、農地の集約や機械導入による省力化を推進するとともに、病害虫の防除対策や堆肥、薬剤の助成などを行い、反収アップと生産量の拡大を推進して促進してまいります。タンカンやカボチャなどの本市の重点振興作物につきましては、耕作放棄地の活用、鳥獣被害防止対策、暴風対策を推進するとともに、各種研修会を通して生産性の向上と組織の育成強化に努めてまいります。また、流通条件の不利性を軽減し、本土との競争力アップと販路拡大に向け、引き続き輸送コスト支援を行ってまいります。併せて、ミカンコミバエの早期根絶に向け、関係機関一丸となって取り組むとともに、根絶後の風評被害対策や販売促進を行ってまいります。

畜産の振興につきましては、装置造成による飼料作物の増産や、畜産基盤の整備とともに、巡回指導の研修会を通して防疫体制の徹底を図るなど、子牛の品質や生産性の向上に努めてまいります。

林業の振興につきましては、引き続き関係機関と連携し、松くい虫被害の拡大防止に取り組むとともに、生産基盤の整備と森林環境保全に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、今後とも漁場の保全、漁業後継者の育成、鮮度の保持の徹底による魚価の向上、本土向け輸送コスト支援を行うとともに、平成28年度は新たに沖縄向け輸送コストの低減

を図る奄美群島水産物輸送コスト低減実証事業を活用して、販路拡大に取り組みます。また、漁業集落の活動を支援するなど、魚食普及を図りながら水産業の振興に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、奄美大島商工会議所、奄美商工会、奄美群島振興開発金などと連携し、商工業の活性化に努めるとともに、中小企業者の健全な育成及び経営の安定を図るため、新たに制度資金の借入に対する利子補助制度を創設いたします。また、中心市街地の活性化に向けて、中心市街地活性化基本計画の国の認定に向けた取組を推進するとともに、空き店舗活用による家賃補助や新規出店のリフォームへの補助など、各種施策に取り組み、にぎわいのある中心市街地の形成を推進してまいります。

地場産業の振興につきましては、奄美群島観光物産協会や奄美ふるさと百人応援団をはじめとする関係機関との連携を強化し、島外への販路拡大と特産品の充実に取り組んでまいります。本場奄美大島紬につきましては、産地の本格的な再生に向けて、新たに生産流通調査、ジャパンブランド育成支援、紬購入費助成などに取り組みます。また、本場奄美大島紬と奄美黒糖焼酎につきましては、龍郷町とともにふるさと名物応援宣言を行い、国をはじめとする関係機関と連携して、特産品の販路拡大を支援してまいります。

観光の振興につきましては、引き続き航路・航空路運賃低減や、官民一体となってクルーズ船の寄港促進を図るとともに、世界自然遺産登録へ向けて沖縄との関係連携交流を強化し、観光交流人口の拡大を図ってまいります。また、平成27年度から取り組んでおります奄美大島版BMOの構築を更に推進し、5市町村と地域、民間企業などが一体となって観光振興に取り組む体制を整えます。併せて、奄美大島の観光プロモーションに積極的に取り組み、観光地としてのブランド化を目指します。

施設整備につきましては、観光拠点施設である大浜海浜公園を総合的に整備するほか、住用・笠利地域においても観光プロジェクトに基づき、地域資源を生かしながら、地域と一体となった着地型観光を推進してまいります。また、LCC就航や世界自然遺産登録を見据えた交流人口の増加に対応するため、平成28年度から国・県や奄美大島5市町村で連携して奄美空港ターミナルビルの整備拡充を促進し、奄美群島のハブ空港としての機能強化を図ります。併せて、大型クルーズ船の寄港増加による外国船観光客に対応するため、外国人観光客の受入体制を整備するとともに、特例通訳案内士の育成に取り組んでまいります。

スポーツ合宿につきましては、引き続き誘致活動と受入体制の充実に取り組むとともに、平成32年の東京オリンピック、パラリンピックの事前合宿誘致に地元の競技団体や受入関係団体と連携して取り組んでまいります。

情報通信産業の振興につきましては、引き続き人材育成事業を推進するとともに、情報通信産業への起業、仕事誘致の拡大を図り、地域の基幹産業への成長を促進してまいります。また、平成28年度から新たに市内全域に光ブロードバンド環境を年次的に整備し、情報格差の是正やフリーランス支援など、新たな働き方やビジネスの創出に取り組んでまいります。

本市と取り巻く雇用情勢につきましては、昨年末の有効求人倍率が0.75倍を示すなど、着実な雇用環境の整備が図られつつあります。雇用施策につきましては、引き続き高卒ルーキー雇用奨励補助事業など、本市独自の地域雇用サポート事業を実施し、雇用機会の拡大に努めてまいります。更に市内への企業進出や企業への高度化を支援するため、県や東京事務所とも連携を図りながら、企業誘致、仕事誘致に取り組んでまいります。

産業連携につきましては、農林水産資源、観光資源、地場産品、文化資源をはじめとする奄美の恵まれた資源を活用した商品開発の支援など、農商工連携や六次産業化の取組を支援してまいります。

第3点目は、自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくりの実現についてであります。人と自然が共生し、市民が安心して快適な暮らしができる生活空間を創出するため、豊かな自然環境を保全し、生活基盤、交通体系を整備するとともに、防災、防犯体制と消費生活相談体制の強化に取り組んでまいります。

水道事業につきましては、引き続き平田浄水場の更新、笠利西部地区名瀬知根地区の整備に取り組み、安全で安定した生活用水の供給に取り組んでまいります。

公共下水道事業につきましては、名瀬地区では下水道長寿命化計画に基づき、終末処理場の更新、改築更新に取り組むとともに、笠利地区では大笠利地区と赤木名地区の整備を引き続き推進してまいります。

農業集落排水事業につきましては、笠利、佐仁地区の整備を引き続き推進するとともに、笠利、用安地区の整備に着手してまいります。

都市計画事業につきましては、末広・港土地区画整理事業の進捗のスピードアップを図るため、引き続き建設事業推進担当を配備し、着実な事業の執行を推進してまいります。また、都市再生整備事業につきましては、中心市街地の活性化に向け、道路の集計整備に取り組んでまいります。小宿土地区画整理事業の導入につきましては、引き続き地域の皆様の合意形成に取り組んでまいります。名瀬港本港地区整備事業につきましては、引き続き埋立工事を継続するとともに、埋め立て後、すみやかに都市機能用地の基盤整備に取りかけられるよう、国・県との調整を進めてまいります。

市営住宅につきましては、住宅マスタープランや住宅等長寿命化計画に基づき、外壁改修や水洗化などの整備を推進してまいります。民間住宅につきましても、市民のニーズの高い住宅リフォームと助成事業を引き続き実施するとともに、耐震診断や改修への助成制度を継続し、安全で快適な居住環境の整備に取り組んでまいります。景観への取組につきましては、それぞれの地域資源を生かしつつ、良好な景観形成に取り組み、市民が住みたい、観光客が訪れたいまちづくりを推進してまいります。

地籍調査事業につきましては、境界紛争の未然防止や土地取引の円滑化、更には災害復旧へ迅速な対応や公共事業の円滑な実施を図るため、継続して事業を推進してまいります。

道路整備につきましては、災害に強く道路網を形成するため、国道58号おがみ山ルートや根瀬部国直間トンネルの早期整備を県に対し強く要望してまいります。併せて、市道につきましては、伊津部勝名瀬勝小湊線や手花部節田線などの改良事業、名瀬・住用・笠利3地域37路線の道路補修修繕などを実施するとともに、市内にある橋りょう303か所の安全点検及び補修に取り組んでまいります。

港湾整備につきましては、引き続き国・県と連携しながら、名瀬港整備を促進してまいります。離島航路や航空路につきましても、住民の利便性向上、交流人口の拡大、物流の効率化、運航経営への支援制度の充実に、国・県と連携し、取り組んでまいります。地域公共交通につきましては、廃止路線代替バス運行事業を引き続き実施してまいります。

世界自然遺産登録に向けての取組につきましては、まずは保護措置として有効である国立公園指定を目指し、引き続き国や県並びに沖縄県などと連携を強化し、登録実現に向け、全力で取り組んでまいります。また、奄美大島5市町村で策定いたしました奄美大島生物多様性地域戦略を踏まえ、外来種対策や希少動植物保護パトロールを連携して実施し、広域的な自然保護に取り組んでまいります。併せて、飼い猫の適正飼養に対する住民意識を向上させ、ノラネコの増殖とそれに伴うノネコへの拡散を防止し、地域の環境保全を環境衛生を保全するとともに、希少野生動物に及ぼす影響の軽減を図ります。

生活環境につきましては、奄美市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量や一般廃棄物の適正処理を推進するための施策を長期的総合的視点から取り組みます。また、引き続きポイ捨て等防止条例の周知徹底や海岸漂流物の回収作業など、生活環境の保全を一層推進してまいります。併せて、墓地管理につきましては、引き続き市有永田墓地の墓地台帳、管理図面及び無縁化対策に取り組んでまいります。

災害に強いまちづくりを推進するために、平成27年度に見直しを行っております地域防災計画に基づき、情報伝達手段の確保と地域の防災力向上を図ります。地元FMとの協力体制の強化に取り組み、防災行政無線との連携による迅速かつ確実な情報伝達集団の確保に取り組んでまいります。また、名瀬測候所や関係機関との連携による防災訓練の実施や出前講座を開催し、地域の防災リーダーの育成と、自主防災組織の設立を促進し、地域の防災力向上を推進してまいります。併せて、空き家、廃屋対策に

つきましては、防災、防犯、衛生管理の向上を図るため、関係機関と連携の上、対策に取り組んでまいります。

国が計画しております陸上自衛隊の配備につきましては、南西諸島における防衛上の意義や奄美地域における災害への迅速な対応など、地域の安全・安心の確保のため、引き続き国との協力、連携を図ってまいります。

防災対策事業につきましては、引き続き急傾斜砂防事業などの土砂災害対策を促進するとともに、河川の寄り洲除去などを実施いたします。また、住用川の改修事業と併せ、西仲間、石原地区の内水対策に取り組み、総合的な防災、減債対策を推進してまいります。

消防救急体制につきましては、県立大島病院の救命救急センターや平成28年度運航予定の奄美ドクターヘリの活用を見据え、関係機関との密接な連携強化を図るとともに、下方分団、平松待機室や各種緊急車両の整備、職員団体の研修充実などを図り、消防救急体制の強化に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、奄美大島防犯団体連絡協議会などと協力して、犯罪防止に取り組むとともに、自治会などから要望が多い街灯のLED化支援につきましては、当初整備計画を前倒しして集中的に整備し、安全で明るい地域づくりを積極的に推進してまいります。

交通安全の取組につきましては、地域、学校、警察などの関係機関と連携し、交通安全の啓発を図るとともに、交通災害共済制度への加入促進に取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、これからも消費生活相談体制の一層の充実を図り、市民が被害に遭わないよう、啓発活動の強化に取り組んでまいります。併せて、無料法律相談の活用を促すなど、弁護士との連携により問題解決に取り組んでまいります。

第4点目は、地域の中で教え、学ぶ、教育・文化のまちづくりの実現についてであります。様々な課題に直面している教育環境の中、本市の教育理念である共に生きる教育、奄美の子どもたちを光に、のもと子どもたちの情操育成事業をとおして、学校ごとに教示一体となった花の香り広がる学校づくり、市青少年少女合唱団活動による歌声響く地域づくり、島口を伝承する世代づくりなど、学校、地域、世代間が連携した教育行政を推進してまいります。

確かな学力の定着向上のために、授業の充実や1人1研究授業を推進し、教員の授業力の向上を図ります。また、きめ細やかな指導を徹底するため、特別支援、教育支援員、美化支援員の拡充や市独自の小学校5、6年生での35人以下学級の推進を図ってまいります。更に、特認校制度の継続、小規模複式校の教育の充実、幼、小、中の連携や小・中一貫教育の推進を図るほか、ALTの積極的な派遣などにより小学校外国語活動や中学校英語科学習の充実に努めてまいります。

豊かな心を育むために、すべての小・中学校において心に届く生徒指導を推進し、あまみっ子、健やかプログラムにより健全な自尊感情や共感的な人間関係の構築を促す活動の充実を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、ふれあい教室の活用などにより、いじめや不登校などの問題への対応に努めます。郷土を愛する心を育むために、ふるさと学習を通じて島口の伝承活動などの一層の充実を図り、生まれ育った奄美に誇りを持つ児童・生徒の育成に努めます。健やかな体を育むために、1校1運動やあまみっ子運動遊び体育教室を推進し、園児や児童・生徒の体力向上を図ります。また、市独自に栄養士を配置し、奄美の食材を生かした食育の充実を図るとともに、保健、安全、給食指導の充実に努めます。更に、緊急受信速報装置を活用した避難訓練による防災意識の向上や、主体的に行動する態度の育成、通学路、安全推進会議などを通して、安全・安心な学校づくりに努めてまいります。

教育施設などの整備につきましては、学校施設の耐震化事業に引き続き老朽施設改築事業による建て替えを進めてまいります。また、将来の学校の規模や給食体制を見据え、名瀬住用地区給食センター建設工事に着工いたします。高等学校への取組といたしましては、引き続き魅力ある学校づくり支援事業を実施し、各学校の魅力づくりや情報発信に取り組むとともに、大島北高校については通学費補助を継続し、学校の活性化に向けた支援を行ってまいります。また、島内の医療、福祉分野の人材育成や定住

促進のため、引き続き奄美看護専門学校への支援を行うほか、包括連携協定を締結している大学との公開講座や、インターンシップを行う大学生との研究活動を通して、知の資源を奄美に還元する取組を行います。加えて、グローバルな視点で活躍できる人材を育成するための教育機関として、奄美での大学設立の可能性について調査研究を行います。

生涯学習につきましては、市民一人一人が生き生きと健康的で豊かに暮らしていくため、生涯を通して学習できる支援体制の確立に努めてまいります。公民館活動につきましては、講座の充実や自主事業の展開、県立奄美図書館との連携、移動図書館車の市内巡回などをおして、多様化する障害学習ニーズへ対応してまいります。

社会教育の推進につきましては、県立奄美少年自然の家などの社会教育施設を十分に活用し、社会教育団体と連携しながら、青少年教育やPTA活動の充実につとめ、学校、家庭、地域の教育力の向上を図ってまいります。島学の振興につきましては、先人の教えを学ぶ島唄半学や島口の伝承を推進するとともに、島の歴史、自然、文化などの地域資源の活用を図り、魅力あるまちづくりと地域の活性化につなげてまいります。奄美の歴史的、文化的資源を次世代をつないでいくために、文化財の保護や赤木名地区文化的景観の保存に取り組むとともに、国指定遺跡、小湊フアガネク遺跡の普及啓発に取り組んでまいります。文化活動の振興につきましては、引き続き市美術展覧会や市民文化祭を開催するとともに、自主文化事業や伝統文化保存事業を継続して行い、文化のかおりたようまちづくりの推進に努めてまいります。

社会体育の振興につきましては、施設の充実を図るとともに、市民が広くスポーツに親しむ機会づくりを推進するため、各地区の体育協会と連携し、市民体育祭や各種スポーツ事業を実施してまいります。併せて、スポーツ少年団競技別交歓大会、県民体育大会、大島地区大会は各種団体と協力連携し、大会の円滑な運営に努めてまいります。更には、平成32年度に本市での開催が決定しております第75回国民体育大会相撲競技に向けた組織体制を整備してまいります。加えて、小・中学生のスポーツ競技力、文化活動の向上を図るため、引き続き全国大会などへの大会出場助成事業を実施してまいります。

第5点目は、魅力ある地域づくりに向けてについてであります。本市には、世界に誇れる豊かな自然や多様な文化、お互いを支え合う結いの精神が存在します。これらを生かした魅力ある地域づくりを行うため、市民や企業、他自治体との連携をはじめ、国際交流など内外にわたる協働により、多様な知恵とノウハウを結集し、島しょ地域のモデルとなる地域づくりを推進してまいります。市民と行政の協働につきましては、地域に根ざした行政協力員、嘱託員、駐在員とより一層連携を深めるとともに、市長とむんばなしなどをおして市民と直に語り合い、ともに協力し合う協働のまちづくりを推進してまいります。地域コミュニティの強化を図るため、引き続き地域を支える自治会などへの支援を行うとともに、活力ある地域づくりの推進に努めます。また、市民提案事業である紡ぐきよらの島づくり事業を引き続き実施し、市民の知恵と工夫を生かした取組を応援してまいります。更には、地域ブランド推進のための一集落1ブランド祭りを開催し、意欲ある集落の活動を後押ししてまいります。

男女共同参画推進事業につきましては、男女一人一人の人権が尊重され、個性と能力を発揮することができる豊かな地域社会づくりに向け、奄美市男女共同参画基本計画に基づく各種施策を推進してまいります。

平成28年度は現基本計画策定から5年目に当たることから、中間評価を基に計画の見直しを行い、更に充実した事業の推進に努めます。

定住促進施策につきましては、引き続き定住促進住宅の整備に取り組むほか、空き家バンク制度や移住支援情報の充実U・Iターン者向けの共同、住宅購入費、リフォーム制度を推進し、積極的な移住、定住施策を展開してまいります。このほか、奄美群島広域事務組合や他町村と連携した広域的な受入体制の充実強化と、情報発信に取り組んでまいります。

他地域との交流により幅広い視点を持ち、将来の奄美を担う人材を育成するため、アメリカのナカド

ウチェス市との交流や長野県小川村，群馬県水上町との交流事業を推進してまいります。また，世界自然遺産登録を見据えた沖縄県との交流や，友好都市である兵庫県西宮市，大阪府豊中市などとの地域間交流を引き続き推進してまいります。

市民サービスの向上への取組といたしましては，市民への正確で丁寧な対応が不可欠であることから，各種研修を実施し，スキルアップや接遇の実践に取り組むとともに，人事評価制度を推進し，公務能率の向上を図ってまいります。

昨年マイナンバー制度の本格実施に伴い，更なる情報セキュリティ対策の強化を図ってまいります。

ふるさと納税につきましては，庁内の組織体制を強化し，お礼品の拡充を図るほか，企業版ふるさと納税も視野に入れた積極的な取組を展開してまいります。

健全な財政運営につきましては，収納率向上対策などにより，自主財源の確保を図るとともに，歳出においては財政計画を踏まえつつ，地域の活性化施策を計画的に実施することで，財政規律の堅持に努めてまいります。職員の定数管理につきましては，定員適正化計画のもと，引き続き定数の適正化に向け取り組んでまいります。

指定管理者制度につきましては，指定管理者と連携し，管理状況などのモニタリングを行いながら，施設管理の充実と民間事業者などによるサービスの向上に努めてまいります。

市政運営にあたりましては，広報紙などを活用し，広く市内外への情報発信を行うとともに，施政モニター制度などを活用し，市政へ市民の声を反映してまいります。

本庁舎整備につきましては，名瀬公民館や別館などの移転解体工事に引き続き，本庁舎建設工事に着手してまいります。

広域行政の推進につきましては，５市町村が一体となって観光振興や移住，定住施策の推進を図るため，奄美大島総合戦略の策定に取り組んでいるほか，奄美群島成長戦略ビジョンの実現に向け，引き続き奄美群島広域事務組合や他町村とも連携しながら，各種施策を積極的に推進してまいります。

３月２０日は奄美市制施行１０周年を迎えます。将来へ向けて希望にあふれ，魅力ある地域を築き上げるためにも，地域が一体となり時代をつなぎ，夢があふれるまちづくりを推進してまいります。

ここまで，本市の主要施策を述べさせて頂きました。続いて，これらの主要施策の推進にあたり編成いたしました平成２８年度予算案の概要について申し上げます。

平成２８年度予算の基本的な考え方であります。国は，平成２８年度予算編成の基本方針において，経済再生なくして財政健全化なしの安倍内閣の基本哲学のもと，経済再生と財政健全化をともに達成しつつ，経済再生については消費や投資の拡大に結びつく経済の好循環の拡大，人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかけるまち・ひと・しごとの創生を目指すものであると示しております。

こうした国の動向を踏まえ，本市の平成２８年度当初予算は，一般会計が普通建設事業費等の伸びにより，前年度当初と比較して１６億９，６４６万３，０００円増加し，５．６％の増となったほか，地方創生関連予算として一般財源ベースで約３億円を確保し，雇用，人の流れ，結婚，出産，子育て，地域づくりに重点を置いた予算としております。加えまして，地方創生関連予算につきましては，平成２８年度の国の補正予算を活用した本市の平成２７年度３月補正において，８，２１３万９，０００円を計上し，平成２８年度予算と連動した切れ目のない予算として実行することとしております。

一方，歳入については，おいては，自主財源である市税の増額等が見込まれるものの，地方交付税の減額や公共事業の伸びに対応した市債が増加することから，今後とも引き続き地域経済の活性化と財政の健全化の両課題に取り組み，中・長期的に持続可能な財政構造を確立することが重要と考えております。

以下，平成２８年度各会計の当初予算について，概略を申し上げます。

まず，議案第１１号 平成２８年度奄美市一般会計予算は，普通建設事業及び出資金などが増額したこと等により，対前年度５．６％増の３１７億７，１５８万円であります。

議案第12号 平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算は、共同事業拠出金等の増額により、対前年度1.9%増の73億5,579万8,000円であります。

議案第13号 平成28年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算は、診療収入の増額及び医療費医療機器購入により、対前年度9.2%増の2億7,667万1,000円であります。

議案第14号 平成28年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算は、広域連合納付金の増額等により、対前年度4.9%増の4億4,457万7,000円であります。

議案第15号 平成28年度奄美市介護保険事業特別会計予算は、前年度並の48億8,697万3,000円であります。

議案第16号 平成28年度奄美市訪問看護特別会計予算は、対前年度11.8%減の3,420万2,000円であります。

議案第17号 平成28年度奄美市公共下水事業特別会計予算は、建設費の増額等により、対前年度8.0%増の22億595万2,000円であります。

議案第18号 平成28年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算は、建設費の増額等により、対前年度15.4%増の3億8,404万5,000円であります。

議案第19号 平成28年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算は、奨学生貸付金の増額により、対前年度15.2%増の3,097万4,000円であります。

議案第20号 平成28年度奄美市と畜場特別会計予算は、前年度並みの916万5,000円であります。

議案第21号 平成28年度奄美市交通災害共済特別会計予算は、前年度並みの715万3,000円であります。

議案第22号 平成28年度奄美市水道事業会計予算は、建設改良費の増額等により、収益的収入と資本的支出の合計額は対前年度33.8%増の34億906万5,000円であります。

以上、一般会計、特別会計及び企業会計予算を合わせた予算総額は、508億1,615万5,000円となり、対前年度6.2%の増であります。

引き続き、議案第23号から議案第36号までの提案理由を御説明申し上げます。

議案第23号 奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法令に基づき本市においてマイナンバーに係る情報を利用する事務の範囲を定めるため、所要の規定を整備使用とするものでございます。

議案第24号 奄美市行政不服審査会条例及び議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、行政不服審査法が改正されたことに伴い、不服申し立てに係る採決について諮問する第三者機関を新たに設置するとともに、同法に関する本市条例において改正を行うため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第26号 奄美市職員の退職管理に関する条例の制定につきましては、営利起業等に再就職した元市職員が行う在職中の職務内容等に関する働きかけを規制するため改正された地方公務員法に基づき、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第27号 奄美市減債基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定の事業に係る市債の償還資金を減債基金として積み立てた上、当該市債の償還財源とすることにより、将来にわたる財源の健全な運営に資するため所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第28号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正に伴い、市税の徴収等の猶予に係る規定について、所要の整備を使用とするものでございます。

議案第29号 奄美市消費生活センター条例の制定につきましては、消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、消費生活センターの設置、その他の必要な事項について、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第30号 奄美市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして

は、現行の乳幼児の医療費の助成を小学校卒業までに拡充し、子育て環境の充実を図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第31号 奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例に準じて希少野生動植物の捕獲等の許可に関する規定を整備しようとするものでございます。

議案第32号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正につきましては、国民健康保険税の負担割合の平準化を目的とし応納割合と応益割の適正化を図るため、国保運営協会の答申を踏まえ税率等の改正を行う必要が生じたため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第33号 奄美市公民館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本庁舎建設による名瀬公民館等の移転に伴い、その所在地及び施設利用料等を変更するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第34号 奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、鹿児島県施工の住用川総合流域防災事業に伴い、住用町西仲間の市営住宅3棟6戸を解体撤去したため、所要の整備しようとするものでございます。

議案第35号 過疎地域自立促進計画の策定につきましては、本市における現行の過疎地域自立促進市町村計画が今年度末をもって期限を迎えることから、新たに同計画を策定し、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第36号 奄美市道路線の認定及び認定につきましては、道路台帳整理に伴い、起点、終点の変更及び路線の見直しにより6路線を廃止し、3路線を認定しようとするものでございます。

以上、平成28年度の市政運営における基本姿勢及び予算編成を申し上げさせていただきました。観光庁の訪日外国人消費動向調査におきましては、平成27年の1年間に日本を訪れた外国人旅行者は1,974万人と過去最高を更新し、旅行消費額3兆4,000億円が幅広い業種に波及して、国内総生産の押し上げにも寄与しているとの報告がございました。一方、奄美大島におきましても、平成27年の奄美空港の乗降客数が66万5,000人と2年連続で60万人を超え、平成16年度以降最多となりました。クルーズ船の寄港につきましても、これまで着実に実績を重ねており、平成28年度も多く寄港が見込まれているところであります。世界自然遺産登録を見据えますと、今後、更に奄美への人の流れが増えることが予想されますが、それは決して遠い将来のことではなく、この数年のうちの出来事であり、そのための準備をしっかりと進めることが、これからの10年にもつながってまいります。今年は申年、申という文字は伸びるという意味があります。本市がこれからの10年も樹木が伸びるように成長を続けるために、市民や議会の皆様はもとより、国や県など様々な関係機関から協力を頂き、更には奄美群島12市町村との連携を密にしながら、職員一丸となってこれからも全力で取り組んでまいりますことをお誓い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。御静聴ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で市長の新年度に臨む施政方針並びに各会計予算、その他各議案等に関する提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

報告書整理及び議案等調査のため、明日23日から3月3日まで休会としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日23日から3月3日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

3月3日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時39分）

第 1 回 定 例 会
平成 28 年 3 月 3 日
(第 3 日 目)

3月3日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	市 川 哲 義 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	前 田 和 男 君	市 民 部 長	則 敏 光 君
環 境 対 策 課 長	伊 東 義 久 君	国 保 年 金 課 長	山 下 能 久 君
市 民 福 祉 課 長	田 中 義 人 君	保 健 福 祉 部 長	泉 賢 一 郎 君
福 祉 事 務 所 長	中 元 幸 立 君	健 康 増 進 課 長	大 郷 哲 也 君
高 齢 者 福 祉 課 長	森 岡 博 文 君	保 護 課 長	日 高 信 一 君
福 祉 政 策 課 長	山 田 和 憲 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長	久 保 信 正 君	紬 観 光 課 長	島 名 享 君
紬 観 光 課 参 事	山 田 明 君	農 政 部 長	奥 正 幸 君

3月3日(3日目)

地域農政課長	新 納 一 一 君	農林振興課長	大 海 昌 平 君
土地対策課長	山 田 春 輝 君	建設部長	砂 守 久 義 君
土木課長	戸 田 正 利 君	建築住宅課長	中 秀 喜 君
上下水道部長	上 島 宏 夫 君	下水道課長	市 田 利 郎 君
水道課長	佳 元 保 輔 君	水道課参事	林 茂 穂 君
水道課参事	山 下 一 弘 君	教育委員会 教務局長	森 山 直 樹 君
教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	保 浦 正 博 君	文化財課長	川 口 満 君
農業委員会 事務局長	川 内 進 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	元 優 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	上 原 公 也 君
議事係長	前 田 賢 一 郎 君	議事係主査	麓 浩 登 志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人であります。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますよう、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 津畑 誠君の発現を許可いたします。

4番（津畑 誠君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネット中継で傍聴の皆様、おはようございます。平成28年第1回奄美市議会定例会にあたり、一般質問をいたします。その前に、平成18年3月に3市町村が合併して新しい奄美市がスタートし、来る3月20日に10周年を迎えます。本年3月末に奄美市役所を定年退職されます職員の皆様は合併の前後にまたがる複雑困難な事務処理を円滑に遂行され、また合併後のこの10年間、奄美市の幹部職員として50代を過ごされ、奄美市政発展のために誠心誠意御尽力されてこられました。私は退職される職員の皆様及び職員の皆様を支えてこられました御家族の皆様に関心から感謝と敬意を表します。ありがとうございました。今後は御健康に留意され、引き続き大所高所から市政等に対し叱咤激励、御指導、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、私は今回の一般質問において、ふるさと納税に関する事項と世界自然遺産に関する事項を取り上げました。私はお年寄りが安心・安全に暮らせる地域づくり、安心して子育てができる環境づくり、安心して教育を受けられる環境づくり、市民の誰もが働きやすい環境づくり、奄美市が活性化できる仕組みづくりを目標としております。この目標の実現のため、新たな事業を執行するには、家計簿で言えば現在の支出を見直し削減して回すか、収入を増やすか、または貯金を切り崩すしかありません。奄美市に入る収入の多くは国の補助金及び交付金に依存しております。家計で言えば親戚からの援助に頼っている状況です。私は依存財源の割合を減らし、自主財源をできるだけ増加させる取組が必要だと感じております。そのためにはふるさと納税への積極的取組及び世界自然遺産登録による経済効果の波及、この二つが奄美市の地域産業を活性化し、自主財源を増やす最も即効性のある手段だと強く感じております。私は昨年の12月議会でふるさと納税制度は第1に奄美市の自主財源の確保、第2に地域産業の活性化による雇用の創出、この二つの効果をもたらす奄美市活性の切り札になる制度であると主張し、ふるさと納税制度に対する奄美市の待ちの姿勢である取組姿勢を攻めの姿勢に変える必要があるのではないかと提案しました。これに対し、先日朝山市長は平成28年度施政方針において、ふるさと納税について庁内の組織体制を強化し、お礼品の拡充を図るほか、企業版ふるさと納税も視野に入れた積極的な取組を展開してまいりますと所信を述べております。朝山市長の英断に感謝と敬意を表したいと思っております。

ふるさと納税制度について、納税という言葉から、奄美市の歳入の増加だけを連想する方が多いかと思っております。確かに、収入の増加という面はありますが、しかし私はふるさと納税制度の最も大きな効果は、奄美市が寄附をした方への返礼品を地元から調達することにより、奄美市の農林水産事業者、商店街などの売り上げが増加し、地域の産業が活性化することだと考えております。奄美市のお礼の品として地元の農産物、畜産物、林産物、海産物、大島紬、黒糖焼酎、地元ホテルの宿泊券、地元飲食店でのお食事券、地元商店街でのお買い物券、民芸品、工芸品、船釣り体験、スギ花粉飛粉体験セラピー、奄美自然体験観光などを用意し、寄附をした方にその中から選んで頂ければ地元事業者の売り上げが増

え、その経済効果も直接的で影響は大きいと言えます。地元の事業者の皆様は費用をかけずに全国に広告、宣伝ができ、大きな効果が期待できます。これは生産者、商店街、観光事業者などの意欲的な取組にもつながり、産業活性化に多大な影響があるものと考えております。ここで、インターネットのふるさとチョイスに掲載されている幾つかの町からの地域に与える影響に関する事例を紹介させていただきます。

事例１，ふるさと納税制度は地域の産業や企業，観光スポットなどをアピールするツールになっている。本市においてもふるさと納税制度を活用し、今までなかなか知ってもらえなかった魅力的な特産品や本市の観光資源などを全国の方々に知って頂くことで、本市の魅力を伝えることができたと考えています。また、市の歳入が増えるということはもちろんありますが、何よりも贈呈しているのは地元の特典、特産品ですから、確実に地元にお金落ちるのは間違いなく、町の活性化にもつながっています。それこそがまさに地域振興そのものと考えています。ふるさと納税は自治体にも寄附者にも、お礼の品を提供する企業にもメリットのある三方よしの制度です。

事例２，地元ではふるさと納税に無縁と思っていた方もいた中で、お礼品の数にびっくりされ、清算が追いつかず嬉しい悲鳴が聞こえています。来年以降、作付け規模の拡大や新しい事業も検討され、地域が活気づいている状況です。

事例３，町の産業は低迷しつつありましたが、この制度で特産品をPRし、皆様の声を聞くことで生産者に活気が戻りました。特産品の発送で忙しい中、どうすれば分かりやすく紹介できるのか、特産品がよく写る写真の撮り方など、生産者同士で声を掛け合って勉強会を開いています。また、いただいた寄附金を活用してこんなことがしたいと提案してくださる生産者もいます。

事例４，実際にお礼の品を御提供頂いている企業では、昨年度は約２億５，０００万円の売り上げがあり、そのほとんどが市内の中小企業ですから、経済効果も大きく、町の活性化につながりました。以上のように、お礼の品に係る経費はすべて地元に着ているため、地元への経済効果が高く、地域産業の活性化に役立っていることが分かります。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず、昨年４月定例会で提言したふるさと納税に関する事項について、その後の進捗状況をお聞きしたいと思います。

最初に、昨年４月定例会で奄美市のふるさと納税の寄附金の人にミカンコミバエ種群再侵入に係る緊急支援事業を追加し、積極的に奄美市のホームページ、フェイスブック等で全国的な支援を求め訴えていく考えはないか、提案いたしました。これに対しての答弁は東日本大震災や洪水災害からの復興支援をふるさと納税の緊急支援の使途とする取組が全国の幾つかの自治体で行われております。議員提案のミカンコミバエ種群再侵入に関わる緊急支援事業を追加し、全国的な支援を求める件につきましても、取組の一つとして理解をしておりますものの、ほかの農作物や加工、流通業界との関係、またその具体的な使途や支援対象範囲など、現時点では総合的に検討していかなければならない課題も多いものと考えております。まずは県の買い上げ補償の状況を見守りつつ、一刻も早い根絶を目指してまいりたいと考えております、との御答弁でした。ほかの農作物や加工、流通業界との関係、またその具体的な使途や支援対象範囲など、現時点では総合的に検討していかなければならない課題も多いとは、ふるさと納税の寄附金の配分に検討を要するため、すぐには奄美市のふるさと納税の寄附金の使途にミカンコミバエ種群再侵入に関わる緊急支援事業を追加できないとの趣旨と理解しました。その後のこの件に関する奄美市の検討結果をお伺いいたします。

次の質問からは発言席にてさせていただきます。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、おはようございます。それでは、昨年４月の定例会において

御質問がございました、現在の進捗状況ということでお答えをいたします。

ミカンコミバエに対する支援ということで、現在国の損失補償によって全量買い上げが行われているところでございます。議員御提案のミカンコミバエ種群再侵入に係る緊急支援事業をふるさと納税の中で追加して積極的な全国的な支援を求めていくという件に関してですが、町内のほうで協議を進めてまいりましたが、前回の議会のほうでも答弁をさせていただいたとおり、ほかの農作物や加工、流通業界との関係、あるいは支援対象範囲などまだ課題が多いということでございます。ただ、一方市の支援という点では農業、卸小売業、流通サービス業、製造業を対象とした経営対策資金利子補助金の創設を今年、新年度の予算で計上しております。こうした風評被害に対応するためのPR活動などを今後検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

4 番（津畑 誠君） ありがとうございます。是非とも、農業従事者のみならず、生産農家のみならず、小売り、流通、加工業者にも手厚く納得のいかれるような新設のお願いいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。昨年、私は全国でふるさと納税セミナーを実施している専門家に来島して頂き、ふるさと納税をとおした産業進行、観光誘致、定住促進などの地域活性化に向けた全国の代表的な自治体の取組実例を多数紹介してもらい、市役所職員、議会、市民等がふるさと納税に対する認識を深めるため、本年度内に奄美市主体によるふるさと納税制度を活用した地域創生を演題としたふるさと納税に関する講演会を開催する考えはないか、提案しました。これに対して、議員提案のふるさと納税講演会につきましては、ふるさと納税を活用した全国的な事例を学び、市職員のふるさと納税に対する理解度を深めるだけでなく、広く市民の皆様にも制度を浸透する効果が期待されますので、今年度中の開催に向け検討してまいりたいとの御答弁でした。ふるさと納税セミナーの開催について、その開催予定をお伺いいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま津畑議員からふるさと納税に係る各種事例、そしてその効果、メリット等について縷々語って頂きました。それらを総合的に踏まえまして、市におきましてはふるさと納税セミナーについて、3月の18日に文化センターにおいて、今議員がお話になったことを趣旨にして開催する予定になっております。なお、講師につきましてはふるさとチョイスを運営されております株式会社トラストバンクの代表に一応内諾を頂いているところであります。本市におきましては、新年度からふるさと納税に対するお礼品の充実、全国に向けた効果的な情報発信を図ってまいりたいと考えておりまして、関係予算も今議会に計上しているところでございます。具体的には地元、議員がお話になりました特産品などを活用した複数のお礼品をカタログ形式で提供したいと考えてもおります。これらが地域活性化に寄与するものと期待いたしておりますので、セミナーにおきましてはふるさと納税を活用した地域活性化等について、御講演を頂き本市が新年度から取り組むこととしております施策について、広く市民の皆様方にも御理解を頂きながら、これらのことを進めてまいりたいと考えておりますので、議会の皆様方におかれましても、どうか御理解と御協力を賜りたいと存じます。以上です。

4 番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。是非とも事業者のみならず、市の職員、一般の市民、多くの皆様方にこの制度を周知頂いて多くのまた寄附金を本当にお願ひしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次の質問に移ります。平成25年9月13日付の総務省自治税務局市町村税課からの事務連絡文書を見れば、各自治体から国への回答において、ふるさと納税を更に活用するための課題として、制度のP

R等の回答が多く、また寄附額が増加している団体の増加理由としてPRを強化したとの回答がそれぞれ最も多かったと記載されています。そのため、寄附の一層の促進のためには市区町村においてふるさと納税にかかわるPRを積極的に行うことが効果的であると記載されております。今回のこのふるさと納税セミナーは広く市民の皆様にも制度を浸透する効果が期待されますので、市民の皆様にも積極的に参加の機会を与える必要があると思います。どのような手段でふるさと納税セミナー開催の広報、周知をしていくのかお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） セミナーの広報周知ということですが、現在考えておりますのはチラシやポスターを各種団体や店舗等で配布したいというふうに考えて、考えております。そのほか、市のホームページの方でも掲載をしたいというふうに考えております。また、地元新聞に広告を出すなど、広く広報してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。御答弁の中でチラシ、ポスター、新聞等で広告していくとありましたが、できれば多くの先ほど申しましたけど、市民の方に周知して頂くためには、人も地元のラジオ、テレビ等ございます。是非ともそこら辺も活用して頂いてできないかと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） はい。御案内のとおり、ディとかですね、奄美テレビを通じて、また広報広げていきたいと思っておりますので、また議員の皆様の方も周知のほうをよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、ふるさと納税制度は返礼品のより奄美市の農林水産事業者、商店街などの売上げが直接増加する制度です。是非、多くの事業者の皆様や市民の皆様がこの講演会に出席されて、御自身の仕事にどのような影響があるか御理解して頂ければと考えております。去年は以上の提案農家に寄附をした方々がお礼の品を選択できるようにカタログ作成すること及び翌年度に継続できるように寄附金額に応じたポイント制を導入することはできないか、更にふるさと納税に対する市の組織体制の強化について提案しました。これについては市長が施政方針において、庁内の組織体制を強化しお礼品の拡充を図るほか、企業版ふるさと納税も視野に入れた積極的な取組を展開してまいりますと所信を述べておりますので、本年4月から実現するものと思います。また、平成28年度当初予算への必要経費の計上を提案しましたが、平成28年度一般会計歳出予算説明を見れば、事業費総額について不十分な点はあると思いますが、一定額は計上されております。必要に応じて補正予算等で対応して頂けるものと確信しております。

次の質問に入ります。平成27年4月1日付で国から県を経由して各市町村に対してふるさと納税の寄附を受ける地方団体はふるさと納税の使途、寄附金の使用目的について予め十分な周知を行うなど、当該団体の関わるふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること、との通知がきております。奄美市のふるさと納税の募集の文言では、いただいた寄附金は1ブランド一集落事業、定住促進住宅、人材育成、地域文化の保存、継承等に使用いたします、となっております。そこで、平成20年度から昨年度までのふるさと納税の寄附申し込みによると、1、一集落1ブランド事業。2、定住促進対策、活力ある地域づくり。3、人材育成、今後の奄美市を担う人作り。4、地域文化の保存、継承、島の文化を未来に受け継ぐ。5、その他の5項目への使途指定状況に関し、その内訳件数及び寄附金額をお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、お答えをいたします。平成20年度からですね、平成27年の2月までということで、寄附の総額の方が362件、約3,940万円ということでございます。そのう

ち、使途別の件数と金額でございますが、一集落1ブランド事業のほうで50件、約560万円でございます。2つ目の定住促進対策のほうですが37件、94万円、人材育成のほうで76件で490万円、地域文化の保存、伝承のほうで72件で約390万円、その他ということで190件、約2,400万円の、合わせて先ほど申し上げた3,940万円ということでございます。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。よく理解しました。ふるさと納税は日本で唯一の税金の使い道を自ら指定ができる制度です。税金の使い道を寄附者自身が決めることができる、その制度がふるさと納税、ふるさと寄附金です。ふるさと納税の使い道の選択はダイレクトの自治体の政策を支援できる仕組みになっています。そこで、奄美市において先ほどの項目について、各事業費へ充当した寄附金額をお聞きしたいと思いますが、このふるさと納税寄附金の使用状況については、昨年の第1回定例会でふるさと納税の3,187万円総額について、現在のところその額については地域振興基金に積み立てているとの御答弁がありました。また、昨年10月23日に総務省が公表したふるさと納税に関する現況調査において、奄美市は本市においてはふるさと納税寄附金はすべて基金に積み立てている状況であり、活用状況の広報はしていないと総務省に回答しています。これに対して、昨年12月の第4回定例会ではその他を含めて5項目、そちらに充当するような形で御本人の意思を尊重して、現在、使わせて頂いているところであります、との御答弁でした。奄美市のふるさと納税の使い道の選択項目に、地方振興基金への積み立てはありません。ここで質問します。奄美市においてこれまでに寄附者が選択した各事業費へ充当した寄附金額をお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 現在、御指摘のとおりです。ふるさと納税の寄附金については地域振興基金のほうに積み立てを全額しているというところでございます。一方で御寄附をいただいた皆様の思いのほうは、予算上の色付けということではありませんが、毎年度の予算編成の中で、形は違いますが計上しております。例えば、紡ぐきよらの郷づくり事業による集落への支援、定住促進住宅の整備、知の地域おこし連携事業等で、による人材育成事業、中学生の国際交流派遣事業、伝統文化保存事業などに予算を計上して取り組んでいるというところでございます。

4番（津畑 誠君） はい。ありがとうございます。私は奄美市と奄美市を応援する人の信頼関係を構築し、継続して寄附をして頂けるためには、寄附をした方が選択した各項目の事業費に直接寄附金全額を使用し、寄附をした方に使用状況を報告する必要があると思います。この考えについてどのような見解をお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 現在、市長のほうからのお礼状という形で、現在の市の取組の概況、添え書きをいたしまして、寄附者への感謝の気持ちということにさせて頂いておりますが、議員御指摘のとおり、寄附金を活用した場合にその寄附者の皆様に活用状況を報告するべきだというふうに考えております。御案内のとおり、地域振興基金のほうに積み立てをしておりますが、一定程度の金額が積み立てられ、それを財源として事業を実施した際にはホームページや広報誌、あるいは寄附者の方々のほうに広く広報してまいりたいというふうに考えております。ごり、以上です。

4番（津畑 誠君） はい。理解する、できる部分もありますが、私としてはお礼の品を、もちろん当局、市長のほうからお礼の挨拶を送っているということでしたが、できればこのふるさと納税の寄附金というのは、私は奄美市民にされたものかと、私自身認識をしております。そうした中で、できれば市民の声を寄附した方に市民の声を、感謝の声をお届け頂けたほうがより効果的じゃないかと考えております。その中で、昨年のふるさと納税日本一の長崎の平戸市では寄附金がどのように活用されたかをふるさと納税サイトふるさとチョイスの動画で紹介していて、その中で福祉車両バスの車体にふるさと

納税ありがとうございますというラッピングしたバスを走らせたり、また子どもたちのＩＣＴ事業教育の一環としてタブレットやプロジェクターを学校に贈呈したり市民の目の見えるような形で充当された寄附金の内容を報告しております。そうすることによって、寄附をした方の思いを伝えるためにはふるさと納税の寄附金の使途を周知させて、その中でより寄附者ともらう側、贈る側の絆をより深めて、また今後のリピーター獲得につなげていけないかなと私は強く思っております。どうぞ、いろんな当局の知恵を出して頂いて、今後とも永続的につながるような制度にして頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。昨年１２月、奄美市は国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、地方版総合戦略、奄美市攻めの総合戦略を策定しております。これまで奄美市ではさまざまな計画を策定しておりますが、今回の総合戦略は従来からの計画と異なり、攻めの文言が表題を始めあらゆる箇所に使用されております。これまでの奄美市の姿勢から一歩踏み込んだ攻めの姿勢に転換した趣旨をお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 今回の国のまち・ひと・しごと創生法に基づいて、昨年の１２月に、これはもう御案内のとおりでございますが、地方版総合戦略奄美市攻めの総合戦略ということで策定をさせて頂きました。その中で人口減少対策や雇用創出に向け、これまでの取組に加えて新たな施策に積極的に取り組むということで、それらを含めて攻めるという言葉を、で表現をさせていただいたところでございます。具体的に申し上げますと、まずは観光分野のほうでは奄美大島DMO事業により、これまで外に対するPRが弱かったと言われておりましたが、物産を投じて奄美のプロモーション活動をする、こと、またしっかりとした受入態勢を構築していくということ、更には奄美空港ターミナルビルの整備で国・県・奄美大島５市町村が連携して取り組むことによって、観光客の利便性向上に向けた積極的な展開を図ること。あるいは市内の全域で光ブロードバンド化とフリーランスが最も働きやすい島化計画を推進することで、島にしながら都市部の仕事ができる観光を、環境を整えること。その上で移住促進と振興等誘致につなげていくこと。併せて医療費の助成による子育て世代の負担軽減を図り、子育てに適した島づくりを展開する、こうした従来の取組のレベルから一歩踏み込んだ施策の展開ということで、今回攻めという言葉で表現をさせていただいたということでございます。御理解を頂きたいと思えます。

４番（津畑 誠君） はい、よく理解いたしました。一歩攻め込んだ施策を是非とも期待しております。

次の質問に入ります。奄美市攻めの総合戦略においては、ふるさと納税額に関し、平成３１年度の数値目標を１億円としています。昨年のふるさとチョイス経由での２０１５年ふるさと納税申し込み金額は１億円を超えた自治体は全部で２５４自治体で、各地方で１億円を超えた自治体の数を見ると、九州・沖縄が５１自治体で最多となっています。また、本年４月からは企業版ふるさと納税もスタートしています。奄美市攻めの総合戦略の前書きでは、次のように記載されています。幸せの島実現に向けて、２０１５年の今、奄美はかつてない攻めのタイミングを迎えています。このチャンスを私たち市民がしっかりと認識し、攻めに出ることが今まさに求められています、と記載されていますが、この攻めの姿勢は奄美市民だけでなく、奄美市の施策にも必要だと考えます。目標数字は高くするのが一般的であると思いますが、奄美市攻めの総合戦略において、ふるさと納税額への平成３１年度の数値目標を１億円としている趣旨をお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） お答えをいたします。今回の総合戦略の中で、議員御案内のとおり、平成３１年度ふるさと納税の寄附金の目標額を１億円というふうに設定をさせて頂きました。本市の寄附状況を申し上げますと、平成２６年度６００万円でしたが、本年度は既に１、１００万円を超える寄附を頂いております。更に年度末まで上積みが期待をされるというところでございます。全国の自治体の状況

見ますと、議員御案内のとおり数10億円という自治体もございますが、本市におきましては御指摘のとおり目標額を高く設定するというのも大事なところですが、まずは本年度約10倍の1億円ということで目指していきたいというふうに考えております。当然ながら、1億円が最終的なゴールというわけではございませんが、平成28年度からの組織体制の強化、お礼品の充実、あるいはふるさと納税の推進に向けた取組、しっかりと進めながら、更に上を目指していきたいというふうに考えております。

4番（津畑 誠君） はい、理解しました。是非ともよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。奄美市攻めの総合戦略を見れば、ふるさと納税の活用策として特産品育成事業のみを計画していますが、ほかの自治体では寄附者に対してお礼品を贈って終わりではなく、一度足を運んでもらい一緒に盛り上げていきたいと思いますという、寄附者とのつながりを重視する取り組みも増えています。ふるさと納税の情報を発信することで地域に金が流れ、地域から物が動き出し、更には人も地域へと動き出し、観光にとどまらずUターンやIターン、移住にまで発展している事例もあります。奄美市でもふるさと納税を契機に特産品の育成だけでなく、観光、交流人口の拡大や定住促進のための事業などの各班の施策を企画していくべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） お答えいたします。今回の総合戦略の中ではふるさと納税の推進事業ということで、ふるさと納税を活用した特産品育成事業ということで記載をさせてもらってます。現在、検討しておりますお礼品といたしましては、地域の特産品はもちろんのことですが、やはり奄美の魅力は観光資源だということは皆さん御承知のとおりかと思います。これらを活用した体験プログラムや宿泊クーポンなどの導入も現在検討をしているというところでございます。一つ目が、まずふるさと納税される皆さんに満足をして頂くこと、二つ目が地域の活性化に寄与すること、三つ目が市の自主財源が確保されること、やはりこの三つを大事にしたいと思いますので、今後ふるさと納税の取組を行為してる中で積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。世界自然遺産登録についてです。奄美・琉球世界自然遺産登録については本年9月中旬に国連教育科学文化機関ユネスコに推薦書暫定版を、来年2月1日までに推薦書を提出、2018年、平成30年夏の世界自然遺産登録実現を目指しております。登録後に増大すると予想される観光客の受入態勢の強化は喫緊の課題です。受入態勢は世界自然遺産登録の前の段階が重要で、世界自然遺産登録の準備態勢が整わないうちに登録となり、マイナスの観光イメージを発信した事例もあります。観光客の受入態勢の強化として、施設整備では大浜海浜公園の整備、奄美空港ターミナルの整備拡充、また外国人観光客の受入態勢をして特例通訳案内士の育成などが計画されております。また、組織面でのDMO、即ち地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として多様な関係者と共同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人として、奄美大島観光物産協会の組織を強化し、奄美大島全体で一つの集客体制を整え、5市町村の枠に捉われることなく行政や観光協会、観光事業者、農業、漁業者、住民団体、NPOを含む地域全体の多様性をまとめる奄美大島版DMOの構築が進められております。また、奄美群島広域事務組合を事務局として、エコツーリズム推進法に基づいて奄美群島固有の自然や文化に触れあう機会の提供、地域資源の保全と適正な管理、地域振興への貢献を同時に実現するエコツーリズムを確立することを目的とした奄美群島エコツーリズム推進協議会が設置されています。このように、奄美大島版DMOの組織構築やエコツーリズムを確立するための全体構想についての国への認定申請などの動きはありますが、世界遺産登録の平成30年夏まではあと2年間しかありません。これらの組織が実質的に活動しその意見等を踏まえて奄美市が事業を実施できるのは、平成30年の夏の世界遺産登録のあ

とではないかと思われます。ほかの世界遺産登録地を見れば、登録年及びその翌年に観光客が一举に増加しております。世界自然遺産登録の前に行政が主体的に行うべき課題は山積しております。例えば、金作原周辺の駐車場の問題、トイレの問題などが浮上する可能性もあります。また、本来は静けさを楽しみたい金作原原生林の中に、観光客が集中してしまい、大人数の観光客が同時に入ることにより資源のすばらしさを十分に味わえない状況も考えられます。このように観光客が集中する場所には、自然が最も美しく見える場所に適切な展望台を設置するなどの対策も考えられます。また、観光客の分散化を図るような仕組みをすれば、観光客の選択肢も増え、奄美大島の魅力上がり、ひいては全体的な観光客の増加へとつながっていくものと考えられます。そこで、世界自然遺産登録から観光客の受入までさまざまな行政課題に対応するために、現行の組織体制を見直し、観光、環境、交通なども含めた横断的、一元的に所管する課の新設などが必要ではないかと思われますが、見解をお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） お答えをいたします。世界自然遺産登録を一過性のブームに終わらせないためにも、持続可能な観光地を形成することが必要であるということは十分認識をしているところでございます。登録推進に向けての本市の組織体制ということでございますが、現在、世界自然遺産推進室というのがございますが、住用のほうでも総合支所の産業建設課の中に世界自然遺産推進分室を設置しております。また、環境省の自然環境局のほうに市の職員を研修員として派遣をしております。国・県などと情報を密にしながら連携強化を、に努めているところでございます。観光客の受入態勢の強化ということでは、主に紬観光課が所管をしているところでございますが、御指摘のとおり環境保全と観光振興の両立、あるいはトイレや駐車場などの施設整備、2次交通や宿泊施設、島の魅力を伝える人材育成など各部横断的に対応する必要があるということは議員御指摘のとおりかというふうに思います。このため、現在市民部、商工観光部、建設部、農政部と随時連携を図っております。横断的な対応を行っているところでございます。先日の遺産登録後の金作原原生林の混雑を想定した課題に対して関係部署が一堂に会して協議会を開いたところでございます。このほかにも、県の奄美群島世界自然遺産登録推進検討会というのもございますし、島内5市町村で構成された奄美大島自然保護協議会、あるいは広域事務組合の方に市の職員を派遣をしております。この中でも自然遺産について積極的に取り組んでおります。そういった広域的な取組も今後推進をしていくと、現在含めてですね、推進しているところでございます。いわばチーム奄美という考え方で、常に一体的な取組を行っているところでございます。本市の組織体制については職員数や広域的な展開の考慮に入れつつ、まずは専門部署の能力を生かすということで、組織内部での横断的な連携を図っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、理解いたしました。是非とも横断的、一元的に所管をする課の新設のほうを、チーム奄美一丸となって取り組んでいって頂きたいと思います。よろしくお願いします。

私は世界自然遺産について、地域側も受入態勢づくりをしっかりしていないと短期のブームになってしまう恐れがあると強く感じております。

次の質問に入ります。世界自然遺産への登録は観光産業振興にとって大きなチャンスであり、地域での期待も大きいわけですが、世界自然遺産登録を生かした奄美市の観光策について、昨年観光に関して広域事務組合とも連携してエコツアーガイドや特例通訳案内士の育成に向けて取り組んでおります。観光客の満足度向上のためには多様化する観光ニーズに対応した観光案内所の充実や交通、宿泊施設を含めた観光関連施設の連携強化など総合的なレベル向上が必要であると考えております、との御答弁がありました。これからのち、2年間しかない状況を見れば、本年度から積極的に動く必要があると思われます。そこで、世界自然遺産というブランド名を生かした奄美市独自の地域活性化策について、どのような事業施策を検討しているのか、伺います。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員御案内のとおり、世界自然遺産登録は先行地の事例にもありますとおり、観光客の増加は観光産業振興にとって大きなチャンスをもたらすものと考えております。本市といえども、自然資源の保全、保護を図りつつ、その効果を最大限生かすための受入態勢に取り組んでまいりたいと存じます。世界自然遺産の取組につきましては、先ほど議員のお話にもありましたとおり、航路・航空路運賃の軽減や空港ターミナルの整備、拡充、それからDMOの組織構築、あるいは広域事務組合が事業主体となるエコツアーガイドや特例通訳案内士の育成など、広域的な事業も数多くあり、必要な経費については新年度予算にも計上しているところでございます。そのような中で、奄美市の事業施策については地方創生の総合戦略にも掲げておりますとおり、森と水のまち住用観光プロジェクトや歴史回廊のまち笠利観光プロジェクトを始め、市独自の事業も計画しているところです。また、奄美の世界自然遺産の特色として、自然とともに共存してきた生活文化も高く評価されていることから、集落やNPOなどが奄美大島の多様な文化や風習を観光資源として生かすための奄美市着地型観光メニューの造成に取り組むほか、議員からも御指摘がありました観光客の分散化を図るため、金作原原生林やマングローブ以外の新たな自然観察ポイントの整備にも取り組んでまいりたいと存じます。また、自然体験以外の分野におきましても、名瀬の中心市街地へ観光客を誘導するための中心商店街魅力アップ事業や名瀬街歩きプロモーションビデオの策定などにも現在取り組んでおります。観光客と地域住民との交流促進による観光消費の拡大や地域の活性化につなげてまいりたいと存じます。以上です。

4番（津畑 誠君） ありがとうございます。私も先日、今言われました金作原、マングローブ以外に奄美の新しい観光地を、すばらしい観光地をある先生と一緒に行って、拝見させて頂きました。奄美には知らないまた多くの名所がかなりあるのかなと、私自身、実感しております。是非とも多くの観光の、奄美のそういったすばらしい観光名所を生かして頂けるような、奄美市独自のブランド作りに取り組んで頂きたいと思います。

以上で、一般質問への御答弁を頂きました。ありがとうございます。ここで、世界自然遺産についての課題を例示してみたいと思います。輸送能力や宿泊施設面の制約などへの対応。重点ターゲットの選定、受入態勢整備の在り方。自然環境保全のとのバランス確保とともに、世界自然遺産登録の効果を群島全体に広げること。自然環境保護、エコツアーガイドの質の確保。滞在日数を増やすことで観光消費額の維持、拡大を目指すこと。観光客増加に対応したレンタカー、周回観光バス等の増強。団体旅行から個人旅行へ大きくシフトしている旅行形態への対応。ガイド事業者間等での事前ルール作りの必要性などがあるかと思います。私は先ほども申し上げましたように、ふるさと納税への積極的取組及び世界自然遺産登録による経済効果の波及、この二つが奄美市の地域産業を活性化し、自主財源を増やす最も確実な手段だと強く感じております。

以上で、わたしの一般質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、無所属 津畑 誠君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前10時24分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時40分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

17番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。まず最初に、今年度で退職される部課長の皆さん、また職員の方が多くおられると聞いております。長年にわたって市政発展のために尽力いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。今後とも御活躍を御祈念申し上げたいと思います。

さて、2016年度の国の予算案が1日、衆院を通過をいたしました。今、日本社会の大きな問題となっていることの一つに、貧困と格差があります。残念ながらこの予算ではその是正は望めないものとなっております。望めないどころか、更に深刻さを増すことになるのではないかと危惧さえされるわけです。庶民には消費税10パーセントへの増税、社会保障は切り捨てです。その一方で大企業には減税のばらまきであり、軍事費が5兆円を超えるという状況で史上最高の規模にまでなっております。奄美のこれからを考えたとき、世界自然遺産登録や格安航空による観光分野での発展に期待がかかり、明るい話題もありますけれども、消費税増税、増えない年金、国保や介護などの社会保障費の負担増は確実に生活を追い詰めることになるものと心配されます。このような状況のもとで市長の施政方針が示されました。これからの予算委員会で議論が深まることとなりますけれども、子ども医療費の小学校卒業までの無料化や高齢者の交通機関利用補助事業の拡充が示されるなど、市民生活の向上に向けた積極的な面が見られます。特に子ども医療費については全国すべての自治体が独自の努力で無料化や軽減策を実施しており、国の制度として確立が待ち望まれるものであります。厚生労働省は子どもの医療制度の在り方についての検討会で3月中にも結論をまとめる予定のようでありまうけど、奄美市はこれまで国保や介護の分野では国の制度を後追いしている感じを受けておりますけれども、今回の取組が全国の自治体の流れに沿ったものとして、厚労省検討会が子ども医療費の無料化に踏み切ることへの後押しするものになればと思っております。併せて、窓口負担無料化を実施する自治体への罰則を廃止させることや、子ども医療費の中学校卒業までが全国の流れでありますけれども、さらなる拡充のために取り組んで頂きたいと思ひます。

そこで、質問にはいる前に質問順序の変更をお願いします。一番最後の障害者相互支援法関係の質問を国保制度についてのあとにしたいと思ひますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従って順次質問させていただきます。国の予算編成と大きくかかわっているのがアベノミクスということになりますけど、離島に住む私たちだけでなく、今や多くの国民にとってもその恩恵はないとの声も聞かれます。そこで市長の政治姿勢についてですが、最初にアベノミクスをどう評価されているのかということでもあります。2012年12月に誕生いたしました第2次安倍内閣の経済政策の通称がアベノミクスですが、3本の矢として表現されております。第1の矢が大胆な金融緩和。第2が積極的な財政政策。そして、第3が民間投資を喚起させる成長戦略です。そして今、新3本の矢が打ち出されております。その1は、希望を満たす強い経済。GDPを600兆円に。その2が夢をつなぐ子育て支援で希望出生率1.8の実現。そして、その3は安心につながる社会保障で介護離職を0にするというものがあります。実態としては最初の3本の矢が行き詰ったために新3本の矢になるものが発表されたような印象を受けるわけですが、市長はこのアベノミクスをどのように評価されているのか、お伺いをいたします。また、平成28年度の施政方針が示されておりますけれども、予算の基本的考え方の中で安倍内閣の基本哲学のもと、経済再生と財政健全化をともに達成しつつ云々と表現されておりますけれども、ここでの基本哲学とはどういうものか示して頂きたいと思ひます。よろしくお願いをいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、ただいまの崎田委員に御答弁させていただきます。アベノミクスについては安倍内閣がデフレ経済からの脱却と経済成長を目的としている経済政策でございますが、現在のアベノミクスにおけるキーワードの一つにローカルアベノミクスの推進が位置付けられておりますことは議員御承知のことと存じます。昨年の6月に閣議決定されましたまち・ひと・しごと創生基本方針、2015におきましても地域経済においては第2次安倍内閣発足後有効求人倍率がすべての都道府県で上昇し、地方でも1人当たりの賃金や就業者数が前年比でプラスになるなど、雇用、所得面で改善が見られるとする一方で、消費の動向を見ますと消費税率引き上げ後の回復が大都市圏で先行するなど、地域間

でばらつきがあるといったしまして、地域経済に人材と資金を呼び込めるような生産性の高い活力の溢れた産業を形成し、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力のある職場を生み出すことによって、ローカルアベノミクスの浸透を図ることが必要であるとの方針が示されております。このようなことから現時点の評価についてコメントは差し控えて頂きますが、地方の活性化なくして国全体の成長はないものという観点から考えますと、今後地方創生を推し進める各自治体においてもアベノミクスの一翼をにこなしているとも言えるのではないかと思います。国が行う金融緩和政策や機動的な財政政策と連動いたしまして、地方はその特色を生かした総合戦略を推進していくことが地方の活性化につながり、結果としてアベノミクスの評価にもつながっていくのではないかと考えております。なお、御質問の本市の予算の基本的な考え方にアベノミクスによる、安倍内閣の基本哲学ということにつきましては、未だ本市においては依存財源の高い市でございます。本年、平成28年度の予算の基本、国の予算編成を私どもも引用したものであり、市としての基本哲学であるということではないわけでありますので、御理解を頂きたいと存じます。そういう中において、317億円相当の一般会計予算を上程して皆様に御審議を図ることになっております。内容につきましては、やはりそれらの地方創生法案等を加味した積極的な予算であったのではないかと考えておりますので、よろしく御審議をこの場を借りてお願いする次第でもございますので、御理解を賜りたいと存じます。

17番（嶋田信正君） ありがとうございます。基本哲学、もちろん奄美市の基本哲学じゃないですね。あの文面を見れば安倍内閣が基本哲学のもとでアベノミクスを進めていると。そこで、基本哲学と言ってるのは、経済再生なくして財政健全化なし、このことだったと思うんですよ。ところがその経済再生というのは、大企業が儲ければ国民も潤うという経済性、いわゆるトリプルダウンですね。確かに、大企業の経常利益は6割以上も増加しており、史上最高の大儲けだと。内部留保も、とんでもありません、これ300兆円を超えたと言っております。一方、国民の所得と消費は今お話があったように、実質見れば3年前を下回っており、回復してるとは言えないんですね。生活保護受給者は過去最高であり、奄美市もこれは例に漏れないわけですがけれども、ワーキングプアは1,100万人を超え、格差拡大と貧困もたらしているというのが現実ですから、私たちの暮らしにも直でして、アベノミクス、もう3年・4年なろうとしているわけですから、未だに評価をできないというのも、もうちょっと踏み込んで頂きたかったかなというふうに思いますので、今後とも議論する機会があろうかと思います。

次に、公契約条例制定に向けた取組でありますけれども、この条例については平成24年8月29日に議会に陳情が出され、実に7回の継続審査を繰り返してきたわけです。昨年の議会でも陳情採択ということになりました。この間、議会でもですね、総務企画委員会で先進地視察を行うなど勉強を積み重ねてきました。この条例は地域経済の活性化及び地域社会の活性化、地域住民の福祉の向上に寄与することが目的であり、早期の制定が望まれるものであります。福岡県の直方市など既に制定している自治体はどこでも策定審議会や検討委員会などを立ち上げて、慎重に議論をされて制定に至ってるんですね。奄美市の場合は外界離島という条件もあり、より一層慎重な議論が必要かと思っておりますけれども、平成27年度4回定例会で陳情で採択をされた小規模企業振興条例、この早期制定を求めたことに対しては平成28年度の制定を目標に取り組んでまいりますとしておられますけれども、公契約条例の制定に向けた取組は現在どのようになっているのか、お伺いをいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、お答えをいたします。今年度の第2回定例会において、平成27年度の陳情第7号、第3回定例会において平成24年度の陳情第5号が採択をされております。その処理状況については議会のほうに報告をさせて頂いております。その上で、公契約条例については検討しなければならない課題も多いということで、今後国や県、その他の自治体の動向も注視をする必要がありますが、まずは今後の進め方ということで、新年度のほうにおいて情報収集を進めながら、庁内の検討会の設置を始めとして、各種団体との意見交換やアンケートの調査の実施、あるいは先進地の視察等

を検討している段階でございます。また、新年度予算のほうに先進地視察分の旅費を計上させておりますので、御理解を頂きたいというふうに思います。以上です。

17番（嶋田信正君） はい、ありがとうございます。一步動き出したという感じはしますけれども、ほかの自治体でやっている地域と、やっぱり外界離島というところでは大分条件が異なるかと思いたので、急いで取り組んでほしいけれども中途半端なままではいけないと思いたしますので、しっかりとした準備を整えて頂きたいというふうに思いた。

次に、市内中小企業の経営実態調査及び働く者の労働実態調査が必要ではないかということでお伺いたしたいと思います。先ほど、アベノミクスの評価についてお伺いたしましたが、安倍首相は国会討論で、市長の答弁でありましたけれども、雇用が増加して改善しているというふうに述べられております。総務省の労働力調査、詳細集計では増加したのは非正規雇用の労働者であり、172万、一方正規労働者は23万人減少していると言っております。安倍首相は景気が回復してパートで働く人が増えたため、1人当たりの平均賃金が低く出てるんだというふうに説明しますけれども、厚労省が発表している毎月勤労統計調査ではパートを除いた一般労働者に限っても2015年の年間実質賃金は前年より0.6パーセント減っており、2012年から、これは連続4年間のマイナスということであります。そこでお伺いたをいたしますけれども、施政方針では先ほどありました、昨年末の有効求人倍率が0.75倍を示すなど着実な雇用環境の整備が図られつつありますと述べられております。もちろん、有効求人倍率が上昇するという事は喜ばしいことには違いたありません。そこで、市長にはですね、もう一步高みの目標に向かつて頂きたいと思ってるんです。倍率の数字だけじゃなくてね、その中身をどうしていくのかということが必要だと思うんですね。先日、生活相談を受けました。この方、国保税の滞納があつてですね、保険証が交付されていない方だったんですが、体調が悪く仕事を休むことが増えてきたので、健康を回復して仕事を続けたいということなんですが、病院に行きたいけれども保険証がなければとても医療費を払うことができないという相談でした。お話を聞きしましたが、収入が生活保護水準なんですね。しかも、雇用形態は日給、月給と言われるもので、休めば収入が入ってこない。私はこのような労働環境で仕事をされている方が特別なのか、あるいはよく、奄美市ではよくある事例なのかというのが分かりません。市長が示される、あるいは取るべき重点政策にもかかわってくるんだという内容だと思うんですね。これまで、そこで経営実態調査や労働実態調査など行った例があるのか、また当初、当局のほうでですね、そういった市民の実情が把握されているのであればお示しを頂きたいと思いた。また、市民の生活実態を示すバロメーターとも言えるのが国民年金の加入だと思うんですね。納入状況は生活実態を示すと思いた。所得状況から全額免除されていたり、4分の3免除、あるいは半額免除、4分の1免除などがありますけれども、40年間かけての満額需給が、今78万100円です。未納の方はもちろんですが、加入者でも免除を受けている人は将来的にはこう言ったら悪いんですが、生活保護の対象になりかねない人たちとも思うんです。奄美市の加入率及び免除の状況がどうなっているのか、お示しを頂きたいと思いた。

商工観光部長（菊田和仁君） 先に、労働実態調査のほうでございしますが、市のほうではこういった調査行っておりませんが、労働実態調査につきましては県が毎年実施している鹿児島県労働条件実態調査がございします。この調査では県内における正規労働者と非正規労働者の割合や労働時間、年休取得状況などに関する調査結果が企業規模別及び産業別で掲載されております。また、同様に県が実施している毎月勤労統計調査では産業別の賃金や出勤日数等が確認できますが、社会保険加入状況などが確認できる労働調査はございしません。県に確認しましたところ、先ほどの調査は県全体を対象としており、本市のみの調査結果を抽出することはできないとのことでありますが、この調査にはほかにも育児休業制度や介護休業制度等に関する項目も含まれており、広く労働条件に関する諸制度の現状、傾向を把握する上で貴重な資料であると考えております。労働者の実態調査につきましては、先ほど御紹介した調査のほ

か、国・県が実施している他の労働に関する調査などから必要な項目を抽出し、実態把握に努めてまいりたいと考えております。なお、不足する調査項目の把握や市独自の調査につきましては、現在存在する調査内容の分析等踏まえた上で今後検討いたしたいと思っております。以上です。

市民部長（則 敏光君） 国民年金の加入リスト、免除率についてのお尋ねでございました。まず、加入率につきましてでございますが、平成27年3月末時点での20歳以上60歳未満の人口は1万9,964人でございます。これに対して国民年金の第1号被保険者数7,432名の割合で申し上げますと、37.2パーセントということになります。3号被保険者も2,617人おりますので、これを含めると50.3パーセントというふうになります。免除率につきましてですが、第1号被保険者7,432人に対しまして、法定免除、申請免除、納付特例猶予など受けました合計は5,115人となりまして、割合として68.8パーセントというふうになっております。以上です。

17番（崎田信正君） はい、ありがとうございます。国民年金、70パーセント近い方が何らかの免除を受けているということになりますね。先ほども紹介しましたけれども、40年間の満額支給が78万100円ですから、当然免除されていれば、受給額はそれ下がってくるわけですよね。そうすると、今でも生活保護基準なんですよ、国民年金の満額支給でも。当然そういったことが将来的には心配をされてくるわけです。さっき労働実態調査というのを聞きましたけれども、なぜかというところ所得が少ないから免除なんですね。だから、どういう労働条件で働いているのかというのを、やっぱり県がやっているということですけども、市が直接ですね、行ってやれば深刻さとか必要性とか、やっぱり肌で感じるわけですよね。机上の数字だけでああこうかということでは、ことが進まないような実態でもあるんじゃないかなということで、市独自で調査が必要だと。労働実態調査ということですけども、所得が少ないってなればね、経営実態調査もと、併せて言っているのはそういう労働条件でしか逆に言えば雇えない経営者も多いのではないかなと。労働基準法違反だとかこういう責めるばかりではですね、本末的な解決にはならないこともあるんじゃないかなと危惧するので、きちんとした状況をここで把握していくと、いうことが必要だと思うんですね。それによって、やっぱり市長の執るべき重点政策も見えてくるんじゃないかなと思うんですよ。是非、取り組んで頂きたいと。サンプル調査ではなくて、やっぱり全体をカバーできる規模で実施することが今必要だと思います。検討するということですから、是非検討して頂いてですね、奄美市民の生活向上につながるようなきちんとした政策を打ち出せるようお願いしたいというふうに思います。

次に、国保の問題です。12月議会で通告をしておりましたけれども、時間の関係でできなかったものです。再度通告をさせて頂きました。よろしくお願いいたします。国保は助け合いの制度と表現をされております。その意味は何かということなんですが、奄美市の国保のパンフレットでは国保は助け合いの制度という記述があるんですよね。このことにつきましても、以前にも、これは平成21年の6月議会であります。当時の平田市長であります。一般質問でただしたことがあります。それは平田市長の施政方針で社会保障制度を給付に応じた負担が原則とされていたことに対して、私は原則は必要にあった給付、これが原則だとして社会保障制度原則論に撤回を求めた経緯があります。それに対して、当時の平田市長が示された見解は相互扶助が原則というものでした。今回の助け合いの制度という表現は相互扶助と同じ意味合いで使われているのか、どのように考えているのか、御説明をお願いしたいと思います。

市民部長（則 敏光君） 国や自治体の行う社会保障制度としての国民健康保険事業の意義という制度の根幹にかかわる御質問であると理解をいたしております。国民健康保険法の第1条から4条まで見ますと、国民健康保険とは社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とし、被保険者の疾病等に対して必要な保険給付を行うものとされております。また、国や都道府県は市町村の国保事業運営が健全

に行われるように努めなければならないというふうに規定がされております。このことはすべての国民が等しく医療を受けることができる国民皆保険の実現に向けて、国や自治体の責務を定めているものというふうに理解いたしております。この理念に基づきまして、国や自治体においては国保事業の実施や財源の負担などを行っているというような状況でございます。御指摘の奄美市の国保のパンフレットでございますが、助け合いの制度という規定がございます。これは国保の財政運営が国・県の負担金補助金、そして市の一般会計からのいわゆる法定外繰入金、こういったものを含めました繰入金など、更にこれに加えて、被保険者が負担します保険税、あるいは病院での一部負担金など、そういったものもすべてによってまかなわれているということを説明させているものでございます。被保険者の方々から頂く御負担につきましても、保険税の所得割などのいわゆる応能負担、それと同じく税の均等割り、平等割り、更に病院での窓口一部負担などの応益負担です。こういったものも頂くことになっております。そのような仕組みのもとに社会保障制度としてなりたっているという意味でございますので、御理解を頂きたいと存じます。

17番（崎田信正君） 明確に社会保障制度だという御答弁を頂きました。よその自治体では相互扶助のほうを強調するようなどころがあるようなものですから、ちょっと気になって質問いたしましたけれども、なぜかと言うと、市長はこの前の答弁でもですね、社会保障のために消費税増税必要だということを見解を示されておられました。実際の2014年4月に社会保障のためということで、消費税が5パーセントから8パーセントに上げたにもかかわらずですね、御存じのように後期高齢者医療保険料はもう2期連続値上げですね。介護保険料もとんでもない値上げになって、今後国保税もどうなるか分からない。介護保険の負担増も増えているというようなことがあってですね、社会保障の解約はずっと続いてるんですね。そういった状況の中で、国保は助け合いの制度などというふうに強調されるとですね、あそこでやっぱり社会保障制度、憲法25条に基づいて国が責任を負っているものだというふうにやっぱり記述も必要だと思うんですよ。というのは、社会保障、助け合いということになると、なんとなくですね、国の責任を免税するような感覚に陥ってしまうわけですね。だけれども、子ども医療費の問題とかいろいろあって、国民の、またいろんな方の運動によって、国の政策を変えていってるというのが現実ですね。後期高齢者医療保険ができるときも、国保は7割、法定7割減免ありますけれども、国民の運動によって9割減免を創生せざると得ないというようなのは国民の運動で作り出したものなんですね。助け合い運動、助け合いということになるとなかなかそういう運動までは発展しきれないのかなというふうに思います。国保運営についてはですね、当局の皆さんが一番苦労していることだと思うんですよ、2億5,000万円の一般会計を投入して何とかやりくりやっている、それでも赤字が収まらないという状況ですから。だから、問題点は国民みんなが共有をして、国の制度として確立すべきなのが国保制度だということをもっともっと市民にアピールする必要があると思うんです。そういった意味で、あの国保パンフレットは制度の説明はもちろん正確にちゃんとされておりますけれども、本当にどうしてるかっていうところでは一步踏み込みが足りないのかなというふうに思いますけれども、率直な感想、いかがでしょうか。

市民部長（則 敏光君） 国保のパンフレットでございますが、この制度的なもの、すべて分かりやすく表とか図にしてやったものでございまして、制度の根幹につきましては、先ほど申し述べましたように負担は能力に応じた形で国・県も市も市町村もやっておりますし、給付はまた平等にというような形で進めた、これは病院に係る場合、医療費が高くなったときはどうなるか。療養費として、あるいは子どもが生まれたときとかいうようなケースバイに分けて1枚の紙でやったものでございますので、そういった形で分かりやすくしたものでございますので、根本的なことはほぼ、先ほどの述べた形と一緒だというふうに認識しておりますので、よろしくお願いします。

17番（崎田信正君） はい、よろしくお願いいたします。

次に、国保の短期保険証と資格証明書の発行件数と発行要件ですね。この国保税の滞納がある世帯には滞納の期間により短期保険証、資格証明書を発行されています。さっき事例説明を紹介しましたけれども、その方も国保税が滞納で保険証がないということでしたので、奄美市の今の実態どうなっているのか、その件数と発行要件についてまで伺いをしたいと思います。

市民部長（則 敏光君） 短期保険証と資格証明書の発行状況でございます。平成28年1月末現在で短期保険証は780件、資格証明書は156件でございます。資格証明書の発行につきましては、1年間の納期でございます、8期ございますが、8期以上未納があるという世帯に対して資格証明書を発行いたしております。短期保険証につきましては、分割納付制約、そういったもので分割納付が履行されている世帯に対して発行いたしております。いずれも平成27年・26年末と比べますと、短期保険証につきましても資格証明書につきましても、年々減少傾向にはございます。以上です。

17番（崎田信正君） はい、ありがとうございます。

次に、減免制度の活用状況と実績はというのですが、拡充が必要だと感じてるんですね。さきほど紹介いたしました国保税滞納世帯の例にも明らかに減免制度の充実が必要です。アベノミクスは停滞した日本経済を再生するとして、金融緩和や規制緩和で大企業の利益を増やせば雇用や賃金は増えて、消費が増え設備投資も拡大して経済が上向くというトリプルダウンの仕組みを採っておりますけれども、奄美での効果は最低賃金は若干上げられておりますので、これはよかったと思うんですが、まだまだ1,000円という欄には達しませんが、年金生活あるいは生活保護で生活されている方には収入が増えるということはありません。年金は物価高に追いつけませんし、消費税の増税はそのまま生活を脅かす条件なんです。だからこそ地方自治体は我が町の状況分析をして有効な対策が取られなければなりません。そのときのキーワードは地方自治体の本旨である福祉の充実だと思います。いろんな取組ありますけれども、今回は国保の減免制度は全国各地の自治体が取り組んでおりますけれども、奄美市の状況について伺いたいと思います。減免制度の内容とその活用状況、実績をお示し頂きたいと思います。

市民部長（則 敏光君） 国保条例、あるいは市税減免規則等の中に保険税の減免の規定がございますが、その実績でございますが、平成28年2月現在で申し上げますと特別の事情による減免につきましては、まず失業による減免、9件、災害による減免が2件、刑事施設等への収監によります減免が17件となっております。また、世帯主が75歳に達しまして、社会保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより妻が国保に加入し新たに課税されることになった場合、こういった保険税の減免を行う、いわゆる旧被扶養者に係る減免というのがございますが、これが6件となっております。また、倒産や解雇などで職を失った非自発的失業による国保税の軽減措置が183件というような状況でございます。

17番（崎田信正君） 国民健康保険税の減免制度について、説明会をいただきました。私はもっと拡充が必要だと思うんですね。今答弁がありましたように、非自発的な職を失ったという方で183件ということですが、以前は無かったものですからね、その分だけでも進歩、前進かなというふうに思いますけれども、例ですが、全国商工新聞という新聞、これ中小企業が入っているところの団体が発行している新聞なんです、この新聞みておりますと国保料の減免チェック表というのがあったんですよ。ここで紹介されているのが、豊中の民主商工会が作成したということですが、先ほど奄美市の説明を受けましたけれども、このチェック表を見ておりますとね、一つでも当てはまれば国保料が減額される可能性がありますとして、その中に昨年に比べ収入が3割以上減った。母子、父子世帯である。世帯に障害者、難病患者がいるなどが紹介をされておりました。非常に興味がありましたので、豊中市のホームペ

ージで確かめてみますと、ここでは今挙げた要件のほかにですね、所得割の軽減というのがあるんですね。今、奄美市の場合、法定減免は世帯割と均等割りが対象で、所得割は対象になってないんですね。ところが豊中市は独自減免を紹介をやってるんですね。奄美市でも実施に向けて検討して頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

市民部長（則 敏光君） 国民健康保険税の減免制度の拡充という視点でございますが、平成26年度、それから27年度の税制改正によりまして、軽減世帯の拡充が図られております。7割・5割・2割の軽減世帯の拡充でございますが、図られておりまして、28年度につきましてもまた条例改正によって拡充を図りたいとお願いをするところでございます。また、国保の財政状況を鑑みますと、御存じのとおり法定外繰入、繰り上げ充用を余儀なくされている厳しい状況でございますので、これにつきましては今後の検討課題とさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

17番（崎田信正君） 検討課題、是非検討していただきたいと思うんですが、もっと必死になって考えてないといかなというふうに感じてるんですよ。というのは、先ほど国保税の滞納で保険証がないという方を紹介されましたけれども、国保係で試算してもらいました。例えばですね、4人家族で働いて月々20万円の収入もらっている方ですね、計算上夏季、冬のボーナスはない方ということに想定しますと、4人家族で子どもさんが2人、夫婦2人と、40歳、介護保険もあるという方で計算すると生活保護基準と変わらないんですよ、年収240万円、所得控除すると150万円です。これで生活保護基準を変えない収入、生活環境でですね、その世帯に20万円を超える国保税が課せられるわけです。これは国保年金課で計算していただきました。現在では28万4,700円ですよ、国保税がね。今後、改定案が出されておりますけれども、それでも26万2,900円なんです。生活保護基準の収入で26万円、28万円の国保税が課されているというのが現実なんですよ。そういうと、生活保護基準が高いんじゃないかというようなことを言われるかも分からないけど、とんでもない、奄美市は生活保護基準というのは3級地の位置ですよ。鹿児島なんかは2級地、東京は1級地でもっと高いわけですから。そういった状況の中で、国保がこういう事態にあるということですから、減免制度はもっと考えなきゃいけない。例えばその豊中の言われる所得割の軽減に加えるということとか、それか均等割りですね、世帯数の子ども、人数の数によって均等割りは増えていきますけれども、保育料なんかだったら第3子以降は減免したり無料にするというようなこともあるわけですから、均等割りの場合も2人目は幾ら、3人目は幾らとかですね、そういった政策も必要かなというふうに思いますので、検討することだけじゃなくてですね、いつまでにどういったことで検討するかという、その姿勢も必要なんですよ。検討したけれども財源上もうどうしようもないという結論になるのか、これは必要だから財源を何とかもってこようという立場で検討するのかでは、結果は違って来るわけですから、こういった実態調査、先ほど労働の実態調査もやってほしいと申しましたけれども、市民の暮らし、何とかやっている人はいいですけども、本当に底辺で何とか生活をやっているという方に政治がどれだけ目を向けることができるかがやっぱり問われてくるんだと思うんですよ。世界自然遺産目指して、奄美も明るく発展しようというところですから、そういったところの底上げを是非やっていただきたいというふうに思います。

次に、それと関連してですが、国保税の減免制度について拡充が必要だということを言わせて頂きました。治療が必要な低所得者の方の中には医療費の負担ができずに治療が断念されるということがないように、国のほうでも国保法で第44条の中に一部負担金が減免できる、医療機関の窓口負担ですね、これが減免できるとしております。私は旧名瀬市の時代に活用状況を正しましたけれども、その当時はまだ実施要項もできていなかったということですがにこれは今制定されておりますけれども、2004年4月ですけども、その後活用状況がどうなっているのか、実績をお示ししたいと思えます。

市民部長（則 敏光君） 医療費の一部負担の減免制度につきましては、今御指摘のとおり、これまで国保法第44条の規定に基づいて災害に伴う一部負担金の減免に関する要領の内規でございしますが、を定めまして減免を行ってきたところでございます。減免の実績でございしますが、平成22年10月以降の豪雨災害及び東日本大震災の被災者に対して減免を行っております。延べ件数98件、延べ人数として74人、減免額といたしましては合計80万円ちょっとでございます。これまで本市では財政的な負担などの面から災害に寄らない生活困窮に対する減免の制度は設けておりませんでした。今回、減免に対する国の財政支援措置も拡充されてきたというような実情も踏まえまして、昨年12月1日から災害に寄らない生活困窮者への減免規定も新たに定めたところでございます。現在、施行中でございます。これまでの災害減免に加えまして、不作不良、失業など更に収入が生活保護基準以下となった場合で、かつ預貯金が生活保護基準以下の、生活保護基準の3か月分未満、預貯金がですね、で入院療養を受ける場合については全額、一部負担金の免除とする、対象にするというような規定が12月1日告示、施行されておりますので、よろしくお願いいたします。

17番（崎田信正君） ちょっと拡充されているようですけれども、しかしこの制度そのもの知らない方が多いんですね。こういったことの普及にもお願いしたいというふうに思います。

次に、国の財政支援についてですが、今年度から国による財政支援が国保でも実施をされております。国の説明では国全体で1,700億円、被保険者1人当たり5,000円の効果があると言われておりますが、この財政支援は低所得者対策として行われるもので、保険税が減免される人数に応じて配分されるとしております。先ほど数字ありましたけれども、奄美市は減免者多いんですね。対象者も多いことから、その配分に期待するというのも変な感じですが、実際幾ら配分されたのか。そして、28年、2018年度から3,400億円、倍ですね、1人当たり1万円の効果となるわけですが、これが国保の都道府県単位化と時期が重なるわけですが、この財源が国保税の軽減に活用されるのかお伺いをしたいと思います。

市民部長（則 敏光君） 国の医療制度改革によりまして、国保への公費充当が拡大されます。平成27年度からの1,700億円分が実施されております。主な内容につきましては、低所得者が多い自治体に対する財政支援の拡充でございます。具体的には保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた財政支援を拡充するということでございまして、これまでの対象となっていなかったいわゆる2割軽減対象者を新に対象とする。更に5割軽減、7割軽減の軽減対象者の補助割合を引き上げるという措置でございます。1,700億円のうち、奄美市への配分額は確定ではございませんが、約6,000万円と見込んでおります。また、平成30年度から議員御指摘のとおり、更に1,700億円が追加されます。30年度からは財政運営主体が県となります。市町村への直接の歳入としては保険者努力支援相当分という形で交付される予定です。交付金の算定方法等の詳細につきましては、現時点では不明でございます。これらの交付金やその他の自治体への財政措置につきましては、各市町村、国保の財政支援という形での交付になりますので、最終的には県への事業費納付金、あるいは国保の保険給付等に対して充てられるというものでございます。国保税の額につきましては、これらの歳入、歳出の状況も踏まえまして、県が示す標準税率を参考に各市町村で決めていくということでございますので、御理解をお願いします。

17番（崎田信正君） はい、ありがとうございました。

次に、質問順番入れ替えましたけれども、障害者総合支援法に基づく障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法は4月から実施をされるということになります。障害者差別解消法は2013年6月に法律としては成立をし、実効性のある基本方針あるいはガイドラインの策定などの準備期間を経て、いよいよ

よ今年4月から施行されるというものであります。この法律は障害者を優遇したり新しい権利を作るというものでないことは理解をしますけれども、憲法や人権条約で保証されている権利は当然のこととして障害者にも同じように保証するために制定されたものだと思うんです。すべての国民が障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的としており、この法の対象は省庁や地方自治体、公的病院や公立学校、そして営利、非営利や個人、法人の別を問わずに同種の行為を反復継続する意思をもって行うものであり、社会福祉法人であったり医療法人、NPOなども含まれているというものです。特にこの法では障害者一人ひとりに応じた変更や調整を行い、社会的な障壁を障害者個人悪ために取り除く合理的配慮を求めています。何が差別にあたるのかの共通の物差しなども必要かと思います。そのための準備期間もあったわけですが、本市の取組状況と課題は何かについて伺いたいと。併せて相談窓口、紛争解決を図るためには法律の専門家や障害者、当事者など専門性と対応力を持ち合わせた人材が求められるわけですが、奄美市の対応はどうなっているのか。それから、障害者差別解消支援、地域協議会、これはこういう名前だけではありませんが、こういった形の組織はどうなっているのか、併せて御答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 議員がおっしゃいました障害者差別解消法、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されます。現在、本市においては4期目を推進中でありますチャレンジプラン奄美において、すべての市民が地域において生き生きとした自立した生活を送るためにさまざまな障害者施策を推進しております。その中で、個々の生涯を持つ利用者と家族に対する支援を通じて発見される地域課題を奄美地区地域自立支援協議会等の関連機関と共同して取り組んでいるところでございます。今後の課題としましては、地域における障害者理解を進めていく必要を感じておりますので、新たに施行される法律の目的に沿った取組も奄美地区地域自立支援協議会等の活動計画に反映して積極的に進めてまいりたいと考えております。それから、専門性と対応力を持ち合わせた人材の活用ということに関しましてですが、このことにつきましては広域的に障害者基幹相談支援センターなどと共同して対応しております。今後も障害者差別が発生しないように地域に対しての普及活動を広域的に取り組んでまいりたいと思います。議員がおっしゃいました障害者差別解消支援地域協議会に関しましては、現在活動しております奄美地区地域自立支援協議会の活動の中に取り組みながら、広域的に効率的に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解下さい。

17番（崎田信正君） 障害者差別解消法ですね、これ条文なんか読んでますと、まさにまちづくりだというふうに思うんですよ。現在、奄美市、まちづくりに取り組んでおりますけれども、最大限合理的配慮がなされたまちづくりに取り組めるチャンスでもあるんですね。合理的配慮とは何か。具体的な対応策を示した勉強会や法の周知徹底が進めばですね、全国に発信できる障害者の方に優しい町をアピールできるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。また、民間の飲食店で2階にお店があったりしますけれども、当然エレベーターなどが設置されなければなりません、この法律はですね、民間は義務努力なんですね。義務的な努力ですが、すぐそれ対象にはならないと思うんですが、将来的には対象になりうるということもあります。また、低床式のバスの導入ですね、これも重要な課題だと思うんですよ。利用する方には低床バスが来るまで待つという方もおられます。今回、28年度もバス代補助を実施しようと、予算がまだ決まっていませんからですが、実施しようということですが、その中では外出の機会を保障するということになっております。ただお金を出せば外出の機会を保障するだけじゃなくて、そういうバスの導入も進めていくと、総合的に推進することがこの差別解消法にも合致するものだと思いますけれども、いかがでしょうか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 議員がおっしゃいましたように、今回の法律におきましては障害者に何

か権利を新しく与えるということではなくて、いわゆる合理的配慮、あらゆる団体、民間団体、公的団体を含めて合理的配慮を求めている法律でございますので、あらゆる市民の団体、あるいは民間を含めた公的団体、いろいろな市民と協働してまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

17番（崎田信正君） はい。合理的な配慮を行わないことは差別であるという基本認識の下でいろんな施策に生かして頂きたいというふうに思います。

次のもう時間がまた、すいませんね、介護保険のほうですが、一番基本的なことで先お伺いしますが、介護保険制度、平成12年からスタートしておりますけれども、3年ごとに保険料の見直しがあったり、それから制度そのものも改善もされてきております。もう今改善と言いましたけれども、実質は改悪なんですね。そもそもの理念も度重なる今改悪で歪められていると思いますので、介護保険の理念、どう捉えられているのか、まず基本的なことですがお伺いをしたいと思います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 介護保険の理念でございますが、介護保険法第1条に定められておりまして、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となったものが尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることとなっております。

17番（崎田信正君） 必要なサービスということですが、これが段々狭められてきていると。例えば特別養護老人ホームの入所段とも介護度1からだったのが今3になってますよね。そういった状況とそれから。

最後にですが、また2番、3番のやつが次の機会に譲るとしてですね、まだちょっと、間がありますのでね、次に移りたいと思いますが、ただ介護保険の場合は今回が最後の改悪というか開示になって、これからも続いていくわけですよ。常に心配の種が尽きないということですが、この介護保険、要支援1・2が相互事業に移されることになりましたが、もう厚労省の審議会では次の、今度は2018年度改定に向けて今度は要介護1・2の人の生活援助サービスの保険外しが焦点になるというようなことも言われてきてるんですね。もう要支援1・2どこじゃない、要介護1・2もそういった方向に向かって行くということで、これから先も我々がこう介護サービスをどのように確保していくかということで注視する必要があるということを申し上げて終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午後1時30分、再開いたします。（午前11時41分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

無所属 松山さおり君の発言を許可いたします。

3番（松山さおり君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。無所属の松山さおりでございます。私は昨年10月の奄美市議会議員選挙におきまして、多くの皆様から御支援を頂き、市議会の場で活動する機会を与えていただきました。本当にありがとうございます。心より感謝申し上げます。市民の皆様への感謝と御恩を忘れずに、皆様方の代弁者として議員活動に全身全霊努めてまいる所存でございます。

私は議員は奄美市政の主役である市民の皆様の声を行政のさまざまな施策に反映させる、行政と市民の皆様とのパイプ役であると自覚しております。私は市民の皆様の御意見や御要望を日頃から積極的に伺いし、行政の課題を明確にした上で、市議会議員の皆様とお互いに知恵を出し合い、奄美市の発展と住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。朝山市長を始め、奄美市職員の皆様、市議会議員の皆様、なにとぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。また、本年度奄美市役所を退職される職員の皆様、これまで奄美市政に御尽力いただきまして誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

さて、私が今奄美市について感じている所見を述べさせていただき、質問にはいらして頂きたいと思っています。平成15年に奄美大島を含む琉球諸島は環境省と林野庁から世界遺産として推薦すれば基準を満たす可能性がある自然を有している地域として、知床、小笠原諸島とともに選定されています。固有、希少な動植物の生息地、生育地として奄美大島は非常に重要な地域であるということが認められています。このことは奄美市民が自分の住む地域を改めて見つめなおし、奄美市の将来を考える大きなきっかけになっていると思います。今後、世界自然遺産に登録されれば、人類全体にとって特に重要な価値を有し、将来にわたり保全すべき遺産として、屋久島・白神山地・知床・小笠原諸島の4か所の世界自然遺産とともに国内的のも国際的にも知名度は向上し、観光の振興による地域活性化、交流人口の増加などの好影響が考えられます。中でも私はこれからの奄美の未来を担う子どもたちや中学、高校を卒業して奄美を離れた若者たちが奄美大島で生まれ育ったことに自信と誇りを持ち、ふるさと奄美を大事にする心が育つものと確信しております。

次に、少子高齢化の進行による労働力人口の減少が進む中、女性の活躍は新たな活力の源であると思っています。昨年9月にいわゆる女性活躍推進法も制定、施行されております。奄美市においても女性の能力や新たな視点、完成を十分に生かし、新たな可能性を切り開いていく施策を考えていく必要があるものと考えます。また、男女が共に仕事と生活の調和を実現し、さまざまな分野で意欲と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のためにも、子育てや介護などで一旦家庭に入った女性があらゆる分野でチャレンジし、自己実現を図れるよう多様なニーズを把握し、行政としての確に支援していく必要があると思います。私は2人の子どもの子育て経験などを踏まえて、積極的に施策を提言し、さまざまな課題に取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い質問にはいらさせていただきます。子ども子育て支援新制度について、奄美市の実情、子育てニーズに見合った制度設計となっているのかどうか、お伺いしたいと思います。新制度を導入するにあたっては、これまでも会合を重ねながら専門家や保育事業者、子どもを預ける保護者、また関係者からの御意見をいただいた上で制度設計が策定されているものと理解しています。そのようなことも含めてお伺いしますが、結果的に新制度の中身がサービスを与える側と受ける側にとっても、奄美の実情と子育てニーズを踏まえた奄美市らしい特徴ある子育て支援策になることが重要であります。奄美らしい制度設計となっているのかどうか、お伺いいたします。見解をお示してください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速松山議員にお答えさせていただきます。子ども子育て支援事業計画の策定にあたりましては、事前に住民の子育てに関する生活実態や要望、意見などを把握するためニーズ調査を実施し、その結果を踏まえて子ども子育てに関する学識経験者、従事者、保護者を員とする子ども子育て会議の御意見、御提言をいただいて制度設計を行ったところでございます。奄美市の特徴といたしましては、御案内のとおり名瀬・住用・笠利ともに地域によって実情が若干異なり、必要な支援がそれぞれ違うと考えられますことから、子ども子育て会議の中でも委員の方々から各地域のニーズに合った支援を望む意見が出されております。名瀬地区では待機児童解消のために、地域型保育事業等の

実施を予定いたしております。また、住用・笠利地区では子どもの数が減少し、各保育所、へき地保育所において年齢に応じた保育が難しくなっている面もございます。従って、子どもにとって必要は教育、保育の確保が課題となっているところです。また、子育てを地域で見守る体制がまだ残っている地域もありますが、名瀬市街地などでは核家族化や少子高齢化により地域で子育てを見守ることが難しくなっている地域もございます。ファミリー・サポート・センター事業等の実施を平成27年度からそういうことを踏まえてスタートしたところでございます。平成28年度につきましては、今議会に御提案をいたしておりますとおり、子育て支援に関する各種の事業を予定し市民のニーズに応えていきたいと考えておりますので、議会の皆様方の御審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

3番（松山さおり君） 御答弁頂きまして、ありがとうございました。

次に、質問させていただきます。新制度の特徴として地域型保育施設の中で小規模保育が挙げられます。特に新規に事業参入される民間事業者については施設の運営や設備などを含むスペースの確保、また保育士などの確保などに御尽力をいただき、本市の子育て支援に対し御協力いただいていますことに感謝申し上げます。

それでは、何点か質問を行います。地域型保育では新たに参入する事業者とこれまでも運営されている認可外保育所があると思います。新制度の導入時期ということもあり、心配される点も幾つか聞こえてきましたのでお伺いいたします。それぞれに課題や問題点も出てくることが考えられると思います。事業者サイド、サービス与える側の関係だけではなく、何よりもサービスを受ける側、大切なお子さんを預ける保護者側と子どもたちにとっての寄り添った政策になることが求められます。さまざまな物事に対して行政側も事前に相談を受けているのではと考えますが、実際の具体的な意見、内容などを含めて質問したいと思います。新制度の導入時期ということもあり、申し込み、申請の状況についてお伺いいたします。今回の新制度では子どもを新たに小規模保育に預けるケース、これまでと同様に認可外保育所に預けるという状況、更にはそれ以外の選択が設けられたと理解をしています。親御さんにとりましては施設の場所や利用料金などについても重要な選択肢になるものだと思います。利用料金の問い合わせは託児所についてはその託児所施設へ直接お伺いをします。小規模保育施設の場合には市が申請窓口となっていると聞いております。まずは利用料金の算定方法について確認をさせていただきたいと思います。答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 御承知のとおり、平成28年度から新しく6施設が開設いたします。施設の利用申し込みは認可保育所と同様、平成27年12月10日から28年1月15日と期間を設定し、広報誌、ホームページへの掲載と新聞記事による広報を通して募集を行いました。認可外保育施設と並行して地域型保育を実施する予定の事業所については、申請状況を見ながら数度、各施設から保護者への施設の利用申し込みの周知をお願いしております。しかしながら、新制度ということもあり利用手続きが理解しづらかった面もあったかと考えております。また、施設利用を希望する保護者からは地域型保育施設となることでこれまでと保育の質がどのように変わるのか、あるいは地域型保育施設を利用するメリットは何かなどの問い合わせもございました。市といたしましては認可保育所並みの基準で保育士及び保育従事者が配置され、少人数ならではのきめ細かい保育が実施されることなどを説明を行ってまいりましたが、施設を選択するためのきめ細かな情報提供にも配慮する必要もあったものと思っております。議員御指摘のとおり、保育施設の利用を申し込む際には利用手続きに関する理解とともに、施設がどのような保育をしているかという情報は必須となります。認可外保育所を含め各施設において今後更に魅力あふれた特色ある保育を実施していただき、市はそれをどのように広報していくかなど各施設と連携して調整を進めてまいりたいと考えております。

議長（竹山耕平君） 申請状況ですか、あとは算定報告。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 保育料の件ですが、保育料につきましては申請書とともに配布する保育所、保育のしおりに奄美市の規則で定める保育料一覧を掲載しております。また、個々の保育者からの問い合わせに対しては市町村民税を基に保育料階層をお答えするなど、対応をしているところでございます。今年度におきましては、申し込み期間中に平成28年4月からの多子世帯等保育料利用料軽減制度の拡充などが国のほうで閣議決定をされましたが、詳細が決定していなかったため、施設の利用を希望する保護者に明確な情報をお伝えすることができず、保育料が不明確なまま施設の利用を検討しなければならない世帯もあったかと認識いたしております。市といたしましては国・県の保育料軽減制度が決定次第、規則の改正、施設利用者、利用規模をおさえ、速やかに周知をしていきたいと考えております。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。新年度申請締め切りは先ほど御答弁いただきましたように、こん、今年の1月15日となっていました。しかし、この時点では正確な利用料金は確定されない状況でありました。利用する立場から考えますと本来であれば小規模保育や託児所、またはそれ以外の選択肢が設けられているはずですが、しかし、小規模保育の利用料金が明確でないために、判断ができなかった方も多くいたと聞いております。これまでの状況とは別問題として、あくまでの今回のこの制度自体が子育て支援策として子育て家庭にその関係する方々のために制度をなるべきであると私は考えております。申請を行う段階で利用料金が明確に示され、利用する側にとって最良の選択を行うことが望まれますが、これからこの具体的な案がございましたらお示ししたいと思っております。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 先ほど申し上げましたとおり、申し込み期間中に国のほうで閣議決定したということで、若干周知が遅れまして御迷惑をおかけしました。来年度からしっかりやりたいと思います。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。是非ですね、市民の目線に立って御検討頂きまして、早急に進めていただければと思います。ありがとうございます。

次に、現在兄弟を同じ施設、認可外保育所に預けている場合に、認可外保育所から小規模保育に移行する場合、市が申請窓口となるために申請状況によっては同じ施設に預けられなくなってしまう可能性が出てくるのではと心配しております。更に、今後兄弟が入所する可能性も考えられますが、この点について保護者にとって大変重要なことでありますので、質問させていただきます。お示し願います。併せて質問いたしますが、認可外保育所から移行される施設に預けられている保護者にとっては新たな手続きの変更が生じますが、しっかりと伝わっているのか、問題なく手続きがされているのかという点についても心配をいたしております。施設についての説明会の実施により、理解されていると思いますが、保護者への説明については窓口となる当局と施設側、どちらに説明、説明責任が発生するのか、以上2点について質問いたしますので、お示し願います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） お答えいたします。答弁が前後するかもしれませんが、今回認可外保育施設を営んでいる事業者が地域型保育事業を並行して実施することに伴って、若干戸惑いがあった保護者もいらっしゃったとお伺いいたしております。地域型保育施設についても認可保育所と同様、市で入所申し込みを受け付け、利用調整をし、入所を決定いたしますので、施設の利用申し込みに関するについては市が責任を持って説明をすべきだと考えております。併せまして、認可外保育所事業所が地域型保育事業を導入することや、地域型保育事業を開設することにより、0歳から2歳児までの認定外保育所での受け入れをやめることなど、経営方針の変更に関するにつきましては、利用者への

説明は施設側が説明を持つべきものと考えております。今回、出てきました課題を検討いたしまして、今後施設利用を希望する保護者が施設を選択する際に困ることがないように、施設側とも連携を密にし、事業を進めてまいりたいと思います。

また、兄弟での施設の利用についての質問であります。保育施設の利用調整の中で兄弟が在籍する施設に下の子を申し込む場合、また兄弟同時に申し込む場合については優先度で加点をし、できるだけ同じ施設を利用できるよう調整を図っております。しかしながら、施設はそれぞれに定員、年齢区分による受け入れ枠があることに加え、希望する施設が偏る傾向にあり、すべての希望に沿うことができないこともあることについては理解をしていただきたいと思います。そのような状況の中で、可能な限り各世帯の意向を反映させるべく、希望する施設に入所できない世帯については再度利用可能な施設を確認するなどの作業を進めております。このように新しく施設が増えたことで調整に時間がかかることを想定して、例年と比べ早い時期に申し込み締め切りを設定したことについても御理解をいただきたいと思います。また、地域型保育施設は0歳から2歳児が利用できる施設でありますので、3歳児以上のいる世帯は同じ施設を利用できない場合も想定されますが、この点については今後検討していきたいと考えております。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。次の質問に入ります。次に本年度の最も期待されている本制度の最も期待される点に待機児童の解消が挙げられると思いますが、状況はどのようになるのか、また今後更に年度途中でさまざまな状況から子どもを預けたいという利用者のニーズにしっかりと答えていけるのかどうか、1年を通して待機児童の解消が図られることを期待したいと思いますが、見込みも含めてお示しください。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 待機児童解消につきましては、地域型保育施設が導入されることにより、受け入れ枠が62名増えることとなります。また、新年度から春日保育園の定員が30名増員されますため、全体で92名受け入れ枠が増えます。例年の待機児童の状況から見ますと、この受け入れ枠であれば概ね待機児童の解消が図られることとなります。しかしながら、新年度の利用申し込み状況を見ますと、希望施設の偏りが多くみられ、待機児童数が0となるとは必ずしも言えない状況だと思います。希望施設に入所ができない世帯については、先に述べましたとおり、再度ほかに利用可能な施設の確認を行うなど、申込者ができるだけいずれかの施設を利用していただけるよう調整を図っているところでございます。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。施設の増加によりまして、待機児童者数の改善が図られることを期待しておりますが、同時に保育の質の確保、更には施設内の安全・安心と子どもたちの安全・安心への担保がしっかりと確保できるのかということも預ける側の親御さんの立場に立って考えますと大変重要だろうと思います。保育の姿勢の課題については、申請が許可された段階で当然クリアされているだろうと考えますが、やはり新制度の導入時期ということで大変大切な事項の一つだと思います。見解をお示しください。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 保育所の質の確保、施設内、そして子どもたちの安全・安心の確保という点に関し、4月の開設までに地域型保育施設の研修を実施しております。研修の内容につきましては、3歳未満児の保育実習や衛生管理、安全管理などを計画しております。また、今後も市内すべての保育施設の保育の質の改善、そして安全・安心の確保に向けて認可外保育所を含めて管理者同士の意見交換、情報交換の機会を確保していきたいと考えております。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。続いてですね、施設の利用と保育の質ということ関連

して質問いたします。現在本市においてもさまざまな障害を持った子どもたちが保育所に通っています。新たな小規模保育施設においてはこの点についてはどのような状況にあるのでしょうか。やはり、預ける保護者や子どもにとって最善の方法を示してあげることができたらよいと思いますが、親御さんから見ると子どもをこの施設に預けたいと考えることもあると思います。このことについては本市の子育て支援という観点の政治姿勢からお答えいただきたいと思います。保育士確保などの問題もあり、難しい課題であることを理解しておりますが、今後の長期的な展開から考えますと大変重要なことであると考えますので、質問いたします。

次に、奄美市に奄美大島の中核都市として、本島内5市町村から仕事を含め人が交流する地域として位置付けられています。そのようなことから、他町村から仕事やその他の理由でお子さんを市内の施設へ預けられている方もいらっしゃると思います。また、同様に本市から隣接する町村の施設へ預けられている方もいるだろうと考えますが、新制度によりこのあたりの対応はどのように変わっていくのでしょうか。以前、お話を伺ったところ、龍郷町、町内の施設へ子どもを通わせていたケースもあったということ、聞いています。やはり、これからの地方創生の実現に向けては、本島内5市町村で成長戦略を図る上で重要な件だと考えますので、見解をお示し願います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） さまざまな障害を持った子どもの小規模保育施設の利用についてですが、国・県・市がそれぞれ負担する給付費として障害を持った子どもを受け入れる施設に対し、加算をすることもできますが、保育士の確保という点が大きな課題となり、現時点では小規模保育施設での受け入れは難しいと認識をいたしております。対応できる認可保育所での受け入れができるように調整をしたいと考えております。また、各種研修等も開催されていますので、市内で働く保育士が障害を持った子どもについての理解を更に深められるよう、情報提供もしてまいります。

次に、隣接する町村の施設利用についてですが、新制度では保育を必要とする者の施設の利用に対し給付をするとなっておりますので、奄美市在住者が家庭の都合上、市外の施設を希望する場合には利用に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。相談があつてから検討を始めるのか、先に協議を行うのかということではありますが、隣接町村の受け入れ枠の都合もございますので、具体的な協議については保護者の希望を受けてから、受け入れ施設が所在する自治体と協議を進めていくことになりますので、御理解ください。市街から奄美市内の施設利用の希望があった場合でございますが、奄美市在住者の利用が優先と考えておりますので、その都度施設の空き状況を確認し受け入れを検討することとなります。以上です。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。相談があつてから検討を始めていくのか、先に協議を行い市民へ啓発広報を行っていくのかは大切な点だと考えますので、検討を含め取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

いいですか。次にですね、マイナンバー制度に関連した子ども医療費の取り扱いについて質問したいと思います。主に行政機関の各種手続きの簡素化を図ることを始め、各種税金や医療福祉など社会保障の取り扱いが主な内容だと思いますが、それ以外の手続きなどについても今後マイナンバー制度は検討されていくものと考えております。そのような中、子どもの医療費にかかわる件についてもマイナンバー制度の利用を含め簡素化され、負担軽減が図られることを望んでおります。乳幼児医療制度だけではなく、ひとり親家庭医療費助成制度や重度心身障害者医療費助成制度などあらゆる医療費にかかわるシステムが一括して構築されることを期待いたします。医療福祉に関しての現在の状況や今後の見込みについてお伺いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） マイナンバー制度につきましては、平成29年7月からの地方公共団体で情報連携が始まり、児童手当、その他福祉の給付にマイナンバーを求められます。お尋ねの子ども医療

費助成制度、ひとり親家庭医療費制度、重度心身障害者医療費助成制度などでも、マイナンバーの利用ができるように条例制定など準備事務を進めているところでございます。マイナンバー制度の導入により、事務の簡素化も図られるものと考えており、市民サービスの向上にもつながりますので、具体的な手続きなどにつきましては、今後広報誌などでお知らせをしてみたいと思います。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。子ども子育て新支援法の導入時期にあたるということで、何点か質問させていただきました。本制度は子育て家庭にかかわるすべての皆様、事業者、行政にとりましても三方よしの政策となりますよう、期待申し上げます。

次の質問は子どもの貧困対策についてです。奄美市の次代の社会を担うのは今の生きる子どもたちです。その子どもたちが自分自身の将来の可能性を信じて、前向きに挑戦することにより、未来を切り開いていけることが大切です。しかしながら、現実には子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情などに左右されてしまう場合が少なくありません。国が平成25年度に実施した国民生活基礎調査の結果によれば、我が国の子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しい状況です。子どもたちの将来をより輝かしいものとするためには子どもたちの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要だと言われております。また、子どもの貧困対策は貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すとともに、次代を担う人材育成策として取り組むことが大切です。対策を進めるにあたっては、第1に子どもに視点をおいて、その生活や成長を権利とし、保証する観点から成長段階に応じた切れ目のない施策を関係機関で実施する必要があります。国はいわゆる貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもの貧困対策に総合的に推進するために、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律を制定し、平成26年8月には子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されております。子どもの貧困対策の推進に関する法律の規定では、地方公共団体は子どもの貧困対策に関し、国と協力し当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有しています。具体的には教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、調査、研究などの必要な施策を講じるものとされております。奄美市ではこの法律及び大綱を踏まえて、子どもの貧困対策の推進に関して関係する教育委員会、保健福祉部などの関係各課でどのような施策を策定し、取組を行ってますか、以上、答弁をお願いいたします。

福祉事務所長（中元幸立君） それでは、子どもの貧困対策についてお答えさせていただきます。子どもの貧困対策につきましては、平成26年1月の子どもの貧困対策の推進に関する法律、平成27年4月の生活困窮者自立支援制度の施行を受け、福祉部門と教育委員会、学校等との連携強化を図りながら、教育の支援や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的な支援その他に取り組んでいるところでございます。保護課における施策としましては、子ども園の支援が必要な世帯は経済的な問題のほか複合的な課題を抱えている世帯が多いことから、このような世帯に対し生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施し包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎ、問題解決を図ることとしております。また、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことができるよう、就労支援による支援やハローワークとのチーム支援など、きめ細かい支援を実施し就労につなげることとしております。

次に、福祉政策における施策といたしましては、子どもへの支援を含め、世帯全体への支援が必要な家庭の相談が多く、相談内容に応じて関係機関や庁内関係課と連携を取っているところでございます。支援が必要な世帯はひとり親世帯が多く、経済的な支援といたしましては児童扶養手当、ひとり親医療費助成などがあり、就労につなげる母子家庭の母の就労の際に有利であります生活の支援に資する資格の取得を促進するために、母子家庭の母に対して高等技能訓練促進費を支給しております。また、福祉

政策課内に配置されている家庭児童相談員、婦人相談員が相談内容に応じて関係機関と連携を取り、ときには同行し支援を行っております。更に、教育委員会、学校教育課とも連携し、さまざまな児童・生徒とのかかわりをとおして、一人ひとりの状況を把握していますスクールソーシャルワーカーとの情報連携等を図っております。子どもの貧困対策を進めるにあたりましては、各課におきまして先ほど申し上げたように子どもの成長段階に即した切れ目のない必要な施策を実施しておりますが、今後とも関係部署とのさらなる連携強化に努めてまいりたいと考えております。以上です。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。現在、子ども貧困率は過去最高の16.3パーセントとなっております。6人に1人が貧困となっております。これはですね、先進国の中でも4番目に多いと日本は言われています。また、母子家庭におきましては、この25年間で母子世帯は1.5倍、また父子世帯がですね、1.3倍と増加傾向にあります。全国の、全国の母子世帯は120万世帯を超えて、父子世帯は20万世帯を超えております。本当に深刻な現状であります。また、母子世帯の就業率は80.6パーセント、正規雇用が43パーセント、非正規雇用が57パーセントとなっておりますので、母子世帯の貧困がやはり今の現状の日本の問題になっているんじゃないかなと思いますので、奄美ではやっぱり母子家庭、父子家庭多くありますので、是非積極的に早急に取り組んで頂きたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。就学援助制度の実施状況についてです。奄美市では経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的として就学援助の制度を受けて、設けていますが、平成25年度から本年1月末までの各年度の受給者数の推移を小学生、中学生ごとにお示し下さい。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、ただいま御質問にありました平成25年度から27年度につきましては1月末までの受給者数等についてお答えをいたします。まず、平成25年度実績でございますが、小学校705名、中学校377名、計1,082名、これで全児童・生徒数に対しまして26.2パーセントということになります。続きまして、平成26年度の実績でございます。小学校741名、中学校401名、計1,142名で、全児童・生徒に占める割合は28.2パーセントということになります。更に、平成27年度1月末までの実績でございますが、小学校が724名、中学校が402名、計1,126名で全児童・生徒数に占める割合は26年度と同じ28.2パーセントということになっております。以上でございます。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。続いて、就学援助制度の周知でございます。この就学援助制度については、保護者への積極的な周知徹底が重要かと思います。奄美市ではどのような方法で保護者への周知を図っているのか、お伺いいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） はい、それでは本制度の事務の進め方についてご説明をいたします。まず、毎年3月になりますと各学校のほうへ新年度へかかる書類をまず配布をいたします。その上で、4月に入りますと各学校の事務担当の先生にお集まりをいただきまして、本制度の説明、それから提出していただく必要書類、そういったものに関する説明会を実施をしております。その後、各学校を通しまして、全児童・生徒の世帯のほうに書類を配布をいたしております。その上でですね、漏れがあるといけませんので、制度を申請をなさる世帯、あるいはなさらない世帯、両方とも返事を必ず頂くようにしております。その返事を頂く書類の裏側が申請書類ということになっておりますので、必ず学校のほうで全員提出をしたかどうかということは確認を取るようにしております。また、年度の途中で転校で入ってくる生徒さんもおりますので、その生徒さんにつきましてはその都度書類を配布をして、確認をしているというところでございます。以上でございます。

3 番（松山さおり君） はい、ありがとうございました。是非ですね、これからも周知徹底ということで取り組んで頂きたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に入ります。医療費助成制度の給付方法についてです。地方自治体で実施している医療費助成制度の支払い方法は医療機関の窓口で医療保険の自己負担額を全額支払い、後日申請により助成分が償還される償還払い方式と医療機関窓口で地方自治体が定めた一部自己負担金としての受給者負担額のみを支払い、それを超える自己負担額はそれを支払わなくてよい現物給付方式があります。現在、鹿児島県は乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費について助成事業を行い、この県の補助事業を受け奄美市も関係各条例を定め、助成を実施しております。これらの助成は乳幼児医療費助成制度における医療費の還付は自動償還払い、ひとり親医療費助成制度及び重度心身障害者医療費助成制度における医療費の還付は償還払いとなっているため、払い戻しを受けるために受診日の翌、翌月から6か月以内に申請書を市役所に提出する手続きとなっています。ひとり親家庭の親は仕事から帰っても家事や育児に追われています。申請手続きが煩雑なため、気が付けば申請期限の6か月が過ぎてしまい、結局お金は戻らないという場合もあります。この申請手続きは鹿児島県下で同じ取り扱いになっており、手続きの簡素化についてこれまでも鹿児島県市長会などの議題として取り上げられていると聞いておりますが、実施には至っておりません。子育て世帯や重度の心身障害者を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。そこで乳幼児医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭医療費の助成の給付方式について、大分県などで実施しているように受給者にとって窓口での負担が少なく利便性の高い現物給付方式の導入を検討するように鹿児島県に要望していただきたいと思いますが、現物給付方式について奄美市の見解をお伺いいたします。

福祉事務所長（中元幸立君） それでは、現物給付方式についてお答えをいたします。医療機関での窓口での負担をなくすということで、いわゆる現物給付につきましては、子育て世帯や障害者を持つ方々への経済的支援や利便性の向上につながりますが、一方では医療機関が市に医療費を請求することとなり、システムの改修など新たに発生する事務の費用の負担をする必要が出てくるほか、医療機関における請求事務の取り扱いについて混乱が生じることも懸念されます。現在、県内市町村はすべて自動償還払い等になっており、その中で奄美市のみ単独で現物給付を行う場合、財政負担を始め影響が大きく現時点で市単独で現物給付を行うことは困難であると考えております。子ども医療費助成事業などの現物給付につきましては、毎年県下福祉事務所長会議でも取りあげられ、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療等、他の福祉関連施策を併せて議論され、先ほどお話しいたしましたシステム改修及び事務費、医療機関が国保連合会等の審査機関との調整も必要になり、また県の補助事業として実施されていることから、県下一斉の導入が望ましい旨の意見がございます。現時点で制度化には至っておりませんが、本市といたしましても県や他市町村と足並みを揃えて、引き続き検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

3 番（松山さおり君） ありがとうございます。私の周りの友人たちもひとり親家庭が多いんですが、やはり6か月の申請機関が過ぎましてお金が戻らなくなったというのはよく耳にします。多分、100パーセント使っている予算で上がってきてると思うんですけど、100パーセントっていうのは申請をしたから100パーセントになるのであって、使っていない親御さん、シングルの方がすごく多いと思いますので、是非その辺もですね、事務手続きで本当に大変な思いをしております。まず、市役所から書類を取りまして病院に預ける。期間が過ぎまして1か月の間に取りに行く、それをまた市役所に持っていく。そういうふうな本当に大変な手続きになっておりますので、簡素化して頂きたいと思います。挙げて頂きたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に入ります。高齢化が進み認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加することから、高齢者や

障害者などの権利擁護としての最後の砦となる成年後見制度について、この制度を普及促進する観点から伺ってまいります。成年後見人制度の重要性はますます高まり、需要は増大することが見込まれています。親族以外の専門職などの第3者後見人候補者が不足していることから、国は平成23年6月に老人福祉法を改正し市町村の努力義務として市町村は後見補佐及び補助の業務を適切に、適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとして、研修の実施、後見などの業務を適正に行うことができる者への家庭裁判所への推薦などが規定されております。国は社会貢献の意識の高い一般の市民を成年後見人として養成し、ボランティア的な活動で後見人になってもらう、いわゆる市民後見人制度を推進しています。市民後見人の育成及び活用については、市町村が主体となり地域の後見ニーズなどの実態を把握するとともに家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉などの専門職の団体などと連携を図り、協議を行うなどその地域に合った取組を行うことが重要だとされています。奄美市では昨年10月から本年3月までの半年間、市民後見人制度を推進するため、NPO法人奄美成年後見センターに委託し市民後見人の養成研修を行っております。ここでお願いいたします。奄美市が委託している市民後見人養成講座の基礎編の修了者数及び実践編の受講者数をお示し下さい。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 本年度の市民後見人養成講座につきましては、先に基礎編を実施をいたし、希望者については実践編へ進んでいただく方式をとっており、おります。基礎編につきましては43名が終了し、そのうちの36名が実践編の受講をいたしております。

3番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。後見人は対象者の財産、診療看護全般についての権利、権限責務の重要な部分を担っております。市民後見人の責任も専門職の弁護士や司法書士と変わらない重責です。市民後見人に適する事案としては一般的には難易度の低い事案、具体的には日常的な金銭管理や安定的な診療看護が中心の事案、紛争性のない事案など必ずしも専門性が要求されない事案などが想定されますが、時の経過や人間関係などの状況の変化によって困難な事案に転嫁する危険性もあります。更に市民後見人自身が発生した事情により後見人の交代が必要になることもあります。養成のみを行い、その後のフォローアップ体制がないと市民後見への社会的な信頼を失う可能性もあります。ここでお願いいたします。養成簿の登録、継続的な研修、活動に対する相談、助言、執務支援、管理監督など一貫して行う、即ち成年後見センターのような組織の設置が必要と考えられますが見解をお示しください。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 議員が御指摘の組織として、現在NPO法人奄美後見人センターがその機能を果たしているところでございます。同法人は後見人養成のみを目的とした団体ではなく、平成28年度においても同法人により養成講座を継続するとともに修了者のフォローアップ研修も予定しております。今後も地域包括支援センターが中心となり関係事業所と連携して市民後見人養成講座受講者の支援をしたいと考えております。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。市民後見人が困難事例などに適切に対応するためには、専門職などによる支援は不可欠ですが、市民後見人が適正、円滑に後見人などの業務を実施できるよう、専門職などによるフォローアップ体制についてどのように考えていらっしゃるか、見解をお示しください。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 議員がおっしゃいましたとおり、専門職によるフォローアップは非常に重要なことだと考えておりますので、地域包括支援センターを中心となって受講者の支援をフォローアップをしてまいりたいと思います。

3 番（松山さおり君） はい。ありがとうございます。先ほど述べましたように後見人は対象者の財産、心情看護全般についての権限、責務は重要な部分になっており、市民後見人の責任も重責です。親族以外の第3者が成年後見人などとして家庭裁判所から選任を受ける上で成年後見人の公的な権利、利益を守るという重大な役割を担うためには管理、監督体制と十分な支援体制の構築が不可欠です。市民後見人が単独で受任する形態は管理監督体制を制度的に構築する上で課題が多いとも言われています。そこで、法人後見として社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人になり、個人が成年後見人に就任した場合と同様に判断能力が不十分な人の保護、支援を行っている事案があります。一般的には法人後見では法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行いますので、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても担当者を変更することにより、高検事務を継続して行うことができるという利点もあります。ここで提言をしたいのですが、社会福祉法人奄美市社会福祉協議会において、法人後見事業の導入を行い、市民後見人口座を終了した人を後見を実施する社会福祉協議会の後見活動支援員として活動してもらうことはできないのか、見解をお伺いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 先ほど申しましたNPO法人奄美後見センターは社会福祉士や司法書士、弁護士等の専門職の方々が設立した法人であり、実際に後見人として活動を行う際にも経験豊かな弁護士など専門職の支援は必ず必要と思われます。事案にもよりますが、弁護士等との複数による後見も可能でございますので、市民後見人が安心して活動できる体制づくりに取り組みたいと考えております。法人後見につきましては、本講座受講生の今後の活躍の場の提供として大変有意義なものと考えます。議員の提言があります社会福祉協議会、またNPO法人奄美後見センターなどと今後協議を重ね、講座受講生が活動する場を創出していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

3 番（松山さおり君） はい、ありがとうございました。以上で一般質問への御答弁を頂きました。私は先ほど述べましたように、これからも皆様と議論を重ね、御指導頂きながら議員活動に取り組んでいきたいと考えております。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、無所属 松山さおり君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午後2時28分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後2時45分）
引き続き、一般質問を行います。
自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

21 番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、ひんまんきょら、おがみんしょうら。こんにちは。私は自由民主党会派の奥 輝人でございます。予め通告してあります一般質問を行います。

まず、少々所見を述べたいと思います。その前に字句の訂正をお願いします。質問書の1、ミカンコミバエ問題についての（2）、侵入警戒防除のマニュアルについて、①、国食物防疫所のマニュアルについてのこの食物防疫所の食物の食べるをです、植えるに訂正して頂きたいと思います。間違っていました。はい。

さて、平成28年3月議会も始まり、平成28年度の市長の市政方針と予算編成の概要が示されました。本市は来る3月20日に市政施行10周年を迎えることになります。本当にあっという間の10年でありました。少しばかり10年を振り返ってみたいと思います。3市町村の合併は飛び地合併という

特異性の中で、そして合併してよかったと言えるまちづくりに、また3地区の均衡ある発展と一体感の醸成溢れるまちづくりにと思いを寄せて、乗せてスタートしたところでありました。しかしながら、合併当初の平成18年度の当初予算の編成では3地区の基金約14億円を取り崩しての予算編成でありましたが、年度末には約7億5,000万円を基金に戻して、約7億5,000万円の決算でありました。そして、平成19年度の決算では約8億円の基金が活用されています。合併をして財政は好転すると思っていましたが、当時の財政計画書を見ると非常に厳しい計画書、シミュレーションでありました。奄美市の5年度の財政状況はこのまま行くと基金が底をつき無くなり、真っ暗な状態になるというシミュレーションでありました。これは当時、奄美地方に皆既日食が近づいていたころの例え話であり、財政も真っ暗な状態になると表現をしたように記憶をしています。そして、そのシミュレーションを見て、民法のテレビとマスコミが取り上げて、奄美市が第2の夕張市になると報じられたところでもありました。その当時の財政課長は現在の市民部長の則部長でありました。則部長は本定例会をもって定年退職であります。本当、お疲れ様でした。もう、あれから10年であります。則部長。そこで、その当時と現在近況での財政状況を比較してみたいと思います。一般会計の平成19年度と平成26年の決算で比較をしてみたいと思います。まず、財政力指数は0.29から0.26へ上がり、通年を通して0.25から0.27の間を繰り返している状況でありました。本来は1に近い数字がいい、またこの指標、指標が高いほど自主財源の割合が高く、財政に余裕があるとされています。1以上であれば普通交付税の交付が受けられないとなっております。次に、計上収支比率については99.9パーセントありましたが、現在は91.2パーセントへ縮減されています。これは財政の弾力性、ゆとりを見るための指標であります。これは歳入の中で使途が制限されない経常的な収入に対し、再出の中で使途が決まっている経常的な資質の割合をみる指標であります。縮減の要因は主に職員数の減少などであると思います。次に、財源構成比率については、自主財源は22パーセント台から18.2パーセントへ低下、依存財源はその反谷で78パーセント台から81.8パーセントへと高くなっています。これは税収の減や人口減、また市税減の影響などであります。自主財源の確保については今後の課題であろうかと思っています。次に、実質公債比率については、18.7パーセントから10.3パーセントへ縮減されています。これは実質的な公債費、地方債の元利償還金が財政に及ぼす負担を表しています。実質公債費比率の縮減の対策に起債の借入枠を設定し、一般会計で29億円以内、特別会計で9億円以内、合計で38億円以内を堅持した結果であります。次に、借金である地方債については、一般会計で約383億円でありましたが、現在約371億円まで縮減、計画的に返済されている状況であると思います。次に、基金については約42億円でありましたが、約100億円まで増加しています。これも計画的に基金が積み立てられている状況であり、突発的な災害等に対応できる状況となっていると思います。このように財政関連の面から見ますと数字で見る限り、財源構成比率を除いてはすべてにおいては改善されているのではないかと思います。ただ、奄美市の現状を見れば、市民に対するサービス面は財政の状況から見ればまだまだ厳しいところもあると思いますが、それ以上に職員の頑張りで合併の効果が発揮されていると感じています。合併11年目からは地方交付税が今後5年間激変、緩和措置が取られ、一本算定へと変わっていきます。減少していくのであります。これからも引き続き財政力に不安がないように、市民へのサービスが行き届くように努力していただきたいと思います。さて、合併の検証についてはこの財政関連のほかに農林水産業関連の面や公共工事、土木事業関連の面、観光産業関連の面、社会福祉関連の面、地方創生関連の面、そして議会改革関連の面などいろいろとさまざまたくさんあると思います。また、合併のメリットの面もあれば、そうでないデメリットの面もあると思いますが、すべてを紹介すると時間が足りないので、また次の機会に紹介させていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。1、ミカンコミバエ問題について。（1）、移動規制の解除について。①、奄美大島において、現在っていうのは2月の25日現在、ポンカンとタンカンなど果樹類、果菜類は特定移動制限区域と移動制限区域となっている。そして、ミカンコミバエ種群の誘殺地点から半径5キロ以内の区域は果樹類、果菜類の島外への移動を禁止する特定移動制限区域であります。その他の地

域、笠利地区の一部は移動制限区域となっていますが、島外への持ち出しは植防の検疫官が確認、チェックをした場合に出荷できるとなっています。今後も誘殺が確認されなかったら島外への出荷ができるのであります。緊急防除の解除については3世代相当の期間、夏期で4か月程度確認されなかった市町村については有識者の意見を踏まえた上で緊急防除の解除を判断するとなっています。現在はポンカン、タンカンの収穫もほぼ終わり、完全に終われば特定移動制限区域は解除となり、移動制限区域となり、一旦リセットされることとなります。そのような状況の中、特定移動制限区域の枠外の移動制限区域の笠利地区においては、昨年、それ以前から今日現在まで誘殺が1匹も確認されていない状況であります。いわば汚染されていない地域であります。今後も誘殺が確認されなければ、検疫官の検査のもと出荷できるのであります。しかし、例えばミカンコミバエの誘殺がここ笠利地区において今後誘殺が1匹でも確認された場合においては、半径5キロ圏内は島外への出荷ができないということになります。特定移動制限区域となるのであります。今の植物防疫法はそうであります。しかし、この笠利地区においては過去の例からしても、もし誘殺が確認されたら、飛び込みの1世代と思うので、テックス板の強化策をとり、検疫機関の確認、チェックのもと島外出荷できると推測されるのであります。そこあたりの見解を伺いたいと思います。

あとの質問は発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

農政部長（奥 正幸君） ただいまの奥議員の御質問、枠外の笠利地区においてミカンコミバエの誘殺が1匹でも確認された場合、どうなるかという御質問にお答えいたします。皆さん御承知のとおり、昨年12月13日にですね、植物防疫に、防疫法に基づく農林水産省令が施行されましたけれども、それに伴ってミカンコミバエ種群の寄主植物となっているタンカン、ポンカン、スモモ、マンゴー、パッションフルーツなど果実類のほか、トマトとかピーマンとかですね、果菜類についても大島全域が移動制限区域、緊急防除区域として設定をされております。また、議員御案内のとおり、現在ポンカンとかタンカンなどについてはですね、誘殺が確認されたトラップから半径5キロ以内は移動禁止区域として島外への出荷が禁止されており、誘殺が確認されていない笠利地区の一部については移動禁止区域外として植物防疫官の検査を受けた上で島外出荷ができることになっております。議員御指摘、御案内のとおりであります。移動区域、禁止区域につきましては、そのタンカン、ポンカンの出荷が完了した段階で、それぞれリセットされまして、新たな出荷予定の対象果実、スモモとマンゴーとかですね、その対象果実ごとに移動制限基準日が設定されますが、今後出荷が予定されているマンゴーなど対象果実ごとに収穫開始日から算定された基準日以降においてトラップに誘殺された場合にのみ、移動禁止区域が設定をされるということになります。このことから、お尋ねのことにつきましてはですね、そういう法律、法令に基づいて対象果実ごとの基準日以降に笠利地区において、1匹でも誘殺された場合はですね、誘殺が確認されたトラップの地点から半径5キロ以内が移動禁止区域として設定されますので、島外出荷はできないと。それ以外については、島外、植物防疫官の検査を受けてできるということになります。是非これは法令で規定されておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

21番（奥 輝人君） はい、概ね理解いたしました。一応、この3世代相当の期間、また夏期の場合4か月ということでありましたので、例えば、笠利地区はほとんどさっき冒頭で説明したとおり、見つかっていませんので、やっぱり笠利地区の農家の不満っていうのがやっぱりありますので、やはりそういった例えば1匹でも誘殺された場合は、なぜ島外に出荷でき、島外にも出荷してもらいたいわういう農家の声も多くありましたので、ちょっと聞いたところでありました。これで納得したいと思います。

それとですね、次の②番にいきたいと思います。今後、マンゴーの出荷が近づいてきます。今のまま

の措置ではですね、笠利地区の農家は本当大変であろうかと思います。このマンゴーの収穫の時期はですね、7月中旬からであると思います。それは、移動規制基準日というのが設定されていて、収穫開始の日からですね、1世代相当かける1.2を遡った日であります。それは6月の14日ということで、もう示されているわけでありまして。しかしながらですね、収穫開始の日までには、一応生産農家はですね、出荷箱の注文とかまたパートや雇用の確保、それに先、出荷先への案内や流通関係の申し合わせなど多岐にわたり作業が多いのであります。農家はしなければならない作業であります。そのような作業が終わりですね、収穫を開始を前に、このマンゴーの収穫が始まったと同時にですね、こういったミカンコミが突然に、突然にミカンコミバエの誘殺が確認された場合は、今の法ではですね、島外への出荷ができないということになっておりますので、そういったときにやっぱり農家はまた不満が出てくると思うんですよ。支障とかが。そういったときのことを考えてですね、農家の負担軽減を考えたときに、このような事態になったときの対応策をどのように考えているのかをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 枠外、笠利地区のマンゴーの出荷の関係の、についてのお尋ねでございますけれども、今後出荷時期を控えてのマンゴーにつきましてはですね、御指摘のように農家への負担が増加しないよう、今我々も心配しているところでございますけれども、基準日以降に誘殺が確認され移動禁止区域に設定されますと、タンカン、ポンカンなどとの対応と同じようにですね、県が全量買い上げということで、単価などを設定して、廃棄保証の手続きを進めることになります。それに伴ってですね、生産農家の今、多岐にわたる、奥議員が御指摘ございましたけれども、いろいろな作業の負担などの影響っていうのが非常に考えられますけれども、そうならないようにですね、今我々が侵入防止とかですね、防除関係というのを関係機関一丸となってですね、今誘殺が新聞でも今日発表になりましたけれども、大島本島地域全体では10週ですね、奄美市においては13週、12月1日から今誘殺が0という状況で、そういう国・県・市含めた、関係機関含めた誘殺0に向けてですね、防除対策をですね、徹底して、一番は防除区域っていうのは解除になると真っ白な状態、半径5キロとか全く関係なしにですね、奥議員も当初の質問の中にございましたように、誘殺が3世代相当、夏場については4か月、今冬場については幾らというのは国・県からも何も示されていないんですけど、このままの状態で行きますと、その防除区域自体が、半径5キロとか関係ないような状態のなることも予想されるということで、緊急防除対策を一生懸命やりたいと。また、特別委員会の中でも、植物防疫官が直接来られた方などの話によれば、このままで行くと夏ごろには、マンゴー出荷までは解除っていう話まではしなかったんですけど、夏ごろまでには解除するというような話などもございましたんで、関係機関一丸となって防除に取り組みたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応番号の農家のさんたちは一番心配しているのがこうやって4月以降にミカンコミバエがやっぱり活動が活発になってきたときの、その誘殺が1匹でも確認されたときは半径5キロ以内は島外に出せないということがありますので、その以前には本準備作業などして、出荷できなかったときのことを考えての今の質問でありました。部長が言われたようにですね、今は新聞紙上等でもいろいろ現状報告などありましたけど、ミカンコミバエがもう誘殺されないことが、オスですよ、オスが誘殺されないことが本当、今願っている、望ましいということで私も思っておりますので、今の現状ではですね、ヘリコプターなどを使いながら、また、今日の新聞に載ってましたけど、24万枚のテックス板を投下すると。そして、今までのテックス板については更新していくと、そういう記事まで書かれていましたので、そこら辺りは自分のちょっと安心しているのかなという気がしますし、また農家の皆さんがまたこうやって安心できるような方策が、今続けられていますので、できればもう誘殺できない、それを願っていきたく私も思っております。はい。

それですね、次に③番のスモモについてでありますけど、このスモモの移動制限基準日は2月の2

2日に設定されています。多分、収穫の開始日は5月上旬であると思います。スモモについてはですね、奄美市と大和村が産地であります。ミカンコミバエの現在の状況は今日現在、10週連続ですけど誘殺が0ということでありました。このまま収穫開始の日まで、5月上旬まで誘殺が0であれば、有識者の意見を踏まえて緊急防除の解除を判断されるとなっております。奄美市と大和村では島外の出荷ができるのであります。特定移動制限区域が設定されないために、島内すべてのスモモが植物防疫官の検査を受けてですね、島外へ出荷が可能ということになります。そこでもし、大和、大和村でミカンコミバエの誘殺が確認されれば、その地点から半径5キロ以内は島外への移動がまた禁止されるということで、さっきとちょっと繰り返しになりますけど、それ以外の区域においてはですね、5キロ以外の区域において誘殺が確認されなかった場合は市町村ごとに一応有識者の意見も踏まえた上で緊急防除の解除が判断されることになるとなっておりますので、この市町村ごととなっておりますので、この奄美市での誘殺が確認されなかった場合ですね、その場合はもう市町村ごとでありますので、解除が判断されるということで、そう有識者の解除、有識者の意見等が反映されて解除されるのか、そこ辺りをちょっと伺いたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） スモモの出荷についての御質問ですけれども、御承知のとおり移動制限基準日は収穫開始日から、奥議員からもお話ございましたけども、基準日の設定っていうのは1世代相当期間1.2を乗じて試算をし、移動を禁止する地域を設定するための基準日ということで、スモモにおいては2月22日、もう過ぎておりますけれども、2月の22日以降にですね、トラップに誘殺が確認された場合、出荷までの間に2月22日からトラップに1匹でも確認された場合にですね、このトラップの中に誘殺されたのを起点に半径5キロ以内については移動禁止区域ということで、島外の出荷がこうできなくなりますね。これはもう御承知のとおりだと思うんですけど。それ以外の区域、移動禁止区域以外の半径5キロメートル以外についてはですね、植物防疫官の確認、チェックをした場合には出荷することになると。このトラップ半径5キロというのは、市町村ごとということでなく、今現在、市町村ごとに、今奄美市で言えば152基のトラップ群ですけど、大和村と境でもしかしたら重複する可能性のあるけれども、トラップを起点にして半径5キロの部分について、誘殺された場合には、その部分、半径5キロ分について島外禁止っていうことになります。これは果実ごとの話ですね。スモモの場合、2月22日からその収穫までの間にトラップに誘殺された場合に、スモモについての島外禁止っていう、半径5キロですね、ということと、先ほど申し上げました大島全域にかかっている緊急防除区域、移動制限区域と言うんですけども、これは法律、その農林水産省のこれが施行されたときに、すべて大島区域5市町村全域に緊急、今防除区域っていう、今かかっている状態なんですね。これ、果実とは関係なしにもう移動が制限されてるんですけども、それと別にトラップに今度は果実ごとに、スモモで言えば2月22日以降にそれぞれのトラップにかかった場合はその半径5キロ、スモモについてだけ半径5キロは島外が禁止で、トラップにかかってない5キロ以外の分については、スモモについて植物防疫官の検査を受ければ出荷が可能ですよ。ただ、今全体の防除区域の解除っていうのはまだなされてない状態ということですね。これについては、もう先ほど何回も言いましたように、国において専門家が3世代相当誘殺がなかった場合、夏については4か月、冬場については今、具体的に何か月というのはないんですけども、されたときに、その専門家が農林水産省において判断をし、ようするに防除区域全体のもう真っ白の状態、検査官の検査なしに移動できるような状態っていうのは防除区域の解除っていうのは、今言う3世代相当以内っていうのを専門家が判断したときに、真っ白の状態、いずれも検査無しに出せるような状態になっているという話ですね。スモモについては今、半径5キロのこの部分について、トラップにかかった分について、2月22日以降から出荷までの間にトラップがあったときに、この半径5キロだけが移動、島外禁止という、そういう話ですね。以上です。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、奄美大島全域が緊急防除区域にはまっていますので、

その防除とさっき言ったスモモだけの防除とはまた別ってということで考えていきたいと思いますので、そこ辺り理解したいと思います、はい。

それではですね、大きな2番目のもう侵入警戒のマニュアルについてであります。(1)の鹿児島県のマニュアルについてですけど、これもですね、新聞紙上等でいろいろと掲載されていますし、また私たちミカンコミバエ問題の特別委員会の中でも鹿児島県と国の防疫条読んでですね、いろいろ確認したところでもありました。その中でですね、鹿児島県のマニュアルについてはですね、この鹿児島県のミカンコミバエの防除の流れを見ますとですね、初期の体制は侵入警戒調査ということで、トラップでの調査と果実だけの調査であります。テックス板の設置はされていないのが今の段階であります。その次の段階において、初動対応という、侵入確認時ですね、もう誘殺が確認されたときにはですね、トラップに誘殺の確認がされた場合にはテックス板の設置をとっています。これが通常時、毎年のマニュアルでありました。これではですね、初動に対して遅いと思わざるを得ないのであります。マニュアルの見直しについては県や国へ要望していますが、今後のことを考えれば、やはりあのミカンコミバエがいつでもどこからでもですね、侵入リスクは高いと考えなければいけないと私は思っております。例えば台風の風とかですね、地球温暖化、また人や物の交流など、などさまざまな要因があると思いますので、この初期の段階の侵入警戒調査、通常時でありますけれども、その中にですよ、やっぱり誘殺の有無の関係なく、やっぱりテックス板の設置まで付け加えていただきたいというのが、私、この前の特別委員会の中でもですね、一応要望した経緯がありますので、この今の奄美市の取組状況ですね、ここ辺りも考えてやっぱり国や県に要望していただきたいと思いますが、取組状況を伺いたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） ミカンコミバエ防除の流れについての御質問だろうと思いますけれども、鹿児島県の取組についてはですね、何遍のお話ししてますように国のマニュアルに沿って実施をしているということでございます。まず、ミカンコミバエが発生していない侵入警戒調査、通常時、平常時の段階におきましてはですね、奄美市の場合トラップ35個を設置をし、月2回調査をしております。また、野生寄主も含めた果実調査を夏と秋に2回実施をし、侵入警戒に努めているところでございます。マニュアルの見直しにつきましてはですね、今回のミカンコミバエ発生に伴ってですね、その緊急防除を踏まえまして、ミカンコミバエが発生していない、通常時の段階、鹿児島県、奄美市も含めて通常の段階においてはテックス板の設置っていうのは、常時設置っていうのはしていないところでございますけれども、今回そのミカンコミバエ発生に伴ってですね、常時設置っていうのは必要であるというふうに考えております。現在はミカンコミバエの早期根絶を最優先として取り組み、今後の対策としてですね、国・県へ通常時におけるテックス板の常時設置などを含めたマニュアルの見直しを強く要望していきたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、要望していきたいということがありましたので、是非お願いしたいと思います。簡単にですけど、今の鹿児島県ですね、ミカンコミバエ防除の流れということで、一応4段階に分かれていますね。侵入警戒、そして初動対応、それから初動防除、緊急防除という4段階に分かれていますので、今やっているのが4段階目の緊急防除、ヘリコプターなどを使ったのが、今やっているのが4番目でありますので、できれば毎年、私としては4番をやって頂きたいと気持ちもありますけど、やっぱり予算の関係等ありますので、これはちょっと厳しいのかと思いますので、一応この②番のやっぱり初動対応から始めていただきたいと。この初動対応の中にはやっぱりテックス板の設置から含まれてますので、そこから是非、これからも先やっていただきたいと思います。なぜかと言いますとですね、この前、やっぱり沖縄県に自分たち、自由民主党会派で6名で早速行ってきた、いろんなそのミカンコミバエの問題に対してのその情報を入手してきたところでありました。沖縄県についてはですね、やはり台湾とか中国が近いということで、緊急的な、またそういった警戒心が強く感じられてる島ということで行ってきたところでありました。その沖縄県の石垣市の取組について、

ちょっと紹介をさせていただきたいと思います。沖縄県の石垣市においてはですね、台湾や中国が近いということで、ミカンコミバエが風などで飛ばされてくるということで、警戒心と緊張感を持って防除に取り組んでおります。通常時、毎年においてはですね、防除作業として3,981枚、1回を防除面積の1,327ヘクタール1回にテックス板の設置を年4回実施しています。また、追加の防除として300枚1回を防除面積100ヘクタールに1回にテックス板の設置を年4回実施しております。年8回のテックス板の設置であり、前者のほうは5月・7月・9月・11月に、そして後者のほうは8月・10月・1月・3月にそれぞれテックス板を設置しております。夏場の台風時期は7月から11月までは毎月の設置状況でありました。また、ミカンコミバエの誘殺が、トラップで誘殺されてもですね、されなくても毎年実施されているとのことであり、またトラップに誘殺が確認されたら速やかに発生ポイントを把握し、ポイントから周囲半径2キロ以内の果実調査を実施し、誘殺防除のためにテックス板を増設している。これが石垣市が取り組んでいる事例であります。最低限でのことを毎年やっているということでもありますので、私たちもこの石垣市のマニュアルですね、これをやっぱり県や国へ要望していかなくちゃいけないのかなという思いがしておりますので、奄美市としてもやっぱり県や門司植物防疫省に対してですね、こういったマニュアル、さっきの鹿児島県のこの第2段階からの要望っていうことで、是非取り上げてですね、会合の中で是非説明していただきたいと思います。これ、答弁いいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、次にですね、石垣市はですね、誘殺されたポイントから半径2キロ以内にテックス板の設置をしているということでもございました。奄美はどのようなのであるのか、やはりテックス板の幅を狭くしたりして、やっぱり必要があるのかなって私は思っておりますので、今の奄美市のもですね、これ前回もちょっと聞いたと思いますけど、この研究とは半径2キロ以内っていうそういうこと、ちょっと聞いてなかったような気がしますので、その答弁をお願いしたいと思います、はい。

農政部長（奥 正幸君） ミカンコミバエのこの防除に対して、ミカンコミバエが発生したら沖縄と同様ですね、侵入警戒時はもちろんのこと、侵入確認時の初動対応が非常に重要であるというふうに考えております。今現在、奄美5市町村においてもですね、侵入確認時、ハエが発生したときの確認時の国のマニュアルどおりですね、石垣市、これ同じなんですね。誘殺トラップの半径2キロメートル以内にテックス板、1ヘクタール当たり3枚を設置をしていると、これはちょっと沖縄とちょっと変わらない状態になってるんですね。ただ、その設置密度を濃くすることについてはですね、侵入確認時に更にその1ヘクタール当たりのその枚数を増やしたりする、密度を濃くすることについてはですね、テックス板の効果が非常に大きいということがありますので、これはまた更に国・県にまた要望していきたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） 一応、そういったきめ細かなことをやっぱりしなければ、ミカンコミバエの今後撲滅に対して、また可能性も、やっぱり汚染される可能性もありますので、是非そこら辺りを理解して国や県にまた要望して頂きたいと思いますので、お願いしたいと思います。

沖縄県においてはですね、沖縄県独自の病虫害の防除技術センターがあり、沖縄県全体での事業費もですね、約1億8,000万円という金額であります。これは内閣府の沖縄振興局計上の沖縄振興予算であります。全額国が補助しているとの対応でありました。また、国のですね、那覇植物防疫事務所もあり、石垣市には石垣出張所があり、国独自でトラップの調査を行っているとのことでありました。国よりも県がですね、沖縄県が主体性を持って活動して、このミカンコミバエ問題についての取組については本当に国よりもやっぱり活動しているのかなという気がしました。市町村と連携を密にしているのが県であったと思います。このように鹿児島県もですね、特殊病虫害防除体制について、細やかな体制が必要と感じていますが、鹿児島県に対するこの必要性をどのように考えているのか、ちょっと聞きたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 沖縄県の体制のお話がありました。鹿児島県の体制でもですね、国の機関としては門司植物防疫所名瀬支所がございます。御承知だろうと思いますけれども。また県の機関としてはですね、大島支所農政普及課内に特殊病害虫係がございまして、石垣市同様の体制となっております。また、その空港とかですね、港においては国の植物防疫所が独自でトラップを設置して調査を行っており、奄美大島も今国において独自にトラップを設置をしているということでした。それから、通常時においては、ミカンコミバエが発生する前の通常時においては先ほども申しましたけれども、月2回のトラップ調査や年2回の果実調査、年2回のカンキツグリーニング調査など、国・県など関係機関と連携し取り組んでおり、ミカンコミバエ発生前の侵入警戒、通常時段階でのテックス板設定というのが非常に大きな、沖縄との年8回もやっているという違いがあって、鹿児島県ではその侵入、発生する前の対策、警戒調査時において、平常時においてはされてないんだけど、それがいちばん大きな違いです。それは強く国・県に要望していきたいと思いますけれども、それ以外についてはですね、ほぼ同様な体制になっているというのがございまして、また直接また聞いたりした中ではですね、そのミカンコミバエと違う石垣市はですね、台湾に非常に近いということで、ウリミバエの問題があって、不妊中の放し飼いやなどもそういう対策などもかねているので、ものすごく鹿児島県とちょっと違うきめ細かい対策っていうのがされているということで、ミカンコミバエに関して言わせてもらえれば、その平常時の段階でのテックス板設置をしてくれてないかというのが大きな違いですので、そこら辺はまだ国・県に強く要望していきたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） また、今部長が言われたようにやっぱり石垣市のほうではですね、ウリミバエもあるし、またアリモドキゾウムシ、そういった害虫の対策にも徹底してやっていると聞きましたので、やっぱり鹿児島県もこれを見習ってと言え悪いけど、そういうことは今まで鹿児島県でやりましたので、そして鹿児島県のそのアリモドキゾウムシについても、今喜界島でも取り組んでおりますので、そこら辺りも沖縄県と比較をしてはいけないんですけど、やっぱり向こうは相当先に走ってこうやって緊急防除しているっていうことをやはり説明でもしていただければいいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それではですね、次にこの放任園地の状況についてに移りたいと思います。この放任園地の状況については、この前の特別委員会が合った中でもですね、この最後の流通業界の方からですね、この放任園地がまだまだ放任されていると、手がつかれていないという指摘を受けたところでもありました。特にですね、名瀬地区のほうの放任園地が何か手つかずの状況、またその耕作者がいないとか、そういった不利な面もあるということも聞きましたけど、この放任園地の対策についてですけど、やっぱりその放任園地の地主さんがやはり内地に行ったり、そういったそれで放任された場合はですね、やっぱりそういった奄美市の特例とかですね、例外扱いのそういった特区でも付けて、そういったミカンコミバエを駆除するためのそういった施策ですね、そこ辺りをやっぱり奄美市もやっぱりこうやって条例でも作ってですよ、対応できないのか、そこ辺りをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 放任園地の対策とですね、特例とか条例を発動して対応できないかという御質問ですけども、放任園地対策ということで、2月7日の日には住用地区、名瀬地区の下方、上方、上方地区でですね、集落の果実除去というのを実施したところでございます。2月14日には笠利地区の移動禁止区域においても実施しておると。更に、2月21日、市民清掃の一環ということで防災無線で市民呼びかけて果実除去を実施をしたところでございます。これでもまだ不十分な中でですね、まだその取り残している果実などが見られるということで、また地域住民にまたお願いをしてですね、いろんな果実の残っているところの調査であったり、除去作業とかいうのをですね、先ほどの委託とかいうのも含めて、地域住民と協力してですね、その果実の撤去であったり選定、伐採などをまた今後もやって

いきたいというふうに考えているところです。その条例，放任園地，不在地主，その果実の所有者がいなくてというところの対策についてですね，何とかその条例でできないかとかいうことの今質問なんでしょうけど，個人の財産っていうことがあって，勝手に撤去，除去ができるかっていう問題があってですね，これもなかなかその財産権，所有権っていう問題についてはですね，法律，植物防疫法の中でもですね，勝手に取るようなそういう規制が無いんですね，なかなかその条例で制定をするっていうのは，今のところちょっと困難じゃないかなという，厳しいというような状況判断ですね，引き続き所有者，遠隔地に所有者とかですね，管理に相続人などにもお願いをしてですね，何とか撤去，除去に協力できる承諾を得てですね，今後ともその作業にまたやっていきたいと，努めていきたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） 放任園地の研究とは2月の特別委員会の中であつたもんだから，そのときはタンカンとかが，もうタンカンの収穫時期で，収穫がまだ終わってない，そういった放任園地あるというのを聞きましたので，これから先はタンカンも多分もうほぼ終わってると思うんですよ。今，今日現在，まだ残ってるものはないと思いますので，今後はバンジウロウとかですね，パパイヤとかが放任園地か分からんけど，そういったのが対象になってくると思いますので，そういったパパイヤ，バナナ系統のそういった山沿い，山とかそういった畑で放任されているところも，やっぱり実を取ったりそういった集落単位に協力させてですね，このミカンコミバエが寄生ができないようなそういった環境を作っていないか，なければいけないと思っておりますので，是非そこら辺りも取り組んでいただきたいと思います。

次にですね，流通業者や小売業者への支援についてを伺いたいと思います。これもですね，特別委員会の中でも意見がありました。小売業者がですね，約95店舗にアンケートを実施したところですね，ポンカンやタンカンの仕入れ販売が2億600万円の減少との報告を受けました。小売業者の経営状況は厳しい現状にあるとのことであります。流通業者や小売業者は鹿児島県に，県議会議員をつないでですね，現状回復のために支援策を要望していますが，支援内容がですね，なかなか示されていないのが現状であるということでありました。そのとおりであります。金融支援やですね，保証支援などが具体的に示されていないのが現状であり，奄美市はですね，鹿児島県に対して具体的な支援について要望していただきたいなという，要望であります。この件については，一応私たち特別委員会の中ではですね，既に奄美市議会は県議会議長に対しての要望書を提出済みであります。言わば，そういった補償金とかそういった経営対策支援金の内容をです，県は言うんだけど，それを具体的にこの時期に，この時期からこの時期の間にこうやって支援しますとか，そういった例，具体的な回答がないということで，ちょっと不満っていうかそういった意見が出たんですけど，そこ辺りもですね，要望じゃないんですけど，一応奄美市のほうも県に対して強くですけども，奄美市議会も一応要望書出してますので，部長，できますかね。

商工観光部長（菊田和仁君） ミカンコミバエの緊急防除に対する移動制限でございますが，流通，卸小売業者を始め幅広く地域経済へ影響を与えるものと危惧しているところです。本市といたしましても，先般県の担当課と意見交換を行ったところでございます。その中でセーフティネット保証の対象にできないのかとか，あるいは利子補給が県としてできないのかなど，県として取り組んでいただきたい施策について協議を行ったところでございます。今後とも引き続き県の担当課と情報交換を行う中で，奄美市議会の要望や報告内容等も踏まえながら，県と協議を行ってまいりたいと考えております。なお，私どものほうにも県のほうから具体的な施策，何をする，こうするっていうお話は正式には私どものほうにも入ってきてはいません。以上です。

21番（奥 輝人君） その情報は入ってこなかったんですか。やっぱり県がいろいろと支援，その流通業者のその方が，言うにはですよ，やっぱり生産農家とかそういった農家には支援があるんだけど，自

分たちの流通関係には支援はしますよというそういったニュアンスの説明はしてるんだけど、それが具体的な意見が無いということで、こうやって特別委員会の中では出ましたので、そこら辺りを県はちゃんと農家に対する支援はあるんだけど、そういった流通業者とか小売り業者に対するそういった支援内容をもう少し詳しく説明していただきたいというのが要望ありましたので、商工観光部長、所轄でもちょっと流通業者からの意見でありましたので、そこら辺りを取り上げていただきたいと思います。

それとですね、次にですけど、奄美市独自の支援等についてですけど、支援金が見舞金ということで、一応生産農家へはいろいろこうやって支援等あるということでもありますので、そういった流通業者、小売業者に対する見舞金やそういった支援金など、要望ができないのか、そこら辺りをちょっと聞きたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、見舞金の支給のお話しかと思いますが、影響を受ける事業者の特定がまず難しいんじゃないかということと、影響の度合いも事業者ごとにそれぞれ大きく異なるなど、見舞金の支給というような直接的な支援は難しいんじゃないかというふうに、今判断しております。以上です。

21番（奥 輝人君） わかりました。一応、小売業者は95店舗という数も、一応示されていますので、一応、その95業者の方のアンケートなどを参考にしながらですよ、出せるものは、出せるっていうか、その見舞金でもいいし、またそういった経営対策資金ですね、そこ辺りのその利子の補給とか、そこ辺り、利子の補給やらまた据え置き期間を長くするとか、そういったのも考えられるのではないかと思いますけど、どうでしょうかね。

商工観光部長（菊田和仁君） ミカンコミバエの防除に係る移動制限を受けている柑橘類は贈答品用として島外への移出が中心であることから、流通、卸小売事業者等にとっては主力商品としての取り扱いができず、売上高の減少といった影響が危惧されているところです。このことを踏まえて、市といたしましてはどのような支援が可能か、関係機関の御意見も伺いながら検討を重ねた結果、資金繰りに対する金融支援が必要と判断いたしまして、本市独自の支援策として新年度予算に奄美市経営対策利子、経営対策資金利子補助金として1,000万円を計上しているところでございます。制度の内容をちょっと簡単に申し上げますと、農・商・工事業者が新たに資金調達を行う際、借入額1,000万円を限度に2年間利息を全額補助する予定にしております。以上です。

21番（奥 輝人君） はい、理解しました。是非、お願いしたいと思います。

それではですね、次に行きたいと思います。2番目の国保税の税率改正についてを質問したいと思います。（1）の低所得者の負担増についてでございます。国民健康保険税条例の改正議案が提出され、平成28年度からの税率が改正予定となっております。この内容はですね、所得階層や世帯員別で所得に対する税負担に格差があり、特に中間所得で世帯員の多い階層で税負担が高いため、この階層の税負担を軽減し平準化を図るものと聞いております。また、国保税の全調定額を変更しない値下げでも値上げでもない税率改正のため軽減されるところとは逆に低所得者の一部と高所得者で負担増となります。中間所得で世帯員の多いということは子どもが多い世帯で負担の軽減につながるということで理解はできますが、反面低所得者の負担増になる世帯数が4,735世帯で割合が53パーセントであり、半数以上が負担増となります。軽減世帯が増加していることは理解していますが、支払いが困難になる恐れがあると思われます。国保税の負担増に対する市民の不満が増大するのではと懸念や心配をしています。ここで質問ですが、この低所得者で負担増になる市民への不安解消と収納率向上に向けた対策等を示していただきたいと思います。

市民部長（則 敏光君） ただいま御指摘ございましたが、今回の税率改正、国保税の成立改正につきましては、やみくもに国保税の増収を図ろうというような趣旨ではありませんで、世帯員の多い世帯、あるいは多子世帯、子育て世代などですね、そういった負担割合が高くなっているという世帯について、これを全所得階層で負担割合を平準化しようというような趣旨でございます。この平準化に伴いまして、中間所得層、特に100万円から400万円の所得につきましては、税額が減少します。現在比較的負担割合の低い低所得層の1人世帯、あるいは2人世帯、そして高額所得者層につきましては、負担割合と税額がともに増加するという改正案になっております。このような世帯に対する不安解消と収納率向上に向けた対策という御提言でございますが、まず納税者の皆様方に今回の改正の趣旨である平準化を図ることにより、税の負担を公平感ですね、税負担の公平感が保たれることを広報誌や市のホームページ、そして全戸配布予定の国保だより、そういったもので説明をして御理解をいただきたいというふうに考えております。そして、収納率の向上の件につきましては、従来からも行っておりますが納税者の皆様方の状況を的確に把握をいたしまして、きめ細やかな納税相談を行ってまいりたいと。納期通りの納付が困難な方には分納制約など柔軟に対応していきたいと。そして年度内納付をお願いしてまいりたいと考えております。また、今回の税率改正につきましては、今年度国保運営協議会におきまして、審議をいただき、答申をいただいたものでございます。その審議会の中でもですね、低所得者層に対する負担の増額に対しての対応の件について指摘をいただいております。先ほど申しましたとおりの不安解消、収納率向上に着実に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。今のことを踏まえてですね、（2）番に移りますけど、低所得者の負担する金額についてですけど、低所得者及び中間層の負担する金額については改正前と改正後について具体例とトータルについて示していただきたいと、また平成26年度における低所得者及び中間者の収入未済額と収納率についても示していただきたいと思います。また、平成26年度の収入未済額は約6億円ではありますが、未納者の納税に対する意識はどのようなものであるのか、この解消についてのまた見解までお願いしたいと思います。

市民部長（則 敏光君） まず、低所得層の具体例としては、所得が年間33万以下の1人世帯でございますけれども、7割軽減該当いたします。年間で改正前の年税額が1万7,300円。改正後が2万1,000円をなりまして3,700円の増加となります。国保は納期が8期ございますので、1期当たりにしますと463円ぐらいの増加となります。この階層のトータルですが、改正前は約1億6,800万円、改正後が1億7,900万円、約1,058万円ほどの増加となります。中間所得層の具体例としては所得241万円の大人2人、子ども2人、4人世帯で試算しますと、改正前が44万7,000円、年額です。改正後が41万2,400円、3万4,600円ほどの減額となります。負担額トータルでは改正前が約5億4,000万円。改正後が5億2,500万円、1,500万円ほどの減額となります。26年度の低所得層、中間所得層の収入未済額と収納率の関係ですが、低所得層の収入未済額は約1,580万円、収納率は91.5パーセントでございます。中間所得層の収入未済額は4,800万円です。収納率は90.2パーセントとなっております。6億円の滞納繰越分ですね、収入未済額の解消についてでございますが、未納の理由としては一番多いのが収入の不安定というのが大きな理由、一番大きい理由です。次に納税の前に生活費優先が2番目というふうになっております。収入未済額の解消でございます。これにつきましては未納者の状況の把握を的確に行うことによりまして、きめ細かな納税相談がまず第一であろうというふうに思います。新規未納者への早期の対応、口座振替の推進、分納者の履行の管理、悪質な未納者へは差し押さえ等の滞納処分など、こういったものを地道に積み上げてまいりたいと考えております。

21番（奥 輝人君） はい、理解できました。一応、低所得者の負担増について今数字が示されましたけれども、午前中の崎田議員の中ではですね、崎田議員のその質問の中でこの短期保険証と資格証明書については、年々減少傾向にあるということを部長がさっき答弁していたと思いますけど、これ、本当にこの低所得者がこうやってまた増になった場合、この短期保険証と資格証明書のその減少についてはどのように考えられているのか、今後、来年度からのですね。部長、ちょっと意見を聞きたいと思います。

市民部長（則 敏光君） 3年連続で減少傾向にございますが、多子世帯につきましては年税額減少傾向となります。しかし、1人世帯、2人世帯が増額ということは、1人の父子世帯、母子世帯、ひとり親世帯ですね、あるいは高齢者の世帯、このような世帯については増額傾向になりますので、これはもう早い時期での対応というのが必要と。きめ細かな相談、事前のもう早い時期での対応、これに尽きると思います。そのような形で増えないような形で対応してまいりたいと思います。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、そういう負担増になる世帯がですね、やっぱり解消できるようにしていただきたいと思います。秋田市のほうはですね、給金を上げてやっぱり納税していると。ここは8期ですけど、そういった面も取り組みながらやっていただきたいと思います。

時間になりましたので、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後3時45分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き一般質問を行います。

公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

5番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。公明党の栄 ヤスエでございます。本日一番最後の質問になりますので、どうぞ目を覚ましながらかけてください。よろしくお願いします。

質問の前に少し所見を述べさせていただきます。昨年行われました市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の付託を得て2期目の当選をさせていただきました。本当にありがとうございます。我が党の立党精神であります、大衆とともに語り大衆とともに戦い大衆の中に死んでいくをしっかりと肝に銘じながら、生活者の視点、そして女性の視点で働かせていただく決意でございます。市民の皆様、朝山市長始め当局の部課長、また全職員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、春3月は出会いと別れの季節でもございます。3月をもって退職をされます職員の皆様、大変にお疲れ様でございました。健康に留意されて、1市民として長年培われた知識、また経験を地域の中でも生かしてくださいますようお願い申し上げます。そして、この3月11日で東日本大震災から5年が経とうとしております。復興が進む中でも未だに17万人の人が仮設住宅での生活を強いられております。この震災を風化させることなく、着実な復興を祈りたいと思います。また、当市におきまして平成27年度で地域防災計画の見直しがされたようでございますが、しっかりときめ細やかな実行性のある計画策定をお願い申し上げます。また、2月13日に鹿児島県消防協会主催の鹿児島県女性消防団研修会が本市で開催されました。県下の市町村から230名の団員が参加をし、活動報告等が活発に行われました。本市でも笠利・住用・名瀬地区で女性消防団員が活躍をしております。当日はキャラクターのコクトくん、ロビンちゃんが皆様をお迎えし、帰りはコクトくんのお見送りで大変に喜んでいただきました。この奄美のおもてなしでリピーターになっていただくことも期待をしております。また、3月1日から7日は春季全国火災予防週間でもございます。女性の特性を生かしたきめ細やかな防災普及活動を頑張っている決

意でございます。

では、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

始めに、子育て支援についてでございますが、（１）番で妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援についてでございますが、昨年４月から本格的に産前、産後のケアを含めた包括的な子育て支援制度といたしまして、妊娠、出産包括支援事業がスタートしております。平成２６年９月議会におきまして、産後ケア体制の支援強化を求める意見書を提出させていただき、議会でも可決をさせていただき国へと挙げました。紹介いたしますと、一つ目に妊娠、出産包括支援モデル事業を着実に実施すること、その上で本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前、産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。一つとして、モデル事業の展開にあたっては経済的な理由により産後ケアが受けられないことがないように、利用者負担軽減策を同時に実施すること。一つとして、単なる家事支援だけではなく、出産後の母子の心と体の適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと、というこの３点でございました。本市におきましては、担当課の御尽力で、今母子手帳を発行後に産前、産後の母子のケアまでさまざまな取組がなされていることは、私自身も認識しておりますが、そこで一つ目の質問になります。平成２７年度に新たに始まりました事業など、本市の現状を伺いたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 切れ目のない支援についての現状をということでございますので、妊娠、出産、育児の各、各期の支援の状況について説明をさせていただきます。まず、妊娠期の関しましては、今年度子育て支援員として助産師を配置し、母子手帳の発行の際の専門的な相談に加え、地域の子育て応援団として養成した「はぐくみ・そだち見守り隊」、通称「黒うさぎおばちゃん」の訪問へつなぐことによって、地域での見守り支援の強化を図っております。更に、特に支援が必要と思われる妊婦に関しましては助産師が中心となって、地域を含めた支援体制を整えております。このように新に妊娠期の支援体制を整えたことにより、医療機関や在宅助産師等の関係機関との連携や情報の共有化が図られ、スムーズな支援につなげることができております。次に、出産後につきましては、ホルモンの影響等もあり、母子の不安が大きくなる時期であるとともに、この時期を安心して過ごすことが今後の前向きな子育てにつながる非常に重要な時期であることから、これまでの支援体制に加え来年度におきましては、更に産後ケア事業を導入するなど、出産直後からの支援体制の強化を計画しているところでございます。また、出産後に支援者が得られない方や家事や育児に経験不足の若年の母親等に対しまして、今年度から家庭訪問型支援員による家事、育児の支援を提供しており、自立支援につないでいるところでございます。子育て期に関しましては、子どもの成長ごとの各種の健康診査や親子教育、発育発達への支援など、一人一人の状況を把握し継続した支援を提供しているところでございます。このほか、就労等で家庭での保育ができない場合には、保育所で保育を実施し、就学児童の場合には放課後児童クラブで児童の健全育成に努めております。また、平成２７年度から保護者の必要に応じて子育てを支援する事業として、ファミリー・サポート・センター事業、更には命の尊さを伝える赤ちゃん先生クラス開催事業などを実施しております。このように本市におきましては妊娠期から出産、子育て期に係る各種の支援を切れ目なく継続して提供していくとともに、行政だけではなく地域の子育て支援体制の強化や関係機関との連携強化を図り、安心して子育てができるよう取り組んでいるところでございますので、御理解をお願いいたします。

５番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。きめ細かな、本当に新体制ができつつあるということに本当に感謝を申し上げます。

そこで、次の質問に入りますけれども、今年度国といたしましても、妊娠から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して総合的に相談、支援を提供し、切れ目のない支援を実施するためのワンストップ拠点ということで、これは仮称、子育て世代包括支援センターという名称がついておりますけれども、この全国展開を目指しているということでございます。また、この同センターにおきましては、妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力をしながら支援プランを策定することにより、妊産婦等に対しきめ細やかな支援を実施するとしております。この妊娠期から行政やまた民間ボランティアがかかわることで母子の見守りとともに、今本当にテレビ等でも問題になっておりますけれども、乳児、また幼児への虐待防止につながるとも期待としております。そこで、質問になりますが、②番目、本市におきましてこの妊娠切断期から子育て期までの総合的相談から支援までをワンストップで行える拠点として、奄美市版ネウボラって言いますが、子育て世代包括支援センターの設置の予定はないのかを伺います。また、予定がございましたら具体的にお示しください。よろしくお願いします。また、すいません、あと一つ、本市でこれからまた新たに予定しております事業等もございましたら、併せて一緒にお伺いします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 妊娠、出産、子育てに係る相談から支援をワンストップで行える機関につきましては、本市といたしましても必要性を十分認識いたしているところでございます。議員がおっしゃるネウボラにつきましては、フィンランドにおける妊娠、出産、子育てを切れ目なく支援する地域の拠点でありますですね、すべての妊婦、母子、子育て家庭を対象とし、必要な支援すべてが継続して提供されるという特徴があり、我が国の施策としても参考にしているものでございます。本市におきましても、来年度に子育て、子ども子育て支援事業の利用者支援事業として「母子保健型」、これがいわゆる制度上の子育て世代包括支援センターと呼ばれているものでございます。それを健康増進課に、それと「特定型」を福祉政策課に設置し、緊密に連携を図りながら本市における妊娠期から子育て期における総合的な支援を提供していくことを計画しております。母子保健型子育て世代包括支援センターにつきましては、助産師を専任の相談員として位置づけ、特に妊娠期から出産直後に係る支援体制の充実を図り、必要な方については支援プランを作成し地域を含めた支援を提供することとしております。福祉政策課における利用者支援事業特定型につきましては、保育士を子育て支援員として位置づけ、子どもの保護者が保育等の子育て支援を円滑に提供できるように情報提供及び必要に応じ相談、助言を行うものでございます。このように相談窓口が分かれることとなりますけど、できるだけ市民に分かりやすい提示を行い、混乱なく必要な支援が提供できるよう、緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。将来的には両方の機能を併せ持つ妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を行える子育て世代支援センターとして、ワンストップで総合的で継続的な支援が提供できるような体制の推進を図ってまいりたいと考えております。新たに予定する事業ということで、平成28年度におきましては、地方創生の柱ともなっておりますので、新規事業として九つの事業を行います。養育支援訪問業務、保育体制強化事業、利用者支援事業、先ほどとだぶりますが、子育て支援員研修事業、子育て瀬代包括支援センター設置事業、妊娠・出産包括支援事業、不妊・不育治療支援事業、赤ちゃん先生クラス開催事業、子育て保険・高齢者福祉施策基本構想策定事業、こういった事業を新しく予定しております。

5番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。答弁ありがとうございます。本当に新しい地方創生の関連事業ということで、新規にもこれだけの支援の事業を取っていらっしゃるということで、本当にありがたいと思っております。しっかりまた「母子保健型」と「特定型」ということで、課が分かれるということでしたので、そこをしっかりと情報共有は今からなされていくとは思いますが、実際こうその事例が出たときの、発生したときのつながっているのはどういう形で、具体的にもし、発生したときにですね、どのような連携を取っていくのかっていうのまで、お分かりでしたら、お答えできるとしたらお願いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 先ほど申しましたとおり、健康増進課、福祉政策課、窓口が分かれて、市民にとっては分かりにくいかもしれませんが、今のところ全体的なこの業務の流れとして二つに分かれておるわけですね。将来的には先ほど申しましたとおり、例えば老人、高齢者という包括支援センターみたいなああいう窓口を一本化した組織に、将来的にですけど、考えて、検討をしているところでございます。

5番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございました。本当にこういった一本型、ワンストップでできる拠点っていうのが本当に大事だと思いますので、どこに行けば、そこに行けばもうすべて分かる、支援が受けられるってこの体制は本当にこう、介護も含めてですけども、子育ても本当に、先ほども質問ありましたけど多岐にわたりますので、そこで一本化できるっていうことは本当にこう大事なことだと思いますので、是非ともこれは推進のほうよろしくお願い申し上げたいと思います。

次の質問、すいません、あとこのひとり親の、ひとり親ですとか、また低年齢のお母さま方も少しずつ増えているというふうに聞いておりますが、子どもとの関わり方とか、また制度上、いろんな制度がありますが、受けられる支援等を知らなくて、不安を抱えながら子育てをしている女性も少なくないと思います。市民の皆様にとって分かりやすいこの相談支援体制を作って、また寄り添った支援をして下さる、市民ボランティアであります、民生員とか母子保健推進員、先ほどの子育て支援員等の市民ボランティアの人的資源も生かしながら、今後とも地域で、安心して妊娠、出産、子育てができるような体制を今後も、体制強化をお願いしたいと思います。そこで、ちょっと関連になりますけど、民生員にも男性がいらっしゃいますが、子育て支援員に男性の起用というか、そういったものも含まれないんでしょうか。お答えできるようでしたらお願いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 議員の御承知のとおり、ほとんど支援員とか推進員が女性に限られる現状ですので、たまに何人か男性もいらっしゃいますので、今後男性の方にも是非呼びかけて参加していただきたいと思います。

5番（栄 ヤスエ君） 是非、よろしくお願いします。やはり男性も、力も必要だと思いますので、地域で子育てをするっていう意味でも、やっぱり女性、男性関係なく、みんなで育てていこうっていう、またそういった機運も大事だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入りますけど、昨年4月に子ども子育て支援制度がスタートしまして、もう1年が経とうとしておりますけれども、本市でも先ほど紹介がありましたように、昨年11月にはファミリー・サポート・センターがオープンし、2年前から養成されてこられました子育て支援員が活動されていると認識しております。先日、センターを実際に利用されているお母さんからの声でしたけども、少しの時間でも子どもを預けられて用を済ますことができる。また、子育て支援員の方もその地域に住む、顔見知りの子育て支援員の方が預かってくださるっていうことで、安心して預けることができますという声も頂きました。今後とも、そういったものをまた、始まったばかりですので、検証していただきまして、笠利とか住用もニーズがあるとは思っていますので、そういったこともちょっと把握をしていただきまして、笠利・住用にも是非ともこころの広がりをしていただきたいと思います。また、委託を受けておりますNPO法人のまた円滑な無事故の運営を期待しております。先ほど、松山議員の答弁でも詳細等頂きましたけども、次の質問になりますが、本市におきましても新制度開始前にニーズ調査を行ったと認識しておりますが、この市民のニーズに合わせて0歳から2歳児の待機児童を対象にしました市の認可事業として、（2）新年度から新たに地域型保育が始まりましたけども、まず一つ目としてですね、まずは具体的にどのように変わるのか、先ほども詳細ありましたが、認可保育所とその新しく入った小規模との連携等が今からどうなっていくのか、また今年度は6事業所の認可でござい

ますけれども、今後の予定とかございましたら伺いたいと思います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 地域型保育のどのように変わるかにつきましては、さっき答弁いたしましたので、今質問がございました認可保育所との事業の、連携が図られてるかということでございますが、地域型保育施設は2歳までの利用となっているため、3歳からの受け皿となる認可保育所との連携が非常に重要となってまいります。地域型保育施設から認可保育所への継続ができる連携というのは、今のところ本市の課題として残っているところでございますので、今後このような連携が図れるよう検討してまいりたいと思います。なお、限定の利用とか各種行事に参加するなどの連携は図れると思いますので、予定をしたいと思います。そのほか、この3月中には認可保育所で0歳から2歳の保育の在り方、衛生面や安全管理について事前に認可保育所にて研修を実施いたします。このような連携を図っていききたいと思います。今後の予定でございますが、新制度になりまして、27年度から新制度入ってきますので、そういった状況の成果を見ながら進めていきたいと考えております。

5番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。しっかりとまた、認可保育所とその先ほどありましたその保育の質の向上もありますけれども、そういった意味で連携を取りながらですね、お互いに情報交換をしながら、認可保育所とその小規模多機能ですね、しながら図っていただきたいというふうに思っております。

次の質問になりますけれども、この地域型保育が開始をしまして、待機児童の解消はできるのかということで、先ほど松山議員の中でも、受け入れ枠が今年度92名ということでありましたけれども、実際にちょっと観点を変えていきますと、今回また小規模、地域型保育もその始められる事業所の住所を見てみますと、大体が市内になっているように思います。実際こうニーズとして待機児童が多かったと予想されます、上方地区ですね、浦上とか和光地区とか、ああいったところとの解消ができているのかどうか、伺えたらと思います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 待機児童解消につきましてはの今年度の枠とか、利用状況は先ほどお答えしたとおりでございますが、ただいま御質問のあった上方地区の解消についてでございますが、新年度の利用申し込み状況を見ますと、やはり希望する施設の偏りが多く見られております。上方地区への利用希望が多く、新年度も待機児童が出るのではないかと危惧いたしております。できるだけ希望に沿うようにしたいんですけども、第2希望とかそういう調整を今図っているところでございますので、今後、先ほど申しましたように新しい制度の状況を見ながら対応をしたいと思います。

5番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。今後とも状況を見ながら、適正なまた運営をしていたきたいと思いますので、なるべく解消がされるような形で、上方地区にもまたそういった手を挙げて下さる、また事業所等も含めながらしていただきたいと思っております。

次の質問ですけれども、保育子育てホットラインが設置できないかっていうことなんですけれども、実際に、今までいろんな制度がありまして、なかなか分かりづらいついていうことが子育て支援ともありますので、お子さんにあった保育園、幼稚園はどこかなどとか、また奄美市の保育サービスはどのようなものがあるのかとか、保育園の空き状況、子育てと悩みの相談、妊娠中の不安、また産後の育児不安の相談など、またさまざまな制度とか手続き方法など、どこに相談したらいいのか分からないという方もいらっしゃると思います。子育て中の保護者が子育てサービスをスムーズに円滑に受けられるように、情報の提供や相談、助言、また関係機関へのつなぎなどワンストップでこうできるような、担当の人、いわばコンシェルジュみたいなそういった人とかですね、窓口の設置ができないかということで、今後の予定も併せて伺いたいと思います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 保育や子育て等に対する相談窓口で専門の相談員が常駐して安心して相談ができる子育てコンシェルジュのような人材の配置をということでございますが、現状では妊娠、出産や出産後間もない子育て支援については健康増進課が窓口となり、保育所など主に就学前の子育て支援については少子化対策室にてその役割を担っています。平成28年度に少子化対策室においては利用者支援事業の実施を計画しており、これは保護者等が保育所等の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うもので、子育て相談員の配置を予定しているものでございます。同じように、健康増進課のほうでは子育て世代包括支援センター設置事業として取り組むもので、現在もその両課で連携をして子育て支援に取り組んでいるところでございますが、先ほど申しましたように将来的には統一した窓口にできればと考えております。

5番（栄 ヤスエ君） 分かりました。ありがとうございました。しっかりとまた、そういったものも含めて統括的にできるような体制づくりにですね、今後とも両課が統一できる、ワンストップの窓口を設置して頂くように御要望申し上げます。

次の質問に移りますけれども、本市の5年間計画の中で認定子ども園の設置はないかということで伺いますけれども、この認定子ども園は保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、就学前の子どもに幼児教育、また保育を提供する機能、またすべての子ども、子育て家庭を対象に子育ての不安を対応した相談活動や親子の集いの場を提供を行う機能として四つの方があるというのは認識しております。実際2月の議会報告会の中でも市民の方から設置の要望もありまして、それに対するいろんな、福祉面とかいろんなこともお話がありましたけれども、実際にこの認定子ども園の設置の予定はあるのか、の話し合いがされるのかどうか、そこら辺の予定までお聞きしたいと思います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 議員おっしゃいました認定子ども園は幼稚園のよいところと保育園のよいところを兼ねた施設でございまして、保護者の就労状況に左右されることなく子どもを預けることができ、保護者としては利用を望んでいる方が多くいらっしゃいます。先に実施いたしましたニーズ調査においても、認可保育所、幼稚園の次に認定子ども園の利用希望も挙がっており、また待機児童解消の手立ての一つとしても、今後奄美市子ども子育て支援事業計画に基づき、認定子ども園の在り方を検討してまいりたいと思います。来年度におきましては幼稚園のほうの在り方検討会も考えておりますので、そういったものと連携を図りながら総合的に今後考えていきたいと考えております。

5番（栄 ヤスエ君） はい、分かりました。ありがとうございました。本市におきましても市長の施政方針の中にも地方創生の推進を攻めの総合戦略として幸せの島の実現に向けて子育てに適した島というふうにもございました。これからも奄美へ帰ろうと計画をしている方、移住を考えていらっしゃる方の中にも子育てをするなら奄美市でということで、本当に言っていただけるような、この新制度の予算にしても地方創生予算がしっかりと新規事業を組み込まれておりますけれども、そのような子育てするなら奄美っていう、そういった切れ目のない、また支援ができるような体制づくりをですね、またこれも人口減にする、また奄美市にとっても課題だと思いますので、今後とも力強い御支援をよろしくお願いいたします。

はい、次の質問にはいらさせていただきます。二つ目に市民生活についてでございますけれども、まず食品ロス削減に向けた国民運動の展開ということで、国の消費者庁におきましては関係6府省庁が連携しまして、事業所と家庭、また相互における食品ロスの削減を目指して、国民運動のノーフードレスプロジェクトを展開しております。日本の食品廃棄物発生量、年間約1,700万トンのうち、約500から800万トンが食品ロスでその削減が喫緊の重要課題となっており、もったいないを取り戻そうということで合言葉に、食品ロス削減のために生活者の一人一人が自ら行動意識し、行動を変革する食品ロスに向けた国民運動を展開するとしております。国としましては、我が党の公明党としまして竹谷

とし子参議院員をプロジェクトリーダーとしましてチームを作りまして現在取組を進めているところでございますが、そこで質問でございますが、本市におけるクリーンセンターに持ち込まれる生ごみの現状を伺いたいと思います。

市長（朝山 毅君） 議員にクリーンセンターの件について御答弁させていただきます。まず、クリーンセンターに持ち込まれる生ごみの現状については、御承知のとおり奄美市の分別分類では生ごみは一応燃やせるごみに含まれます。クリーンセンターでのピット、いわゆる可燃ごみの投げ入れ口からサンプリング調査を行い、組成分析をいたしましたところ、8.8パーセントが生ごみでありました。奄美市の事業所、家庭ごみの平成26年度の総量は1万429トンでございますので、その8.8パーセントといたしますと、約1,257トンが生ごみであると推計されます。なお、クリーンセンターに搬入された生ごみにつきましては、すべて焼却処理されております。名瀬クリーンセンターの稼働は御案内のとおり平成9年からであり、当初は最終処分場も含め耐用年数15年で計画されました。その間、市といたしましてはリサイクル資源化対策として、平成16年度より家庭の段ボールの分別収集からスタートいたしまして、その後古紙、古い紙全般、ペットボトル、ビン回収に充実するなど、資源化対策化を推進してまいりました。また、平成22年度からは排出抑制策として住民の皆さんの御理解をいただきながら、有料指定ごみ袋を導入し、クリーンセンターの延命化を図ってまいっております。排出人口の減少の側面もありますが、さまざまな資源化、排出抑制策により現在のごみ排出量で移行した場合、最終処分場の埋め立て年数をあと11年程度と考えており、延命することができるんじゃないかと考えておりますが、更に延命化できるように、そして市民生活がクリーンな形になりますように、今後とも努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5番（榮 ヤスエ君） ありがとうございます。先日、クリーンセンターでお話を聞かせていただき、クリーンセンター5市町村からなるものなんですけれども、持ち込まれるごみ質分析結果を確認いたしましたら、平成26年度のデータにおきましては、厨芥類、生ごみなどが全体の5市町村の中でも9.3パーセントを占めているというお話でした。すべてがリサイクル等されることなくお話があったように燃やしてしまう、そういった処分をされているようなんですけれども、やはりお話があったように最終処分場の埋め立て率は平成26年度では60.2パーセントっていうふうにお聞きしました。本当にもう少しだと思いますけれども、やっぱりこの生ごみを出す、家庭からですけどね、各家庭や事業所におきましてもまずはできるところからこの食品ロスをなくして、ごみの減量化を図らなければいけない、そのように考えております。先進地の長野県松本市におきましては、食育の推進、生ごみの削減の観点からもったいないっていうことでキーワードにいたしまして、あらゆる世代、家族や外食時などのさまざまな場面で食べ残しを減らす取組を進めておられます。また、松本市では会食ですとか宴会などによって、乾杯後の30分間と、お開きの10分間は席を立たずにお料理を楽しむことによりまして、食べ残しを減らす、残さず食べようということで30・10運動というのを進めていらっしゃるそうです。また、この食品ロスの約半分はやっぱり一般家庭からのものとして、家庭版として毎月10日と30日を家庭で取組を行う日として啓発に取り組んでいるという話でございました。そこで、質問でございますが、本市でもこのごみ減量の本当に小さい運動だと思うんですけれども、ごみ減量のためにこの30・10運動を取り入れられないかということで伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

市民部長（則 敏光君） 議員御提言のこの30・10運動ということでございますが、これは乾杯後最初の30分間及び宴会終了前の10分前ですね、10分間、料理を食べるために着席を促しまして、可能な限り残食をしないと、減らすための取組ということで伺っております。更に、主催者側と料理を提供する側がお客様のニーズに合わせて残食のないように作る量などを予め調整するという、簡単に取り組めるものに減量化運動の一つでもあるというふうにお聞きしております。本市におきましても、今月

の22日には議会の皆様との懇親会も予定されておりますので、早速取り組んでまいりたいと思います。また、今月末に向けまして送別会シーズン、あるいはまた歓送迎会シーズンでございますので、市自ら率先して取り組んでまいりたいというふうに考えます。この30・10運動は従来の生ごみ減量化対策の中にもあります材料、買い過ぎない、作り過ぎない、食べ残さないという考え方とも共通するものがあるというふうに考えております。現在、一般廃棄物処理基本計画を年度末に向けて策定中でございますので、奄美市廃棄物減量化推進審議会、この中でも業務を深めてまいりたいと存じます。その上で、広報誌やその他広く広報誌などを通じまして30・10運動の展開を図ってまいりたいと考えております。

5番（榮 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。希望ある御答弁ありがとうございました。しっかりと、本当に生ごみは家庭から出るものですが、やっぱりそれ飲食業とか宴会等ですね、ホテルですとか、いろんなところで出てしまいますので、本当に皆さんがもったいない精神をしっかりと持っていて、ごみの減量を図って頂ければというふうに思っております。まず、今市のほうから進めていただくということで、本当にありがとうございます。

次の質問でございますけれども、この生ごみを家庭や事業所から回収し資源化する計画はないのかということで、唐突なんですけれども、現在また本市で取り組んでいること、また今後の点も併せて伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

市民部長（則 敏光君） 本市で取り組んでおります減量化の資源化計画、その他でございますが、既に取り組んでいることを紹介いたしますと、有良の汚泥再生処理センターでございますが、浄化槽や汲み取りのし尿と事業所から搬入されます生ごみのシギ、カツオのあらですね、ぬか、土着菌を混ぜてたい肥化を進めております。奄美市ではまた生ごみ減量化対策の一環としまして、生ごみ処理機器購入補助の事業を実施しております。各家庭でコンポストなどを利用しての生ごみ減量化を推進しているということでございます。また、平成28年度からさらなる利用者増加を図るためにも、補助上限額を現在の4,500円から1万円に、補助率につきましても2分の1から3分の2にそれぞれ引き上げる予算を上程しておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。生ごみ減量化につきましては、市民、事業者、行政が一体となって島内で循環型社会を構築できる最良の手段と考えております。将来的にもどういったことができるか、今後とも検討してまいりたいと思っております。

5番（榮 ヤスエ君） 関連してでございますけれども、そのコンポスト事業、市の広報にも確か載っておりますので、すごい4,500円から1万円という、すごいアップをしながら補助をしていくということなんですけど、これは昨年度とかは何件ぐらいの、申請というか、あったか、数が分かれば、分かります。

市民部長（則 敏光君） 件数、ちょっと手元に把握しておりませんが、かなり少ないもんですから、この啓発が、とPRをちょっと努めなければならないと思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

5番（榮 ヤスエ君） ありがとうございます。需要が少ないということでございましたけれども、これもコンポストにして何がいいのかとか、どうしたら、やっぱり臭いとかがすごく、生ごみですと腐ったときの臭いとか気になりますので、そういったところの対策等も具体的に、補助については広報に掲載されて金額等も載っておりますけれども、もう少し具体的な広報活動もですね、せっかくこうやって補助を上げられるわけですから、そういったところも啓発活動というか、広報のほうも細かくよろしくお願いいたしますと思いますので、お願いいたします。

外界離島の奄美大島ですけれども、本当に焼却ごみから出るCO₂の削減ですとか、自治体財政の負担減なども環境を守る観点からもこのごみの減量化へ向けた取組強化を、とまた啓発広報ですね、しっかりと全体で取り組んで、しっかりとまたそのクリーンセンター等のその機械のですね、寿命化の延命化も含めて進めていきたいと思います。是非ともその30・10運動、皆さんで進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問でございますけれども、3番目に世界自然遺産登録についてでございますが、昨年の9月の定例会での質問はノネコ、野良猫対策についてということで質問させていただきました。そこでも、TMR事業ですとか、市の取組も具体的に聞かせていただいたところなんですけれども、今回はノネコ対策ということで再度伺わせて頂きたいと思います。昨年ですが、鹿児島大学の主催で開催されました奄美国際ノネコシンポジウムっていうところに参加をいたしました。その中で環境省の保護官の講演を抜粋いたしますけれども、奄美大島では環境省が中心となってマングース防除事業を進めており、在来種の回復が確認されている。一方でノネコによる野生動物の捕食、特に奄美固有で希少な動物種への被害が出ている。ノネコの糞からアマミノクロウサギなどの希少種も捕獲されていたということが分かったと。希少種、固有種、生態系が大きいことからノネコは国際自然保護連合、IUCNにより世界の侵略的外来種ワースト100っていうことで、に選ばれていると。ノネコの発生は飼い猫が山中に捨てたりですとか、野良猫が山中に入って野生化したことに起因をするっていうふうな講演の内容でございました。実際、私も最近ですけど、奄美で活動されていらっしゃる団体の皆様からいろんな声を頂いておりますけれども、その中でやっぱり野生化をした子連れの猫を山中で、山奥で、こんな山奥まで猫が来るのかって山奥までで行っても発見をしたとか、民家に近い山中で、これはもう確かに飼い猫だっと思われようその猫を発見したですとか、やはりこう山でこの猫を発見したとしても、現在の状況でおきますと今は捕獲したくてもできないという状況だと思いますけど、捕獲できない等のノネコに対する早期の対策を望む声が多く頂いております。本当に平成30年、世界自然遺産登録に向けて国や県、市町村でも現在さまざまな協議と、いろんな対策がなされているとは認識はしておりますけども、午前中の答弁で市長からチーム奄美として取り組んでいく、この世界自然遺産登録、取り組んでいくってお話がございましたけれども、本島における5市町村で協議会っていうのを作られると思いますけど、その中でもいろんな問題点とか課題がテーブルに乗っていることとは思いますが、それはもう承知しておりますけども、そこで質問に入りますが、この1番と3番を同時に、ちょっとすいません、質問させていただきますけども、まず希少動物の脅威となっているこうノネコ対策についてと、3番のノネコの捕獲をできるようになったときの収容施設設置の予定を併せて伺いたいと思います。

市民部長（則 敏光君） 奄美・琉球世界自然遺産登録の件につきましては、現在国・県・地元市町村始め関係団体と連携を図りながら推進に努めております。登録実現に向けてはこれまでの先進地の事例を見ましてもさまざまな課題もございますが、中でも遺産価値である奄美の固有種に影響を与えますその外来生物、これの対策については避けて通れない問題でございます。その外来種の中でも、外来対策の中でもとりわけこのノネコの対策です。この件につきましては、国の特別天然記念物でもありますアマミノクロウサギ、あるいは希少なネズミ、あるいはカエルですね、こういったものを捕食するという報告もございます。この希少動物を保護する観点からも喫緊の課題となっております。ノネコ対策ですが、ただいま御提言ございましたとおり、奄美大島5市町村におきまして県内初の「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」というものを制定しまして、対策に取り組んでおります。本市におきましては、ノネコへの拡散を防ぐことを目的にノネコの予備軍であります野良猫ですね、野良猫に対して、条例において「みだりに餌をやらない」と、「みだりな餌やり」を禁止しております。また、平成25年度からは増やさないことを目的としたTNR事業も実施をいたしております。このほかにも、野良猫の主たる発生原因となる捨て猫、これを防止するため、今年度から飼い主に対して適正に猫を飼養していただくため、不妊手術の一部を助成するという事業なども実施しております。3番目の収容施設の件で

ございますが、このようなノネコへ移行する前のいわゆる蛇口対策を重点的に実施はいたしておりますが、今後は具体的に山の中にいるノネコ対策、これにターゲットを絞るという必要もございます。環境省があればマングース対策に一生懸命なっている割には、ノネコ対策についてはちょっと取組が遅れているというような実情もございます。広域的な取組が必要というふうに認識しております。そのためには近隣の5市町村始め国・県とも連携して、それを事業化に向けて検討する必要があるとございます。そのような形で今のところそういったノネコ対策協議会というようなものも立ち上がりつつありますので、その中で議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

5番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。しっかりとそのノネコ問題に関しても本当に喫緊の課題という認識のもとで、その5市町村の中の協議会の中でもしっかりと話がされているという認識でよろしいわけですね。はい。今後、またそういった収容施設っていうか、チージー的な施設も造っていかなくちゃいけないっていう検討に入っているという認識でよろしいでしょうか。しっかりとまた、あと2年後に世界自然遺産見据えておりますので、やっぱりスピーディなまた対応とかですね、含めて、環境省、市町村、県、市町村も含めてですけど、そういったところの対策も協議ですね、していただきたいと思っております。昨年天城町のクリーンセンターの跡地に造られておりますノネコの一時保護施設ということで、視察をさせていただき、担当者からも話を聞かせていただいております。ここもまた地方創生の予算を使いまして、新年度からは、今年ま3町が一体となってそのノネコ、野良猫対策をしていくというふうなお話もされておりましたので、しっかりとまた、このノネコ対策、協議会におきましてはその事務局として、奄美市がしっかりと牽引力となって発揮をしていただきまして、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、最後の質問になりますけども、二つ目の飼い猫の適正飼養の市民への意識醸成の取組を伺いたいと思います。現状についてお願いいたします。

市民部長（則 敏光君） 飼い猫が、もともと家で飼っている猫ですね、飼い猫が野良猫となり、それがまた山に移り住んでノネコとなるという、その関係で希少な動物を捕食しているという現状、ございます。中でも奄美の象徴であります、先ほど申し上げましたがアマミノクロウサギなど希少な動物が標的となっているということで、大変な脅威にさらされております。野良猫、ノネコにつきましては、もともと存在する生き物ではございませんで、飼い猫から変化していくというようなプロセスを辿るということでございます。本市では平成23年度に奄美大島5市町村におきまして、先ほど申し上げました飼い猫の適正飼養と管理に関する条例というの、制定いたしまして、野良猫、ノネコの発生やその拡散を防ぐ適正な飼養をお願いして取り組んでおります。今後の意識醸成ということも大変大事な取組でございまして、市では毎月1回町内会単位での住民説明会を行っております。地域の現状やそれに基づくさまざまな取組につきまして、その説明会の中で説明をいたしております。今年度から実施しております飼い猫への不妊手術への助成事業につきましては、関心度もかなり高くて手ごたえを感じているというところでもございます。この間の、先だつての学びフェスタですね、向こうでもこれに合わせて専門の先生によります猫の講演会を開催いたしました。チラシや啓発グッズを配布して適正飼養についての啓発活動も実施いたしております。猫問題につきましては、より身近で関心の高い生き物であるだけに、さらなる責任と理解が伴ってくると考えられます。今後とも、飼い猫条例をもとにしっかりと適正飼養に努めていただけるよう、意識醸成も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

5番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。本当にこうノネコになるまでの本当に飼い猫の適正飼養、ここはもう本当に大事だと思います。うちも猫を飼っておりますし登録もしております、27年度の不妊治療の助成を使わせていただきまして去勢手術もさせていただきました。ありがとうございます。しっかりとまたそういった意識醸成をですね、猫は我が家で家の中で飼うっていう、本当にそうい

った市民の皆様の飼い方の本当にモラルというか、そういったものも含めて醸成をして行かなければいけないというふうに思いました。紹介ありましたが、2月に開催されました奄美市学び福祉フェスタの沖縄のNPO法人動物たちの病院理事長の長嶺氏が新聞記事に掲載されてたものを抜粋しますけども、ノネコ問題について講演された記事が地元に掲載されてました。適正に飼養しない人がいなくなる限り改善は見込めないと。ノネコの問題は奄美・琉球の世界自然遺産にも大きくかかわる問題。解決には行政の支援体制はもちろんのこと、民間団体との共同、また市民の理解と協力が求められるっていうふうな内容の新聞記事がございました。本当に施策を進める上でも、市民の意識が高まらないと前に進まないと考えます。そのフェスタのブースの中でも民間団体の方が猫に対するせき、適正飼養ということでブースを設けてチラシとか広報もされていたというふうに聞いております。そういった民間の力も借りながらですね、啓発活動を行っている、その力も借りながらしっかりと広報ですね、啓発のほうも進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますけども、奄美に暮らす一人一人はこの奄美の希少な植物、動物を大切にしながら市民レベルでの世界自然登録の機運の醸成をですね、強く願ひまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、公明党 栄ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日、3月4日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。（午後4時58分）

第 1 回 定 例 会
平成 28 年 3 月 4 日
(第 4 日 目)

3月4日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 橋 口 耕 太 郎 君
 3 番 松 山 さ お り 君
 5 番 栄 ヤ ス エ 君
 7 番 与 勝 広 君
 9 番 戸 内 恭 次 君
 11 番 川 口 幸 義 君
 13 番 安 田 壮 平 君
 15 番 関 誠 之 君
 17 番 崎 田 信 正 君
 19 番 多 田 義 一 君
 21 番 奥 輝 人 君
 23 番 里 秀 和 君

2 番 林 山 克 巳 君
 4 番 津 畑 誠 君
 6 番 大 迫 勝 史 君
 8 番 渡 雅 之 君
 10 番 元 野 景 一 君
 12 番 竹 山 耕 平 君
 14 番 西 公 郎 君
 16 番 三 島 照 君
 18 番 師 玉 敏 代 君
 20 番 橋 口 和 仁 君
 22 番 平 川 久 嘉 君
 24 番 伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長 市 川 哲 義 君
笠 利 総 合 支 所 長 元 多 政 重 君	総 務 部 長 東 美 佐 夫 君
総 務 課 長 奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長 三 原 裕 樹 君
財 政 課 長 前 田 和 男 君	市 民 部 長 則 敏 光 君
環 境 対 策 課 長 伊 東 義 久 君	市 民 課 長 (笠 利) 重 井 浩 一 郎 君
保 健 福 祉 部 長 泉 賢 一 郎 君	福 祉 政 策 課 長 山 田 和 憲 君
い き い き 健 康 課 長 東 浩 一 君	商 工 観 光 部 長 菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長 久 保 信 正 君	紬 観 光 課 長 島 名 享 君
農 政 部 長 奥 正 幸 君	地 域 農 政 課 長 新 納 一 一 君
農 林 振 興 課 長 大 海 昌 平 君	土 地 対 策 課 長 山 田 春 輝 君
建 設 部 長 砂 守 久 義 君	都 市 整 備 課 長 本 山 末 男 君

3月4日(4日目)

建設課長	山下 勝正 君	産業建設課長	福長 敏文 君
上下水道部長	上島 宏夫 君	下水道課長	市田 利郎 君
水道課長	佳元 保輔 君	水道課参事	山下 一弘 君
教育委員会 教務局長	森山 直樹 君	学校教育課長	益山 富誉 君
地域教育課長 (住用)	得富 一博 君	農業委員会 委員長	前山 重一郎 君
農業委員会 農事局長	川内 進 君	監査委員事務局	橋口 隆明 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	元 優 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	上原 公也 君
議事係長	前田 賢一郎 君	議事係主査	麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますよう予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。

10番（元野景一君） 平成28年第1回奄美市議会定例会にあたり、自由民主党議員 元野景一として一般質問をいたします。

春3月足早に時は流れていきます。私も議員としてこの場に立ち、この時に会う時、常に感慨深いものを感じます。今年度で退職される部課長の皆様、また、職員の皆さん、本当に御苦勞様でございました。ありがとうございました。市民の一人として厚く感謝を申し上げます。皆様の貴重な経験を引き続き合併10周年を迎える市政発展に惜しみなく御尽力をいただきますよう、これまで示されたあなた方の真摯な生き方、実直で誠実な人生に敬意を表してお願いをしながら、御礼に代えたいと思います。

それでは通告に従って一般質問に入りたいと思います。

まず、市長の政治姿勢について。奄美大島への自衛隊配備に関する奄美市の基本姿勢についてお尋ねをしたいと思います。

①です。日本の現在の防衛体制について、奄美市長として現実の今日起こっている東アジアの状況をどのように市長は感じておられるのか。併せて、2月7日北朝鮮の弾道ミサイルが発射。昨日も短距離の発射があった旨報道がありました。この国連安保理無視の暴挙に突っ走る隣国の北朝鮮に対し、奄美市民の全生命と財産を守り、奄美群島広域としての連携を取る責任がしっかりと覆いかぶさっている奄美市の市長としてどのように考えておられるのか、まず率直な御意見、お考えをお聞かせください。

以下、発言席から質問を続けます。よろしくお願いをいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速元野議員にお答えさせていただきます。

既にマスコミ等を通して皆様御存知のことではございますが、申し上げますと、東アジアにおける昨今の情勢につきましては、尖閣諸島の領有権の問題、南沙諸島、西沙諸島の領有権の問題など、更には軍事施設の配置など国際的な緊張感が高まっていることは、既に皆様御承知のとおりであります。地政学的な観点からも、奄美の地理的状況を考えますと、大変危惧するところでもあります。周辺諸国をはじめ、国際間におきましても大変大きな懸念材料であると認識をいたしております。こうした軍事的なアジア情勢の中で地理的に隣接する我々南西諸島地域、奄美の住民における不安はより一層深刻なものであると考えております。議員がただいまお話になりました先般の北朝鮮の弾道ミサイル発射につきましては、日本政府をはじめ関係各国が発射の自制を求めてまいりましたが、これを無視した形で発射を強行したことは、国際社会における重大な挑発行為であり、憂慮する行為であると認識をいたしております。そのような観点から、現在安保理において種々の制裁等が議決されたようでございます。そのような中で、やはり国の中期防衛計画の中における奄美地域南西諸島地域の位置づけというものに対する

防衛力の乏しい地域においては、やはりこのような状況を鑑み、奄美地域において自衛隊を配備し、国の責任において国家、国民、領土、領海、領空を守るということは、私は国の責任において当然のことであり、大切なことであると思っております。そのような意味において、今回の自衛隊配備は、我々においては大変有難いことであると私は思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

10番（元野景一君） 市長の力強いコメント、御意見を頂戴しました。これで私も心から安心をして勇気を持ってこれからの質問をしていきたいと思っております。やはり私たちの奄美市、この奄美群島のやっぱり住民の最高の安心と安全を市長が先頭に立っておるということは、市民に、そして住民に本当の心からの安らぎを与えるものだと思います。市長のこのはっきりした答弁、これがこれからの私たちにはいちばん必要ですので、どうぞその勢いでですね、市長が先頭に立って堂々と論陣を張っていただきたいと、私はこのように思って最初の質問をしたところでございます。私たちの奄美市議会はですね、先の2月5日、議会報告会を持ちました。笠利、住用、名瀬会場の3会場に分かれての報告会でしたが、私は名瀬会場のA i A iひろばの2階の会場でありました。7時から始まった報告会は、それぞれに熱心で有意義な報告会であったと思っております。いろんな御意見の中で、自衛隊配備に関する住民説明会についての御意見がたくさんありました。市長の議会での答弁の現時点での説明は、私たち議会に所属している人間もその都度詳細に説明はされておきました。そこでお尋ねをしておきます。②です。自衛隊配備に関する住民説明会の開催時期を現時点で市長のあの縷々説明はあったのはよく分かっておりますので、現時点で奄美市はどのように考えておられるのか、まずここら辺りをお示しをしていただきたいと思っております。

総務部長（東 美佐夫君） おはようございます。お答えをいたします。

住民説明会の件につきましては、議員御案内のとおりですが、これまでの経緯を踏まえたことで、国のほうにも開催のお願いをしてきたところでございます。御承知のとおり、今年度環境調査や施設整備にかかる基本設計が策定をされます。今年度から来年度にかけて土地売買の契約、あるいは建物等の補償保障契約にかかる手続きをする予定とのことで伺っております。平成28年度に実施設計を予定されておりますが、今年度の各種業務の終了後新年度になり、ある程度詳細が見えてくるというふうに伺っております。お尋ねの件ですが、現在国の方と協議を進めておりますが、平成28年度の早い段階で地域での住民説明会を国といっしょに開催できないかということで協議を進めておりまして、今現在その日程等について調整を行っているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。で併せて、昨日ちょっと新聞の報道でもこれはありましたが、工事の発注関係につきましては、近々地元建設業界の方々と意見交換会をするというような報道もなされておりますので、国の方でも地元の方と円滑なその連携を踏まえて進めていくということを示しているようでございますので、その点についても御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

10番（元野景一君） ありがとうございます。一步踏み込んだ具体的なお返事をいただいてですね、市民も安心して市当局が着実に市民に向かって、この自衛隊配備のことにしてもですね、しっかりと示している。これを今日の議会ですぐ踏み込んでもらえたと思います。きつと市はなかなか住民説明をしないというこう不満が充満しとったかしれません。これはいたずらに騒がさないでしっかりと落ち着いて、皆で真剣に考えていこうという市長の表れはですね、よく分かります。それをやっぱり市民に対していろんな意見のある人たちにも安心してですね、御説明できるように、今のような形で進めていっていただきたい、このように思います。私たちの議会はですね、もう御案内のように、25年の6月から私たちの奄美市議会の中で自衛隊を誘致したいという有志の人たちは勉強会を始めておりました。これはもう大体皆さん御案内のとおりです。そして縷々説明していけばかなり長いですが、その都度、

そして奄美市自衛隊を誘致する奄美市議会有志の会がですね、26年6月の17日に結成をして、17名の議員でですね、そして作り上げて、会長に伊東隆吉さんを選出して、そしてその都度勉強会をしてですね、そして誘致をする行動を起こしてきました。そしてですね、平成26年の7月の15日には、奄美市への陸上自衛隊を誘致する連絡協議会も設立いたしました。民意が示されてない、示されてないと言いますが、なんとですね、たくさんの理解、これが民意でなかったらどこに民意がありましょうか。また、奄美市議会の中の大多数の議員が選挙で選出をされたその議員たちが全部名乗りを上げて、そしてしっかりと連絡協議会を作っただけですね、そして奄美市に誘致の意思表示をして、そして陳情をしております。そのように、民意は民意として認めながら、お互いにそれぞれの民意も認めながら、しっかりと意思表示をして、そして研究会を進めていく、これが奄美市の真摯な姿だと思います。どうか御理解をしていただきたいと思います。このように、自衛隊の誘致に関する考えは、奄美市議会の要望書としても採択をされております。どうかそういった意味合いで市当局は、議会に既にしっかりと意思表示をして、市民に向かって意思表示をして、私たち奄美市議会はこのように自衛隊を誘致して、奄美市をしっかりと発展に向けて進めていくよという表示はしておりますから、市当局におきましても、どうか勇気を持ってそして進めていくように心からお願いをしておきます。私たちはですね、先の1月13日、髭の隊長、御存知の佐藤正久参議院議員の来島をいただきました。よくいわゆる戦争法案という言葉で変えていく風潮がよく出ておりましたが、これは平和安全法制と国防の今というタイトルで中央公民館で講演会をしていただきました。この講演会は本当に真面目な、この南西諸島における現実の状況をしっかりと話していただいて、そして私たちがいかにこの国防の地、この国境の島である私たちの奄美市を改めて自覚をして、その大切さ、そこに住む私たちの大切さ、そこに一生懸命生きていく私たちの生活の大切さまで教えていただきました。それと共に、自分の国を自分で守る当たり前のこの日本の国民の姿をしっかりと自身を持って教えていただきました。特に東北大震災のですね、その災害のあの中で、自衛隊員が首のもぎれた遺体をしっかりと担いで、そこに泥まみれ、汗まみれ、涙まみれになりながら救助していく姿の話に来た時には、やっぱりその講演を聴きながら涙があふれてきたものでした。このように、日本の国民をしっかりと守っていく自衛隊、真摯で真面目で世界に誇る自衛隊のこの部隊を私たちは奄美市はこれから誘致する、このことを勇気を持って私たちは市民にしっかりと訴えながら、是非そういった思いで奄美市もそれを進めていっていただきたい、このように思います。私たちは2月の8日にですね、自由民主党の会派で政務調査で沖縄と石垣島の研修に行っていました。ちょうどですね、北朝鮮の弾道ミサイルが前日に発射された時でした。これは沖縄も石垣も大変な状況だから、これは私たちが政務調査で行くのは却って御迷惑を掛ける頃かなという思いはありました。2月の20日、翌日にですね、お伺いをしたんですが、皆さん本当に沖縄、それから石垣、微動だにしない。一つの騒ぎもない。平静と平然としっかりと市民は普通の生活をし、繁栄をし、そしてそこに責任を持つ自衛隊の隊員たち、微動だにしません。何の騒ぎもない形でぴしっと隊におられて、そしてその状況をつぶさにすごいハイテクの装置でもう完全に掌握をしている姿を私たちは視察をすることができました。これは見事です。もちろん防衛の一部始終ですから、詳細を私たちに明らかにすることはできませんが、顔つき、態度、行動、すべてにおいてですね、この見事さは私たちは初めてその前日その北朝鮮の弾道ミサイルが飛んだ後の後始末、それからその後に来る警戒態勢、すべてにおいて見事な動きだったのを私たちは視察をしてまいりました。沖縄の第15旅団司令部にお伺いしました。沖縄駐屯地及び沖縄の宿舎、勝連分屯地の15高射連隊第2中隊そこも行きました。沖縄の訓練場も行きました。糸満市、賀数宿舎及び阿南宿舎等々もですね、全部行きました。つまり駐屯地が整備され、その後にその家族たちの来る宿舎、その町の形成、本当に見事な施設が整えられておりました。私はですね、その時思ったのは、かつて私たちの奄美市は名瀬市は、もう何度も言いますが、公務員のまちだったと思います。やっぱりNTT、つまり電電公社の宿舎があり、その家族たちの宿舎もしっかりと整い、それから測候所の家族の宿舎があり、県庁の宿舎もたくさんあり、子どもたちが、そしてその家族たちがこの名瀬のまちにたくさんあふれておった。やっぱりこれが基礎です、この名瀬市というのは、の発展は。そ

の群都の中でやっぱりその一連の家族、一連の人口の密度がしっかりあって、そしてまちが成り立ってそこに商業が成り立ち、そして農業、漁業、しっかりと重なって、そしてそれで出来上がってる名瀬市をもう一度私たちは改めて考え見つめて研究していかなければならないと私は思います。時代がいくら変わってもですね、やっぱり離島の中にある奄美市がこの今後どのように進めていくかはですね、ここにかかっております。ですから、どんどん人口が衰退した中でですよ、これから私たちは自衛隊を誘致し、その自衛隊の家族が一連が、確実にその人数が増える、この現象は必ず出てきます。これを基本にして、そこに産業を興し、そしてその私たちのしっかりと地場産業を作り上げていく。この基本姿勢を積み上げていかないと、私たちのこれからの奄美市の作り上げ方はなかなかできない。このようにいつも思いました。そういったことを思いを込めてですね、どうぞ市長、勇気を持って先頭に立って、奄美市は自衛隊を誘致する。そしてその駐屯地をしっかりと造って、そこに家族たちもしっかりとそこに据えて、学校、そしてまちを、そしてまちの市民生活もしっかりそれを踏まえた豊かな奄美市を作るようにですね、お願いをしておきたいと思います。自衛隊のことを延々としておりましたら、もう半分以上使いますので、私はここでですね、2番目のふるさと納税について質問を進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

私は昨年の4回の定例会議においてすべてふるさと納税について質問してまいりました。総務部長はもう大変心労されたと思いますけれども、御苦勞されましたけども誠実に答えていただきました。ここです、私は新しい議会ができた時に、本当にこの新しい議員の中からふるさと納税の必要性をいばん感じてるメンバーはまたほうふつとしてきたことを心から嬉しく思います。ふるさと納税について私は前からかねがね思っております。総務部長にもお伺いしたんですが、このふるさと納税を進めるといことは、財政当局は嫌うんですか。もし、各市町村でそのふるさと納税を真剣にやるというようなのは、本音のところで嫌う、そういう意見がありますかと言った時に、その時に総務部長は、いや、そういうことはありませんとはっきり表明していただいたと思っております。私もいろいろこう調べていく中でですね、どうもそれはないと思っております。今のところないと思っております。だけど、そのOBたちにもですね、議員のOBたちにも聞くと、それぞれふるさと納税がどんどんどんどん加熱していくと、あと交付金の問題に云々に影響が出てくるんじゃないかという懸念はありますよと。それはあるとは思いますが、しかし今のところ、ふるさと納税を進めたからといって交付金に影響があるとか、そういったものはないというのを総務部長も言明をしておりますので、私はこの機会に私はふるさと納税全力を上げて取り組んでいくべきだと思います。それでふるさと納税の庁内組織体制の強化として積極的な取組展開についてお尋ねをしていきたいと思っております。

①です。朝山市長はこの度の平成28年度施政方針として予算編成の概要の中でふるさと納税につきましては、庁内の組織体制を強化し、御礼品の拡充を図るほか、企業版ふるさと納税も視野に入れた積極的な取組を展開してまいりたいと、このように宣言しております。そこでお尋ねをします。

まず第1点です。庁内組織をどのように整え、どのように強化をして、どのように進めていくおつもりなのか、まずこれをお尋ねをしたいと思っております。よろしくお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） ありがとうございます。私もいろんなところから後ろ向きじゃないかという話を言われてですね、決してそうではないということです、御理解をいただきたいと思っております。その上で、庁内の組織体制の強化ということですが、昨日津畑議員のほうにもお答えをしておりますが、今回策定をいたしました奄美市攻めの総合戦略がございますが、これを具体化するために総務部の中にふるさと納税、あるいは今注目されてる空き家の対策、これは活用の方ですが、などを統括する戦略プロジェクト室を設置するというようにしております。この部署においてふるさと納税を担当する専従の職員を配置をいたしまして、ふるさと納税のPR、あるいは御礼品のメニューの開発や選定、申請書及び納付書の発送、入金手続き、あるいは御礼状や御礼品の発送、ふるさと納税のシステムの構築ですね、そういったものを戦略的に実施をしていくということにしておりますので、御理解をいただきたいと思

ます。

10番（元野景一君） ちょっと重ねてもう1回お尋ねしますが、そのメンバーは概ねどのぐらいのメンバーで、今の話でちょっと不安になるのは、空き家対策も何もかも入ってくるよとしていると、どのぐらいそれを含めてどのぐらいのメンバーでそのプロジェクトチーム、室と称せられるその姿はどのような規模か、お示しできる限りでいいですから教えていただきたいと思います、どうですか。

総務部長（東 美佐夫君） 人数の方は今現在5人、6人、7名か分かりませんが、その辺で調整を進めているところでございます。ただこれ職員数にも限りがございますので、どれぐらいの規模になるかというのは今現在調整をしているところでございますので、御理解をください。

10番（元野景一君） 総務部長の苦しい胸の内もよく分かりますからね、でも、そのお気持ちは尊重しながら見つめていきたいと思います。どうかこれはね、奄美市にとっての自主財源確保の最高の切り札ですので、どうか市長、本当総務部長を応援して何とかまた他の課の皆さん方も全部それぞれの課につながってるふるさと納税、全力それぞれの場所のその役割を果たしながらですね、総力を上げて取り組むことにして、どうかそのエキスパート5名なのか6名なのか、それでも各課におけるそれもふるさと納税特命ですよというぐらいなね、それぞれの部長はそれぞれに声を掛けながら、ふるさと納税に対しては力を合わそうやと、このぐらいの勢いでですね、スタートをしてもらいたいと思います。不安なんです、実は。もっと課ぐらいな組織にして一気にやっていかないと、今ふるさと納税は財務省の号令一発、号砲一発でスタートをして走り込んでいると思います。もう私たちは今から正直言ってそんな嫌な言い方はしませんが、今から作ってこうしますよということじゃ、本当のことを言ったら遅い。私たちの胸の中はそう思ってる。だけどそれはそれでいいです。市長がやるぞと、今度は施政方針ではっきりと表明してるわけです。昨日の地元新聞でも、両新聞もふるさと納税です。一気です。ということは、いかに皆考えているかということですので、是非ですね、そこら辺り全部各部課長さん、どうかお力を貸していただきたいと思います。

3番目に進みます。それではですね、奄美市のふるさと納税を推進するに当たって。そのふるさと納税を募集する戦略をどのように考えておられるのか。つまりいろいろあると思いますが、

（「元野議員、②の方の納税目標額ということは」と呼ぶ者あり）

ごめん、ごめん、2ですね、ごめんなさい。じゃ、2からいきます。奄美市のふるさと納税の目標額。いいですか、目標額を市当局はまずどのように掲げているのか、まずこれからお知らせ下さい。

総務部長（東 美佐夫君） 目標額ということですが、これも昨日申し上げたところですが、総合戦略の中で4年後平成31年ですが、1億円ということで設定をいたしております。この設定ですが、昨年度の寄付額が約600万円程度でした。今回の総合戦略を策定する時点で約1,000万に上がりましたので、4年間で10倍を目指そうということで、まずは目標額を1億円ということで設定した次第でございます。当然ながらこの額は最終的なゴールというわけではございませんので、新年度から新しい組織体制でまずはスタートしてみて、その取組み状況を見ながら目標額については見直しの検討もしていきたいというふうに考えております。以上です。

10番（元野景一君） すいません。昨日も1億の目標がこう感じてきておりましたが、部長、去年の4回の定例会の中でも私はいつも出したのは、長崎県平戸の実例です。もうもうもう耳が痛くなるほど聞いていると思います。3万人の1市平戸市が、合併した平戸市がですね、14億のふるさと納税を集めた、これが日本一。それからのスタートでした。その後鹿児島県でも続々何十億のふるさと納税の市が出てきたのは、もう部長もう御存知だと思います。それに地場産の牛肉が加わり、焼酎が加わり、

いろんな返礼品、御礼の品が加わったというニュースは、その都度その都度ですね、テレビ、新聞等で私たちは聞かれます。それを見ながら、奄美市は何をしているのかな、奄美市はどうするのか、この気持ちでいっぱいだったです。

あまり同じところですともう時間がないので行きますが、今度3に行きます。奄美市のふるさと納税を推進するに当たって、1億だったら1億でしょう。目標はだけどこれは最終じゃありませんよ。いっぱい集まれば集まるほどという部長の燃えてる気持ちがよく分かりますので通過していきますが、じゃあ、ふるさと納税を推進するに当たってどのような募集を戦略を立てられているのか。まだそのチームも集めてませんのでという気持ちはよく分かりますが、部長はまず第一先頭に立たなくちゃいけませんから、また、財政課その他のところも皆それを目標にしないといけないはずですから、どのように戦略を立てられているのか、ここら辺りのお話をお願いしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えをいたします。現在の今申込みの方法をちょっと御紹介をいたしますが、一つ目がホームページから申し込むということ、これは市のホームページですが、二つ目がファックスまたは郵送で申込みをする。三つ目が直接窓口にて申込みをする。四つ目がクレジット決済により申込みをするという今そういう申込みの受付を行っております。新年度から4月からですが、新たに民間の事業所と連携をして、WEBサイトによるホームページを含めてですが、によるふるさと納税システムを導入をします。このサイトを通して募集を簡単に募るといような計画をしてるところでございます。このWEBサイトの方の申込みについては、これはもう全国でも先ほど議員の御紹介がありました一気に20億というようにところもこういうWEBサイトを活用しておりますので、我々の方もそのサイトを構築していきたいというふうに考えているところです。併せてPR方法については、これまで郷友会とかふるさとの100人応援だとかいう方々の協力をいただいて物産展、あるいは新聞広告等で周知を図っておりますが、今後このWEBサイトを活用する、あるいはフェイスブックやツイッターというSNSという言葉で言うらしいんですが、そういうSNSを通して周知を図ってきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

10番（元野景一君） 胸がわくわくするような御説明ですので、是非進めて頂きたいと思います。実は3月の1日です、先日ですね、大島高校で第67回の卒業式がありました。実は私たちは第17回の卒業ですので、引きますと50年経ちました。大島高校は50年経ったら、その卒業生を招待してくださいなんです。私たちは今年大島高校の卒業式に呼ばれました。50年経って行った我が母校の卒業式は変わらずに感動的な卒業式であったのを本当に私たちは有難いと思いました。そこにメンバーとして私たちの同窓生は、アメリカのニューヨークに住んでる男も、これだけは絶対来ると言ってもう2、3日前から奄美に入っております。それから東京から、関西から、鹿児島から大挙押しかけてですね、120名の私たちは団塊の世代でしたので、もうそれこそ本当の卒業生なんかよりはるかに多くですね、整列をして座りました。もう本当こう懐かしくて、もう普通こう私語は多かったんですけども、そういった苦情を前日頃から聞いておりましたので、卒業式に入ったら一切私語はないよとみんなに号令を掛けとったらですね、またそれが行き渡って、もう緊張の限り50年経ったその卒業生たちはもうびしっとしてですね、最後まで静かにして、校歌を歌って、そして仰げば尊しを聞きながら、やっぱりやっぱり私たちの世代は仰げば尊しを聞いたら、やっぱり感慨深くですね、涙が出てくるという卒業式を終わりました。ここで私が言いたいのはですね、この卒業生の私たちその時の懇親会の私は司会をしましたが、まずふるさと納税を奄美市はやるから、しっかりとふるさと納税をお願いしますよ。いつやるかということ待ったよと、逆にお叱りを受けました。やり方、それをきめ細かく丁寧に自分たちはわずかしふるさと納税できないかもしれんけど、やるよ、この言葉はですね、やらないよと否定的な考え誰もありません。自分が自分の親戚にも友達にも率先してふるさと納税をお願いするから、元野やり方、このやり方を本当に易しくして、そして説明できるようにしっかり作ってくれよ、こ

のような意見でした。市長にお願いがあります。市長は本当にですね、奄美の出身者、関東奄美会、関西奄美会、鹿児島、沖縄、それからこの頃は中部も多いです。それからですね、甲子園のあの応援団の時にですね、私が言ったのは、これは関西の人たちだけじゃありませんよ。山陰、北陸、東北からもちょうどこの甲子園の応援に駆けつけた人が倍以上あるよというようなことをお知らせいただきました。いかに奄美出身者が全国におるかというこしだと思います。市長はそこを熱心にちゃんとそこに奄美会に顔を出しております。これからはですね、市長、必ずそのふるさと納税の担当者を連れて行って、そして奄美会の度ごとにふるさと納税をお願いするようにひとつ市長、先頭に立っていただき、この奄美会がですね、本当に動き出したら、日本全国の中で私は目を見張るようなですね、成績が出るんじゃないかという期待をしております。市長、申し訳ないけどもう1回御意見を聞かして下さい。

市長（朝山 毅君） 元野議員こうこうと崇高な理念を聞かしていただきました。歓迎いたしますと私もが頂いている120億円相当の国税、いわゆる地方交付税の原資である国税5税、消費税、酒、たばこ、法人、個人所得、これらの税を上げるとか下げるということについては、常に立法院の方で議論がなされております。ただ、このふるさと納税創設した時には、国会立法院においてもそのような異論がなかったように私なりに記憶しております。それだけ新しい税を創設しながらも、ふるさと納税というこの理念、目的に対する国家国民、そして立法院の思いはすべからくいっしょだったと。それはとりもなおさず自分の生まれ育ったところに対する愛郷心、今議員がおっしゃった愛校心、もろもろのすべての中において、やはりこのふるさと納税の意義というものはあると思っております。そういう中において、平成20年頃から始まりましたが、鹿児島県においてはまず県が責任を持って全国にPRすると。その中でいただいたお金の4割は県が頂いて、あと6割はそれぞれの基礎的自治体にお返しするというふうなことでありましたが、今にわかにはふるさと納税の形も違ってまいりまして、サラリーマンでも簡易な事務作業でできるというふうな形になってまいりました。それは失礼ながら、奄美市が県市長会に具申をし、そして九州市長会に具申をし、また、全国でも同様な意見があった関係で、私は立法院を動かしてその納税の事務作業の簡便性、易しさになったといささかながら自負もしているところであります。そういう中において、ようやくこのふるさと納税というのがこの4、5年、3、4年にわかに全国に広がってまいりましたふるさと納税ですから、ややもすると、県都や首都にということはありませんと思うので、やはり基礎的自治体である我々の村にまちに市にということが、その納税者の恐らく思いではないかと思えます。そういう思いの中で、私も各郷友会におじゃまさせていただいてそのお話をいたしますが、ややもすると私自身その皆さん方のかけがえのない愛郷心や愛校心にだけ訴えてきたような気がいたしてます。その反省もいたしております。しかし、今後は情報の環境やいろんな環境が変わってまいりまして、ふるさと納税に関する事務作業、そして共通の理念というのも変わってまいりましたので、そういう意味においては、今部長が申し上げたあらゆる情報関係も駆使しながら、納税者の思いを大切に、そういう環境を更に広げていって、より多くの税収、新しい税収、抵抗のない税収、有難い税収、愛郷心、愛校心の元であるその納税者の意思というのを尊重しながら輪を広げている活動をしていかなければいけない。そう思って新しい組織を作ろうと。その新しい組織についても、やはりまだ緒に就けるということになりますので、ここで100パーセントということはありません。走りながら歩きながら組織を拡充していくという方法もまた一つある。それはなぜならば、恒久法であろうと信じておりますので、奄振のように時限立法ではない。恒久法である以上、今先憂後楽で最初はしっかり悩みながらも組織体制を充実して長く続く継続できる、そして充実していくような組織体系も作っていきたくと。その人数等については5名が適当なのか6名が適当なのか、それはとりもなおさずまた空き家対策などにも通じていく一つの多面性を持った事業でなっていくと信じておりますので、そういう意味でトータルして考えておりますので、どうか今後の私どもが執行する事業内容をまたとくと御覧頂き、また御教示頂き、そして検証して頂きながら、御教示頂きますれば、拡充していくような組織体系、人的配置を含めたことを考えていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたし、長くなり

ましたが、ということであります。

10番（元野景一君） 本当に朝山市長ですね、朝山市長という市長は、本当に慎重かつきちつとうかつに乗せてばっとは返事をもらえるような市長じゃないということはよく分かってますが、このふるさと納税だけはですね、本当に我々がこう勇んでいることをじっくり聞きながらやっとなんて入れて燃えてきたという思いがしております。市長、どうかこの機会に奄美のふるさと納税を作り上げていくお力をどうぞ遺憾なく発揮してもらいたいと思います。

それではもう4番に行きます。奄美市ふるさと納税を推進するに当たって。これは今島外に向かっての思い、その他を話してもらいました。まずはですね、島内、市民の協力・市民の理解が必要不可欠であると思います。まず市民がふるさと納税をこれを元にして新しい奄美市づくりをやるんだとぐらいの思いですね、スタートしないと、ふるさと納税何だろう、これじゃ駄目だと思います。住民にしっかりと説明をして、ふるさと納税、ふるさと納税をしてもらう。島の住民から自分たちの兄弟、親戚、そして友達、逆に電話が行き、手紙が行き、そして、ああ、島の人たちはこんなに熱心なのかと、そういう思いを持たせることからスタートだと思います。そこでお尋ねをしますが、この住民たちに喚起させる住民説明をどのように考えておられるのか。どのようにもくろんでおられるのか。総務部長、お答えをお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えをいたします。昨日も申し上げましたが、3月の18日ですね、奄美文化センターのホールで「ふるさと納税セミナー」を開催する予定にしております。講師の方は、これはもう全国でもかなり有名であります、ふるさとチョイスというホームページを運営しております株式会社トラストバンクの代表の方に内諾を頂いてるところでございます。本市の方では新年度からふるさと納税に対する御礼品や充実、全国に向けての効果的な情報発信を図ってまいりたいということで今年度も予算計上しておりますので、その中で有効に使う事業の効果的な推進を図っていきたいということでございます。ただ、第ホール1、400名近くですので、どれほど集まるのかというのがちょっと心配なところありますが、まずは事業所の参加が大事なことだと思います。今チラシの方を3,000部ほど刷っておりまして、配布先の方も商工会議所、あるいは事業所、これは職員がもう足を運んでお願いにも上がってるところでございますので、もう是非議員も含めて皆さんの方で知り合いの事業所の皆さんに声を掛けて頂ければ大変有難いと思います。併せて昨日もありましたが、早速FMラジオの方にもお願いをしまして、PRをしてきてもらうようにもしておりますので、是非たくさんの方が参加されるよう期待をしているところでございますし、そういうふうにもう努めていきたいというふうに思います。以上です。

10番（元野景一君） はい、ありがとうございます。トラストバンクの須永講師はですね、是非来てもらいたい、一刻も早く来てもらいたい思いでした。よくぞこの方を講師として呼んで、文化センターでそしてまずお話を聞く。そうすると奄美市の市民が一人一人がこれはやらなくちゃいけないという思いをきくと抱くと思います。この人の話はですね、いろいろな話を私は聞いておりましたが、それを聞いた人たちの感想を聞いておりますけれども、必ずその気持ちにさしてくれるものと私期待しているんです。きつとそのテレビ等々でも話すことを聞いてもですね、本当に期待される人ですので是非これをこの声をまず成功させる。そのために議員も、そして市当局もですね、もう一生懸命にならないと満杯にならないと思います。まず満杯になしてこの話を聞いたらししたらどのようにしたらいいのか、どのような心構えであつたらいいのか分かってくると思いますので、是非部長、全力を上げて市民を集めるようにお力を貸して頂きたい、このように思います。それでですね、とにかく私も個人としても思いますが、まずはですね、商店街の人たちには是非聞いてもらいたいといって歩くつもりです。そうしないですと、商店街の人たちなかなか来ない。もう今の中心市街地の商店街の人たちも意気消沈し

てもう何やっても駄目だとかう絶望感が最初に出ておる。これは私はあっちに生きてあっちで住んでそしてあっちを離れた人間ですから、痛いほど分かる。だから余計このお話には是非参加をして聞いて、そしてここでふるさと納税のスタートが切れたら、もしかしたら私たちが扱ってる商品もふるさと納税のその原資で集まったお金で商店街からその御礼品の買い物をしてくれるかもしれない。この期待感が現実に出てきます。出て来たら初めてですね、初めて小売物販業のところに市当局が税制が導入してそれで買いに来てくれるよ。実感がわきます。物品販売業の人たちにその喜びを1回味あわしたらですね、じゃあ何を用意しよう、この方がいいんじゃないか、この方って、このアイデアぐるぐる回ってきますので、是非そういった思いで商店街の人たち、特に物品販売の人たち、それから製造業の人たち、この人たちにこの須永講師のですね、お話が聞けるように全力を上げてですね、この講演が成功するようにお願いしたいと思います。

それではですね、5番目に行きたいと思います。ふるさと納税の御礼品の拡充を図るとありますが、どのような対策を考えておられるのか、ここをお話してください。また、これに関してちょっとお話ししたいことがいっぱいありますので、まずはこのことのお話をお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは御礼品の拡充という点ですが、民間事業者の提供するサービスを活用して推進をしていきたい。この民間事業というのは先ほど申し上げたふるさとチョイスであったりとか、また、本土での専門的な知識を持ってる事業者のことでございます。具体的にはですね、地元の特産品などを活用した複数の御礼品をカタログ形式で提供するなど、あるいは観光資源を活用した体験プログラムや宿泊クーポンなどの導入も検討をしているところでございます。先ほどのふるさと納税セミナーに合わせて事業者向けの説明会を実施する方向で今調整を進めているところでございます。現在新年度からの新たな取組に向けて各種調整を進めているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

10番（元野景一君） このふるさと納税の御礼品、つまり特産品、これがいかに充実させられるか、これは大変大きな課題です。つまりふるさと納税の室が出来上がってプロジェクトができたそうですね、これの重きは大変重要な形になってきますし、これが連動していったら、一つの課ができるぐらい、それつまり特産品課、商工水産課のほうにだんだんだんだん重きがそこに置かれてくるのは恐らくこのゆえんだと思います。これが地場産業が発生をして、そして確固たるものになって、そして自主財源が豊かに芽生えてくる始まりになると、このようにしっかりと思うわけですが、そこでですね、ちょっと話がそれますけれども、私考えとしてのちょっと意見を少し話させてもらいたいと思います。実は2月の12日だったか、全員協議会のところに商工観光部長の方のところの課の方から、このようなふるさと名物、この資料を持って説明にありました。これを聞きながら、ふるさと名物として奄美市と龍郷が応援するふるさと名物をして、それが黒のシリーズだと、自然が生んだ黒の宝という形で、このような形の説明がありました。それを聞きながらですね、私はね、ちょっとどのような根拠なのか、それをね、実は考えておるんです。ちょっと時間をまだありますんで言いますが、この説明をしたその課の方での考えは、これはそのどこからこの説明の根拠みたいなのが出てきたのか。例えば県の方から中小企業のその何か指導の下にこの形で大島紬、それから黒糖焼酎、この連動が黒にイコールだから黒のこの名称で売り出していこうというような考えがあったのかどうか。これはどこからのこのスタートなのか、ちょっとそれを教えてもらいたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 結論から申し上げますと、県とは全く連絡相談等はしていないということでございます。ちょっと経緯をお話いたしますと、先般2月18日付けで先ほどの応援宣言をさせていただきました。これによって地元企業グループの販路拡大などの取組に対する補助採択、補助事業の採択や人材育成、情報発信など様々な国の優遇措置を受けることができる環境がまず整ったということで

ございます。それからですね。ふるさと名物応援宣言につきましては、一自治体一産物を取り上げるのが原則となっておりますが、今回複数自治体が複数の産物を取り上げるということで、一つのテーマ、その地域のストーリーで結びつけることが求められていたことから、今回黒ということをつなげたところでございます。もちろん県がですね、鹿児島黒というキャッチフレーズを採用していることは承知しておりますが、私どももその多くが奄美を主産地または起源とする産物であることも理解いたしております。私どもは関係団体袖組合、あるいは焼酎業界との意見交換会等を通して二つの産物を結びつけるために黒ということに結びつけたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

10番（元野景一君） 今の御説明でよく分かりましたが、さてそこですね、私が部長に是非お話したいのは、鹿児島で南北600キロ、もう日本の中で最大の鹿児島県土なんですけど、私はいつも思うのは、例えばその南北600キロの中にある県土の中でやっぱり県本土文化圏と当市文化圏がね、自ずから文化が違い、だけどその二つが特徴が全く違った二つがあるから鹿児島県はすばらしいもんだと私は常々思っておりますし、そのようにしました。だから両方がいっしょにして抱き込んで一つにしないで、それぞれの特徴を生かした方がいいんじゃないかという思いが実は私の考えであるんです。それでね、黒ということを安易に仮に言ったらですね、今も県はですね、黒一色単で走っているんですよ。例えば黒豚、黒牛、黒薩摩鳥、もうそれからその都度その都度もう県本土での皆さんアミュプラザの下の食堂に行ってください。皆黒尽くめです。そして黒と言ったらやっぱり日本全国に行っても黒がもう鹿児島鹿児島でいっしょくたくなる。それからそういったふうな形が出てきてる。これをこれだから奄美の袖も焼酎も黒で逆にいって行ってそれを全部こっちに引き込むんだという意気込みがあればこれは結構なことだと思いますが、それよりは奄美のブランドというようなのをですね、やっぱりしっかり持たないとどうかなという思いが実はあるんです。時間が少なくなってきましたのではしょっていきますが、この件に関しては私は後でまたしっかりと議論をしていきたいと思いますが、やっぱり私たちのね、奄美大島はかつて大島袖、奄美大島本場大島袖と地球印の奄美大島袖とね、名瀬なる袖と旗印のその争いがあったのなかでかろうじて本場奄美大島袖を守り抜いたという先輩たちの知恵もあります。どっちがいいのか。時代が変わってきてましたからそうなるのかどうか知りませんが、それを是非しっかりと考えて、軽々に急がないでしっかりと検討をしてもらいたいと思います。すいません、企業版ふるさと納税を視野に入れた積極的な展開を考えておるのか。ふるさと納税が企業版にまで及んできました。是非そこら辺りを真剣に考えて、これこそ奄美がスタートできるふるさと納税企業版まであるからできるという気持ちでですね、頑張ってください。もう質問が時間がないので、これで私の質問を終わりたいと思います。ふるさと納税室プロジェクト、しっかりと大成功できますように、私たちも頑張りますからお願いして終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）



議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、自由民主党 平川久嘉君の発言を許可いたします。

22番（平川久嘉君） 議場の皆様、奄美市民の皆様おはようございます。自由民主党の平川久嘉です。今回の一般質問通告してあります市長の平成28年度の施政方針重点施策に関連する事項について問い質したいと思います。

質問の前に少し時間を頂き、所感を述べさせていただきたいと思います。昨年10月25日に行われました奄美市議会議員の選挙では、多くの方の温かい御理解、御支援を頂き、引続いて議員に推してい

いただきました。本当にありがとうございます。少子高齢化やグローバル化、高度情報化が高度に進む社会情勢にあって、外界離島にある奄美には解決しなければならない課題が多く残っております。これらの課題解決に正面から取組み、推進する市当局と車の両輪のように議会議員活動に努め、市民の皆様が幸せを感じ、誇れるわが奄美市づくりに精進をしまいたいと思います。変わらない御支援、御協力、御指導をよろしくお願いいたします。

まず国際情勢についてです。主権の不安定なシリアやクリミアなど中東においてなかなか絶えない悲惨な紛争やテロ事件、近隣諸国の安全保障、急激な、安全保障環境ですね、急激な軍事力増強による海洋進出、核開発などの脅威、我が国を取り巻く安全保障環境の変貌です。それに対して世界の一員としての我が国の主権や平和と安全を守るための必要な外交努力、経済力の振興とともに、防衛力の維持、整備は極めて重要で、当然のことと思うものです。近隣諸国の覇権主義で隙があれば領土拡張をねらう不透明で不穏な軍事環境にあって、防衛上の空白地域で弱点となっている南西諸島の奄美大島に陸上部隊が配備されることは当然のことと歓迎するものです。奄美市に国の限られた予算で効果的な抑止力としての陸上部隊が円滑に配備されるためには、地元自治体、地域住民の理解と協力が大切で欠かせないものと思うものです。国内情勢についてですが、今国や地方の少子高齢化が進み、福祉充実や経済振興が強く求められております。国の政策として推進する国民1億総活躍や地方創生の施策が、奄美群島への追い風としてとらえられ、奄美群島成長戦略ビジョン、奄美、沖縄世界自然遺産登録の実現が図られています。奄美市長は施政方針で、28年度は更に一步踏み込んで、新年度における幸せの島へ、奄美市攻めの総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略を時期に適した施策として積極的に取組み、推進を図ることを明示をされております。実現に大いに期待するものであります。先月の22日に、市長の28年度の施政方針と予算編成の概要が示されましたが、施策の実現に向けての取組みや課題解決の決意のほどを質問を通し、認識を深めたいと思うところであります。より多くの市民への周知を図り、共に取り組めるような答弁をお願いをし、質問に入ります。

最初に、市長の施政方針についてです。まず、奄美市創立10周年の節目を迎える市政の実績を踏まえ、これからの10年、いや、20年と子どもたちにつなぐ将来を見据えた重点施策について伺います。昨日の一般質問の所見で奥議員とか奄美市の財政状況の推移等を経常収支比率や実質公債比率の指標の数値を上げて評価され改善されていると評価がありました。その辺も含めましてですね、私も同感に思います。どうかお答えいただきたいと思います。

質問の①までですけども、攻めの総合戦略としての地方創生の推進の取組の現状と課題は何かと伺います。

次からの質問は発言席で行いたいと思います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは早速平川議員にお答えさせていただきます。御質問の要旨の①について前段私の方で答弁申し上げます。本市における地方創生推進の取組につきましては、奄美大島の2060年将来目標人口を現在の8割程度であります5万2,600人と定め、その目標に向けた本市の攻めの総合戦略を昨年末に策定したところであります。本市が目指すべき島の姿を「経済的に自立した島」、「子育てに適した島」、「皆が知恵を出し実行する島」、「豊かな自然と伝統を守る島」と位置づけ、総称して「しあわせの島」の実現に向けて取り組むことといたしました。具体的な事業といたしましては、子供医療費の拡充や光ブロードバンド整備のほか、12月補正で可決していただきました奄美大島DMO組織構築事業やサンセットプロモーション事業など観光と「仕事づくり」、「少子化対策」において従来の取組レベルから一步踏み込んだ「攻め」の姿勢で取り組むことといたしております。また、奄美大島5市町村で連携して地方創生に取り組むための奄美大島総合戦略につきましても、共有する資源を有効活用したスケールメリットが発揮できる事業などについて5市町村で協議を進めながら、現在策定

作業を進めているところでございます。今後の課題ということではありますが、地方創生を推進するに当たっては、やはり集落や地域住民の皆様方の参画が必要でございます。住民一人ひとりが人口減少問題への認識を持って頂き、まずは「しあわせの島」の担い手としてできることから実践することで、将来目標人口の実現に向け第一歩が始まるものと考えておりますので、議会の皆様方の御理解、御協力も賜りたいと存じます。

22番（平川久嘉君） ありがとうございます。今の答弁で私の思うところと言いますか、是非取り上げて重点的に施策を推進してほしいという内容等であると考えております。子ども事業の充実等についても、あるいは光ブロードバンドですね、これをそれぞれ奄美市、外界離島の不利を克服するような事業として進めてもらいたいという考えで答弁を行ったところであります。実績等につきましては、いろいろこれまでの同僚議員等の説明でありましたように、この10年間で負債残高が40億円の減額をされ、基金残高も約70億円増額をしていると。合計110億円の財政健全化の達成を果たしているというような評価を認識しております。また、防災機能を備えた住用、笠利新庁舎建設、文教施設とですね、それから航路航空運賃の低減、これは格安航空機の就航などであります。輸送コストの低減といういろいろあります。いろんな課題を乗り越えてこられたというふうに話されておりますが、連帯奄美の魅力発信のためにそれぞれの自治体や連帯体制を整備をして、奄美群島としてのね、連帯体制などを整備をして、確実に力を付けているというふうに理解しております。課題として言われておりますのは、やはり人口の減少だと。人口減少問題と思っております。多くの自治体、他の全国どこに行きましても、多くの自治体でも人口減少の課題は抱えている問題でありますけど、これでまち・ひと・しごと創生法の成立に基づいて先ほど言われましたように、総合戦略を策定されて、「経済的に自立した島」、あるいは「皆が知恵を出して実行する島」と、「子育てに適した島」、あるいは「豊かな自然と伝統を守る島」ということで「しあわせの島」を目指しているというふうに認識しております。これで「しあわせの島」を目指して策定されている奄美市「攻め」の総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これの実現に向けた決意及び市民への周知ということで2番目の質問をいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは実現に向けた決意ということでお答えをいたします。今回奄美大島で実施いたしました住民アンケートにおいて、子育ての上の子育て上の悩みや不安として最も多かった回答は、教育や出産、育児にお金がかかるというものでございました。また、今後も奄美大島で暮らしていくために必要なことという設問に対しましては、給与などの労働条件が良い仕事があることという回答が約6割を超える結果ということになりました。離島の人口減少問題においては、やはり経済的な改善を図るための仕事づくり、産業の活性化が重要であるということが今回の住民アンケートの結果において改めて明らかになったというところでございます。これまでも地域活性化施策について取り組んできたところでございますが、人口減少の歯止めという成果に対しては、未だまだやっぱり道半ばということだというふうに認識しております。しかしながら、現在の奄美群島においては、改正奄振法による航路航空運賃低減や輸送コスト支援、更には今後の自然遺産登録など他の地域にはない多くの優位性と可能性があるというふうに考えております。今回の地方創生は、これらの効果を更に発揮させるために、これまでの取組みから一步踏み込んだ施策の展開をするという決意を「攻め」という言葉に込めたものでございます。現在市民の皆様へ周知を図るため、総合戦略版の概要版の作成や地方創生シンポジウムの開催なども検討をしているところでございます。住民一人一人が地方創生の担い手となって、奄美大島全体で将来目標人口の実現に向けた取組を今後とも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

22番（平川久嘉君） 今言われましたようなひと・しごと・もの、詰めていけば人口の増加を図ると、人口増やすということになろうと思いますが、それに必要な仕事についてですね、今いろいろと取り組

んでおられると。そのような計画を既に昨日ですか、2日の奄美新聞に施政方針がしっかり掲載をされて、一面にとって掲載をされておりますけれども、その辺の認識をですね、奄美の市民、企業、関連公共機関とそれぞれ承知をされていると思いますけれども、その辺のところを周知をしてもらうということも大事だと。その意識ですね、今人口が少なくなっている、それを是非奄美市民全員がその実情を認識をして取り組んでもらうということを今求められることであるというように思うところがあります。言いました広報にはですね、いろいろと努めておられると思いますけれども、今少し実際に効果があるというか、よく市民の方には理解が難しいところもあるかと思います。ただ紙面に掲載をしただけではなくて、言われてる懇談会、あるいは談話などで市長がじかに説明をされると。今回実施をされておりますのは副市長が参加されて実施をしておりますが、そういうところでも是非この人口減に対しての施策を奄美市が真剣に取り組んでいると、踏み込んで取り組んでいるということを周知を図ってもらいたいというふうに思います。

それで計画の中で「しあわせの島」、その実現度と言いますか、それを示すアンケートの実施要領と、これについても伺いたいと思います。奄美市の総合計画にも計画に先立ってアンケートを取られて、その内容等検討されておられますけれども、この「しあわせの島」を目指すにしてもですね、いろいろ案件の取り方があろうかと思います。その実施要領について、また、設問の内容等の検討ですね、それから対象とする範囲、施策への反映ということでお伺いをしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） アンケートの関係ですが、今回の奄美幸福度調査については、本市の総合戦略において重要目標達成指標と設定した奄美幸福度指数において、住民が何に幸せを感じているかというのを調査するものでございます。現在奄美市の在住の18歳以上2,000名の方々を無作為抽出して郵送にてアンケートをお願いしているところでございます。現在回収中ですが、3月2日ということで一応期限は終わってます。内容ですが、日常生活に対する「満足度」、将来に対する「希望度」、困った時に助けてくれる人や相談できる人がいるかという結い度、更に奄美に対する愛着度の四つの視点で設問を設定しております。併せて自由意見として「々の生活で幸せを感じる」とあるのかということに記載していただくようにしております。今回の調査結果に基づいて、奄美独自の幸福度を定義した上で、アンケートを毎年実施したいと考えておりまして、その達成状況を把握しながら指数の変動に応じた事業の改善を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

22番（平川久嘉君） それぞれ満足度を把握をするための内容となろうかと思います。それぞれのしあわせを感じるということは、その人の立場とかあるいは環境とかいろいろあろうかと思います。また、そのアンケートの対象をですね、範囲を地域住民に主体にするだけではなくて、観光客、あるいは医療等のもちろん市民でありますけど、企業等を対象にした内容を絞った反応と言いますか、データ等を整理できるような統計を取って、それをこの「しあわせの島」としてこの奄美がどこにでも誇れるようなですね、訪ねて来た人も含めてリピーターとなれるぐらいにいい島だと言えるようなアンケートを取れるといいと。そういう設問等にして頂きたいというふうに考えております。

次に移りたいと思います。施政方針の中で市長は、陸上自衛隊の配備に南西諸島に位置する奄美防衛庁の空白地解消や災害支援体制の強化、経済活動による波及効果への期待に関することを明確に示されております。市民の理解、協力を得る方策はどのように考えておられますか伺います。

総務部長（東 美佐夫君） 自衛隊の配備の関係でございますが、御承知のとおり、緊張が高まる東アジアの情勢に鑑み、南西地域防衛の空白地帯の解消を図ることで防衛力、抑止力を高めることだというふうに認識をしております。このことによって島民の安全・安心が確保されるだけでなく、更には大規模災害時における復旧、復興支援、あるいは緊急患者の搬送等に迅速に対応できるなど外界離島である奄美にとって大変重要なことであるというふうに、今回の配置は考えているところでございます。そうい

うことで、まずは自衛隊の配備の必要性について周知を図ってまいりたいというふうに考えております。次に、経済活動による波及効果ということですが、350人の隊員及び家族の方々が居住することによつての消費活動、あるいは駐屯地内の物資の供給などによる産業全般の波及効果、あるいは市税等の増収などが市内経済への活性化が期待されるというところです。また、地域活動の貢献という点で申し上げますと、九州各地の駐屯地の例を上げますと、隊員や家族の皆さんが地域の行事へ積極的に参加されてるということで大変喜ばれているという事例を伺っております。本市の方でも笠利町のほうに航空自衛隊の通信隊の方々が居住しておられますが、この方々が各行事のほうに参加されて大変喜ばれているという事例もございます。これらのことから、本市といたしましては、国の協力をいただきながらではありますが、自衛隊の様々な活動について議会や住民の皆様説明会を通じて周知を図り、今回の駐屯地の配備について理解、協力をいただいきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

22番（平川久嘉君） 自衛隊のこの配備に対してのいろいろ言われておりますし、先ほどの元野議員の迫力あるような必要性、あるいは要請等については理解をされたと思いますけれども、私の方でも同じような内容ぼつぽつとした話しかできないんですけども、実際にですね、経験のある議員、紹介されたところでは佐藤参議員の講演について涙ながらに聴講したというお話がありますけれども、そのような現場の体験のある自衛官の説明等については、OBの方の講演等については、理解を深めるという意味では強烈な印象を持って理解をすることができるかと思ひます。先ほどの答弁の中で、28年度に入り国と調整をしていっしょに説明会を設けたいというようなお話でありますので、その辺のところもですね、実際に取り合つて計画を当たつて人たちのお話、あるいは経験のある人たちの説明会と、それにもう一つ言えるのは、なるべく多くの方にですね、聴講してもらうというような施策も必要ではないかというふうに考えているところであります。あとできれば専門家ですね、それぞれ解説者とか一般にやっておられる方もおりますけれども、そういう方の説明についても、講演等も必要かというふうに考えております。自衛隊の方での説明だけでなく、私たちもそのように議員としての活動も含めてですね、自衛隊誘致に関しては鋭意努力をしているというか、理解のその自衛隊に対して必要と考える議員にとっては是非この時期に計画的に積極的に誘致をしてほしいという気持ちで、市民と接する時もその旨伝えられるように活動をしているところであります。あとはですね、部隊の訓練が実際に毎年行われると思ひます。防災訓練等もそうですけれども、その時にその活動というか、訓練を視察するのも、あるいは必要な方、あるいは説明してもらえよう方には、視察してもらうような手配をするということも効果があるというように思っております。理解を深めるためには部隊の訓練等についての見学をすると、あるいは視察をするということで、地域の人たちに理解を込める方法になるというふうに考えております。今いろいろな方が言われてるように、自衛隊の誘致に対しては、国際情勢に含めての奄美市への配備でありますので、この地元奄美市にとつてもよく理解をしてその配備ができるようにこの広報、あるいはその部隊の配備に対する地域に対する波及効果というのも正しく理解できるようにしなければいけないというように思っているところであります。

次に移ります。次に重点施策についてでありますけれども、豊かな福祉社会の形成について伺います。待機児童の解消に向けた保育所における体制の強化及び保育サービスに対する支援の内容について伺います。これも同僚議員の質問で概要を理解はしておりますけれども、それと関連するような、あるいは更に加えるような内容がありますればお答えいただきたいと思います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 待機児童につきましては、昨日の松山議員、栄議員にもお答えいたしました。春日保育所の改修により平成28年度より30名定員増となること、また、新たに6か所の地域型保育事業を実施することにより、0歳から2歳までの定員を62名増員し、解消してまいりたいと考えております。また、保育所を支える保育士の確保が課題であることから、保育所における体制の強

化及び保育サービスに対する支援として、子育て経験者などを保育に関わる周辺業務に活用し、保育士の負担の軽減を図ることを目的とした保育支援者の配置をいたしたいと考えております。また、公立保育所の保育所長は、現在保育士が担っておりますが、これを再任用職員の中で保健福祉業務の経験者で子育て支援にも精通している職員、例えばでございますが、私のような職員を保育所の所長として採用し、保育士の資格者は現場の保育業務に当たっていただく、こういうことも考えているところでございます。その他平成28年度に取り組む子育て支援に関する事業としまして、保育施設や地域の子育て支援事業など情報提供及び相談、助言を行う利用者支援事業や地域型保育事業等で支援の担い手になる子育て支援員を養成する研修事業を実施いたします。また、多子世帯の保育料の軽減対象の拡大を予定しているところでございます。以上です。

22番（平川久嘉君） 子育てについては今必要な内容それぞれ事業の内容について説明がありましたけど、ここで問いたしたいのは、小規模保育所ですね、それも取り組んでおられるということで、既に紹介もありましたけれども、その紹介をされたもっと具体的にと言いますか、どういう保育所がどこにできているのか、造るのかというのが分かりますか。その小規模保育所。これまでの認可外保育所であった保育所を認可をしていくということで。

福祉政策課長（山田和憲君） 市内を中心にでございますが、認可外保育所が5か所、これが大体市内の中心部と、あと下方のほうに1か所ございます。あと小規模保育がまた新たに事業を立ち上げるという形で予定をされているところでございます。以上です。

22番（平川久嘉君） 市内5か所、それと新たに設ける保育所というのは1か所あるんですか。それに関しての今先ほどありましたように、今まで認可されてなかった保育所も実施をしてる保育所については認可をして、保育士、全員保育士でなくてもいいというような体制でその保育する人員を増やすと、保育児童を多く保育できるようにするということで、保育待機児童の解消を図るということであると思えますけれども、前も言われておりますけれども、特に問題は起きていないのかどうか、その養成について資格を持たない人の就任ですか、保育、保母さんですか、そういう業務に従事させるということで、特に着意してるようなことがあれば教えてもらいたいと思います。問題がないかどうか。

福祉政策課長（山田和憲君） 今回予定をしております小規模保育所というのはB型というのが全部でございます。B型につきましては、保育資格を2分の1、資格者が2分の1があればいいという形でございますので、資格要件等その辺については協議をして、それに十分満たされるような形での体制を整えてまいりたいと思っております。

22番（平川久嘉君） はい、28年度から実施をされるということで、新たな事業となって、また、市長の言われる攻めの事業の大事な事業だと思いますので、取組については十分な計画を練ってですね、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、新たな地域型保育事業の内容ということで、子育て、健康増進、高齢者福祉が一体となった拠点施設の整備に向けた構想を練っていると伺っておりますが、基本構想を基本的なことをお伺いをいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 新たな地域型保育事業の内容につきましては、ただいま場所等福祉政策課長が答えたとおりでございます。いずれの事業者も認可保育所並みの基準の中で、少人数ならではのきめ細かい保育が実施できるものと期待をしているところでございます。子育て、健康増進、高齢者福祉が一体となった拠点施設の構想につきましては、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などを

背景として、育児の孤立化、子育て不安の増加などが課題となっていることから、子育て世代の支援を図るための拠点となる施設と老朽化の進んでいる保健センターと老人福祉会館の整備も併せて行う基本構想を２８年度にまとめる予定でございます。以上です。

２２番（平川久嘉君） このセンターというのは、福祉とか健康増進に対する福祉の関係とか、あるいは子育ての関係と、いっしょのその施設を造るとか、そういう考えではなくて、並行して実施をするという理解でよろしいんですか。もっと言いますと、子ども認定園とかいうような施設のことも考えておられると思うんですけども、その辺の構想も含めての検討なのかどうか伺います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 先ほど申しましたとおり、子育て、健康増進、高齢者福祉、いろいろなものを総合的に一体となった施設となるような施設を考えておりますが、具体的なことにつきましては、この２８年度に基本構想を策定する中で具体的なことを決めていきたいと考えてます。ただいまのところは細かいいろいろなことについては未定でございます。

２２番（平川久嘉君） 少子高齢化になりまして、高齢者とか健康に関する地域住民の関心というのはものすごく高くなっております。したがって、子どもが少なくて大事にされるということもありますけれども、いろんな総合的な施設になってですね、その関連するような近隣にそういう施設があるということで、共同施設と言うかな、いっしょになって対応すると、子育てに当たるというような施設になるのではないかという期待をしてるんですけども、まだ構想の段階ということでありますけれども、それを構想する場合に是非今言ったようなこの将来を見据えたですね、構想計画にしていきたいというように考えております。

次、次に移ります。観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりについて伺います。奄美大島版DMOと言うんですか、DMO、観光連携組織構築事業の構築を推進し、５市町村と地域、民間企業などが一体となって観光振興に積極的に取り組んでいる観光地としてのブランド化を推進する奄美市の主な地域と言うんですか、集落となるのか、すいませんけれども、そういうところはどこを言っているのか伺います。

商工観光部長（菊田和仁君） まず奄美大島版DMOについて先に説明をさせていただきます。本DMOでは、奄美大島観光物産協会を推進母体としまして、島外の観光客が奄美を島という一つの単位で認識しているという視点に立ちまして、奄美大島全体を一つの集客体として５市町村の枠にとらわれることなく、行政や観光協会、観光事業者、農漁業者、住民団体、NPOを含む地域全体の多様性をまとめる組織機能確立することとしています。DMOでは統一した観光コンセプトを確立し、奄美ブランドとして取り組むべき事業の方向性を示し、効果的な施策を実行するため、当該団体を中心に着地型観光メニューとしての磨き上げや情報発信、観光戦略の立案など観光地域づくりの舵取り役を担っていきたいと考えております。事業の推進に当たっては、観光地域づくりの団体である笠利であれば「笠利観光まちづくり実行委員会」、住用であれば「NPO法人住ようヤムラランド」、名瀬につきましては「まちなかナビゲーション推進委員会」などが中心となり、地域の特色を生かした事業に取り組んでいただく予定であります。地域としてはそれぞれの地域全域にわたってこういった取組をしていくということでございます。以上です。

２２番（平川久嘉君） 分かりました。それぞれの地域の特性を生かした産業の振興に関することでもいいし、観光事業に関連してもいいし、取り上げてそのトータル的な力を発揮をするというようなことで理解をしたいと思います。ブランド化をすると、既に奄美市ではそれぞれ集落のブランド、一集落１ブランドということで取り組んでおりますし、また、それに近いような地域の島博のような感じで観光に

も、あるいはある地域の振興にも役立つ事業をそれぞれに実施をしております。それがなるべくその事業の効果を努力を一方向に向けていくと、大きな奄美全体のブランドとしてできるという説明もありましたけれども、そういう方向で頑張るのも、努力を集中するのもいいことだというふうに考えております。ただ、そのとりまとめと言うかな、集中をするというのをちょっと見てきたんです。活動として見て奄美観光協会と奄美観光物産協会、その事業所ちょっと伺ったんですけれども、それは何かまだ任意的な団体で、本格的なその努力してまとめられるような組織じゃないんじゃないかなというふうな印象を受けたんですが、その辺の何と言うかな、期待されるその組織の活動というのはどういうものですか。今言ったような周知をまとめていくというような組織となっているのかどうか。あるいは、行政の方の指導というのが当然そこに入りますけれども、その辺の指導の仕方というのも含めて伺います。

商工観光部長（菊田和仁君） 今お話がありました観光協会、それから観光協会という組織は、ほとんど民間の方が中心になっている組織でございます。それから奄美渡島観光物産協会、こちらのほうには行政も深く関わっているということでございます。どちらもまだ任意団体であります。今後奄美大島観光物産協会などについては、全群で作っておりますと奄美などと同じような法人化も検討しないといけない時期が来るかと思えます。併せまして、先ほども申し上げましたが、奄美大島本島の観光の全体をとりまとめていくのはこれから奄美大島観光物産協会であるということです。そのためにDMO組織として組織を強化するというところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

22番（平川久嘉君） これからというお話がありましたので、是非その辺のところをこれから奄美が世界自然遺産登録等を目指してですね、観光客、国内からもそうですけれども、大きく成長するためにも、その辺の核になる、中心になる事業体と言うか、組織は是非真剣になって取り組まないと、民間依頼、あるいは民間でもよろしいですよ、民間に依存するのをもう民間独立でやってくれというやり方もいいんですけれども、その辺の見極めもしっかりとってですね、行政の指導を、あるいは取組をお願いをしたいというふうに思っております。大いに期待するところであります。

次に移ります。笠利地区では統一された一集落1ブランドの立派な看板が当該地域に設置されており、広報に寄与しております。その他の看板も含めですね、用途や内容により看板の規格を島内で統一する必要があるのではないのでしょうかということでお伺いします。

笠利事務所長（元多政重君） 笠利地区におきましては、歴史回路のまち笠利観光プロジェクト事業で設置した看板、また、一集落1ブランド事業で設置した看板がございます。それぞれに分かりやすいということで好評を得ております。一集落1ブランドの看板につきましては、名瀬地区においても住用地区においても統一されたものが設置されていると認識しております。看板の統一でございますけれども、行政が設置する看板につきましては、補助事業の目的、それから使途、使い道に沿った規格によって作成され、また、民間の設置する看板につきましては、PRなどを目的としているため、デザインなど目立つものになっているものだと思います。すべての看板の統一というのは非常に厳しいものがあると思いますが、先日開催されました観光、景観関係者研修会におきましても、看板の大きさ、材質、文字の色の統一などの必要性が強調されたところでございますので、今後自然遺産登録を見据え、色使いなど景観等に配慮した形での検討は必要だと考えております。

22番（平川久嘉君） 今笠利地区でということいろいろ取り組んでいる。私も見て感心というか、よくこういう立派なのを看板を作られたなと感心しながら拝見をしてるんですけれども、今言ったように、道路標識、あるいは道路案内とかそういうのもまた必要だと思うのです。観光客が今はキビが短く、刈った後で視野が広いんですけども、キビ畑などずっと通るような道路などもありますし、山林

の道路もあります。そういう看板とかも必要だろうし、奄美のその自然遺産に対しての経路等についてもいろんなのを県道とか国道とかそういうところについてはちゃんとそういう看板等の規格標識等法令によって定めてありますけれども、その定めのない看板等についてはですね、どこかその今言ったように、統制管理するようなどころが必要ではないかということを考えているところでもあります。あの立派な看板も笠利地区と名瀬地区、住用地区とばらばらにはならないとは思いますが、そういう立派な看板についても必要最小限でかつ効果のあるような看板を作ると。あとは建築物等のあの看板等の設置についてもちゃんとした基準がありますので、それに従って立てるとは思いますが、その辺のところをよく統一できるようなどころを設ける必要があると。これまでの話を聞いたところでは、それぞれの所掌でと言いますかな、産業振興課なら産業振興課とか、あるいは教育委員会なら教育委員会とかということで責任を持ってやっておられるそうでもありますけれども、その辺のところ横の連携と言いますか、その辺のところもどこかでしっかり統制をできるようにしないと、乱立した奄美の観光地に行ったら、変な看板ばかりだったとかならないようにして、何と言うんですかな、この看板の趣旨とするところ、それぞれまた来たいとか観光の誘致をするような看板、あるいは迷わないで快適な観光ができたというような看板になるようにしてほしいというのが思いであります。

次にまいります。3番、市内全域の光ブロードバンド環境整備、それに併せて笠利、住用地区への光ファイバー設置、あるいは無料Wi-Fi環境整備などが情報格差、地域の格差、情報の格差是正になるのではないかと伺いますが、いかがでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 光ブロードバンドの基盤整備につきましては、来年度から30年までの3箇年間に未整備地区の整備を図り、市内全域において光ブロードバンド環境を整備する予定でございます。もちろんこれが整備されたことによって、情報格差の是正はもちろんのこと、新たなビジネスの創出や観光交流人口の拡大、定住促進などにつながるものと考えております。以上です。

22番（平川久嘉君） 情報格差がだけでなく、産業振興等にも密接に関係するとおっしゃいましたが、全くそのとおりだというふうに思っております。喜界島とか永良部とかって国のちょうど推進する時期に光ファイバーの設置を実現したというところにあって、スムーズにいったところもあるかと思いますが、奄美市についてももちろん要点と言うか、開設はしてあるというのは聞きますけれども、実際に地域によっては何と言うんですかな、ここで言うWi-Fiと言いますか、無料のWi-Fiとか使いたいと言って観光客やあるいは事業者たちがとても不便を感じているという話を聞きます。実際にそういったこともあって速やかに光ファイバーの設置を求めているのは、前から言っているところでもありますけれども、Wi-Fiと言うかな、今もう多くの人が利用しているスマートフォンとか携帯電話がスムーズに使用できるような地域というのは、今奄美市出設置をしている場所はどのようなところなのか。また、今28年度に光ファイバーを開設するというところで年度の予算にも事業実施の計画にも入っておりますけれども、奄美市でWi-Fiを設置をしている地域とか場所を教えてくださいと思います。また、市民等にあまり理解されてないところがあるかと思いますが、観光客にとってもですね、その辺の広報をどうされてるかも含めて伺います。

商工観光部長（菊田和仁君） Wi-Fiにつきましては、今後増加が見込まれる外国人観光客を含めた交流人口の拡大においても整備が不可欠のものと考えております。現在ですね、市内に7か所Wi-Fi環境が整備されております。場所につきましては、奄美文化センター、名瀬運動公園、大浜海浜公園、奄美海洋展示館、マングローブパーク、太陽が丘運動公園の体育館、それからA i A iひろばでございます。また、観光客や地域住民などに利用されておりますが、ホテルや商業施設等の民間施設においても、独自のWi-Fi環境が整備されているところもございます。先ほど笠利の方のWi-Fiの話も出ましたが、今ADSLだと思いますが、光ブロードバンドの環境が整いますと、Wi-Fiの速度も

早くなりますので、そういった環境が大きく改善していくものと期待いたしております。また、今後の整備のことにつきましては、奄美群島広域事務組合が来年度予定しております奄美群島観光客向け無料公衆無線ラン拡大調査事業というのを予定いたしておりますので、それらの結果を踏まえて今後整備がどうあるべきかを私どもも検討してまいりたいと思います。以上です。

22番（平川久嘉君） ありがとうございます。場所についても分かりました。広く市民にも知らせてほしいと思います。それからW i - F iと無料ランを市で構築する自体には継続、維持と言うかな、整備の方で相当のお金がかかると。民間の企業と言うかな、そういう方に以来をすれば事後の管理時についてはそんな経費がかからないという話も聞いております。また、W i - F iについてはこれからの観光客にとっては、あるいは来島者にとっても、その次はホテルとかあるいは会社にあつて、使えなくなったらすぐ移動して、例えばホテル業者にとっては死活問題になるというぐらいに喫緊にと言うか、それで整備をしてほしいという話も聞いております。どうかその辺のところを含めて取り組んでいただきたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

議長（竹山耕平君） 以上で自由民主党 平川久嘉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分再開いたします。（午前11時46分）



議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

11番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様こんにちは。平成28年度第1回定例議会にて一般質問をいたします自由民主党の川口幸義と申します。今日は朝から自由民主党が二人続いて、私で3番目になります。これも抽選の結果でございます。共産党さんがうんざりしないように質問をしてみたいと思います。自由民主党がくしゃみをすると、共産党さんは風邪をひくそうであります。どうか風邪をめされないように最後までお付き合いのほどをよろしくお願いします。

質問に入る前に、少々私の所見を述べさせていただきます。去る2月8日3泊4日の日程で自由民主党会派6名政務調査活動研修の一環として沖縄県八重山群島にあります石垣市へ表敬訪問をし、2月9日早朝から受付の案内でミカンコミバエ担当課の課長石垣課長さん、係長の石垣さん、両石垣さんによる丁寧な説明を拝聴し質疑等をいたしました。ミカンコミバエについては年間を通してテックス版の設置を4回実施し、また、追加防除として100ヘクタール当たり300枚のテックス版設置を4回実施し、8回の誘殺を行っている説明がありました。続いて農林水産部の畜産課の金嶺課長より、石垣市における畜産の現状やと畜場などの公的な取組みが必要との説明がありました。有意義な意見交換が持てました。また、9日那覇へ移動し、2月10日自衛隊沖縄地方協力本部長山根陸将補と、また、勝連分屯地の第15旅団団長陸将補上尾秀樹氏両氏による国防上の問題、有事の問題の取組み等について詳しく説明を意見交換、質疑等に説明を聞くことができました。また、北朝鮮ミサイル問題の余韻も覚めやらぬ中、まさに臨戦態勢に入る基地の模様を目の当たりにし体験することができました。国の平和、国力と国防にあり、安心・安全改めて再認識したところであります。また、国においては自由民主党、公明党両党の協力を得て有人国境離島地域の特定有人国境離島地域に関わる地域社会の維持に関する特別措置法が施行されました。これは議員立法であります。平成28年4月1日から平成38年度の3月31日に限りの議員立法であります。10年間の法律であります。我が国の領海、排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の発生等により、日本の領海、排他的経済水域を適切

に関する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海，排他的経済水域等の保全に関する活動の拠点として機能を維持するための日本の国益に寄与すると同時に，すべての無人島や有人島の保全は国家の責任の下に関することです。

それでは質問に入ります。1 番目に市長の政治姿勢について伺います。（1）教育長人事と任命権について伺いたいと思います。昨年施行されました改正地方教育行政法では，新しい教育委員会制度は市町村長が教育長の直接任命や罷免権の行使ができるようになったのを機に，教育行政に市町村長の反映をさせやすくする狙いがある。しかし，教育現場の経験がないトップが誕生することになると，また教育現場にはとまどいがあるのではないかと，バランスある取れた人事が必要かと思いますが，市長の見解を求めます。

この後は質問席にて質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めるものであります。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは早速川口議員にお答えさせていただきます。

まず，御質問の教育長人事と任命権につきましては，教育委員すべての人事と任命権について御説明をさせていただきたいと思います。まず，教育委員については，法の中で当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で人格が高潔で，教育，学術，文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとなっております。また，任命に当たっては，委員の年齢，性別，職業などに著しい偏りが生じないように配慮するとともに，委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定されております。教育長の任命についてお答えいたしますが，議員御承知のとおり，平成27年4月に教育委員会制度が改正されました。その中で教育長の任命につきましては，改正前は地方公共団体の長が議会の同意を得て教育委員として任命した後，教育委員会において委員の互選により教育長を選任するという手続きで，任期は4年でございます。改正後は教育委員会における教育委員長と教育長を一本化した新教育長となり，地方公共団体の長が教育長として議会の同意を得て任命することとなり，任期は3年となります。なお，この制度改正には経過措置として，改正法の施行日以前に教育長が就任した場合は，現教育長の在任期間は改正前の法律の適用となります。したがって，本市はこの経過措置を取っているところでございます。なお，今後とも委員の選任については，教育現場の意見はもとより，地域の実情など考慮し，総合的に判断して，議会の議決をいただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

11番（川口幸義君） どうもありがとうございました。ようやく国においては教育行政法というのを約60年ぶりぐらいに中教審の審議を受けて改正する運びになったと，このように思いますので，これはやはり市町村長のいわゆる意見が反映されるという過程で改正なされたものと思われまして。これまではその現場でいろんな問題が発生した時に，その責任の所在がこれまでは曖昧だったので，今回はこの法律を施行してしっかりと任命者の責任の下で教育長とか教育委員の任命をすると，こういう改正なされたものと，このように思われますので，ひとつ市長，これからは日本国づくりはやっぱり教育が原点ですから，そのためには現場の経験のある方々をやっぱり要所要所にはきちっと納めるなら納めて，教育委員の中では民間でも立派な方がいらっしゃると思いますので，このようにいわゆる人事のあり方をですね，していただきたいと，このように思っておりますが，今市長，この人事についてはこの後のあれも教育委員は5名なのか4名なのか，ちょっと伺いたいんです。

総務部長（東 美佐夫君） 任命の関係，私のほうで御説明いたします。教育委員の数については5名でございますが，今ちょうど川島先生が故人となりましたので，現在は4名ということになります。以上です。

11番（川口幸義君） 教育委員は5名と、これまでは市長がおっしゃったように、5名の教育委員の中で互選があって教育長が選ばれてきたんですけど、この法律によっては、もうこういったものは煩わしさはなくなったということでよく理解できましたので、それで私がいちばん懸念しているのは、一般の人たちも心配しているのはですね、市町村長の権限が反映されるということは、もうもちろん罷免権も含めてですけども、皆こう民間の人が教育長からずうっとこうなった時の心配もなきにしもあらずなんですけれども、ここら辺りは市長はどのようなお考えを持っていらっしゃいますかね。

市長（朝山 毅君） ただいま教育委員の委員は5名、従来はその5名の互選によって教育長、教育委員長が決まるということになっておりましたが、改正法の中においては委員は5名で、任期は3年で、しかも、その公共団体の長が議会に教育長として上程をし、議会の選任を頂くということになっておりますので、互選がなくなったということでもありますので、それだけに公共団体の長の責任は重くなってくると私自身は思っております。以前は教育委員会に教育行政についてはほとんどお任せしたと言えば語弊があるかもしれませんが、そういう環境でありましたが、今後は任命権者の責任というものが、大変義務というのが重くなってまいりますので、そのようなことに対しては謙虚にして、やはり責任を持たなければいけないであろうと思っております。また、教育会議の開催についても、首長の責任においてなされるということにもなっているはずでありますので、今後ともあらゆる行政、とりわけ教育行政に対する責任の重さは公共団体の長に重くのしかかってくるのではないかと思います。

11番（川口幸義君） ただいま市長のお話によりますと、これからいろんな学校関係のいわゆるそういった会議とか、教育関係については、もうすべての会議には市長、または教育長は参加しなければならないものと、このように思ってるんですけども、これについてはそれをやることによっていわゆる任命者のいわゆる責任が明らかになるということは、その分現場の教育長としては思い切った仕事ができるのではないかなと、私このように思っておるんですけども。それは思い切ってますね、指導態勢、または現場の教師のいわゆる教育と言うのかな、要するに教材の研究もですね、もっと力を入れて学力を高めてもらいたいなど、このように思っております。

それでは2番目の2番目に入りたいと思います。教育制度のあり方のその教育委員のいわゆる兼業についてなんですよね。任命と兼業についてちょっと伺いたいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは教育委員の任命と兼業ということでの御質問ですが、地方自治法の中でですが、普通地方公共団体の委員会の委員、または委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請け負いをする者及びその支配人、または主として同一の行為をする法人の無限責任者に取締役、執行役、もしくは監査役、もしくはこれに準ずべき者、支配人及び生産人たることができないというふうに規定をされています。この件について県のほうに照会をしたところですが、兼業についてはある意味禁止をされているというところでございます。以上です。

11番（川口幸義君） 今奄美市のいわゆる教育委員の中では、私は今現職でいらっしゃる。これはいわゆる指名業者としてですね、奄美市の公共事業の入札に参加していらっしゃるオーナーが、要するに教育委員の委員として私は在任するというのは、これは兼業に引っかけはしないかと思ってですね、この問題を質問に上げたわけですが、これは指名業者というのは、いわゆるその地位を利用すれば、いろんな他の業者からすれば知り得ないことが知り得るという地位にあるから、兼業に引かかるから任命してはいけないですよと僕は解釈しているんですけど、新しい法律はこれから施行されるんですけども、これについて市長の見解がございましたら。

市長（朝山 毅君） 公務員にはまたそれなりの権限を持つ者については兼業の避止業務、また商法上の避止業務、同じ商売を同じ地域で同じ名刺をかかってやる場合の避止業務等もございます。今議員がおっしゃったように、当然その地位にある者が知るべきものを知り、また、それを一つの権限として執行されるようでは適当ではないというふうに思っております。そういう中において、照らし合わせて翻てみますと、ある委員については、教育委員の委員として教育委員会の規定にあります保護者の地位にある適当な人を選ぶというふうな意味において選任されたものと私自身理解をいたしておりますが、今後教育の公平性、透明性、そしてやはり教育というものの大切さを教育現場を預かる、預かると言えますか、管理、監督する地位にあるわけでありますので、今後議員の皆様方の御意見や現場の実情、そして環境を十分考慮しながら、選任の形を取っていかねばいけないと思うところでもございます。

11番（川口幸義君） 今教育委員は何名いらっしゃるんでしょうか。

市長（朝山 毅君） 教育委員は5名でございますが、御案内のとおり、先般住用御出身の教育長で当時あられました川島先生が故人となられました。したがってただいま欠員でございます。この場で申し上げるのは適当か分かりませんが、後日議会中に教育委員の新たな選任について選任の議案を上程することになっておりますので、その際にはまた上程説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

11番（川口幸義君） 今この議会で最終議会になると思われるんですけども、教育委員のいわゆる補充なるわけですが、この私がさっき申し上げたその保護者代表とおっしゃってもね、保護者の親にも立派に教育委員として役目を果たせる人もたくさん市内にはいらっしゃるので、できれば任期までは良としても、その後の再任は僕は市長、考えた方がいいと思いますよ。やっぱり指名業者というのは、やっぱり皆さんが皆よく見ておりますのでね、こういったことは誤解が招かないような方法を取っていただきたいと思っております。これについては理解しましたので、分かりましたので。

それでは大きな2番のと畜場建設についての取組について伺いたいと思います。国・県・市町村の取組についてちょっとお聞きしたいと思っております。

市民部長（則 敏光君） まず市町村の取組みということでございますが、特に奄美市本島内の市町村につきましてですけども、昨年の4月にと畜場の現状ということで、庁内の関係課一同で視察をいたしました。その後に5月になりまして、庁内にと畜場の「あり方」検討委員会というものを立ち上げました。同時に並行しましてですが、この7月には奄美大島5市町村のと畜場の「あり方」検討委員会というものも別途立ち上げまして、並行して議論を深めているところでございます。そのような中で、5月には徳之島へのと畜場の視察もいたしました。また、9月には食肉組合との意見交換会などもさせて頂きまして、庁内での検討委員会はこれまでで3回、広域的な5市町村でのあり方、奄美大島本島内での「あり方」検討委員会につきましては、大体今のところ2回という形で取組を進めているところでございます。

11番（川口幸義君） 部長、あなたも今年は定年退職を迎えるわけですが、あなたが頑張ってる間に何とか目鼻を付けてもらいたいと思ってたんですが、これはどうしてもですね、このと畜場については、僕から見れば喫緊の課題だと私は思ってるんですよ。これなぜかと言ったら、やっぱり安心・安全の食、子どもたちに提供せん、もちろん大人もですけども、近い将来教育委員会は要するに給食センターも計画をなさっておられるので、私はこれはやっぱり先んじてですね、と畜場の問題はやらねばいけないんじゃないかなと思ってるんですけども、どうですかね、その広域的な取組みでなけれ

ばできないのか。石垣市はですね、この間わしら行ったんですけれども、いわゆる持ち株など近隣の町村で持ち株を寄せて、原資を5,000万ぐらい集めてですね、これで立ち上げをして、いわゆる国の制度資金を利用して立派なのができてるんですけど、ここら辺りは奄美だったら奄振予算、こういったものに考えられないのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

市民部長（則 敏光君） と畜場につきましては、と畜場法施行令という政令ございまして、そのと畜件数に応じて、可能な限り縮小して施設を建設したいと。建設費も可能な限り低く抑えたいという気持ちもございまして、そのと畜場法施行令によりまして、最低限の施設整備、設備など施行令で決められる部分がありまして、どうしてもこれ以上縮小できないという限界点がございまして。そのようなことも考えますと、かなりの額が建設費が想定されます。そのような中でございまして、可能な限り広域的な取り組みが必要ではないかということで、今本島内で協議を進めているところでございまして。今御指摘の奄振事業、私どももこの事業推進に当たりましては、財源確保としてはやっぱり奄振事業、非公共ソフト事業に乗せるのが一番妥当ではないかというふうに考えておるところでございまして。ただ、県にもいろいろと打診しておりますが、県の方もちょっと奄振のソフトにはちょっと馴染まないんじゃないかというような指摘もいただいているところです。その関係で、かといってまた実は奄美群島内でも徳之島3町で造ったという先例もございまして、これをちょっといい機会にとらえて、ちょっと粘り強く国・県と協議してまいりたいというふうに思っているところでございまして。

11番（川口幸義君） これはですね、2番、3番僕はもうセットでもう質問してまいりたいと思います。それでですね、2番には離島、畜産活性化施設の整備事業と、こういう国の制度を利用して、石垣市はいわゆる24億7,000万ほど国から、90パーセントが国の補助で立派なのができてるんですけれども、我々は奄美市はあそこまで大きな規模じゃなくてもいいかなと。能力に応じて造ればいいんじゃないかなと思ったりするんですけれども、農業協同組合とか生産者、食肉販売、業者などのいわゆる出資金を募ってですね、その持ち株で第三セクターで石垣市や竹富町、小浜周辺の小さな町や村で出資したのがこの大きな八重山食肉センターといって立派な建物が我々中も入ってですね、見学しました。大体牛が1日20頭、豚が50頭ほどもうきれいにその解体をしてですね、加工までして上がってくると。これは石垣の場合は結構畜産が多いんで、毎日石垣牛としてのブランドも、もう既に出しておりますので、奄美市はまだ牛がそういうあれには届かないと思うんで、できれば島の黒豚をですね、今本土に鹿児島まで送って、黒豚のいわゆる加工さしていらっしゃる業者もおりますので、やはり大なり小なり奄美市はこのと畜場については僕は真剣に取り組んでもらいたいなと思ってるんですが、その敷地とかそういったものの候補地はあるとか聞いているんですが、ここ辺りは部長はどうお考えでしょうかね。

市民部長（則 敏光君） 冒頭の離島畜産活性化施設整備事業ですね、これにつきましては沖縄県独自の事業でございまして、農林水産省の外郭団体であります独立行政法人農畜産業振興機構、そこが基金を出資しまして、沖縄県内にあります広域財団法人の沖縄県畜産振興公社、これが事業主体となって畜産の振興、ソフト事業、ハード事業を進めるものでございまして。23年度から27年度までという期限付きでございましたが、ちょっと28年度以降また5年間更新になるかどうかちょっとはつきり定かではございませんが、一応一旦終了はいたしております。90パーの補助率ということでございましたが、ちょっと確認が取れませんでしたけれども、交付金として90パー来て、その裏負担として10パーの基金を使うのか、両方合わせて90パーなるのかどうか、ちょっと今確認いたしておりますけど、いずれにしても、こういった高額な事業というのは、鹿児島県内にもないかということで、県にも問い合わせいたしたんですけど、これはないということでございましたので、やはり奄振を進めて検討するのがいちばん妥当だというふうに今考えておるところです。候補地でございまして、場所を今特定す

る、この場で申し上げるのはちょっと控えさせていただきますが、古見方地区の一部、あるいは住用地区の一部とか、奄美市所有の土地がございますので、また、かなりの水も使用する施設でございますので、川に近いとかですね、そういった立地条件もいろいろ加味して、今候補地を幾つか上げているところでございます。以上です。

11番（川口幸義君） こういう問題はね、やっぱり一生懸命やる気を出してね、取り組まないと、鹿児島じゃその辺で電話して、そういう例がありませんよと言われてたら、僕から見れば、一生懸命じゃないなと。だからやれる方法をネ、考えんと駄目ですよ。石垣市はこんなんであんな小さな4万8,000だけども、奄美市と似たようなもんですけども。こんだけ取り組んで24億7,000万の食肉センターを造るわけだから、奄美市にできないことはないと思いますよ、僕は。宇検村もあれば龍郷町も古仁屋も賛同さすということ。だからやっぱり原資をいくらかでも募ってね、出資金を例えば広域的に、クリーンセンターだって皆広域的にやってるじゃないですか。だからそのような格好でそういう方式を取ってですね、ある程度株の持ち株みたいな格好をやって立ち上げなければ、これはなかなか国から、おい、予算をやるから造れよという予算は私は来ないと思いますよ。一生懸命汗を流して努力しなければ、やっぱり僕はこのままだったら恐らく次の部長だってできないと思いますよ、そういう考えでは。きちっと行動をする。これができなかつたらこういう格好で角度を変えて、いろんな予算の取り方は私はあると思いますので、一生懸命土地はあるところにあるらしいということは、もし、するとなればですよ、部長、よく聞いて。もしするとなれば、どの程度の規模であれば可能かどうか、一応想定でいいですけども、どの程度の規模になればいいのかなと、そういう想定はないですか。

市民部長（則 敏光君） 現在の有屋の施設が大体500平米ぐらいございますので、あのと畜頭数から見ましても、ほぼどうレベルかなというふうな思いがございます。新しい施設ですから、ちょっと縮小したとしても、大体425平米ぐらい、一部加工室なども検討するとしたら、更にまたプラス100平米というような形になりますので、やはり500平米ぐらいちょっと上ぐらいなるかとふうな思いを持っております。

11番（川口幸義君） 失礼しました。有屋地区はですね、もう老朽化して、向こうは今は状況が違いますからね、第2種住居地域にも指定を受けているから、もうあの辺でそういったものはもう建てようがないと僕は思うから、どこか移転をして、水がたくさん豊富にあるところに規模は小さくてもよいから、安心・安全、そういった食が提供できるようなやっぱり設備をしてもらいたいと。それは希望は僕はまだ捨ててないが、部長、もう1回おっしゃって下さい、あんたの口から。

市民部長（則 敏光君） 私の代で造れば良かったんですが、なかなか造る予定ということで今庁内議論が發しておりますので、5市町村も巻き込んでですね、進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

11番（川口幸義君） 部長はやる気があるんだ、ちゃんと。近隣町村を巻き込んで頑張るとおっしゃったから、これを我々は信じてですね、きちっと議事録にも残っておりますから、よろしくお願いしますよ。

それでは大きな3番、大浜海浜公園リニューアル事業についてであります。（1）本年度の事業規模とその範囲について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 大浜海浜公園のリニューアル事業でございますが、今年度大浜海浜公園全体の実施設計を行っておりますが、28年度は大浜遠地の建物詳細設計業務及び大浜海浜公園内の遠地

整備を行う計画でございます。以上です。

11番（川口幸義君） まだ部長、もうちょっと詳しく、ちょっと聞き取れなかったんです。

議長（竹山耕平君） 範囲と予算、予算。

商工観光部長（菊田和仁君） 今年度27年度ですね。27年度につきましては、あの小浜のキャンプ場を中心としておりますが、その事業規模で8,000万円でございます。一部繰り越し事業となっているところでございます。

11番（川口幸義君） 小浜は遊歩道についてはまだ引渡しはできてないでしょう。まだこれから今度は新年度に新たに発注するんですか、付帯工事があるんですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 小浜の遊歩道は今年度完了いたしますが、工期が3月末になっておりますので、もう暫くということでございます。

11番（川口幸義君） じゃあ、小浜については理解できました。それでは、その海浜公園の一带ですね、整備についてですけれども、この予算はいくら要求をして、28年度はどの程度の事業内容で、進捗率を計画なさっていらっしゃるのかちょっとお伺いしたいと思うんですが、そのついでに海岸線で海の家も設定すると思われるので。

商工観光部長（菊田和仁君） 当初ですね、大浜の全体計画を約3億円という形で予算要望して進めていたところなんですが、残りの予算が28年度少し足りないということでございまして、29年度以降更にちょっと奄振の要望を今やっているとございしますが、概ね全体では5億近くかかると見ておりまして、2億近くは更に29年度以降奄振の予算を要望していくという計画でございます。以上です。

海の家でございますが、現在営業しております店舗につきましては、これまで毎回1年間の使用許可申請を受けてお貸ししておりますが、先ほども申し上げましたとおり、28年度から遠地の整備事業にかかるエリアでございますので、今年度末の使用期限をもって営業を終え、早々に建物を撤去するよう進めてまいりたいと存じます。

11番（川口幸義君） それは期限がありますので、期限をきちっと守っていただいてですね、予定どおりのいわゆるリニューアル計画を進めてもらいたいと思っております。しかし、市が新たにリニューアル計画の中であの海の家計画が入っておると思うんですけれども、これはどの部分でどの程度の規模なのか、説明をしていただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 全協でお話した時にですね、図面上でバースハウスという位置づけをしておりましたが、建物の規模等はですね、先ほども申し上げましたが、28年度に建物詳細設計をしますもので、その時に建物の規模、中身をどうするかということは決まってくるということでございますので、事業規模等もこれからということでございます。

11番（川口幸義君） そうすることによって、また海の家のいわゆる公募などせんといかないと思うんですよね、何店舗入るだとか、それは分かりませんが、ここでは高倉の件は私はここに取り上げてないんですけれども、ついだからもう関連ですよ、その高倉はこの間雨漏りしたやつはもう解体をしてきちんと治めてあるのであれば良しとしてですよ、これからリニューアル計画の中であの一帯を整備

するとなれば、その辺はどの辺に移動さそうとか、そういった計画があるんでしょうかね。

商工観光部長（菊田和仁君） 今年度説明した実施設計の中の図面を見ると、おおまかに分かると思いますが、今5棟あった高倉が4棟になりましたので、その4棟はできたらですね、中心の多目的広場を有効に活用するために、少し奥のほうに分散いたしまして、それから先ほどお話が出ました先に解体した高倉の使える柱の部分などの材料を生かしてですね、その高倉で休憩等とは申し上げましても、なかなかそこで座ったりできなかったもんですから、高倉にちょっと腰掛けられたり、少しお弁当広げられたりですね、そういったようなことができるような計画をしておりますのと、屋根についてはですね、どうしてもガヤが不足しますので、別の木材、材で新しい建物にしたいと思っております。以上です。

11番（川口幸義君） カヤが不足しておりますので、これはなかなか集めるのは容易ではないと思いますので、大浜海浜公園にふさわしいマッチしたいいわゆる屋根があればですね、そのようにしてもらえばいいかなと、このように思っております。そうすれば、来年度の予算はこれから見えてくるだろうと、このように想定しておりますので、それでは大浜海浜公園についてはこの辺で終わりたいと思います。

次、大きな4番で、農業委員会に関する法律改正について（1）農業委員の選出の方法について伺います。ちょっと議長、2番、2番もいっしょになって質問しますので、（2）番までいっしょに。2番まで読み上げます。農地利用最適化推進委員について、この両方お分かりでしたら答えて下さい。

農業委員長（前山重一郎君） ただいま農業委員会に関する法律改正について農業委員の選出方法と農地利用最適化推進についてお答えいたします。議員御存知のように、昨年9月4日に農業委員会等に関する法律の改正法が交付されたのに伴い、当農業委員の会の委員の選出方法が公選制から議会の同意を得て市町村長が任命する制度に変わりました。これにより当市においては1月12日より2月8日まで推薦公募による農業委員候補者の募集を行い、25人の申込みがございました。農業委員会の委員の定数につきましては御承知のように、16名となっております。この申込者の中から農業委員候補者を選考するに当たり、奄美市農業委員会委員候補者選考委員会を設立し、2月の22日に開催いたしました。この中では改正法の中に農業委員の過半を認定農業者にする。また、利害関係のない者を1名以上入れる。また、年齢、性別等に著しい隔たりが生じない等の条件を考慮しながら審査を行い、農業委員候補者として市長に報告したところでございます。

続きまして、農地利用最適化推進についてでございますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い新設されました農地利用最適化推進委員につきましては、人・農地プラン等地域の話し合いを促進することや農地利用の集積、集約の推進、耕作放棄地の解消等重要な任務を担当地域において現場の活動を通じて行うことを主な業務としております。定数8に対し現在9人の応募者がありますが、その中から農業委員会の総会において地域の農業に関し積極的に関わっていける人材を選考し、地域の農家の指導等がスムーズに運ぶよう、農業委員ともども協力しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

11番（川口幸義君） そのいちばんのいわゆる推薦の仕方についてでありますけれども、これはもちろん若くて動きが取りやすい方の方がいいと思うんですけども、ただ、その選考の仕方ですね、問題はいわゆる農地はあっても、農業しない人がいらっしやるでしょう。ここに農業委員に上がるぐらいですから、農業も兼ねた人が私は農業委員に推薦して上がってきたと、このように信じておりますので、そういった親の農地を遺産相続を受けて専業農家の資格を取ると、そういった方々が農業委員に上がってきて、現場行って農業のなさってる方の指導をする、そういった指導力があるかどうかを私は心配して、これを今質問しているんですけど、そういった方が件ありますか、そういった案件が。

農業委員会長（前山重一郎君） そのような案件は法律の中には定められておりません。

（「ちょっと議長，もう１回。ちょっと分かりにくい。そのような事例があるかどうかという」と呼ぶ者あり）

実態としてはございません。

１１番（川口幸義君） 幸いに農地は持ってても，農業をしない人，そうした実態はないと，案件がなかったということで安心しましたが，じゃあ，それで２番，この農地の推進委員ですね，これについては何名で，これはもうさっきおっしゃったように，地域とよくこう溶け込んで，地域の農地への把握ができて，農家と接触をしたり，こういうものを作ったら売れるよとかいうそういったその情報を持った人の方がいちばんいいかなと私思ってるんですけども，なるべくそういう方，これ何名ですか，この推進委員というのは。

農業委員会長（前山重一郎君） 農業委員については区割がなくなっただけですけども，農業推進委員につきましては区割制度がありまして，笠利地区４名，名瀬地区２名，住用地区２名の合計８名の定数になっております。

１１番（川口幸義君） 推進委員ですから，やはりその流動的ないわゆる中間管理者のいわゆる先頭に立ってですね，こういった方々が推薦して回る農業の農地の推進委員をしていただくということにいちばん役に立てたらいいなと，このように私思っておりますけれども，名瀬が２名，住用が２名，名瀬の方はちょっと少ないと思いませんか。

農業委員会長（前山重一郎君） 議員のおっしゃるとおり，そういった感じも受けるんですけども，なにしろ新設されたばかりの推進委員ですので，実際活動してみないとどうなるか分からないというのが，我々の本当本音でございます。名瀬地区でいけば３名，多ければ多いことに越したことはないと思いますけれども，それなりには報酬等の金額も伴いますので，やはりその辺でただ推進委員だけがすべてやるんでなくて，農業委員と合わせて協力しながら進めていきたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

１１番（川口幸義君） 旧名瀬については，旧見方村が農村部になってましてね，結構農地があると思うんですよ。笠利は恐らく名瀬，住用合わせても３倍ぐらいの農地面積はあると思いますので，この旧名瀬のいわゆる農地は何ヘクタールぐらいあるのか御存知ですか。

農業委員会長（前山重一郎君） 具体的な数字は持っておりませんので，局長がもし分かったら，局長の方からお願いいたしますが。

１１番（川口幸義君） 私が申し上げます。大体７００ヘクタールから８００ヘクタールぐらいあると思われるんですよ。笠利はもう全体の３倍ぐらいありますので，これは皆さんが専門だから，皆さんが私に教えてもらいたいと思ひまして伺いましたが，一応もうあと７分しかございませんので，これにて私の質問は終わりたいと思ひます。この後はですね，ちょっと挨拶したいと思ひます。そのために６分ほど残っておりますので。

今期で定年なされる皆さん，本当に長い間お疲れ様でございます。こうお見受けしますと，私は皆さんに背中にしてご苦労さんと言うのが嫌だったので，正面に向けてここで皆さんに挨拶をしたいと思ひましてですね，本当に長い間ですね，皆さんは１２の市町村のいわゆるリーダー的役割を果たしてきまし

た。そのためにも間違いない方向に奄美市を導いてきた皆さんでありますので、これからも地域の皆さんといっしょになってですね、また暇がございましたら、奄美市の役所にもお出でになりまして、自分たちの部下などの助言等頂けばありがたいかなあと、このように思っております。ひとつこれからですね、懲りることなく役所に喜んで足を運んでいただきたいと、このように思っておりますので、これにて私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時２６分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 戸内恭次君の発言を許可いたします。

９番（戸内恭次君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。無所属の戸内恭次でございます。

質問に入ります前に少し時間をいただきたいと思います。今年度をもって退職される皆さん、後ろからではございますが、長い間お疲れ様でした。今後はこの豊かな行政経験を奄美活性化のためにお力添え頂ければ有難いと思います。

さて、我が国の同盟国でありますアメリカにおきましては、大統領選が行われております。共和党のトランプ氏の言動から見られるように、民主主義国家の基本としている、そして包容力のあったアメリカにおいて排他主義が台頭していることに懸念を持っております。また、ヨーロッパにおきましても、自国民を守るためにということで難民排斥の声が大きくなっていることに残念な思いでございます。さて、我が国におきましては、７月の参議院選に向けて中央政界も慌しさを増しております。憲法改正や消費増税のことについて議論が高まってまいっております。政府は国民をどこへ導こうとしているのか注視していく必要があります。さて、奄美は上層機運に乗っており、伸び行く明るい奄美のイメージが定着しつつあります。この機運を更に伸ばすために、格安航空ＬＣＣの導入、そして安定、継続運行を見守っていかなければなりません。２月２４日地元選出の金子衆議院議員に同行いただき、国土交通省へ陳情いたしました。津島国土交通大臣政務官が対応されました。そこで署名簿５，０５５人分を提出したのであります。ここで若干時間を頂いて、陳情書を読み上げさせていただきます。国土交通大臣石井啓一殿。ＮＰＯ法人あまみアビエーション理事長松道忠。関西～奄美路線の格安航空ＬＣＣの早期就航を求める陳情書。奄美群島の日本復帰後、長年に渡る国による奄美振興開発事業による御協力に心から感謝申し上げます。国の振興開発事業により社会基盤の整備は本土並みに進み、大島本島、徳之島、喜界島、沖永良部島、与論島の各島々は空港も整備され、昭和３９年からYS１１機が就航し、昭和６３年からは大島本島にジェット機が就航し、奄美から各島々には日本エアコミューターのサーブ機が運行されるまでに発展してきました。この間各離島、航空路線を支えてくれたのは奄美振興法による補助金交付金によるものであり、全群民心から感謝申し上げます。しかし、日本復帰後６３年目を迎える今日、世界日本の航空界は大きく変貌してきました。東京～奄美路線が２０１２年には４万６，２００円の高運賃となり、韓国、上海、沖縄路線よりも高いことに全群民はその改革の声を強く訴え続けてきました。その結果、国や県当局の御協力により、奄美群島振興交付金による運行費補助を受け、２０１４年平成２６年７月から格安航空ＬＣＣのパニラエアが就航することになりました。この１年間のＬＣＣパニラエアの成田～奄美路線就航による経済効果は４２億円とも言われ、奄美、琉球の世界自然遺産登録を控えて、県市町村当局もこぞって地方創生の推進、総合戦略策定の追い風として歓迎しているところです。しかし、パニラエア社の発表では、１年間高い搭乗率を確保してＬＣＣ参入の奄美モデルが成功したと喜びの声がある一方で、経営上の収支には赤字であり、少し厳しい状況にあるが、黒字化への道筋は見えてきたと報告されています。就航３年目を迎えるこの平成２８年の群島民の最大の課題は、

成田～奄美路線を黒字化し、継続運行に全力を上げることは当然であります。下記の事項について国土交通省においては是非実現していただきますよう、50万奄美群島民出身者の総意の夢を華開かせていただきますよう心から陳情いたします。記、奄美出身者最大の関西地区と奄美路線の格安LCCの就航を早急に実現し、奄振交付金の継続執行を心からお願いいたします。ということで陳情させて頂きました。この陳情書は同時に、県知事にも宛てられました。永井県会議員を通じて、そして係の担当者を通じまして陳情を提出しております。昨年10月2日にバニラエアの成田空港本社に石井社長を訪ね、幹部の皆さんとの話を通じて、LCC基金の創設が必要と感じたのであります。

最初の質問ですが、LCC基金創設について当局の御見解をお伺いいたします。

次の質問からは発言席で行います。ここで御案内ですが、3月の12日にこのLCC就航の経過と展望ということで、大津幸夫さんによる講演会を企画いたしておりますので、呼び掛けは全群の市町村議員に呼び掛けております。是非参加いただければ有難いと思います。

以上、自席の方から質問をいたしますが、終わります。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは早速お答えさせていただきますが、現在奄美大島、喜界島航路対策協議会におきましては、奄美空港に離発着するチャーター機やLCC等に対応できる地上支援機材の購入、配備を計画しており、受入れ態勢の充実強化を図っているところであります。まずは本機材が整備されますことで、チャーター機やLCCの増便への対応や新規路線就航の一助になるものと認識をいたしております。交流人口の増加を期待しているところでもございます。赤字補填等の対策につきましては、現在閑散期における需要喚起対策事業として奄振交付金が充てられております。今後のLCCの増便や新規路線就航等の動向を踏まえながら、まずは奄振交付金の増額による対応を国や県に要望し、協議をすることがまず重要だと考えております。併せて、今後の運行会社の収支状況等も把握する必要がございます。赤字補填のための基金の創設につきましては、やはり全群的な課題であり、また、特に大島本島内の市町村に住民に起因することであるので、それらの状況の中で検討し、今後の課題とさせていただきます。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。格安航空LCCのための基金創設についてはお考えがないということのようでもありますけども、確かに奄振予算においてですね、現時点では確かに補填をするということができますし、新しい就航する会社に対しても、現在の奄振事業の中でできるということは理解できるわけではあります。私が特にこういうことについて問題を申し上げるかと思しますと、この奄振交付金というのがいつまで続くんですかと。そういう保障があるんですかということなんですね。それがいちばんの疑問点でありまして、この奄振予算の不確実性というようなことを思った時にですね、これはもう地元で、それこそ半永久的にLCCを取り込むための基金として置くべきではないのかなということを考えて、実はこれはもう先ほど申し上げましたとおり、石井社長と話をしている中で大阪便を飛ばしてほしいといった時に、現在成田が赤字であるけれども、黒字になったら飛ばしたいということは言われますけれども、その言葉の外のほうにですね、やはり補助金の導入ということも念頭に置かれているのかなと。ということは、これを一時的な奄振予算で補うということではなく、継続性のあるものとしてLCC基金というものがあれば、新しいLCCも大阪便、あるいは福岡、あるいは沖縄からというようなことで就航できるのではないかなということで、LCC誘致のために一つのアイデアとして使っていただけたらと思ったんですが残念であります。こういうことは、もう一つ最近のこの奄美のいわゆる伸び方と言いますか、活気が出てきたというそういう状況をですね、止めないようにしてほしいと。新規に投資をする人たちも増えてきているんですね、この奄美の伸びていくという状況を見てですね。そういうことで新規に投資をする人、また、投資を増やす人等がおられるわけ

で、この動きをですね、継続をさせていただくと、継続してもらわなきゃいけないということですね、LCC基金というものを立ち上げることによって、金額は多少でもいいと思うんですが、そういう意識を持っておられるかと、自治体として意識を持っておられるのかというようなことが問われていると思うんですが、いかがでございますか。もう一度その金額ということよりも、LCCの基金を作って誘致をしていくだと。そのことによってもっと安心して投資する人たちも増えてくるでしょうし、LCCの会社も考えてみようかということで、バニラエアだけではなく、ジェットスター、ピーチ、いろいろLCCの会社はございます。そういうことで、場合によっては海外のLCCだって飛んでくる可能性はあるわけでございますから、その付近の受け皿としてのLCC基金を是非朝山市長が先頭に立って全群の市町村長を説得してですね、あるいは県知事を説得して公の基金を作っていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） 戸内議員のお話になることは分からないわけではございません。やはり可能性としてはどちらも否定するわけではありませんが、現状において責任のできる範囲において、現状この奄振事業交付金によりLCCが飛ぶ過程になったこの2、3年の背景というものを考えてみますと、今早急にこのような形で、はい、可能性について縷々申し上げることは、私の責任においてはまだいたしかねますが、ただ、LCCの効果、また定期便の効果、いずれの両会社にも波及効果が出てきているように思われます。したがって、それは利用者が増えたということでもありますので、もっと利用者が増えることによって、やはり経営の安定性につながっていくわけでもありますので、いろんな多面性の中においてやはり観光資源、経済資源を有用しながら、より多くの人に来ていただく。また、来ていただくような運賃等の低減化による条件の整備、これはいずれも表裏一体でありますので、そういう意味において議員がおっしゃるように、赤字にならないように、その赤字を補填するような利用者すべての皆さんにおける基金の造成ということに対しては、これは非常に会社にとっても企業家にとっても大変有難いことであろうかと思いますが、そういう関係が醸成されているかとなりますと、まだ甚だちょっと不安なところもありますので、今後の課題と、検討課題とさせていただきたいということを申し上げているつもりでございます。皆さん方があらゆる角度からLCC、もしくは既設の定期便についてのあらゆる角度から御努力なさっていることは存じ上げているつもりでありますので、そういう意味においてその一つの経過措置の中において、やはり物事はなしていくんではないかというふうな思いがするので、この場においてやるということは、私の今の状態においては、回答申し上げるにはまだ早いのではないかということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

9番（戸内恭次君） この今確かに奄振予算のお陰で航空運賃がJAL、JACにしてもですね、安くなっているわけですね。これは本当に喜ばしいことですし、有難いことでございます。こういうことで喜んでいいのかと。いつまでもこれが続くのかというのがね、一人一人の航空運賃に対する補助が今なされているわけでございますが、これを組織として、いわゆるLCC航空会社を誘致することによって、一人一人に対する補助金というのは考えることがなくなるし、その奄振予算で一人一人に対する補助金というものを考えなくてもいいわけでございますから、そういう意味で是非とも組織として企業として、LCC企業を誘致する。そのことによって奄振を頼らずとも半永久にでもですね、そういった航空運賃の安い奄美とすることができる。そうすることによって、安定した交流人口があり、そして投資が安定して増やせるというようなことですね、是非ともこのLCC基金というのは、今の行政の中では考えられないにしてもですね、そういう奄振予算というもののあり方、聞くところによりますと、この有難い運賃減額はいつまで続くんですかというこの質問に対して、世界自然遺産になれば交流人口が増えるから、もしかしたらもうそれで取って代わるのではないかと。交流人口が増えれば当然航空運賃も安くなるということを前提だと思うんですが、そういう交流人口が増加するまでの間のつなぎの奄振予算投入なのかなというような考え方もできますので、そういう声を聞いたりもするもんですから、是非と

も今のうちから奄振予算がまだ投入され続けているこの間に、次の手を考えていくべきではないかということで、是非ともＬＣＣ基金というものをですね、まずは突破口、この奄美市から打ち出していったらどうかと。もちろんＪＡＣ、ＪＡＬの皆さんには長年ですね、お世話になっておりますので、なかなかそう簡単に切り替えることができないかもしれませんが、真剣に奄美群民のことを考えればできないはずはないと思っております。一企業ＪＡＬ、ＪＡＣのための奄美群民ではないというふうに思いますので、是非とも感謝は感謝として持ちながら、今の時勢に合った、時流に合った組織、その航空会社を誘致するということがですね、次の奄美の確かな展望になると思いますので、是非それこそ御理解をいただいて御協力をお願いしたいと、こう申し上げたいと思います。

次に、成田～奄美間の利用状況についてお尋ねをしたいのですが、冬場利用状況が悪い。そのことによって赤字が続けば撤退もあり得るというような心配もするものですから、どうかその付近の数字をですね、一昨年の７月から状況を見られてる行政において、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 成田～奄美間の利用状況でございますが、７月から９月と１０月から１２月に分けて答弁をさせていただきます。まずは全体の話ですが、成田～奄美間の利用状況につきましては、奄美空港管理事務所によりますと、平成２７年１月から１２月の１年間の搭乗者数は１０万６，０８５人で、搭乗率が８１．０パーセントでございます。うち７月から９月の搭乗者数が２万９，３７５名で、搭乗率は９０．７パーセント、対前年比１０４．２％でございます。１０月から１２月の搭乗者数につきましては２万５，３２７名で、搭乗率７７．３パーセント、対前年比１０９．７パーセントとなっております。以上です。

９番（戸内恭次君） 成田～奄美間が順調に搭乗率が伸びていってそれなりの成果が上がれば、次は関西だというようなことが言われておるものですからお聞きしたんですが、どうでしょうかね、その今後の予想として、この今の利用状況を聞かれて、今後の部長なりの見通しと言うか、そういうものについてもしお分かりであれば教えていただければと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 関西のお話でしょうか。関西路線ですかね。成田の継続のほうですか。私どもも成田路線が継続するように期待いたしておりますし、今数字を申し上げましたが、７月からの比較でございますので、成田～奄美がスタートしての半年間、７月以降の半年間と、２７年の半年間と比較しましたので、それでかなり伸びているということで、引き続き好調に推移するんじゃないかと期待してるところです。

９番（戸内恭次君） 個々の企業の話ですのでね、黒字ですとか赤字ですとかという話は聞くこともできませんので、搭乗率状況から判断をして好調であるということで喜ばしいことだと思っております。

次３番、低運賃への奄振交付金の利用状況についてですが、一昨年の４月から特別な事業枠としてですね、そういう低運賃のための交付金がいただけているわけでございますが、それが順調に消化されているのかどうなのかということについて、お分かりでしたらお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 平成２７年度のパニラエアに対する奄振交付金でございますが、総額で９，０００万円が確保されております。それからＪＡＬグループに対してはですね、総額１億５，６００万円の交付金が交付されてるところでございます。パニラエアに関して申し上げますと、この交付金の事業につきましては、事業費予算の範囲内で旅客数の実績に応じて交付金を支給することとなっておりますが、先ほども申し上げましたとおり、パニラエアの搭乗者数が昨年度が４万３，０００人でございまして、現在の搭乗者数は更に伸びてきておりますので、事業費が９，０００万の事業費については

満額執行されるものと考えております。以上です。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。そのもう一つは一昨年（2016年）の4月からこのバニラエアが就航して、昨年（2017年）の6月末で丸1年経ったわけですね。その間の交付金の交付ですね、これについて今確かに9,000万、1億5,000万というお話があったんですが、その交付金がどういう利用の仕方になったのか、そのバニラとかバニラエアとか、JAL、JACだけではなく、他の方にも利用されていると思うんですが、この交付金は余ったのか、足らなかったのか、単純な話ですけど、もうその付近はいかがですか。

商工観光部長（菊田和仁君） ちょっと話が前後いたしました。先ほどバニラエアに対する9,000万円でございますけど、これはどういうふうに使われたかと申し上げますと、通常バニラエアが設定している料金について、一人当たり更に3,000円軽減するということで使われております。それからJALグループにつきましては、前売り券の計の運賃、得便割引とか先得割引とかいろいろございますが、これを交付金を活用しまして、沖縄路線の運賃程度に軽減しているという使われ方がしております。それから、交付金全体についてはですね、もちろん国・県・市町村が出し合っているお金でございますが、国だけで申し上げますと、国の方が10億3,400万、27年度のこれは補正後の数字でございます。今度の3月補正で奄美市の方も補正予算を組まいただきましたが、補正後の数字で国10億3,400万、それからこれは10分の6国が負担いたします。県が10分の2で3億4,500万、それから市町村が同じく10分の2で3億4,500万お金を出し合って、事業費全体としたら17億2,400万でこういった事業をやっておりますが、まだ3月の実績が出ておりませんので、確定はございませんが、少なくとも奄美市のもう補正をさせていただきましたが、当初の金額では足りなかったということで、交付金が十分に活用された上でちょっと不足が生じたということでございますので、補正したからにはこれが満額近い形になると思っております。

9番（戸内恭次君） 交付金が余っているか余っていないとかね、単純な話だったんですが、実は交付金が足らなかったということで、ということは十分に奄振予算が活用されたということでございますので、大変喜ばしいことだなと思います。それでバニラエアに対する減額があるんじゃないかという噂があったんですが、実はこのことを質問してこの会でも議会でもさしてもらったんですが、あるところでお話を伺ってみますと、実は増額をされたんですよということで、私の情報不足がバニラエアに対する県の補助金、あるいは奄振の補助金は増額をされているというお話でありましたので、参考までにお話してもらいたいと思います。

次に質問を2、市民生活に関してということでさせていただきます。公園等に設置されたトイレ等についてですが、高齢者もよくグランドゴルフいろんなことで公園も利用されていると。ところが、トイレが和式でなかなか使いづらいというような声がありまして質問してもらっているんですが、いかがでございますか、その実態として、また、今後方針としてそのトイレの洋式化ということについてよろしく願います。

建設部長（砂守久義君） 洋式トイレへの整備についてお答えいたします。現在奄美市の管理する公園は42公園で、トイレの設置されている公園は33公園でございます。そのうち洋式トイレが設置されている公園は18公園となっております。議員御提言のとおり、高齢者の公園利用は増えており、高齢者がトイレを利用する場合、和式トイレは足腰への負担が大きなこと、また、世界自然遺産登録となれば観光客が増加することも予想され、和式トイレから洋式トイレへの整備が必要だと考えております。洋式トイレでない15か所の公園につきましては、市で作成しております公園超寿命化計画や、他の事業での洋式トイレの設置などができないか、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い

いたします。

9番（戸内恭次君） 私の質問にかなりいい話をさせていただいてありがとうございます。あまりこういう例がないもんですから、大変嬉しく思っております。是非きれいなトイレを作っていただきたいと思えます。ありがとうございます。それで余分なことです、せつかくきれいなトイレも作っていただけると。それと是非ともついでに駐車場をね、2台ぐらい停めれるようなことにしてもらえばなど。トイレはこう大きな通りにあるんだけど、駐車をしてばたばたとトイレをするということもあるもんですから、トイレのため駐車場もですね、整備できる、公園の一部をですね、駐車場にしていれば有難いなど、ついでお話ししてもらいます。それとやはり繁華街についてはですね、特に屋仁川周辺のトイレについては、利用が多いことすし、また、観光客も多く利用すると思いますので、是非とも充実したトイレを完備してもらいたいという希望がございます。その付近についてどうでしょうか、何かお考えがありましたら。特に屋仁川周辺のトイレということについてですが、いかがですか。

（「もう一度お願いしますか」と呼ぶ者あり）

（「あ、もうじゃあすいません。質問の趣旨をお伺いします」と呼ぶ者あり）

（「じゃ、どうぞ、どうぞ反問権どうぞ行使されて一向に構いませんのでどうぞ反問権行使をお願いします」と呼ぶ者あり）

建設部長（砂守久義君） 今議員からお尋ねがありましたのは、駐車場等のことについてでしょうか。屋仁川の公園付近のことですか。

9番（戸内恭次君） 反問権行使ありがとうございます。お答えいたします。私が申し上げたのはですね、先ほどの話がこうずれてね、話がちょっと私下手だったと思うんですが、屋仁川周辺のもですね、トイレというのを特にきれいにしてほしいということですね。それとできれば、駐車場もということも申し上げましたけれども、屋仁川周辺を特にきれいにしてほしいということで、何かその付近を早期にやりますとか、こういう計画がありますとかいうのがあればということをお尋ねしました。もう観光客もだんだん多くなりましたしね、皆さんもよくお使いになると思うんですが、きれいなトイレができればもっと楽しくなるのではないかと思いますので、是非屋仁川周辺のトイレのことについて整備する御予定はないかということですが。

建設部長（砂守久義君） トイレの清掃についてでございますが、33か所あるトイレの公園のトイレを指定管理者である奄美市開発公社の職員が3名体制で毎日の清掃業務を行っております。また、利用者から汚れ等の連絡があった場合は、臨機応変に対応するようにしており、快適にトイレを使用できるよう努めております。また、補修等につきましても、開発公社の清掃員や作業員が破損などを確認した場合や、利用者からの連絡があった場合には、開発公社との連携を図り、トイレの利用に支障がないように対応いたしております。特にトイレに関しましては、電球の取替えや便器の破損、ドアの修繕等が多くありますので、その都度先ほど答弁しましたように、開発公社と都市整備課の管理係で対応しております。

9番（戸内恭次君） 区画整理事業じゃありませんので、建設部長にこれ以上申し上げませんが、もう今は分かってらっしゃると思うんですが、まだトイレ清掃、補修、維持管理については今から質問しようと思ったんですが、お答えいただいております。そういうことで、是非ともトイレの清掃とかですね、あんまりその百貨店やあるいはスーパーのトイレのように、係の名前を書いて時間帯書いてというところまではね、必要ないと思うんですが、その付近は是非気をつけていただいて、誰が清掃係管理しているということを頻繁までなくていいんですが、そういう責任体制をですね、取って頂けれ

ば、特に重点トイレというのがあると思うんですね。重点地区、重点トイレというのがあると思いますので、そこをですね、是非整備していただいて、観光客等にですね、豊かな気持ちで、奄美はいいなあというようなことをこう常に印象付けられるようなそういうトイレにしてほしいなと思いますので、是非お願いします。

次、案内看板でございます。この看板というのは、こうなかなかですね、こう大きな通りで確かに最近看板を作っておられてですね、確かに助かってるんですけどね、助かってるんですが、まだまだ不十分じゃないかなと。まだまだ丁寧に案内板ができていいんじゃないかなと。これは高齢者が旅行に来る、または地元では高齢者が増えてるということもあって、使う回数も多いはずでございますので、是非看板をですね、分かりやすく、是非高校生なんかをお願いしたりしてデザインしてもらって、かわいい看板を案内板を作ってもらうとかね、何かそこら辺りを是非作っていただければなと思います。親切心のこの看板が親切心であり、また、おもてなしの表現でもあるのかなと思いますので、その付近をいかがでございましょうか。

建設部長（砂守久義君） 今後観光客の増加が見込まれる中、道路へのトイレの案内看板設置は必要な施設と考えておりますが、道路上に案内看板を設置する場合は、設置につきまして道路管理者や警察との協議が必要でございます。また、実施できる事業があるかどうかの調査等も必要でありますので、道路への案内看板設置につきましては、今後検討させていただきたいと思います。また、案内看板ではありませんが、市や他の団体などで発行しているガイドマップなどにトイレの設置場所が掲載できないか、併せて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

9番（戸内恭次君） いろいろね、支障はあるかもしれませんが、必要なことなんですよ、必要なことなんです。もうできればやりたいなあということではなくて、やっぱりせっかく整備されたトイレをですね、利用していただくというためにはもう必要なことでございますので、いろいろ法的な支障もあるかとは思いますが、そこは観光立島ということで、観光で食っていこうと、この島はということであればですね、観光客に優しい、案内板のこともいわゆる地理案内もあるんですけども、まずはトイレ案内からしてみたらいかがでしょうかということで、次の質問に移らしていただきます。

次はクリーンセンターのごみ袋問題についてですが、ごみ袋についての持ちこみをしておりますが、議長の許可をいただいておりますので、後で御披露させていただきます。私が申し上げたいのはですね、そのごみ袋、たかがごみ袋と言いますけれども、これが大きな金額、あるいは是非地元業者に指名をもらいたいとかですね、そういう複数の業者からの話もあるものですから、このクリーンセンターのごみ袋問題についてであります。この入札は何社ぐらいで、今年の場合ですね、落札はもう一人ですけども、実際に入札に応募した業者は何社ぐらいあったんですかね。

市民部長（則 敏光君） 28年度の入札ということでございますが、28年度は1社しかございませんでした。辞退が3社ということで1社だけでございました。

9番（戸内恭次君） 競争入札と言うんですから、応募する人が1社では競争入札ということにはならないかなと思うんですが、これは去年はどうだったんですかね。毎年のようにお話を伺ってるんですが、お願いします。

市民部長（則 敏光君） 27年度につきましては、4社、4社でございますが、そのうち1社が辞退という形になっておりますので、3社で入札ということでございます。

9番（戸内恭次君） 3社が応募したということですね。今年は1社だけだったと。よく分かりません

が、私がもう許可をもらったこのごみ袋ですね、従来はこういうごみ袋ですね、こういうごみ袋ですね。新しいごみ袋がこういうごみ袋ですね。どこが違うがあるかなぞなど。どうですか、どこが違うがあるというふうにお尋ねしますが。

市民部長（則 敏光君） 後の方示していただいたものですが、下のほうにこう何て言いますかね、こうつかめるやつがあります。これがちょっと新しく導入したものでございまして、これにつきましては従来から回収業者の皆さんからの要望もございまして、ひっくり返っても取りやすいようにとかいうような回収の利便性や安全性を考慮してのそのような仕様が変わってございます。

9 番（戸内恭次君） 確かにこれは特許らしいですね、このヒラヒラ。こうひっくり返った時にこう使う。非常にこう便利と言えれば便利なんですね。ところが、ある業者に聞いてみたら、いや、これちょっと高齢の業者だったので聞いてみたら、え、ヒラヒラあるんですかと。業者の中にもね、そういう方がいて、あらあら、話では、クリーンセンターの話では業者からの要望があったからこういうふうにしていて。また、指定をですね、こういうこんな特許を持った業者の袋に指定をしてるものですから、そうすると、その業者がたくさん特許を持ってる人というのはそういないわけですね。そうすると、どうしても一業者特定されてしまうんですね。そういうことで、じゃあ、このヒラヒラの付いてないこれでどんなにそれほど、こっちをつかむかこっちをつかむか、普通はこっち使わないんですよ。大概こう倒れててもこっち、こっち倒れててもこっち、こうつかみやすいところをつかむと思うんですが、そこがですね、どうもこういうせつかくいいものであるかとは思いますが、競争にならない指定をしてしまうと。あまりにも細かく指定してしまって、競争を排除してるというようなこうことになるものから、もうここをですね、何かもっとそうすると、競争して市民に安くでごみ袋が提供できるんじゃないのかなあと、素朴な疑問でございまして、その付近がいや、そうじゃないよと。その特許があるやつも安いんですよというようなことであるのか。なかなか応募業者がいないようないわゆる特別なものを指定された時にですね、なかなか競争、あるいはもっと地元の人たちもですね、競争できないというような指摘がありまして、そこをですね、何とかならないものかと。だからその特許と言わずに、従来のものでいいとなれば数社、数社がですね、対応できるということだと思んですが、その付近をどうお考えなのかと思いますが、どうでしょうかね。

市民部長（則 敏光君） ことさらに地元業者を排除したとかいうことではございませんで、従来からの要望なども加味いたしまして、そのような取っ手を付けるような仕様に変えたというのが実情でございます。単価につきましても、確かに若干特許でございまして、従来のは1部当たり10.5円、その新しい取っ手の付いたものが10.7円という形になっておりますが、若干0.幾らちょっと上がっておりますけれども、業者さんの安全性と要望にちょっとお応えしたというような実情でございまして、御理解をお願いいたします。

9 番（戸内恭次君） 分かりました。私が聞いた話と行政が聞いたような話が違うようですね、じゃ、どちらがいいのかとなると、よく分かりませんが、ただ私が言いたいのは、地元業者も入札ができるような環境を作っていただければなという、どのごみ袋がいいということは言いませんが、そういう環境づくりというのは、特許を持った会社が注文、いわゆるその取り引きをしたいという業者に平等に分け与えるのか、そういったことが業界としてできるかどうかはよく分かりませんが、素朴な疑問として公平性のある取り引きができるようにしてあげたらどうでしょうかと。トイレを言ったついでにトイレの200ワットの明るい電気は要らないでしょうというようなそういう素朴な感じですね。言えぱきりがないわけですね。いろんな改良をしていってですね、ですから、そのこの辺りをほどの改良で使い勝手があればもうそれでいいんじゃないのかなという、確かにね、この取っ手があるのはね、とってもいいん

ですね。これ確かにいいと思いますね。とってもいいですね。そういうことで、こういう発明ならいいと思うんですが、どうもそこまでは行き過ぎじゃないのかなというのがあってですね、是非一つのこれは例でございます。いろんなことについてこういうことがあるんじゃないかなと思って心配いたしておりますが、是非ともたかがごみ袋とおっしゃらずに、これはもう経費をね、削減するための、あるいは公平性を保つための一つの事例だということで、よろしく御検討お願いしたいなと思います。

次にですね、大学誘致についてでございますが、いろいろ新聞等でもかなりわくわくするような話がありまして、楽しみにしてるんですが、奄美市として現在どのような状況をお考え、または、今後どうということについて取り組んで実現に向けることができるのかなということについてお尋ねします。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えいたします。その可能性調査の実施事業の実施での経緯でございますが、奄美大島で毎年約500名程度の若者が高校卒業後島外に進学、就職のため離れております。これが大きな要因として人口減につながっているわけですが、その理由として、島内に大学がないということが上げられるんだろーと思います。今回地方創生による総合戦略を策定するに当たって、さまざまな方々からアンケートに基づいての提案を頂きました。その各提案に基づいてそれぞれワークショップを開いて議論をしたわけですが、これはもう5市町村の担当者も含めてですね、議論を行ったところです。その結果、島内共通の課題として、解決の施策として大学設立の可能性調査を明記したということでございます。その結果、今回地方創生の加速化交付金の広域連携事業ということで国に申請をした次第でございます。その後じゃあ、今後どうするかという話になりますが、御指摘の想定する学部とか募集する学生、資金の調達方法、そういったものについてはその調査の中で明らかにしていこうということでございます。以上です。

9番（戸内恭次君） 積極的に進んでおられるということで有難いと思って楽しみにしてありますが、その調査の中でですが、余分なことだと思いますけれども、その調査をする、いわゆるトップに立つリーダーですね、調査のリーダー、そのリーダーという方はどういう方を選ばれるおつもりなのか。また、そういう方がおられるのかどうなのか、お尋ねしたいんですが。

総務部長（東 美佐夫君） 現在まだそのリーダーという方を選んでるわけじゃございませんが、大学の各先生方からいろんな提案がございます。奄美出身の方々と含めてですね。そういう先生方にも意見を聞きながらですね、今後進めていきたいというふうに考えております。

9番（戸内恭次君） 分かりました。リーダーというお話をさしてもらったのは、つい最近の新聞にそういうことについて詳しい方の話が載ってましたので、そういう方をですね、もう新聞に載ってるわけですから、是非来ていただいてされたらどうだろうかと。やはり資金面だとか学部、教授、学生を集める、そういう作業というのは、やっぱり特別な経験、あるいはノウハウがあると思いますので、そこをですね、的確な人材をですね、奄美市の方で呼んでいただくことによって、実現が早まるのではないかと。是非とも大学というのはやらなきゃいけないことだろうなあと考えておりますので、是非やってほしいと思いますので、是非お願いいたします。

次に、ミカンコミバエの問題についてです。これはもう奥議員が特にいろいろお話をされておりますので、私の方は少し割愛をさせていただきますけれども、私なりですね、立場でお話をさしてもらいますが、放置果樹園の対策について。これがですね、県のほうに特別委員会の中でも話をさしてもらってるんですが、放置果樹園に行くと、そのもぎ取ってくると。こうしなきゃいけないんですよ、放置果樹園だから。取ってこなきゃいけないです。だけど、取ったら窃盗罪になるのか。緊急避難行為だから大丈夫なのか。そういうことをですね、問題があるんですね。ところが、県のほうに訪ねると、特別委員会で県のほうに訪ねると、いや、それは地元で地元の自治体や区長さんやらが云々かんぬんとい

うもう逃げるんですね。ですから、敢えてそれは県の条例化で、条例、あるいは自治体に指導して条例を作ってもらって、緊急避難行為として大丈夫だということを言ってもらわないとですね、これはびくびくしながら人の園でその果樹園で取るということにもなりますので、非常にこう現場の農家の皆さんもうかわいそうだなと。駆除はしたい、早く駆除はしたい、根絶したい。だけどそういったものに手は付けられないというこうジレンマがあると思うんですが、国に言ってですね、是非その条例をですね、緊急避難行為で国が一定の警告を発した場合は、取れるというようなことですね、条例を作ってもらわなきゃいけないと言うか、法律を作ってもらわなきゃいけないと思うんですが、私は県知事辺りの条例か県条例、あるいは市の条例で十分じゃないかなと思いますが、その点いかがでございますか。

農政部長（奥 正幸君） 昨日のですね、奥議員の答弁と重複する点があるかとも思いますけれども、その放任園地の対象果実の除去をですね、条例等で制定整備することにつきましてはですね、そのタンカンなど寄主果実や樹木はですね、昨日も話しましたけれども、個人の財産権、所有権の問題があつてですね、その植物防疫法でも、この果実、樹木を強制的に撤去する規制がない。このことによって所有者相続人に確認なしに撤去することはできないと、困難ではないかというふうに今考えております。それで現在放任園地のその取り残してるタンカンなどにつきましてはですね、これまでどおりその遠隔地の所有者、管理人、相続人などから承諾を得た上で、地域の取組の中でも市も協力しながら除去などに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

9番（戸内恭次君） 本当に根絶をしてほしいというのはもう皆の願いなんですけど、そのためにそれぞれ政策いろいろ手をね、付けてやってるわけなんですけど、肝心なところでそのいわゆる虫の発生する現況になるものそこにありながら、手を出せないというね、そんな馬鹿なことがあるのかと。もう普通の素朴な話ではあるわけですね。そういったことに対策を考えてなかったというのは、これまた大きな怠慢であったなと。いわゆる国、県の怠慢であったなと思うんですが、そこはどうなんですか。規制ばかり一生懸命その持ち出すなということばかりパンフレット作って一生懸命やつてますけど、実際に根絶するためのね、肝心なところが抜けていると。対策が抜けていると思うんですが、そこはどうですか、今からでも、また、来年、再来年もずうっと続くわけですから、そこら辺りをはっきりと言うことはできないですかね、国のほうに。どうですか。

農政部長（奥 正幸君） どうしても法律の壁がございましてですね、植物防疫法の中ではこれを所有権、財産権の問題があつて、それを撤去できるような規定というのがなくてですね、民法の規定を遵守しなければならないというような今状況ではございます。その松くい虫の松などについてはですね、そういう特別法がございまして、そういう法律の中で森林病虫害等の防除法という法律がございまして、そういう法律の中で県知事がその所有者に対してですね、駆除しなさいという命令ができるようなそういう特別の法律の規制の中で行われてる部分はあるんですけれども、今回のこのミカンコミバエに関しては植物防疫法以外の法律で撤去できるような規制というのは、法律は今のところないというような状況です。それでですね、どうしてもその所有者管理人に承諾を受けた上で撤去というのが国・県の今までの指導でございまして、更に連絡が取れない場合はどうするかという話の中でですね、どうしても連絡が取れない場合については、その放園地の周辺にですね、テクス版を重点的に設置することなど可能な限り対策に努めたいというような考え方でやっていこうという考えでございます。以上です。

9番（戸内恭次君） 法の壁があると言うんですが、じゃあ、お尋ねするんですが、空港にこのタンカン持ち込んで、今から鹿児島に持って行きますよと。持って行った時に、その果実はいったいどういうふうな取扱いになります。

農政部長（奥 正幸君） この植物防疫法の中にですね、そのタンカン果実島外禁止という恐らく規定があつてですね、その場所規定もあると思うんですけども、中身については私もちょっと把握はしてございませんけれども、あくまでもその植物防疫法の中での規定に基づいて、防疫官が適用しているというようなことだろうと推測いたします。

9 番（戸内恭次君） ある人の話を聞くと、加工したものをですね、当初ですね、加工したものを空港で没収されて、それが戻ってきてないというような話まであつたんですね。この問題が発生してすぐですから、行政も混乱をしていると思うんですね。だから、どの程度のまでのことをやっていいのか、空港の管理の方も分からなかったと思うんですが、そういうこともありますので、それだけ強い規制をかけるものであれば、現場でも強い規制をかけられないはずがないですね。持ち込んだら、島の外に持ちこもうとしたら没収される、ね、没収されるんですね。所有権を失うわけですね。だとすれば、その虫を発生させる元になる果実を没収すればいいんですよ。単純な話です。やる気があれば没収させればいいんですよ。だから、その島の人たちが困るような、いや、果実を出すなというようなばっかりじゃなくて、そういう果実については没収してちゃんと処理するというようなことまでその植物防疫法にですね、その規定させればいいわけですが、そこは抜けてると思うんですね。そこまで想定していないんじゃないかと思うんですね。是非上のほうに話をつなぐことはできませんか。

農政部長（奥 正幸君） 先ほどもお話したようにですね、島外禁止というのは法律植物防疫法から農林水産省の省令の中で関係法令の中で島外禁止はできないというのがきちっと規制をされてると。ただ、島内での消費というのはいくらでも消費も売買でもじか消費でもいくらでも大丈夫なような話の中でですね、その果実の中に混入してるその付いてる果実そのものをですね、もう没収という規定というのは、あくまでも先ほどもお話の中でもありましたように、防疫法の中では植物防疫法の中では規定されてないと。ただ、今回こういうお話がございましたというのは県にですね、報告をするということだとどまりたいと思います。以上です。

9 番（戸内恭次君） 是非それは伝えてください。恐らく何らかの対策ができるはずですよ。県の県知事の許可があればできるとかね、松でもそうです、やってるわけですから。それで最後にですね、こういう果樹園に対してのヘリコプターで駆除する、薬剤散布するわけですが、私が提案したいのは、奄美市で是非ドローンを買って頂いて、ドローンで撮影をしてピンポイントで薬を撒くと。山全体に撒くじゃなくてピンポイントで撒くということも一つの方法じゃないか。経費削減になるんじゃないかと。ヘリコプターを雇ってね、ばら撒くというのは大変なことですよ。それよりはピンポイントでやる方法もあつていいんじゃないかなと。最近ではドローンで荷物も運ぶような時代になったようでございますので、是非ドローンで薬剤散布もしていただきたいと、そういう御希望を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で無所属 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後 3 時 4 6 分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後 4 時 0 0 分）

引き続き一般質問を行います。

自民新風会 師玉敏代君の発言を許可いたします。

1 8 番（師玉敏代君） おはようございますじゃなくて、気持ちは朝の気持ちでさわやかですので、皆様、こんにちは。自民新風会の師玉敏代でございます。質問書の一字挿入をお願いいたします。1 番目

のミカンコミバエの防除と流通業者へのというところに、流通業者等と等を入れていただきたいと思います。訂正をお願いいたします。

では、平成28年度第1回定例会の開会に当たり、一般質問に入ります前に少し所見を述べさせていただきます。本年は1市1町1村名瀬、笠利、住用が合併して10年という節目の年であります。この10年を振り返りますと、奄美市議会の誕生は平成18年3月20日、合併特例法により制度化された在任特例で1年8箇月の在任期間をもって43名の議員でスタートいたしました。波乱の幕開けでありましたが、合併という特殊事情を勘案し、地域住民の意見を合併後の行政に反映させ、均衡の取れたまちづくりを進めるという観点から、一定の激減緩和措置でありました。また、それまでの合併協議会の事務上のすり合わせの条文の末文は、ほとんどが当分の間は現行どおりとし、新市で調整するとの文言で締められておりました。その当分の間とは概ね何年か、その問いに概ね3年ですとありますとの答弁があったことを記憶しています。10年経った今、住民のサービスをはじめ、暮らしの生活や暮らしの下水道事業や排水事業が等しく行えているか検証するのも大事なことでないでしょうか。また並行して、地域住民の多様な意見を集約し、行政に繁栄させることが最も大きな役割として、10年の期間笠利、住用町に地域協議会が設置されました。その意の根底は、合併後の不安の払拭も関する機能も併せ持つとしています。その期間延長が昨年の12月の定例会において5年の延長が定められました。行政からの主要事業の説明、意見の集約にとどまらず、地域自治のより所となり、地域住民からの要望や地域の将来の方向性を併せ持つ重要な機関として十分に機能しているのか。行政の諮問機関的で終えていないのか、初期の目的に準じているのか精査し、地域の意見や要望が汲み取れる協議会として取り組んで頂きたいと心から願って止みません。また、3地区の均衡ある発展を目指しつつ、地域の特性を生かしたまちづくりが推進できるよう、官民一体となった取組を期待しています。私も大変後ろからでは失礼ではありますが、3月をもって退職される議員の皆様、長年本当にお疲れ様でした。こうして健やかに定年を迎えられることが何よりのお祝いだと思います。これからもこれまでに培われましたノウハウを生かし、地域の核としてどうかお力を貸してくださいよう心から切望していただき、一般質問に入ります。

ミカンコミバエの防除の件につきましては、先日の奥議員の方で答弁をいただいておりますし、広域的な一切の防除の取組についても新聞紙上、また、答弁の中でもありましたので割愛させて頂き、早速ではありますが、12月定例会の一般質問において運輸流通業者と卸小売業者、そして菓子店、製造業者の損失額が3億2,000万と影響損失額が示されました。その後は影響資産額に変化はないのか。また、奄美大島全体の影響資産が示されないのかお伺いいたします。

次の質問から発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

商工観光部長（菊田和仁君） それではお答えいたします。12月に御説明した影響額につきましては、奄美大島商工会議所、それから奄美商工会の聞き取り調査による影響額としてお示しいたしていましたが、その後の調査は行ってないとのことでございます。また、奄美大島全体での影響額について試算ができないとの御質問であります。一つの考え方として、生産された農作物が流通することで生じていた波及効果を産業連関表を用いて試算し、その波及効果額を影響額として試算する方法もあるのではないかと考えております。しかしながら、影響額の試算方法は他にも考えられ、困難を来す恐れもありますので、奄美市として影響額を公表することは差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

18番（師玉敏代君） はい、分かりました。私がこの影響試算額と話したのは、先日の奥議員の質問の中で、その融資の支援策として奄美市単独ですね、1,000万と、これは2年間の利子を補助

するものであるというその結局1,000万という利子の部分ですね、つまり元本があるわけですよね。その辺が影響資産額によってこれだけのものが出たのかなあと、1,000万というのが出たのかなあと思ったんですね。1,000万で今奄美市の商工課の窓口でやつてる緊急携帯促進ってありますけども、利子が1年以内なら1.9、それ以降2パーセント、2.3と期間が長くなればなるほど高くなるんですが、平均を取って2パーセントとしても、これはですね、逆算しますと1,000万に対しては約5億円の元本になるんですね。ということは、1,000万の融資に対して約50件の相当の対応ができるということでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 今議員がおっしゃったように、2パーセントで想定しますと、仮に全員が1,000万の限度額いっぱいを借りますと、50人と、50人分が1,000万の2パーセントが20万ですから、50人に相当するということです。もちろん限度額じゃなくてその半額程度500万程度を借りるのが平均であれば100名ということになりますが、また、併せて1,000万の利子相当額につきましては2パーセントを考えますと、融資額は5億まで対応できるということになります。以上です。

18番（師玉敏代君） 今回ですね、奄美市議会もミカンコミバエの問題に関する特別委員会の中で、今回県のほうにもですね、より資金の調達、資金繰りが円滑にできるという対策として要望を出しております。その一つは、こういった利子の補助が奄美市があれば、昨日の中ではセーフネットの保証の関係については県と協議するという答弁でよろしいんですかね。どうなんでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） セーフティネットの関係は、協議すると言うよりはですね、県のほうには是非セーフティネットを活用できるように取り組んでいただきたいということを申し上げておまして、最終的にはこれを発動するためには、国のほうに要請をしないといけないということでございますが、県のほうにはもう何とか申し入れをお願いをしてるところでございます。

18番（師玉敏代君） 緊急経営対策資金とか、中小企業振興資金とかいろいろありますけども、やはり話の中では、現在ですね、2月29日をもってタンカンもですね、選果場の方終わりました。大体ミカンの収穫もこの頃で終わります。そういったものを農家さんにしては、加工するにしても製造するにしても、卸売り、小売りするにしても、今がちょうどもうピークなんですね。これを加工、製造の皆さんは1年間ストックして製造し、商品化していくわけです。その1年間の資金繰りとしてですね、やはりそういう事業をしている人は現の既存の貸付けというのをもたぶんあると思うんですね。そして更にそういった新たな資金を借りるということは、二重の貸付けになるということで、結局このセーフティネットの別枠でですね、やっぱりこういう資金保証ができれば、確かに円滑な資金繰り対策としていいのではないかと、そういうことで聞いております。とにかくその貸付けもですね、利子が、例えばこれ全額ですかね、利子の補給2パーセント全額、例えばその2パーセントでなくても、全額保証するんでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 2年間でございますが、全額ということです。幅がございますけど、1パーセント台のものから2パーセント台でございますが、利子のすべてを2年間補助するというところでございます。

18番（師玉敏代君） 先ほども話しましたように、事業所にとっては新たな借り入れにしても借金ですね。そして既存の貸付けもあります。これが本当なら書き換えられて条件変更ができて、金融機関ですね、そして更に据え置き、例えば次の1年、来年度に向けたその資金繰りのですね、運転資金として

来年度まで例えば据え置き期間があるとか、半年あるとか、やっぱりそういった緩和がなければ、せっかく必死であってもすぐ元金を返済しなければいけないという状況は大変厳しいと思いますので、その辺の金融機関がたぶん窓口になると思うんですけど、そこの中での条件変更、そういった金融の貸付けに当たっての条件変更とかその辺は緩和はどうなんでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 新たな利子補助制度につきましては、借り換えにも対応できる制度としております。対象とする融資制度は、いずれも据え置き期間、概ね1年から2年制度的据え置き期間がございますので、今回の利子補助と併せて事業者のニーズに対応できるものと思います。また、返済期限のことなんですが、これはまた金融機関との協議が必要にはなるとは思います。借り換えの際に対象となる融資制度のそれぞれの返済期間がございますが、その範囲内で見直しはなされるものと考えております。例えば現在借りている融資機関の残高が5年ぐらいい残っていたとした場合にですね、新しい借り換えの時の制度が7年以内とかいうのであれば、その7年に延ばす。その範囲内で対応を金融機関と協議にはなりますけど、そういった制度の範囲内で見直しができるものと考えております。以上です。

18番（師玉敏代君） こういった利息の補助ですね、全額そういった制度とまた条件緩和されたいいろいろな柔軟性な対応というのが、今後窓口に来るにしても、やはり今までの資金ではどうしても借りたくても借りられない。商工会議所に聞いたら、相談は3件しかなかったというのは、つまりこういうふうに特化したやっぱり保証の問題であったり、利息の問題であったり、返済期限であったり、据え置き期間であったり、そういった条件ですね、やっぱり緩和することによって、やはり実際のこの事業を利用しようと。そして来年へ向けて再生可能な事業運営ができるのではないかと考えております。どうぞまたその辺はまたよろしく願いいたします。

次に、子育て、保健・高齢者福祉構想についてお伺いいたします。子は島の宝と考えの下、働きながら子育てしやすい地域全体で子育てを支援する環境づくり、本市が目指す子育てに適した島として少子化対策の一環として攻めの姿勢が十分感じられますが、その中で子育て、健康増進、高齢者福祉が一体となった拠点施設の整備の構想は重要な施策だと思います。今後どのように進めていくのか、お示しください。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 子育て、保健・高齢者福祉施設構想につきましては、午前中もお答えいたしました。核家族化の進行や地域とのつながりとの希薄化などを背景として、育児の孤立化、子育て不安の増加などが課題となっていることから、子育て世代の支援を図るための拠点となる施設として、また、高齢化の進んでいる保健センターと老人福祉会館の整備も併せて行う基本構想をまとめようとするものでございます。現時点では、若い子育て中の親子と元気な高齢者が、交流できる場、育児を楽しく感じることができる場、母子から高齢者までの生涯を通じての健康づくりを実践する場などを提供する施設をイメージしておりますが、幅広く住民の方の意見を聞くための委員会等の設置も検討していきたいと考えているところでございます。平成28年度に基本構想をまとめることとなりますが、具体的な設計、場所、着工時期等は、その中で検討をしていきたいと考えているところでございます。

18番（師玉敏代君） はい、分かりました。整備に当たってはですね、以前鹿児島市の子ども子育て支援の拠点施設「りぼんかん」というのがございます。私たちはそこを以前視察したんですが、与次郎の桜島が展望できる環境にあり、遊び、学び、体験する、また、集い、ふれあい、交流する、更には子育て相談、援助、また、子育て施設や関係機関との連携や社会全体での子育てを支援する施設として身近に相談できる施設、親子が気軽に遊び、子育ての不安を解消する拠点施設でありました。子育て中の親のシンボルであるどこに相談すればいいのか一目瞭然である。最近では「保育コンシェルジュ」を待機

児童問題や多様化する保育ニーズへの対応策として多くの自治体で導入が進んでいます。今後このような施設構想に「保育コンシェルジュ」の配備は必要だと思いますが、いかがですか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 議員おっしゃいました鹿児島市の「りぼんかん」、それから谷山にもありますが、市立の保健センターと隣接した子育て支援センター、この二つも私も実際見てまいりまして、大変多くの親子に利用されている場所でした。本市におきましても、子育て中の親子の要望の中で、議員がやおっしゃいました身近に相談できる施設、親子が気軽に遊び、子育ての不安を解消する拠点施設、あるいは雨の中でも遊ぶことのできる施設、こういったものを望む声が多く出されておりました。そういったことで、今おっしゃいました「りぼんかん」なども参考にしたいと考えておりますので、御理解ください。

18番（師玉敏代君） 先日栄議員の方からも、「子育てのコンシェルジュ」の話もありました。どちらかというと、子育てに必要なこれもしょだと思っただけですね。やっぱり相談し、子育てに関するこの人はコンシェルジュです。保育というのは、例えば保育の待機児童がいた場合ですね、それがスムーズに円滑に進むようなそういう「保育コンシェルジュ」という専門性のある、例えば今回待機児童ゼロと言われている横浜市や千葉市には設置しているんですね。その人を設置することによって、たとえ待機であっても、保留であっても、そのお母さんやお父さんのですね、やはり親身になって相談し、いっしょになって頑張らしましょう、というそういう力強い声を聞いて良かったと、いろんな要するに何でもかんでもそこを通過するだけの問題じゃなくて、いろいろな面で保育に関するそういった専門的な人ですね、先の栄議員の言う「子育てのコンシェルジュ」も必要だと思いますので、併せてですね、構想の中で今後考えていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。いかがですか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 失礼しました。先ほど「保育コンシェルジュ」の答弁が抜けておりましたが、「保育コンシェルジュ」は横浜市の事例で、保育に関する総合案内人ということで、保育所の利用に関することやその他子育て支援に関する情報提供などを総合窓口として対応し、必要に応じて関係機関との連携等も行うもので、本市としても必要性を感じているところでございます。これにつきましては、平成28年度に「利用者支援事業」や「子育て世代包括支援センター事業」、こういうのの中でですね、名称はコンシェルジュという名称を使うかどうかは別にいたしまして、そういった趣旨の相談員を配置する予定でございます。

18番（師玉敏代君） どうぞよろしくお願いいたします。特に庁舎に来て、この問題どこに相談すればいいのかと、やはり地下の方ですね、やっぱり迷ってらっしゃる方も結構いるんですね。やっぱりここに来たら子育てのことは相談できる、保育の関係もできると。やっぱり一つのシンボリックなですね、やっぱり施設としてやっぱり市民に慕われるようにですね、是非お願いしたいと思っています。また、その中にですね、保健センターがですね、今ありますよね。確かに今日の答弁の中で老朽化してるということで、私も保健センターの整備は必要なあと日頃思っておりました。乳幼児の4ヵ月、7ヵ月、1歳半、3歳5ヶ月と検診があります。受診の流れがですね、スムーズにいく動きやすいスペースとかですね、受診待ちのキッズコーナーがあればいいというお母さんたちの声も聞いております。また、高齢者にとってもですね、乳幼児とのふれあいというのは認知症の予防にもなりますし、いろいろなふれあい講座があればいいと私も願っております。その辺はどうでしょうかね。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 議員がおっしゃいました保健センターとしての役割の充実、高齢者と乳幼児とのふれあいの場ということでの施設ということも、市民の健康や成長のために大変必要なものと認識しておりますので、そういったことを基本構想の中に反映できればということを今考えていると

ころでございます。

18番（師玉敏代君） このようなすばらしい構想をですね、策定に当たっては、やっぱり各年齢、各層のいろんな方の御意見、そういったのを聞きながら、もう市民の皆さんに気軽に慕われる、愛される施設に是非構想を立てていただきたいと思っています。

では、次の質問に移ります。里親制度・奄美留学についてですが、地方創生を推進するに当たり、避けて通ることのできない人口減少問題です。地域から学校がなくなる。地域の活気がなくなる。地域が運営できなくなる。このことは市街地周辺では深刻な問題です。里親制度についてまずはどうお考えでしょうか。

教育長（要田憲雄君） 里親制度についてお答え申し上げたいと思います。本市におきましても、人口の減少に伴う児童・生徒の減少への対応は喫緊の課題だというふうにとらえております。里親制度につきましては、児童・生徒の減少による学校存続の危機の解消と、学校の活性化を目指す取組みとして学校と地域で構成される実行委員会などの組織が里親を斡旋し、行政が里親への助成をして、児童・生徒の確保について成果を上げている制度だと認識をしているところでございます。本市のほとんどの小規模校におきましては、現在学校と地域が一体となりまして、学校活性化委員会という組織を立ち上げて、危機感を持って定期的に、あるいは場合によっては緊急にですね、その会を開いて情報交換をしながら、児童・生徒の確保に努めているというふうに理解をしております。私ども教育委員会も深く関わっておりますので、その状況がよく手に取るように分かるわけではありますが、一朝一夕にはなかなかいかなない実情があるということも申し上げておきたいというふうに思うわけでございます。またですね、芦花部、崎原の小中学校では、小規模校入学特別認可制度というのは議員も御承知だろうと思いますが、名瀬地区の大規模校から入学、転学を認めて、二つの学校に子どもたちが通学をしているということで、そのことによって特にこのバスの通学に運行にかかる経費を補助して、児童・生徒を確保している。そのことは割と成果を上げていると私は認識をしているところでございます。里親制度は地域の協力と里親の確保等の条件整備などが大変課題だと思っているところです。状況を見極めて今後検討していかねばならない課題であると考えているところでございます。以上です。

18番（師玉敏代君） 次の質問にいききたいと。親子山村留学と言ってですね、大和村でも戸円の方で10人ぐらい、今10人やってなくて、大勝で今一人預かってるですね。それも言えば山村留学なんですね、1名。何でしてるかと言うと、月額3万円の補助を出してやってると。それはどういった紹介で来たんですかと言うと、孫らしいですね、都会にいる。やっぱり血縁関係があった方がいい、全くの他人よりもできれば島出身の人の子どもさんと呼ぶとかね、そういうのが一番望ましいという大和村の役場の方のお話でした。更にはですね、特に宇検では名柄と阿室集落がやってるんですが、阿室小中学校の場合、小学校が12名中7が留学生なんです。そして中学校では8名中6名が親子留学なんですね。やっぱりこういったところで学校自体がですね、やっぱりこれがなければ学校の存続が危ぶまれるという、地域にとっては大変辛いことなんですね。どういう形をしているかという、地域で活性化協議会というのを立ち上げているんですね。地域で取り組んでいるんです。そして村から宇検の方はですね、そちらも月に3万円、そしてそれは過疎債のソフト事業でですね、対応してるというお話でした。であれば、奄美市はできるわけですね、当然ですね。やはり今からやはりどうしても生徒がいけないというのはですね、やっぱり奄美のこれだけのすばらしい自然環境、そういう中でですね、子育てをしたいという人もいると思うんですね。やっぱりそういう発信もして、これを全体で地域でやりなさいじゃなくて行政もいっしょになつてですね、こういうのを取組みすることでしか人口を増やすことできない、学校の存続もできないというのが現状なので、是非、この辺は積極的にですね、進めてほしいと思います。どうですか、教育長。

教育長（要田憲雄君） 今山村留学の話をしていただきましたが、里親制度と同じ仕組みだというふうに私も考えているところです。ただ、私どもが課題として感じますことは住宅の確保、それから家賃の助成などが中心になって山村留学を私どもお願いするわけですが、特にですね、今それぞれ活性化委員会を立ち上げている学校から報告があるのは、住宅がなかなかないということの報告を受けておりまして、これについても具体的にやっぱり取り組むべき課題になってくるんだというふうに思っているところでございます。したがって、学校活性化委員会などの成果の状況を見ながら、それぞれの例えば笠利の場合と住用の場合とは、その活性化委員会の動きですとか、あるいは地域の参加がずいぶん温度差があるようにも思うんです。ここでは申し上げませんが、そういう意味では非常に大事なことでございますので、今後検討していかなければならない課題でありますし、避けて通れない課題であるという認識をしているということを御理解いただきたいと思います。

18番（師玉敏代君） 次に奄美留学なんですが、これは私が勝手に島根県の島根留学にあやかって称したものでございますが、島根県の海士町というところが人口2,400人で電磁冷凍と「CAS」をいち早く取り入れて一次産業をおこしたとこなんですけどね、これは高校生を対象にした留学なんですが、入学生が45人中19人が県外からの越境入学ということなんです。最近大島高校にも新潟県からハブに興味があるということで受験し、在学生でいるということが分かりました。ハブに興味があったからと聞いてますが、奄美の魅力、自然環境、外界離島の良さを発信して教育のですね、魅力を図るということのような取組を是非ですね、考えていただきたいと思います。簡単によろしく願いいたします。

教育長（要田憲雄君） それでは申し上げます。議員御指摘のとおり、全国では県立高校の活性化に留学制度を活用している事例がございます。現在本市の県立高校の充実につきましては、議員も御承知のとおり、奄美市の三つの高校に対しまして魅力ある学校づくりということで支援事業を行って事実もでございます。また、大島北高校の存続に向けた様々な支援や住用地区からの通学に対しては、スクールバス通学定期券の購入費の補助も行っております。奄美市といたしましても、まずは私どもがお願いしたいことは、県立高等学校自身がスポーツ活動やあるいは文化活動の取組を学校自体が積極的に他県に発信することが必要だということも考えているところでございまして、そのことも県立高校の存続や活性化に向けた取組になるんであろうと。そして私どもといたしましても、どのような支援ができるのか、学校及びまた関係機関と共に検討してまいりたいと考えております。更に議員御指摘の奄美の魅力や自然環境など奄美の良さを発信し、教育の魅力化を図ることは、奄美の教育にとって大変有意義なことであるというふうに考えられますので、このことにつきましても、また関係部署とも連携を図りながら、実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

18番（師玉敏代君） 海士町というところもいろいろと島根県のもので、やっぱり離島だから発信できる、離島だからできるというそのハンデをですね、逆に乗り越えて、それを売りにしているような様々な取組をしています。やっぱり奄美大島というですね、世界自然遺産登録を見据えた大変魅力ある島ですので、やっぱりそういったところからやはり発信して、やっぱり人口減少問題につなげていけたらいいのかなと思っておりますので、是非御検討のほどよろしく願いいたします。

次に、在宅医療・介護連携事業について。市長の施政方針第6期の高齢者保健福祉計画と介護保険計画に基づき、健全な運営を図りつつ、特に地域での生活支援体制づくりのために、新たな生活支援コーディネーターを配置すると共に、在宅医療と介護の連携、認知症総合施策の推進など、住み慣れた地域で生活を継続するための取組を推進していくと述べられていますが、今後この事業を進めるに当たり、まず何を展開していくのか、お示しください。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 本年度より開始いたしました第6期の高齢者福祉計画、介護保険計画において、住み慣れた地域で生活を継続するための地域包括ケアシステムの構築推進を行うこととなっております。議員御指摘の三つの事業につきましては、既に実施中のものもございますが、いずれの事業も平成28年度からはより内容を充実させて実施していく考えです。まず生活支援コーディネーターの配置については、市内を8地区に分割し、それぞれの地区に各1名、市全体の担当を1名配置し、地域住民の方と協議しながらそれぞれの地域づくりについて構築していこうとするものでございます。在宅医療、介護連携推進事業につきましては、病気になっても介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活が続けられるための体制づくりを目的とするもので、本市においては大島郡医師会と協働し、在宅医療、介護連携の課題抽出と対応策の検討や切れ目のない在宅医療と介護の供給体制の構築推進などについて事業展開をしていく予定にしております。認知症総合施策につきましては、これまでどおり認知症の相談窓口を地域包括支援センターに設置するほか、住民の方へ認知症について理解していただくための認知症サポーター養成講座、地域の中で住民の方も認知症の方も家族と共に集う認知症カフェ、認知症の方とその家族を支援する家族の会「まーじんま」の取組みなどを充実させると共に、新たに認知症初期支援チームの設置を検討をしているところです。いずれの事業も、住み慣れた地域で生活を継続するために必要なものと考えておりますので、並行して実施をしていくものでございます。

18番（師玉敏代君） よく分かりました。昨年ですね、12月17日住用地区で地域支えあい体制づくりを考える会ということで、グループワークで住用地区の目指す地域像についてさわやか福祉財団理事の鶴山芳子氏を囲んでグループトークがありました。地域に何が足りて何が足りないのか、地域をどのようなまちづくりにしたいのか、多くの意見が出ました。有意義な会でありました。地域包括ケアシステム構築はよく分かりますが、奄美市に58集落があると言われております。今後事業を進めるに当たり、地域や集落の担当職員の配置を提案しますが、市職員が住んでない集落などあるのでしょうか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） まず市職員の住んでない集落があるかどうかにつきましては、例えば名瀬地区の崎原のような市職員のいないところもあると思っております。地域支えあい体制づくりについては、先に述べました生活支援コーディネーターの事業の一環として、地域住民自らが自分たちの地域について課題や目指す地域づくりの取組について協議していくものでございます。議員御案内の担当職員の配置につきましては、市職員も地域の一住民であることから、地域づくりの話し合いなどへは積極的に参加していくよう依頼をするものですが、本事業の主な目的は、地域住民が自ら主体となり、助け合い活動を作り出していくことにあるため、各集落の市職員の担当配置の予定は今のところはございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

18番（師玉敏代君） 確かにですね、市職員も一住民ですよ。だけど、今までの問題の中でやっぱり介護も医療も福祉問題も子育て支援も、そして人口減少問題にしても、世界自然遺産登録を見据えるに当たっても、やっぱり地域に核となる人が必要なんですね。やっぱりそういう人がいないとできませんよ。「やねだん」の豊重さんは言うんですけどね、やっぱり人が財源なんですよ。人がいなければできない集落もあるんですよ。だから私が言ってるのは、そこに地域に集落に担当職員がいなくても、そういった職員の配置がね、是非してほしいという思いがあって言ったわけなんです。是非御理解いただきたいと思います。どうですか、いかがですか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 市職員も含めまして、各それぞれの立場からいろんな方の自主的な参加を今進めてるのがこの事業でございます。したがって、当然市の職員としてですね、地域活動を進めていくのは当然のことでございますので、さっき言いましたように、是非市の職員も参加するように

依頼はいたしますけども、制度として強制的にするというのは、今のところ考えてないということでございます。

18番（師玉敏代君） 是非よろしく願いいたします。先月もう1点ですけど、議会報告会の中で住用、笠利からですね、リハビリに名瀬に通っても、送迎がないんですね。例えば通所リハビリ、そういったものが介護保険料を払ってるのに自分から選ぶサービスができない。送迎ができないということで、一応はこの問題を相談が議会報告会の中の意見交換会の中であったんですよ。この辺についていかがでしょうか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 高齢者の移送に関する支援についてでございますが、現在の介護保険の制度上では、要介護3以上の重度の方の介助分のヘルパー支援は認められておりますが、お尋ねのような交通費そのものについては介護保険の利用対象外となっております。今後高齢者の独居世帯や高齢者のみで生活している世帯は増加が見込まれており、通院や買い物など移動手段に支障のある高齢者への対応については、今年度27年度に実証実験として実施いたしました交通機関の利用補助事業をこれを継続して実験結果から少し内容を変えた形で、名称もお達者御長寿応援事業という名称に変えまして、交通機関利用補助券の活用などで対応していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

18番（師玉敏代君） 医師会病院にある虹の丘、また、中央病院等私もちょっと訪ねて行ったんですけど、やはりそこで通所リハビリというのは、小湊辺までなんです。私が言いたいのは、同じ奄美市にいて、その方は介護4なんです。旦那さんは80歳、運転して通ってるんですね。だけど、住用の園にはそういった理学療法士、要するにいろんな作業療法士ですか、そういった人が配備されてないために通所リハビリができないわけなんです。だけど、虹の丘とか中央病院とかこの名瀬の個人事業所では、そういう医学的なそういうリハビリができるわけなんです。自分ではそのケアプランを立てた中で行けるわけなんです。だけど、小湊までは行けるけど、個人事業所もですね、住用までは行かないと。そういった問題がね、確かに介護タクシーなんて、さっきも言った介護前は1からでしたよね。今はもうだいぶ2か3そのくらいの方が対象になってるんですよ。もう住用から介護タクシーなんてとんでもない料金ですよ。確かに1割負担ですか、4ぐらいになると。そういった格差があるんですね。笠利は聞いてみたらアマンデーさんとか笠利病院では通所のリハビリができるんじゃないかと聞いたもんですから、ただそういった設備がないために、80になる旦那様が奥さんを4の人を連れてそこに週1回ですけどね、通っていると。いつまでできるか分からないと、こういった問題もですね、やはり同じ奄美市内においてできないというのはおかしい話なんです。だから本当なら、その通所するそのリハビリのステーションから送迎があるわけですよ、名瀬市内は。それがないということなので、これは私はちょっと不平等だなあと思って、ちょっといろいろ聞いてきたんですけど、是非この辺もですね、是非解消していただきたいと私は思ってますが、いかがですか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） おっしゃるとおり、市街地と住用、笠利、差があることなども大変よく分かっているところでございます。先ほど言いました介護保険制度内でのそういった事業、あるいは介護タクシー無償輸送事業というのもありますし、今言いましたが、新しい事業の中、あるいは地域支援事業と言いまして、またいろいろ地域独自でやれる事業もございます。そういったことを少し総合的に考えさせていただいて、少しの間検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

18番（師玉敏代君） 是非ですね、その方は訪問リハビリを週に1回、そして瀬戸内町の阿木名ですか

ね、老健。そこに通所リハビリが1回、あと1回がこの名瀬の方の通ってるらしい。この辺はケアマネジャーさんとですね、やっぱり今後相談していかなければいけない問題なんです、そういうことが現実にありますので、是非今後また検討していただきたいと思います。

では次に、公設民営の管理運営について。指定管理者第三セクターの管理運営と監査のあり方について伺います。指定管理者制度、その意義は指定運営面での住民へのサービス向上による利用者の利便性の向上、管理運営経費の削減による施設を所有する商工業団体の負担の軽減と理解しています。制度導入の真の狙いが運営費用と職員数の削減など、行政改革によるものと推察されていますが、また、奄美市が出資者となる第三セクターの管理運営は、条例及び協定書に準じて初期の目的がなされているのか、伺います。

総務部長（東 美佐夫君） 指定管理者と第三セクターの管理運営に関してということでございますが、現在法令、条例及び協定書に準じて、その目的に沿った適正な管理運営がなされているところでございます。まず、指定管理者に対する管理体制ということで、チェック項目をいくつか御紹介しますと、一つ目が四半期ごとの報告書の提出、2点目が利用者へのアンケートの調査、3点目が実地調査、4点目が指定管理者によるセルフモニタリング、自己評価ですね。5点目が市所管課によるモニタリングの総合評価、6点目が年度終了後の事業報告書、収支報告書等のチェックということで管理状況、収支状況を把握しているところでございます。こうしたチェック体制により、適切に指導しておりますが、仮に問題があった場合については、まずは市が当該管理の業務、または経理の状況に関して報告を求め、実地について調査をするということで必要な指示を行うこととしております。その上で指定管理者が、仮に指示に従わない時、そういう場合には、当該指定管理者が管理を継続することが適当でないということで、指定の取り消しや業務停止命令をするということになります。

次に、第三セクターの監督体制ですが、第三セクターに対する監査は毎事業、年度ごとの経営状況について議会への報告を行っておりますが、その他予算執行に関する長の調査権により収入及び支出の実績に対して報告を求めています。また、予算の執行状況について調査を行い、その結果に基づき必要な措置を講じていくということでございます。これらの監査権や調査権に基づき、適切に指導監督を行っているところでございますので、したがって、御質問の初期の目的に沿って運用がなされているというふうに考えているところでございます。以上です。

18番（師玉敏代君） まあまあ問題なくされてるということで理解してよろしいですか。実はですね、その前にですね、監査事務局のほうにですね、指定管理者、第三セクターの監査はどこまでどのような監査をされているのか伺います。

監査委員事務局長（橋口隆明君） 指定管理者、第三セクター等の監査につきましては、地方自治法第199条第7項の規定により、財政的援助を与えている者の出納、その他出納に関連した事務の執行で、当該財政的援助にかかるものを監査することができるとされており、2年に1度実施しております主管課の定期監査に併せて実施してるところです。指定管理者並びに第三セクターに対する監査の対象は、出納、その他出納に関連した事務の執行の範囲内に限られております。出納時といえども、指定管理者等当該団体の事業経営全体にわたるものまで監査の対象となるものではありません。具体的には前年度の決算報告書、現金出納簿、領収書、預金通帳、定款等の資料の提出を求め、主に指定管理料、出資額が適正であるか、また、証憑種類を審査し、不適正な支出はないか等について監査を実施しているところですが、ただ、指定管理者、第三セクター等に関する監査につきましては、それぞれ自主的に活動を営む自己監査の機能を持っている団体で、かつ決算については、税理士等が担当しているのが通例でございます。審査については慎重に対応をしているところです。

18番（師玉敏代君） 財政的援助にかかるものに対する監査、出納、書類監査はしてるということですよ。確かにすべての物を出すというのは一つの根拠があって出すわけですよ、お金ひとつにとって。内部の規定であったり、内部の管理体制ではどうなければならないというものがあるんですが、この辺はいいとして、監査事務局としてはやれるその範囲内の中でやってるということで理解しました。実を言いますと、議員24名全員についてですね、この怪文書なのか、実名は書いてありませんから、怪文書ということになって

議長（竹山耕平君） 師玉議員、先に申し上げておきますが、地方自治法の132条の中からですね、地方自治法の132条の中から、根拠のない単なる風評とも取られるような発言には十分御注意をお願いしますということで申し上げておきます。

18番（師玉敏代君） とにかくこういったのが出てるんですが、この辺についてはここはですね、以前にもそのような不祥事があったもんですから、私としてはこの事実確認、あるのかないか、その辺をお聞きしたいんですが。

商工観光部長（菊田和仁君） この件につきましては、指定管理の担当課におきまして、社員に直接聞き取りによる事実確認を行い、併せて金銭の支出等についても関係書類を確認したところでございます。その結果、当初に記載されている金銭等の支出については、すべて会社の必要経費として支出がなされており、私的な流用等については全くないということを確認いたしております。また、指摘された方の勤務態度や部下への指導等のあり方についても記載がされておりますが、個人的な受け止め方によることも多いと判断いたしましたところでございます。現状はそういうことでございます。

18番（師玉敏代君） 事実確認をして問題はないということなんですか。私が言いたいのはですね、こういったこの中には中ですよ、職員一同で書いてあります。こういったですね、こういった問題が出るということは、私から見れば、この株式会社マングローブというのは市が1,100万、ある業者が2箇所ですかね、300万と、今の支配人が300万で2,000万の資本金で出資して、年間780万ぐらい奄美市が委託料として払ってるんですね。そういった中の監査と言いますけど、もう指定管理者も第三セクターも、今は貸借対照表、損益計算書、そして財産目録というのが諸表が提示されています。こういった監査というのは、税理士がするもんじゃないんですよ。税理士は日々日計月計、これ聞いたことですよ、税理士から。日計月計。そして決算期においては税法上のいろいろな引き当てなりそういう償却をして、そして消費税やいろんな課税なる部分の消費税を計算するんですよ。その貸借対照表、損益計算書に沿った監査、例えば物品販売、その辺までここは解除する必要はないんですか。誰が監査するんですか。そこを聞きたいんですよ。結局私それと一つは、やっぱり社長は市長になってます。その現場責任者が支配人になります。出資300万している。この方は決済権限があります。正職員です。やっぱり契約職員でどこまでできるのか。内部の管理体制がちゃんとなっているのか。これも監査なんですよ。監査とは現金の授受、その出金、入金だけでなく、本当にきれいに行われているのか、その辺を監査する機能というのはどこにあるんですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 先ほどは一応事実確認をしたことについて申し上げましたが、今議員がおっしゃるとおり、今回のような受け止め方、受け止められ方をされたこと自体、公社の社員の教育のあり方が万全であったとは言えないことと思っております。会社の運営のあり方について改善すべき点があるかと感じております。今後管理監督する社員全体の意識、自覚の向上を図るための指導を徹底してまいりたいと存じます。併せまして、今監査の体制のお話が出ましたが、社内のマングローブ公社内の監査につきまして、監事として企業会計に精通する外部監査委員の就任等のことについて、取締役会

などで協議を行ってまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

18番（師玉敏代君） 是非ですね、やはり外部監査を導入して、やはりそのまたマングローブに限らずですよ、やはり指定管理者、そして企業会計ですよ、水道事業も。やっぱりだんだん難しいんですよ。歳入歳出と基金と公債費だけで分かればいいんですけど、やっぱりそれだけの企業会計をするということは、それを行政が携わるということは、それだけの人が、分かる人がやはりちゃんと監査しなければ、私から見れば、こういった問題があったかなかったかという問題よりも、以前の問題なんです。企業で普通にやってることなんです。だからこういった職員の内部牽制、内部管理体制、それとですね、やはり指定管理者は、第三セクターのその会社の社員にしてもですね、公共の施設を利用してですよ、その自覚とやっぱり専門性を持ってですね、しっかりと運営していただきたい。やっぱり一般民間企業は苦しいですよ。こういう補助もないんですよ。そういう中で皆資金繰りしてやってる中、出資も頂き、年間780万のお金も頂き、そういう中で投げとくもんじゃないと思いますよ。やっぱり厳しい目でしっかり監査体制というのは、私はここに限らず全般の指定管理者も年次的に1年おきでもいいですよ、ちゃんとした定期監査を行っていただきたいことを要望いたしまして、次のですね、質問に移ります。

内海バンガローの管理者と改修について。森と水の観光プロジェクト事業や中山間総合整備事業と、内海周辺の整備が進められている中、内海バンガローの管理者が不在であるが、いつからどのような経緯で現状にあるのか、お伺いいたします。

住用事務所長（市川哲義君） 御承知のとおり、内海バンガロー施設は、現在指定管理者でありますマングローブ公社が管理運営を行っております。バンガロー施設の管理業務といたしましては、宿泊にかかる予約受付やチェックイン、チェックアウト時の対応、利用料の徴収、バーベキュー利用時の対応、施設内の清掃などがございます。現在のバンガローの管理者の状況でございますが、昨年10月末に長年勤務されました管理人が自己都合により退職いたしております。その後の管理はマングローブ公社の社員が交代でお客様の対応に当たっているところでございます。また、バンガローの宿泊利用がない際は、防犯上の定期的な見回りや清掃作業などを徹底し、安心感を持って利用できるよう管理運営に努めているところでございます。後任の管理人としてふさわしい人材の確保と併せまして、交代で対応している社員の負担など就業規則などに即した運用を更に徹底いたしまして指導してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

18番（師玉敏代君） 今後ですね、その管理と管理者についてもですね、是非検討していただきたいと思います。それにですね、バンガローが建設整備されて22年以上経過し、屋根や外壁の補修等のお考えはないかお伺いいたします。

住用事務所長（市川哲義君） 次にバンガローの改修の件でございますが、宿泊棟は平成5年と平成7年に計4棟、平成8年に管理棟が整備されております。議員御指摘のとおり、平成22年の豪雨災害や度重なる台風被害などにより施設の老朽が著しく、整備の必要性は十分に認識しております。軽微な補修等につきましては、これまでも修繕などで対応してまいりましたが、施設内の損傷の著しい遊具等は撤去し、利用者に安全確保に努めてまいりました。併せまして台風対策として、昨年内海からの浸水を防ぐため、景観に配慮しました護岸整備を行い、今年度は河川からの浸水を防ぐ護岸整備を行っております。

議長（竹山耕平君） よろしいですか。

以上で、自民新風会 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月7日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後5時00分）

第 1 回 定 例 会
平成 28 年 3 月 7 日
(第 5 日 目)

3月7日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 橋 口 耕 太 郎 君
3 番 松 山 さ お り 君
5 番 栄 ヤ ス エ 君
7 番 与 勝 広 君
9 番 戸 内 恭 次 君
11 番 川 口 幸 義 君
13 番 安 田 壮 平 君
15 番 関 誠 之 君
17 番 崎 田 信 正 君
19 番 多 田 義 一 君
21 番 奥 輝 人 君
23 番 里 秀 和 君

2 番 林 山 克 巳 君
4 番 津 畑 誠 君
6 番 大 迫 勝 史 君
8 番 渡 雅 之 君
10 番 元 野 景 一 君
12 番 竹 山 耕 平 君
14 番 西 公 郎 君
16 番 三 島 照 君
18 番 師 玉 敏 代 君
20 番 橋 口 和 仁 君
22 番 平 川 久 嘉 君
24 番 伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	市 川 哲 義 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	前 田 和 男 君	市 民 部 長	則 敏 光 君
市民協働推進課長	金 森 広 子 君	環 境 対 策 課 長	伊 東 義 久 君
市民福祉課長	田 中 義 人 君	市民課（笠利）	佐 藤 次 男 君
保健福祉部長	泉 賢 一 郎 君	健 康 増 進 課 長	大 郷 哲 也 君
高齢者福祉課長	森 岡 博 文 君	福 祉 政 策 課 長	山 田 和 憲 君
福祉政策課参事	三 浦 一 広 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商水情報課長	久 保 信 正 君	農 政 部 長	奥 正 幸 君
土地対策課長	山 田 春 輝 君	建 設 部 長	砂 守 久 義 君

3月7日(5日目)

産業建設課長	福長 敏文 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
下水道課長	市田 利郎 君	教育委員会 教務局長	森山 直樹 君
教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	保浦 正博 君	文化財課長	川口 満 君
地域教育課長 (住用)	得富 一博 君	農業委員会 農事務局長	川内 進 君
選挙管理委員会 委員長	名島 義文 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	元 優 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	上原 公也 君
議事係長	前田 賢一郎 君	議事係主査	麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。

会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります前に、皆様にお諮りをいたします。

師玉敏代君から、3月4日の一般質問の発言の中から一部不適切な発言があったとの理由により会議録から削除いただきたいという申し出がございました。

この取り消し許可をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、御異議なしと認めます。

よって、師玉敏代君からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

議長（竹山耕平君） それでは日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） おはようございます。市民の皆さん、議会の皆さん、また全職員の皆さん、おはようございます。また今年度を期に退職される職員の皆さん、本当に御苦労さんでした。また大変お世話になりました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。さて、一般質問の前に若干所見を述べたいと思います。

今、日本の政治は、安倍内閣の下で国をどこへ引っ張っていかれるのか。不安で仕方ありません。戦争法の強行採決で、日本がいつでもどこでも、日本の若者が戦争に参加できる体制がつけられました。いよいよ今年施行されます。また安倍内閣の下でTPPへの参加や消費税も10パーセントに増税され、原発の再稼働、特定秘密法の成立、そして教育基本法や農業委員会法を含めて次から次へと自由に行われる体制がつけられてきました。そういう戦争が、いよいよ今年、施行されます。今の国際情勢を捉えて安保法制が必要だとの声があることは事実です。

北朝鮮による核実験と事実上の長距離ミサイル弾道ミサイル発射は許されるものではありません。このことに対して国連安全保障理事会は、全会一致で制裁を大幅に強化する決議を採択しました。日本共産党もこの決議を歓迎するものです。そうして決議は、6か国協議への指示を再確認をし、その再開を呼びかけ2005年9月の共同声明での誓約への指示を再表明すると述べています。北朝鮮の核問題を解決する方法は、対話しかありません。6か国協議の再開により北朝鮮の核問題を対話を通じての解決の道に戻し北朝鮮に核兵器を放棄させる政治外交努力を抜本的に強めることを関係国が一致して取り組むことが必要だと思います。

さて日本国内では、安倍首相が憲法改正を口にしました。そして特定秘密保護法や集団的自衛権の行使の閣議決定。昨年9月19日には、強行採決をしました。安保法案は、いくらどういう形で説明をしてもこれは戦争法などの国会論議でも明らかなように戦争法でしかありません。また最近、大規模災害を前提にした緊急事態条項まで口にするようになりました。権力を集中するものであり独裁国家、戦争国家に道を開き憲法9条改定につながる危険を持つものです。

日本共産党は、日本国憲法の平和主義、立憲主義、民主主義を貫く新しい政治、すべての国民の個人

の尊厳を守ることを大切にする社会を目指して全力を上げる決意です。そういう中で戦争強行採決し憲法改正を口にする安倍政権の下でこの奄美市では、自衛隊基地建設が着々と進んでいます。この間地元新聞の記事や市長の発言や行動について、なぜ市民に説明ができないのか。いつ説明をする日程で組んでいるのか。市長の答弁を求めます。次からは発言席で質問いたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） おはようございます。それではお答えいたします。説明会の関係ですが、住民説明会については、先日答弁をさせていただいたとおりでございますが、平成28年度の早い時期にということで現在、国と時期について調整をしているというところでございますので御理解をいただきたいと思います。以上です。

16番（三島 照君） 早い時期についていつが早い時期や。早い時期っていつが早い時期か。前半でやったらええかもわからんけど、後で聞きます。この間もう既にね、地元新聞や防衛庁もちゃんと施設の在り方や工事日程なども含めて報道されているんです。そうでしょう。配置案もちゃんともう全部報道されているんです。市民は、これしか分からない。けど市長は、先の答弁でも今までの答弁の中でも市民の理解を得ている。多くの団体や12団体の承諾も得ている。だから理解してもらっている、という答弁を続けてきました。しかしこれはね、安倍総理が、この戦争法に対して理解を得ている。国会での審議も得た上だと言っているのと一緒なんです。はっきり言えば。しかし、私は前回も言いましたように、この戦争法についても国民の80パーセントを超える方々からは、理解できたとしても説明が足らんと言っているんです。それは前回私も言いましたように奄美市のアンケートでも55.1パーセントが止めてくれ。33.5パーセントは、もっと慎重に考えてきちっとした説明をしてほしい、という回答なんです。正に国の戦争法と一緒になんです。島の人たちの思いも。そういう状況を踏まえて国は、鹿児島にも事務所までつくりました。それを基に先日は、議会や行政の皆さんは、議会は行ったかどうか分かりませんが招待を受けて2月8日から3泊4日ぐらいで九州地区の自衛隊基地の説明も行きましたよね。理解してもらうためにというのが文書の中見です。新しく基地をつくる自治体に対して各基地を見てもらって説明してちゃんと理解をしてもらいたいということで、わざわざ自衛隊西部部隊が招待して案内したんですから、その時の説明も受けて分かっているはずですから、皆さんが言うているように国を呼んで近いうちにというのは、もうすべてここで決まっているんですから、それは報告であって説明じゃありません。ちゃんと受け入れる状況になった理由、それを説明をして市民の理解を得るのが行政の仕事だと思いますから、質問にないと言うかもわからんけど九州部隊の案内での説明会に行っているはずですから、それを踏まえて私は、国がやる前に市長として市民に説明する必要があると思いますので、再度どうぞ。

市長（朝山 毅君） それでは三島議員にお答えいたします。まず前提から私なりにお話させていただきます。自衛隊配備と集団的自衛権については、私は事を異にするものだと思っております。従来の議会から申し上げておりますが、我々辺地であろうと外海的な離島であろうと国家国民の名においては等しいものである。なかんずくこの南西諸島地域においては、不穏な動きがあることは皆さん既に御承知のとおりであります。そういう中において奄美の位置付け、防衛機能がどのような形で国は、この地域を守っているかと言いますと、領海・領空・領土すべからず防衛力が乏しいという国の見地から考えからこの南西諸島の不穏な動きに対応するため、また国民の生命、財産を守り、安全安心な地域を構築していくために国の責任において自衛隊を配備し、この地域を守っていきたい。しかも災害や台風等の多い地域において防災、減災の観点から、この地域を守っていくということは、私は、国の責任において当たり前のことだと申し上げているつもりです。そういう中において議員が今、お話になりましたとお

り、350名程度の自衛隊を配備するということが決定していることは、これは国が決めたことです。国の責任において決めたことであります。その中で説明会ということに対して、まず以前も申し上げましたが、国と民間事業者の中において、その予定されている土地の売買契約については、今どうなっているかわかりませんが、その当時においては、まだ決定していないと。そういう中において民間事業者の経営や営業に差し障るようなことが奄美市議会の執行部においてなされるということは、私は、民間事業者の営業計画や経営計画に水を差すようなことにあってはいけなと。純粋な商取引であってほしいと。その結果、場所が決まり内容が決まった時には、自衛隊、国のほうにおいて、その内容を説明していただきたいと。私もその自衛隊の内容とか、その状況というのを専門的な技術的なことはありませんので、お話できませんから我々も要請をして国に責任を持って説明していただきたいと、その際には、当然私も同席させていただいて説明会を開くように、今、国に話を申し入れているところであります。

先般の議会で話しましたとおり、27年度から28年度にかけて、この場所が正式に決定されるであろうと、正式に売買契約が成立していく過程の中において具体的な配備計画がなされると。その配備計画のレイアウトについては、既に議会の皆様方に自衛隊の了解を得て、このような配備になるということは皆さんにお示ししたはずであります。それ以上の詳細な情報は、得ていないということも信じてください。そういう状況にありますので、予算が決まり土地が場所が決まったら、その際には、タイミングを見て一番いい時に地域住民の皆さんに説明をしていただきたいということは再度何度も国のほうに申し入れています。その結果として28年度のタイミングのいい時期に早い時期に説明会をしましょうというふうな内諾を得ているわけでありまして。そういうことで時間的な設定については、いつとは申し上げられませんが、相手があることであります。そういう意味で言っていることでありますので飛躍して言えば、三島議員には悪いですが今、自衛隊の配備と集団的自衛権、国の立法府において決めたことに対しては、私は、異論を挟むつもりはないし、そのことに物を申すつもりは国の中において、立法府の中でちゃんとしたイデオロギーを持って国家感を持って決めていただければ私は、それでいいと思っています。私は、その思いに対して異を挟むつもりはありません。

16番（三島 照君） 何を考えているかわかりませんが私は、商売の邪魔をせいかね、それは勝手に思っていることで、商売のじゃまをせいか、国と違うことを言えとか、そんななん何も言うたことないですわ。私は、国がこだけ報道し先の議会でも市長は、関議員の質問に対して調査環境整備全部、今、土地の売買、建物の保証契約まで手続きを実施する予定とのことだということでも言うているんやから。この前の議会と言うたでしょう。そういうことに至った市長の思いをその国の防衛に逆らえとか、そんなこと言うたこと覚えありません。逆らえるはずないんじやから。ほんじゃもう一つだけ私は、さっきも言われましたけど自衛隊が来ることで市政方針でも自衛隊が来ることで、その経済効果や人口増やそういったことで効果があると言うているんですけど、経済効果やそういったもの人口増や試算されていますか。どのくらい経済効果ある。

総務部長（東 美佐夫君） それでは経済効果の関係ですが、まず人口のほうですが、隊員350名ということで、これはもう公表されておりますので350名は明らかに増えるということになります。併せてこれは家族が、どれほど来るかというのは、まだ不透明なところがありますが、先進地、これは由布院のほうをちょっと調べさせていただきました。由布院ほうでは、隊員の2.1倍の家族が住まわれているんだそうです。としますと約700名強ですね。の人口が増えるということになります。

次に、その他の経済効果ということになりますが、項目ごとにまず上げて紹介をいたしますと、駐屯地ですね、駐屯地内の生活関連施設の食材の調達あるいは施設整備、維持管理に関する資材の購入、併せて運搬等の物資供給に関する効果、更に隊員、家族、こちらのほうが大きいと思いますが、家族の小売業、金融業、飲食業、サービス業などの消費活動の効果、そのほか駐屯地内の施設整備に関しての地

元建設業への営繕工事ですね。こういう発注の件も予想されるということです。そういうことであらゆる業種に波及効果が見込まれるということになります。

二つ目ですが、税制の効果ですね、公租公課のほうですが、住民税、自動車税もありますが、その中で市に入るのは軽自動車税ですね、軽自動車税などの税收効果、あるいはこれは国のほうから直接入っていく宿舎の固定資産税、併せて基地駐屯地内の固定資産、これは代替補償補てんですが、いわゆる基地交付金と言われるものです。こちらのほうの交付金が入るということになります。

簡単にですが、御紹介しますと先ほどの税收効果、消費効果が一番大きいということに御紹介いたしました、例えばです。これまた数字が独り歩きすると困りますので、例えばということでお聞きしていただきたいんですが、一番身近な屋仁川のほうで隊員350名がですね、350名が、これは瀬戸内の隊も合わせるとアルファーということになりますので、方々が月3万円使ったとすると、これは年間1億5,000万円です。家族の方々が、食料、交通、医療、娯楽月々仮に10万円使ったとしますと、世帯数で大体やっぱり100世帯という先進地の例がありますので、そうするとこれは1億2,000万円、合わせると3億円近くの消費活動の効果ということになります。

税收効果のほうも先進地の事例であります、約5,000万円から隊員の収入によってそれぞれ違いますので5,000万円から1億円という範囲で税收効果があるというふうな報告があります。そうしますと直接の効果ということでは、3億円程度の直接の効果があるというふうに、これは単純な試算でもそういう効果がです。それ以上に先ほど申し上げた建設業とかですね、市内の各分野の産業のほうの波及効果というのは大きいというものがあるというふうに試算と言うか推測をしているところでございます。以上です。

16番（三島 照君） 700人言うたらちょうど毎年奄美市の人口が減っていく数ではないか、1年で終わるじゃないか。毎年700人来るわけじゃないから。そういうことそれがね、議会でも説明会の決議を出しているのだから今言うてることを説明会でちゃんと説明してあげれば市民も納得する人が増えるかも分からない。そのことを言うているんであってね、そういうことであってね、何も市長が言うようにやったからと言って不動産や売買契約や商取引に影響するもんじゃない。そんな一つをいくらで買ったとか、そんなことまで説明せいと私は言うてません。そんなもの。そんなええ加減なことでごまかさないように。これやっていたら時間ないから。

おおよその経済効果は、そういうことだとうことで聞きましたけど、しかしね、私は、市長が言われたように確かに南西諸島を守る国防の防衛あるかも分からん。けど基地にあるところは、逆に言えば必ず攻撃的になります。守られません。的になる。そうして戦争準備は、決して戦争は人の命や安全を守ることはありません。今、シリアの国々でやっているあれは紛争ですけど、あの中でも犠牲になっているのは、みんな市民と女性と子どもなんです。戦争で人を守れると思っていたら大間違いです。今日は読みませんが、これは昭和の1,2年ごろ私のおじが、奄美で不朽した安岡正篤先生がつくった日本農士学校と金鶏学園のその教育方針が載っています。何かと言えば第一次世界大戦が終わり10年戦争に日本が突入していた時にね、全国で農民や労働者や国民が困難に朽ちいったときに、それを説得して回る。正に皇国史観を全国民に徹底すること。後であげますから読んでおいてください。そういうことであって戦争が国民を守り安全・安心を確保できるもんじゃないことだけ言っておきます。もう時間なくなるし。次にいきます。

それで私が、ここで公正で公平な行政運営をなぜ上げたかと言いますと、これは市長も今年は合併10年、新年を迎えてね、全職員が規律を守って姿勢を正して市民の信頼を得るという奄美市をつくってこうと言われた中からちょっといくつか疑問に思い市民から聞いた点で質問いたします。

一つは、この本庁舎建設計画160億円の事業です。この業者選定のあり方について何人かの方から疑問が寄せられたので、まずそこを説明してください。

総務部長（東 美佐夫君） 業者選択経緯ということで質問を受けておりますので経緯ということで答弁をしたいと思います。今回の選定に当たってですが、まず奄美市の今回顔となる本庁舎の設計ということでもあります。そういうことで設計者の柔軟でかつ高度な発想と設計能力、併せて豊富な経験力を必要としますことから取組体制、実施の方針、あるいは実現性の評価を行うということでプロポーザル方式を実施したところです。

プロポーザルの実施ですが、募集要領に基づいて昨年の2月20日に公告を行いました。その結果9名の事業所から応募がございました。審査のほうは、選考委員として学識経験者、これは各異なる大学から4名、市民の代表5名、行政から3名の合計12名で構成されて、1次審査、2次審査を行ったところです。なお二次審査ですが、これは基本構想策定委員会、三島議員も委員のほうに構成されておりましたが、の提案からもございましたように、透明性を高めるために公開性にしてほしいということでございましたので公開による2次審査のプレゼンテーションを開催したというところでございます。その結果各委員の採点の合計点が最も高いという公募者で市民の目線に立った使い易さと災害対策、奄美らしさを考慮したきめこまやかな市政が打ち出され市民のワークショップなどの提案が高く評価されたということで内藤・重信設計共同企業体を選出されたというところでございます。

この結果の詳細については、市のホームページでも公表していますので御参考いただきたいというふうに思います。経緯については以上です。

16番（三島 照君） 私が今回、この公正で公平な行政運営というテーマで出したのは、やっぱりそこら辺で市民からも声が挙がっている。なんでて言いますと、今回これを受託した方は、奄美市の都市計画審議会の委員やね、そういういろんな委員を兼ねてこられている。先ほど言いましたように基本構想検討委員会の委員長と一緒に住用の総合支所や笠利の総合支所と一緒にぐるっとついて回っているんですよ。逆に言えば公募をしたとは言えね、ありがたかったのでは違うかというような疑問を持たれるようなことでは困ると思っているんですよ。

先日の川口議員への答弁でもいわゆる兼業する業者、その職に関係している人たちやとかね、そういう人たちが、やっぱり奄美市の各審議会に入っているんです。今回、ずっと以前の前市長からずっと彼女も都市計画審議会に入り奄美市のいろんなそういう計画が、人よりも先に頭に入ってくる。そういう方がね、別に悪いとかどうじゃないですよ。そういう方がやっぱり今回、落札をしたということでそういう意味で今後、各種審議会にこれは別に社会保障いろいろ審議会がありますから選出するに当たっては、やっぱりそういう疑問を市民に与えないような選出の仕方をこれを機会に検討してほしいということです。それで私は今回、改めてそういう公正で公平な行政運営の出したのは、そういうことです。市長も新年で言われたんやから市民に役所の皆さんは、そのくらいいつも緊張して取り組んでもらわんと困るんです。皆さんが思っているほど市民は、やっぱり緊張して見えていますからいうことが1点、随意契約の問題にも入っていきます。私が今回、随意契約の問題を出させてもらって確かに平成21年度にもらった資料から見れば若干減ってきています。しかし、そういう今のすべて公平で公正な行政運営に絡んできますから、そのつもりで聞いてください。そういう中で今回は改めて見ましたらね、やっぱりある医師法人団体が、はっきり言って医師会、25年・約8億6,279万円いう随意契約を受けています。26年では、9,000万円越えました。私は、前回は質問したように奄美のいろんなインターネットパソコン関係が鹿児島県の情報処理専門センターに委嘱されていましたが、その後、奄美市にIT組合ができて、ここに譲られています。だいぶ減りました。そういう問題、もう一つは、もう言っても悪いかね。社会福祉協議会、社協が25年で5,600万円、26年で6,800万円これを一つひとつ見てみると、その辺にいっぱいいろんな事業所が発生してきました。生まれてきました。介護保険制度の下でこういう方々にやっぱりもっと分配できなかったのか。そうすることでその金が奄美市全体の全働いている人たちにも回転していくという点で取り上げたのが、その問題です。

もう一つ、一緒に答えてください。笠利町国民健康保険診療所が、予算では新年度予算でも委託料と

して2億2,000万円ほど組まれています。住用も同じ国民健康保険診療所です。ここも診療報酬として支払われています。ところが笠利は、診療所が委託料として出ているかたっぽで、これが1億2,388万円、25年でね。26年で1億1,600万円、ほんで歯医者さんには1,248万円これは26年も一緒です。なぜこれが、その随意契約の一覧に載ってこなければならないのか。私は、これは単純に言えば行政の記入ミスではないかという思いがしています。この3点について随意契約で答弁してください。

総務部長（東 美佐夫君） まず全般的な話のほう私のほうでしたいと思います。その前に先ほどの委員長の件とその契約をされた方との関係ですが、住用支所とか笠利支所を回られているのは、落札された後の同行で視察に行かれておりますので、その点については御理解をいただきたいというふうに思います。それと先ほどの委員の選出については、指摘のないようにですね、疑念を持たれないような透明性、公平性の選出に努めていきたいというふうに思います。今回、OBの職員、OBの業務上の関わりを規制するという関係で規制の条例を提出しておりますので、そういうことで今後とも適正な公務員のその倫理設計を高めるような業務のほうに努めていきたいというふうに考えておりますので御理解をいただきたいと思います。個別の関係については各部長のほうから答弁したいと思います。

市民部長（則 敏光君） 笠利と住用の救急診療所の件でございます。合併以来、両地区の地域の特殊性そういったものを考慮いたしまして直診勘定という特別会計もつくりまして、きめ細かな医療福祉行政をやっております。これまで医師の確保にも大変苦勞した時期もございました。特に住用地区は、半径4キロ以内に医療機関がないという第1種へき地診療所にもなっております。このような中で毎年、毎年競争入札とかいうような非常に大変不都合な状況もございます。このような事情も何卒御賢察いただきたいというふうに思います。三島議員が要求されましたその随意契約のリスト、そこには笠利の委託料しか載っておりませんが、住用は入っておりません。これは両方ともこのリストに上げるべきものではないと考えるので次回から両方とも外させていただきたいというふうに思いますので御理解をお願いいたします。

16番（三島 照君） 私は、こういう離島で医者やらの確保が困難なところでね、やっていることが間違っていてどうやこうやとは言っていない。ただ、ただ奄美市の随時契約条例でも3,000万円、5,000万円越せば副市長、市長の決済となっているにもかかわらず、こういうのが予算と随意契約という項目はね、やっていることは正しくても一緒に載せられてきたら見ていないのかと、幹部の皆さんはチェックしていないのかというふうに思ってしまっただけ。それは、やっぱり次からは28年度からは随意契約は消してください。そういうことは分かりました。

次に、市民経済の実態を皆さんは、どういうふうに思っているかということです。前回崎田議員の質問に対して市は、いろんな調査については県が行っていますから市でやる予定はないみたいな答弁でした。私が言いたいのは、ある社会保険事務所の方からも奄美市の公共事業を入札指名されているそういうところですら社会保険やそういうのが整備されていないところがあるという基本的には3人以上4人以上の事業所は、社会保険に入る。それがやられていないところもあるというところからですね、やっぱり奄美市を市民の経済をしっかりと受け止めてやっぱり見てほしいということです。皆さんからいただいた資料でもいわゆる段階別の納税義務者のついても200万円、全体の納税義務が1万4,491人の中で年間200万円以下の方が1万4,000のうちの7,400人超すんですね。テレビや新聞でも報道されていますように年収200万円言うたら日本の貧困家庭と言われている。250万円から300万円いう人数でも1,186人。結局400万円超える人というのは、その残りしかない。これは皆さん考えたら分かるように、ほぼ奄美市の警察官や教職員や公務員の皆さんや一部の事業所の幹部の皆さんがほぼそういう状況にあるということ。それで奄美市の戦略ビジョンの中でも調査されて

いますから実態は理解していると思いますけれどもね、30年後、人口80パーセントって言っていますけれど、やっぱりこれを増やそうと思ったら、この実態をもっとしっかりと受け止めて対応していかなければ私は、その8割も達成できないと思っているんです。

奄美で住みたい人が8割もいる。しかし、悩みは子育ての悩みや不安で子どもの教育や家賃、習い事に金がかかり過ぎる。それで先日、相談を受けた方がいるんですけど、正にシングルマザーです。30代のこの人は、3つの仕事を掛け持ちで働いてようやく20万円になるかどうか。子ども3人を育てるには全然足りない。贅沢はしていないつもりだけど生活保護も受けないで頑張っている自分は。しかし、生活は苦しくなるばかり、こうやってきたこの人は、9歳の長男を頭に3人の子育てをしている30歳の女性です。この人が言うているのは、日中は、パソコンを使ってデザインの仕事を手伝っている。合間に訪問販売をする。週4回は、夜のスナックでアルバイトをしている。夜、働く時は、子どもを友だちに預けている。子どもと一緒にいてやれないのが、一番辛い。こう言っているんですよ。働いても働いてもお金が出ていく。その上、来年4月から消費税までが10パーセントになり医療費やらなぜこんなに負担が多いのか。きちんと収入のある仕事に就きたい。子どもたちと一緒にいる時間をもっと増やしたい。これがね、生活実態が、こういう方々がいるということなんです。皆さんの今の生活でそれが普通だと思ってもらったら困るんです。そういう点で私は、やっぱりもっと今働いている人、会社や事業所でそういう社会保障の問題含めて何が起きているのか。しっかりと1軒1軒回って全職員が、半年かけて事業所を訪問したらアンケートを取れます。大阪の東大阪市が、何万所という事業所を回ってその中から宇宙ロケット部品を事業所が集まって開発した。そういう経営指導も含めてやるべきだと思うんですけど、再度お聞きします。崎田さんは、労働者の実態調査です。事業所調査をやって奄美市のこれからの施策に実態を見て対応していくつもりはあるのかないのか。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） 調査のほうは、商工観光部のほうにちょっと委ねますが、今回、人口ビジョンを策定するに当たってですが、その基礎資料となるアンケートを実施しております。住民アンケートと事業者アンケートのほうをですね、住民アンケートのほうでは、議員が、御指摘されたように、やりがいのある仕事あるいは子育てにお金がかからない島そういうアンケートが多数ございました。そのため今回、医療費の拡充など地方創生にからむ予算を新年度に計上させていただいたというところでございます。

一方、事業所アンケートでございしますが、それぞれの事業所に現在の皆さんの景気の状態はいかがですかという状況の質問をさせていただきました。ちょっと回収率低かったんですが、300件の回答をいただいております。その中で集計結果を少し御紹介いたしますと、よいという回答ですね、が約10パーセント弱、ふつうという回答が5割弱でした。悪いという回答が5割を切る44パーセントということになりました。これは先日、地元紙のほうでも紹介がありましたが、近い数字になったということです。ちなみに今後の予測はどうかという質問に対しては13パーセント先ほどの10パーセント弱が、若干伸びるという形になっております。

これを業種ごとに分析したところですが、製造業の6割が悪いと。残り4割が、ふつう若しくはよいということでした。商業建設業のほうでは、4割強が悪く6割弱がふつう若しくはよいという回答結果になっております。この結果は、大島紬の低迷ということと全国的な公共事業の減少あるいは人口減少による影響というふうに分析をしているところでございます。

一方、農林業、観光関連業、情報通信業の分野のほうでは、比較的よいと、景気はよいというほうが回答のほうは高いという数値になっております。地元新聞のほうでもこれは紹介されておりましたが、経済の概況は、5、6年前に比べてよくなっているという回答のほうが多くございましたので、これも両方一致しているんじゃないかと考えております。

ただし分野ごとに差がございますので引き続き全体としての底上げをしていかなければいけないというふうに考えたところでございます。そのため今回、地方創生の関係でそれに基づいた予算の計上をさせていただいているところでございますので先ほど議員のほうからアンケートの回収率が低いというお話がございましたが、この件については、今後、足をかせいでですね、回収率を高めるような工夫をしていきたいというふうに考えております。以上です。

商工観光部長（菊田和仁君） 正式な法律は忘れましたが、小規模事業の基本法ができたことを踏まえて陳情の採択のほうもありましたので、28年度中に私どもは条例をつくることに取り組んでいく中でですね、その件について商工会議所とも協議をしていく予定にしております。

事業所の実態調査をどのような形で、すべての事業所をするのが一番いいかもしれませんが、抽出がいいのか、どのような調査方法がいいのか含めてその件は、商工会議所も含め協議をさせていただきたいと思います。以上です。

16番（三島 照君） 回収状況でも先日は、商工会議所も1,003件の会員を全戸訪問してやっているでしょう。回答率は900件ぐらいしかもらっていませんけど、その中でも状況が景気が悪いのは率が増えていたけど、資料を持ってくるのを忘れてしまった。心が高ぶっていて持ってきていませんけど、是非ね、やっぱりアンケートをつくって1軒1軒本当に聞いて、そうでないと成長戦略もつくれないと思っているんです、私。やっぱりあれも中小企業法の制定と併せてね、実態をしっかり踏まえた対応をしてください。条例の中でやるということですから、それ以上はもう言いません。

後は、私の提案でもあるんですけど、総合戦略の中でまち・ひと・しごと創生戦略の中で奄美自然史博物館の建設を是非提案したいと思っていたら今日の新聞で群島で徳之島か奄美に資料センターみたいなつくるといことなんですけど、簡単に言うたら私は、ああいう小さいのじゃなくて例えば、例えばですよ、和光園の入り口から奥まで自然そのまま残して入り口には、ハンセン病資料室みたいなものをつくってもええと思うんですけど、やっぱり奄美に来てルリカケスやクロウサギやら実際に昼間見た人が何人いるかですよ。恐らく1割弱、わざわざ晩に案内して見に行けば見えています。せっかく登録されて来ても私は、それではだめだと思いますし、今日の新聞に載っていたのは、青森の北上山地のね、入り口にああいうセンターあります。それはあくまでもそれだけですから広大な自然遺産ミュージアムをつくることで場合によっては、ここに研究室もつくって奄美から亜熱帯を世界に発信する研究室つくれば内地から全部研究者が来ます。

昨日のニュースでも新たな植物が発見されたと言われていますよね。私の友人も奄美に2・3週間来た間で2種類の昆虫のクモを発見して学会に発表されているんです。まだまだあるんです。そういう意味で自然遺産を登録するだけじゃなくて、その後どうするっていうことをね、真剣に検討してほしいと思います。これは、もう10年前に平成の22年に議会でも勉強会されたと思うんですけど、和先生が奄美自然遺産登録を推進するための提言というのは、恐らく市長にも届いていると思うし平田市長の時代から届いていると思いますから是非参考にして検討していただきたいと思いますがどうですか。

市民部長（則 敏光君） 奄美自然史博物館構想ですね、これにつきましては私も広域の時代に提言書をいただきました。おおむね七つの機能があるようでございます。研究活動機能、それから教育活動の機能を有する。当然資料の収集保存ですね、レクリエーションの場にも必要であると、あるいは傷病鳥獣の救護活動機能があるということ。そして環境保全の機能、情報集約の場というような機能がすべて含まれて初めてこの自然史博物館構想と言えるものだろうというふうに思っております。

従来から指摘されておりますビジターセンターというのがございますが、これに自然や歴史・文化などいろいろ加味して壮大な構想、博物館構想にするというような趣旨でございます。国にも確認いたしましたが、施設整備にかかる計画などにつきましては、国立公園指定後に必要に応じて進めていくとい

ようなことでございました。この計画といたしまして、このようなビジターセンターのほかにも町内各地に拠点施設として希少動植物を観測できるような施設を整備するというような話もございます。まだ検討の段階でございますが、具体的な位置や施設の目的などは、まだ決定ではございません。

今後ともこの世界自然遺産登録を見据えまして国・県・地元市町村で構成される地域連絡会議というものが立ち上がりますが、その設置に向けて、今、取り組んでおりますが、この会議の中でビジターセンターをはじめ様々な施設整備管理計画を検討していくことになります。5市町村とも連携して進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

16番（三島 照君） 是非ね、市町村のビジターセンター程度じゃなくて本当に世界に研究者が奄美に来てそこで研究開発もできるような施設を是非国会議員の先生方と相談していただいております。最後に先日の師玉議員の答弁に対してマングローブセンターあの公社の第3セクターの問題です。調査はして結果は、その問題はなかったという答弁がされていますけど、そして社員教育ができていなかったのので今後社員教育を強化したいということが言われていました。その後この答弁後、なんか対応されたのか。私は、今回の問題は社長が市長でもあるということを踏まえてやっぱり言われている本人も含めて名誉回復もありますからやっぱり具体的に提案すると、きちっと無記名で社員からのね、アンケート調査を再度ちゃんとやって、これは全議員に送られていることですから、できれば調査結果を次回に報告していただきたい。アンケート調査をやってということを提案と併せてなんかあれば。

市長（朝山 毅君） かりそめにも匿名といえども働いた者であろうと想定された人が、そのような内情を訴えたということについては、やはり何らかの要因があったということを真摯に考えながら社員教育、組織教育をしっかりとやっていきたいと。やはり組織は人であります。人はチームワークであります。その結果一つのよい結果が生まれると思っておりますのでアンケートのことは別にいたしましてもちゃんとした社員教育、訓示をしてやっていきたいと思っておりますので御理解ください。

16番（三島 照君） 市集落の問題は、後でこれは上げますので、この前の雨でもこんなすごい土砂です。一番気になるのは、この積み上げている土砂です。ここは板の塀しかありません。この対応を梅雨が雨が降る前にしっかりとやっていただきたいと思いますので、後で答弁を聞きに行きます。

議長（竹山耕平君） 以上で日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時32分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
次に、自民新風会 安田壮平君の発言を許可いたします。

13番（安田壮平君） 皆様こんにちは。自民新風会の安田壮平です。一般質問にあたり所見を述べます前に今月末で退職される市職員の皆様、長い間のお勤め本当にお疲れ様でございました。3市長村が合併して奄美市が誕生するという正に産みの苦しみを最前線で味わってきた皆様の御心中は万感のことと存じますが、これからも3地域が、それぞれに持ち味を発揮し市民の皆様にも合併してよかったと心から思っただけの魅力ある奄美市づくりに我々議会議員も全力で取り組む所存ですので引き続き皆さまからの御支援と御協力をお願いいたします。

さて、今年、平成28年、2016年も日本や世界は劇的に動いていきそうです。今月11日には、東日本大震災から5年を迎えます。26日には、北海道新幹線が開業、5月には、伊勢志摩サミット、7月には参議院選挙と続いていきます。また4年に一度の世界的イベントと言えばオリンピック、パラ

リンピックですが、これがブラジル、リオデジャネイロで行われ、そして、アメリカ大統領選が行われています。それについては各党候補者選びの状況が連日報道をにぎわしています。しかし、近隣の東アジアに目を転じると先月の北朝鮮による事実上の弾道ミサイル発射、中国による尖閣諸島への接近、南シナ海の軍事拠点化など安全保障上の不安定さは依然続いており、また年初からの株価の乱高下など経済、景気の面での先行きの不透明さも感じるところです。

そのような中、昨年末の地方創生奄美市攻めの総合戦略の策定に続き、新年度予算案が発表されました。合併後最大の予算規模とのこと。名瀬本庁舎建て替えなど奄美市の将来を考える上で大事な事業が目白押しでそれを裏付ける積極予算となっており、地元紙等でも大きな期待感を持って報道されたと思います。とりわけ地方創生による人口減少対策を推進するために仕事づくりや子育て支援に力を入れていくというメッセージを強く感じ、例えば小学校卒業までの医療費を無料化にする子ども医療費助成事業への制度拡充は、市長の御英断による評価すべきものと感じております。

地方創生が本格的に実行段階に入っていく今後を期待と希望を持って注視し我々議会も参画したいと思いますが、本気で幸せの島を目指すために各種政策事業が、よりよく実施、実現されるよう質問を通じて行政当局の考えを伺い、また、私の思いを訴えながらそれらの意義、目的や手法、進め方を磨き合い高め合っていけたらと念じます。それでは質問に入ってまいります。市長が就任以来、言われてきた市政の主人公は市民であるということについて、この言葉の意味するところは何か、ということですが、朝山市長は、市長就任直後の平成22年第1回定例会以降、市政方針演説で時折この言葉を使われており、私自身はとても大事な言葉と捉えています。地方創生の総合戦略など行政だけでなく民間も主役になって社会的課題の解決、改善に取り組んでいかなければならない時代状況になってきていますが、この言葉をただのキャッチフレーズとしてではなく市長の政治理念の根幹を成す言葉と捉えて場合、具体像としてどのような地域や社会の姿を描いているのか。お示してください。次の質問からは発言席にていたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは安田議員にお答えさせていただきます。まず憲法の大きな三つの理念は、平和主義、基本的人権の尊重、そして主権在民であります。主権は国民にあると、その意味において奄美市というまちを形成しているのは市民の皆様一人ひとりであります。その一人ひとりが家族を作り集落を作り奄美市という社会を形成いたしております。市民の皆様の命と暮らしを守ることが基礎的自治体の最も重要な役割と認識いたしております。市民の皆様の生活や経済活動そのものが市を形作っており、個々の力が、ひいては奄美市全体の活性化につながるといった観点から市民のための政治を推し進めるためにも市政の主人公は市民であると申し上げているつもりであります。

また、地域防災や集落活動などは正に市民の皆様が主役となり自発的に取り組まれている自治活動であり市政に欠かすことのできないものであります。行政においては、このような市民の皆様の活動を支援していくことが重要であると考えております。これまでも奄美を支えてこられた高齢者の皆さん、そして今を支える若者世代、そして、これから次の時代を担う子どもたちが、それぞれの誇りを持ち奄美市で暮らしよかった。奄美市で暮らし続けたいと実感できるようなまちづくりをしてまいりたいと考えているところであります。その実現に向け、これからの奄美市の10年後、市民の皆様とともに作り上げてまいりたいと考えているところであります。したがって一人ひとりのお力が必要であると、主人公であるという思いで述べているつもりでありますので御理解をいただきたいと思います。

13番（安田壮平君） 市長からの答弁ありがとうございました。私がイメージしているところと大体同じと言えますか、目指すところは近いものがあるなどというふうに感じております。私自身は、言葉を変えて言えば理想とする姿はですね、よく地方自治などで語られる補完性の原理という言葉があります。

この概念、元々はヨーロッパを中心に誕生した言葉ではありますが、言葉の意味は、決定や自治などできる限り小さい単位で行い、できないことのみをより大きな団体で補完していくという概念で、これも今、日本の地方自治制度にもですね、徐々に取り入れられているというふうに感じているわけですが、これをより私自身は、より小さい単位で奄美市の場合は、例えば住用、名瀬、笠利3地区であったり、あるいは小・中学校の校区単位、そして自治会、集落単位に応用していけばですね、本当にそれぞれの地域の皆様が主役になっていただいて様々な社会問題改善解決に向けて動いていただける。足りない部分を市がバックアップをしていくと、そういう体制がですね、やっぱり将来目指していくべきだろうと思います。お話の中で防災という観点がありましたが、防災で語られるよく語られる自助、互助、協助、公助というこの理念を防災だけではなく、ほかの分野にも適用するというイメージを私自身持っているわけですが、それでは次に質問に移りますが、これを実現するためにどのような施策を行ってきたのか。また今後、どのような施策を行うのか、ということについて伺います。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、これまで実施してきた施策ということで申し上げます。先ほど市長から市政の主人公は市民であるという考えということでした。議員の御指摘のとおりですが、自治会、集落との活動支援を行ってきております。また、NPO法人の活動支援、あるいは民間企業の活動支援に取り組んできたところです。参考までにNPO法人の設立は、県下でも5番目に多く34の法人数となっているようです。

また、昨年12月に策定しました奄美市攻めの総合戦略の中で市民一人ひとりや集落を幸せの島実現の担い手というふうに位置付け、その役割を記載したところであります。今後の方針ですが、平成28度に向けて総合戦略の中でということになりますが、市民の自発的な活動を更に推進するため市民提案型助成事業の紡ぐきよらの郷事業を、集落が活用し易いように改正したいと考えております。一集落1ブランド事業を通じた集落活性化をより積極的に支援していきたいというふうに考えているところです。

また、奄美市の人口減少問題は、集落の人口減少問題でもございますので、新年度からは本気で人口を増やしたいという集落を募集していきたいというふうに考えております。その集落と行政が一緒になって協議をしながらですが、紡ぐきよらの郷事業であったり定住促進住宅整備事業であったり、そういった事業を複合的に活用しながら市内、他の地域のモデル地域になるような集落、そういう取組を応援していきたいというふうに考えております。以上です。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。総合戦略であったり、また、これまで続けてきた紡ぐきよらの郷づくり事業においても、こういう集落の課題、自治会、町内会の課題の解決に資する取組にも支援をしていくということで、ちょっとずつそういう地域の単位、小さな地域の単位を主体とする奄美市づくりというものがですね、そこを目指して進んでいるんだなという思いを改めていたしたところです。それについては本当にどんどん進めていただきたいと思います。もちろんなかなか名瀬の街中では、自治会、町内会が立ち上がらないという地域もあったり、あるいは既存の住用、笠利のほうでも集落の担い手が足りなくなっている。十分な活動ができていない。そういう問題もあるんですけども、やっぱりまずは、しっかり活動できる地域からどんどん大いに活動していただきたいと、そしてまた、その成功事例をどんどん作っていった、それをまた周辺に波及していくということも大事な視点だと思いますので、これは是非していただきたいと思います。

私自身、本当に思うのが地域の特性や課題について一番よく知っているのは、その地域の住民であります。また、その課題解決のための資源、リソースを十分に把握しているのもまたやはりそこに住む人々だと思いますので本当にこの方向性大事にさせていただきたいんですけども、例えば提案としてなんですけれども、今、奄美市の総合戦略というものは策定をされたんですが、これはですね、やっぱり3地区であったり、あるいは先ほど申した校区単位であったり、あるいは自治会、町内会、集落単位の

総合戦略というものですね、やっぱり作る必要があるのではないかと単発に高齢者支援とか人口を増やすとか美化活動とかだけじゃなくて、単発、単発だけじゃなくて、やっぱりそれらを総合的にですね、網羅するようなそういう小さい地区ごとの総合戦略を作っていただく。そういう集落、町内会とかにプロジェクトチームを作っていただいて総合戦略を策定したり、先ほど定住促進に関しては公募型の事業を行うということでしたが、奄美市の総合戦略のメニューに載っていないものをですね、逆に提案を集落のほうから町内会のほうから奄美市に提案をしていただいたりするようなこと。そしてまた、集落任せにするだけでなく、一緒に行政も一緒になって考えていくということで、ちょうど1年前ぐらいなんですが、地方創生コンシェルジェということで中央の官庁職員であったり、民間の専門的な知識を持つ方々がですね、各地方の自治体に派遣されて、その総合戦略の策定を一緒に行ったという実例がありました、これは奄美市でも行っていただくようなそういう取組もですね、今後、考えられるんじゃないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょう。

総務部長（東 美佐夫君） 議員御案内のその提案については、十分我々も活かしたいと考えております。先ほどやる気のある集落をとということで話をさせていただきましたが、この中で今、御提案の部分を広げていくような取組みをしていきたいと思っております。ちなみに参考までですが、赤木名地区のほうで昨年2年前からですね、笠利地区の観光プロデュースをしていた方が、赤木名に住み着いて一緒に地域の方々と笠利の観光をどうしようかというような取組を行っておりますので、これも一つのいい事例かと思っておりますので、こういった取組を広げていけるようなチームワークですね、作っていければというふうに思いますので御理解いただきたいと思います。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。本当に実際にそういう実例が動き出しているということで、やっぱりそういう地域が少しずつ増えていけば足元からまちが活性化していくんじゃないかなと思います。そういうのをどんどんまた段階ごとに市全体にも広めていただきたいとか紹介しながら普及させていただきたいなというふうに思います。

ここで紹介したいのがですね、今私が申し上げてきたことが、より進化した形として三重県松阪市の住民協議会というのがあります。これは本当に地方創生に限らず恒久的な仕組みとして市の施策の中に位置づけられているもので、住民協議会、それぞれの自治会をもう少し多く広げた単位での地域の集まりなんですが、5年から10年先の地域の計画であったり地域の目標を定め防犯、交通安全、高齢者、子育て、環境美化、道づくりですね、防災、地域行事、挨拶運動などそういうのを行っているような実例もありますし、そしてまた、県内薩摩川内市においては、地区コミュニティ協議会というのがありまして、これは奄美市でもある3地区の地域協議会とはまた別です。薩摩川内市も合併して、今運営している地域ですが、それとは別に、この地区コミュニティ協議会というものを立ち上げまして、今先ほど申し上げましたような分野の活動を行っているということで、自治会ではできないことがですね、より広い単位でまとまって力を合わせていけば、またいい相乗効果、波及効果が生まれるということでもありますので、こういったものも是非将来の奄美市の市政運営考える上で参考にさせていただきたいなというふうに思います。

最後、くまモンですね、熊本県のくまモンの産みの親である小山薫堂さんという方がいらっしゃいますが、結構やはり様々な活動されている方の言葉ですが、民間が頑張れば行政が足を引っ張り行政だけが先に行けば民間はついてこないというような言葉を残していますが、要は民間と行政との距離感というか、バランス感覚あるいは、その共生・協働のですね、大事さであり難しさを語った言葉だろうと思います。時代によってそういった距離感、バランス感覚が変わってくるとは思うんですが、とても難しい課題ではあると思うんですが、是非とも奄美市当局の皆様にもこの難しい課題にこれからもしっかり向き合っていただきたいなという思いを述べまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問、少子化対策についてであります。まず婚活支援に関する事業のこれまでの成果と課題は何

か。また、今後どのような施策を行うのか、ということについてですが、昨年度、今年度に行った縁結び事業や結婚スキルアップセミナー等の成果と今後に向けた課題は何か。お示ください。また、新年度は、どのような施策を考えているのか。お示ください。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 御承知のとおり平成26年度から国の地域少子化対策強化交付金を活用した縁結び事業に取り組んでおります。これまでNPO法人ディに事業委託をし、結婚に前向きになることを目的とした結婚スキルアップセミナーを年2回、これまでに4回実施いたしました。毎回、男女それぞれ15人ほどの参加で延べ120人ほどがセミナーを受講いたしました。参加された皆さんへのアンケートでは、約8割がセミナーへの参加によって結婚について関心が深くなったと回答があり、結婚を考えるきっかけになっていると思います。

課題としましては、参加者が集まり難いことが上げられます。奄美市民で独身者を対象にした狭い範囲であることや恥ずかしい気持ちから毎回、参加者が集まり難く参加者募集に苦勞しているところがございます。

今後の取組につきましては、奄美市総合戦略の子さばくり応援事業により少子化対策に総合的に取り組むこととしており、この中で結婚支援については、結婚したいと思っている方の希望が叶えられるよう働く場支援や子育て支援に取り組むほか出会いの場の創出と島で安心して結婚できる仕組みの構築に取り組むこととしております。

平成28年度につきましては、出会いの場を創出する事業と島で安心して結婚できる仕組みを構築する事業の実施を計画しております。先ほど申しましたとおり事業に参加してもらうための仕掛けが課題となっていることから参加者が参加し易い出会いの場を島の文化を体験するという形で創出しようとするなどと考えているところであります。

なお、具体的な28年度の内容につきましては、現在、国に申請をしているところでございますので内示があり次第、内定があり次第、補正予算として対応したいと思っておりますので、その時点で詳しい内容をお知らせしたいと考えております。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。いろいろ取り組んでいただいて、そして、何と言いますか、その婚活支援と言うかですね、結婚にもっと前向きになる若い世代の方々が増えてきたというのは、とてもいいことだと思います。大事なことだと思います。やっぱり日本の場合と言いますか、奄美市の場合、結婚の数が増えないとなかなか子どもの数が増えないということもありますので是非とも今後もしっかり取り組んでいただきたいんですが、ちなみに年度ごとのですね、この婚姻の数の推移を見ますと奄美市在住者の婚姻の数を見ますと、平成24年が379件、25年が336件、昨年度26年度266件とちょっと200件代になってしまったということで、27年度ももしかしたらその同じくらいの数字になるかもしれないということでちょっと数年前と比べてですね、この婚姻の数が減ってきている状況にあるんですが、ちなみになんです、奄美市が持ってきた事業の中でですね、それでこうそこに影響を受けてと言いますか、いい影響を受けて結婚しましたという組数が婚姻数が何組くらいあったのかというところ御存知でしたら教えていただきたいのですが。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） これをやることで実際に結婚をしたとか。具体的なことは今聞いてはおりませんが、先ほど言いましたとおり、これをきっかけとして結婚することに対して前向きになって真剣に考えるようになったということが非常に大きな成果があったというふうに考えております。具体的な事は、これも縁のことですので、これから現れてくるものと考えております。

13番（安田壮平君） 分かりました。是非本当にこれからもしっかりと力を入れて取り組んでいただきたいと思っております。地方創生の総合戦略の中にも是非取り入れていただきたいと、そしてまた、奄美市がや

るだけでなく民間の婚活イベントに支援を行ったり、そしてまた、今後行おうとしている赤ちゃん先生もですね、こういう婚活イベントなどには、とても効果があるというお話も聞いておりますので是非そういう分野を与えたようなですね、事業の取組をお願いしたいと思います。

続きまして新年度から始まる不妊・不育治療支援助成金事業の概要はということですが、市政方針演説に盛り込まれ新年度予算にも計上されたこの事業に対し私自身大きな期待を抱いております。この事業の概要として適用される治療の種類、件数、男性不妊も対象かなどについてお示してください。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 本市におきましては、平成25年度より県の不妊治療費助成対象となる特定不妊治療対象者に対し県本土までの交通費と宿泊費の助成を行ってまいったところでございますが、不妊治療費に多額の費用を要すること。また、島内で治療可能な一般不妊治療及び不育治療への治療費助成制度がないことから治療対象者の経済的な負担が大きく治療開始の一つのハードルとなってきたところでございます。

また、本市の不妊治療対象者数は、保険適用外であります特定不妊治療が受けられる方が年間20件程度、保険適用となる一般不妊治療及び不育治療を受けている方が年間35件程度で推移しております。今後も少しずつ増加していくものと考えられますことから治療対象者の負担軽減を図り治療を受け易い環境を整備するために新たに助成金制度を創設するものであります。先ほど分かり難かったと思いますが、不妊治療というのは、妊娠をしていない人に対する治療。不育医療というのは、妊娠はしたけれども育たない方を対象にする治療ということです。

事業の概要といたしましては、助成対象者は、奄美市に3か月以上居住する夫婦の内、治療の対象者が43歳未満で市税等の滞納がない方、となっており助成額及び助成期間につきましては、特定不妊治療が年間10万円、一般不妊治療及び不育治療は年間5万円を上限として県の助成金等を除いた治療費の2分の1を通算5年間助成をするものでございます。

男性不妊治療につきましては、今年度より国の通知を受けて鹿児島県におきましても特定不妊治療にかかるものについて助成を行うこととし、そのための予算を3月議会へ上程をしたところであります。

本市といたしましても、本制度により治療対象者の精神的、経済的負担が軽減され少子化対策の一助となりますことを期待しているところでございますので御理解をお願いいたします。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。本当思っていたよりもですね、失礼ですが、思っていたよりもかなり充実した内容になっているなということを感じた次第であります。是非これで困っている方々、そして、そういう方々のですね、そういう方々の希望の沿うように欲しいと思う子どもの数がしっかり持てるようなそういう支援をやっぱり奄美市がやっていますというだけでも力強いメッセージになっていくと思いますので予算付けされたからには是非ピーアールも医療機関などと連携して行っていたいで活用していただけるようにお願いしたいと思います。

ちなみに奄美市の出生数の最近の推移なんですけど、24年度で375名、25年度で399名、26年度で375名と27年度は1月末現在で304名ということで大体この数年間は300人台ですね、推移をしているということでもあります。

奄美市は、総合戦略の中で合計出生率2.1を目指すというとても高い目標を掲げていますが、これは是非とも実現していただきたいと思ひますし、また、将来ですね、将来女性の数が減った段階で2.1を達成したとしてもですね、自ずと人口増加には、やはりそのプラスの影響というものは少なくなってしまうので今のうちからこれをやっていくと。2040年2060年もしっかり奄美市の目標とする人口が維持できるようにですね、本当早いうちからどんどん積極的にピーアールをして取り組んでいただきたいと思ひますということを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

商工業の振興についてであります。プレミアム商品券発行事業の今年度の成果と課題は何か。また、新年度ですね、新年度の事業概要は、ということですが、今年度は、前年度の補正があり通常より倍以

上の事業費で行われましたが、現在までの成果と課題をどのように捉えているか、お示してください。また、その上で新年度の事業について概要をお示してください。

商工観光部長（菊田和仁君） 奄美市プレミアム商品券ほーらしゃ券発行事業は、平成20年度にスタートし今年で8年目を迎えます。平成27年度の発行事業につきましては、国の経済対策事業として交付金を活用し地域消費喚起生活支援型事業として行いました。事業の内容につきましては、プレミアム率は例年同様10パーセントでございますが、交付金の活用により発行総額を例年の2億円から5億円に拡大し販売時期につきましてもこれまでの歳末時期にお中元時期を加え2回実施いたしましたところ です。

また、発行総額5億円の内訳につきましては、例年2億円発行しているほーらしゃ券を3億円に増額するとともに市制施行10周年記念として新たに本土資本の大型店等でも使用可能な地域共通商品券2億円を販売いたしました。

今年度販売いたしました総額5億円につきましては、先月完売し地域住民や観光客にも御利用いただき地域の消費喚起と市民の生活支援につながったものと考えております。また、来年度の事業につきましては、新年度予算におきましてプレミアム商品券発行事業補助金2,000万円を計上いたしており例年どおりほーらしゃ券2億円の発行を予定しているところでございます。

来年度の事業の概要につきましては、おおむね例年どおりになろうかと存じますが、詳細につきましては、今後、市と通り会連合会、商工会議所、商工会等で組織する実行委員会において決定いたしますので御理解を賜りたいと存じます。以上です。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。今回は地方創生のそういった資金も活用して総額5億円発行されたということで私自身は、市民の皆様にとってもですね、そしてまた、ほーらしゃ券については、市民だけでなく観光客の方でも誰でも買えるということでしたので、とてもいいことだなというふうに思っていたんですけども、これはやっぱりちょっと発行総額が多くて、ほーらしゃ券が売り切るのがちょっと時間がかかったということを伺っておりますし、そしてまた、地元の商店街の方々もですね、やはりその本土の大型スーパーで使えるものじゃなくて、ほーらしゃ券を大事にしてほしいというような声がありましたので、ちょっとこれを問わせていただいたんですけども、新年度はほーらしゃ券を発行するということで、地域共通商品券は取り合えず今年度で終了ということでそういうことでよろしいんですかね、ということなので安心をいたしました。是非これは、とても市民にとって人気の高い好評を得ている事業ですので今後もしっかり取り組んでいただいて、そしてまた、是非とも地元の中小小売店、地元の商工業者を是非とも応援するようなそういう姿勢を今後も貫いていていただきたいと思います。

続きまして、世界自然遺産登録の推進に関連して、まず飼い猫の適正飼養に対する住民意識の向上のためにどのような具体策を考えているかということですが、飼い猫の適正飼養を進めるために特にですね、大事なのが室内飼養の普及だと思います。この具体策をどのように考えているのか。また、ほかにどんな具体策があるのか。お示してください。

市民部長（則 敏光君） 平成23年度から飼い猫の適正飼養管理条例というものを制定いたしまして生活環境の向上及び自然環境の保全に努めております。この条例につきましては、飼い主さんに対して責任と愛情を持って適正に猫を飼養していただくというのが第一の目的でございます。その上で野良猫の発生を抑制してノネコへの拡散を防止するというねらいでございます。もちろん御自身の猫の管理もしっかりしていただくことも重要ですが、いずれにいたしましても本条例の目的をしっかりと理解していただくことが大変重要でございます。本市といたしましても地域説明会、あるいは個別の出前講座あるいは広報誌、ホームページなどで適正飼養に関する周知啓発を行ってきているところです。なかなか、いまだ浸透されていないという実感もございます。

大きな要因といたしましては、意識の醸成というのはやはり子どもの頃から早い段階で形成されていくものだと考えられます。家庭や学校などでの長期にわたる教育も求められていると考えております。今後ともどのような形態が望ましくて住民意識の向上に寄与するか、関係機関や担当部署とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。本当なかなかですね、なかなかこれ難しい課題であるというふうに思うんですが、やっぱりこれを解決しないと世界自然遺産登録というのは見えてこないだろうと思っております。先日の学び福祉フェスタで沖縄のNPO法人長嶺理事長のお話もありましたが、ここにおられる方々もお聞きになった方々も多いかと思いますが、まずそのNPO法人では、沖縄のヤンバルや西表島で捕獲した猫のシェルターを運営しているということなんですが、ヤンバルが3自治体で人口1万人、そして西表島は人口2,000人ということで、これを奄美大島でやろうとすれば人口6万人以上おりますので限界があるだろうということでもあります。そしてまた、猫対策の5原則として、まずノネコについてですが、捕獲排除、そして繁殖制限。これは避妊去勢ですね。そして捨てない、捨てさせない。そして猫条例の施行。そして5番目が捕獲した猫の出口の検討ということで、特にこの5番目、捕獲した猫の出口の検討、これを決めないと先に進まないということでありまして、これは動物愛護団体とも協力して行うべきだということでありました。

奄美でも対策の提案としては、適正飼育の普及啓発、室内飼育と避妊去勢、そして条例の整備とルールの周知、罰則規定の追加も含めてでありますけれども、というようなことでありましたので是非奄美市としても重く受け止めて考えていただきたいと思います。

部長の答弁にもありましたが、子どもの頃からの早い段階での教育というものがですね、一つ大事な視点だろうと思います。この小・中・高校生など学校教育での現場での普及が奄美市でもできないかというふうに思うんですが、その点については御見解はいかがでしょうか。

市民部長（則 敏光君） 早い段階での適正飼養に関する意識啓発というのは、やはり小・中学校あるいは幼稚園の段階などでも必要性をやっぱり感じているところであります。小さい頃からの指導が重要でございますので教育委員会あるいは福祉部門その他関係部署と連携を取ってちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

13番（安田壮平君） 是非とも進めていただきたいと思います。一つ事例を紹介しますが、これは龍郷町の大勝小学校で昨年末作られた冊子なんです、『猫はお外にいいの』という冊子、絵本のようなですね、冊子でして、絵も文字もですね、全部手書きで大勝小学校5年生20名が書いている。猫の問題について書かれた資料の中では極めてすばらしいかと、すごい本ができたなというふうに思います。この中身はですね、この中に奄美の目指すべき将来像として猫はいつも室内飼育でみんなハッピー。外には猫が1匹もない島。家の外では野生の生き物がゆったりとしている島。これを目指したいというふうな将来像を掲げていまして、大人の皆さんへのお願いですということで、猫は最後まで責任を持って室内飼育をしてください。放し飼いをしないように室内飼育じゃないといけないルールを作ってください。飼っている猫の避妊去勢手術を受けやすいような仕組みを作ってください。飼えなくなったから自分で新しい飼い主を探してください。森で捕まえた猫に新しい飼い主が見つかるまで猫を飼っておける施設をつくってください、というふうにですね、子どもたちの言葉で書かれています。とても大事な教えなんですね。本当子どもから教えられるというか。大事な取組であると思っていまして、これに関わった環境省も一緒に取り組んだようですが、その担当の方からは、人、猫、野生生物の望ましい関係を考える機会にしてほしいというメッセージがですね、最後のほうに書かれています。とても大事ですが難しい課題だと思いますが、やっぱりTNRや、そしてまた条例の制定、罰則化を盛り込むとか緊急事態への外科手術的な取組みとそして、こういった教育面での緩やかな体質改善を目指す漢方療法

的な取組、二つが同時並行で欠かせないんだろうと思います。どっちかだけでは、やっぱり行き詰ってしまうということで是非とも奄美市においても飼い猫については、10年後を見据えて室内飼養達成のための議論を今からでも進めていただきたいですし、野良猫については、地域猫制度ですね、ルールを守ってその避妊去勢をした一世代の猫を飼うと。管理者を明確にしたり餌のこと、糞尿のこと、そういったルールを作って飼う地域猫制度を野良猫については適用したり、そしてノネコについては、捕獲をして収容施設を造っていく。こういう方向性ですね、プラス小・中学校への取組というものをですね、併せて行っていただきたいと思います。本当にこれは国もですが、やっぱり自治体ですね、やるべき取組であると思います。世界自然遺産登録の障害にですね、このままほっておいては、障害になり得ると思うんですが、るる述べてきましたが、この問題について是非とも市長の御見解を伺いたと思います、いかがでしょうか。

市民部長（則 敏光君） 今、御指摘のそのパンフの中身は、やはり飼い猫の適正飼養条例、これを条文化したもの。例えば第10条放し飼いの制限とか、みだりな餌やりの禁止とか。あるいは遺棄の禁止。捨てないように。適正な譲渡の仕方。正にこれを子ども向けに分かり易くしたのが、このパンフだというふうに思います。したがって、子どもに対するこういったソフト対策と同時にこの条例の普及啓発、こういった両面はやはり御指摘のとおり必要なものだろうというふうに認識しておりますので今後ともこのような形で進めさせていただきたいと思います。

13番（安田壮平君） 分かりました。ありがとうございます。冒頭で述べました、その集落単位、町内会単位といったところも是非とも連携をしていただいて、そしてまた、学校との連携、やっぱり市だけの取組ではどうしても限界があると思いますし行政に任せておけば何でもやってくれると住民の方にも思ってもらってもまた困ると。やっぱり住民の方々のその役割、責任というものもあるわけでありませう。その上で行政と地域住民をつなぐ民間の団体ともですね、一緒になって是非力を入れて取り組んでいただきたいと思います。世界自然遺産登録に向けては国・県・市町村それぞれの役割があるとは思いますが、やっぱり我々の生活圏内のことについては、やっぱり我々が頑張っていけないといけない問題だと思いますので再度確認をさせていただいて次のごみのことについて伺いさせていただきます。

ポイ捨て等防止条例の周知徹底のためにどのような具体策を考えているか、ということですが、この周知徹底のための具体策についてお示してください。

市民部長（則 敏光君） このポイ捨て防止条例の周知徹底でございますが、現在、ポイ捨て禁止の看板の設置、住みよい環境を守るポスター作品展の開催など、あるいは広報誌、新聞掲載そういったもので対応いたしておるところでございます。中でも住みよい環境を守るポスター作品展ということですが、毎年、市内の小・中学生を募集対象にして環境保護をテーマにしたポスターを審査、表彰いたしております。そのポスターを使ったポイ捨て禁止看板を作成します。市民からの要望箇所や特にマナーの悪い場所に設置をさせていただいております。

ポスター作品展受賞作品につきましては、名瀬総合支所、あるいは奄美空港、マングローブパーク、そしてA i A iひろば、そういったところで期間を設けて展示しております。また、自然保護、生活環境に対する市民の意識啓発の推進を図るためにも今後もより人目に付く場所への展示を継続しまして看板以外の活用手段を模索し積極的に取り入れていく所存でございます。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。この条例としてですね、ポイ捨て等防止条例あるわけなんですけれども、確かにそういう周知広報啓発活動を行っているのは理解しているんですが、なかなかですね、これが難しい課題ですね、なかなか行き渡らないと。だけれどもやっぱり奄美市が観光立島と言うか、観光を大事な産業としてこれからもっともっと伸ばしていく上では、やっぱりこの街中の美

化、ごみを捨てないってすごく当たり前のことなんですけれども、やっぱりこれをもっともっと浸透させていかないといけないと思います。要は捨てる人よりも拾う人をですね、増やしていくと。本来は捨てる人をゼロにすることが一番の目指すところなんですけれども、まずはその拾う人をですね、増やしていくということで一つ提案も兼ねて伺うんですが、やっぱりどうでしょうね。ただそのポスターとか捨てないでくださいといくら言ってもですね、なかなかこう人の心に響かないとすれば何かしらこう楽しんで参加していただけるようなそういう取組みも大事じゃないかなと思います。こう体験して汗を流してですね、やっぱりこういうの大事だねと思ってもらうようなそういう取組みであります、全国ですね、行われているスポーツごみ拾いという取組みがありまして、これは実は奄美市も毎年取り組んでいます、チャレンジデー、運動に参加しようと、運動してもらおうというチャレンジデーの中でもですね、全国共通イベントとしてですね、このスポーツごみ拾いというものが実際に行われております。

例えば、このルールなんです、5、6名のチームを作っていて制限時間1時間以内に決められた範囲を回ってもらうと。特にですね、重視しているのが、タバコの吸殻。タバコの吸殻に関しては、1グラム1ポイントで計算をして、それ以外の空缶とかそれ以外のごみは1グラム0.5ポイントで計算をして、それをですね、集めて1時間後に持ってきてもらって軽量して、どのチームが勝ったというようなですね、今、正にスポーツ感覚でこのごみ拾い参加してもらうというイベントであります。これは全国共通イベントでありますので全国規模でですね、集計をして提出をして全国規模で順位が競われるという取組みでありまして、これは是非とも奄美市もチャレンジデー参加しているのであれば、是非これ実施していただきたいと思うわけなんです、これについてはいかがでしょうか。

市民部長（則 敏光君） 御指摘のとおり、ごみのポイ捨てというのは罰則規定もあるんですが、なかなか結局は本人のモラルに帰する面が大変大きいというふうに思っております。

ごみ拾いの実施につきましては、御提案のチャレンジデーあるいは道の日のクリーンアップ大作戦そういったものでごみ拾い、世界自然遺産に向けてのごみ拾いとか、そういった形は進めております。子どもたちの情操教育的な側面も包括した楽しみながらのごみ拾い活動ということでスポーツごみ拾いという御提言もございます。ごみのポイ捨て問題を左右する最終的な要因というのは、やはり市民のモラルに帰するところが大きいんですけれども捨てる人を減らして拾う人を増やすと、こうした楽しみながらの美化活動を活発化させていきたいというふうに考えております。

行政がなすべきこと、そして地域の皆様に御協力いただければならないことなどもございますので、生活環境の美化対策として今後検討させていただきたいと思っております。

13番（安田壮平君） 是非とも食べ残しを減らす3010運動とともにですね、このスポーツごみ拾い、奄美市でも積極的に前向きに取り組んでいただきたいと思います。ちなみにスポーツごみ拾いというのは、ある民間の団体がですね、しっかり商標登録と言いますかやっていますので、奄美市で勝手にルールを作ってやったらちょっとまずいので、その辺はよくその事務局と連携を取っていただいて、そして、その連携を取った上で奄美市独自のルールを作ってやるというのもですね、一つの手段だと思います。年に1回だけじゃなくて時々これをやっていくとその市民清掃の日とかでもですね、なかなかその参加率が悪い、参加率が低いこの地域自治会などにおいては、まずはこういうところから入っていくのも一つの手法だと思いますので是非ともいろいろ検討して取り組んでいただきたいと思いますし、また、この面白いのがですね、スポーツごみ拾いの中で特にそのタバコの吸殻を重視しているということで、もちろんタバコは地方自治体にとって大事な税の源でもあるんですけれども、けれども吸殻捨ててもらったら困るということもですね、大事な普及活動だろうと思います。そこで私自身は、街中見ててもやっぱりどうしてもそのタバコの吸殻多いなというふうにも思いますので、特にですね、その車道沿いにもですね、車道沿いの路肩にも多く見受けられますので、やっぱりですね、車に乗っている方はですね、車の灰皿を使いましょう運動というものをですね、すごく当たり前のことなんですけれども

も、やっぱり当たり前のことから是非奄美市のほうからも発信して取り組んでいただければというふうに思います。そういうこと提案をさせていただいて、最後、18歳以上への選挙権拡大についてお伺いをさせていただきます。本市として高校生等へどのような普及啓発活動を行うのか、ということですが、この夏の参議院議員選挙から18歳以上の者が選挙権を持つようになります。それに当たって市内の高校や専門学校に対する普及啓発活動について今年度や新年度の状況はいかがか。また、これによりどの程度有権者が増えるのか。選挙権を持つのは、いつまでに生まれた人なのか、ということをお示しください。

選挙管理委員会委員長（名島義文君） お答えいたします。平成27年度の選挙講座の実績等についてでございますが、平成27年度は、中学校1校、高校4校及び専門学校1校で選挙講座を行い対象者については、1,041人となっております。また、来る3月16日に奄美看護福祉専門学校の生徒に対して選挙講座を行う予定であります。平成28年度につきましても同様に行っていきたいというふうに考えております。

選挙講座の内容についてでございますが、選挙講座については、事前に学校側と協議を行い架空の選挙名、候補者3人及び模擬投票者を決めていただきます。選挙講座当日、選挙管理委員会事務局長が、総合司会を行います。次に、選挙管理委員会委員による選挙制度についての講話、次に、立候補者3人による立候補挨拶、本選挙と同じような設定での模擬投票、開票、開票結果報告、そして、当選者の感想を述べてもらい、最後に校長先生から講評をいただいているというそういう内容になっております。

選挙権の発生時期につきましては、改正後の公職選挙法による選挙権の発生時期には、今年は参議院選挙及び県知事選挙がございますが、改正後の公職選挙法及び年齢計算に関する法律の規定によりますと、それぞれの投票期日に満18歳の年齢要件を満たした方が対象となります。具体的に言いますと、平成10年生まれでそれぞれの選挙日の翌日までに生まれた方になります。満年齢でございますから。最後にですね、奄美市において18歳から20歳までの人口についてでございますが、奄美市における18歳から20歳までの人口については、今年の7月1日現在で想定いたしますと、名瀬地区698人、住用地区18人及び笠利地区79人で合計795人となりますが、その中で進学などの転出により約200人から300人が不在者投票の対象者であるというふうに思われます。以上です。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。選挙講座等ですね、中学校、高校、専門学校等でやっているということで、その内容もかなり充実したものであるなというふうに感じた次第であります。本当ですね、特に18歳ということで主に18歳の方で高校生、高校3年生の方が多いかと思いますが、その中でもいつまで生まれた方ですね、選挙権持てるかというところ非常に気になっていたことなんです。投票日の翌日までに生まれた方ということで参議院選も知事選もまだ日程は決まっていないんですが、とりあえず投票日の翌日までに生まれた方は選挙権があるということで理解しましたので是非とも元気な高校生の方々にはとても勉強などで忙しい時期とは思いますが、是非とも参加をしていただいて、政治に参加をしていただいて、自分の頭でしっかりと考えて、そして、その投票という行動ですね、行動に是非ともつなげていっていただきたいなと思います。今後も引き続き、新年度も引き続きこの選挙講座行っていきたいなと思います。

最後になりますが、この春ですね、市外へ転出する、就職、進学で転出する高校生などの方々にとっては公職選挙法の改正により旧住所での投票が可能になったということですが、要は奄美市の住民票ですね、投票ができるということになったということですが、それに関連して不在者投票の準備の状況はいかがか。お示しいただきたいなと思います。

選挙管理委員会委員長（名島義文君） 不在者投票の概要について御説明申し上げます。奄美市の選挙人名簿に登録されている方が、滞在先、移転先で不在者投票をする場合であります。最初に奄美市選挙管

理委員会に投票用紙等を請求いたします。その際、投票用紙等請求書兼宣誓書を提出していただきます。それに応じまして奄美市選挙管理委員会から投票用紙、投票用封筒、外封筒と内封筒です。及び不在者投票証明書が送られてきます。有権者は、送られてきた投票用紙等を持って滞在先の市町村選挙管理委員会に出向きます。この際、送られてきた投票用紙等は事前に記入などはせずにそのままの状態滞在先の市町村選挙管理委員会に持って行っていただきます。投票用紙は、事前に記入すると無効になります。特に、不在者投票証明書の入っている封筒は絶対に開封をしてはいけません。そして、滞在先の市町村選挙管理委員会の職員の立会いの下で投票を行います。その後、滞在先の市町村選挙管理委員会から奄美市選挙管理委員会へ投票用紙が入った封筒が送られてきます。不在者投票についてはですね、詳しく市の選挙管理委員会のホームページに載っておりますので、どうぞ御閲覧ください。終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で自民新風会 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１１時４６分）

午後１時３０分再開いたします。

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自民新風会 西 公郎君の発言を許可いたします。

１４番（西 公郎君） 皆様、こんにちは。自民新風会の西 公郎です。質問に入ります前に所見を述べさせていただきます。明日から実施されます高校入試試験にて受験生の皆さんにエールを送るとともに体調管理に十分気をつけて試験へ臨んでいただきたいと思いますと思っています。

昨年９月、平成２７年第３回定例会にて世界自然遺産登録に向けて大島本島ロープウエー構想を提案したところですが、今年１月、ＪＲ九州が日本初の都市型ロープウエー構想、博多港から博多駅、全長２．５キロメートル、総工費１２０億円を打ち立て、ネット上で話題になっているところです。１メートル当たりの単価は４８０万円、金作原標高１００メートル、単純計算で１４億４、０００万円ほどの事業費かなと思っています。このロープウエー構想の早期実現は、所属会派により自然環境に負荷を与えない観点から来年度予算要望を提出しているところです。是非いろんな観点から導入に向けて検討してもらいたいと思っています。

次に、先月２月８日から１０日、陸上自衛隊のほうより行政と議会を対象とした研修会が予定されていたようですが、手続き上の問題で議会側より参加ができなかった。この点は非常に残念に思っております。タイミング的には最もいい時期ではあったのではないかと。奄美市の代表は、市長、副市長。議会の代表は、正副議長、だと私は思っております。今後このような事態にならないよう議長としてのリーダーシップを切に要望し私の一般質問へと移させていただきます。

まず、通告書の順番に変更をお願いいたします。４番の市政１０周年についてを１番とし、１を２へ、２を３へ、３を４へ変更いたします。始めに市政１０周年についてであります。

（１）合併功労者表彰制度についてであります。３月２０日に市政１０周年が開催されるが、その際、奄美市誕生に尽力した方々の功労者表彰制度はないのか。また、あるとしたら人選についてどのように考えているのかをお伺いします。次の質問より発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） それでは合併功労者の表彰ということでお答えをいたします。先ほど議員御案内のとおり来る３月２０日に市政１０周年の記念式典を予定しております。その中で市政功労者へ

の表彰を予定しているところでございます。表彰者の選定に当たってですが、表彰の区分、対象者の基準などの規定を定めております。その上で全庁的にそれぞれの分野における功労者を各部署から推薦をしていただき選考委員会にて選定を行っております。ただ旧名瀬市、笠利町においては、合併を迎えた平成18年の閉庁時において、それぞれの分野ごとにこれまでの御功績を称え多くの方々への表彰を既に行っております。そのようなことから今回の奄美市10周年の表彰におきましては、合併時及び合併以後の10年の中で奄美市政に携わり特に御尽力をいただいた方々に基本的に選定をいたしているというところでございます。

表彰の対象者ということでございますが、自治、保健医療、福祉、産業経済、消防防災、教育文化スポーツそして特別功労という六つの分野においてそれぞれ表彰を行うものでございます。参考までに行政並びに議会関係について申し上げますと、自治功労の中で歴代の奄美市長などの特別職、議会では歴代の市議会議長や議員通算歴15年以上でなおかつ奄美市議を2期以上の市議会の議員の方々を対象といたしております。

選定の結果について申し上げますと、団体を含めてですが、全体で46名の方々を表彰対象者と今現在選定をしております。現在、御本人に受賞の意思を確認しているところでございます。以上です。

14番（西 公郎君） 分かりました。次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでありますが、地方創生総合基本方針での金融機関の役割についてどのように考えているか。お伺いします。

市長（朝山 毅君） 西議員にお答えさせていただきます。議員がお話のとおり金融機関の役割は、地方創生を推進していく上でも重要であると考えております。奄美市攻めの総合戦略におきましても金融機関の役割を記載しているところであります。具体的には、新たに企業する場合や既存企業の事業拡大などの際、事業計画の作成支援や、より収益を上げるためのアドバイス等が考えられます。

また、事業所向けの各種経営セミナーや簿記勉強会など市内金融機関において資金事業の掘り起こしに向けた独自の取組みをもなされているところであります。地域の雇用創出には金融機関との連携が重要であります。このことから今回の総合戦略策定の際に設置いたしました奄美市総合戦略会議には、奄美群島振興開発基金や市内の金融機関で構成いたしております奄美金融懇話会にも御参加をいただいているところであります。今後、地方創生を推進する上でより具体的な役割分担や連携体制について金融機関の皆様と協議してまいりたいと考えておりますので御理解をよろしくお願い申し上げます。

14番（西 公郎君） 次に、創業起業支援事業費についてですが、来年度の予算書の中には、事業費ベースはたぶんないのかなと思っています。そこらについての見解、どういう事業なのかについてお伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 御質問の創業起業支援事業について御説明いたします。先ほどもお話がありましたように今年度策定いたしました総合戦略の中で創業起業支援事業を掲げております。おっしゃるように新年度にこの事業にかかる予算計上はいたしておりませんが、いわゆるゼロ予算ということになります。事業の実施に当たりましては、本市が昨年策定し国の認定を受けた産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を進めているところです。

この計画は、奄美市、商工会議所、商工会、市内金融機関等が連携し創業支援センター等の組織化を図り創業アイデアからビジネスモデルの構築、資金計画、事業計画の策定など創業に必要な要素に応じて各支援機関の強みを活かした支援を総合的に行い、地域の創業を促進することをねらいといたしております。

具体的にはワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーなどの開催、相談事案の情報集約と一元化を図り、創業後の経営改善に至るまで関係機関と一体となった支援を行う計画といたしております。

したがいまして、まずは創業希望者に対して関係機関と連携したフォローアップを行うことにより実現性や収益性の高い事業計画の策定などを支援し国や県の各種補助金や金融機関などからの融資の活用による創業起業の促進を図ってまいりたいと考えているところです。

14番（西 公郎君） 私はですね、自主財源を増やす施策としても若者の起業者をどんどん増やすべきだと思っております。自己資金もない。担保力もない。いかに事業計画がよくできていても金融機関が融資をするかどうか分からない。それが現実だと思っております。保証協会の保証。同等の奄美市の保証をつける覚悟があるかどうか。そこらについて伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） まずですね、先ほどお話のありました、御質問のありました個人の創業起業に対する市の融資であるとか。あるいは金融機関の融資に対する市の保証等については、制度的にも財政面でも困難であると判断しているところでございます。

それから、先ほど話がありました事業計画あるいは、その出来不出来によっても金融機関がなかなか支援してもらえないということ等のお話でしたが、私どもが先ほど最初にした答弁というのは、こういった事業計画や資金計画をしっかりと作っていただくための支援を行政、商工会議所、商工会あるいは開発基金等とも連携を取りますが、そういったことをもって創業起業がスムーズにいくような支援体制を作っているし、また、そういった連携のための計画作りを今、やっているということの意味でございます。

14番（西 公郎君） 先週、奥議員より自主財源のこの10年間振り返り、2パーセントの減少。松山議員より子どもの貧困の問題。私が言いたいのは、若者も同じく平等でなければならないと思っています。そのために市当局として何ができるのか。そういう仕組みを作ることによって減った自主財源を上げる可能性が大きく広がっていると思っています。また、広域事務組合で行われている事業では、事業費ベース1,500万円、助成金だから相当借りる人がいると聞いております。そういった参考にしながら奄美市独自でも次年度以降、今回フリーランスの事業費500万円新年度上げていますけど、そういった事業費ベースを是非組んでいただきたいと思って次の質問に移ります。

自衛隊部隊配備についてであります。（1）今年度末をもって基本計画、基本設計、実績計が済まされる計画かどうかについて伺いをいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 土地所有者との売買契約ということでございますが、現在用地取得にかかる測量調査と現有建物等の調査並びに不動産の鑑定業務を行なっているというふうに聞いております。その後ですが今年度から来年度にかけて土地売買の契約あるいは建物等の保証契約にかかる手続きを行う予定というふうに伺っております。

（「部長、今の（2）の答弁じゃないですかね。民間所有者との前（1）の基本計画についての質問です。」と呼ぶ者あり）

失礼しました。すみません。基本計画のほうですが、今年度環境調査と施設整備にかかる基本設計の策定だというふうに伺っております。以上です。

14番（西 公郎君） 先ほど2番の答弁で売買契約が締結されたかどうかというの、まだ市のほうとしては把握していないということでもよろしいでしょうか。次に、これも説明会についてであります。同僚議員が何名か聞いていらっしゃるんですが、時期を見据えながら早い段階で開催する予定と聞いております。私が申し上げたいのは、駐屯地が建設される地域住民である大熊地区並びに上方地区での住民説明会を開催すべきだと思っております。説明会からの内容としても本市行政の説明ということ、その特異性からなじまないと思います。国並びに防衛省側において説明責任があるのではないかと

思っております。このようなことも踏まえて地域を限定した説明会のあり方について考えてもいいのではないかと考えております。当局におかれましては恐らく防衛省関係者とは、いろいろ打ち合わせをしているとは思いますが、瀬戸内町が行った節子地区限定での説明会でしたし、そういったのも参考にしながら地域限定の説明会についての見解をお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 説明会の件は昨日以来、答弁いたしましたとおりですが、議員御案内の地域ですね、大熊地区を中心ということで我々のほうもそれを念頭に置きながら今、調整をしているというところでございますので御理解をいただきたいと思います。

14番（西 公郎君） 次、4番の宿舍建設についてであります。本件につきましても昨年、九州防衛局、西部方面総監部において陳情要望させていただいております。私としましてはやはり地域の活性化に結び付けるには市内各地への分散化が是非必要であると考えております。この件についての当局の見解についてお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 有志の会の皆様が九州防衛局や西部方面総監部のほうですね、陳情に伺ったということは承知しております。現在、国のほうに確認を取りましたが、まだ調査検討中と予定地のほうですね、検討中ということで場所については、まだ決定していないということでございました。その際に検討に当たって国のほうでは、隊員のこれ繰り返して申し上げておりますが、緊急時における参集時間、あるいは家族の買物、病院、学校関係こういうものを含めて総合的に今検討しているというところのようでございます。

市のほうでは、市内のほうにということで継続して要望しておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

14番（西 公郎君） 緊急時の体制いろいろ問題はあると思います。やはり私が心配しているのは、上方地区に集中した場合に朝日小学校・中学校を建て替えないといけない可能性は否定できません。そうするとコストがかかるんですね。そういう面で市街地並びに分散が必要だと思っております。本市からの場所指定そして推薦用地の土地の斡旋等について当局はどのような見解を持っていच्छいますか。お聞きます。

総務部長（東 美佐夫君） 市内のほうにということで要望をさせていただいております。当然、国のほうもまとまった土地が必要でありますし数か所ということで国のほうも今検討進めておりますので恐らく市内のほうで分散型になるのではないかとというふうに我々も予測はしているところでございます。そういう意味で学校関係も含めてですね、集中しないような国のほうも配慮していただいているというふうに思っています。以上です。

14番（西 公郎君） 次に、大熊・有良トンネル構想についてであります。私は3年前に自衛隊誘致を本会議で訴え瀬戸内節子地区への自衛隊配備が決定した要員の一つに網野子トンネルの開通が最も大きいのではないかと訴えてまいりました。この大熊・有良トンネル構想は、龍郷町側としましては町長をはじめ議会側としても必要性を求めています。鹿児島県としては必要性をあまり認識していないとか、あまり関心がないのではないかと考えております。この構想ほど防衛省予算である基地周辺整備事業費を財源として早期実現を図るべきと考えますが当局の見解をお伺いいたします。

建設部長（砂守久義君） 答弁いたします。県道管理者といたしましては、近年の集中豪雨や台風などにより国・県道において多数の通行止め箇所が発生し孤立集落の発生など住民生活に多大な影響が生じま

したことから災害に強い道づくりとしまして、現在、根瀬部から国道間のトンネルなどの各種事業に取り組んでいるところでございます。県道名瀬・龍郷線の大熊・有良トンネル構想につきましては、この区間がおおむね改良済みであることや大規模な事業となることなどから現下の厳しい財政状況の中では難しいと考えており、現在、事業実施9か所の着実な整備を進めてまいりたいとのことであります。

本市といたしましても過去の災害による通行止めなどの経緯から災害時における道路機能の補完という面を考えますと将来的には複線化や平坦化などの必要性は認識しているところでございますが、事業の実現化に向けましては島内における道路整備の重点施策や優先度、現在県が実施している事業の進捗状況等を踏まえた上で十分に検討していく必要があるものと考えております。

今後は、龍郷町や県及び国を含めた詳細な協議も必要と思われるので今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。御理解をお願いいたします。

14番（西 公郎君） 次に、（6）自衛隊部隊配備、本庁舎建設と今後人手不足等の問題が懸念されるところでありますが、業界においては仕事があることは喜ばしいことではあります、専門業種の人手不足、工事にかかわる人たちの確保に問題が生じないかということでもあります。それ以外でも当然公共事業は発注されます。民間事業も発注されてきます。特に建設業にかかわる方々は、現状でも人手不足が問題となっております。今後見込まれる消費税10パーセント問題も深くかかわっていくことが予想されます。更にLCC効果にて多くの観光客が、ホテル、旅館へ宿泊している。内地の業者等により宿泊の確保が心配であるという声が多く聞こえております。この件について公共工事を発注する側の立場からこのような問題が出てくることは予想されるのではないかと考えておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 人手不足の関係でございます。本庁舎の建設事業が平成28年の10月の着工から平成32年3月の完成ですね、3年6か月の建設計画ということで今予定をしております。御指摘のとおり29年の4月に消費税が引き上げられる見込みというふうに今報道されておりますが、それに併せて民間建築等の駆け込みの発注が想定をされます。

調査建設事業では、その期間中、解体工事や免震基礎工事ということに今現在予定をしておりますが、民間建築との専門業者との重複としては、こういう工事ですので影響が少ないのではないかとこのように考えております。

その期間中、庁舎の建設期間中には自衛隊の駐屯地の建設計画があることも承知をしております。ただその具体的な規模や工期あるいは構造特殊工事そういったものが、まだ全体のスケジュールは示されておられませんので現段階での影響がどれくらいあるのかというのは把握し辛いところでございます。そういうことで県や民間の発注の状況を把握しながら影響が出ないように発注に努めていきたいということです。

次に、宿泊の関係ですね。LCCの参入で多くの観光客が来島されるということで宿泊施設の需要が高まっていることは十分承知をしております。本庁舎の建設が鉄筋コンクリートで9階建て、面積が1万1,000平米というふうな計画になっておりますので鉄筋、型枠工などについては、現在一部人手不足等が懸念されておりますが、免震基礎やPCはり等を除いてできる限り特別な専門職を必要としない設計に今努めているところでございます。そのことで地元業者での施工が可能ということで地元の雇用の創出ということも考えられますし、宿泊所の不足の緩和も期待できるということでございます。また、駐屯地の工事についても地元企業の発注機会ということで、これもその確保に向けて大事なことでございますので、その方向でまた取り組んでいきたいというふうに考えております。いずれにしても国や県の公共工事の動向を見極めながらですね、市内の事業の工事に影響が出ないように努めていきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

14番（西 公郎君） 限りなく業界の方々は人手不足が考えられると思っています。単年度予算は大切だと思いますが、このように公共事業が立て込んでいますから、そういう時期に限っては複数年度多年度にまたがる予算で予算措置を講じ、地元企業のためには必要だと思っていますが、当局の見解があればお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほど答弁したとおりですが、公共工事のやっぱり必要性は十分理解しておりますし、それに向けて市内の工事の影響度というのもやっぱり我々のほうも十分管理せんといけませんので、そういう方向で事業の平準化も当然ですが、年度にまたがりながら平準化を考えながらですね、工事の発注に努めていきたいというふうに考えております。

14番（西 公郎君） 地元企業にとっては多年度にまたがって、やっぱり長く経費はかかりますけれどもね。多年度にまたがって地元中心に発注していただく。そうすることで土日を休みにするとか。そういう方向で長期雇用ができるものと思ってますので、そこらも今後十分に検討していただきたいと思って次の質問に移ります。

4番の奄美国体準備についてであります。平成32年に開催される第75回国民体育大会では、大島群島では、本市では相撲競技、天城町にてトライアスロン競技、知名町にてパワーリフティング競技が開催される予定だと思っております。

朝山市長におかれましても、先月の施政方針の中で鹿児島国体の相撲競技が本市で開催され奄美の伝統文化を世界に発信する絶好の機会が訪れると述べられております。（1）の奄美国体における経済効果をどのように試算しているかをお伺いいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それではただいま御質問がありました2020年に本市で開催されます国民体育大会の相撲競技、これに伴いまして経済効果は、ということですが、一昨年それから昨年と会場視察を行いました。開催県の御意見等を参考にしますと4泊5日の大会日程で1日約2,000人ほどの人が観戦をするというふうに予測をしているところです。島外からの観光客数が推定ではございますけれども650名、それから選手関係者こちらのほうが800名、これにマスコミ関係を50というふうにしてみますと約1,500名を超える人が来島をするというふうに予測をしております。この来島者に一人当たりの観光消費額等の直接的経済効果として1億800万円、更に一次二次の波及効果といたしまして6,400万円ほどになるのではないかなというふうな試算をしております。合わせまして1億7,200万円程度の経済波及効果があるのではないかなというふうに試算をしたところでございます。以上でございます。

14番（西 公郎君） 私は人数がですね、私が思っているのも半分かなという気がしているんですね。もっと来るんじゃないかと。なぜかと言うと、選手団の応援、高校、一般とたぶん開催されますが、高校生の応援団入れると、その人数はね、もうちょっと膨れ上がるのかなと思っています。おっしゃったように一次効果で1億800万円、二次効果が結構出るのかなと思っているんですね。私の試算では1億8,000万、2億円はいくのかなと、5日ぐらいの間ですね。非常にいいチャンスではないかと思っています。

次に、現時点での今後の準備予定等についてどのように考えているのか。お伺いをいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは現時点それから今後についてでございますが、大会の開催に向けましては、これまで年に2・3回、県の国体準備課、それから県の相撲連盟こういったところと競技運営に向けて打ち合わせなどを行ってきたところでございますけれども平成28年度には、地元の競技関係の団体それから宿泊、輸送関係、さらには大会開催に向けた関連団体を含めた実行委員会を早

期に立ち上げて国体の県の方の準備課それから相撲連盟等とも連携を取っていききたいというふうに考えております。

今後大会の成功に向けましてこうした各関係団体と連絡を密にして成功に向けて取り組みたいというふうに考えているところです。

14番（西 公郎君） 次に、市役所内での準備等体制はどのようになっていくのかをお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 体制のほうですが、奄美国体準備に関する庁内の組織体制ということで平成28年度からですね、来年度から教育委員会、市民スポーツ課のほうに国体準備室を設置したいと考えております。併せて住用の総合支所の地域教育課のほうに国体準備室の住用分室を設置する予定にしております。この準備室を中心に日本相撲連盟あるいは県の相撲連盟、地元の関係団体との連絡調整及び実行委員会設立に向けた競技などの体制作りにも努めていききたいというふうに考えております。以上です。

14番（西 公郎君） 市役所内に相撲関係者が数名いるのかなと思っております。関係者が準備室の中に入ったほうがやり易いのか。そこらについては関係者と十分ヒアリングを行った上で判断をしてもらいたいと要望しておきます。あと4年後ではなくプレ大会、リハーサル大会が1年前倒しであれば、やはり準備期間というのは3年しかないわけで早急にそこらあたりも踏まえて万全な準備をお願いしたいと思っております。またこの大会は、天皇杯ですから皇族が来島する可能性も否定はできません。そうになると警備体制とかいろんな面でもっと手間がかかってくる可能性がありますので、そこら辺りも踏まえて今後万全な準備を整えていただければなと思っております。

次に、本市における今後の予算措置等は、どのようになっていくのかをお伺いいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 今後の予算等はどうかということですが、本市といたしましては、会場となります住用の体験交流館これにつきましては、事業計画を立てておりまして、その中で施設整備をするということで計画をしております。ただ現段階では、国ですとか県のほうの具体的な予算額がまだ示されていない状況でございますので今後県のほうと連絡を取りながら県の負担あるいは市の負担、こういったのがどうなるのか。協議をしてみたいというふうに考えておりますので御理解をお願いいたします。

14番（西 公郎君） 十分な予算措置を講じてもらって大会開催に成功裏に収めていただくようお願いをしておきます。

次に、この奄美国体相撲競技での報道機関への対応ということについてであります、その期間までの光ファイバー整備等についてをお伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 住用地区の光ブロードバンド環境整備についてでございますが、平成30年度2018年度末までには光回線によるインターネットサービスが提供される計画となっておりますので、奄美国体及びそのプレ大会の開催には間に合う見込みでございます。

14番（西 公郎君） 今年度から笠利を筆頭に1億5,000万円の予算で整備網を作っていく。非常に大事なことだと思ってますね。これからそういった環境を整えて個人起業者その辺りを育てる。そうすることが現在15万円の給料が30万円になる可能性がある。そうすると所得税を倍払う可能性がある。そういう仕組みを早急に整えていただけたらいいなと思っております。

次に、強化選手枠特別枠についてであります。これは特別枠というよりも国体枠と私は認識しております。国体開催時の都道府県においては、各種競技の選手を国体開催枠ということにて採用しているのが現状だと思っております。現に奄美出身者も国体開催地の採用にてその競技の選手として他都道府県で参加をしております。今回の鹿児島国体奄美相撲競技においても伝統文化である相撲の今後の後継者育成という観点からも奄美市を含め本島5市長村にて国体採用枠を設けて選手団結成に貢献すべきではないかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 強化選手の採用枠ということでございますが、この国体競技の取組に向けましては選手強化ということも重要な課題の一つであるというふうに考えております。県の相撲連盟などとも連携を取りながら指導者の養成確保それからジュニアそして成年を含めました選手の育成強化とこういったことで総合的な競技力の向上を計画的に推進してまいりたいというふうには考えております。

御質問のありました強化選手の採用ということでございますが、これは本県の代表選手ということになりますし本市だけではなく先ほど議員もおっしゃれましたが、県の職員でありますとか、そういったことも関連をしてくることでございます。この件につきましては、今後検討をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

14番（西 公郎君） 先週の3月4日付け地元紙であります。大和村が企業説明会、鹿児島国体へ向け人材確保という記事が出ています。正に私が言わんとするのは、こういったことで大和村は、状況的に採用試験の人数が減っているからとかとは書いていますが、やはりそういう国体枠を各自治体が設けることというのは非常に私は意味があることだと思っております。実績に応じて選手を何らかの形で地元に残すこと。これは是非まだ3年もありますから是非前向きに本市としても考えてもらえるよう要望してこの件は終わります。

次に、ホテルの集客数には限りがありますが、選手等の民泊についての本市の考え方を伺います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは民泊についてということでございますが、現在、奄美市内のホテル・旅館そういったところで選手、監督それから競技役員、マスコミこういった人たちの受入ということを考えますと、現在、観光客も増えている状況でございますので市内のホテル・旅館でこれを全部賄うというのは、大変厳しいことになるかというふうに考えております。また、そのほかに応援客が入るということを考えますと近隣町村の宿泊施設ですとか、そういったことの利用というのも当然検討をする必要があると思っております。

お尋ねの民泊につきましては、奄美の文化なり食文化そういったものに触れていただく絶好の機会にもなるというふうに考えております。今後その民泊につきましては、関連する法令そういったところとの絡みもございますので、この辺がクリアできるのかどうか。そういったことも含めて今後検討させていただきたいというふうに考えております。

14番（西 公郎君） 確かに法令は、恐らく推進の方向で進むのではないかなと思っておりますが、もし民泊を市がその3年後4年後認めるのであればですね、やはり一定の環境の統一化が必要ではないかと思っております。言わんとせんのは、各家庭のおもてなしや選手がゆっくりできる環境がどうなのか。その辺りで食事等々についてもある程度ばらつきがあると選手団がリピーターとして再度奄美に来る可能性が低くはならないかという心配をしているからです。やっぱり選手が、ゆっくりできる環境、おもてなし、食事等ある程度の一定の規定というのかそこら辺りを設けるべきだと思っておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 宿泊施設につきましては、現在県のほうで宿泊施設等基礎調査というのを行っているということでございます。それが出てまいりませば対応がどの程度不足なのかとか、そういったことがたぶん出てくるんじゃないかなと思っているところでございます。先ほど言いました、その質の問題ですが、この辺につきましてはですね、先ほど言いました実行委員会の場もございますので、そこには当然宿泊の関係の方にも入っていただくことになっておりますので、そういったところで調整協議をさせていただければというふうに考えております。

14番（西 公郎君） 次ですね、都道府県によっては自分たちのところはもてなし悪かったということのないようにある程度の一定の基準を設けないと奄美のイメージダウンになる可能性があるからあえて申し上げました。

次に、国体開催後の住用地区内海整備をどのように考えているのかについてお伺いをいたします。

住用事務所長（市川哲義君） 御案内のとおり平成32年に開催されます国民体育大会におきましては、奄美体験交流館を会場に相撲競技が行われることになっております。全都道府県からの参加でありまして万全の受入体制を整えるため名瀬と住用総合支所に準備室の設置を検討されているところでございます。

競技に必要な施設整備につきましては、年次的にしっかりとした計画を立て取り組んでいるところでございます。

整備の詳細につきましては、今しばらく期間を要しますが、できるだけ早い時期に皆様に御報告できるよう努めてまいります。また、世界自然遺産登録に向け取組みが行われております。住用地域は、その核となる地域として奄美のすばらしさを体験していただき広く奄美を紹介できる絶好の機会になると考えております。そのためには国体開催前、開催中、開催後も住用地域の活性化の中心施設の一つになるよう現在住用支所で進めております森と水のまち住用観光プロジェクト事業での内海周辺整備計画とも連携を図りスポーツ合宿等を含め地域の活性化につながる施設となるよう整備したいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

14番（西 公郎君） 次に、この笠利地区の件もスポーツアイランド構想と関連していますので、笠利地区サッカー場、ラグビー場建設についてですが、本市所有の土地確保はできるかについてお伺いをいたします。

笠利事務所長（元多政重君） 土地の確保ですか。まずラグビー場の建設ということで申し上げます。奄美市におきましては、サッカーそれからラグビーなど使用可能な施設として名瀬運動公園それから多目的広場、古見方多目的広場等が整備されております。一方笠利地区におきましては、太陽が丘運動公園におきましてサッカーやラグビー場として使用している状況です。これらの施設は、専門的な施設として整備がなされておきませんのでスポーツ合宿等の誘致という観点から見ますと施設の機能は十分なものとは考えておりません。笠利地区でのサッカーやラグビー場の専門施設の建設につきましては、大変ありがたいお話だと考えております。その土地の確保につきましては、太陽が丘近くに約2万平方ぐらいの土地がございます。以上です。

14番（西 公郎君） 確かに笠利地区の地の利というと奄美空港だと思っております。奄美空港到着から10分以内で移動ができる太陽が丘公園の冬場の合宿等の誘致は笠利地区の強みだと考えています。現状の太陽が丘グラウンドと併設することで芝生の管理等がやり易いと思っております。ラグビー人気の高まりや去年三儀山で行われたサッカーの公式戦、サッカー場の不足は否定できません。三儀山陸上

競技場では陸上競技の合宿、太陽が丘競技場ではサッカー、ラグビー等と切り分けて合宿等の誘致につなげて北部振興を図るべきと思っていますので笠利支所内での協議、本庁内での協議を重ねて早急に結論を出していただき先へ進んでいただくよう要望しておきます。

最後に朝山市長に今後の北部笠利地区の振興策としまして、あやまる岬の旧国民宿舎跡地サッカー及びラグビー場建設等々につきまして市長の見解があればお伺いをしたいと思っております。

（「関連ということで。」と呼ぶ者あり）

関連ということです。

市長（朝山 毅君） 詳しい通告はいただいておりますが、西議員にお答えさせていただきますけれども、今年合併して10年になります。その合併する時の3地域のお互いのすり合わせは、空港以北の地域が廃れることのないように位置付けていくというよな文言がございます。それは取りも直さず空港以北と言いますとあやまる園地等であります。あやまる園地については、合併直前に国民宿舎あやまる荘を解体して整地をし、そして新市において有効に利用できるよう環境整備をしたつもりであります。

今回、そのような形の中において昨年議会の同意をいただき一昨年を含めてグラウンドゴルフ場を整備いたしました。また今年度の予算においては、そのグラウンドゴルフ場内においてトイレ等を含む倉庫の整備をするようになっております。そして、今後あやまる台地の場合は、奄美10景の一つに入る景勝の地であります。しかしながらお客様がいらしても休む所がない、東屋もない、トイレもない等々の要望、苦情等もいただいて、その台地を整備しようということで平成28年度の予算に1億4,000万円ほどを計上いたしております。そういうことを通して、まず北部地域の理念として書かれたあの文言を一つ形あるものに具現化してまいりたいということであやまる園地等については、そのような形でやっているところであります。

併せまして、太陽が丘においても議員がお話のとおり空港に近いという優位性もございます。そのような中において、あの太陽が丘運動公園をどのように利用していくかということは今後とも市のほうにおいても地域においても大変重要なことであります。近接には、それなりの雑種地を抱えておりますが、まだ具体的な整備の計画はありません。しかしながら今後増大するであろう来島者、そして賑やかになっていくであろうスポーツアイランドの具体化等々を含めると、いろんな意味において自然遺産登録を含め御来島者が増えてくるであろうと。そういうことを想定しながら、まずは具体的にはあやまる園地の整備そして、それらを踏まえて情報環境の整備ということで1億5,000万円相当を計上いたしまして光ファイバーの整備をして、まず基礎的な条件を整備していくと。その上でまたお互いで創意工夫をしながら笠利地域、北部地域の活性化を図っていくような環境作りに計画をしていきたいというふうに考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

14番（西 公郎君） 最後に今年度を持ちまして退職される職員の皆様、本当に長い間お疲れ様でした。これにて私の一般質問を終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で自民新風会 西 公郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時31分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

自民新風会 橋口和仁君の発言を許可いたします。

20番（橋口和仁君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。自民新風会の橋口和仁でございます。まず昨年の市議会選挙におきまして市民の皆様方の御支援をいただきまして当選を果たさせていた

できました。御支援本当にありがとうございました。私は、今こそ観光をもって地域再生等を訴えてまいりました。正に地方創生の元年と言える今年度の市の取り組み、この施策をしっかりと捉え取り組んでまいります。今後とも高所大所から御指導御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。そして職員の皆様、この3月をもって退職をなさいます職員の皆様、長年のお勤めお疲れ様でございました。特に合併後の苦難の数年間、市政の発展に御尽力いただき、更に財政の改善に努めていただきましたこと心より敬意と感謝を申し上げます。今後は、地域において皆様方が長年培われてきました知的財産を持って地域発展に取り組んでいただければと思います。今後ともよろしくお願いをいたします。それでは質問に入る前に少々所見を述べさせていただきます。奄美市は、平成18年3月20日をもって住用、名瀬、笠利の3地区による飛び地合併がなされました。そして今3月20日をもって合併10周年を迎えます。合併に至っては、当初、本島一体的な合併議論が出されましたが最終的に様々な紆余曲折を経て3地区が全国的にも初めての飛び地での合併となりました。3地域とも行財政改革の道半ばでの合併で財政的に厳しい中でのスタートとなりました。

更に、追い打ちをかけるように平成20年度には、世界連鎖的な金融危機サブプライムローン問題に端を発したリーマンショックが発生し、このリーマンショックを境に世界的な不況となり日本経済も景気の後退、そしてデフレ状況下へとつながっていきました。

本市においても、この景気後退の波は大きく地域経済は正に厳しい状況であったかと思います。そのような状況下、市においては行財政改革を断行し国の緊急経済対策を通しての雇用創出などこの難局を乗り越えてまいりました。正に苦難の数年であったかと思います。

国においては、このデフレ脱却に向け安倍政権による経済政策公共事業の拡充、大胆な金融緩和、成長戦略の三つを三本の矢として積極的に経済政策が実行され国内景気は、ようやくにしてデフレ脱却が図られ景気が回復しかけております。今後はいかにして地域経済に景気の効果を発揮させるか。また一極集中による地方の疲弊改善と人口減少につなげていくかは喫緊の課題としてまち・ひと・しごと創生法案が一昨年施行されました。

本市においては、先般、地方創生の事業が本格化という見出しで奄美市16年度当初予算が地元紙に掲載されました。子ども医療費助成事業や未整備地区への光のインフラ整備また奄振事業の拡充など奄美群島成長戦略や地方創生、奄美市総合計画に沿った形で少子化対策やインフラ整備などの事業費が組まれております。

地方創生の目的は、人口減少そして雇用創出に向けた取り組みであり今後5年間にわたって大島本島一体で取り組みます。それでは地方産業の振興について質問させていただきます。今回、民設民営による光ブロードバンド基盤整備に1億5,500円が単独で予算化されております。まず1の事業計画として何年度までなのか。2のどの地区から整備がなされるのか。優先的な課題は何なのか。まず示していただきたいと思います。あとの質問からは発言席にて質問をいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、橋口議員に早速お答えさせていただきます。光ブロードバンド基盤整備事業につきましては、市内未整備地区となっております笠利地区全域のほか住用地区全域、名瀬の下方地区の一部と古見方地区の光ブロードバンド環境を整備するため市が費用の一定額を負担する民設民営方式による整備を進めるものであります。総事業費は約6億円を見込んでおります。

事業計画といたしましては、平成28年度から平成30年度までの3年間で予定しており整備の完了した地区から順次サービスを開始してまいります。整備地区の順序といたしましては、平成28年度は赤木名中学校校区ほぼ全域を整備いたします。整備の順序については、地区の世帯数、事業所数、空港、ホテル、病院、公的機関等の数、島内他町村との連携や3か年の事業費の平準化を考慮したものであります。

次年度につきましては、平成29年度に名瀬の下方地区の一部と住用町の住用中学校、市中学校校区。平成30年度は笠利中学校校区、住用町東城中学校校区、名瀬の古見方地区の整備を計画いたしております。

本事業において、光ブロードバンドが整備されることにより情報通信環境の改善が図られ新たなビジネスの創出や観光交流人口の拡大、また定住促進等につながることを期待されるものと考えているところであります。以上です。

20番（橋口和仁君） ありがとうございます。28年度から約6億円かけて3年間順次未整備地区への光整備ということで、当初いろんな事業所そしてまた関連のほうから市のほうに早期の回線ということで要望があったと思います。これがいろんな紆余曲折を経てですね、今回整備されるということは、この地域にとっての大きな朗報であり今後の地域の雇用、そしてまた、いろんな関連の振興に寄与できるものと思っています。そこでですね、昨年私ども委員会のほうで商工会議所との意見交換をいたしました。そこで奄美市から示された資料の中でIT産業に関する総生産額と言うんですかね。これが21年度に78億円、そして23年度に130億円と2年間で約48億円の伸びがあると。31年度には158億円と22億円のまた伸びというふうに予想されていますが、その根底にあるのは雇用創出とそしてまた地域の経済の発展ということで非常にいろんなことによってですね、この産業また地域の経済が活性化図られたものだと思っています。そこで3番目の質問に入りますが、市として光が整備されることによって今後どのような分野で効果を期待しているのか。お示しをしていただきたいなと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 先ほど市長も申し上げましたが、光ブロードバンドが整備されることによりまして情報通信環境の改善が図られますので新しいビジネスの創出、それから観光交流人口の拡大、定住促進等につながるものと期待しているところでございます。

20番（橋口和仁君） 一つよろしく願いいたします。次に移りますが、先般ですね、平川議員の答弁でも話されましたが、Wi-Fiの整備のことです。今現在、笠利地域においてはADSLとこれから28年度以降には光の整備がなされると。その上においてWi-Fiが環境が整備されることになって、どのようなメリットがあるかということが先ほどの平川議員の答弁で理解させていただきました。そこでですね、現代社会において情報通信技術の発展はインターネット接続がより身近にそして無線による接続が可能となってきました。特にスマートフォンやタブレット、携帯ゲーム機更に音楽プレーヤーなどは無線LAN、Wi-Fiを搭載した機器であり外出先や旅行先などで手元でインターネット接続ができ情報の収集が可能となってきました。そして、このことは私たちの生活圏内に広く普及し利便性が更に広がっている現状であります。

Wi-Fiのメリットは、大容量のデータや動画を高速にできる、さらに通信料金が比較的安価あるいは無料で通信が可能であること。このことは利用者にとって大きな利点であり今後の世界自然遺産登録を見越した時また観光振興を図る上で重要なポイントだと思います。またWi-Fiの環境整備は、その場で災害の情報収集や緊急時の中心手段と成り得るなど防災面などでの効果があり、そのメリットも大きく来訪者のサービス向上にもつながりますし、更に外国人観光客の誘致にもつながるものだと思います。

そこで現在7か所あるWi-Fiが整備されておりますが、市内においてですね、今後、光が全域に整備された後にですね、市内においてこのWi-Fiの増設の可能性はあるのか。そしてもう一つですね、現在奄美市だけでなく県のほうにもこのWi-Fiの関係ってありますが、大島本島一体としての広域的な取組みをが出来るのか。これは地方創生という観点からまたここまで観光立島という観点からですね、これは広域的な取組みをというの、求められてくるものだと思いますが、その二点についてお示しをしていただきたいなと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、議員からお話がありましたとおり本市におきましては、市民や観光客、スポーツ合宿利用者の情報通信環境の向上を目的として無料で使用できる奄美市公衆無線LANを市内7か所に設置しております。今後の増設につきましては、観光交流あるいは市民の利便性向上の拡大の面からも増設の必要性があるものと考えております。

平成28年度新年度には、奄美群島広域事務組合において奄美群島観光客向け無料公衆無線LAN拡大調査事業の実施を予定しているところです。民間サービス事業者、観光関係者、空港等施設関係者、有識者、行政関係者などからなる協議会を設立し観光客に向けたサービス拡大のための調査を広域的に行う予定としておりますので、それで整備の方向性を検討していくことといたしております。

20番（橋口和仁君） Wi-Fiの整備についてはですね、そこには無料という状況でその辺りは一つ大きな課題なのかなと。その辺りは今回広域事務組合がですね、28年度で調査事業をするということですので、その辺りも含めてですね、その地域においてどのような効果があるのかを今一度また検証していきながら取り組んでいただければなと思っております。是非ですね、今後の観光という点においてですね、私はこのWi-Fiの整備というのも必要だと思っておりますので是非積極的に大島本島一体となった取組みをしていただければなと思っております。

それでは次に移らせていただきます。次にですね、歴史民俗資料館、宇宿貝塚史跡公園などの施設についてということですが、まず始めにですね、平成23年に宇検村、伊仙町、奄美市による文化財総合的把握モデル事業ということで若干紹介させていただきます。平成23年度にですね、平成23年に宇検村、伊仙町、奄美市において文化財総合的把握モデル事業が取り組まれました。奄美群島全体を対象として文化財の総合的な把握をすることによって広域的な歴史文化基本構想を作成する取組みでございます。奄美は、稀な歴史の変遷をたどってきて幾つもの国の影響を受けつつ多種多様でありながら強い個性と情操性を有する文化を育んできました。それは今でも島々の生活の中に琉球と大和の融合した独自の奄美流文化としてたくましくいきづいているのが特徴と言えます。

歴史、集落、生活において、その歴史遺産、集落遺産、生活遺産が物語るようにその文化は奄美固有の文化として息づいております。非常に貴重な財産だと思います。そこで今回歴史民族資料館そして宇宿貝塚の既存の施設内に収められております生活用具や資料そして施設の状況について注目させていただきました。奄美の歴史背景を語る上で歴民館、宇宿貝塚に収められている資料は貴重でその保存、その活用が今後どのようにされるのか。注目するところでもあります。

また、学芸員による生活形態や生活様式また歴史に関する説明がなされることによって奄美をもっと知る上で今後の大きな観光資源であると思っています。これは学芸員によるその場での説明ということですが、本当に今の状況ではこの対応はできているのかというのは疑問であります。そこでまず現状の管理体制はどうなっているのか。そして3名の学芸員で歴民館、宇宿貝塚更に博物館見回することは現状では容易ではないと思いますし、その来館者への対応と人員の配置はどうなっているのか。その状況をまずお示しをしていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは歴史民族資料館それから宇宿貝塚史跡公園この管理について御説明をいたします。ただいま質問のありました歴史民族資料館それから宇宿貝塚史跡公園これは教育委員会の文化財課が所管をしております。奄美博物館のほうに学芸員2名を含めました職員が4名、それとあと臨時職員が配置をされております。それから今お尋ねにありました歴史民族資料館それから宇宿貝塚史跡公園この二つの施設につきましては、それぞれ2名の臨時職員を雇用をして対応に当たっているところでございます。

20番（橋口和仁君） 対応については、しっかりとやられているということですが、一つはです

ね、学芸員の方々3名だったですかね。今現在は。

（「2人」と呼ぶ者あり）

その2人の方もですね、あと数年後には退職という状況で今後の大島本島における学芸員の方々がない状況にもなるかなというお話も聞いています。そこでせっかくこの奄美市においては、博物館、歴民館、そして宇宿貝塚という奄美を語る上で大事な遺産があります。歴史遺産、生活遺産とかありますので是非ですね、それを語る上においてもですね、学芸員の増というのは今後検討すべきではないかなと思います。その学芸員の方々が、ここまで培ってきたということはですね、長年その地域に入ってきてその地域の方々といろんな面でつながりがあって今の現在の知識が実を結ぶと思っておりますので、この育成ということを考えた時には早々と学芸員の補充というのは検討していただきたいと思っております。

そこで次の質問に入らせていただきますが、先般、宇宿貝塚と歴民館のほうに出向いてまいりました。特にですね、歴民館は昭和57年に建設されております。36年が経過しておりましてですね、非常に老朽が厳しい。劣化が激しくてですね、中のほうもちょっとある程度補修は入れているところもありましたが、その辺りを見てですね、なんとか改修というあたりもですね、総合的に検討していただきたいなと思います。先ほど市長のほうからは、あやまる台地今年度1億4,000万円という整備費を投じということでありますけれども、あの歴民館というのは、あやまる一体の部分に私は入ると思います。そういう意味においてはですね、今回は一課所管でされていると思いますが今後の検討する上においてですね、横断的に教育委員会も含めてよその課も含めて横断的にやっぱり検討していただいて、この地域の取組みをしていただきたいと。そしてもう一つは、今、博物館と歴民館がありますがけれども、そのこともですね、どうしようかというのも本当に検討していただきたいと思っています。それについて整備について伺います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） ただいま議員のほうから御案内がありましたとおり笠利のほうにあります歴史民族資料館が、昭和57年に開館をしておりまして、もう既に33年が経過をしております。お話がありましたように、だいたい建物自体が痛んできておりまして大規模な改修が必要な施設ではないかというふうに考えているところでございます。それと宇宿貝塚の史跡公園これにつきましても平成16年に公開を始めております。こちらのほうも海風の強いところでもありますので、だいたい施設自体が痛んでおりまして雨漏りなどが生じているという現状でありますので、この辺も今後改修を考える必要があるのかなというふうに考えております。

今後、その建物の構造的な改修ということも含めまして県の文化財課ですとか、あるいは文化庁のほうの指導を受けながら改修工事を計画をしてまいりたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

20番（橋口和仁君） 施設については県の意向を聞いてということでございますが、もう一つのですね、学芸員の補充については是非ですね、早期に取り組んでいかれますようお願いをしたいと思っております。

次に、地方再生に向けてということで質問させていただきます。平成19年の平田市政において一集落1ブランドへの取組みをについて述べられております。新市のまちづくりの重要なキーワードは、地域の活力は地域自らが担う地域力と地域の宝を活かす地域ブランド更に市民がともに知恵と想像を発揮する市民との協働の三つの要素であると。この三要素の具体的な取組が一集落1ブランド事業であり将来は各集落のブランドが総合的に活用されることで観光産業はじめ奄美の新たなリーディング産業として発展していくことを願うと。そして奄美市の継続的な成長は、正に集落の活性化にあり、そして平成19年は奄美市の集落の新時代と位置付け集落の再生に取り組むと述べております。そこで一集落1ブランドの現状において維持運営はどうなっているのか。今後の維持・推進は考えているのか。お示しを

していただきたいと思います。

市民部長（則 敏光君） 一集落1ブランドの維持運営それと維持推進ということで二つ同時に答えさせていただきますと思います。集落ブランドの現在の活動状況でございますが、八月踊りの観光への活用と保存継承それと自然景観を活用したイベント、特産品の加工品開発や販売、また観光ツアーの取組みなど主体的に取り組んで集落の元気につながっているところもございます。その一方で活動が停滞しているところもございます。

これまで行政といたしましては、案内板の設置、まなび福祉フェスタにおいての紹介、紡ぐきよらの郷づくりを活用しました八月踊りの祭りですね。それと加工場の設置、直売所施設整備、備品の購入そしてイベント連携事業、景観整備ということで、それぞれ支援をしてまいりました。

こうした様々な形で取り組んできた中で地域の推進体制づくりがなかなか難しいという実情もやはりございます。この地域の基盤が、この事業を推進するに当たって最も重要なことと考えております。このことに注目しまして地方創生の取組の中でこの基盤づくりの仕掛けとして今年度地域ブランド祭りを考えたところでございます。まずは地域の方々の取組斡旋を念頭にブランド祭りへの出店ということで目標をまず明確にしました。

出店に当たっての企画立案を行政と共同で行うということで、更に取り組み易さを図るということにしております。また、必要経費を行政が支援するということで実現性を高める。そして実行委員会の事務局を市民部におくということで実効性も高まるものと考えております。

このブランド祭りにつきましては、12月の笠利まちおこしフェスティバルと同時開催として現在調整中でございます。このブランド祭りにつきましては、あくまでも地域の基盤づくりを目指したもので、この事業を継続して取組過程を通してブランディング力が高まってくると。そして地域の推進組織がおのずと形作られるということを目指しております。集落において安定した維持運営に至るまでは、まだ時間を要すると思います。地方創生のほかの事業の後押しもやりながら少しずつ進めてまいりたいと考えているところでございます。

20番（橋口和仁君） 主体的に活動をされているということですね、現状はまた休止されている団体もあります。その休止されている団体によってですね、推進体制がなかなか確立されていないということだと思いますが、そこですね、その休止されているところによってですね、一つの課題として運営費があるのかなと思いますけども維持運営費ですね、今集落のほうにブランドということで立ち上がった集落。その集落において、じゃこれを継承していく上においてですね、集落の負担も継承していかないとけない。そしてまたもう一つは、そのトップになる方によってその傾向は少しずつ違う形に成らざるを得ないような状況もありますので、その辺りを踏まえてですね、じゃ集落からの負担じゃなくて行政からその部分の助成という形することによってそれは少しでも解消できないかなというふうに考えておりますが、その辺りはちょっと見解をお聞きしたいんですが。

市民部長（則 敏光君） 一集落1ブランドの推進全般に通じることでありますが、やれやれと言ってもなかなか取り組めないという現実もございます。まずはその今回ブランド祭りへの出店ということを目指、先ほど申しましたが目標設定をしていきますということで、この企画運営を行政と共同主体という形で取り組み易さを図ると。

必要経費については、行政も負担しますということです。その中で集落の推進組織と行政の担当課で実行委員会というのを組織しまして、その事務局は市民部の市民協働推進課におきますが、こういったことを総合的に進める中で取り組みの過程からブランディング力が高まってくという形で集落にその根を張っていくという形にもっていきたいと、こういうふうに思っているところです。

20番（橋口和仁君）　そこですね、例を申しますと、八月踊りの継承ブランドの集落あります。そこは教育関係のほうにもある程度繋がってくるのかなと教育の振興という観点からですね。今後はですね、横断的にどのようにしたら、その八月踊り保存の団体ができるのか。それはしっかりとまた横断的に教育しながら是非この集落とのつながりを密にさせていただきたいなと。そうすることによっていろんな課題が、たぶん浮かび上がってくるんじゃないかなと思いますので是非早期にですね、取り組んでいただければなと思っています。じゃ次に移らせていただきますが、次にですね、集落の活性化に向けて取組みをということについてでということでございます。

奄美市の人口は、この10年間減少傾向に歯止めがかからず5,020人が何らかの状況で減少しております。その内訳は旧名瀬市が3,570人、8.7パーセント減少。旧住用村416人22.97パーセント。旧笠利町1,034人14.87パーセント減少と特に住用、笠利地区の人口減少が著しく今後を見据えた時に住用、笠利地区への早急な人口減少対策への対応が求められます。そこでその対策であります、今回地元紙に奄美市の空き家バンク制度の有効活用の呼びかけというふうに状況が追い付かずと掲載されました。市には、空き家利用希望者から問い合わせが毎日数件あると、応えきれていないという状況であるということでもあります。そこですね、このままの状況でおきますと数年後には、集落の衰退に拍車がかかってくるんじゃないかなと。そこですね、空き家対策このことを今の現状としてどのように考えているのか。お受けとめなのか。お示しをしていただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君）　空き家の支援のほうですが、昨年度宅建協会との契約があったことは御紹介いたしました、そのほかに移住促進住宅の購入助成金という、ちょっとこれ御紹介しますと、移住者が新築または中古住宅を購入する際に最大100万円の助成をするということです。内訳としては基本額が50万円、高校生以下の子どもが1人の場合はプラス20万円ということですので70万円。2人以上の場合は50万円ということで最大100万円ということになります。

今年度の実績で申し上げますと名瀬地区で1件の実績がございます。もう一つの支援対策ということで移住定住促進住宅のリフォーム補助金というのがございます。これは空き家の、二つメニューの中にありまして、空き家の所有者が移住者に貸し出すことを目的にした場合は、これは戸建て一戸建ての住宅ということですが、2分の1の助成。これは最大100万円ということです。もう一つのメニューが移住者は、その所有者の了解を得てリフォームする場合、この場合は2分の1助成で同じく100万円が限度です。

実績ですが今年度の、名瀬地区で1件、笠利地区で2件ということで実績がございます。こういうことで空き家の活用促進を図っていきたいというふうに考えています。以上です。

20番（橋口和仁君）　実績で名瀬のほうが1件と笠利のほうで2件ということですが、実際にですね、各集落ごとにですね、空き家の数が増えてきているんですよ。現状としては。今回、昨年空き家バンク制度ということで市もいろんな政策を展開して定住促進に向けて取り組んでいかれてますが、なかなか空き家の解消というのは、ちょっと厳しいのかなと。このままいけば空き家数がどんどん増えていってですね、先ほども申し上げましたように集落の維持運営においては、厳しい状況になるだろうというふうに予測しています。そこですね、敢えてここで提案させていただきますが、先般師玉議員が取り上げられた宇検村の活性化協議会阿室校区、名柄校区、趣旨は違いますけどね。向こうは少子化現象において学校の存続ということで山村留学制度をとっておりますが、その活性化協議会においてですね、同じように空き家対策も取り組んでいるんですよ。これをですね、先ほど頑張る地域に助成ということで公募制という話をされました。これは、このことを踏まえてですね、笠利8校区、住用3校区ありますが校区ごとに活性化協議会というのを設立していただいて仮称集落活性化支援交付金を創設していただいてですね、ある一定期間校区で取り組んでいく形というのは考えられないのか。なかなか行政が進んでいかなければですね、地元でしっかりと取り組んでいく。これが正に市民協働のまちづくり

のほうに繋がっていくんではないかなと思いますが、その辺りについて、まず見解がございましたらお示しをしていただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 新年度のほうに紡ぐきよらの郷づくり事業ですね、こちらのほうで2年ある中で今年は、来年ですね、新しく本気で人口を増やしたい集落応援事業というのをメニューの中に追加をいたします。この中で先ほど安田議員の時にも申し上げましたが、募集をするということで本気で人口を増やしたい活性化したいという集落に募集をまずはしていきたいと、その中でその手を上げてこられた集落と今回プロジェクトチームというのも設置するという話を申し上げておりますが、そういうチームと含めてですね、じゃどうやっていくか。市民部を含めてですが、市役所全体でチームを組んでから、じゃどうやって活性化するかというのをみんなで協議しながら本当の活性化に向けての事業を組み立てていきたいというふうに思いますので御理解いただきたいと思います。

20番（橋口和仁君） 幸せの島奄美市攻めの総合戦略という中での部長の答弁だと思いますが、そこでね、本当に人口を増やしたい集落応援事業と、これは公募制になっているんですよね。公募制。果たして公募制になったら今市内70ですかね、笠利29、住用14の中で、どの集落が手を上げるのかというのが、すごく疑問なんです。手を上げる前にどんどんどんどん衰退していくというのが現状なんです。待つんじゃなくてどんどん集落の空き家を少しでも改善しようという攻めの本気度を是非示していただきたい。ですので校区ごとに活性化協議会というのをまずどうでしょうかと検討できないでしょうか。もし活性化協議会が設立できたならば、仮称交付金という形である一定期間助成すると。

宇検村のほうは年間30万円ということで事務費からいろんな面で取り組んでおります。その集落に住んでいる空き家の地主さんと交渉して、その橋渡しで行政が取り組んでいくという形でありますので、その辺りもししっかりと含まれていただいて是非前向きに検討していただければなと思っています。是非お願いをいたします。

次にですね、次に移らせていただきます。福祉行政についてであります。1に合わせてお伺いをいたします。今回子ども医療費助成費が小学校卒業までということで理解をさせていただきました。そこでですね、さらなる拡充はということで、どのように検討しているのか。まずお伺いをいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 乳幼児医療費助成の拡充につきましては、これまでの議会でも度々指摘をいただき、また市民からの要望もたくさんございました。そういうことで今回小学6年生まで、年齢で言いますと満12歳に達した年度3月までということに御提案をしているところでございます。質問のさらなる助成での拡充につきましては、今回の助成制度を拡充した結果などを踏まえた上で安定財源を恒久的に確保できるかどうかを含め今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

20番（橋口和仁君） 子ども医療費手当についてですね、同僚議員のほうから長年要望ということで、これが今回小学校卒業までということでなったところなんです。県下の中ですね、やっぱり18歳までという18歳までまた中学校卒業までという自治体もございます。私は、18歳までというのは非常に厳しいのかなということ踏まえてですね、せめてですね、義務教育の15歳までできないのかと。先般25年度の医療費、就学前が3,800万円ということで伺っております。その中学校3年、どのくらい費用が要るのか。今回のその小学校卒業までは3,000万円というふうに承知されているの助成なんです。じゃ中学校3年間どのくらい要るのか。その辺りちょっとお伺いさせていただきます。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 中学生まで拡充して自己負担金なしの制度ですと、更に4,200万円ほどの財源が必要となります。その拡充することについてでございますが、27年度までの市の制度であります就学前まで、このこと自体が県補助金に上乗せをしてやっている制度でございます。小学校ま

で中学校までいろいろ市長村によって変わっているにせよ全国のほとんどの市で一般財源を持ちだしているのが現状でございます。このような現状を踏まえた上で国におきましては、昨年の9月に子ども医療費のあり方等に関する検討会を発足させておりまして、このような全国的な状況の中で国の制度としてきちっと制度設計すべきであるという意見。一方では安易な拡充することによって安易な医療機関受診につながって医療費が高騰するのではないかという意見。そういった両方の意見があることもあります。そういった状況でございますので国のこの検討会が28年度中には報告される予定でございますので、こういった国の動向を見ながらまた本市の財政状況を十分慎重に検討した上で検討させていただきたいと思います。

20番（橋口和仁君） 検討されていくということで28年度どのようになるかということで、また私も注目させていただきたいと思います。次にですね、高齢者福祉について伺いをさせていただきます。まず住宅改修の現状ということでお示しをしていただきたいと思います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 住宅改修費用の現状でございますが、介護保険制度における住宅改修では、改修工事終了後利用者が事業所に一旦工事費用の全額を負担した後、申請により費用の9割または8割を介護保険から利用者に支給する償還払いを基本としています。なお非課税世帯を対象とした住宅改修貸付金制度を併用することにより利用者は、1割の工事費を準備することで住宅改修をできることとなっております。

20番（橋口和仁君） それでは理解をさせていただきました。制度上の改善を考えているのかということについて、まずお示しをしていただきたいと思います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） ただいま質問の趣旨は、非課税世帯で対象になっているのをすべての世帯に拡充してほしいという趣旨だと思いますけどよろしいですか。

今のですね、住宅貸付金制度では、対象者を非課税世帯に限って利用していることとなっております。すべての被保険者が利用できるように改正するという事なども検討はしておりますが、今後の利用状況やこれまでの利用状況や今後の推移を見極めた上で検討させていただきたいと思います。

20番（橋口和仁君） 住宅改修の支給について検討して話をさせていただきますが、今現在非課税、課税含めてですね、原則としては償還払いでの支給だと思います。つまり一旦先ほど部長が言われたのは、非課税の方は貸付金があるから、10万円だったら2万円でもいいということでありますけれども、これは償還払いというのは、まず課税の方々にとっては、まず一旦10万円を納付しなさいと。そして審査の後に8割は通帳に入れ込むということを理解しておりますが、それを今回質問するのは、非課税、課税抜きにしてですね、委任払い制度はできないかということであります。

鹿児島市においてはですね、高齢者サービスという一環として1割負担だけで非課税、課税抜きにして1割負担だけで済むんですね。だけれども奄美市においては、課税の方は、一旦10万円払わないといけない。非課税の方は、1割か2割で済むんですが課税の方は、とにかく満額払わないといけない。というような状況をですね、改善していただきたいと思います。

鹿児島市においては、委任払い制度は、1割負担だけでですね、済んでいるわけなんです。その負担をね、少しでも軽減する上において奄美市としてもその辺りは取り組んでいただきたいと思いますということなんです、その辺りについて。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 議員がおっしゃいました受領委任払いですかね、これは利用者が自己負担金だけを払っておいて保険料給付が出た時に業者のほうに払うということで利用者は窓口では最初か

ら自己負担金だけという制度でございますけど、本市の場合のようにですね、先ほど申しました基金制度、基金を利用しますと、ほとんどの方がもう始めから最初の利用者負担1割か2割だけで、奄美の場合1割ですけど、1割を負担するだけで基金を利用してできるということになっておりますので、わざわざ受領委任払いまでの制度を用いることなく今のところ基金制度を利用した制度で賄っているということでございます。

20番（橋口和仁君） 分かりました。是非ですね、その点も利用される方にしっかりと説明していただいて誤解のないように取り組んでいただければと思います。時間も8分残しましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、自民新風会 橋口和仁君の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日3月8日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時38分）

第 1 回 定 例 会
平成 28 年 3 月 8 日
(第 6 日 目)

3月8日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 橋 口 耕 太 郎 君
3 番 松 山 さ お り 君
5 番 栄 ヤ ス エ 君
8 番 渡 雅 之 君
10 番 元 野 景 一 君
12 番 竹 山 耕 平 君
14 番 西 公 郎 君
16 番 三 島 照 君
18 番 師 玉 敏 代 君
21 番 奥 輝 人 君
23 番 里 秀 和 君

2 番 林 山 克 巳 君
4 番 津 畑 誠 君
7 番 与 勝 広 君
9 番 戸 内 恭 次 君
11 番 川 口 幸 義 君
13 番 安 田 壮 平 君
15 番 関 誠 之 君
17 番 崎 田 信 正 君
20 番 橋 口 和 仁 君
22 番 平 川 久 嘉 君
24 番 伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

6 番 大 迫 勝 史 君

19 番 多 田 義 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長 市 川 哲 義 君
笠 利 総 合 支 所 長 元 多 政 重 君	総 務 部 長 東 美 佐 夫 君
総 務 課 長 奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長 三 原 裕 樹 君
財 政 課 長 前 田 和 男 君	市 民 部 長 則 敏 光 君
市 民 課 長 前 田 美 佐 男 君	保 健 福 祉 部 長 泉 賢 一 郎 君
福 祉 事 務 所 長 中 元 幸 立 君	福 祉 政 策 課 長 山 田 和 憲 君
商 工 観 光 部 長 菊 田 和 仁 君	商 水 情 報 課 長 久 保 信 正 君
紬 観 光 課 長 島 名 享 君	農 政 部 長 奥 正 幸 君
地 域 農 政 課 長 新 納 一 一 君	農 林 振 興 課 長 大 海 昌 平 君
建 設 部 長 砂 守 久 義 君	都 市 整 備 課 長 本 山 末 男 君
建 築 住 宅 課 長 中 秀 喜 君	上 下 水 道 部 長 上 島 宏 夫 君

3月8日(6日目)

水道課参事	林 茂穂 君	教育委員会 教務局長	森山 直樹 君
-------	--------	---------------	---------

教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	保浦 正博 君	市民スポーツ課	高 一 也 君
-------------------------------------	---------	---------	---------

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	元 優 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	上原 公也 君
--------	-------	----------------------	---------

議事係長	前田 賢一郎 君	議事係主査	麓 浩登志 君
------	----------	-------	---------

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程にはいります。日程第1，一般質問を行います。この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。当局に置かれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。まずもって、今年度を最後に市役所を退職されます皆様に心から感謝と敬意を表します。退職後は健康に留意をされ、引き続き大所、高所より1市民として市政に対し叱咤激励、御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。さて、平成28年度第1回定例会一般質問にあたり、若干の所見を述べさせていただきます。政府は12月24日の閣議で2016年度政府予算を決定しました。一般会計の総額は9兆6千7百21億8千万円と4年続けて過去最高を更新しています。歳入のうち、税収は企業業績の改善などを背景に前年度より約3兆円多い5兆7千6百04億0千万円と25年ぶりの高水準を見込み、新規国債発行額は3兆4千4百32億0千万円、公債依存度35.6パーセントとリーマンショック以前の低水準に抑えられています。主な歳出では社会保障関係は3兆1千9百73億8千万円とする一方、公共事業は5兆9百73億7千万円、防衛費は過去最大を更新して初めて5兆円台を突破し、5兆5千41億円とするなど、安倍カラーを打ち出してはいるものの、歳入規模を拡大し財政再建を税収増頼みとする不安定なものとなっています。今回の政府予算の在り方で注視しておかなければならないことは、客観、中立であるべき地方交付税制度に歳出抑制の一環として打ち出されたインセンティブ改革を持ち込むことは、地方交付税算定を利用した国の政策誘導になり許されるものではありません。その具体策である歳出削減を求めた自治体の経費水準を地方交付税に反映させるトップランナー方式の導入は地方の固有財源であって、財源保障機能と財源調整機能を有するとされる地方交付税の精神に反するものであり、財政需要額との乖離や地方財政全体の安易な縮小が危惧されています。このようなことが実施されますと、予算総額の3割以上が地方交付税に頼っている奄美市への影響は計り知れないものがあります。奄美市の2016年度当初予算は一般会計総額3兆1千7億7千158万円、対前年度比5.6パーセント増で2年連続増加し、合併以来最高額の積極的予算編成となっています。この主な要因は地方創生関係事業費5億7千774万4千000円、本庁舎建設の普通建設事業費12億7千608万4千000円などの増加によるものであります。歳入においては市税3兆6億8千928万円、対前年度比3.5パーセント増、地方交付税1兆1千6億3千116万円、対前年度比3.5パーセント減、市債4兆2億8千390万円、対前年度比45.7パーセント増とし、自主財源は18.7パーセントの59億3千047万円、依存財源は81.3パーセントの258億4千111万円となっています。歳出においては義務的経費である事務経費4兆4億3千352万5千000円、対前年度比4.9パーセント減、扶助費91億3千238万円、前年度並みであります。投資的経費である普通建設事業費4兆6億4千112万4千000円、対前年度比25.2パーセント増、その他の経費である投資出資金が5億6千600万9千000円となっております。このように奄美市の2016年度予算案は人口減少への歯止め対策、少子化対策、雇用の場の確保、光ブロードバンド、産業基盤の整備など観光交流人口増、離島航空航路の充実などは、地方創生関連事業や奄美群島振興交付金を活用し、普通建設業の多くは奄振事業で予算

化をしています。今年度の奄美市の予算は地方創生元年、時代をつなぎ夢のあふれるまちづくりを推進する新しい歴史の始まりに向けた予算であると素直に評価をしてよいものと思います。しかし、施政方針は現状の認識と事業実績の総括の上に立ち、その総括の上に策定されるものだと考えております。計画を策定するには現状の総括なくして問題の解決はあり得ないが基本であります。平成28年度の施政方針は現状認識は奄美市の経済状況の認識と総括が大変希薄なものになっていると思われます。第1回定例会にあたり、始めに市長の施政方針についての基本的考え方とこれに基づく具体的な施策、予算執行の在り方についてたゞしますので、枕詞はなるべく控え、端的に分かりやすくお答えをいただきたいと思います。

それでは、質問をいたします。市長は奄美市の経済状況をどのように捉えており、今年度の予算にどのように反映させたのかをお答えください。

次の質問からは、発言席により行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速お答えさせていただきます。関議員のほうで歳入、歳出の概略についてはお話になりましたが、私のほうからも概略を申し述べさせていただきます。議員御案内のとおり、リーマンショック以前の平成21年度平均では、奄美市管内における、名瀬管内における有効求人倍率は0.28でありました。その後、国の経済対策や雇用対策事業の活用などにより、奄美市においては平成26年度平均で0.71に、また平成27年12月期は0.79となるなど、回復基調にあるものと考えております。しかしながら、今議員がお話になりましたとおり、自主財源の根幹であります市税等の状況を踏まえると、未だ十分とは言えない状況にあることは事実であります。引き続き地域雇用の確保と市民経済の活性化が重要であると考えております。このような経済状況を踏まえ、平成28年度予算では奄美市総合計画や奄美市版総合戦略に基づいた各種施策と市長マニフェストの実現に向けた各事業を計上させていただいたところであります。特に議員がお話になりました地方創生事業の推進のために、平成27年度3月補正予算と連動して、地域振興基金の繰入金を含めた一般財源約3億円を確保して、子育て環境整備のための各種事業や小学生までを対象とした子ども医療費の拡充、光ブロードバンド基盤整備、観光受入体制強化のための事業等を計上いたしております。また、今後は地方交付税が一本算定化へ移行することなどにより、減少が見込まれることや本格的な庁舎建設の実施、扶助費の増加などを考慮いたしますと、災害等による特別な財政需要や将来に向けた備えとしての基金積み立てを積極的に行うなどの財源確保に努めることが重要であると考えております。普通建設事業の伸びで合併後最大の一般会計予算規模となりましたが、財政規律の堅持を図りながら、施政方針で申し上げましたとおり、本市のこれからの10年、着実に成長するためのひとづくり、ものづくり、まちづくりを有機的に結び付ける初年度でもありますので、これまでの施策の成果を生かしながら地域の経済が上向きになるよう予算編成に努めたところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

15番（関 誠之君） 予算の編成については方向的には一緒でありまして、大変、先ほども述べましたけれども、市長の言葉でもありましようけど、地方創生元年、時代をつなぎ夢あふれるまちづくりを推進すると、新しい歴史の始まりに向けた予算ということで、随所に子育て、また雇用の創出、交流人口の拡大ということを織り込んでおくことには間違いはないというふうに思います。先ほどの有効求人倍率なんですけど、確かに国も県も、そのようなことが挙がっておりますけど、市が県とのこの有効求人倍率の差が一番小さかったのは平成23年なんです。これは0.04。それで、27年度0.66と、この間の月例で言うと0.7幾らというのがありましたけれども、かなり有効求人倍率は伸びてはおりますけれども、先ほど申し上げたとおりのこういった県との差が少なくなるような、やはり国・県の連動し

た予算だけでなく、今度の予算のように市で単独でしっかりとこの雇用対策をとっていただきたいというふうに思います。そこで、関連をしますけれども、奄美市が着実に成長するための、これ施政方針の中でありますけれども、ひとづくり、ものづくり、まちづくりとこれらを有機的に結びていく活用する仕組みとは、具体的にどのようなことなのかということと、地域主導型社会への変化に対応できる行財政運営とはどのようなイメージをしているのかということについてお答えいただきたいとします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、おはようございます。お答えをいたします。

まず、仕組みづくり等についてでございますが、まず、ひとづくりについてですが、奄美市が着実に成長するために必要なことを考え、そして行動することができる人材の育成ということでございます。具体的な事業ということで申し上げますと、子育て環境を充実するための子育て支援員の研修事業、あるいは産業の担い手育成としての農業研修助成や漁業担い手支援事業、また新しい働き方を支援するフリーランス支援事業などがございます。中・長期的に人材育成という点で申し上げますと、学校教育の充実やリーダー人材の育成、また人材の確保という点では定住対策もあるかと思います。こういったことがひとづくりにとって重要な施策ということでもあります。次に、ものづくりについてですが、外貨を獲得するための1次産品、特産品などの質の高い商品作り、いわゆるブランド化や魅力的な体験づくりメニューでございます。具体的には重点品目の生産向上対策や本場奄美大島紬の再生支援、着地型観光メニュー造成支援などが該当いたします。三つ目のまちづくりについてですが、ひとづくりやものづくりに必要な環境整備や市民が安心して快適に生活ができるための基盤整備ということになります。具体的には農業ハウス整備支援、あるいは光ブロードバンドの基盤整備、上下水道や道路などの基盤整備、加えて自然環境の保全や空港ターミナルビルの拡張についても奄美市が着実に成長するために必要なまちづくりの一つだというふうに考えております。これらのひと・もの・まちを有機的に結び付ける組織体制や新制度、さらには島外への情報発信などを組み合わせる仕組みづくりということになります。この仕組みづくりの具体的な事業ということでは、奄美の魅力を磨き上げて島外と結びつける奄美大島DMO組織構築、販路拡大などにつなげる輸送コスト支援、誘客促進のための観光プロジェクトや各種プロモーション事業などがございます。今回、こうした関連事業を予算計上させていただいたということになります。

2点目の、地域型主導社会の変化に対応できるという行財政運営とはどういうことかということですが。今回の地方創生の大きな特徴ということでは、地方が自ら考え責任を持って取り組むことの重要性だというふうに考えております。国の画一的な政策に地方が合わせるのではなくて、地方それぞれの課題と特性に合わせた政策を地方が考える、それに対して国が人的支援や財政支援を行うということが今回の地方創生の大きな趣旨でもございます。その際に地方自治体に求められることは、それぞれの課題を正確に把握する、その課題に対する的確な政策を形にする、そういう組織としての能力だというふうに思います。そのためには常に市民の皆様の声なき声にも耳を傾けながら、議会を始めさまざまな場での議論を深め、必要に応じて関係機関からの助言と御協力もいただきながらですが、地域の特性に合わせた政策をしっかりと押し進めることができる行財政運営が必要ということでございます。併せて実施計画や財政計画と連動させて、事業の必要性を協議し、裏付けとなる予算の見通しを立てることも強い行財政運営に不可欠なことだというふうに考えております。こうしたことを地方主導型社会への変化に対応できる行財政運営というふうに表現したところでございます。以上です。

15番（関 誠之君） 大体認識的には同じようなことだというふうに思いますけれども、そこで行財政運営という言葉が使われておりますけれども、第2次奄美市行政改革実施計画というのは、平成22年度から26年度までであったように思いますけれども、これは今どのような計画で進んでいるのか、その辺のところまで少しお答えいただけますか。

総務部長（東 美佐夫君） 議員御案内のとおり、２６年度で第２次行革が終了いたしました。これの検証については、今庁内のほうで進めておりますが、今後どういうふうに行財政改革、また進めていくかということについては、現在お願いしております行革委員会の皆様の意見を伺いながらですね、その必要性、あるいは第３次の実施時期をどうするかという点を議論を深めていきたいというふうに思います。と言いますのは、総合計画、地方創生、財政計画、すべて今策定をしており、財政計画についても新しい財政計画を今作ろうとしておりますので、そういうことをふか、含めて総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。以上です。

１５番（関 誠之君） やはり切れ目ない政策というのが必要ではないかというふうに思うんですけど、特にその財政計画などは、毎年財政のほうではローリングしてやっておるようなんですけど、こういった第３次奄美市行政改革というもの、２６年度で終われば、やはり２７年度からまた第３次が始まるんだと、そういったふうな計画でなければ、なかなか身になるものにはならないんじゃないかと。特にその組織と定員管理、人材育成など、そういった市役所の改革、また市民サービスの改革、市民と行政との共生協働、市民参加による改革など非常に多面にわたってあるようなんですけど、そういったことしっかりと行政のほうで計画を立てて、議会も両輪でしっかりやっていけるような体制をとっていただきたいということを要望申し上げておきます。

４番目の市長就任以来特に成果のあった施策、重点的に力を入れてきた施策、予算は何かということを質問いたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、基本的なまず考えですが、市政の主人公は市民であると、昨日安田議員のときにも市長がお答えいたしました、そういうことを含めて、名瀬・住用・笠利３地域の均衡ある発展を目指して、市民の皆様が合併してよかったと感じるまちづくりに取り組んできたということでございます。就任以来で申し上げますと、まずは財政の健全化に取り組んできたこと、その結果、これは施政方針のほうでも申し上げておりますが、合併当初と比較して起債残高が約４０億円減額した。基金残高が約７０億円増額した。併せて１１０億円の財政健全化が図られたということがその成果として上げられると思います。また、特に成果のあった施策という点で申し上げますと、防災機能を備えた住用と笠利新庁舎の建設、あるいはデジタル防災無線の整備によって防災力が向上したこと。小・中学校を始めとする文教施設の整備により教育環境が充実したことが上げられます。さらに、長年取り組んできました航路・航空運賃軽減事業や輸送コスト支援制度の実現、こういうことで交流人口の拡大が図られた、併せて１次産品販路拡大が図られたということが上げられます。また、インキュベーター施設の整備などで、雇用施策によって先ほどの有効求人倍率の改善が図られたということが挙げられるかと思います。少し、参考まで申し上げますが、有効求人倍率については平成２３年度から奄美市、各市町村ですね、単位の数値が把握できるようになりました。その結果、奄美市のほうは先ほどの差ですが、県との差、一番最初で０．０１ということで群島よりも高く、県よりは少し低いですが、そういう状況で今推移をしていますので、その成果は先ほどの雇用対策に表れているんじゃないかというふうに考えております。

次に、重点的に力を入れてきた点ですが、常に３地域の一体化の醸成ということを念頭に置きながら、総合計画に基づいて事業を進めておりますが、その結果まちづくりや観光プロジェクト、そういったものが少しずつ芽を開いてきたんだというふうに考えております。特に中心市街地の活性化、あるいは世界自然登録に向けた取組み、トップセールスを始めとする奄美の情報発信などにも力を入れてきたところでございます。こういうことで、今後人口減少問題を克服するための地方創生、奄美市攻めの総合戦略を今後その実現に向けて努めてまいりたいということでございます。以上です。

１５番（関 誠之君） ありがとうございます。次の予算編成で特徴的な具体施策は何かということで

ありますが、今の議論で大体出てきたんではないかなというふうに思います。私のほうで少しまとめてお話をしますので、それに対しての见解があればお聞かせいただきたいと思います。やはり、大きく言って三つに人口減少への歯止め対策、いわゆる少子化対策についてということが1点と、二つ目は雇用の場の確保、いわゆる産業基盤の整備についてということ。三つ目が観光交流人口増、離島航空路の充実、強化についてと。大きく言えばこの3点がこの予算編成の具体的などと言いますか、例えば人口減少への歯止め対策、観光客の誘致対策、または体験プログラム造成、民宿支援ということで500万円、観光受入対策事業、着地観光メニュー造成負担金というので1,000万円、子ども医療の助成、2,656万5,000円、6年生まで拡大をしたということで、あと子育て、保険、高齢者施設の基本構想ということで700万円組んでおりますけども、そういった少子化対策にしっかりと予算配分をされているなという感じがいたします。雇用の場の確保でありますけども、先ほどもありましたフリーランス支援事業、これが500万円、地域興し協力隊、357万円、観光客誘致対策500万円、光ブロード基盤整備事業が1億5,500万円ということで、基盤整備をしながら雇用の場の確保を図っていかうということも見えます。また、観光交流、人口増、離島航空路の充実、強化ということについては、観光客誘致対策、いわゆる奄美大島DMO事業、2,200万円、サンセットプロモーションとか着地型観光、400万円に1,000万円と。また、先ほども出ましたけども、奄美空港ターミナル拡張事業、これが1億63万2,000円ということでかなり予算を注ぎこんでおります。これ、ちなみに言いましたら、国・県の予算が観光情報拠点施設整備事業ということで、空港ビル、これが710万円補助が出るようですが、これは少し、もうちょっと何とかならなかったかなという気もいたしますが、市のほうでは1億63万2,000円ということで、受益者負担的な考え方なんでしょうけれども、そういったことに非常に目配りのされた予算であるということは、非常に私も素直に評価をしていきたいと思っておりますけれども、今私が申し上げた中で、少し補充なり见解がありましたらお願いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） まず、少子化対策について特徴的な施策は何かということで、昨日までの答弁を重ねる点もあると思いますが、まずは子どもの医療費助成の対象年齢を拡大したということ。これによりまして対象になる子どもの人数がこれまで約2,200人から約2,000人増えて4,200人となります。また、当初予算では小学校6年生までの扶助費見込み額2,600万円を増額し、約9,300万円となっております。また、新たに地域型保育事業を実施いたします。これは昨日も言いましたように定員19名以下の小規模な保育で、対象年齢は2歳以下でございます。名瀬地区で6か所で62名を受け入れ、待機児童の解消を目指すものです。地域型保育事業にかかる費用として、当初予算では約1億円を計上いたしました。ほかにも少子化対策を地方創生の柱の一つとし、奄美市攻めの総合戦略に位置付け、子育て支援施設や支援事業などの情報提供や相談、助言を行う利用者支援事業、子育て支援員研修事業、赤ちゃん先生クラス開催事業、子育て、保険、高齢者福祉施設基本構想策定事業など九つの新たな事業に約2,200万円の予算を計上し、少子化対策の各種施策を推進してまいりたいと存じております。

市民部長（則 敏光君） 雇用の面についてですが、ほとんど閣議員のおっしゃるとおりですが、28年度の雇用事業につきましては、労働費において高卒ルーキー雇用奨励補助事業など、地域雇用サポート事業として880万円を計上いたしております。これまで、本市では県の提案型補助事業であります緊急雇用創出事業を活用し、雇用機会の拡大に努めてまいりました。参考までに平成21年度から26年度までの6年間の実績につきましては、事業費約13億6,000万円、新規雇用者931人であったところでございます。なお、これらのことにより、本市の有効求人倍率が改善されてきたことは市長が数字を申し上げたとおりでございます。こういった事業は雇用の下支えとして一定の成果があったものと考えております。また、緊急雇用創出事業は今年度で終了いたしますが、今後も雇用に関する国・県の補助事業で有利な事業などがありましたら、積極的に活用図ってまいりたいと思います。なお、新年

度の地方創生事業におきましては、議員もお話しがありましたとおりフリーランス支援事業、あるいは観光関連の事業、光ブロード基盤整備事業、これらの事業も雇用を確保する事業だと思いますので、積極的に進めてまいりたいと思います。

それから、観光交流人口の増につきましては、お話がありましたとおり、ちょっと付け加えますと奄美群島航空・航路運賃軽減協議会負担金、これは住民の移動コストの軽減と閑散期における需要喚起を図るための施策でございますが、この経費に9,217万9,000円計上いたしております。それから、お話がありましたとおりチャーター機やLCC等に対応できる地上支援器材を購入、配備するための費用として585万4,000円、それから空港ターミナルビルの増改築に伴い、本市負担金として1億63万2,000円を計上しているところでございます。以上でございます。

15番（関 誠之君） ありがとうございます。次に、予算編成と執行の在り方について質問をいたします。学校給食センター事業、4,751万3,000円は繰越明許費にし、小宿の土地区画整理事業1,642万2,000円は補正予算で全額減額補正と、この取り扱いが異なっているのはどういう考え方かということと、またこの繰越明許費、制度ですから当然使うことは使っているとは思いますが、これが安易に使われているような、私は気がしてならない。ほとんどはそのとおりでありますけど、一部はそういった、来年繰り越してちょっと難しいことは来年にしようやということはないとは思いますが、そのようなこと、安易に使われないような啓発は財政サイド含めてどうしているのかということが1点。明許費にした予算の執行が年度末、または年末までかかっている事業が多く散見をされますけど、市長も言われた15か月予算という趣旨からも少し問題ではないかなというふうに思います。やはり、明許費は1年かかって準備はしておるわけですから、そういったものについては即予算を執行すると。特に5月が有効求人倍率が一番落ちる時期でありますから、5月・6月にかけてですね、そういった予算を執行していくということをお願いをしたいと思いますが、その辺について見解があればお願いします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、繰越明許費の関係で学校給食センターのことが出ましたので、少しお答えをさせていただきます。平成27年度予算で、奄美市名瀬・住用地区学校給食センターの建設事業、これにかかります経費4,751万3,000円を繰越明許費としたところでございます。先の総括質疑でもお答えをいたしました。保護者説明会等でいただきました御意見、そういったものを基本、実施設計にできるだけ反映をさせたいというふうに考えているところでございます。事業を進める上での事務の流れというのがございますので、これを中断をせずに継続をして対応していく必要があるというふうに判断をしたところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

建設部長（砂守久義君） 小宿地区の区画整理事業につきましては、土地建物所有者等の関係権利者の負担も伴うため、関係権利者の合意形成向上を図っているところでございます。目標としている90パーセント以上の合意形成に向け、現在小宿土地区画整理促進協議会の御協力をいただき、個別訪問等を行っているところでございますが、まだ事業に反対や区域に反対の意見もあり、見通しが立っていない状況となっております。小宿区画整理事業費を全額減額補正した理由としましては、現時点ではどの段階で合意形成が整うのか目途が立っていないため、減額するものでございます。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、繰越明許事業の啓発ということでございます。これについては関係部局に対して予算編成時で、いや、機会があるごとに公共工事の円滑な事業を行うようにという確認を行うとともに、事業実施状況の確認においても遅滞のない事業執行の徹底を、指導しているところでございます。そういうことで繰越を安易に使用しないというふうな意識付けを行っているところでございます。なお、昨年度品格法、公共事業の品質確保の促進に関する法律でございますが、の改正によっ

て債務負担行為や繰越制度の活用で公共工事の平準化に向けての柔軟な対応を図るようにとの国からの指導もあることも御理解いただきたいというふうに思います。いずれにしても、公共工事の計画的な発注と予算の適正な執行に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（竹山耕平君） 丸、丸2の。丸2。

総務部長（東 美佐夫君） もう一つの15か月予算の趣旨からの問題があるのではないかとということでございますが、上半期ですね、8月までの議員御指摘の着工状況、過去3年間でちょっと調べてみましたが、平成24年度の繰越については件数、金額ともに約7割と若干落ちておりまして、発注となっております。ただ、平成26年、27年の件数、金額とも発注ですね、は9割以上というふうになっております。先ほど申し上げたその啓発が徹底された成果だというふうにも考えております。今回の15か月予算についても雇用創出など地域の活性化に結び付けるため、速やかな執行をということで各課に指導をしているところでございますので、引き続き市内の経済の影響を及ぼさないような計画的な執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

15番（関 誠之君） はい。是非、お願いしたいと思います。

次に、そういった予算をですね、やっぱり流すっていうことは、予算というのは議会が承認して執行権を当局に与えて、当局は市民や議会にこれをいわゆる年度内に執行しますよという約束ではないかというふうに思います。予算の原則として単年度主義というのがあるわけですから、それに対する見解は市長はどのように考えているか、お聞かせください。

総務部長（東 美佐夫君） 会計年度独立の原則というのがございますが、地方自治法の208条でございますけど、1会計年度において支出すべき経費の財源はその年度における収入によって調達すべきものであって、これは当該年度において支出すべき経費をほかの年度で支出すべきではないというふうなことを意味しております。この原則を踏まえた予算編成では市の代表である議会の議決事項でもありますし、予算は最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないということで、そういうふうな認識をいたしております。しかしながら、突発的な事故、あるいは災害の発生、国の補正予算成立などによる年度途中の予算措置など、年度内の事業完了が困難であるケースも多々ありますので、こういう点については御理解をいただきたいと思います。先ほど申し上げたとおり、当初計画に基づいた予算執行を厳守しながらではありますが、不測の事態が生じた場合以外での繰越事業については、今後とも十分に注意を払っていきたいというふうに考えております。以上です。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。先ほどの小宿の目途が付かないから予算を落としたということがありますが、最後に聞こうかと思いましたが、この付かないというのは今年度中は、今年度と言いますか、28年度にはもう全く駄目だというふうな見通しを立ててこの予算を、減額補正したのか、その辺まで少し。それと、今後のスケジュール、90パーセントという市長のお言葉でしたけれども、本当にその90パーセントというのが現実味があるのかないのか、それを含めてですね、見解あればお聞かせください。

市長（朝山 毅君） 小宿の都市計画等にかかわる予算の今年度計上してないということについて、またその前段で昨年の議会でも申し上げましたが、当初93パーセント程度であった事業に対する賛成の数値が、現実に進めていってまいりますと78パーセント相当になったと。なぜであろうという、まず疑問が1点。それと、具体的に言いますと区域のことによって御了解いただけない方が相当数いらっしゃるというふうなことが実態として、事実として現れてまいりました。その中で、私も思いを申し上げた

つもりであります。公共事業というのはその地域の安全・安心、衛生的でかつ地域住民の皆さんが和をもって生活をできるような、良質良好な社会環境をつくっていくための公共事業であると。その公共事業がかりそめにも御賛成いただけないということであれば、これは一考を要すると。しかも、小宿地区においては何10年、何100年という歴史の中身で、地域の和をもって人々が生活をし、そして団結力を持って地域の活性化、振興に発展して、努めてこられた先人の思い、また現状の思い、そして将来に対する展望考えますと、やはり人の御理解というのが最も大切であると。従って、その御理解が100に近い数字、できるだけ多くの皆さんに御賛同いただけるような環境を行政はもとより積極的にPRをし、事業の内容を御説明して、理解を得ていくことが大切であります。そういう意味において、まだその環境が醸成できていないという思いから、これを時間をかけながらも御理解いただくような環境整備をしていくということでやったわけであります。ただ、その中で申し上げておりますことは、9割、100パーセントに近い皆さん方の思いが、僅かの人において損なわれるということがあったらルールに反する、民主主義の多数決の原理に反する、私は思っておりますので、その一定の数字だけは確保した上で公共事業がスムーズに着手、移行するように、進むように、進捗できるような環境のためにも、まず先憂後楽で最初に悩みながら、最初に努力をしながら、そしてあとの着手後はスムーズに行くような環境整備取得が当然だという思いで、私はこの予算編成のについても一言申し上げたつもりであります。以上です。

15番（関 誠之君） 90パーセントという非常に難しい数字だというふうに私は思いますけれども、ある、例えば商店街の区画整理と都計の区画整理とはかなり違うところがあると思いますので、そういった意味である時期にやっぱり市長の政治的決断というか、そういったものがなければなかなかこういう事業は進んでいかないというふうに思いますので、是非市長も現場に出て、意見を聞いてみるという発言もされておりますから、是非そういったことも含めてですね、しっかりとやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

あと、改定奄振法についてでありますけど、この改定というのは改正というふうに直していただきたいと思います。改正奄振法はどのように十分に活用されているのかということで、私ずっと26年の改正奄振法ができたときから言っておりますけど、この17条、18条、いわゆる通訳案内士、また旅行業法の特例、これについて、まだ実施されていないような、思っておりますけれども、もう3年目に、改定なって3年目になりますけども、この辺の状況はどうということと、本当にこれから先は広域自治体的な考え方でやっていくことが多くなっているような気がいたします。そういう中で、先ほど奄美群島振興交付金の話も出ましたが、状況不利性の改善とか従来の非公共事業、二つに大きく分けて、今奄振のこの振興交付金が流されておるわけですが、そういった中で予算措置はどのようにされているのかということ、そしてまた、奄振の中で一番重要なことはこの配慮規定があるわけで、その法律の基本理念を創設をして、目的に定住の促進を図る趣旨を追加をしたわけですが、そういった中で介護、医療、防災、自然環境保全、エネルギー対策、教育にかかる事項を配慮規定に追加するというような文言があります。そういったことをしっかりと捉えたのが、この奄美群島振興交付金ではないかなというふうに思いますが、それについての見解があれば少しお聞かせをいただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 先に通訳案内士と旅行業法の特例についてお答えいたします。改正奄振法に基づく産業振興促進計画につきましては、国から本年の1月25日に認定いただきました。特例通訳案内士につきましては、現在、奄美群島広域事務組合において、来年度からの実施に向けて制度周知のための講演会などを計画しており、資格を取得するための研修につきましては、8月ごろから実施する予定と伺っております。制度の実施にあたってはこれまでクルーズ船寄港時の受入に対応いただいております、奄美国際懇話会など市民への周知と積極的な働きかけを行ってまいりたいと存じます。ま

た、旅行業法の特例につきましては、九州運輸局が行う研修を終了し、認定を受けた宿泊業者、ホテル、旅館等でございますが、が地域内限定の旅行業者代理業として地区内における旅行商品の販売が可能になる制度であります。このことにより着地型旅行商品の申し込み、販売が宿泊先でも行うことができるようになり、観光客の利便性向上につながることを期待されるところでございます。以上です。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、質問の２番と３番のほうです。奄振交付金の件については、平成２６年度の奄振改正と併せて創設されたものでもございます。交付金の実績ですが、その前に非公共時代は５億円でしたが、交付金になってから２０億円台ということで、これは大きな特徴になっております。交付金の実績でございますが、議員先ほど申し上げられたとおり、航路・航空路運賃の低減や農林水産物の輸送コスト支援がまず大きな実績として上げられるかと思えます。このほか、本市が実施している情報通信産業人材育成事業、広域事務組合が実施している成長戦略ビジョンの実現事業、１２市町村協議会によるサンゴ礁保全対策事業などが交付金として実績がございます。拡充のメニューということでございますが、今回２７年度の補正と合わせて、実質２４億２、０００万円の予算措置というふうになっております。その中での拡充についてですが、平成２７年度は農業創出緊急支援事業において、農業機械の導入にかかる交付率がかさ上げをされました。また、２８年度においては御案内のとおり、奄美・沖縄間の航路・航空運賃低減の通年実施と沖縄止まりの水産物輸送コスト支援についての実証事業が拡充されたということでございます。

３点目の、予算措置がされてない、配慮規定のですね、予算措置がされてないのではないかとということでございますが、具体的な事業で申し上げますと、天城町の医療施設保健センターの整備事業、奄美ドクターヘリの基地ヘリポート整備事業、防災関連の施設整備事業、サンゴ礁の保全事業などが予算措置をされているところでございます。今後の制度の拡充や予算の充実という点で申し上げますれば、ほかの補助事業含めて、広域や１２市町村と連携を図りながら、その充実に努めてまいりたいというふうと考えております。以上です。

１５番（関 誠之君） 大変、奄美は行政的にある意味恵まれて、奄美振興特別開発事業ということで、やっぱりしっかりとこの奄美市の総合計画を達成するために成長戦略ビジョン、これ、産業振興中心に重点においた計画でありますけども、そういった中で先ほど議論した地方創生、そして奄美群島振興開発計画というのもありますので、そういった中でしっかりと予算を組んでいただきたいというふうに思っております。

あと、もう教育行政について時間が押しておりますけれども、少し質疑、議論をさせていただきたいと思えます。この教育予算、２４億５、２２３万５、０００円ということで、７．７８パーセントぐらいですかね、あるようですけども、これについての教育長の見解と、今回の教育予算で特に特別支援事業とか、特別支援教育支援員配置とか、幼児・児童・生徒の情報共有とかいうこと、１、７９２万３、０００円組んでおりますけど、あと環境整備で７、４００万円とか、この大学設立に関する可能性調査ということでも組んでおりますし、全体的に予算は組んでおりますけれども、この中で特に教育長が力を入れた施策はなんであるかお答えいただきたいと思えます。

教育長（要田憲雄君） 私のほうから、教育予算のことについて御説明申し上げたいと存じます。平成２８年度当初予算は一般会計総額が対前年度比で増額となりますが、教育予算につきましては施設整備事業における赤木名小学校の屋内運動場の完成、それから現在小湊小学校校舎、そして金久中学校屋内運動場の改築事業の進捗などによりまして、減額となっているところであります。その結果、予算総額に占める教育費の割合は対前年度比で１．８パーセント減の７７パーセントと、ごめんなさい、７．７パーセントとなっているところでございます。従いまして、この割合は各年度の特にハード面などの予算編成の内容によって減額されるものであるというふうに考えているところでございます。平成２８

年度の予算につきましては、教育は生涯にわたって実践し推進されるものであるということに鑑みまして、教育行政の担う各分野における課題への対応に向けて、継続した事業の取組みが重要であるとの判断のもとに必要な経費を計上できたというふうに考えているところでございます。御理解をいただきたいと思えます。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、特に力を入れた施策は何かということですが、平成28年度の予算編成にあたりましては、生涯にわたる教育の推進に向けまして教育行政の担う各分野の問題解決への対応のために、継続した事業の取組みが極めて重要であるというふうに考えているところです。特に確かな学力、それから豊かな心、健やかな体、いわゆる知・徳・体のバランスの取れた生きる力の育成、これを柱に特別支援教室の充実、それから教育環境の整備という面でのハード面、そういったことを進めているところです。確かな学力の定着、これにつきましては5、6年生を対象とした少人数学級の編成でありますとか、奄美っ子すくすくプラン、また特別な教育的配慮が必要な児童に対しましても支援教育の強化、こういったことを進めているところでございます。豊かな心を育むためにはということで、行政、学校、地域、世代間が一体となりました情操教育への取組み、とりわけ花いっぱい運動ですとか、歌声の響く学校と地域づくり、それから島口の伝承活動、こういったことを重点的に進めることにしております。それから、健やかな体を育むという点に関しましては、運動遊び、体操教室を通して幼児期から児童・生徒の運動能力の向上、それから体力の保持、増進に資する取組みを推進することとしているところでございます。以上でございます。

15番（関 誠之君） 本当、私が申し上げているのは、やっぱり教育というのは将来に子どもたちに財産を、投資をするという言い方は適当でないかも分かりませんが、そういった意味で非常に、ある意味7パーセントというのはちょっと少なすぎないかなと。少なくとも10パーセント、1割ぐらいは、教育に熱心な自治体、熱心でないとは言いませんけれども、そういった教育に対する金の注ぎこみ方も少し勉強していただきたいと。特に先ほど申し上げましたが特別支援教育支援員の配置とか幼児・児童・生徒の情報共有、大学設立等に関する可能性調査、小湊フワガネク遺跡啓発、普及と、そういったソフト的なものに非常に今度頑張っておられるということは理解をしておりますが、学校のICTモデル事業、これ平成27年度新規でありましたけれども、今度28年消えておりますけれども、これについては何か理由があったんでしょうか。

教育長（要田憲雄君） そのことにつきましては、今後も具体的に進めていかなきゃならないというふうに考えており、特にこの教育につきましては、2年前の橋口議員からも昨年6月に質問があったところでございますので、今後さらに進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

15番（関 誠之君） はい、特に子どものこのICT教育ですか、そういったの、今後ますます重要になってくると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あと、1点だけ、明許費のことは先ほどいろんな議論いたしましたので、造成工事が5、130万円出ておりますけれども、今後の給食センターに関するスケジュール的なものが分かっておりますらお願いをしたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 平成28年度の予算につきましては、業務の委託料とか、それから工事の請負費などで5、130万円を計上しているところです。今後のスケジュールといたしましては、まず運営検討委員会を立ち上げて、まだ決まってない細かい部分、そういったところを決めていきたいというふうに考えております。その上で、設計等選定委員会を進め、基本、実施設計の業務委託に、早期発注に取り組んでいきたいというふうに考えております。

15番（関 誠之君） はい、時間がありませんので、この辺で終わりたいと思いますが、自衛隊の問題、1点残しておりますけれども、同僚議員等の議論の中で十分理解をいたしましたので、ただ1点だけ、経済効果が約3億円というふうなことで新聞出ておりますが、あくまでこれ推測という、記事には出ておりますけど、こういったことが独り歩きしないように配慮しながらの答弁をお願いをしたいなというふうにお願ひ申し上げ、私の一般質問を終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時46分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

7番（与 勝広君） 皆さん、おはようございます。公明党の与 勝広でございます。平成28年度第1回定例議会、一般質問に先立ちまして所見を述べたいと思います。昨年10月に行われました議会選挙におきまして、市民の皆様方の多大なる御支援を賜り、当選をさせていただきました。併せて公明党市議団4名当選をさせていただきました。心から感謝御礼申し上げます。さて、今年の7月には参議院選挙が予定をされております。選挙になりますと政党はマニフェストを発表いたします。政党にとって政策を実現するということは、まさに政党の命であり、政党にとっての生命線であると、このように思っております。今はそのマニフェストという言葉が死語になりつつありますが、政党に所属している議員は日々政党の政策を実現するために努力をしなければならない、またそうすることが政党の使命と責任であるところのように思っております。公明党はマニフェストの進捗率は90パーセントを超えております。それは、市町村議員、県議会議員、国会議員と常に連携をとり、また公明党のネットワーク力を生かし、だからこそ政策を実現する力があるとこのように自負しております。これからも市民の皆様方に寄り添い、そしてまた、市民の皆様方の声をしっかり聞いて、またその暮らしや生活を肌で感じ、その上に立って市政発展のために頑張っている所存であります。また、併せて公明党市議団も真面目に働く人が報われる社会の構築を目指し、全力で頑張っております。本日は改選後初めての一般質問となりましたので、改めて市民の皆様への御礼と決意に変えさせていただきます。

さて、この3月を持ちまして退職される職員の皆様方、長い間本当に御苦勞様でした。皆様はこれまで行政職として培ってこられた経験と知恵と知識をこれからは1市民として、また1地域から発生していただき、議会や行政へ御助言、御提言をいただければ大変ありがたく存じます。皆様方が係長時代、課長、部長と、皆様の歴史とともに私も議員活動、議会活動をさせていただき、大変感慨深いものがあります。どうぞ皆様の今後ますますの御多幸と御健康、活躍、そしてまた第2の人生のスタートにあたりまして、まさに演壇から背中を押すような思いで、是非頑張ってくださいたいとこのような思いであります。

さて、2月の5日に議会報告会がありました。その議会報告会で市民の皆様方から合併10周年をしっかりと総括していただきたい、こういう声がありました。私も財政改革という視点に立って、行政に対し資質、行政をただし、そしてまた検証、総括をしていきたいと思っております。

それでは、1番目の市長の政治姿勢について、（1）、財政改革と次期財政計画について、①の合併後の義務的経費の推移と次の10年に向けた予想推移について質問をさせていただきます。同僚議員からも財政改革についてはこの合併10年間の成果、また経緯等もありました。より掘り下げて質問をしたいと思ひます。まず、その前に平成28年の当初予算が市長の施政方針によって明らかになりました。まず、この当初予算につきましては合併後最大の予算となりまして、317億7,158万円、対

前年度の５．６パーセントということであります。金額いたしますと１６億９，６４６万３，０００円の増となっております、この中身につきましてはやはりこの今年から庁舎建設事業が本格化する、そしてまた、学校給食センターなどの普通建設事業費の伸びがその要因であるところのように思います。２８年度の当初予算につきまして、私たちが大変目玉としておりますのでは、このたび乳幼児医療の無料化が拡充したことでもあります。公明党市議団も長きにわたって予算編成、要望の際やまた同僚議員が一般質問において質疑をし、そしてこのたび小学校卒業時までの拡充となりました。朝山市長の、若い世代が安心して子どもを生み、育てやすい社会を構築をとの思いが伝わってくるような気がしてなりません。また、できるうれば、義務教育を受けるときまでにとの思いがありますが、しかし財源の問題がありますので、しっかりこれからまた財政改革という観点からも正していきたいとこのように思っております。合併１０年間の財政改革の成果とうことでもありますので、まず比較対象する数字がなければできませんので、直近の平成２６年度の決算審査の数字をもとに質問をしていきたいと思っております。まず、平成２６年度の決算時の一般会計、特別会計の併せた歳入、歳出総額でございますが、４６６億４．４２７万１，６０９円となっております。これはまた、歳出総額は４６３億６，８８９万９６３円となっておりまして、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は２億７，５３８万６４６円の黒字を計上しております。また、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支でございますが、実質収支におきましては１億６，５２０万８，２８９円、これも黒字となっております。一般会計、特別会計合わせた形式収支、実質収支ともに黒字となっております。また、財政力指数、平成２６年度決算時の財政力指数は０．２６、これは平成２５年と比較しますと０．０１ポイント改善をなされております。また、経常収支比率は依然として高い９０パーセント台でございますが、９１．２パーセント、また実質公債費率につきましては１０．３パーセント、これは対前年度比と比較しますと１．１ポイント改善をなされております。この三つの指標からも分かりますように、やはり本市は財政のこの、財政の柔軟性が大変厳しい状況にあると、この延長線であるということが伺えると思っております。これからも引き続き、間断なきと言いますか、終わりのない財政改革を毎日毎日緊張感をもって頑張っていかなければならないとこのように思っております。

さて、そういった中で平成２６年度の決算と２５年度の歳入、歳出を比較してみたいと思っております。平成２６年度と２５年度の歳入総額を比較しますと、対２５年度に対しましてマイナス１．１７パーセント、金額にいたしますと５億５，２１０万円の減となっております。また、歳出総額はマイナス０．３５パーセントの減となっており、金額にいたしますと１億６，３８７万円の減となっております。また、平成２６年度の実質収支から平成２５年度の実質収支を差し引いた単年度収支は２億９，６０８万１，０００円の赤字となっております。このように一般会計、特別会計合わせた歳入、歳出を申し述べましたが、一般会計の歳入総額と歳出総額まで見てみたいと思っております。一般会計の歳入総額は３２７億２，４６１万円となっておりまして、また歳出総額は３１７億円という数字が出ております。これもともに黒字となっております。このように、一般会計も歳入総額から歳出総額を引いた形式収支、実質収支もともに黒字となっております。また、一般財源に占める自主財源、依存財源の構成比率は自主財源が２０．７７パーセント、依存財源が７９．２３パーセントとなっております。そして、なんと言いましても先ほども、これからまた質問しますけども、国保会計が平成２６年度の１１ある特別会計のうち、約８億５４５万円の赤字決算となっております。そして、２０１４年の平成２６年度決算における市債残高、基金残高を見てみますと、市債残高が３７１億１，１６１万円となっておりまして、これは２５年度と比較しますと２億３，９０４万円、その借金も減らしております。また、基金につきましても、平成２６年度決算時における基金残高が１０８億円を余っております。１０８億１，６０２万円となっております。これも平成２５年と比較しますと１３億１，１５５万円基金も積み増しをしていると、このように、平成２６年度の決算で数字が出ております。これから見ますと平成２６年度の財政力指数、実質公債費率、経常収支比率と、このように合併当初と比較してみますと、この財政力指数につきましてはこれは１に近いほど財政力が高いと、こう言われておりまして、これは合併当初、平成１８年は

0.28でございました。そして、平成19年に0.29、そしてそこから少しずつ下がりがまして、平成25年に0.25で平成26年の決算で0.26と、それを言いましてもやはり財政力はまだまだしっかりと高めていかなければならないとこのように思います。経常収支比率につきましては、高い高いと言いましても合併当初の平成18年は100.1パーセントでありました。平成19年委99.9パーセント、そこから見ますと平成26年決算におきましては91.2パーセントですので、高いと言いつつもやはりこの約10年間で改善していると、よく頑張っているという数字があると思います。また、実質公債費率につきましては、合併当初の平成19年は18.7パーセントでありました。この実質公債費率というのは、18パーセントを超えますと起債の際には国の許可が必要、要するに借金をするときには国の許可が必要であると、こういった状態から、平成26年度の決算においては10.3パーセントですので、やはりこれも、この数字も頑張って努力した跡が見られるとこのように思います。このように見ますと、やはりこの平成18年・19年、あの頃は基金を切り崩してやっとの思いで予算編成をし、そして貯金もほとんどない状況の中で、今や基金も108億円以上たまっていると、そしてまた、借金もしっかり順調に返していると、こういったことを見ると、この合併10年間ではしっかりと奄美市が財政改革をやってきたと。まだ、過程、途中でありますけれども、こう評価できると思います。また当局にとりましてはこの財政改革については先ほども答弁がありましたけれども、またそれに付随するようなものがあれば成果として報告をお願いしたいと思います。

さて、次期財政計画、これにつきましては、やはりこれから厳しい財政運営を強いられるときに入ってくると思いますので、その財政運営の見通し等も御答弁いただきたいと思います。そして、合併後の義務的経費の推移につきましては、ちなみに平成26年度の義務的経費が179億8,388万円となっております、これも今後10年間、どのように推移する、予想するのか、これについて併せて御答弁をお願いしたいと思います。

これからの質問は発言席より行います。よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、早速お答えをいたします。始めに義務的経費の推移ということで、割合から申し上げますと決算ベースでございしますが、合併時の平成18年度が52.2パーセント、最も高かった平成19年度が58.5パーセント、平成26年度では56.8パーセントという数字になっております。金額ベースで申し上げますと、平成18年度が160、約ですね、165億円、以後平成21年度までは横ばいでしたが、平成22年度は扶助費の大幅増により178億円台に乗りました。平成16年度決算では約179億円9,000万円ということで、180億円台に迫っているということでもあります。今後10年間の推移ということでございしますが、本庁舎建設に伴う公債費の伸びが予想されます。割合で60パーセント台の前半、金額では180億円台の前半で推移すると予想しております。実質公債費率の件を先ほど議員から説明がありましたが、償還財源を確保しておりますので、11パーセント前後で推移をするものと予想しております。

次に、合併10年間の成果ということでございしますが、これは先ほども申し上げたとおりでございます。施政方針の中でも申し上げましたとおり、合併当初と比較して起債、借金を40億円減らしました。併せて基金残高を70億円増やすことができました。合計で110億円の財政健全化の効果と、成果であるというふうに考えております。以上です。

7番（与 勝広君） ただいま、財政改革の成果と、そしてまた義務的経費の推移について御答弁がありました。この義務的経費というのは、任意では削減できない経費であるということは誰もが分かっていることでもありますけれども、この義務的経費に人件費、公債費、扶助費と三つありまして、事務的経費も今、部長がおっしゃったように平成18年に164億円、19年に163億円、一旦下がってそれか

らずっと上がってまして、平成22年に178億円、そして平成26年決算で179億円と、この10年間で約14・5億円ぐらい、義務的経費がプラスという状況になっていると思います。人件費につきましては、平成18年のときは54億円、平成19年が51億円、そしてずっと51億円台を推移しまして、平成24・5年から職員の大量退職に入りまして、あと数年で落ち着くかとは思いますが、平成26年度の決算時で48億円と、だから約人件費で6億円ぐらい減と。そして、公債費につきましても、公債費も合併当初は42・3億円から始まって、平成23年が39億円、そして26年の決算時において40億円と、だから43億円から39億円のこの間ですので、約4億円と。人件費と公債費足して約10億円の減と。しかし扶助費につきましては、やはり扶助費は年々増加の一途を辿っておりまして、扶助費につきましては平成18年と19年度は67億円、そして平成22年に86億円。そして、もうやがて90億円に達するだろうと言われて、平成26年の決算で91億円と、この扶助費に対しては約この10年間で24億円増ということになっております。計算すると大体、差し引きすると要するに人件費と公債費が少しずつ減ってはいるけれども、要するに扶助費が年々増加していると。だから、義務的経費はなかなか縮減できないと。義務的経費が縮減できるということは、財政のこの弾力性が出てくると。しかし、その比率が高くなるということは、逆に財政が硬直化すると、こういうつながっておりまして、しかし、本市においてもこの扶助費というのは主にこの生活保護費などが主でありますけれども、この扶助費につきまして、やはりこれは社会保障制度の一環として、地域の住民福祉に充てられるものであります。例えば、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など国の法律によって施行されるものと、あと自治体が独自で自治体の住民サービスの福祉の増進のためにされるものとかありまして、そういうの見たときに、しかし、この扶助費を軽減するというのは、ある意味では財政改革のキーワードになるのではないかと思いますけれども、私たちは先だって議会報告会がありました。地域住民の方々から行政や議会に対して特に言われているのが職員の数を減らしなさい、給料下げなさい、議員の定数を削減しなさい、議員の給料を下げなさいと、これが主に一般市民の言われるほうでありまして、しかしこれからずっと景気の悪い状態が続きますとですね、こういった福祉というこういった部分にいわば聖域に手を突っ込んで改革をしなければならないことにもなりかねません。そして、一般の地域住民は私たちの福祉は切り捨てないでくださいと。こうなると、自助、共助、公助というこの精神からしても、やはりこのまま仮に本当に景気が悪くなって、どっかを切り詰めなきゃならないとなると、やはりそういうとこをやらなきゃいけないと。ある意味では地域住民の方も覚悟を持ってもらわなければならないという状況にもなりつつある、私はそういうのを危惧しておりますけれども。だから、そういう意味ではやっぱりこの福祉を削減すると、やっぱりこの扶助費という部分について、当局も本当に悩ましいことだと思いますけれども、ちょっと長々となりましたけど、この件についてまずどう考えているのか、まず御答弁いただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほど、次期財政計画の件、ちょっと答弁漏れをいたしましたので、財政計画については年度内に新しい財政計画を皆さんのほうにお示しする予定でございますので、御理解いただきたいと思います。

御質問の件の扶助費の関係ですが、扶助費の平成26年度の決算額は91億3,400万円ということで、90億円を超えております。そのうち、84億8,000万円、これ93パーセントですが、これについては国の法律に基づいて支出する事業でございます。いわゆる補助事業であって、市の判断のみでは削減できないということを御理解いただきたいと思います。さらに、残る7パーセントですが、これは単独事業でございますが、の中から乳幼児医療費助成事業やひとり親家庭医療助成事業など、県が負担する事業を除くと5パーセントの4.4億円が純粋な市の単独事業ということになります。今後のこの扶助費の抑制のためには、平成27年度から施行された生活困窮者の自立支援法を活用した第2のセーフティネットを機能強化するということで、地域間の関係機関と連携しながら負の連鎖を改善していくということが重要なことだというふうに考えております。ということで、結果的に市民一人ひ

とりが安心して豊かに暮らせる中での扶助費の抑制ということを努めていきたいというふうに考えております。以上です。

7番（与 勝広君） ただいま、部長から生活困窮者自立支援法というのがありまして、昨年4月1日からこれがもう施行されておりまして、ざっくり言いますとこの法というのは生活保護になるかならないかというグレーゾーンの方々に対する相談窓口だったり、そういう形の支援法だと。だから生活困窮者自立支援法イコール扶助費の軽減というわけにはまづいかなない部分もあるかとは思いますが、いずれにしてもこれはしっかりまた検証して、やっていかなきゃいけない問題でもあると思います。

続いて、次の質問に移りたいと思いますが、今財政改革について、10年間さまざまなこういう成果があったと、こういう話ありました。まず、その中でやはりこの本市にとっては、やはりこれから財政計画も立てると、この平成28年度から激変緩和措置が始まりまして、5年間、平成33年には結局一本算定され試算によりますと約14億もの交付税が削減されると、このように私が前回質問したときにそういう答弁だったと思いますが、本当にこういった部分でこれから財政の見通しも大変だなと、しかしながら、やっぱり奄美市は財政規律38億円というのも今守っておりますし、この財政規律についてもどの、今後どう考えるのか、果たしてこの幅を広くするのか、縮小するのか、そして基金についても、基金もどういう形で今度、今後積んでいくのか、併せてまたその御答弁をいただきたいと思っています。

総務部長（東 美佐夫君） まず、後半の基金の積み立てのほうから申し上げますと、本庁舎の建設が始まります。併せて、緊急時の災害時の特別な財政需要などにも備えないといけませんので、自主財源の確保対策ということは大事なことだろうというふうに考えております。その上で、今後とも基金の、一本算定が始まります、33年から一本算定が始まりますので、そういう意味では基金をしっかりと積み立てていくということで進めたいと思います。起債枠の関係については、先ほど申し上げた新しい財政計画の中でお示しをしたいと思いますが、これに基づいたしっかりした計画的な運用を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

7番（与 勝広君） やはり、先ほども冒頭で申しましたように、財政改革というのは終わりのない改革ですので、常に緊張感持ちながら、常にチェックをしながら是非今後も頑張っていただきたいと、このように申し上げたいと思います。

それでは、2番目の指定管理者制度の検証と総括について質問をさせていただきます。指定管理者制度につきましては、昨年の第4回定例議会、委員会等においてさまざま議論がされたとおりであります。例えば、指定管理のこの選定の透明性、あるいはその選定基準、また委託料の根拠、そして委託期間と、指定管理期間と、さまざまな議論がなされました。本市のホームページにも指定管理者制度の目的ということで、このように確か記載があったと思います。指定管理者制度の導入ということにつきましては、多様化する住民ニーズに応えるべく、より効果的、より効率的に公の施設の運営、管理を民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ると。そしてまた、経費削減も行くと、このように書いてあったと思います。そこでまた質問させていただきますけれども、この指定管理者制度というのは、この制度に則って本当に運用なされているのか、その検証と総括をどう思っているのか、そしてまた、このように最後の目的の最後の項目にありますように、地域住民の要するに住民サービスを図りつつ、経費削減を図ると。この指定管理者制度が導入なされて、この間どれぐらいの経費が削減できたのか、試算があるのかどうか、併せて御答弁をお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、お答えいたします。まず運用がしっかりとされているかという点でございますが、議員が申し上げたその趣旨に基づいて、申し上げればその目的に沿った運用はなさ

れているというふうに考えております。制度の導入以降ですが、指定管理者による自主事業の実施というのが今回の大きな特徴でございますが、公民館における、一例ですが、公民館における休館日の見直し及び利用者数の増加が図られたということで、初期の目的の一つである民間活力の導入によって住民サービスの向上につながったということで、こういう点では一定の成果があがったというふうに考えております。経費の削減の観点ですが、これについては直営の委託料と指定管理料との比較というのが、人の配置や収入料の関係で若干比較しづらいところがございますので、これについては現在数字のほうは持ち合わせておりませんが、市の職員の配置などの抑制につながったということは明らかにこれは効果だというふうに考えます。これについて申し上げます、合併時714名の職員がございました。それが今、602名ということでございますので、110名ほどの職員削減が図られているということでございます。一方、指定管理者の方々の雇用という面で申し上げます、今現在190名のその指定管理者の雇用がありますので、これについては190名の雇用増につながったということが言えるんじゃないかというふうに考えます。以上です。

7番（与 勝広君） 今の部長の答弁を聞いてますと、指定管理者制度、検証総括というよりは、その経緯を辿って、何か説明した感じで、もっと厳密、厳格にですね、本当にこの数字をきちっと出せないものかね。そしてまた、もちろん職員は職員適正化によって、徐々にやっぱり退職され少なくなるのは、もうこれは誰が見ても目に見えていることですので、そうじゃなくて、やはり指定管理者制度を導入して本当にこういうふうになりました、だから指定管理者制度は大事なんですっていう、そういったものがちょっと聞きたかったんですが、もう次の質問に移ります。

PFIという言葉がありますけど、プライベートファイナンスイニシアチブと、それ、本市でも研究なされているところでありますけど、まだその運用はまだされておられません。私は将来的にはこのPFIの事業者指定管理を任せ、本市では約33の公の施設を指定管理してますけど、こういった業者に、PFIの業者に施設を任せると。そうすると複数の施設にわたって管理もできますし、指定管理料もかなり削減できるんじゃないかと。そしてまた、ある意味では中小零細企業を育てるという意味では、十分にできるんじゃないかというふうに思ってますけど、将来的な話になると思いますけど、PFIもまだ確立してない状況でありますけど、御答弁お願いします。

総務部長（東 美佐夫君） PFIの関係ですが、端的に申し上げますと民間の資金を活用して公的な施設の運用を図るということでございます。御質問のほうでは導入が可能かということでございますので、結論から申し上げますと、PFIの業者を指定管理者として選定することは条例で定めていることによって可能だということになるかと思えます。現在、PFIの中ではさまざまな手法があるというのは議員御承知のとおりかとございますが、市営住宅の関係については先例地も結構進んでおりますので、こういうのを事例を参考にしながら検討していきたいというふうに考えております。以上です。

7番（与 勝広君） 今後のこともしっかり考えてですね、やっぱりいろんな面でこの財政改革というのは、いろんな角度からできると思いますので、ちょっとそこら辺も考えていただきたいと思います。それでは、3番目の奄美市総合計画と奄美群島成長戦略ビジョンの整合性について質問に移りたいと思います。皆様も御存じのように、平成23年に奄美市総合計画が策定され、平成33年までの約10年間、数値目標としては人口5万人、交流人口45万人、総生産額1,400億円と、具体的な数値目標も立てております。ちょうど、今年は折り返し地点のちょうど5年ということで、次の5年に向けて大事な年でありますけど、そういった中で次は平成26年に奄振法が3月末で改正されまして、その前年の平成25年2月に奄美群島成長戦略ビジョンが策定されました。これまで、どちらかと言いますと奄振の予算延長の際には、言葉悪いですけども12市町村のこの予算の分捕り合戦と、そういう状況在りましたけれども、あの奄美群島成長戦略ビジョンというのは12市町村のきちとした課題も設け、そ

して10年後の次の指標をきちっと定めた、すごい画期的なものであると、私に言わせれば、思います。そういった中で、この奄美市総合計画、そしてまた、奄美群島成長戦略ビジョンの整合性、これはすごく大事だと思います。そしてまた、昨年は地方創生元年ということで、いかにして地域の活力を生むのか、いかにして地域を活性化するか、そしてまた、いかにして地域の特色を生かした政策具現化するか、そして10年・20年後を見据えて、いかにして人口減少に歯止めをかけるのかと、さまざまな形で議論され総合戦略を策定されました。まさにその総合戦略は奄美市総合計画と奄美群島成長戦略ビジョンを後押しするようなもんだと私は思っております。そこで、先ほどの質問のように、整合性について御答弁お願いしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、整合性ということですが、まず基本的なところで市の、これは市町村も含めてですが、総合計画は、本市の場合ですが10年間の羅針盤ということですね。それでは、市政全般を対象としてまちづくりの基本目標を掲げているというところですね。次に、成長戦略ビジョンのほうですが、これは雇用の創出に重点を置いているということで、農業、観光・交流、情報の3分野、これ重点3分野ですが、併せて文化と定住の2分野を加えた5分野の戦略を基本方針として示しております。この成長戦略ビジョンですが、12市町村の総合計画との整合性を図る方向で作業を進めておりますので、向かうべき方向性は一致をしております。その中で数値目標についても総合計画の数値目標の延長線上に戦略ビジョンの数値の目標が設定されておりますので、そういう相互に連動した形で取組みを行っているというところで、整合性は図られているふうに考えております。以上です。

7番（与 勝広君） 奄美市総合計画、これも先ほど数値目標を言いましたけれども、先ほど述べたようにちょうど5年という折り返し点で、この5年間の総括と検証、どのように行っているのか、また次の5年間に向けてどのように取り組もうとしているのか、そこも答弁いただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 総括ということでございますが、これについて、今議員が申し上げたとおり、数値目標のほう、人口と交流人口、総生産額ということで数値目標を掲げております。その上で中間検証の概略を申し上げますと、平成32年度の将来目標にたいして、これ人口のほうは5万人に対して4万4,125名、交流人口のほうは45万に対して39万3,000ということでございます。総生産額は1,400億円に対して1,275億円ということです。結果として人口や総生産額のほう若干下回っていると。ただし、交流人口のほうは増加傾向にあるということです。その結果、強みの観光の部分を伸ばしていくということで、6次産業のあとの連動した形で事業を進めていきたいというふうに考えているところです。その上で、今後の後期計画ということですが、総合戦略の攻めのポイント、そういったものを含めて、観光、仕事、少子化対策を中心に展開を図っていくというふうに考えているところでございます。以上です。

7番（与 勝広君） どのやっぱり政策も大変重要でありまして、どれがいい、悪いとかじゃなくて、やっぱりみんな総合的に、特にそういうの加算されてやっぱり地域もよくなってくると思いますので、本当に取りこぼしがないと言いますか、しっかり一つ一つ検証しながら、総括しながら前に進めていただきたいと、このように思っております。

それでは、次の質問に移ります。軽減税率というのがこれ、国政のほうで、ですけども、平成29年度から導入が決定しました。軽減税率導入に対する、もうダイレクトに聞きますけども、市長の見解を伺いたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 地理的な条件の中で相対的に物価が高いと、奄美群島のほうはですね、いうことで本土との地域格差を是正する観点ということから言えば、消費税の負担軽減を図る必要があると

いうことはもう周知のところだと思います。そういうことで、市町村会、市町村議会議長会において国のほうに消費税の負担軽減を要望しているところは御承知のとおりだと思います。先般の発表がありましたが、群島の群民所得推計がございました。その中でも県との格差は86.5パーセント、国との格差が72.9パーセントということで、まだ依然格差があるという状況でございます。そういう中で、平成29年の4月から御案内のとおり消費税が10パーセント引き上げられる見込みということでございますが、社会保障と税の一体化確保を巡る協議の中で消費税における逆進性の、逆進性の対策ですね。あるいは低所得者の対策ということで、軽減税率の導入が今度の国会に提案されたものと理解しております。食品などの生活必需品の税率を低く抑えるという軽減税率の導入は物価が高い奄美群島においては有効な手段だというふうに考えております。一方で対象品目の線引き、あるいは減収分に対する財源の裏付けなど、今さまざまな議論があるということでございますので、その推移を注視していきたいというふうに考えております。

7番（与 勝広君） 私が今、説明しようと思ったことを部長が全部言いましたので、ここは省略させていただきますけども、やはり軽減、その税が上がるということは、やっぱりその低所得者、やっぱり一般の人たちはこの痛税感というのがありますので、やっぱりその痛税感を和らげると、そしてまた逆進性、所得の高い人はそう、あまり敏感にならないけども、日常、我々が使うものに対するこの一般の庶民は痛税感を感じると、そういった意味から、やはりやっぱり庶民を守るという面ではこれはもう、今なぜかしらその軽減税率そのものが悪いような、このなんか議論をするような人もいますけども、これはもう平成29年から決定ということで、これ以上は申し述べませんが、しっかりまたこれも導入させていただきたいとこのように思っております。

それでは、次の質問に移ります。2番目の福祉行政について。国保データベースシステムを活用することによる医療費の抑制成果についてということで、冒頭で申し上げましたように、平成26年決算時における国保会計が約8億545万円の累積赤字と。この国保会計については、全国どこの自治体でも悩ましい問題でありまして、2018年から県に移管しますけれども、しかし、しかしその累積赤字は持っていけないと、しっかり解消しなきゃいけないというのもあります。そういう中で、国保データベースシステム、これが活用なると医療費の抑制にも大分役立つんじゃないかと、また本市でもジェネリック医薬品、これも数量シェアなども70パーセントを超えているようにも、話も聞いてますけど、そういったものもしっかり取り組んでいくと、やはり医療費の軽減につながると思いますが、御答弁お願いします。

市民部長（則 敏光君） 国保についてのお尋ねでございますが、国保データベースシステム、いわゆるKDBでございますが、これにつきましては国民の健康寿命が延伸する社会の構築を目指して、平成25年10月から全国的に導入されております。データ収集、利活用システムということで本市にもございます。県の国保連合会が保有します特定検診、保険指導、医療レセプト、介護保険、各種データを相互に活用するためのシステム運用、導入当初より国保連合会に委託してデータ提供を受けているところでございます。これらのデータの具体的な活用方法といたしまして、医療費や検診の結果を全国、あるいは県内と比較した地域の現状分析を行うと。そして、健康課題の把握と健康づくりの啓発活動などに利活用するというものでございます。国の指針等に基づきまして、PDCAサイクルに沿った効果的、かつ効率的な保険事業を図るための実施計画であります、いわゆるデータヘルス計画というのがございます。実はこれにつきましては、まだ県内でも半数以上の市町村がまだ作成してないところがございます。本市におきましてもこの年度内には策定して公表する予定でございます。このような中で、このデータヘルス計画が具体的な成果として策定、データヘルス計画を策定されてない段階で具体的な効果、削減効果は数値としてお示しするのはちょっと、今のところ困難でございます。今後もこのデータベースを活用いたしまして、地域と市のこの健康課題の把握、対象者への効果的な健康指導、医療費の

適正化、ひいては疾病の予防化や重症化予防対策などにつなげてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

7番（与 勝広君） このデータベースシステムについてはもうね、近々きちっと活用するということで、これをやるとまた医療費の抑制につながることはもう間違いないと思いますので、一日も早くね、そういうふうに活用できるように、是非お願いしたいと思います。

続いて、①の高額療養費改善による中・低所得者の医療費の軽減の実績ということでもありますけども、例えば1月入院したとします。総額で100万円、総医療費がかかったとしますと、保険証を提示すると30万円で済みますね、3割ですから。そうすると高額医療の払い戻しで請求すると2・3か月後にお金が戻ってくると。公明党はこういったそのあとからもとに戻るとすれば、最初からこのいる分、所得に応じている分だけでいいんじゃないかと、こういうことでちょっと主張してまして、それで旧来はそれが平成19年から3段階、所得の3段階に分けて上限設けました。まず、住民税非課税世帯が上限が3万5,700円、そして年収770万円が8万7,430円、そして年収が770万円以上が15万5,000円と、従来はこういう3段階に分けてましたけど、そこでまた、この年収770万円のこの一般所得者、中・低所得者に対するもう少し負担軽減すべきじゃないかということで、私も公明党の井上幹事長が2010年の予算、衆議院の予算委員会で提言しまして、平成24年の3党合意の中にもそれを盛り込むことができて、昨年の1月1日から5段階に分けた上限を設けるシステムになりました。ちなみに、住民税非課税世帯は同じく3万5,400円、上限が、年収があと300,今まで770万円のところを370万円までが5万7,600円、そして370万から770万円までが8万7,430円と、あとまたそれ以上、1,160万円までが17万1,820円、そして1,160万円以上が25万4,180円と、このように5段階分けまして、だからこれまで8万7,430円を医療費払っておった方が5万7,600円に済むようになりまして、この対象者が全国で4,060万人という数字が出ておりまして、本市でもやはりこういった形で医療費の軽減された方もいると思いますので、その実績等を把握してるかどうか、はい。

市民部長（則 敏光君） ただいま、高額療養費制度につきましてでございますが、御案内のとおりそれぞれの世帯の負担能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の所得分の見直しが行われたところでございます。特に住民税非課税以外で年収が約370万円以下の世帯、失礼しました、それまでの1月当たり自己負担限度額は8万円、ないしは10万円前後でございました。その見直し後は5万7,600円ということで、2万円以上の限度額が引き下げられたということでございます。特に御指摘のとおり中・低所得世帯への負担軽減が図られたというふうに理解いたしております。これによります本市の国保被保険者の負担軽減。医療機関のレセプト情報から試算をいたしますと医療機関での現物給付分として年間440件、約1,152万円、国保窓口での現金支給分として延べ582件、547万6,000円、合わせて年間で約1,700万円が制度見直しによる中・低所得世帯への負担軽減と、負担軽減なっていると認識いたしております。

7番（与 勝広君） 1,700万円ってとっても大きいですからね、庶民にとりましたら。これも大分大きな医療費の軽減になったのではないかと思います。

また、話ちょっと変わりますけども、今議会で国保税率の改正の議案等も出ておりまして、そういう中身見ますと1人暮らし、2人暮らし、特に2人暮らしの父子家庭、母子家庭、こういった方々はやはり負担も大変な状況になるんじゃないかと。もともとこれは平準化を目指すということですので、その趣旨は大変よいと思います。同僚議員からも今回、平成28年度の当初予算で乳幼児医療のこの無料化ということで拡充もしまして、今、自動償還払いっていう形になってますけども、今先ほどその私がデータベースシステムとかジェネリックとか聞いたのは、これで医療費の軽減された分を是非現物給付方

式という形でね、同時で、セットでこれができないものかという、そういうふうを考えてますけれども、もうこの、今議会でも部長の答弁からするとかなり厳しいという状況もありまして、またやっぱりなんと言っても国民保険の療養給付の国庫負担の減額されるというね、そういったものもありますし、もしかしたらこれが2018年に国保が県に移管になったときに一斉にできるのではないかなという見通しもありますけど、そこら辺を含めてどうなんでしょう。

市民部長（則 敏光君） ただいま、議員のお言葉を拝借しますと、痛税感、あるいは逆進性、それを緩和するためにもこの1人世帯、父子家庭、母子世帯、この世帯への税、税制改正による緩和を図りたいという、大変時宜を得たポリシーミックスだというふうに理解いたしておりますが、県内のすべてが、市町村が自動償還払いという、またシステムにも組み込まれているという実情も勘案いたしますと、市単独だけではなかなか難しい点があります。全国を見ますと五つの県ぐらいが自動償還払いという形でございますので、平成30年、県で統一になりますが、その辺りでまたそういった御期待に沿えるかどうか、今後また検討いたしてまいりたいと思いますので、よろしく御理解お願いいたします。

7番（与 勝広君） 奄美市からも積極的に、県のほうにですね、そこは是非要望していただきたいと思っています。

それでは、3番目の奄美群島振興開発特別措置法について質問させていただきます。この奄振法についても同僚議員がさまざまな角度から質問もしておりますけども、平成28年度の奄振の予算の総額が226億5,000万円と、公共事業が205億8,400万円、非公共が20億6,600万円と、そのうちの奄美群島振興交付金が20億5,000万円と。しかし、この奄振交付金は2015年補正予算で3億7,000万円ついておりますので、総額で24億2,000万円になると。これでしっかり運用していただくということになっておりますけども、この奄振の平成28年の予算に対する評価をいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 与議員にお答えさせていただきます。まずはこの場を借りて、奄振予算に御尽力いただきました関係省庁、関係国会議員並びに関係者にお礼をこの場をもって重ねて申し上げたいと思います。その中で、議員が既に内容については今御報告、お話しいただきましたが、重ねて申し上げますと28年度の奄振予算につきましては、国も厳しい財政状況でありましたが、平成27年度の補正予算と合わせまして対前年度100パーセント、総額約233億5,000万円もの予算が示されております。時に奄美群島振興交付金につきましては、平成27年度補正予算と合わせ、合わせまして対前年比118パーセント、金額にして議員が今お話になりました24億2,000万円が示されておまして、この厳しい環境においては本当に先生方にお世話になったこと、重ねてお礼申し上げたいと思います。奄美群島振興交付金の内容につきましては、新たに奄美・沖縄間の航路・航空路の運賃の軽減を通年で実施する、また沖縄止まりでありました農産物輸送コスト支援についても、実証事業が拡充されたということが大きな成果であると思っております。今回の奄振予算は奄美群島成長戦略ビジョンの実現化に向け、さらに一歩前進した内容であると、評価をいたしておるところでございます。そのような意味で、先ほど議員が奄美市の財政環境を分析いただきました。そのような中で大変厳しい財政環境にありますだけに、奄振予算、そして今執行されております地方創生に基づく法案などなどを重層的に唱えながら、市の基本であります総合計画の実現化、具現化に向けていきたいと考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

7番（与 勝広君） はい。続いて2、①の奄振の交付金の成果等につきましては先ほど御答弁もありました。平成26年に奄振法が改正、延長されまして、公明党にも平成14年に公明党奄美ティダ委員会という組織ができました。これはちょうど、連立与党になって自民党にも奄振の委員会があると。しっ

かりまた公明党もともに奄振を支えていこうと、そしてまた、奄振の充実を図っていこうということで組織が党本部に設立されました。その平成26年の新しい交付金が21億3,000万円そこで増額されたんですが、その前年のちょっと公明党の動きと奄振の延長について少しお話をさせていただきたいと思います。平成25年の4月30日に、公明党の遠山清彦衆議院議員と公明党に離島振興対策本部というのがありまして、そこで国会議員が一緒に3名連れ立って、そしてまた国交省の役人も1人来られて、4月の30日から5月の3日にかけて奄美本島から各離島までくまなく回りまして、そしてまた皆さんと、業界団体の皆様と意見交換会をし、そして来年のこの奄振延長のためには何が必要かということで、そして東京に帰りまして、平成25年の6月に離島振興ビジョン2013というのを作りまして、その中に奄振の延長、改正、そして新しい交付金制度を創設し拡充すると。そしてまた、航空航路運賃の負担軽減ということを文言いれまして、当時の大田国交大臣に具申、提言しました。そして、その年の平成25年の12月に私ども河野義博という参議院議員がおりまして、そこでまた彼は国土交通委員会の中で奄美にはやはり格安の航空運賃、航空機が必要だと、そういったことで格安の航空機を是非飛ばしてくれという質問をしました。11月の6日。そしたら、国交省の役員からLCCを飛ばしますよという返事をもらいまして、そして平成26年の4月から奄振が延長、改正されて、その年の7月にLCCが就航したと。だから、公明党も陰ながらこうしてしっかり奄振の延長、法の改正についてはきちっと取り組んでおりますので、そこら辺も含めてですね、この新しい交付金制度というのはもう先ほど成果については聞きましたけど、じゃこの奄振は時限立法で5年おきに変えていかなきゃいけないんですけど、この、今ちょうど3年という、ちょうど3年目ということで、ちょうど中間点に入るわけですね。そしたら、次の延長に向けてもう早速またいろいろ動かなきゃいけない。そしたら、その新しい交付金制度の総括と検証も含めて、これからやっていかないといけないと思うんですが、そのことについてどのように考えているか、御答弁をお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） 総括と3年目の成果ということでございます。現行の奄振法については先ほど申し上げたとおりですが、奄美群島の産業振興促進計画と、もう一つが交付金の創設が一番大きな特徴だというふうに思います。特に今回の交付金については非公共補助金と言われた時代の5億円から今回20億円台規模に大きく拡充されたというのも、これは大きな件だというふうに考えております。事業の成果については、先ほど閣議員の際にも申し上げたところですが、事業の改善、どういうふうになっているかというところですが、奄振の審議会、審議会ですね、を始め奄振の委員会、あるいは議員がおっしゃったティダ委員会などで十分議論されて充実が図られているというふうに理解をしております。また、来年度は御指摘のとおり沖縄との航空運賃の軽減も予定されておりますので、これまでの群島12市町村が一体となった取組みによって着実な成果が上げられつつあるというふうに考えているとでございます。今後は、県、広域事務組合、12市町村を始めとして一層連携を図りながら、成長戦略ビジョンの実現に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

7番（与 勝広君） 続いて、最後の奄美と関西間の格安航空機の就航実現について。これもいろいろ同僚議員等ありましたけども、時間は3分ありますので、御答弁をお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） お尋ねの関西・奄美間の格安航空路線の実現でございますが、まずは現在就航しております奄美・成田間のパニラエアが安定的に継続して運行されることが重要と考えておりますが、関西地区は奄美出身者も多く、新規路線の効果も大きいと考えられることや、今後世界自然遺産登録に向けた機運の高まりなども期待されることなどから、本市といたしましても実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

7番（与 勝広君） 公明党奄美ティダ委員会としても、この奄振が平成26年に改正、延長されたとき

の懸案事項、二つありまして、一つはまず沖縄と奄美間の航空運賃を低減するという、これはもう、この平成28年度の奄振の予算で成立しますので、あとは関西・奄美間の航空機を何とか格安機を就航実現したいと。この奄美ティダ委員会もずっと遠山議員を中心として取り組んでおりますので、しっかりまた、奄美のためですのですね、みんなでしっかり取り組んでいきたいと思います。

今、私は今回は一般質問は財政改革という観点から質問させていただきまして、市長の政治姿勢の中の財政改革、そしてまた、指定管理者制度の検証、総括、これも大きな財政改革だと思いますので、そしてまた、さらには奄美市総合計画、そして奄美群島成長戦略ビジョンの整合性、そしてさらにはこのそういったものをしっかり継承していく中に、やっぱり地域の活性化も生まれてくると。そして、あとは国保の医療費を削減するためにどうするか、これも大きな財政改革につながりますので、しっかりやっぱり一つ一つの課題を検証しながら、ともに前進をしていけたらと思いますので、また今後とも頑張っ

ってまいりますので、よろしくお願いいたします。以上で質問終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午後1時30分、再開いたします。（午前11時43分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 林山克巳君の発言を許可します。

2番（林山克巳君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。自由民主党新人議員、林山克巳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。平成28年度第1回定例会において、初めて一般質問いたしますが、どうか不行き届けの際は御了承いただきますよう、伏してお願い申し上げます。

最初に、今年度退職をなさる当局の諸先輩方々、大変御苦勞様でした。合併からの10周年の節目に感慨深いものがあると思われま

す。これからの活躍を期待しております。

さて、一般質問の前に、少しの時間をいただき所見を述べたのちに質問させていただきたいと思

います。私は昨年の奄美市議会議員選挙におきまして、一度は落選次点という結果になりましたが、故渡京一郎市議の訃報に伴い、次点繰り上げという形でこの場に立つことができました。複雑な気持ちでしたが、京一郎先生

の政治家としての意思や志を大切に心に刻み、一生懸命邁進することを決めました。どうか、市民の皆様には私の議員活動を通して評価していただくよう、心から願う次第でございます。私は、高校卒業後奄美を離れる際、政治家を夢見、いつの日か島に帰って奄美のために働きたいと思い頑張ってきました。大学卒業後、証券会社、製造会社、スーパー、物流会社、そして農業、会社経営をして今に至っております。肌で経験、体験することであらゆる面で理解することができ、役に立つと確信しています。30年振りに帰ってきた私ができることは、学んだ知識や経験を奄美市、島のために生かすことだと思っています。地方創生はよそ者、わかもん、ばかもん、3者が揃うことが大事と言われて

います。ある意味私はよそ者でもあり、ばかもんでもあります。そこで、私の政治理念と心情を述べるといたします。まず、第1に自由民主党会派としてこの壇上にいることに心より感謝をいたします。運命だと思います。私のフィロソフィー哲学はこの上下スーツと同じでございます。大島紬の柄に似ていますが、これは故自由民主党税調最高顧問山中貞則テイソク先生の形見であります。私が崇拝している先生で縁あっていただいたものです。税に関してはときの総理たちはすべて先生に一任していて、ミスター自民党、ミスター税調と言われ、大蔵省、現財務省を抑えていた方でございます。消費税の生みの親でもございます。消費税を3パーセントに上げる際は日本中で大変な騒動になったのを覚えていると思いますが、山中先生がすべての責任を取る形で進めていったのです。それもすべて、このままでは日本が財政上破綻してしまい、社会保障や医療、年金、すべての分野で大変な状況になることを確信、理

解し実行に移していったのです。その結果、マドンナ旋風も重なり選挙で落選したのを昨日のように覚えてます。28票差で当時の社会党の有川さんに負けてしまったのです。のちの選挙においては8万9,515票という得票で2位の二階堂進先生の5万3,457票を大きく上回って当選しました。なぜ、この話をするかといえば、そのときに山中先生は国家国民のことを思えば、落選の結果より、結果よりもこれからの国の将来、未来を考えれば必ず喜んでくれるときは来ると信じていると言われたのです。これでございます。議員は当選するために、市民に好かれることや受けのいいことを話されますが、耳障りなことはあまり言わないと思います。しかし、未来の奄美、未来の子どもたちのことを思えば、今大事なことは議員が捨て石になって頑張っていくことだと思います。そこで、奄美においては合併10周年の節目を迎え、国の政策に奄美群島全体、特に奄美市が関わろうとしています。自衛隊誘致、消費税、そして地方創生でございます。私は一度落選している男でございます。死に物狂いで奄美のために、奄美市の将来、未来のために汗をかくつもりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問にはいらさせていただきます。1、合併10周年の節目を迎え、奄美市の未来像について。（1）人口ビジョンと総合戦略について。①奄美市旧名瀬区、笠利・住用地区における人口の推移状況についてお尋ねいたします。

次の質問からは発言席にてさせていただきます。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、林山議員にお答えをします。その前に、私も昭和61年に山中先生の事務所でお会いしました。そのときに、奄美のためにお前頑張れよと、政治家じゃないですが、頑張れよと言われたことを思い出しました。そういう意味では敬意を表して答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3地域の人口の推移ということでございますが、まず3地域が人口減っているということはもう議員御承知のとおりかと思います。平成18年から名瀬地区のほうで、18年で申し上げますと4万367名から平成26年度のベースで申し上げますが、2,911名の減少をしております。世帯数で申し上げますと、34世帯減っております。住用地域ですが1,799から386名の減少ということです。世帯数で申し上げますと67世帯の減少ということになります。笠利地域のほうですが6,200,924名18年度いしましたが、900名の減少ということです。ただし、世帯数のほうで申し上げますと、3世帯増加をしているということでございます。推移についてはそういうことでございます。

2番（林山克巳君） 人口の推移のことは、今まで諸先輩方々が聞いたって思うんですが、その中でもう一つ、ちょっと一緒に聞きたいんですけど、高齢者の比率はどうなっておるでしょうか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 高齢者の比率でございますが、奄美市全体で27.8パーセントとなっております。

2番（林山克巳君） はい。私はどうして人口のことを最初に聞いたかと言いましたら、地方創生の最初のやるべきことはこの人口、人口減少をどうするか、このことだと私は思っております。ただ、なかなか人口を増やすってことは、なかなか難しいことって思ってるんですが、私が選挙期間中にずっと回りながら、正直、私言います。私は名瀬地区で生まれましたが、笠利地区、住用地区の反映なくして、私は、奄美市の繁栄は私はないと思っています。それは産業育成も含めた上で。その辺を考えながら、私が思うのは、答弁でおっしゃってましたけど、各地域で募集、公募かけて地域で人口増やそうっていう、そういうのを今から取り組むっていう話なんですけど、本当にその人口増やしていこうっていうその取組みのその計画っていうのは、実際今ちゃんと作っておられるですか。よろしくお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 3地域の、3地域って言うか、住用・笠利のほうですね。集落頑張る地域っていうのは、来年度の事業で地域づくりの事業の中でですね、計画をしているところです。具体的な詳細については、新年度に入ってから募集要項を作ってですね、公表したいと思いますので、そういうことで皆さんのほうに周知を図っていきたいと思います。以上です。

2番（林山克巳君） それで今日は質問するにあたって、今日たまたま奄美新聞の記事に出てたんですけど、この入込急増、入込2年連続70万、入込、外から入ってきた方々、それから入域、その島群島でこう回っていく。私は正直人口を増やすっていうのはなかなか厳しいことと思うんですが、人口流動をさせるっていうのは、これはやり方によってはできることじゃないかなって思うんですよね。なぜなら、各地域地域過疎化が進んでいて、本当に高齢化も進んでいって、そこから、みんなその中でやっていく、なかなか厳しい。そこに産業でも起こって、例えばいろんな、何、農業者でもいいです。その中で奄美市の旧名瀬区の人たちをできるだけそういう職場を笠利・住用にしながらこう人口の流動化、そして地域の新しいコミュニティっていう体系を作っていくのが、私は本当にいいのではないかと、本当、私自身はそう思っていますけど、その考えをどう思われますか。

総務部長（東 美佐夫君） 今回、人口ビジョンを策定するにあたってですが、域内間での人口移動っていうのは、やっぱり規模の大きさは図れないということで、今回の人口ビジョンの大きな目標は域外から、島外からですね、人口を転入させる方法を考えましょうと。そういうことで域内の5市町村の中でその戦略を立てたというところでございます。従って、笠利から名瀬、名瀬から笠利という考え方ではなくて、島外から人口を奄美に増やしていくという、そういう戦略を今後立てていきたいと、それを実行していきたいというふうに考えておりますので、御理解ください。

2番（林山克巳君） はい、分かりました。非常に本当にいろいろな意味で、当局がやっておられることにもう少しでも私も力になれたらいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それを踏まえた上で、2番行きます。1人当たりの奄美市民所得の推移を踏まえ、所得向上の対策と施策について教えていただきたい。答弁をお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） 質問の中では1人当たりの手取りが12万円とか15万円というふうに書いてございましたが、まず市民所得の概念から少し申し上げますが、今回、24年ですね、24年の速報のほうでは225万2,000円という数字でした。23年度は224万5,000円ですので、若干伸びているという状況です。ここで、市民所得の概念のほう、ちょっと少し申し上げますと、市民所得全体を人口、総人口で割り崩すということでございますので、1世帯当たりの所得ではないということ、さらに市民の所得の、市民所得推計ですが、統計上全国の地域間の自治体間でですね、経済格差を見る指標に用いられているということで、こういう点については御理解をいただきたいと思います。その上で申し上げますと、先ほど申し上げた直近の数字ということでは225万2,000円ですので、7,000円の増加をしているということでございます。県との格差の関係で申し上げますと、やっぱり少し、格差広がっていることは間違いございませんが、参考までに県との格差がどれぐらいあるかということで申し上げますと、上位から12番目に位置していると。43市町村ございますが、12番目に位置しているということでございます。本市、これからどうするかということになります。今回、これまでの議員の皆さんにもお答えしましたが攻めの総合戦略というのを策定いたしました。これを着実に実施する中で、市民所得の向上に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

2番（林山克巳君） ありがとうございます。私は本当にこの市民1人当たりの所得、平均所得、これが

もう非常に私は大事だと思っております。あくまでもこれは平均単価であって、150万円の人もあれば250万円・300万円、いろいろ平均単価でございます。実際はですね、民間レベルで、私はもうずっとくまなくいろんな人の話を聞きました。224万5,000円もボーナスとかそういうのは関係なくして12で割りましたら1人当たり18万7,000円なんですね。1人当たりが18万7,000円。実際の手取り額、大体12万円から15万円、いろいろ保険とか年金等、いろいろこう引いてですね、それに退職金制度がある会社もあればない会社もあります。なんでこういう話をするかと言いましたら、やはり行政の方々は私もうすごい一生懸命取り組んでるって思うんですよ。ただ、民間の方々のやっぱり活力を引き出すにはどうしてもその所得を底上げしながら、産業を作らなければ一体にならないような気がするんですよ。だから、この民間のこれを、はっきり統計ですけど、三島議員と崎田議員が言いました。事業者の実態調査、労働者の実態調査。私は自民党ですけど、共産党と一緒にすることは、こうやって同じ考えだなんて私は思って、三島先生に許可を得て、今質問しておりますが、この実態調査っていうのはやっぱりどうしても大事な感じがします。これを、やっぱりなんて言うんですかね、企業にするのではなくて、例えば名前なしで税理士さんに、例えば自分がやっている税理士さんに名前なしでこんな感じだよっていう、なんかそういう実態調査もよか、いいんではないかなんかと思ったり、とにかく、これがものすごく大事だと思いますので、考えていただきたい、ありがたいんですが、もう共働きの夫婦がほとんどです。ただ、当局は子育て支援の子どもにかかる医療費、小学校まで免除。もうこれはもう本当に喜んでいてる市民が、子どもを持っている市民がたくさんおると思います。だから、本当にこれに関しては私はもう、もうみんなの顔が浮かんでしょうがありません。そしたら、とにかくこの所得を上げる取組。何かちょっと一つでも考えておられることがあったら、話していただけないでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、申し上げます。市民の皆様の負担の軽減を図る方法というところで、まず所得の支援をしたいということでございますが、まず福祉分野のほうで申し上げますと、出産祝い金の事業がございます。併せて各種予防接種の業務ですね。今、来年度からおたっしや御長寿応援事業というのも実施する予定にしておりますが、併せて医療費の助成事業の拡大も図っていくということでございます。こういう分野で所得の軽減の支援をしていくということでございます。産業分野のほうで申し上げますと、高卒ルーキーの雇用奨励補助事業、あるいは新卒ルーキーの家賃補助事業、新規といたしましては経営対策の資金金利の補助事業などもございます。こうした負担軽減を図っていくということでございます。ほかに建設の分野で申し上げますと、住宅のリフォーム等の助成もしておりますので、こういったことも支援の一つかと考えております。所得の向上を図るためには産業全体の底上げをやっぱり図らなければいけませんので、そういうところで雇用の創出と所得の支援を図っていくというふうに考えております。以上です。

2番（林山克巳君） この件に関しては私のほうから一つだけ提案がありまして、ドイツのほうでマイスター制度っていうのがあるんですよ。いわゆる技術専門、専門技術や特殊技能のライセンス免許制度、公的な試験。これを生かして賃金の、賃金のプラスアルファを考えるっていう、そういう制度があって、ドイツはものすごくそれで進んでるんですが、例えば、例えばの例を上げてみましたら、私はスーパー行って鮮魚から肉、魚とずっと見回ったんですが、例えば鮮魚だったら刺身を切る、うまい人もうまくない人も、そんなに変わらないんですよ、賃金が。だけど、ドイツなんかはそれをきれいに捌く人、やっぱり資格試験があって、それが一つの賃金になってるんですよ。ですから、普通の例えばスーパーの賃金にプラスこれが乗っかってきますんで、それを受けようと思ってまた前向きに鮮魚職人も一生懸命頑張る、活気が出てきます。ある意味、なかなか企業で賃金を上げるっていうのは、もうみんな必死で、この、この奄美市、限られた中でやるっていうのはなかなか厳しいところが私はあると思います。もうすごい努力を企業はしております。だけど、そういうのをこういう行政、公的資金、公的

資金というか、この資金を使って予算を使って、プラスになればそれだけで全然違います。活気が出てきます。これはもう、私の例の話です。これが鮮魚だけじゃなくて、福祉も、例えばなんでもいいです、建設もあるかもしれんし、いろいろな業種があると思いますんで、そこをうまく工夫しながらやってくれたら民間の人たちも喜ぶんじゃないかなって。これはあくまでも私の要望っていうか、一つの考えです。

そこで、それを流れして、いよいよ私の一番大事な3の質問に入っていきます。2。いえいえ、②ですか。自主財源。自主財源ですね。すいません。ちょっと急ぎました。はいはい。

議長（竹山耕平君） 林山議員。（1）、人口ビジョンと総合戦略について、で②となっておりますが、③だと思えますが。

2番（林山克巳君） ちょっと間違ってますね。

議長（竹山耕平君） お願いします。

2番（林山克巳君） 自主財源のほうですね。

（「3」と呼ぶ者あり）

3、3でいいですね。すいませんね。産業振興、これをちょっと話して、話したいと思いますが、これがもう私にとっては、これが一番大事なところでございまして、もう第1次産業、ここの反映なくして本当に奄美の再生はないと思っているぐらいです。市長の平成28年度の施政方針の中でも述べられている、安倍内閣の基本哲学、経済再生なくして財政健全化なしは奄美市のおいても同様のことが考えられます。そこでまず、農業分野における取組みをお伺いします。今、ミカンコミバエも問題になってますが、タンカンやカボチャ、奄美市の重点振興作物に推進されていますが、もう一度、なぜタンカンなのかカボチャなのか、これをまずお答えいただきたいっていうのと、それと沖永良部、それから徳之島、バレイショ、昔からのジャガイモ、非常に活気づいております。もう、昔から、今も厳しい中でもそれなりに活気づいておりますが、どうしてここまで定着しているのかをお答えしていただきたいっていうのと、それを踏まえた上で、新規就農者の育成と奨励作物の資金について、農業振興における雇用創出、取組みをどうお考えになるか、よろしくお願いします。答弁をお願いします。

農政部長（奥 正幸君） 林山議員の農業分野における取組みの中でですね、3点ほどございました。その質問の内容が今お話がございましたように、奄美市の重点振興作物はなぜタンカンとカボチャなのか。2点目が沖永良部・徳之島ではどうしてバレイショが定着しているのか。3点目が新規就農者の育成、奨励作物資金の制度についてどうなっているのか、併せてそれらの質問を踏まえて農業振興における雇用の創出の取組はどうなっているかという御質問です。お答えいたします。

まず、農業の概要について述べさせていただきますけれども、平成26年度の農業生産額は約16億5,000万円。うちサトウキビが約6億円、次いでタンカンが約2億3,000万円、次に肉用牛が2億2,000万円となっております。笠利地区においては平坦地が多く、サトウキビを中心に肉用牛やマンゴー等の施設栽培やカボチャ等の栽培、野菜が栽培されております。名瀬地区と住用地区は傾斜地が多く、タンカンを始めとする亜熱帯果樹の栽培、平坦地では肉用牛とパッションフルーツなどの施設栽培やカボチャなどの野菜が栽培されております。お尋ねの本市の重点作、振興作物についての質問でございますけれども、重点振興作物にはサトウキビ、肉用牛と果樹ではタンカン、スモモ、パッションフルーツ、野菜ではカボチャなどがございます。タンカンについては合併前から名瀬地区、住用地区で栽培され、山間部を中心に農地造成等の事業により果樹園地の整備が進められ、県内でも有数の産地になっております。カボチャについては奄美大島のほか、ほかの市町村でも取り組んでおり、販売につ

いては全量がＪＡへの出荷で価格も安定しており、このため面積も拡大していることから、本市としましては重点振興作物として位置づけられているところでございます。

次に、沖永良部、徳之島におけるバレイショの定着についての御質問ですが、奄美大島においても合併前、笠利町にて生産をされてＪＡが取り扱っていた経緯がございますが、現在は地元市場への出荷のみとなっております。沖永良部・徳之島の生産が定着していることについては、県の大島支庁に確認をしましたところ４点ほどございました。１点目が、バレイショの出荷時期が２月ごろでサトウキビとの輪作体系で増加していること。２点目が機械化が進んだこと。３点目が鹿児島県内におけるリレー出荷に位置づけられていること。４点目が県のブランド指定を受け、販売促進をしていること。以上の理由から現在産地として定着している要因であるとのことでした。

３番目の質問の新規就農者の育成とその奨励作物や資金についての御質問でございますけれども、農業の振興を図る上で新規就農者の育成が重要な課題と考えております。本市では笠利営農支援センターと名瀬農業研修センターにて公益財団法人奄美市農業研究センターが実施している農業研修事業を実施し、毎年６名を募集し新規就農者を育成しているところでございます。研修施設における奨励作物として、パッションフルーツ、マンゴー、カボチャなどをメインに研修を実施しているところでございます。その理由といたしましては、単価が安定していることや研修生の栽培希望が多いことなどが上げられますが、研修作物選定につきましては研修終了後の営農形態にも影響してくることから、十分に検討する必要があると考えております。当面は現在の研修作物をメインに実施し、研修の在り方を含め今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

資金に対する支援制度の御質問でございますけれども、平成２４年度に国の施策で青年就農給付金が開始され、研修期間中に支給する準備型と就農後の経営の不安定な時期に支給する経営開始型がございます。年間１５０万円を支給しているところでございます。また、就農時のハウス等の施設整備や資材購入に対する資金として、無利子の青年等就農資金などがございまして、新規就農者の確保、育成については十分な支援ができていますものと考えておりますが、資金借り入れの際には経営規模、作物、所得などを勘案し指導してまいりたいと考えております。

三つ目の最後のこれまで農業振興の取組についての質問、答弁を踏まえた上での農業振興における雇用創出の取組についての御質問でございますけれども、この補助とかですね、樹園地などの農業生産基盤の整備、機械化の推進が必要だろうと思っております。またＪＡ出荷、販路の安定化と確立の推進、先ほど申し上げました新規就農者担い手の育成と資金面の支援制度の継続などのほかですね、農家の規模拡大による法人化の促進などを積極的に取り組むことが所得の向上、農家経営の安定、雇用の増大、雇用の創出につながるものと考えているところでございます。以上でございます。

２番（林山克巳君） ありがとうございます。いろいろ、いろんなことを調べていただき、答えていただきました、ありがとうございます。どうして私がこの作物について話をするかと言いましたら、一つ言えばですね、リレー販売、これがものすごく非常に大切な、作物を県外に出す上ではどうしても大事なところって私は思っています。タンカンも２月からです。ジャガイモも２月から。北海道産がちょうど切れるんですよね。新じゃが、ジャガイモが。古くなればおいしくない、新じゃがが出始めるのがちょうど１月、２月ぐらいから出てくるんですよね。新じゃがやっぱりおいしいんです。それが最後にずっと鹿児島行って、長島まで行くんですよね。だから、そうするとまた北海道産が出てくる。だから、私何を言いたいかって言いましたら、この奄美市でなければ育たない、またその月、月に必要な作物、それを重点的にやっぱり大切にしながら外に出すようなそういう作物を推奨していかなければ、まだ幾らでもあります。一つ言えば、私はちょっとまた愛媛県が取り組んで、ミカン畑にいいみたいなんですけど、アボカドがあるんです。これはもう、防風林も兼ねて、アボカドっていう作物なんですけど、これはまだ輸入がほとんどなくて、輸入がほとんどで地域でやっているところはないです。防風林で育てて、気が付いたらなる、あんまり手もかかりません。これは例えばの話ですけど、ミカン畑にいいみた

いです、愛媛県がやっています。だから、私はそういうのはこの奄美には宝物がいっぱいあると思いますので、そこをこう加味した上で考えていただけたらありがたいです。

次の質問に行きます。是非、私はこの畜産業、この畜産業のちょっと考えが、本当にやっていただけたらありがたいなって思いますので、これをちょっと質問いたします。畜産業における、新規就農者の育成、助成制度はどうしているのか。和牛振興における関連産業の創出などを伺いたいというのがまず一つ。それと、過去に肥育、畜産農家、肥育牛、畜産農家があったみたいですが、何か廃業した時期があるみたいですが、それがいつごろなのか伺いたい。それと、仔牛生産、御存じのように昨日の新聞で107万4,000円、107万以上上回って、非常に牛は上がっております。あれがちょっと異常って言いますが、ただ東北の津波のあるのをかけちゃ失礼ですけど、遠くのあれで牛をやる人がもういなくなって、本当にそういう意味じゃ流れが全体的に来ております。ですから、今やらなければいけない仕事、産業はもう私は畜産業、奄美牛を育てる、だけど、肥育牛は難しいので、できれば生産農家を増やしていただけたらありがたいなと思うんですが、この今言った農家、それともう一つ、農業大学、鹿児島吹上町に農業大学ありますが、これの進学する人は何名か、これもお聞きしたいんですよね。やっぱり親が牛をやったとら子どもがそれを、やっぱり小さいときから見てるからやりますけど、新しくやるってなればなかなか、やっぱり学校の教育からやっぱり学生時代から必要になるって思いますので、そこをもう、簡単でいいですので、簡単にお答えいただきたいです。よろしく願います。

農政部長（奥 正幸君） ただいまの質問も四つか五つかございましたけれども、草地造成による飼料作物増産の関係、畜産業における新規就農者、新規就農者の育成、ほか助成制度についても質問を唱和いただいております。あと、和牛振興における関連産業の創出。あと、過去に肥育牛畜産農家の廃業した時期がいつごろなのか。さらには生産農家、その繁殖経営の促進は進めているのか、学校教育や現場での教育も含めてどうなっているのかという質問だろうと思いますけれども、それでは順を追って答弁させていただきますと思います。

草地造成の増産の関係ですね。肉用牛飼養状況についてはですね、本市の状況については、27年、平成27年2月1日現在、繁殖牝牛が810頭、農家戸数は32戸となっております。飼料作物は夏場のローズグラスが中心で、名瀬地区が16.8ヘクタール、住用地区が19ヘクタール、笠利地区が11.1ヘクタール、全体で146.8ヘクタールとなっており、これは増加傾向にあるということでございます。

5番、ごめんなさい、畜産業における新規就農者の育成、ほか助成制度。よろしいですかね。肉用牛系の新規就農者は最近、近年はございませんけど、大規模化に伴い後継者が育ってきている状況にございます。御存じのとおり、仔牛の競り価格は約70万円と高値が続いており、新規に取り組むためには牛舎整備、繁殖牛の導入、出荷までの物財費等多額の経費が必要となっております。このようなことから新規就農者の経営については、肉用牛専業ではなく、サトウキビ、その他の作物との複合経営の推進に努め、経営の安定を図っていただきたいと思っておりますのでございます。

和牛振興における関連産業の創出についての御質問でございますけれども、肉用牛経営については仔牛生産を主とする繁殖経営と、仔牛を購入し肉として出荷する肥育経営、さらに繁殖から肥育までの一貫経営がそれぞれございます。本市では温暖な気候を利用した総飼料確保に伴う低コスト生産により32戸すべての農家が今現在繁殖経営を行っているところでございます。

過去の肥育牛畜産農家の状況についてでございますけれども、現在は肥育農家はございませんけれども、旧笠利農協で平成8年ごろまで、肥育業をやっていたということでございます。当時、奄美群島の数箇所の農協で肥育を行っていましたが、飼料の高騰や本土から購入する飼料などの海上運賃、さらに食肉として出荷をする際の海上運賃等がかかり、経営として成り立たず中止をした経緯がございます。

次に、生産農家の確保についての質問でございますけど、奄美市では先ほども述べましたとおり、新規での肉用牛経営への参入者はございませんが、笠利地区における大規模農家については鹿児島県立農業大学校等を卒業し、後継者として就農している事例もございます。本市では新規就農者の確保を図ることを目的として、農業後継者育成奨学金、その制度を設けて、県立農業大学校へ進学する学生を中心に希望者には月2万円の支援を行っております。現在、果樹学部の学生1名に支給しているところでございます。過去5年間の鹿児島県立農業大学校の奄美市の出身者でございますけれども、全体で7名卒業し、うち5名が肉用牛科、養豚科、酪農科などの畜産学を卒業しているところでございます。以上でございます。

2番（林山克巳君） ありがとうございます。私はなんでこんなにこう農政、一生懸命なると言いましたら、この畜産、これは非常に今流れが来ております。畜産、牛なんですけど、先ほど私山中先生の話をしていただきましたが、先生のあれによって時限立法でですね、所得税がかからないんですよ、100万円までは。これ、ものすごい大きいことなんです。これが、時限立法だったんですけど、もう恒久、恒久的もう特例措置になっております。あと、昔と何が違うかと言いましたら、運送のコンテナなんかで向こうに運ぶのも補助が出ております。いろいろな、もう体制っていうか、整備的にいろんなものが加わってきてるんで、この奄美大島の若い人たち、船漕ぎ競争もすごいし8月踊りもすごい。だから、何て言うんですかね、建設業界に変わる畜産、もう本当にそれをとにかく、何て言うんですかね、肌に触れあい、触れさえして、儲けらせば、儲けらすって言葉ちょっと失礼なんですけど、必ず島の若い人たちのパワーでいけば、この畜産業は育っていくって私はものすごい自信を持ってる。その私もちょっと鹿児島で牛の餌をやったり糞の掃除したり、人工授精ってこう白いあれをして中に入れて人工、こういうのも私は見たり、ずっとやっておりました。仕事をかねてからですね。私はもうそこでの経験っていうのは、こんな仕事があるのかなと、もう生き生きしております。今、徳之島がものすごいんです。あまり、こういう話すると私の父と母は徳之島で、先祖が牛を飼って、林山って横綱牛を飼ってましたんで、あんまりここで熱くなるとなんかちょっといけませんので、このあたりにしまして次の質問に入りたいと思います。すいません。

自主財源の、自主財源ですね、自主財源の重要性について。もう時間がありませんので端的にいきますが、もう与先輩がもう隅から隅まで質問しておりますので、私が出る出番はありませんが、一つだけ絞って話をさせてください。一つですね、一番は市税が増えるかどうかと思うんですよね。東京が1番で82.3パーセント、自主財源率。47位が高知県、鹿児島県は46位。自主財源はやっぱり離島を抱えて、そういうのがありますので、それはしょうがないことかなって、私自身は思っていますが、どうしてもやっぱり人口が減っていけばそこが少し問題になってくるんじゃないかなって思うんですが、そこで一つだけ絞って話をしたいんですが、基金繰入金、もう純粋なあれで基金繰入金のことだけについてお尋ねをします。平成26年度、27年度は減災基金繰入金、地域基金繰入金、地域振興繰入金、基金、7項目、全部話せば時間がありませんので、7項目あったんですが、28年度に関しては財政調整基金繰入金が2億1,979万円、市の基金繰入金、取り崩しなのか、一回決算してまた基金に戻すのか、その辺はちょっと分かりませんが、これは別に財政上厳しいっていうことはないっていう理解してよろしいでしょうか。答弁をお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 今回の、平成28年度の予算において財政調整基金の繰り入れを2億1,979万円を予定しております。これについては奄美空港ターミナルビル整備への負担金等の政策的経費を補填するため、繰り入れを行うものでございます。そういうことで、今回の財政調整基金については、基金の範囲内ということで問題ないということで御理解いただきたいと思います。

2番（林山克巳君） 安心しました。見方ですね、最初、当時、合併当時はその財政調整基金32億円だ

ったのが、94億円、基金総額ですが、だから、違う、10年前23億円だったですね。それが94億円、71億円増加してるんで、私はああこれはこういうふうにしてしっかり市の財政をこうしながらやってるんじゃないかなっていう、私はまだ勉強不足なんですけど、そう思っている次第でございます。

それを踏まえた上で、いよいよふるさと納税のことに入りますが、ふるさと納税に関してはもう先輩方々が質問をしておりますので、もう端的に行きたいと思いますが、まず2番、今1番終わりましたので、②、ふるさと納税、もう連続行きます、ふるさと納税とは、ふるさと納税三つの定義とメリット、そして4番はちょっと残しておきたいんで、この2番と3番、ふるさと納税とは、とふるさと納税の意義とメリット、何とされますか。答弁お願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） まず、ふるさと納税とはということで申し上げますと、個人から任意の自治体への寄附ということでございますね。平成20年に創設された制度ということになります。個人が2,000円を超えるふるさと納税を行った際に住民税及び所得税の控除の対象になるということです。具体的に少し申し上げますと、2,000円を除き全額控除対象となります納税額の目安ということで少しモデルケースで申し上げますと、給与収入が400万円の場合、かつ独身世帯ということの場合ですが、4万6,000円の控除があると。給与収入が600万円夫婦共働き、高校生の子どもが1人、1名の場合、この場合は7万6,000円の、最高額ですが、控除があるということです。これがふるさと納税の主な概要です。三つの意義とメリットということですが、まず三つの意義を申し上げますと、これは総務省のほうのホームページのほうにも掲載されておりますが、納税者の選択、ふるさととの大切さ、自治意識の進化という三つの意義が記載をされております。まず、1点目の納税者の選択でございますが、一般の税は強制的に納めるものですが、ふるさと納税は自らの意志で選択をして納める、寄附をします。ある意味税制の画期的な改革だというふうに考えております。2点目のふるさととの大切さということですが、これはふるさとへの恩返しを税で、税という形で実現するということでは、ある意味人間性の回帰、あるいは感謝の気持ちの醸成だというふうに考えております。3点目の自治意識の進化ということでございますが、ふるさと納税を受けたい自治体が自ら魅力をアピール、アピールする工夫をするということで、その地域の魅力を取り直す機会になるということを考えております。意義ということでそういうことだというふうに考えておりますので。ただ、一方課題もちょっと指摘されておりますので、これ御紹介しますと、ふるさと納税者に対するお礼品の過当競争が過熱化しているということで、出身者やふるさとのファンと関係なくなっているとかつ特産率の還元率が高いところほど自治体のほうに寄附がされるということで、そういう課題も指摘されているということでもございます。以上です。

2番（林山克巳君） はい。ありがとうございます。いろいろこう、ふるさと納税に関しては難しいところがいろいろあると思います、今私が言ったことは本当基本的なことなんですけど、私はこの基本が大事じゃないかと思っております。これを、市民、それから県外の人なんかはこのことだけをしっかりと話すことが一番大事なことはないかな。細かく話すると、何かもう気持ち的にちょっとよくないんじゃないかなって思うんで、もう先輩方から話しておりますので、私は基本だけを話しました。そこで一つだけ、市長も答弁で平成27年度に国のふるさと納税制度改正のことにも触れていましたが、制度拡充のところの大事なところを聞かせてほしいんですが、そこを、ここだけはもう、簡単をお願いします。制度が27年度、4月から変わった。これものすごく大事だと思うんで、お願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 改正点だけ簡単に申し上げますと、住民税の特例控除額の控除限度額を個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられたことと、もう1点がワンストップ特例サイドが創設されたことという2点でございます。以上です。

2番（林山克巳君） はい、これがもう非常にものすごくふるさと納税にとっては面倒くさいシステムがもう向こう、例えば東京でしたら東京の市役所と奄美市の市役所で二つでやり取りして、その納税者はもう手をつけなくてもいいというってこのシステム、制度に変わってるんで、これはもう、ものすごくいいシステムですので、これを早く、どんどんどんどん広げていただけたらいいと思いますが、ふるさと納税、これの本当に大切なところ。私、ちょっと時間はありませんけど、都城市役所に1人で行ってきまして、そこでいろいろ勉強してきました。本当に何が変わったかっていったら市の職員の意識が変わったって言うております。なんて言うんですかね、それをするによって、自分たちは市民のために一生懸命やってるんだという、何かそういう気持ちが変わってきたっていう話をしております。別に総務課っていうか、そんなにいっぱいじゃないです。1人専属を付けた2人でやっております。2人でやって、あとは増えたもんですから、20名のパートのおばさんって言った失礼ですけど、父兄の方を20名ぐらいして、それで雇用が生まれておりますので、何かものすごく活気づいておりました。だから、そこがものすごくよかったとこなんですけど、それで4番目の、ここだけは、地方創生による、4番目に入ります、地方創生においてふるさと納税の役割、ここをもう、簡単をお願いします。ふるさと納税は何の役割なのか。

総務部長（東 美佐夫君） もう、一言簡単に申し上げれば、自主財源が増加するということだろうと思います。それと併せて、先ほど議員のほうから申し上げられた、その魅力を高めるために地域がどうするかという、その工夫の在り方で、自治体の、職員を含めてですね、意識が変わってくるという点だろうというふうに考えております。以上です。

2番（林山克巳君） ありがとうございます。私もそう思うんですが、私の考え一つ言いましたら、地方創生、ふるさと納税、人の流れとお金の流れを変えること。都会からこの地方に、これがふるさと納税の一番の役割で、役割ではないかと私は思っております。このふるさと納税によって、ふるさと納税を食べた人がじゃ奄美大島に行ってみようか、徳之島に行ってみようか、で奄美を宣伝できる。おまけに産業も活躍する。ということはお金がとにかく、人もだけど、地方に入ってくる。それでそこに産業があれば観光も役に、観光も活気づく。だから、ふるさと納税っていうのは本当に、本当一生懸命やることが大事じゃないかと思います。

ふるさと納税はこの辺にして、次の質問に入りたいと思います。いよいよ自衛隊誘致について。これなんですけど、もう先輩方々は、またいろいろな共産党の方々なんかもいろいろ質問しておりますが、私是一つだけ、現実、現実的視点から見た自衛隊誘致の重要性について。これももう本当に何回も答弁なさっておりますので、これはもう省きたいと思います。自衛隊誘致が持つ奄美市におけるメリット。それから説明会、討論会。これも、もう何度も答えられておりますので、これも省けます。一つだけ、ちょっと聞きたいんですよ。よろしいんですか。建設新聞、建設新聞にですね、書いてあるんですけど、防衛省は奄美大島に新設駐屯地の警備費として2016年度予算案に約86億7,000万円盛り込んでおると。造成と実施設計に着手する。鹿屋基地があって、宇検の湯湾釜では通信所開設に向けて約10億1,000万円を配布したと。その中で、奄美大島の2か所、瀬戸内町は別にしまして奄美カントリーの一部、敷地面積は約30ヘクタール、16年度は約45億円、施設概要はRC、鉄筋、鉄骨ですかね、RC造4階建て約8,200平方メートルと約6,000平方メートルの隊庁舎2棟、2棟を始め、訓練施設、RC造の部屋、縦約1万1,200平方メートル、体育館、同2階建て約1,500平方メートルや食堂、浴場、厚生施設、車両、警備所ほか27棟、これがいよいよもう予算で防衛省の16年度予算、出してありますが、この前から、昨日も質問してあると思うんですが、その官舎です、官舎。官舎が別々でっていうことなんですけど、別々でこう検討されているっていう話なんですけど、2棟ってもう決まっているみたいなんですけど、これは2棟なんですかね。これが、この記事が確かなのかはちょっと私もこの記事を見てのことしか分かりませんが、2棟だと2か所っていうことになってしまい

ますけど、もし分散したら、ちょっとお答えいただきたいんですが。

総務部長（東 美佐夫君） 今の新聞のほうは駐屯地の中の官舎なのか、外の宿舎の件なのかちょっと把握をできませんが、恐らくその2棟というのは駐屯地内の記事かもしれません。ちょっとそこは詳細には今現在把握しておりませんので、お許しいただきたいと思います。以上です。

2番（林山克巳君） 分かりました。もう是非、この自衛隊誘致、私は今年度合併10周年の節目の年、これからの奄美の未来像の中には自衛隊誘致が大きな変化をもたらす源だと信じております。大変努力はしていますが、自然遺産登録もありますけど、まず過疎化、高齢化が進む今日、奄美における位置付けは大変重要と思います。自由民主党はこの奄美、奄美を守るために移住してくる自衛隊員、そしてその家族、この家族を応援したいと私は思っております。この家族は本当にいろいろなことがあるけれども、ちゃんと奄美に入ってきて、そういう気持ちで入ってきます。ですから、もう奄美の将来、未来、よろしく願いいたします。

そしたら、自衛隊の件は終わりにしまして、最後の4番目の教育分野についての人材育成についてはいます。この教育分野の人材育成、私はやっぱり教育と産業、全部、特に教育はものすごく大事な分野になると思うんで、それを話をしていきたいんですが、連携する大学、専門学校の役割、もういろんな制度がありますけど、新聞も取りざたされて思いますが、奄美看護福祉専門学校、奄美情報処理専門学校、そして日本語学校カケハシインターナショナルスクール、その助成制度なんですけど、そしたら、ちょっとあれなんですけど、奄美福祉専門学校、この助成制度がもう特にこの奄美に定住させる、若者を定住させる、そして福祉、これから高齢化が進んでいく中で、どうしてもこれはいい制度って私はもう、もう本当思っております。この制度を簡単に、いいところを答弁よろしく願いします。

総務部長（東 美佐夫君） 専門学校の関係ですが、この専門学校についてはもう御承知のとおり、奄美市が誘致した唯一の専門学校でございます。そういうことで、学校の運営の安定化を図るということど、人材流失の抑制、優秀な人材の育成、地元での就職促進。そこを図るということで支援を行っているところでございます。以上です。

2番（林山克巳君） もう、本当にこの奄美看護福祉専門学校、私も奄美高校の人たちが今度は奄美看護福祉専門学校行って、そのあとは看護師になる、そして介護の仕事就きたい、もう若い人たちがそういう声を聞きますので、本当にここには最大限の援助って、援助をしてもいいんじゃないかなと思うぐらいでございます。是非、よろしく願いいたします。

それと、私自身ちょっと興味があるんですが、先の第1次産業に関わってくるんですが、TPPも含めて、この国内だけじゃなくていよいよオリンピックも控えている、国体も控えている。特にオリンピックです。ここ、ここまでが勝負と思います。オリンピックでたくさんの人たちが入ってきて、その流れが押し寄せてくると思うんですよね。そこで、いかにどういう作物が、どういうものがあって、どういう本当ブランド商品があるかによってかかってくると思うんですが、その中でこの日本語学校カケハシインターナショナルスクール、私の、私の変な言い方ですけど、生意気ですけど、海外でいろんなことをするにあたっては本当、この学校っていうのは私が本当前から思ってたことがなんかこう、こう、それが奄美にできるんだって思って、私はものすごく嬉しく思うんですが、これの期待度、もうどういうあれかっていうのまだ私もあんまり分からないんですが、その日本語学力、インターナショナルスクールに対する期待度、どういうところにあるか、これをちょっと簡単、明瞭をお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 簡単、明瞭ということでございますが、昨年の10月にカケハシインターナショナルが奄美において日本語学校を開校したことは御承知のとおりかと思えます。奄美の国際化の先

駆けになろうというふうに考えております。来日の学生さん方のほうには語学力やコミュニケーション能力の取得、日本文化や奄美の文化、自然、そういったものを学習していただいて、異文化の多様性に対する理解と認識を深めていただければと思います。多くの住民の方々との交流を深めてですね、自身の価値観の視野を広げて、アジアと奄美をまさにつなぐ架け橋になっていただければというふうに期待をしているところでございます。以上です。

2番（林山克巳君） 本当にこれはもういろいろ奄美にとってはプラス材料がもういっぱい、もうこの流れに乗るかどうかが、そこに行くまでにちゃんと船を造っておくかどうか。来てから船を造ったんじゃその流れには乗れないですけど、今のうちにちゃんと造っておいて、流れが来たら一気にその流れに乗っていく。やっぱりいろいろなその体制、いろんなもうなんか、いろいろこう起こってきて、これからの奄美の将来が私はもう楽しみでございませぬ。最後、この地域の企業との取組みについて、2番。これはもう、もうあと2分しかありませんので、行政の方と職員と、企業と、いろんなこう交わりが私はほしいなと思ってるんですよ。その中で礼儀作法、礼節、それからいろいろなやっぱりなんて言うんですかね、行政の大変さ、それから企業の大変さ、そういうのはやっぱり交流がなければできないと思うんですよ。私は都城に前おったときですね、青年会議所に行政職員がこう入って、2人が、若い人たちが入ってやったりとか、商工会に入ってやったりとかあったんですよ。だから、できれば行政と企業とのそのもっとこう連携が取れればいいなと思うんですが、よろしくお願いします。答弁を。

商工観光部長（菊田和仁君） 商工会、商工会議所との連携のお話でございしますが、市が直接そちらのほうに派遣しているということは現在行っておりません。ただ、運営費や事業費に関して補助金等を出しているところです。また、商工会議所と一緒に、合同入社式の開催、あるいは奄美観光さくらマラソン、こういった中で一緒に協力しあってやっているとございします。その他、もろもろ検討すべきことはあるかと思いますが、また今後の課題にさせていただきたいと思ひます。

2番（林山克巳君） どうもありがとうございました。なんか今日は初めての一般質問で、もうご飯ものどに入ってますけど、何とか一般質問終わることができました。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、自由民主党 林山克巳君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして一般質問の日程はすべて終了いたしました。

明日9日、午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後2時31分）

第 1 回 定 例 会
平成 28 年 3 月 9 日
(第 7 日 目)

3月9日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	市 川 哲 義 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	前 田 和 男 君	市 民 部 長	則 敏 光 君
税 務 課 長	柴 一 夫 君	保 健 福 祉 部 長	泉 賢 一 郎 君
福 祉 政 策 課 長	山 田 和 憲 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長	久 保 信 正 君	農 政 部 長	奥 正 幸 君
土 地 対 策 課 長	山 田 春 輝 君	建 設 部 長	砂 守 久 義 君
都 市 整 備 課 長	本 山 末 男 君	上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君
水 道 課 長	佳 元 保 輔 君	教 育 委 員 会 長	森 山 直 樹 君

3月9日(7日目)

教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監

保 浦 正 博 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 元 優 君

議 会 事 務 局 次 長 兼
調 査 係 長 事 務 取 扱

上 原 公 也 君

議 事 係 長 前 田 賢 一 郎 君

議 事 係 主 査 麓 浩 登 志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1，議案第1号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第8号）についてから、議案第10号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまでの10件について一括して議題といたします。

各議案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員会委員長（渡 雅之君） おはようございます。文教厚生委員会付託案件について委員長報告いたします。

文教厚生委員会は2月18日木曜日と2月22日の2日間開会し、慎重に審査いたしました。本会議において当委員会に付託されました議案第1号から議案第5号まで、及び議案第10号の6件の議案につきましては、お手元に配付しました文教厚生委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致で可決すべきものと決しました。

それでは、議案審査の質疑内容について報告いたします。

始めに、議案第1号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第8号）中、関係事項について当局から補足説明があり、委員より、児童福祉総務費の子育て支援員謝金の減は何か、また本事業は年度当初からの実施かとの質疑があり、当局より、支援員養成に時間がかかり、10月実施予定が1月実施となり、不用額が生じたとのこと。

委員より、生活保護費が減少しているがその要因は何か、また28年度の予測はとの質疑に、当局より、死亡世帯が86世帯、就労収入増が19世帯、社会保障給付費の増加が6世帯、仕送り等の増加2世帯、引き取りが10世帯、転出16世帯、その他が22世帯とのこと。また28年度は若干減少する見込みとのことでありました。

委員より、健康増進事業の乳がん検診の減額となった要因は何かとの質疑に、当局より、平成23年度に事業導入した。初年度は受信者が多かったが、翌年度は減少した。この制度は隔年実施となっており、広報活動が足りなかったところ。

委員より、臨時福祉給付金の支給状況はとの質疑に、当局より、平成27年度は前年度と比較して申請件数が減少している。新聞、広報誌やFMラジオを使った広報活動や申請延長等も行ったが、申請件数が伸びなかったとのこと。

委員より、赤木名保育所の有資格保育士の募集の方法について質疑があり、当局より、ハローワークを通じて募集を行い、さらに保育士の採用試験を行ったが採用に至らなかった。

委員より、須野分園の今後の運営についての質疑があり、当局より、対象者が3人となり集団保育が難しくなったため、休園となった。この3名は聖母保育園に移ったとのこと。

委員より、保育士等処遇改善事業臨時特例事業補助金で各保育所の資金改善はとの質疑に、当局より、国庫補助事業であるため、賃金の配分に多少の違いはあるが確実に賃金に反映しているとのこと。

委員外委員より、介護給付事業は12月補正と3月の補正合計で1億4,000万円の増額補正だが、増えた事業と減った事業は何かとの質疑に、当局より、伸びた事業は就労継続支援B型、生活介護計画相談支援で、減少している事業は居宅介護、療養介護、共同生活援助などで27年度は107パーセント程度の伸びが予想されるとのことでありました。

そのほか、福祉関連の質疑がなされましたが、この際省略します。

次に、第2表繰越明許費と教育費について当局から補足説明があり、委員より、公民館費のシステム使用料について質疑があり、当局より、プロポーザル方式で入札を行い、8業者に入札通知をしたが2業者が参加した。入札の条件額は340万2,000円で落札は地元業者とのこと。

ほかにも関連質疑がありましたが、この際省略します。

次に、議案第2号 平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について当局より補足説明があり、委員より、高額療養費支出金について質疑があり、当局より、県内市町村で案分負担するもので、県全体の医療費が減少したらこの拠出金も減少するとのこと。

委員より、滞納繰越金の対策はとの質疑に、当局より、滞納繰越金は税の滞納であり、夜間徴収や差し押さえ等を行い、滞納繰越を減らし、さらに不能欠損をなくすることが公平と考え、今後も推進したいとのことであります。

次に、議案第3号 平成27年度奄美市国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計補正予算について当局より補足説明があったが、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第4号 平成27年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について当局より補足説明があり、委員より、介護予防供出事業と元気度アップポイント事業委託料が減少となっているが、当初の見込み人数と直近の実績はとの質疑に、当局より、介護予防供出事業は当初18名の5回実施で90名を予定していたが、結果的に60名となった。また、元気度アップポイント事業は当初1,000人に2,000円分の商品券の予定だったが、予定商品券が約1,500円の実績となり、減額補正となったとのこと。

ほかにも質疑がありましたが、この際省略します。

次に、議案第5号 平成27年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第1号）について当局より補足説明があり、委員より、減額になった要因は何かとの質疑があり、当局より、平成21年度から委託事業を実施しており、昨年度までは利用者が増加傾向にあったが、今年度になって落ち着いたようだ。また、訪問介護対象者は60人程度で、笠利診療所への委託が約30名、名瀬地区が同じく30名程度である。

ほかにも質疑ありましたが、この際省略します。

次に、議案第10号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明があり、委員より、笠利・名瀬地区で幼稚園保育料に差がある。10年も放置されたのはなぜかとの質疑があり、当局より、今回の改正は国に準じて行ったものである。名瀬地区には市立幼稚園が2園あり、そこの幼児教育の絡みがあり、また笠利地区には2園あったが平成17年に1園となったことから、状況を見極めながら検討するということだと理解しているとのこと。さらに当局から、平成28年度に幼稚園保育料を含め在り方検討委員会を立ち上げ、結論を見出したい、とのこと。

そのほかにも幼稚園保育料に関する質疑がありましたが、この際省略します。

なお、議案第10号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、審査の際委員より、本議案に対し付帯決議案を提出したいとの提案があり、委員会として了承しました。この付帯決議案については2月22日に委員会を開催し、協議いたしました。この議案第10号が原案どおり決した際は、後刻、文教厚生委員長名で付帯決議の提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の御協力をいただいております。以上です。

議長（竹山耕平君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員会委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会は2月の18日木曜日開会し、付託されました議案第1号 平成27年度奄美市一般

会計補正予算（第8号）中関係事項から、議案第8号 平成27年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）までの4件を慎重に審査させていただきました。お手元に配付してあります審査報告書のとおり、全会一致で可決すべきものと決しております。

主な質疑を御報告いたします。

議案第1号 奄美市一般会計補正予算（第8号）中、関係事項について当局より補足説明があり、委員より、地籍調査費について進捗率との質疑があり、当局より、平成26年度末の進捗率は奄美市全体で25.55パーセント、名瀬地区においては24.87パーセント、住用地区は17.1パーセント、笠利地区は59.64パーセントとのこと。

委員より、地籍調査特区を申請し、進捗率のスピードを上げるべきではないかとの提案もなされました。

また、住用観光プロジェクト事業について屋根付きバス停の設置場所はどこかの質疑があり、当局より、マングローブパーク内の駐車場から本館に入る手前の、現在観光バスが止まっているスペースがあり、観光バスを利用するお客様と交差しないような形でバス停を通り、そのまま雨に濡れずに本館に歩いていけるように整備を行うとのこと。

委員より、奄美市全体で急傾斜地は何件あるかとの質疑があり、当局より、急傾斜地の危険箇所は奄美市全体で325か所であるとのこと。

委員より、専決された予算についての確認として、農林水産業費の1億5,000万円の内訳についての質疑があり、当局より、委託料と需用費に分かれており、需用費は廃棄果実の買い上げ料、委託料は4HクラブさんとJAにテックス板の設置、ベート剤の散布、トラップ調査、計量及び埋設業務委託をする費用とのこと。

その他、質疑がありましたが、この際省略をさせていただきます。

次に、議案第6号 平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について当局より補足説明があり、奄美市内、名瀬地区で下水道が整備されていない地域はどれくらいあるかとの質疑があり、当局より、普及率は93パーセントであるため、7パーセントは介入していないということになる。場所については把握されていないが、とくに、特に山裾地帯の割合が多いと思われるとのこと。

その他、特段の質疑はなされませんでした。

次に、議案第7号 平成27年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑はございませんでした。

次に、議案第8号 平成27年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明があり、委員より、水道料金での未納は金額的に特に大きいところは、職業別ではどのような職種かとの質疑があり、当局より、大きい金額はあまりない。徴収率は90パーセントを超えており、未納金としてはそれほど大きくないとのこと。

そのほかにも質疑がありましたが、省略をさせていただきます。

以上で、産業建設委員会に付託された4件の報告を終わりますが、質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員会委員長（橋口和仁君） おはようございます。報告をいたします。

総務企画委員会は2月19日金曜日、1日間開催し当委員会に付託されました議案第1号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第8号）中、総務企画委員会関係事項について、議案第9号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての2件を慎重に審査いたしました。これらの議案2件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

まず、議案第1号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第8号）中、総務企画委員会関係事項について、当局から歳入について説明があり、財政課に関係する事案、款1項、基金繰入金のうち地域振興基金繰入金1億1,027万2,000円の減額につきましては、過疎ソフト拡充分への振り替えとのこと。同じく公共施設整備基金繰入金1億4,028万円の減額につきましては、前年度充用金、すいません、剰余繰越金と財源確保ができたことに伴うものとのこと。歳出については2款1項3目財政管理費25節積立金のうち、地域振興基金3億2,351万7,000円は平成28年度以降の地方創生事業等のソフト事業の財源として積み立てるもので、同じく公共施設整備事業基金3,321万7,000円は残土処分収入3,000万円及び財産収入が増額になったことによる積み立てとのこと。また、企画調整課所管分として、2款総務費1項総務管理費6目企画費におきまして、25節積立金1億4,390万円につきましては、鹿児島応援寄附金交付分を含むふさと納税寄附金の増額に伴い、同額800万円を地域振興基金に、また過疎対策事業債ソフト分1億3,590万円を過疎地域自立促進特別事業基金に積み立てるものであるとのことであります。20目地方創生推進費13節委託料4,500万円につきましては、本市への移住を促進するために空き家情報などを地図情報システムに取り込んで公開し、空き家バンク制度と連動して移住情報の発信力を強化するものとのこと。19節の大学等設立可能性調査事業負担金につきましては、奄美大島に大学を設立、あるいは既存大学の分校開設などその可能性について、5市町村で連携して調査を実施するもので、同じく19節移入生物分布調査事業負担金につきましては、リュウキュウアユなどの希少水生生物を観光資源として活用するために分布調査や外来種駆除、体験型保全活動などを宇検村・龍郷町と連携して実施するとのこと。また、あまみんちゅ結い事業負担金につきましては、観光振興に向けた都市部出身者組織、郷友会等でございますがとのネットワーク構築のために宇検村・瀬戸内町・龍郷町連携して奄美の夕べを開催するとのこと。同じく19節水産業6次産業化人材育成供給システム構築事業負担金につきましては、奄美大島における水産業の6次産業化に向けた具体的戦略の策定と人材育成システムを構築を調査するために宇検村・瀬戸内町・龍郷町連携して実施するとのこと。また、奄美大島DMO組織構築事業と奄美大島サンセットプロモーション事業につきましては、引き続き奄美大島全体でのプロモーション事業を展開するために5市町村で連携して実施するとの、以上の補足説明があり、委員より、地方創生加速化交付金事業の奄美市移住促進情報発信強化事業の地図情報システム整備の4,500万円の事業について、将来的に空き家以外の利用が考えられないかとの質疑があり、当局からは移住情報として空き家バンクをホームページに掲載しており、今後物件を増やしていく中で移住希望者がその物件が実際にどこにあるのか、周辺の環境等を見えるように地図情報システムを整備するもので、複数年で取り組む計画であると。予算が高額ですが、空き家の情報だけでなく廃屋や危険な家屋、あるいは固定資産税の地図情報等も調査し、総合的な地図情報システムの構築に取り組むものとのことでありました。

次に、奄美大島DMO組織構築事業についての内容について質疑があり、DMO事業は5市町村で連携して行われており、特にメディアプロモーションは3月に東京のWebでの一般公開イベントを行い、今回島唄と文化的なものを発信したいとの考えているとのことでした。

次に、マイナンバー関係のセキュリティ対策についての質疑に対し、今回のセキュリティに関する事業は昨年の日本年金機構の個人情報流出を受けて、総務省で自治体の情報をセキュリティ対策検討チームで検討され、その中で基幹系のシステム及びL2WANシステムのネットワークと外部接続のインターネットの三つのネットワークを完全に分離することで、個人情報の流失を防ぐ対策をとるものであるとのことでした。

また、行政協力員について質疑があり、その効果は、そして未組織をどのように考えているのかとの質疑に対し、行政協力員の目的は1、行政情報の連絡、周知に関すること。2、自主防災組織の整備、防災訓練等への参加。3、未組織自治会の立ち上げであると。そして、未組織への働きかけについては、市民協働推進課でまず休会中の自治会に話しかけをして、どのような問題があるのか、役員体制は

どうなのかを聞いて、助成金の案内や自治会の立ち上げについて話し合いをしているとのこと。

リュウキュウアユの保全と養殖について質疑があり、現在、鹿児島大学のほうで事業として取り組んでおり、養殖については今後どのように進めるのか、鹿児島大学と連携して検討していきたいとの答弁でありました。

そのほかにも、委員から他の質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第9号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当局より昨年8月に出されました人事院勧告に基づくもので、それに伴い給料表の改正等が主な内容との補足説明があり、委員より、キャリア採用についての質疑があり、IT関係や保育士等の採用を行っているとのこと。

また、委員より昇給等についてと、旧市町村の給料差の是正について質疑があり、職員の定期昇給は以前は1段でしたが、現在は4段上がるとのこと。これは国の制度で人事評価があり、欠勤などの問題があれば4段、4段は上がれないとのこと。そして、旧市町村の給料差の是正については、全く同じかというと昇給、昇格のこともあり、難しいところであるが、是正は行ってきたとのこと。

そのほかにも質疑がありましたが、この際省略をさせていただきます。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わりますが、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹山耕平君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 議場の皆さん、またインターネット中継で御覧なっている皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

議案第10号 奄美市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。私は平成22年第2回定例会において、このことについて質問して以来、再三にわたって質問をしまいいりました。この幼稚園の保育料は合併にあたっての調整項目でありましたが、延び延びになり、昨年改正まで手を付けずに放置されていたものではないかと推測いたします。当局は私の一般質問に現行の保育体系は合併後の平成19年3月に調整済みとの答弁をしています。が、改正以前の奄美市立幼稚園保育料徴収条例は施行が平成18年3月20日から施行となっており、経過措置も平成18年3月31日まで、合併以前の名瀬市の条例によるものでありました。次に、議事録を調べてみますと、平成22年第2回定例会における答弁は幼稚園の保育料等徴収条例につきましては、確かに差があります。合併前の合併協議会において、新市において協議する。奄美市におきまして、当分の間というふうになっておりますとの答弁でありました。平成23年第1回定例議会における答弁は約3倍の格差のある保育料の調整になりますと数年間を有することになります。中省略をいたしまして、平成23年度に検討委員会を立ち上げ、検討を図ってまいりたいと考えております。平成23年度に検討委員会を立ち上げ、検討を図ってまいりたいと考えておりますというこの、答弁でありました。前回の条例提案は子ども子育て支援法の施行に併せ、条例を改正に沿った形で改正をせざるを得なくなったための改正で、自主的な改正はありませんでした。入園料の廃止も自主的な判断でなく、法の施行令に入園料の原則徴収しないと規定をされているために、これに従ったためであります。平成22年から今

日まで調査，検討する時間は十分あったにもかかわらず，このような３倍の格差がついた形で条例の再提案は大変遺憾であり，市民や議会に対して十分な責任説明が果たされたとは理解しがたく，名瀬・笠利地区の３倍に及ぶ格差のついた幼稚園保育料等徴収条例を到底容認することはできません。合併時に言われたことは３地区の一体化であり，国保税，水道料金などが統一が図られてきています。統一できない理由を保護者や地域の理解を得ることに時間が要する。現在でも園児が少ない赤木名幼稚園の存続にかかわる。財政的な面と私立幼稚園の経営影響なども考慮する必要がある。国の新制度に向けた影響なども考慮する必要がある，などの理由を述べておりますが，いずれもこの間の時間，十分な時間を鑑みれば，統合できない理由としては大変希薄なものであります。この幼稚園の保育料だけが統一できなかったことは，誠に残念であり，今回の条例案は笠利地区と名瀬地区の格差を認める１国２制度的なダブルスタンダードの議案提案であり，合併の基本的な考え方である一体化，公正，公平に反するものであり，この議案に対しては反対をせざるを得ません。同僚議員の皆さんの賛同をお願いし，反対の討論といたします。

議長（竹山耕平君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって，討論を終結いたします。

これから採決いたします。

採決はこれを分割して行います。

始めに，議案第１号から，議案第９号までの９件を一括して採決いたします。

この９件に対する各委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

各委員長報告のとおり，決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第１号から議案第９号までの９件については，各委員長報告のとおり，いずれも原案のとおり可決されました。

次に，議案第１０号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に関する委員長報告は原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第１０号は原案のとおり可決されました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第２，発議第１号，議案第１０号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

文教厚生委員会委員長（渡 雅之君） 議案第１０号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてに対する府対決議を朗読して説明に変えます。

本委員会に付託されました議案第１０号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制

定については、国の制度改正に伴い、低所得者の多子世帯及び1人親世帯の保育料の軽減を図るものであり、重要な条例改正であると考えます。しかしながら、この改正は従来から指摘されてきた保育料の地域格差を解消することなく行われております。本年、3月20日には合併10周年の佳節を迎えます。名瀬・住用及び笠利で3地域の均衡ある発展を目指してきた合併当初の理念を実効性のあるものにするためにも、地域間の格差は解消されなければなりません。ついては、市において下記の事項の実現を強く要望いたします。

平成28年度中に検討委員会等を設置し、名瀬・笠利両地区の幼稚園保育料の一元化を図ること。

以上、決議します。

平成28年3月9日、奄美市議会。

以上です。

議長（竹山耕平君） これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番（関 誠之君） 議案第10号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議について質疑をいたします。私はこの付帯決議を本日の今本会議で配布されたため、内容や詳しい状況についてまだちゃんと理解ができておりませんが、採決にあたり次の項目について質問いたしますので、発議者において配慮をお願いいたします。

1点目、先ほどの委員長報告で、いわゆる文教厚生委員長の報告で状況は少し分かりましたが、もう少し決議に至った経過を詳しく説明をお願いしたい。

2点目、付帯決議とはどのようなもので、どのような法的効果があるのか。また、当局とこのことについての話し合いと言いますか、協議がどのようになされているのかについてが2点目。

3点目は、決議案の採決、可決に必要な定数は何名になるのか、について質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（竹山耕平君） どうですか、発言を。委員長並びに委員長の報告の中ではその他の委員を含めてですね、質疑がございましたら答弁を、説明を行いたいということでしたが、委員長どうでしょうか。渡文教厚生委員長。

（「休憩、休憩」「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

文教厚生委員会委員長（渡 雅之君） 暫時休憩で対応していきたいと思ひます。

議長（竹山耕平君） それでは、これから暫時休憩いたします。

（発言する者あり）

ただいま、文教厚生委員長より暫時休憩の申し出がございました。ほかの議員の同意はどうでしょうか。よろしいですね。暫時休憩には2名以上ということで、暫時休憩の動議には2名以上の、ということとありますので、その暫時休憩行ふ際のその理由と申しますか、そういう形で。協議についてですかね。

文教厚生委員会委員長（渡 雅之君） 今の質問で、議案の内容もう少し聞きたいということと、2番目に付帯決議の効果ということ。可決に必要な人数ですね、ということで、法的な特に付帯決議の効果とか、可決に必要な定数とかいう部分について、ちょっと議会事務局と協議をしたいと。

（「委員会、委員会」と呼ぶ者あり）

文教厚生委員会委員長（渡 雅之君） 委員会で協議したいということですので、暫時休憩を求めるものです。

議長（竹山耕平君） それでは、これより暫時休憩に入ります。（午前１０時１０分）

○

議長（竹山耕平君） それでは、再開いたします。（午前１０時２０分）
答弁を求めます。

文教厚生委員会委員長（渡 雅之君） 議案第１０号に対します、この付帯決議につきましては、２月２日の委員会において審議しましたが、審議の際委員より、付帯決議をすべきではないかという提案があり、前回一致で付帯決議を提出するということになったわけであります。これは、委員外委員として出席されていましたが議員の皆さんもお分かりというふうに理解してます。

２点目の効果についてですが、この付帯決議は法的拘束力を有するものではありませんが、当局に対し政治的、道義的な責務を負わせるものであります。

３点目の、提出に関しましては会議規則第１４条第２項の規定により、発議として提案することができる。なお、付帯決議の可決については過半数で可決となるということであります。以上です。

議長（竹山耕平君） 質疑はございますか。

１５番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。委員外委員だけでなくね、そこに加わってない方もいるんで、そういう人たちのためにも状況はしっかりと把握をしていただきたいというのがその趣旨ですから、委員外委員にいたからその人たちは分かっているだろうという言い方はね、少し配慮を欠けたものだとうふうに思いますが、その辺は御了承をいただきたいと思います。

それでは、質問にあります、これは見ますと議案でなくて発議ということですよ。今、委員長が答えましたとおりで、法的に何の根拠というか、この拘束力のあるものでないわけですよ。ただ、議会で決議をして当局にこういうことで議会は決議をしましたから、よろしく願いをしますという、要請的なことになるわけですけど、これではさきほど反対討論で言ってきましたが、平成２２年から今日までほとんど変わらない提案をしてきた、このことを考えると、もう少しこの拘束、法的な拘束力のあるものにしていかなければいけないんじゃないかというふうに思いますが、そのためにはどのようなふうにするべきなのか、ということで、先ほどちょっと聞き漏らしましたが当局とのその協議的なものを、もう一度おっしゃっていただければ、その２点についてお願いをいたしたいと思います。

議長（竹山耕平君） はい。委員長。文教厚生委員長。その拘束力を持つためということの観点と、あとは決議に至った、発議に至った、付帯決議を行った際の当局とのそのやり取りと言うかですね、その２点でよろしいですか。

文教厚生委員会委員長（渡 雅之君） 審議の際、当局側も今回の１０年間も放置されていたという分については真摯に対応すると、今後ですね、１年間かけて新年度で委員会を立ち上げ、検討委員会を立ち上げ、その上でしっかりと対応するということですのでありますので、私たちのこの発議がですね、しっかりと当局に伝わっているというふうに理解するものであります。

（発言する者あり）

議長（竹山耕平君） あと、もう１点の法的拘束力を持つための議会として申しますが、委員長のその案ということでございますが、この案に関しましては、修正案を持ってですね、議会として当局側に出す

方法しかないという形でありまして。

（「なんで議長答えるの」と呼ぶ者あり）

あ、そうですね。確かに。申し訳ございません。

文教厚生委員会委員長（渡 雅之君） 確かに、この拘束力がないというような、先ほども私答弁しましたが、仮にそういった拘束力のあるような法律、あるいは条例というものがあればですね、これを修正する部分についてやぶさかではないというふうに理解してます。

議長（竹山耕平君） はい、はい、再質疑。

15番（関 誠之君） 質疑の中で、真摯に対応して平成22年以降のことについても反省をしながら、しっかりとこの付帯決議の一元化を図るという方向に向かって、当局がしっかりやっていただくというような感じが伝わりましたので、このことは良として最後にそういったことを当局もしっかり頑張ってくださいよう、要望をいたして質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

なお、本案は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第1号、議案第10号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま可決されました付帯決議につきましては、これを当局に送付しその処理の経過と結果の報告を求めることといたします。

議長（竹山耕平君） 日程第3、陳情第1号 住用町市湾の赤土汚染に関わる陳情を議題といたします。
この陳情に対する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員会委員長（渡 雅之君） 文教厚生委員会に付託されました陳情について報告いたします。
文教厚生委員会に付託されました陳情第1号について、審査結果を報告いたします。陳情第1号につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり採択すべきものと決しております。

主な審査内容について報告いたします。陳情者の住所、氏名は奄美市住用町にお住いの市集落区長の田川一郎さんと同じく住用町にお住いの市集落環境対策委員会委員長の栄清安さんからであります。陳情事項についてであります。市湾の赤土汚染状況を本格的に調査し、海底に堆積している赤土の除去と赤土の流出防止に向けて抜本的な対策を講じ、かつ実施することとあります。当局の、これに対し当局の意見として、毎年1回、トビラ島のサンゴ礁をモニタリング調査を実施している。場所にもよりますがヘドロが堆積しており、サンゴが死滅している箇所もあります。また、平成27年4月に大規模

な土砂崩落があり、流出した土砂により市道が通行止めとなる災害が発生しました。このような災害が今後発生しないよう、採石法に基づき県・大島支庁に要請しましたとのことであります。

多くの議員より陳情第1号を採択して次の対応を取るべきとの発言がありました。

陳情第1号につきましては、慎重審査の結果、全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で、陳情第1号の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたらほかの委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹山耕平君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

なお、ただいま採択されました陳情第1号につきましては、これを当局に送付しその処理の経過と結果の報告を求めることといたします。

○

議長（竹山耕平君） 日程第4、議案第11号 平成28年度奄美市一般会計予算についてから、議案第36号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの26件を一括して議題といたします。

ただいまの議案26件に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は延べないようにお願いをいたします。

通告がありますので、発言を許可いたします。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 社会民主党の関 誠之でございます。所見を述べずに、早速質疑をさせていただきます。

議案第11号 奄美市一般会計予算等について。81ページ3款2項9目地域型保育費1億1,060万9,000円について、3点質疑をいたします。

一つ目は13節委託料、1,110万6,000円、19節負担金9,950万3,000円の算出根拠についてお示しをください。また、1園当たりの公定価格の基本額は幾らになるかをお答えください。

二つ目、新制度への意向を希望した認可外保育所施設は何施設あり、今回認可した施設は何施設で保育事業の種別、種類別に施設名をお答えください。

三つ目、設備及び運営基準等の基準に適合するかの審査はどのように行われたのか、特に施設設備基準の確認は現場で施設へ出向いて行われたのか、3点についてよろしくお答えをいただきたいと思います。

議長（竹山耕平君） 関さん、関さん、2番目は。

15番（関 誠之君） 大変失礼しました。大きな2番目ぼつでありますが、議案第26号 奄美市職員の職員管理に関する条例の制定が上程されておりますが、この条例を分かりやすく説明をし、条例が施行されることにより何がどう変わっていくのかについてお答えいただきたいと思います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（山田和憲君） それでは、関議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず最初に、地域型保育の保育費の積算根拠ということでございますが、子ども子育て支援制度では施設型給付、地域型給付度という形で公定価格が定められてございます。これは利用児童一人ひとりに対するものでございまして、その基準額は施設の種別、定員の区分、利用児童の年齢区分等により細分化されております。奄美市の地域型保育施設7施設、これは既設の住用の施設がありますが、それを含めての7施設でございまして、1人当たり平均166万1,000円となります。当初、合計で76名の定員を予定しておりましたが、この、それぞれ若干減ってございます、76名分で1億2,623万6,000円が公定価格の合計となります。そこから、国が定める所得階層ごとの保育料を、これは個人が負担する分でございますが、これを差し引いたものが地域型保育費1億1,060万9,000円で、負担金または委託料として各施設に支払われます。住用ののにこころルームが、これが市の直営の施設でございまして、これが市が委託するという形でございますので、その分は委託料、それ以外の6施設が19節の負担金補助及び交付金という形になっております。

2番目の、今回認可した施設は何施設で、その事業所の施設名ということでございますが、今回、認可外保育所から新制度へ移行を希望したのが5施設でございまして、このお5施設をすべて小規模事業所B型として認可しております。併せて、新規に家庭的保育事業を改正する事業が1か所ございまして、加えて6施設でございます。この6施設が平成26年4月から地域型保育事業所としてスタートいたします。施設名でございますが、すべて小規模保育事業所B型、一つは古田町のたんぼぼ保育園、もう一つが柳町のみつばち保育所。三つ目が幸町のさくら保育園。四つ目が小宿にあります森のおうちくっかる。五つ目が港町のひよこのおうちという以上5箇所でございますが、4番目の森のおうちくっかると5番目のひよこのおうちは本部が東京にございますNPOワーカーズコープという同列の事業所という形になっております。そして、あと一つの家庭的保育事業としましては、永田町にいっぱいというものが新たに開設される予定でございます。

三つ目の、施設の運営基準がどのように行われたかというような確認でございますが、設備及び運営の基準等の適合審査については公募の際に職員配置や設備基準を示してもらった上で、事業所に基準にあっているかどうかを確認できる書類を提出してもらっています。その書類をもとに、施設に出向いてヒアリングを行い、その際、確認できる施設や整備についての確認を行っております。しかしながら、事業所によっては認可を受けた段階で施設の改修を予定している事業所もございましたので、その際は計画が基準に適合しているか、現地で確認を行っております。また、若干手直し等が、指示した事業所もございますので、これは事業開始までには再度確認を行いたいと思っております。また、審査の段階で市のほうでも確認した内容を子ども子育て会議という会議をいたしまして、有識者からの意見等も聴収して伺っての決定を行っております。以上でございます。

総務課長（奥田敏文君） 御質問いただきました議案第26号 奄美市職員の退職管理に関する条例の制定につきましては、平成26年5月の法改正に伴い、国に準じ地方公共団体においても退職管理の適正を確保するため、条例の整備を行うものであります。条例の趣旨といたしましては、民間企業等に再就

職した本市退職者が現役の管理職員等に対し、その影響力を行使することにより、職務の公正な執行及び公務に対する市民の信頼を損ねる恐れがあることから、これを規制するものであります。その内容は、市職員退職後の再就職について市長への届け出義務、それと当該再就職者による現役職員への依頼等の規制というふうになっております。市長への届け出につきましては、退職後の再就職先の情報を市長へ届け出ることになっております。届け出の内容でございますが、規則に定める内容となっておりますけれども、離職時の所属及び職名、また再就職先の名称、地位、業務内容等の事項について提出を義務付けることとなっております。次に、当該再就職者による現役職員への依頼等の規制につきましては、職員が退職後、営利企業等に再就職した場合、退職前に在職していた市の執行機関、執行機関というのは市長部局、教育委員会ということでございますけれども、その職員に対し就職先の営利企業等と市との契約等の事務などに関し、退職前5年間にいた職務上の内容について要求、依頼する働きかけが2年間禁止をされるということになります。今回の条例の制定につきましては、職員の退職管理の適正化を図り、公務の公正及び市民の皆様の信頼を確保することを目的としておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（竹山耕平君） はい、質問。

15番（関 誠之君） 再質問をさせていただきますが、今回認可される小規模保育所、家庭的保育所における保育料はどうなるのか。また、現在の認可保育所と小規模保育所、家庭的保育所にどのような基準で入所決定の振り分けを行うのか、また時が迫っておりますが、いつまでに保護者に通知ができるのかが一つであります。

二つ目は、現認可保育所と保育料が同じであれば、小規模保育、家庭的保育施設は現在の認可保育所に比べ、限定がなく、優遇なども少ないと思われましてけれども、保育の質に問題はないのか、この改善はどのような形になるのか、また事業計画では平成28年度は0歳児を2人、1・2歳児を39人解消すると、子ども子育て支援事業計画の中では謳っておりますけれども、平成28年度に計画を前倒しをしたのか分かりませんが、事業所を7か所認可をして62人の解消を図ることを決定した要因はなんであるのか、お答えください。

三つ目であります。地域型保育事業で定員が62名増加し、春日保育所の定員30名増加により合計92名の定員増となるが、平成28年度は各年齢の待機児童は解消されるのか。また、朝仁・春日保育園と定数増を図ってきているが、待機児童の解消は既存の認可保育所の定数を増やすことが質の向上ともなり、各年齢の待機児童の解消になると思うが、小宿保育所の定数増はどのようになっているのか、の3点についてお答えをいただきたいと思っております。

なお、お断り申し上げておきますけれども、皆様にお配りしてあります発言の主題には、あくまで要旨でございますので、少し質問の文言が変わったところは御容赦をいただきたいと思っております。以上です。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（山田和憲君） それでは、関議員の質問でございますが、小規模保育、家庭的保育における保育料のことでございますけれども、保育料の利用料も所得階層に定められて、認可保育所と同額で設定しております。また、入所決定の振り分けにつきましては、これまでと同様、保育の必要性の事由を優先度を点数化して、その合計に基づいて点数の高い順に第1希望の施設の入所決定という形で進めております。28年度の利用希望者が認可保育所に偏る傾向があるため、点数が低く希望する施設へ入所できない世帯には、再度入所可能な施設、いわゆる地域型保育施設を含むこれらの施設でございますが、その確認を行い、できるだけいずれかの施設に入所できるよう作業を進めております。1次審査の

決定は既に通知しておりますが、2次審査は22日ごろを予定しまして、25日ごろまでには結果通知を発送したいというふうに考えております。

2番目の、質の問題ということでございますが、小規模保育、家庭的保育施設は現在認可されております保育所に比べ、園庭がなく遊具等も少ないと、まさに議員御指摘のとおりでございますが、今回開設予定の小規模施設等については、園庭の代わりといたしまして近くの公園等を代替え施設として利用することになっております。また、認可外保育所が小規模事業保育所に移行することで保育の質については利用者の保護者が一番心配されることと思いますが、このことにつきましては保育の質を向上させるため、開設までに小浜保育所での実施や県の実施する小規模保育事業等向けの研修等を受講してもらっているところでございます。また、今後も市立の小浜保育所と連携をいたしまして、小規模事業者等に向けた定期的に保育の質を向上されるための実習などを行ってまいりたいというふうに考えております。それと、前倒しでの実施ということでございますが、計画の中では平成29年度の当初に待機児童0を目指すという形になっておりますが、これらに向けての一連の経過措置の中で考えているということでございます。

3番目の御質問でございますが、合計92名の定員増となるが平成28年度の待機児童は解消されたのかということでございますが、新年度の利用状況を見ますと、入所申し込みも増えており、希望施設の偏りも多く見られ、希望する施設へ入所できない世帯については再度他の利用可能な施設の確認を行うなど、申込者ができるだけ、いずれかの施設を利用できるよう調整を図り、待機児童の解消に向けて努めているところでございます。また、小宿保育園の定員増の計画ということでございますが、現在のところ予定はされてございません。以上でございます。

15番（関 誠之君） 1点は、今の再質問のところで、大きな意味で29年度の初めということで答弁をされたのはよく分かりますけれども、7か所、39人の解消が62人解消になることはいいことです。これは素直に認めますけれども、あと3歳児以上の方々ですね、その解消がなかなか図れてないとなれば、先ほど言ったようなその今ある保育所の定数を増やすと、質の問題も解決をされますから、そういったところを中心に定数増を図ればいかがですかということについては、お答えをください。

あと、書いてあります再々質問でございますが、皆さんには再々が抜けているようですけど、①は2号認定、いわゆる3歳から5歳、保育ニーズに対する待機児童の対策計画、対策の計画はどうなっているか、今申し上げたことなんですけども、ということが1点。

二つ目は1号認定、2号認定、いわゆる3歳から5歳の教育人数、幼稚園及び認定子ども園での対応ということですが、小宿幼稚園は定数105名に対して園児は35名と著しく少ないが今後の運営をどのように考えているか、ということが1点と、認定子ども園の措置、いわゆる小宿幼稚園を利用した養保連帯型認定子ども園の設置は考えられないかということと、皆さんのほうでは奄美市公立幼稚園あり方委員会謝金ということで、平成28年度に予算計上されていますので、この中で検討するということでしょうけれども、検討項目、時期、委員の選考基準はどのように考えているのか、3点についてお願いをしたいと思います。これは私のあくまで私見でありますけれども、小規模保育所、家庭的保育事業で0～2歳児が待機児童として解消されるのは非常にいいことだというふうに思っておりますけども、先ほど園庭の問題などは苦肉の策で、近くの公園ということであれば公園に行くまでに事故や事件やいろんなことが考えられますし、そういった対策も含めてですね、しっかりとやっていただきたいと。特にこのものは都会での保育ニーズに対応したものではないかと推察をされ、本当にこの小規模保育所、家庭的保育事業が認可をしてですね、これだけの財源を投資をして、この地域に合った保育の在り方なのかということも含めて議論をいただければありがたいと思いますので、その辺で見解があればお聞かせをいただきたいということを申し上げ、奄美市職員の退職管理に関する条例の制定についてということ、国の法律改正でということでもありますから、今の説明でよく分かりましたけれども、これはどこに就職ができないということじゃなくて、就職したらそういった行為を除いて、逆にまた行為を

除けるような職場であればいいという意味なのか、その辺までちょっと具体的にお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（山田和憲君） はい。先ほどの2号認定、これ3歳児から5歳児の保育人数でござますが、これの待機児童の計画ということでございますが、奄美市の子ども子育て支援事業計画では、先ほども申し上げましたとおり平成29年度において待機児童0を目指しております。保育所、認定子ども園、地域型保育施設などで保育を確保する計画といたしましては、具体策といたしましては既存の保育、認可保育所の定員増や既設の認定子ども園を若しくは地域型保育事業所への移行推進で保育を確保する計画になっておりますので、今後それらを実行してまいりたいというふうに考えております。以上です。

教育委員会総務課長（保浦正博君） 小宿幼稚園の園児数が少ないとの御指摘でございますが、現状におきまして転勤世帯を始め地域の入園希望がございますので、28年度も引き続き園児を募集いたしております。28年度設置をいたします公立幼稚園の在り方検討委員会における委員の構成につきましては、幼稚園、学校、保護者、地域及び有識者などを想定しております。ただ、選定基準につきましては今後調整をさせていただきたいと考えております。検討事項につきましては、子ども子育て新支援制度下における公立幼稚園の在り方、先ほどございました幼稚園、保育所連携型の認定子ども園の意向の是非も含めまして、検討と。併せまして、名瀬・笠利両地区の保育料の問題等について検討し、結論を見出してまいりたいと考えております。なお、開催時期につきましては、新年度のできるだけ早い段階で設置、検討に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

総務課長（奥田敏文君） 先ほど説明いたしましたけれども、どの会社に就職できないということではございません。届け出をしていただくということでございます。これについては罰則等も設けられておりますけれども、基本的に市としてはですね、退職したあとについても当然現役時代との仕事の関連で疑われるようなことがないようにということで周知をして、徹底をしてまいりたいと思っております。以上です。

議長（竹山耕平君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題といたしました平成28年度関係の議案第11号から議案第36号までの26件については、それぞれ12人の委員をもって構成する一般会計予算等審査特別委員会及び特別会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます

よって、ただいま議題といたしました議案26件については両特別委員会を設置し、これに付託を上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました一般会計予算等審査特別委員会の委員に、橋口耕太郎君、林山克巳君、松山さおり君、津畑 誠君、栄 ヤスエ君、西 公朗君、関 誠之君、三島 照君、師玉敏代君、橋口和

仁君，平川久嘉君，伊藤隆吉君の１２名を，また特別会計予算等審査特別委員会の委員に大迫勝史君，与 勝広君，渡 雅之君，戸内恭次君，元野景一君，川口幸義君，竹山耕平君，安田壮平君，崎田信正君，多田義一君，奥 輝人君，里 秀和君の１２名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま申し上げました諸君を先ほど設置されました両特別委員会の委員に指名いたします。

議案第１１号 平成２８年度奄美市一般会計予算について，議案第２３号 奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから，議案第３１号 奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで，及び議案第３３号 奄美市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてから，議案第３６号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの以上１４件はこれを一般会計予算等審査特別委員会に，議案第１２号 平成２８年度奄美市国民健康保険事業等別会計予算についてから，議案第２２号 平成２８年度奄美市水道事業会計予算についてまで，及び議案第３２号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上１２件は，これを特別会計予算等審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正・副委員長互選のため，暫時休憩いたします。

一般会計予算等審査特別委員会委員の諸君は第１委員会室に，特別会計予算等審査特別委員会委員の諸君は議員控室に御参集ください。

暫時休憩いたします。（午前１１時００分）

————— ○ —————

議長（竹山耕平君） それでは，再開いたします。（午前１１時１２分）

先ほど設置されました両特別委員会の正・副委員長の互選の結果について御報告いたします。一般会計予算等審査特別委員会の委員長に師玉敏代君，同じく副委員長に栄ヤスエ君。また，特別会計予算等審査特別委員会の委員長に戸内恭次君，同じく副委員長に安田壮平君，以上のとおりであります。

議長（竹山耕平君） 日程第５，議案第３７号 平成２７年度奄美市一般会計補正予算（第９号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは，ただいま上程されました議案第３７号の提案理由を御説明いたします。議案第３７号 平成２７年度奄美市一般会計補正予算（第９号）につきましては，ミカンコミバエ被害にかかる農産物処分対策費に不足が見込まれるため，その対策に要する追加経費を計上するものであります。

第１表，歳入歳出予算補正につきましては，歳出において農林水産業費の農業費に農産物の処分に要する経費，４，９１４万４，０００円を計上いたしております。また，歳入につきましては，県支出金において歳出と同額を計上いたしております。今回の補正予算によりまして，平成２７年度奄美市一般会計予算の総額は３２１億３，５３２４万１，０００円となります。

以上をもちまして議案第３７号の提案理由の説明を終わりますが，なにとど御審議の上議決してくださいませようよろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） これから質疑に入ります

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、採決いたします。

議案第３７号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第３７号 平成２７年度奄美市一般会計補正予算（第９号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第６，議案第３８号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま、上程されました議案第３８号の提案理由を御説明いたします。

議案第３８号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の改正に伴い、待機児童解消を目的とした保育士配置要件の弾力化を図るなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

以上をもちまして議案第３８号の提案理由の説明を終わりますが、なにとぞ御審議の上、議決してくださいようお願いいたします。

議長（竹山耕平君） これから質疑に入ります

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案第３８号については、一般会計予算等特別審査委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題といたしました議案第３８号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、一般会計予算等審査特別委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査及び報告書整理のため、明日３月１０日から３月２１日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日３月１０日から３月２１日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月22日午前9時30分，本会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。（午前11時16分）

第 1 回 定 例 会
平成 28 年 3 月 22 日
(第 8 日 目)

3月22日(8日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	市 川 哲 義 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君	財 政 課 長	前 田 和 男 君
総 務 課 参 事	圓 和 之 君	市 民 部 長	則 敏 光 君
市 民 課 長	前 田 美 佐 男 君	保 健 福 祉 部 長	泉 賢 一 郎 君
商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君	産 業 振 興 課	新 納 啓 昭 君
農 政 部 長	奥 正 幸 君	地 域 農 政 課 長	新 納 一 一 君
農 林 振 興 課 長	大 海 昌 平 君	建 設 部 長	砂 守 久 義 君
土 木 課 長	戸 田 正 利 君	上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君
水 道 課 参 事	林 茂 穂 君	教 育 委 員 会 長	森 山 直 樹 君

3月22日(8日目)

教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監

保 浦 正 博 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 元 優 君

議 会 事 務 局 次 長 兼
調 査 係 長 事 務 取 扱

上 原 公 也 君

議 事 係 長 前 田 賢 一 郎 君

議 事 係 主 査 麓 浩 登 志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） この際、報告いたします。市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分1件の報告がありました。その内容は皆さまお手元に配付いたしました文書のとおりであります。

本日の議事日程はお手元に配付してあります議事日程第4号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1、議案第11号 平成28年度奄美市一般会計予算について、議案第23号 奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第31号 奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第33号 奄美市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第36号 奄美市道路線の廃止及び認定についてまで、及び議案第38号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての以上15件についてを一括して議題といたします。

ただいまの議案15件に対する委員長の審査報告を求めます。

一般会計予算等審査特別委員会委員長（師玉敏代君） おはようございます。御報告申し上げます。

3月9日本会議において一般会計予算等審査特別委員会に付託されました議案第11号平成28年度一般会計予算から議案第23号から31号及び議案第33号から36号及び第38号の15件の議案について、3月10日木曜日、そして11日金曜日、14日の月曜日の3日間委員会を開催し、12名の委員の活発かつ慎重に審査が行われました。その結果は皆様に配付してあります報告書のとおり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の内容について御報告いたします。初日3月10日は議案11号一般会計予算の1款議会費から4款衛生費までの審査と、関連する議案第23号から31号及び議案第35号、議案第38号の審査を行いました。

まず始めに、1款議会費から2款総務費、1項総務管理費、11款4項その他公用施設災害復旧費について、関連する条例の制定について当局から補足説明があり、議案26号奄美市職員の退職管理に関する条例の制定について及び第29号奄美市消費生活センター条例の制定について、当局より退職管理に関する条例については、同条例は市職員退職後の再就職について市長への届け出義務、また再就職にかかる現役職員への依頼等規制するもの、届け出義務は市退職後2年間、離職時の所属や再就職先の名称、地位、業務内容など提出を義務付けるもの。また、職員が退職後に営利企業等に再就職した場合、退職前に在職していた市の職員に対し就職先の営利企業等と市との契約などの業務に関し、退職前5年間いた職務上の内容について要求や依頼などの働きかけが2年間禁止される。退職後も社会基本を守り、以前勤務していた職場との間で疑われるような行為を禁止するとともに、そうしたことが起きないように注意を促すもの。4月1日の施行後、昨年度に退職された人についても団体に対して追跡調査を行い、市のほうで把握することになることの説明がありました。

委員より、行政不服審査会の設置状況、不服申し立ての実績について、また自治会設立の今後の見通しや、また新たに景観形成環境保全、保全補助金50万円について質疑があり、当局より、行政不服審査会は今回初めて実施するものであり、不服申し立ての実績も行政不服審査法に基づく審査請求はなかったと認識している。自治会成立については名瀬地区で105の自治会を想定しており、現在64の町内会が設立されている。また景観形成環境保全活動助成金50万円については、昨年度までは大島支庁主催事業でしたが、奄美市に移管した事業であり、美化活動、植栽活動、環境保全活動を行う団体に対して、上限5万円まで助成を行うものであります。今年度募集したところ、多数の応募の中今回選

定した結果は12件となっているとの答弁がありました。

ほかにも、集会施設や行政協力員、駐在員囑託について、ふるさと納税、本庁舎建設アドバイザー、人事評価システム電子入札、共同利用システムの現況について、ほかにも多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、2款2項徴税費から6款監査事務局費までについて当局より補足説明があり、市税予算額は3億8,928万5,000円となり、前年度当初予算より1億2,481万4,000円の増額、そのうち市たばこ税につきましては税制改正により旧3級品の税率が28年度において1,000本当たり2,495円から2,925円に引き上げられたことにより、1,333万3,000円の増額計上となりました。2款総務費、2項徴税費、13節委託料1,692万6,000円は去年と比較しますと1,361万1,000円の増額は3年に1回実施する不動産鑑定士業務で、1,265万3,000円計上したことによるものであります。

委員より、不動産鑑定業務1,265万円の根拠、どこに委託してするのか、時点修正鑑定業務と関連があるのか質疑があり、当局より、鑑定料の基準は名瀬178点、住用16点、笠利20点の計214点の鑑定を公益社団法人鹿児島県不動産鑑定協会で行い、25年度から地元3人も入っている。時点修正は土地についてはグループ分けで、37地点を調査して下落率をかけて、毎年土地の評価の更新を行っているとの答弁がありました。

その他、委員より税の徴収件数、その他費用対効果について、地籍調査についての増額について、償却資産や土地資産評価の内容について、またマイナンバーによって収入の記載義務について、ほかにも多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、19節負担金補助及び交付金は臨時福祉給付金2億7,630万円がありますが、今回は3種類の給付が予定されており、通常の臨時福祉給付金1人当たり3,000円、障害遺族基礎年金受給者支給臨時福祉給付金1人当たり3万円。低所得者高齢者支援臨時福祉給付金1人当たり3万円となっています。

委員より、低所得者高齢者支援臨時福祉給付金は通知が届いていないケースの対策はどうしているのか、対象者は何名かとの質疑があり、当局は、対象者は6,760人で1人3万円支給です。高齢者で分からない人にはラジオ、新聞、市政だより、またヘルパーさんからの問い合わせに対応しているとの答弁がありました。

ほかにも、委員より、母子家庭と高等訓練技能促進事業について、食の自立支援事業について、保育士の賃金と人数、相談支援員の資格や社会福祉協議会民生安定資金貸付金の減額について、また成年後見制度審査請求助成金と相談件数について、また青少年問題など多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目子ども医療費、20節扶助費子ども医療助成金9,369万3,000円については、小学校卒業までの児童にかかる医療費に要する経費の自己負担分について全額助成するため、それに要する経費を計上、8目環境衛生費、28節操出金661万2,000円はと畜場特別会計へ繰り出すもの。また9目環境保全対策費、7節賃金2,379万7,000円のうち、海岸漂着物地域対策推進費1,692万5,000円は12名分の賃金です。

委員より、海岸漂着物地域対策推進費の現状と搬出先はどこか、またと畜場についての指針は作れるのか、また地場産の育成、さらには第6次産業につながるその意欲はどうかなどと質疑があり、当局より、海岸漂着物は26年度の改修トン数は295トン、排出先はクリーンセンターでできるものと、産廃業者に依頼している。と畜場については昨年3回ほど検討会を開催している。5市町村でも2回協議している。やる気、やる意欲は十分にあります。庁内全体の造る方向へのコンセンサスは得られたと思う。具体的な事業化ですが、県からは奄振にはなじまないといわれている。しかし、徳之島で例があるので、粘り強くやっていきたいとの答弁がありました。

ほかにも、委員よりコンポストの助成について、世界自然遺産登録はいつなのか、また廃棄物収集業

者13業者の選定の方法について、競争入札、随意契約の在り方、奄美大島自然保護協会負担金が2倍に増えた理由など、ほかにも多くの質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、2日目の審査は昨日の質疑に対して答弁不明でありました4款衛生費、1目水道事業費、2節投資及び出資金4億8,520万円と昨年度と合わせて約6億3,000万円の出資金の根拠については、当局より平田浄水場の資金計画は全体事業で約40億円、約20億円の現金がありますが、国からの補助が3分の1で、約13億円。残り3分の2の負担は大きく、一般会計から出資金という形をお願いしたものですとの答弁がありました。

次に、2款1項15目地方創生推進費は事業数が33事業、3億8,406万7,000円のうち、新規事業が17件、3億855万4,000円であり、担当課が7課と広範囲になることから、個別の事業説明は割愛し、詳細については質疑の中で答弁いたしたい旨の説明がありました。

委員より、新規の奄美空港ターミナル整備事業について質疑があり、当局より、拡張工事は耐震改修、外構工事、ボーリングブリッジ1基増設、手荷物受取レーンの2か所の増設、到着ロビーに情報発信スペースを設ける計画ですとの答弁がありました。

また、フリーランス支援事業、地域おこし協力隊について質疑があり、当局より、フリーランス支援事業は企業に属さないで働く個人の事業所が定義であり、子育ての主婦が仕事をするためのスキルアップを図り、雇用の創出、定住、移住を目的として進めるものですとの説明がありました。

地域おこし協力隊は現在募集中であり、予定は1人です。期間は1年から最高3年を考えている。配置は、現在組織構築を目指す奄美大島DMOを予定しており、組織の構築や地域との調整をしていただきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、光ブロードバンド基盤整備事業1億5,500万円の内容について、委員より質疑があり、当局より、民設による光ケーブルの敷設に市が一定の負担拠出するものであり、維持管理費等を含めて大手でないと難しいことから、NTT西日本が進めていくもので、市内の未整備地、笠利・住用地区の全域、名瀬地区の下方地区の一部、古見方地区です。この地域を3年かけて整備する予定との答弁がありました。

ほかにも、委員より、あみつけの事業について、漁業担い手育成支援の新規漁業者の奨励金について、またはぐくみ・育ち見守り隊の活動について、中心商店街魅力アップ事業について、不妊不育治療支援事業について、委員より多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、5款労働費について補足説明があり、その中で緊急雇用創出臨時特例基金が平成27年度で終了しており、労働費が昨年度より3,000万円の減額となっています。

委員より、中小企業退職金共済掛け金の対象人数と事業所数について、地域サポート事業者の講習会の取組みについて、またシルバー人材センターの登録人数と事業内容など、多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、6款農林水産業、1目農業委員会、1節報酬は農業委員会、農業委員16名分と、新設されました農地利用最適化推進員8名の報酬であります。3目農業振興費、7節賃金1,867万2,000円のうち、害虫駆除作業員1,074万1,000円はミカンコミバエテックス板等の設置費用であり、13節委託料5,745万円はトラップ調査等の委託費になります。19節鳥獣被害対策実践事業費補助金2,515万6,000円はイノシシ対策として金網柵1万5,000メートルを設置するものです。主に名瀬地区を予定しており、国からの補助は1メートル1,600円の定額補助であります。8目奄美農業創出緊急支援事業費、19節負担金補助金及び交付金の2,686万6,000円は農業者3名で組合を設立し、農業用ハウスを導入するもので、栽培作物はパッションフルーツを予定しております。2目水産振興費、19節奄美群島水産物輸送コスト低減実証事業負担金110万円は、水産物を奄美群島から沖縄まで出荷する際の輸送費の一部を補助し、販路拡大等の効果について検証を行う、奄美市負担分であります。

委員より、農業委員会の農地境界紛争調定員、農地調査推進協力員、農地利用状況調査員の業務内容

と、奄美農業創出緊急支援事業負担金2,686万6,000円の実績について、また農林水産物輸送コスト支援事業補助金と奄美群島水産物輸送コスト支援事業の違いは何か、また想定される水産物は何か、質疑があり、農地境界紛争調停委員は農地の境界紛争があった場合に調停を行うもの、農地調査推進協力員は地元で委員がいない場合に協力をお願いするもの、農地利用状況調査員は以前の8.1調査の農地利用状況の調査員です。また、奄美農業創出緊急支援事業は新規就農者と既に営農農家での3戸以上の2組合の導入が対象であり、平成28年度導入以来の事業であります。また、農林水産物コスト支援事業は本土向けの輸送コスト支援であり、奄美群島水産物輸送コスト支援低減実証事業は沖縄向けの水産物補助事業であります。水産物が沖縄への出荷が多いということで、鹿児島県が組み立てた事業であります。対象品目は全品目ですが、特にホタテやチビキが多く出荷されていますとの答弁がありました。

ほかにも、委員より農業施設管理費のダム堆砂費測量業務111万3,000円であるが、どれぐらい堆砂があるのか、取水の農林と水道の割合は幾らか質疑あり、当局より、堆砂調査方法は音深調査により水面と水底の高さの調査を、上流へ40メートル、300メートルごとに行っている。総貯水量が232万立方メートル、堆積量が14万立方メートル、差し引き有効貯水量が218万立方メートルであります。また、取水の割合は農業用が22.54パーセント、水道が77.41パーセントでありますとの答弁がありました。

ほかにも、委員よりカボチャの生産状況、それにかかる助成の内容について、青年就農給付金について、松くい虫駆除事業について、水産振興費の6次産業化サポート事業について、糖業振興費のサトウキビ生産振興対策協議会負担金が昨年度の2倍になった要因は、また離島漁業再生支援交付金について、多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、7款商工費、1項商工費、19節負担金補助及び交付金の奄美市経営対策資金利子補助金1,000万円はミカンコミバエの影響により地域経済への影響が危惧されることから、資金需要に対する利子助成を行い、農商工業者への経営安定及び育成を図るための経費を計上するものであります。また、11目観光施設整備15節工事請負費は3億8,674万円は大浜海浜公園整備事業に5,874万円、歴史回廊のまち笠利9,100万円、森と水のまち住用観光プロジェクト事業1億9,500万円をそれぞれ計上し、年次的に施設整備を進めるものでございます。

委員より、歴史回廊のまち、森と水のまち住用の工事請負費の内容について、観光費の航路・航空路運賃低減事業負担金9,217万9,000円の内容は、について、また奄美・琉球観光交流連携体制構築事業の予算はどこにあるのか質疑があり、当局より、歴史回廊のまち笠利はあやまる公園の上部の整備、トイレや芝生を張って休憩所を整備するものであり、森と水のまち住用は内海の中核施設の整備とバンガロー施設の改修費用と1集落1ブランドの整備を進めるものです。また、観光費の航路・航空路運賃軽減事業負担金については、離島住民の負担軽減、交流需要喚起で、LCC等への全体事業は28年度17億3,058万5,000円のうち国10分の6、10億3,800万円、県は10分の2の3億4,600万円、市町村が10分の2の3億4,600万円です。市町村負担分のうち奄美市が9,217万9,000円です。奄美・琉球観光交流連携体制構築事業は鹿児島県800万円、沖縄県800万円は別計上でありますとの答弁がありました。

ほかにも、本場奄美大島紬振興費、本場奄美大島紬再生支援事業負担金2,635万円の内訳内容について、奄美大島サンセットプロモーション事業、DMOWe b プラットホーム構築事業の進捗状況について、販売組合の状況や借入金の残高について、販売組合の1,000反の資産価値について、ほかにも多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、土木課に関する補足説明があり、8款3目地方道路整備事業費、15節工事請負費3億7,050万円は災害防除や塩浜朝仁線ほか4路線の法面对策工事であり、防犯灯整備や名瀬・住用・笠利地区において防犯灯75基の設置を計画、また赤木名笠利線、伊津部勝名瀬勝小湊線の道路改良工事を計画、交通安全施設は名瀬地区伊津部32号線ほか3路線の防護柵設置工事を計画、橋梁補修については

福里橋、ほか8橋の補修工事を計画、舗装、補修は小浜24号線ほか9路線を計画しております。5項3目の末広・港土地区画整理事業15節工事請負費の1億824万7,000円は末広・港線道路工事と整備工事及び過疎、仮舗装工事を行うものであり、移転計画に併せて永田橋通りから朝日通りまでの区間の道路工事を計画しています。22節保証及び賠償金の2億5,949万7,000円は建物移転補償5棟と上下水道、ガス等の移転に関する補償費であります。27年度末進捗見込みは事業費ベースでは73.1パーセント、建物ベースで81.9パーセント、138棟中113棟となる予定であります。

委員より、まちづくり整備基金積立金はどのように使うのか、平成30年度で事業終了となるがあと2年度で使い切れるのか質疑があり、当局より、この基金は当初建物の使用料積み立てで作ったもの、公園やその他の施設整備に使いたいと考えている。中心市街地の全日食さんの家賃補助も行っている。2年間で基金が残らないようにしたいとの答弁がありました。

また、委員より末広・港土地区画整理事業の3億1,000万円の減の要因は、昨年度の補償費の件数について質疑があり、当局より、末広・港土地区画整理事業の減の要因は建物移転の件数が減ったためであり、昨年度の実績は繰越予算も含めて14棟49件の契約でありますとの答弁がありました。

ほかにも、委員より伊津部勝、名瀬勝、小湊線の用地買収等の状況について、急傾斜用地は何箇所あるのか、土地計画マスタープラン策定業務について、おがみ山ルート of 展望について質疑があり、また都市計画審議会委員名簿の提出依頼がありました。ほかにも多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、3日目は9款消防費の歳出、1節報酬は消防団員403名の各階級に応じた年報酬であります。8節の報償費は主に消防団員の退団に伴う退職報奨金1,527万7,000円であります。18節備品購入費は4,886万8,000円は主に名瀬地区配備の可搬動力ポンプ付き積載車有屋号購入費800万円、住用地区配備の水1型水槽車4,050万円であります。昨年度より比較しまして、歳出で3,400万円増えた理由といたしまして、消防車車両購入2台分及び平松消防団待機所の新規事業が主な理由であります。

委員より、平松消防車庫の完成はいつごろかとの質疑があり、当局より、新年度の4月に市の建築住宅課に業務委託を行う。年度内に完成する予定であるとの答弁がありました。

また、委員より昨年度の団員の出勤実績について質疑があり、当局より、名瀬・住用・笠利3地区の合計火災出勤18件、警戒出勤21件、会合が64件、訓練が56件でありますとの答弁がありました。

ほかにも、委員より消火栓設備の工事について、車両の機材状況の充実について、消防団員の退団に伴う補充について多くの質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、16款教育費、1款教育総務費から4項幼稚園までの当局の補足説明があり、3目学校建築費、15節工事請負費1億5,522万4,000円は小湊小学校校舍改築事業で、事業概要は鉄筋コンクリート造2階建て、1,225平方メートルの校舍改築であります。3目中学管理費、15節工事請負費765万円は笠利中学校トイレ水洗化改修工事350万円、学校給食コンテナ保管施設整備工事75万円、小宿中学校校舍2階バルコニー防水改修工事340万円を計上し、3目学校建築費は金久中学校屋内運動場改築事業事務費336万6,000円を含む3億4,336万6,000円であり、事業概要は鉄筋コンクリート造3階建て、1,924平方メートルで銃剣道場、アリーナ、更衣室等の整備となっております。

委員より、学校のICT化の予算はどの程度見ているのか、コンピュータ使用料が計上されているがリース契約なのか、パソコン室の稼働率、導入台数について質疑があり、当局より学校ICT環境整備については27年度にポータブル電子黒板、書画機能付きハイスピードカメラ等公募し、申し込みがあった学校に対して決定し配付している。奄美小学校にポータブル電子黒板2台、ハイスピードカメラ1台、大川小学校に電子黒板1台、ハイスピードカメラ1台、笠利の節田小学校に電子黒板2台、ハイス

ピードカメラ1台設置している。中学校では名瀬中学校、金久中学校、赤木名中学校に電子黒板1台、1台、ハイスピードカメラ1台ずつ設置している。コンピュータ使用料は5年間のリース料で契約終了後譲渡となる。パソコンの導入台数は小学校689台、中学校261台があり、28年度で充足率100パーセントの見込みを立てている。

委員より、不登校児童は何人か、カウンセリングの効果は出ているか質疑があり、当局より不登校生は小学校が3人、中学校65人、計68人であります。カウンセリングの効果につきましては、カウンセラーが非常に対応がよく、生徒や保護者、先生へのカウンセリングが行えていると聞いている。

ほかにも委員より質疑があり、奄美市公立幼稚園あり方検討委員会の内容について、報酬のいじめ問題緊急対策会議と奄美市いじめ問題調査委員会設置は何が違うのか、また魅力ある学校づくり支援事業について、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いについて、幼稚園の現場での免許がある方の雇用は、また今後の体制、計画的な採用は考えているのか、また幼稚園保育料の滞納について、多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、10款5項社会教育費から6項保健体育について当局より補足説明があり、5項2目公民館費12節役務費の中に移設手数料103万7,000円を計上、これは名瀬公民館が4月以降に取り壊しとなり、名瀬湊町の本場奄美大島紬会館に仮移転にかかる費用であります。4目社会教育施設管理費13節委託料113万5,000円のうち、小湊フワガネク遺跡の看板製作業務90万円は看板製作、設置委託料であります。6項保健体育費、2目給食運営費、15節工事請負費4,326万6,000円は名瀬・住用地区学校給食センター用地造成工事費を計上してあります。4目体育施設管理費、15節工事請負費7,130万円は多目的広場屋外照明器具改修工事600万円と名瀬運動公園大駐車場ライン引き150万円、太陽が丘運動公園テニスコート2面の改修工事1,880万円は住用運動公園トイレ新築工事4,500万円を計上してあります。

委員より、公民館の指定管理料は契約継続中であるが、契約内容も変わると思うがどのようになるのか、また小湊フワガネク遺跡の価値について質疑があり、当局より、公民館の契約は平成29年3月末までの協定です。契約の場所、電気代等に経費、講座の内容等が変わりますので、契約書とは年度途中で変更契約をすることを事前に協議を行っています。また、小湊フワガネク遺跡は国の指定遺跡になっています。出土品につきましても先週3月11日に国の重要文化財の指定を受けています。重要文化財とは国宝の次のランクの位置付けで、学術的に大変価値のある我が国を代表するものと認識していますとの答弁がありました。

また、委員より現行民間が解体されますと、300人規模のホールに代わる施設の建設予定はあるのか質疑があり、当局より、規模は大きくなりますが文化センターを利用したいと思っております。また、講演会等も会議室等で対応できると思いますがとの答弁がありました。公民館建設については市全体のまちづくり計画の中で検討していきたいとの答弁もありました。

ほかにも、委員よりスポーツ推進員について、各種大会及びコンクール出場補助金について、市民体育祭マスゲームに島の曲を考えられないか、伝統文化保存業務委託料について多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、12款公債費及び予備費について当局より補足説明があり、公債費35億8,640万6,000円は対前年度比7,602万8,000円の増額です。増額の要因は28年度から始まる元金償還開始額と27年度元金償還終了額の差額です。利子3億8,287万4,000円は対前年度比4,786万1,000円減額です。減額の要因は借り入れ利率の低下によるものです。

委員より、平成27年度地方債の残高は、28年度起債の借り入れ見込み額は、また地方債残高のピークはいつか、市中銀行の借り入れはできるのか質疑があり、当局より、28年度末地方債の現在高は376億4,123万3,000円、28年度借り入れ見込み額は42億8,390万円、償還見込み額が35億8,640万6,000円で28年度末現在高は383億3,872万7,000円となります。市中銀行は鹿児島銀行、南日本銀行、信用金庫、信用組合で136億5,000万円の借り入れ

がありますとの答弁がありました。

ほかにも質疑がありました省略させていただきます。

次に、予算書第2表、債務負担行為、第3表、地方債及び一時借入金について当局より補足説明があり、委員より債務負担行為の本場奄美大島紬協同組合が3億円から2億5,000万円になった理由について質疑があり、当局より紬組合の販路開拓資金の融資残高が2月末で2億1,329万3,000円となっており、残高が減少により変更したものです。

ほかにも質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

以上で、一般会計予算等審査特別委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得ましてお答えしたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（竹山耕平君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、ただいまの議案15件について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案15件につきましては、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号、議案第23号から議案第31号まで、議案第33号から議案第36号まで及び議案第38号の以上15件は原案のとおり可決されました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第2、議案第12号 平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算についてから、議案第22号 平成28年度奄美市水道事業会計予算についてまで、及び議案第32号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての、以上12件についてを一括して議題といたします。

ただいまの議案12件に関する委員長の審査報告を求めます。

特別会計予算等審査特別委員会委員長（戸内恭次君） 議場の皆さん、おはようございます。平成28年度特別会計予算等審査特別委員会の審査について御報告申し上げます。

特別会計予算等審査特別委員会は3月10日と11日の2日間開会し、本会議において当委員会に付託されました議案12件を審査いたしました。12件の議案につきましてはお手元に配付いたしました審査報告書のとおり、5件については賛成多数、7件については全会一致で原案のとおり決定しました。

以下、主な質疑について報告いたします。

まず、議案第17号 平成28年度奄美市公共下水道事業特別会計予算についてであります。予算案の説明の前に平成26年度末の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の概要について説明が

ありました。まず、公共下水道事業であります、名瀬総合支所管内において昭和51年度に着手し、昭和58年度から供用開始しているとのこと。全体計画586ヘクタールのうち、546ヘクタールの事業認可を得ており、平成26年度末現在の整備状況は504.4ヘクタールで整備率は92.38パーセントであるとのこと。処理開始区域内の普及人口は3万4,872人、水洗化人口は3万3,149人となっており、水洗化率は95.06パーセントとなっているとのこと。

次に、特定環境保全公共下水道事業であります、大笠利地区において平成8年度に事業着手し、平成13年度より供用開始しているとのこと。処理区内の普及人口は1,142人、水洗化率は84.2人となっており、計画区域内においての水洗化率は74.17パーセントとなっているとのこと。同じく赤木名地区におきましては、現在面整備を進めており、全体計画40.1ヘクタールのうち17.05パーセントにあたる6.84ヘクタールの保水管敷設整備を終えているとのこと。

28年度の予算についてであります、歳入、歳出のそれぞれ総額22億595万2,000円となっているとのこと。昨年度の当初予算と比較して1億6,275万3,000円の増額となっております、主な要因としては建設費の増額であるとのこと。

委員より質疑がありました。その主なものについて御報告いたします。

地方公営企業法適応移行支援業務について。汚水管路移設工事単独笠利の内容について。公営企業化に関する法の改正について。現在の会計方法と比べて財政の健全化に変わりが出るのかについて。下水道料を払えないという事例について。今後の水道、下水道料金値上げについて。土木費国庫補助金の補助率について。水洗化資金融資幹旋及び利子補給負担について。委託を受けた業者に電気系統の工事についてその発注について。幹線管きょ改築工事について。マンホールトイレについて。公共下水道事業指針対策の事業内容について。小宿地区の下水道整備について。この他に多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第18号 平成28年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算について、歳入、歳出について一括して審査いたしました。名瀬総合支所管内におきましては、昭和58年度に小湊地区の事業に着手し、平成3年度の供用開始以来根瀬部地区を始め、6地区において供用開始しているとのこと。住用総合支所管内におきましては、山間地区が平成16年度より供用開始しているとのこと。笠利総合支所管内におきましては、平成13年度に用地区で供用開始以来、宇宿地区が平成20年度から、また屋仁地区が平成25年度から供用開始しており、現在佐仁地区におきまして平成29年度の供用開始を目指して整備を進めているとのこと。供用開始しております10地区の普及人口は平成26年度末現在、3,096人、水洗化率は2,522人となっており、水洗化率は81.46パーセントであるとのこと。今年度の予算についてであります、歳入、歳出それぞれ総額3億8,404万5,000円であるとのこと。昨年度の当初予算と比較して5,128万5,000円の増額となっております、主な要因としましては事業費の建設費が増えたということであります。

委員より質疑がありましたので、ここに御報告いたします。公有財産購入費用と用安地区用地面積について。農業集落排水事業の機能診断作成業務1,200万円の予算が組まれている内容について。奄美市に指名を出しているコンサルは何業者であるかについて。農業集落排水事業を行っているが、道路幅が狭いところと広いところで見積りに差が出てくるかについて。このほか、多くの質疑がありましたがこの際省略させていただきます。

次に、議案第19号 平成28年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計について。貸付金のうち、奨学金貸付金につきましては、2億9,900万円を計上しているとのこと。その内訳といたしまして、教育奨学費、奨学生74名分、企業奨学生に2名分を計上しているとのこと。教育奨学生につきましては、高校生の継続分6名、新規分3名、大学生等の継続分47名、新規分18名、計74名分、2億8,100万円を計上しているとのこと。また、企業奨学生につきましては、郡内1名と郡外1名の2名で計1,800万円を計上しているとのこと。

委員より質疑がありましたので、御報告いたします。申し込み件数と予算の関連について。返済につ

いて、非課税世帯に免税等の特例について。この奨学金制度の原資について。国の補助事業を活用して奄美市が希望者に給付するという制度について。青年就農給付金等の給付と他の制度と重複して受給できるかということについて。このほか、多くの質問がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第20号 平成28年度奄美市と畜場特別会計予算についてであります。歳入、歳出それぞれ916万5,000円であるとのこと。現在のと畜場から古見方地区か住用地区への移設を考えているとのこと。

委員より質疑がありましたので、御報告いたします。豚の全盛期の処理トン数について。鹿児島に豚を送って処理して、逆輸入という形で島に入ってくる豚の大体のトン数について。どのくらいの規模で建設を進めているかということについて。予算をどの程度考えているかについて。山羊の刺身など新鮮な肉の供給について。このほか、多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第22号 平成28年度奄美市水道事業会計予算についてであります。始めに、先日長浜町で発生した水道管破損について、当局より報告がありました。予算についてであります。平成28年度の業務の予定量につきましては、給水戸数2万3,341戸、年間総給水量507万8,122立方メートル、1日平均給水量1万3,913立方メートルを予定しているとのこと。収益的収支及び支出についてであります。営業収益9億5,452万9,000円、営業外収益2億5,583万2,000円、水道事業収益は12億1,036万1,000円とのこと。平成28年度の収益的収支につきましては、水道事業収益12億1,036万1,000円から水道事業費用10億8,088万3,000円を差し引いた金額、1億2,947万8,000円が税込みの利益となるとのこと。

委員より質疑がありましたので、主なものを報告いたします。内部留保金含めた預金について。1億2,000万円の営業利益の話があったが、27年度損益計算書でも2億4,000万円ほどの当年度純利益が記載されているが、福祉減免等市民生活に反映することは考えられなかったかについて。自衛隊が来た場合の対応について。中心市街地の水道料金の滞納額について。経済的に困窮して払えなくなったケースについて。水道栓を止めた件数について。分割払いしている件数について。このほか、多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

失礼します。次に、議案第21号 平成28年度奄美市交通災害共済特別会計予算についてであります。歳入、歳出総額で715万3,000円の事業内容、事業会計となっているとのこと。

委員より質疑について御報告いたします。基金運用収入、雇用保険自己支払い分の説明と市役所職員加入率について。基金積立金の総額について。加入率を高めるための方法について。この共済の魅力について。このほか、多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第12号 平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について。議案第32号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して審議いたしました。平成26年度・27年度の国民健康保険税の税制改正におきまして、低所得者に対する軽減対象者の拡大併せて課税限度額の引き上げがなされ、中間所得層の負担に配慮した国民健康保険税の見直しが可能になったということ。平成28年度予算は歳入、歳出総額73億5,579万8,000円で予算計上いたしており、これは前年度より1億3,927万5,000円の増額とのこと。

委員より質疑がありましたので、御報告いたします。保険給付費の個人と市の負担について。高額療養費について。保険税率の平準化について。低所得者対策について。保険財政共同安定化事業拠出金が前年と比べると割高になっていることについて。子ども医療費助成の財政について。このほか、多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第13号 平成28年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算についてであります。歳入、歳出予算の総額はそれぞれ2億7,667万1,000円とのこと。

委員より、運営報酬の確保について質疑がありました。このほか、多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、第14号 平成28年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者

医療保険は1目の特別徴収保険料と2目の普通徴収保険料を合わせて2億6,664万6,000円を計上しているとのこと。

委員より質疑がありましたので、報告いたします。保険料還付金が歳入の還付金と同額になっていることについて。後期高齢者保険料は国保運営協議会のような議論の場があるのかということについて。普通徴収保険料の滞納繰越分と、督促手数料の内容について。このほか、多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、第15号 平成28年度奄美市介護保険事業特別会計予算についてであります。要介護認定に対する保険給付費の総額は37億7,987万円とのこと。介護予防サービス計画給付費は要支援1と要支援2の方々の介護予防サービス給付費として、総額は3億2,751万6,000円を計上しているとのこと。

委員より質疑がありましたので、御報告いたします。生活支援コーディネーターの謝金と内容について。成年後見制度利用支援事業について。生活支援体制整備事業の予算増額について。在宅医療介護連携推進事業について。現在の包括支援センターの体制について。認定調査員の業務内容について。一部事務組合について。介護の認定基準について。看護師の看護師増員等の取組みについて。1部、一般会計から繰り入れて、介護保険料を下げることについて。このほか、多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第16号 平成28年度奄美市訪問看護特別会計予算についてであります。訪問看護の委託料は3,420万1,000円で訪問看護療養費収入は3,420万1,000円を計上とのこと。奄美市訪問看護特別会計予算の総額は歳入、歳出それぞれ3,420万2,000円とのこと。

委員より質疑がありました。報告いたします。歳入の減額について。笠利地区で訪問看護を行う民間事業者の数について。独立採算運営の作業労法上の給料について。このほか、多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

なお、委員より疑問点の指摘があり、協議会を経たのち当局において、それを整理し資料として各委員に配付するよう指示いたしました。

以上で、特別会計予算等審査特別委員会の審査報告を終わりますが、御質問がございましたら他の委員の協力を得ましてお答えいただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

議長（竹山耕平君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番（三島 照君） 報告に対する質問。

議長（竹山耕平君） 質疑、はい。

16番（三島 照君） ここでいいですか。今、多くの質疑内容については報告がありましたけど、それに対して水道会計の福祉減税について当局はどういうふうな答弁をしたのか、その奨学金の返済の問題やらについても、市民はもっと知りたいと思うんですよ。質問はあったけど、それに対する答弁が全然報告がないし、後期高齢者の保険金の還付扱いについても、やっぱり国からどの程度還付がされてきているのか、そういう答弁をどういうふうな答弁があったのか、特にさっきの介護保険については、制度が変わって要介護が削られたり、そのケアマネジャーなどの対応についても一般質問が出てのは分かるんですけど、この制度が変わって多くの皆さんが知りたいのに、それに対してその質疑に対して当局がどういう答弁をされたのかが、もうちょっと報告されてもええんちゃうかと思うんですけど、その辺はどうですか。

議長（竹山耕平君） 今のはですね、議案第15号の介護保険事業、そしてまた、19号のふるさと創生人材育成事業、並びに議案22号の水道事業会計ということでよろしいでしょうか。その件についての今質疑がありましたので、対する委員長の説明を求めます。

特別会計予算等審査特別委員会委員長（戸内恭次君） 暫時休憩を求めます。

議長（竹山耕平君） はい、暫時休憩、ほかに。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩をいたします。

時間帯のほうは概ね10分ほどでよろしいでしょうか。それでは、10時45分、再開いたします。暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（竹山耕平君） それでは、再開いたします。（午前10時47分）

休憩前に続き、質疑の答弁を委員長に求めます。

特別会計予算等審査特別委員会委員長（戸内恭次君） 先ほど、特別会計予算等審査特別委員会の報告といたしましたが、内容について質疑に対する当局の答弁はなかったのかという話もございまして、当局のほうからは懇切丁寧に質疑に対して答弁をいただきましたことをまず報告をいたします。

それから、先ほど質疑の中の主なものについてですが、ふるさと創生人材育成資金特別会計予算についての返済について非課税世帯について免除の特例はあるのか、という質問に対して、奄美市ふるさと創生人材育成基金条例11条に、市長は基金の貸し付けを受けた者が特別な事情により償還困難と認められる場合はこれを猶予し、または免除することができるとあるという答弁をいただいております。報告をいたします。

次に、福祉水道事業のことについてですが、福祉減免ということもあるが市民生活に還元することは考えられなかったのかということに対して、答弁の内容を読まさせていただきます。福祉減免の話はあるが、今後人口が減少して給水人口も減ることが見込まれており、現在行われている平田浄水場の更新事業の規模が大きいので、ダウンサイジングと言って規模を縮小して造ると、また老朽管の対策事業もあり、投資的な費用大分見込まれる。その状況の中で、平成9年から水道料金を上げていない。水道料金を上げないことで答えていきたいという答弁がございました。ほかにも答弁はたくさんございますが、省略をさせていただきますが、どうぞ御容赦ください。以上です。

議長（竹山耕平君） よろしいでしょうか。以上で。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

始めに、反対者の発言を許可いたします。

通告のありました、日本共産党 崎田信正君の発言を許可します。

17番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は特別会計予算のうち、議案第32号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第14号

平成28年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第15号 平成28年度奄美市介護保険事業特別会計予算について、議案第22号 平成28年度奄美市水道事業会計予算についての5件について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、この5件の議案についての反対の理由は共通しております。安倍政権が進めるアベノミクスは貧富の拡大をもたらし、消費税増税や社会保障費の負担などが、収入が増えない、若しくは収入がない年金生活者や生活保護に頼らなければならない市民の生活を直撃しており、今こそ地方自治法第1条の2で掲げている住民の福祉の増進を図ることを基本とするその大きな使命を考えたとき、地方自治体は苦しい生活状況に置かれている市民生活に温かい目を向けるべきだということでもあります。まず、議案第32号、国保税条例の一部改正ですが、この条例は当局から提供された資料では国保税は所得がおよそ100万円から400万円までの階層で負担割合が高くなっていることが判明、全階層における負担割合の平準化を目的とし、とあり、一般会計繰入や累積赤字の状況において減税も困難と説明されています。国保税の収納率は奄美市になって最高となり、92パーセントに迫るなど担当職員の努力を評価いたし、今回の改正案も安易に出されたとは思っていません。しかし、ここで指摘したいことは確かに更なる繰入れや減税が困難と決めつけてしまうと提案された内容になるのかもしれない。この提案では所得の少ない1人及び2人世帯と500万円以上の所得の世帯で負担増となっています。国保加入の8,821世帯のうち、5,491世帯、62.2パーセントで負担増となっており、注目すべきは未申告を除く所得33万円以下の1人世帯の方が2,649世帯、30パーセントに上っていますが、増税になることです。増税の額は7割の法定減免で現在の年額1万7,300円から2万1,000円と3,700円。月額にすれば308円余りです。これだけを見ると、大した額に見えないかもしれませんが、生活保護ぎりぎり、あるいは生活保護水準以下で生活されている方には308円でも決して大したことはないなどと言えるものではありません。それは、負担増はこれだけにとどまらないからです。既に、介護保険料は引き上げられております。頼みの年金は物価高に追いつかず、実質引き下げ、そして所得の少ない人ほど負担が重くのしかかる逆累進性の強い、消費税は10パーセントへの増税です。このような人たちにとても国保税の値上げを押し付けるわけにはいきません。確かに、中間層の負担が重いことは以前から指摘されてきたことでもあります。今回、改めて計算しました。40歳夫婦で小学生の子ども2人の4人世帯で収入が月20万円、年収で240万円の場合の国保税の額は今回の条例案では現在の28万4,700円から26万2,900円に、2万1,800円軽減されます。しかし、このケースでは実は生活保護基準、僅かに下回る状況であります。そこに26万円を超える保険税が課せられるわけであります。先の一般質問で三島議員が紹介をされた、三つの仕事を掛け持ちで働き、3人の子どもを育てているシングルマザーの方も同じであります。ですから、軽減策は絶対に必要であることは間違いありません。国保は助け合いの制度とも述べておりますけれども、所得の低い人への負担増、つまり今でも助けを必要としている方に負担を求めるということは住民の福祉を第一に考える自治体の取るべき方法ではありません。私は一般質問でも述べましたが、法定減免は世帯割り、均等割りが対象となっていますが、ここに新たに所得割の軽減を導入することや、世帯の人数で算定する均等割を第2子や第3子の世帯ではさらに軽減するなどの対策を行い、補正予算で計上することを求めます。

次に、議案第12号、国保会計ですが、私は以前は国保会計には低所得者や困窮者に対する減免制度が不十分だとして反対してきました。そして、平成21年度の国保税の値上げ案についても反対をしてまいりました。しかし、その後国保税の再値上げが検討されたときに、国保税の減免制度は国の方針に後追いする形ではありますが、若干の前進は見られるが先進地域と比較すればまだまだ不十分だと言わなければなりません。それでも、一般会計からの繰入れで値上げを見送ったことを評価して、それ以後は反対してこなかったものであります。しかし、今回は国保税条例の一部改正についての反対理由を述べたとおりであり、その関連でみとるわけにはいきません。

次に、議案第14号、後期高齢者医療会計ですが、後期高齢者医療保険の保険料は2年ごとの見直し

です。平成24年度・26年度に続いて平成28年度も所得割額が9.32パーセントから9.97パーセントに値上げとなっており、これで3期連続の値上げとなります。しかも、これらの値上げが住民の間で話題になることなく、後期高齢者医療広域議会でも一般推薦で議員となっている1人の議員以外は発言もなく、値上げが決められている状況で、国保の広域化が同じことにならないように願うものがあります。

次に、議案第15号、介護保険会計ですが、介護保険料は3年ごとの見直しで、平成27年度からの第6期で基準額が月6,400円となっている高い介護保険料をそのまま認めるわけにはいきません。平成25年の九州市議会議長会でも、国民健康保険、介護保険の国庫負担割合の改善についての提出議案の中で、加入者は非正規労働者、無職者、年金生活者など所得水準の低い人が多く、また現在の深刻な景気と経済状態の悪化により、被保険者の保険料負担は重くのしかかっている。平均年齢が高く、所得が低いといった構造的な問題から脆弱な財政基盤は一層深刻化しており、厳しい財政運営を余儀なくされていると述べ、国の負担を拡充、強化をすることを求めているように、本来憲法25条の立場で国がしっかりと財政措置を行って、生活を脅かすような保険料になることは避けるべきであります。しかし、重い負担は今の問題です。国保税、消費税の負担増があります。国の制度改善を座して待つのではなく、改善を促すためにも自治体として保険料の軽減策を実施することが必要であります。

最後に、議案第22号、水道会計ですが、私は水道会計については水道料金に消費税課税は認められない。市民生活の実態も示し、福祉減免が必要だと申し上げてまいりました。平田浄水場の更新や3月8日の長浜町での水道管の漏水問題など、施設の維持管理に御苦労されていることは承知しております。しかし、市民の生活に目を向けると、一部に明るい話題もありますが、アベノミクスによる貧困と格差の拡大は所得水準の低い奄美には大きな影響をもたらします。先に述べた社会保障費の負担増に加え、消費税10パーセントへの増税が予定されるなど、低所得者対策として福祉減免の必要性は増しております。誰もが使う水道は空気と同じく生きるために欠かせない水であります。水道料金は支払いが滞れば3か月で停水です。ですから、生活がどんなに困っても生きるために滞納するわけにはいきません。その公共料金の水道料金には消費税がかかり、増税分がそのまま転嫁され実質値上げとなっていきます。軽減税率云々とありますが、そもそも最低限の生活にかかる費用には課税しないという最低生活費非課税の原則から認めるわけにはいきません。なお、1人暮らしの高齢者では10立方メートルまでを単位としている水道料金の体系を区分して、料金負担を軽減することも必要だと思います。

最後に、申し上げたいことは地方自治体の先進的な取組みや国民の声によって、国の態度や政策を改めさせてきたことは、例は過去にもたくさんあります。介護保険料区分の多段階制や高齢者医療保険料の9割軽減、資格証明書の高校生までの発行禁止などであります。今こそ、地方自治体が住民生活を防、住民生活の防波堤の役割をしっかりと果たし、国に制度の改善を迫ることこそ求められているということを申し上げ、反対の討論といたします。

議長（竹山耕平君） 次に、賛成者の発言を許可いたします。

通告のありました自民新風会 安田壮平君の発言を許可いたします。

13番（安田壮平君） 皆さま、こんにちは。自民新風会の安田壮平です。議案第12号 平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算及び議案第32号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

まず、国民健康保険制度は皆さま御案内のとおり、昭和13年の国民健康保険法の制定に始まりますが、32年に至り国民皆保険計画が策定され、健康保険を主軸とする被用者保険と地域を単位とする国民健康保険の2本立てでこの計画が推進されることとなりました。33年には新国保法が公布され、国保事業を市町村の事務的事業とするとともに、国の責任を明確にし、老幼給付費等に対する国庫負担制度の改善と調整交付金制度の創設、事業内容の統一等を行うものとして、34年1月から施行されてお

ります。法施行後も7割給付実施、高額療養費支給制度の創設、近年では保険基盤安定制度や国保財政安定化支援事業の創設等が行われてきておりますが、国保においては被用者保険の事業所を退職してから加入する方が多いことなどから、年齢構成が高く医療費水準が高い所得水準が低いという構造的な課題を抱え、一般会計からの法定外繰入や繰上げ充用をする市町村が増えるなか、本市においても医療費の増加を主な要因として、平成26年度決算では8億円を超える累積赤字となり、以前として厳しい財政状況下にあることは皆様も御存じのことと思います。このような中で、国においても持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法が平成26年12月に、また27年5月には持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部改正法が可決、成立しております。この改正においては平成30年度から国保の財政運営の責任主体が都道府県となることや、全国ベースで3,400億円の公費の拡充などが決まっております。ここで、平成28年度の国保事業予算であります。歳入、歳出総額で前年度比1億3,827万5,000円増の73億5,579万8,000円となっております。基本となる病気、怪我、出産及び死亡に対する医療給付費はもちろんのことですが、医療費の適正化に向け、特定検診の受診率向上、各種保険事業の実施による疾病予防の推進、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の利用促進、重複頻回受信者に対する生活指導等が歳出予算として計上されております。また、歳入では通常の国・県負担金補助金、65歳から74歳までの医療費を全医療保険者で前期高齢者交付金が確保されるとともに、先ほどの公費拡充による保険基盤安定事業繰入金が増額が反映されたものになっております。このようなことから適正な予算案であると認識しております。なお、被保険者数の減少による国保税の収入減が見られますが、平成24年度まで87パーセントから88パーセント台であった収納率を25年度、26年度は91パーセント台まで改善させているところであり、次の税率改正等にもつながりますが、税負担の公平感醸成のため、収納率の更なる改善を要望したいと考えます。

次に、奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに移ります。この改正案は国民健康保険法にその設置が規定されている国民健康保険運営協議会の答申を経て提出されたものであります。この国保運営協議会は被保険者代表4名、保険医、保険薬剤師4名、公益代表として市議会議員4名の12名で構成されており、国保事業の重要事項を審議する場であります。改正の内容は所得階層別における税負担割合の平準化を目的として、所得が100万円から400万円まで、その中でも世帯員が多い階層で現在負担割合が高くなっていることから、この階層における負担割合を低く抑える内容となっております。しかし、全体の調定額を変更しないものであるため、現在比較的負担割合が低い1人から2人世帯の低所得の一部と、高所得の階層で増額となっております。国民健康保険事業における保険税の税率等については予想される医療給付費をもとに、公費等による収入を差し引いて設定されるものですが、さきほど述べました年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低いという構造的な課題を抱える中、市内の景気の動向等も踏まえながら判断されるものと考えております。今回の税率改正につきましても、所得階層別における負担割合の平準化を図るものであり、特に子育て世帯の負担軽減につながるものとなっております。妥当な改正案であると考えております。なお、今回の税率改正により納付が困難となる被保険者が申し出た際には分納などの納税相談にきめ細かく応じていただくとともに、今後の収納状況をつぶさに把握、分析され、今後の税率改正の際の重要資料として反映していただくことを要望いたします。最後に、国民皆保険の基盤である国民健康保険の負担の在り方については、市民生活に多大な影響を与えるものであり、議員として、また被保険者としてこれまで以上に国の改革内容や市の国保事業に注視していきたいと考えております。

以上で、賛成の討論終わります。

議長（竹山耕平君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、この議案１２件について採決いたします。

この採決は分割して行います。

まず、議案第１２号 平成２８年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号 平成２８年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号 平成２８年度奄美市介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号 平成２８年度奄美市水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

議案、よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号 平成２８年度奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に関する委員長報告は原案可決すべきものであり、失礼しました、原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号 平成２８年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、及び議案第１６号 平成２８年度奄美市訪問看護特別会計予算についてから議案第２１号 平成２８年度奄美市交通災害共済特別会計予算についてまでの、以上７件についてを一括して採決いたします。

ただいまの議案７件に関する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案７件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第１３号及び議案第１６号から議案第２１号までの以上７件については、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第３，議案第３９号から議案第４２号までの人権擁護委員候補者の推薦についての４件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、ただいま上程されました議案第３９号から議案第４２号までの人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

議案第３９号から４２号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、金城三雄氏、重信千代乃氏、諏訪 東氏及び山野裕子氏の任期が平成２８年６月３０日をもって満了になりますことから、引き続き金城三雄氏及び重信千代乃氏を、また新たに川畑力男氏及び塩崎實子氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。なにとぞ御審議の上、同意していただきますようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案について採決いたします。

採決はこれを一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第３９号から議案第４２号までの人権擁護委員候補者の推薦についての４件はいずれも

これを承認することに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第４，議案第４３号から議案第５８号までの農業委員会委員の任命についての１６件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま，上程されました議案第４３号から議案第５８号までの農業委員会委員の任命につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い，同法の規定に基づき委員の公募を行い，応募いただいた方々の中から有識者等による選考委員会において委員の候補者を選考していただいたところでございます。その結果を踏まえ，本日提案いたしております１６人の方々を市長において，本市の農業委員会の委員として任命いたしたく，改正後の農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により，議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御審議の上，同意してくださいますようお願いいたします。

議長（竹山耕平君） これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから，本案について採決いたします。

採決はこれを一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの議案１６件は，これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第４３号から議案第５８号までの農業委員会委員の任命についての１６件はいずれもこれに同意することに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第５，議案第５９号及び議案第６０号，教育委員会委員の任名についての２件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第５９号及び議案第６０号の教育委員会委員の任命に就きまして，御提，提案理由を御説明いたします。

現在，教育委員会の委員に欠員が生じておりますことから，新たに元井孝信氏を，また現委員の恵上

イサ子氏の任期が平成28年6月2日をもって満了になりますことから、引き続き恵上氏をそれぞれ任命いたしたく、教育、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、御審議の上同意してくださいますよう、お願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び、失礼いたしました。もとい、本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

最初に、議案第59号について採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は23人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱確認）

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

本案を可とするもの、可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開放)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立ち合い人に松山さおり君、関 誠之君を指名いたします。
両名の立ち合いをお願いします。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成23票、反対0票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第59号 教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、議案第60号について採決いたします。

この採決は無記名投票を持って行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの議長を除く出席議員は23人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際、念のために申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開放)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立ち合い人に津畑 誠君、三島 照君を指名いたします。

両名の立ち合いをお願いします。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成23票、反対0票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第60号 教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前11時37分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前11時40分）

日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第165条の規定に基づき、お手元に配付のとおり議員の諸君を第59回奄美群島市町村議会議員大会に派遣いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

○

議長（竹山耕平君） 日程第7、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、お手元に配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおりこれを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって、平成28年第1回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前11時41分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長	竹山 耕平
奄美市議会議員	松山さおり
奄美市議会議員	多田 義一
奄美市議会議員	川口 幸義

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第1号	平成27年度奄美市一般会計補正予算(第8号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第2号	平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第3号	平成27年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第4号	平成27年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第5号	平成27年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(6)	議案第10号	奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	陳情第1号	住用町市湾の赤土汚染に関わる陳情	採択すべきもの

平成28年3月9日

文教厚生委員長 渡 雅之

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第1号	平成27年度奄美市一般会計補正予算(第8号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第6号	平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第7号	平成27年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第8号	平成27年度奄美市水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの

平成28年3月9日

産業建設委員長 多田 義一

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 1 号	平成 27 年度奄美市一般会計補正予算（第 8 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 9 号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成 28 年 3 月 9 日

総務企画委員長 橋口 和仁

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

一般会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第11号	平成28年度奄美市一般会計予算について	原案可決すべきもの
(2)	議案第23号	奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第24号	奄美市行政不服審査会条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第25号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第26号	奄美市職員の退職管理に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第27号	奄美市減債基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第28号	奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第29号	奄美市消費生活センター条例の制定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第30号	奄美市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第31号	奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第33号	奄美市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(12)	議案第34号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(13)	議案第35号	過疎地域自立促進計画の策定について	原案可決すべきもの
(14)	議案第36号	奄美市道路線の廃止及び認定について	原案可決すべきもの
(15)	議案第38号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成28年3月22日

一般会計予算等審査特別委員会委員長 師玉 敏代

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

特別会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第12号	平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(2)	議案第13号	平成28年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について	原案可決すべきもの
(3)	議案第14号	平成28年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決すべきもの
(4)	議案第15号	平成28年度奄美市介護保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(5)	議案第16号	平成28年度奄美市訪問看護特別会計予算について	原案可決すべきもの
(6)	議案第17号	平成28年度奄美市公共下水道事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(7)	議案第18号	平成28年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(8)	議案第19号	平成28年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について	原案可決すべきもの
(9)	議案第20号	平成28年度奄美市と畜場特別会計予算について	原案可決すべきもの
(10)	議案第21号	平成28年度奄美市交通災害共済特別会計予算について	原案可決すべきもの
(11)	議案第22号	平成28年度奄美市水道事業会計予算について	原案可決すべきもの
(12)	議案第32号	奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成28年3月22日

特別会計予算等審査特別委員会委員長 戸内 恭次

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

平成 28 年 3 月 22 日

議員派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及び奄美市議会会議規則第 165 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 第 59 回奄美群島市町村議会議員大会

- (1) 派遣目的 当該議員大会における各地区提出議題の審議のため
- (2) 派遣場所 大島郡喜界町
- (3) 派遣期間 平成 28 年 5 月 18 日～20 日（3 日間）
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

平成28年 3 月22日

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

議会運営委員長	大迫 勝史
総務企画委員長	橋口 和仁
文教厚生委員長	渡 雅之
産業建設委員長	多田 義一

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 総務企画委員会

- 1 陳情第2号 「奄美に大学を設置する審議会」の発足に関する陳情
- 2 平成27年陳情第17号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情
- 3 委員会の所管事務に関する調査について

○ 文教厚生委員会

- 1 委員会の所管事務に関する調査について

○ 産業建設委員会

- 1 平成27年陳情第16号 「商店版リフォーム助成制度の創設」を求める陳情
- 2 委員会の所管事務に関する調査について

◎ 所管事務調査計画表（案）

- 委員会名 総務企画委員会
 調査期間 平成28年第2回定例会開会までの間
 調査場所 千葉県 我孫子市, 北海道 帯広市 芽室町 池田町
 参加委員 橋口 和仁, 関 誠之, 松山 さおり, 栄 ヤスエ, 安田 壮平,
 平川 久嘉, 里 秀和, 伊東 隆吉
 調査目的 委員会の所管に関する事項
 経費等 委員1人につき20万円以内

- 委員会名 文教厚生委員会
 調査期間 平成28年第2回定例会開会までの間
 調査場所 青森県 弘前市, 東京都 豊島区 武蔵野市
 参加委員 渡 雅之, 元野 景一, 橋口 耕太郎, 林山 克巳, 大迫 勝史,
 竹山 耕平, 崎田 信正, 奥 輝人
 調査目的 委員会の所管に関する事項
 経費等 委員1人につき20万円以内

- 委員会名 産業建設委員会
 調査期間 平成28年第2回定例会開会までの間
 調査場所 長崎県 対馬市 平戸市, 熊本県 芦北市
 参加委員 多田 義一, 戸内 恭次, 津畑 誠, 与 勝広, 川口 幸義,
 西 公郎, 三島 照, 師玉 敏代
 調査目的 委員会の所管に関する事項
 経費等 委員1人につき20万円以内

参 考 資 料
(意 見 書 等)

「議案第 10 号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」に対する附帯決議

本委員会に付託された「議案第 10 号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、国の制度改革に伴い、低所得者の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の軽減を図るものであり、重要な条例改正であると考えます。

しかしながら、この改正は、従来から指摘されてきた保育料の地域格差を解消することなく行われております。

本年 3 月 20 日には合併 10 周年の佳節を迎えます。名瀬、住用及び笠利で 3 地域の均衡ある発展を目指してきた合併当初の理念を実効性のあるものにするためにも、地域間の格差は解消されなければなりません。

については、市において下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 平成 28 年度中に、検討委員会等を設置し、名瀬、笠利両地区の幼稚園保育料の一元化を図ること。

以上、決議する。

平成 28 年 3 月 9 日

奄 美 市 議 会